

東京控訴院管内における陪審裁判

——実証的研究のための資料探究——(2)横浜・浦和・千葉編

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

研究主任 増田 修

共同研究者 居石正和・加藤 高・紺谷浩司

三阪佳弘・緑 大輔・矢野達雄

(アイウエオ順)

一 はじめに

二 陪審公判一覧表

1 横 浜 横浜地方裁判所における陪審公判一覧表

2 浦 和 浦和地方裁判所における陪審公判一覧表

3 千 葉 千葉地方裁判所における陪審公判一覧表

三 陪審公判始末簿・刑事統計年報から見た陪審裁判

1 横 浜 横浜地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表

2 浦 和 浦和地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表

3 千 葉 千葉地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表

四 陪審説示集・問書集による事件の紹介

1 横 浜

(一) 説示・問書

② S E 作造 (横浜地方裁判所殺人被告事件昭和四年四月二四日判決)

2 浦 和

(一) 説示・問書

① T O 昇 (浦和地方裁判所殺人被告事件昭和三年一月二八日判決)

(二) 問書・答申

① T O 昇 (浦和地方裁判所殺人被告事件昭和三年一月二八日判決)

3 千 葉

(一) 説示・問書

③ I B 清吉郎 (千葉地方裁判所強盗傷人被告事件昭和四年六月一二日判決)

④ I T 董 (千葉地方裁判所殺人被告事件昭和四年六月二三日判決)

⑥ S O 芳造 (千葉地方裁判所放火未遂被告事件昭和四年七月二四日判決)

(二) 問書・答申

① S K 秋 (千葉地方裁判所放火被告事件昭和四年二月一五日判決)

五 刑事判決書

1 横 浜

⑥ A K 庄吉 (横浜地方裁判所殺人被告事件昭和三年二月二七日判決)

② S E 作造 (大審院殺人上告事件昭和四年九月三日判決)

③ O T 善悦 (横浜地方裁判所放火被告事件昭和四年五月三〇日判決)

④ Y D 欽司・M M マサ (横浜地方裁判所放火教唆放火被告事件昭和四年六月二〇日判決)

③ I B 清吉郎（大審院強盜傷人上告事件昭和四年一〇月八日判決）・「法律新聞」

⑩ A T 千代三郎（大審院殺人上告事件昭和五年四月二三日判決）・「大審院刑事判例集」

⑩ A T 千代三郎（大審院殺人上告事件昭和五年四月二三日判決）・「法律新聞」

⑪ 花澤勝之（大審院殺人死体遺棄上告事件昭和五年七月一七日判決）・「大審院刑事判例集」

⑪ 花澤勝之（大審院殺人死体遺棄上告事件昭和五年七月一七日判決）・「法律新聞」

六 新聞報道に見る陪審公判

1 横 浜 陪審公判に関する報道

2 浦 和 陪審公判に関する報道

3 千 葉 陪審公判に関する報道

七 陪審裁判に対する判検事・弁護士の感想

1 横 浜

(一) 判検事の感想

① 大審院判事字野要三郎「上告裁判所より見たる陪審裁判」

(二) 弁護士の感想

2 浦 和

(一) 判検事の感想

① 浦和地方裁判所長安藝茂富「感想」

② 浦和地方裁判所検事正奥村靖「感想」

③ 浦和地方裁判所部長日下巖「感想」

④ 浦和地方裁判所検事井上長政「感想」

(二) 弁護士の感想

3 千 葉

(一) 判検事の感想

① 千葉地方裁判所長永富貞平「所感」

(二) 弁護士の感想

八 陪審公判を担当した判検事・弁護士の閲歴

1 横 浜 (一) 判事の閲歴、(二) 検事の閲歴、(三) 弁護士の閲歴

2 浦 和 (一) 判事の閲歴、(二) 検事の閲歴、(三) 弁護士の閲歴

3 千 葉 (一) 判事の閲歴、(二) 検事の閲歴、(三) 弁護士の閲歴

九 おわりに

一 はじめに

本稿は、「東京控訴院管内における陪審裁判—実証的研究のための資料探究—(1)東京編」に続くものである。

陪審裁判は、陪審法が昭和三(一九三八)年一〇月一日施行され、昭和一八(一九四三)年四月一日施行を停止されるまで行われた。その間、本編の各地方裁判所においては、横浜三六件、浦和二件、千葉二六件、合計六四件の陪審裁判が開かれた。

それらの陪審公判を復元する資料としては、(1)陪審公判始末簿、刑事第一審公判始末簿、(2)予審終結決定書、(3)陪審説示集・問書集、(4)刑事判決書、(5)新聞報道

本稿に採録した陪審公判は、横浜地方裁判所三六件（内一件は不明）、浦和地方裁判所二件、千葉地方裁判所二六件、合計六四件である。その概要は、陪審公判一覧表の通りである。

無罪は、横浜が④（放火・放火教唆）・⑤（非現住建造物放火）・⑫（放火）・⑭（放火）・⑮（殺人二名→殺人・更新、2分1）・⑯（殺人）・⑰（殺人）・⑱（放火）・⑳（非現住建造物放火）・㉑（放火）・㉒（殺人未遂3件→殺人未遂・傷害・無罪、3分の1）・㉓（放火）事件、浦和がなし、千葉が①（放火）・⑯（殺人）・⑱（放火）・⑳（放火）事件、浦和がなし、千葉が①（放火）・⑯（殺人）・⑱（放火）・⑳（放火）事件である。無罪は、横浜三六件中一〇・八三件、浦和二件中〇件、千葉二六件中六件、合計六四件中一六・八三件で、無罪率二六・三〇％である。

縮小認定は、横浜が①（殺人未遂→傷害）・⑥（殺人→傷害致死）・⑧（強盗傷人→窃盗）・⑩（強盗殺人未遂→強盗）・⑬（殺人→傷害致死）・⑳（殺人未遂3件→未遂・傷害・無罪、3分の1）・㉒（殺人→傷害致死）・㉔（殺人→傷害致死）事件、浦和がなし、千葉が④（殺人→傷害致死）・⑤（殺人→傷害致死）・⑥（放火→脅迫）・⑦（殺人未遂→傷害）・⑧（殺人→自殺幫助）・⑫（尊属殺人→尊属傷害致死）・⑭（殺人未遂→傷害）・⑰（殺人未遂→傷害）・⑱（殺人未遂→傷害）・⑲（殺人未遂→傷害）事件である。縮小認定は、横浜三六件中七・三三件、浦和二件中〇件、千葉二六件中一〇件、合計六四件中一七・三三件で、縮小認定率二七・〇七％である。無罪率と縮小認定率を合計した被告人の主張容認率は、五三・三七％である。

求刑より軽い量刑の事件は、横浜が②（殺人、死刑→無期）・③（放火、7年→5年）・⑦（放火教唆、10年→7年。放火、7年→5年）・⑨（殺人、6年→3年）・⑲（強盗傷人、4年→3年6月）・⑳（放火、5年→3年6月）・㉑（放火、5年→4年）事件の七件、浦和が①（殺人、5年→7年）・②（殺人、3年→2年執行猶予）事件の二件、千葉が②（強姦致傷、4年→3年）・③（強盗傷人、7年→3年6月）・⑨（殺人・殺人未遂、15年→7年）・⑩（殺人、15年→12年）・⑪（殺人・死体遺棄、死刑→無期懲役）・㉒（殺人、無期→15年）・㉔（殺人、7年→5年）事件の七件、合計一六件である。

判決が求刑と同じ事件は、横浜が⑪（殺人未遂、2年）・⑱（殺人、無期）・㉓（放火、5年）・㉔（放火、4年）・㉕（放火、5年）・㉖（放火、5年）・㉗（放火、3年）事件の七件、浦和がなし、千葉が⑤（殺人、4年）・⑮（強姦致傷、3年）・㉓（殺人、無期）事件の三件、合計一〇件である。

そして、更新事件は、横浜が⑮（殺人、再陪審・無罪）・⑳（放火、再陪審・無罪）・㉕（放火、通常公判・有罪）事件、浦和・千葉はなし、合計三件である。

以上の中には、無期が、横浜は②（殺人、死刑→無期）、⑱（殺人、無期→無期）事件、浦和はなし、千葉に⑪（殺人死体遺棄、死刑→無期）・㉓（殺人、無期→無期）事件、合計四件ある。執行猶予は、横浜に⑲（殺人未遂→傷害）、浦和に②（殺人→殺人）事件、千葉に⑥（放火→脅迫）⑧（殺人→自殺幫助）⑬（殺人未遂）⑰（殺人未遂→傷害）事件の六件ある。

なお、未決勾留日数を本刑算入した事件は、横浜が⑥→⑪・㉒→⑳・㉖→⑳・㉚・㉛・㉜事件、浦和がなし、千葉が⑭・⑮・⑰・㉒・㉔事件、合計二二件ある。

1 横 浜 横浜地方裁判所における陪審公判一覧表

横浜地方裁判所における陪審公判一覧表は、「東京朝日新聞・神奈川版・神奈川附録」、「東京朝日新聞・神奈川版・横浜横須賀版・神奈川東日版」、「読売新聞・神奈川読売版・読売横浜版」、「貿易新報」、「毎朝新報」などの新聞報道、ならびに「刑事判決書」（横浜地方検察庁所蔵）、「刑事第一審公判始末簿」（横浜地方裁判所蔵）などを参照して作成した。

（注）「陪審公判一覧表」における裁判所別・年度別件数は、「陪審法ノ停止ニ関スル法律ヲ定ム」『公文類聚』第67編・昭和18年・第12巻・司法3・刑事。国立公文書館のデジタルアーカイブで閲覧可能）の添付書類「陪審事件関係諸表（昭和17年12月1日現在調）」中

の「(二) 陪審法施行以来陪審ノ評議ニ付シタル総件数表」(以下、「総件数表」という)を基礎にした。しかし、この「総件数表」は、正確ではない部分もあるので、「刑事統計年報」、「法曹会雑誌」(7巻3号、8巻10号、9巻1号・7号、10巻1号)掲載の統計表、新聞報道などにより検証・補訂した。

昭和3年・1件

①	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
3・12・15	殺人	更新	被告人(年齢)	横山鑛太郎	古山春司郎	安齋林八郎	
3・12・27	(女中殺) 殺人	(陪審法第98条) 傷害致死	料理店雇人 (34)	清水正一 津田進	竹内佐太郎		
	(更新後、陪審辞退し、通常公判)	懲役2年(懲役7年) 執行猶予3年					

(注1) 陪審公判は開かれたが、被告人が錯乱状態になったので公判を中止し、陪審法第98条に基づき更新決定をした。その後、被告人は陪審を辞退して通常公判で有罪となった。陪審員による評議はなされなかったため、統計上は陪審公判ではない。

(注2) ◎事件の通常公判は、横浜地方裁判所「刑事第一審公判始末簿」に記載されており、横浜地方検察庁に刑事判決書も保存されている。

昭和4年・6件(無罪2件)

①	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
4・3・20	殺人未遂	傷害	被告人(年齢)	横山鑛太郎	古山春司郎	弁護士	
	(元内縁の妻殺人未遂)	懲役3年	無職(33)	清水正一		澤井源三郎	

②	③	④	⑤	⑥
4・4・24	4・5・30	4・6・20	4・7・4	4・10・10
殺人 (殺人か心中か)	放火 (保険金詐欺)	放火 (保険金詐欺)	非現任建造物放火 (女将の放火) (請求陪審)	殺人
無期懲役 (死刑)	懲役5年 (懲役7年)	無罪	無罪	傷害致死 長期3年
SE作造 養鶏業(41)	OT善悦 酒商(27)	MMマサ 無職(欽司 の義妹) (22)	KTラキク 元芸妓屋業 (40)	NT行雄
横山鑛太郎 清水正一 坂井改造 菅野次郎	清水正一 坂井改造 古賀清三郎	清水正一 坂井改造 古賀清三郎	清水正一 坂井改造 古賀清三郎 緑川亨	清水正一
古山春司郎	永井太三郎	永井太三郎	古山春司郎	飯澤高
松岡憲逸	松田哲	安齋林八郎 平川松太郎 兒玉正五郎	赤尾藤吉郎 平良寛 澤田洪憲	

	(少年の決闘事件)	短期5年の懲役、未決勾留60日算入	瓦斯電気 見習工 (17)	古賀清三郎 緑川亨	
--	-----------	-------------------	------------------	--------------	--

(注1) ①事件は、上告したが(「法曹会雑誌」第7巻第10号、一九二九年一〇月)、上告棄却と思われる。

(注2) ②事件は、上告したが、昭和4年9月5日上告棄却。②事件菅野次郎判事は、予備の陪席判事である。

(注3) ④私文書並有価証券偽造行使・詐欺事件は、横浜地方裁判所「刑事第一審公判始末簿」に記載されている。

(注4) ⑤は請求陪審事件。

(注5) ⑥事件は、少年事件のためか新聞報道されなかったが、横浜地方検察庁保存の刑事判決書原本がある。本件は、「決闘罪二開スル件」第3条「刑法」第205条第1項に該当するが、重い「刑法」第205条第1項の刑に従った。また、年齢17歳なので、少年法が適用された。

昭和5年・4件

⑦	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
5・5・13	放火教唆 (保険金詐欺)	懲役7年 未決勾留70日算入 (懲役10年)	K春吉 洋品商(35)	清水正一 松岡千壽 奥野利一	飯澤高	澤田洪憲 吉田	
⑧	強盗傷人 (強盗か窃盗か)	窃盗 (懲役3年(懲役4年) 懲役5年 未決勾留70日算入 (懲役7年)	IS利松 無職(28)	宇野要三郎 松岡千壽	永井太三郎	久保田哲安(官選)	
			HY忠次郎 酒類雑貨商 (25)				

⑨	5・12・16	殺人 (元妻の夫殺し)	懲役3年 (懲役6年)	IK由太郎 大工(43)	奥野利一 清水正一 松岡千壽	永井太三郎	會田武雄
⑩	5・12・18	強盗殺人未遂 (運転手襲撃事件)	強盗 懲役2年6月 未決勾留60日算入 (懲役5年)	IU為市 無職(25)	宇野要三郎 松岡千壽 奥野利一	飯澤高	安齋林八郎

(注1) ⑦放火教唆事件は、上告(弁護士澤田洪憲・赤井幸夫)したが、昭和5・10・2上告棄却。

(注2) ⑩事件は、上告(弁護士安齋林八郎)したが、昭和6年5月8日上告棄却。

昭和6年・9件(無罪5件、更新1件)

⑪	6・2・23	殺人未遂 (川崎遊郭無理心中)	懲役2年(懲役2年) 未決勾留60日算入	TH藤松 職工(27)	宇野要三郎	飯澤高	三浦寅之助
⑫	6・7・30	放火 (保険金詐欺)	無罪	NT松五郎 大工兼小作農 (45)	清水正一	永井太三郎	兒玉正五郎
⑬	6・8・□	殺人	傷害致死 懲役5年(懲役5年)	HD房吉 露天商(42)	宇野要三郎	中野並助	名越亮一 久保田國松

⑭	⑮	⑯	⑰
6・9・26	6・9・30	6・10・19	6・10・24
放火 (保険金詐取)	殺人 (混血児殺し)	殺人(嬰兒殺し) 死体遺棄 (通常公判)	殺人 (混血児殺し) 死体遺棄(通常公判)
無罪	更新 無罪	無罪 懲役4月(懲役6月) 執行猶予2年	無罪 懲役1年・未決勾留 200日算入(控訴審、 懲役1年6月・未決 勾留200日算入) 懲役10月・執行猶予 3年(控訴審、懲役
I M房吉 飲食店(64)	T D清一 西洋料理店 営業 (22) S K辰雄 看板業(28)	Y Gムネ (55) 看板業(28)	T D清一 西洋料理店 営業 (22) S K辰雄 看板業(28)
宇野要三郎 竹中半一郎 山本長次	清水正一 富岡孝助 山本長次	宇野要三郎 富岡孝助 山本長次	清水正一 富岡孝助 山本長次
永井太三郎	中野並助	永井太三郎	中野並助
兒玉正五郎 飛鳥田喜一	小林梅茂	赤尾藤吉郎	小林梅茂 安齋林八郎

⑱	⑲
6・11・12	6・12・3
放火 (保険金詐取)	殺人 (小田原の夫殺し) 死体遺棄(通常公判)
無罪 懲役6月・執行猶予 3年(控訴審、懲役 6月・執行猶予3年)	無期懲役 (無期懲役) 懲役2年(懲役3年)
A Hみち 紡績工(34) (29) S K萬次郎 洋服裁縫業	S Nきょう 女給(41)
宇野要三郎	清水正一 富岡孝助 山本長次
中野並助	永井太三郎 奥田剛郎
田崎文藏	染谷徳平

(注1) ⑬事件は、8月4日の求刑は懲役5年であるが、判決は見出せなかった。刑事統計年報により、判決は懲役5年と推定した。

(注2) ⑰事件は、⑮事件の再陪審である。

(注3) ⑰死体遺棄・傷害・犯人蔵匿事件は、控訴して、昭和7年9月5日控訴審判決を受けた。そして、⑰死体遺棄・傷害事件は上告したが、昭和7年12月10日上告棄却。なお、⑰犯人蔵匿事件は、控訴審で執行猶予となったので、上告しなかった。

(注4) ⑱殺人事件は、上告(弁護士染谷徳平)したが、昭和7年6月19日上告棄却。また、⑲死体遺棄事件は、控訴したが、昭和7年11月25日、懲役2年の判決があり確定した。

昭和7年・6件（無罪2件）

②①	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
7・1・28	非現住建造物放火 (金比羅院放火事件) (請求陪審)	無罪	OH徳太郎 屋根職(36)	清水正一 富岡孝助 河内雄三	中野並助	渡邊 山下昌義 森有度	
7・2・27	私文書偽造登記簿原 本不実記載行使詐欺 (通常公判)	私文書偽造登記簿原 本不実記載行使詐欺 懲役1年 (詐欺 一部無罪)	TM忠次 下駄職人(44)	宇野要三郎 富岡孝助 河内雄三	酒巻衡		
7・2・26	放火 (火事見舞いを得る 目的で隣家に放火)	無罪	I H厚守 支那蕎麦行商 (34)	清水正一 富岡孝助 河内雄三	奥田剛郎		
7・3・15	殺人未遂 (嫉妬から三人斬り) 罪	殺人未遂・傷害・無 罪 懲役2年(懲役5年) 未決勾留200日算入	K G重元 飲食店営業 (46)	佐藤修一 富岡孝助 河内雄三	酒巻衡		大橋 星野新一 松倉
7・5・19	放火 (保険金詐取)	懲役5年 未決勾留200日算入 (懲役5年)		河内雄三			

②⑤	②④
	7・6・25 殺人 (伯母殺し)
	傷害致死 懲役6年 未決勾留120日算入 (懲役7年)
公訴棄却?	AN民藏 元バー テンダー(36)
	佐藤修一 富岡孝助 河内雄三
	正木楯雄
	安齋林八郎 浅野昇

(注1) ②⑤非現住建造物放火事件および②④私文書偽造登記簿原本不実記載行使詐欺事件は、横浜地方裁判所「刑事第一審公判始末簿」に記載されており、横浜地方検察庁に刑事判決書も保存されている。

(注2) ②事件の公訴事実は、被告人厚守が、内妻ハル、義兄(ハルの兄 喜一郎、義姉(喜一郎の内妻) ハツの三名を殺害しようとして、鉈で斬りつけた殺人未遂事件であった。判決は、ハルについては傷害、喜一郎については殺人未遂、ハツについては無罪であった。

(注3) ②④事件は、上告(安齋林八郎)したが、昭和7年12月12日、上告棄却。

(注4) ②⑤事件は、陪審公判始末簿および判決書が残っており、新聞報道にも見出せず、不明であるが、公訴棄却の事件であろう。「陪審法施行以来陪審ノ評議ニ付シタル総件数表」(陪審法ノ停止ニ関スル法律案理由書「国立公文書館所蔵」)では、昭和7年の事件数は、法定陪審事件五件、請求陪審事件一件である。しかし、刑事統計年報によると、昭和7年は、法定陪審事件が四件(内、懲役2年1件、懲役5年以上二件、無罪一件)、請求陪審事件一件(無罪)なので、残された法定陪審事件一件に該当するのは、公訴棄却しかない。刑事統計年報の「公訴棄却」欄には、被告人が死亡したので公訴棄却された場合だけでなく、陪審公判において陪審の評議を受けて公訴棄却となった件数(例えば、放火が器物損壊と答申された場合など)も含めて計上しているのである。

昭和8年・5件

②6	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
8・1・28		強盗傷人 (自動車強盗傷人)	懲役3年6月 未決勾留90日算入 (懲役4年)	MM三郎 八百屋雇人 (23)	佐藤修一 富岡孝助 飯守重任	川原一郎	小出文彦
②7	8・3・10	殺人未遂 (女房殺し未遂)	傷害 懲役8月 未決勾留90日算入 執行猶予2年 (懲役1年・執行猶予)	T鎌次郎 ミシン裁縫業 (42)	佐藤修一 富岡孝助 飯守重任	酒巻衡	三浦寅之助
②8	8・7・22	放火 (恋のバーテンダー)	懲役4年 未決勾留50日算入 (懲役4年)	NO義一 バーテンダー (26)	榑崎景忠 富岡孝助 田中宗雄	川原一郎	太田操
②9	8・9・19	放火 (保険金詐取)	懲役5年 未決勾留200日算入 (懲役5年)	TH治郎 大工職(55)	榑崎景忠 富岡孝助 田中宗雄	中野並助	小林梅茂 外1名
③0	8・9・30	放火 (保険金詐取)	懲役3年6月 未決勾留300日算入 (懲役5年)	ON勝治 大工職(50)	榑崎景忠 富岡孝助 田中宗雄	酒巻衡	安齋林八郎

(注1) ②8事件は、上告(弁護人太田操)したが、昭9年1月29日上告棄却。

(注2) ②9事件は、上告(弁護人小林梅茂)して、昭9年3月23日、大審院は上告を破毀し、横浜地方裁判所に差戻す判決を下した。

昭和9年・2件

③1	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
9・7・25		放火 (保険金詐取)	懲役4年 (懲役5年)	HK茂三郎 農(71)	小泉英一 富岡孝助 岡村顯二	鷺山半之助	田島 田崎文藏
③2	9・11・22	放火 (保険金詐取)	懲役5年 未決勾留200日算入 (懲役5年)	TH治郎 大工職(56)	小泉英一 佐瀬昌三 岡村顯二	市原分	小林梅茂 兒玉正五郎

(注1) ③1事件は、上告(弁護人久田博人・田崎文藏)したが、昭10年4月27日上告棄却。

(注2) ③2事件は、②9事件の破毀差戻審である。③2事件は、上告(弁護人川手忠義・小林梅茂)したが、昭10年6月15日上告棄却。

昭和10年・2件(無罪1件、更新1件)

③3	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
10・9・6		放火 (保険金詐取)	更新(無罪答申)	I Z三之助 材木商(45)	中島民治 佐瀬昌三 石田哲一	熊谷誠	高山綱城 太田操 福田庫文司
③4	10・11・28	放火 (保険金詐取)	無罪	I Z三之助 材木商(45)	中島民治 佐瀬昌三 石田哲一	熊谷誠	高山綱城 太田操 福田庫文司

	⑩	⑨	⑧	⑦	
7・2・18	4・10・18	4・10・5	4・9・7	4・8・8	
殺人 (東京地裁移送後・ 通常公判で懲役10	殺人 (有罪か無罪か)	殺人及殺人未遂 (山武の助役殺し)	殺人 (鈍子の酌婦殺し)	殺人未遂 (内縁の妻殺し未遂)	(恨みの放火)
無罪 控訴審東京控訴院判 決は、第一審を破毀	懲役12年 (懲役15年)	懲役7年 (懲役15年)	自殺補助 懲役1年(懲役1年) 執行猶予3年	傷害 懲役2年(懲役2年) 執行猶予3年	懲役1年 執行猶予3年
	A T 千代三郎 農業(59)	監視人(56) 漁業組合	K T 直吉 大工職(23)	K T 慎之助 日雇業(26)	煎餅製造業 (19)
宮内聰太郎	平山慎英 大瀧良太郎 仁井田秀穂	平山慎英	平山慎英 大瀧良太郎 長尾操	平山慎英	
安倍輔	岡遼	岡遼	岡遼	岡遼	岡遼
石橋信 山崎左 秋田義正 安部遜	石橋信 關一二 山崎左 秋田義正	石橋信 戸澤民十郎 岡井茂次郎 鎌田豊吉	石橋信 椎名榮藏 小川榮治	小瀧新司	

⑥	⑤	④	③	②	①
4・7・24	4・7・12	4・6・23	4・6・12	4・2・26	4・2・15
放火	殺人 (漁夫の喧嘩殺人)	殺人 (洋灯が元の殺人)	強盗傷害 強盗傷害 (強盗?傷害?) 強盗傷人	強姦致傷 (元妻強姦致傷)	放火 (恨みの放火)
脅迫	傷害致死 懲役4年(懲役4年)	傷害致死 懲役4年(懲役5年)	傷害 懲役3年6月 (懲役7年)	懲役3年 (懲役4年)	無罪
S O 芳造	K T 次郎 漁夫(27)	I T 董 大工(25)	I B 清吉郎 株式売買業 (38)	K G 米吉 日雇業(36)	S K 秋(女) (26)
	平山慎英	平山慎英	平山慎英 小林四郎	平山慎英 奈良武一 庄子勇	永富貞平 平山慎英 山口富次郎
	岡遼	岡遼	岡遼 中島石雄	岡遼	廣部三之助
松本	椎名榮藏 長戸路政司	小川榮治	五木田種義 大井静雄	杉山彌太郎(官選)	五木田種義 長戸路政司 椎名榮藏 伊藤・松本・飯 田・齋藤胖

⑪	4・11・15	殺人及死体遺棄 (呟詰め殺人)	無期懲役 (死刑)	H Z勝之 農業(32)	平山愼英 大瀧良太郎 仁井田秀穂	岡廻	石井直作 小川榮治
---	---------	--------------------	--------------	-----------------	------------------------	----	--------------

(注1) ③事件は、上告(弁護士五木田種茂・大井静雄・田中政義)し、昭和4年10月8日破毀・東京地方裁判所へ移送された。東京地方裁判所の再陪審では、被告人は陪審を辞退し通常公判となる。東京地方裁判所は、昭和4年12月11日、求刑懲役7年に対して、傷害罪として罰金100円を言渡された。

(注2) ⑩事件は、上告(弁護士今村力三郎・宮城仁男・山崎佐・石橋信・關一二・鶴澤總明)し、昭和5年4月23日破棄・東京地方裁判所へ移送された。東京地方裁判所の再陪審では、被告人は陪審を辞退し通常公判となる。東京地方裁判所では、懲役10年の判決であったので、東京控訴院に控訴した。東京控訴院では、弁護人の鑑定申請を採用し、東大医学部三宅博士の鑑定に基づき、昭和7年2月18日、無罪が言渡された。

(注3) ⑩事件は、上告(弁護士前田米蔵)したが、昭和5年7月17日、上告棄却。

昭和5年・2件

⑬	5・7・17	殺人未遂 (愛心した情婦斬り)	懲役2年(懲役□年) 執行猶予2年	S K元次郎 漁夫(24)	長岡熊雄 平山愼英 大瀧良太郎	岡廻	石井直作
⑫	5・1・24	尊属殺人 (海上郡の養父殺し)	懲役6年(懲役6年)	Y M音次郎 大工(27)	平山愼英	岡廻	一瀬房之助 小川榮治

昭和6年・1件

⑭	6・11・17	殺人未遂 (葛飾の博徒斬り)	傷害 懲役2年6月 未決勾留50日算入 (懲役4年)	I Y岩藏 土工(28)	長岡熊雄 武田軍治 仁井田秀穂	坂元不二男	安藤國次 佐久間和 江平重雄 後藤信夫
---	---------	-------------------	-------------------------------------	-----------------	-----------------------	-------	------------------------------

昭和7年・7件(無罪4件)

⑮	7・1・22	強姦致傷 (未成年者強姦致傷)	懲役3年(懲役3年) 未決勾留60日算入	S T松次郎 漁夫(28)	中島民治 武田軍治 仁井田秀穂	坂元不二男 鷺山半之助	安藤國次 佐久間和
⑯	7・3・11	殺人 (海上で内縁の妻殺し)	無罪	H S G磯吉 船大工(37)	長岡熊雄	井上長政	石井市次 小川榮治
⑰	7・6・14	殺人未遂 (前妻殺し未遂)	傷害 懲役1年6月 未決勾留124日算入	S K忠和 農業(34)	清水正一 佐野英雄 武田軍治	鷺山半之助	安藤國次 山本

三 陪審公判始末簿・刑事統計年報から見た陪審裁判

②6	②5	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
15・4・21	15・2・17		殺人 (恋の老婆殺し)	無罪	M N 三郎 農兼魚行商 (34)	柿本知己 田畑喜與英 古澤三千雄	折原泉	石井市次
			尊属殺人 (実父殺し)	尊属傷害致死 懲役10年(懲役12年)	M J 佐吉 農(33)	柿本知己 田中清明 田畑喜與英	黒川英夫	鎌田豊吉 押垂民司

昭和15年・2件(無罪1件)

②4	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
9・12・4		殺人 (異母兄殺し)	懲役5年 未決勾留350日算入 (懲役7年)	U D 定之(仮名) 全国農 民組合八街支 部組合員(19)	清水正一	井上長政	長戸路政司 片山

昭和9年・1件

	(妾殺し事件)	農(46)	一瀬房之助
--	---------	-------	-------

②3	②2	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
8・11・30	8・7・18		殺人 (養父殺し)	無期懲役(無期懲役)	O K 雄治	清水正一	松岡佐一	安藤國次
			殺人 (養父殺し)	懲役15年(無期懲役) 未決勾留150日算入	T O 傳藏 石工(28)	清水正一	井上長政	石井市次

昭和8年・2件

②1	②0	①9	①8
7・12・13	7・10・14	7・9・29	7・7・15
放火 (保険金詐取)	放火 (保険金詐取)	殺人未遂 (情婦の情夫殺し)	放火 (千葉S湯放火事件)
無罪	無罪	傷害 懲役1年 執行猶予3年 (懲役1年6月)	無罪 (懲役1年6月)
E B H 春次 漁夫(31)	K M 萬治 料理店主(44)	T K 源之丞 雑貨商 (29)	F K 巳之松 湯屋(62)
清水正一	長岡熊雄	長岡熊雄	清水正一 佐野英雄 關隆二
井上長政	鷺山半之助	井上長政	井上長政
清古平吉 大野	下村、外3名 佐々木 關一二		小川榮治 安藤國次 市瀬房之助

(注) ①5事件は、「風俗を害するの虞がある」との理由で公開を停止した(大日本帝国憲法「第59条、「裁判所構成法」第105条)。

横浜・千葉地方裁判所については、陪審公判始末簿が残されていないなかったので、刑事統計年報を用いて、年度別陪審事件処理一覧表を作成した。浦和地方裁判所については、保存されていた陪審公判始末簿に基づいて、年度別陪審事件処理一覧表を作成した。

(注1)『刑事統計年報』には、「裁判所別 陪審事件刑法犯ノ件数、人員、科刑其他」と題する「一覧表」が掲載されている。その「一覧表」には、年度別に旧受理、新受理、陪審公判、公訴棄却、他ノ陪審ノ評議ニ付ス、通常公判、自白、辞退、未終局事件などの件数・人数が記載されている。なお、『刑事統計年表』の昭和一六年以降分には、この「一覧表」は掲載されていない。
 (注2)『刑事統計年報』の前記「一覧表」では、自白と辞退の各人員数は掲載されているが、自白と辞退の各件数の内訳人数は出ていない。そこで、本表では、自白の件数と人数は同数と仮定して処理したので、自白と辞退の件数は実数とは多少異なることがある。
 (注3)「新受理」は、その年に受付けた事件数である。「旧受理」は、前年以前に受付けた未済事件で、次年に繰越された事件数である。

(注4)受理された事件の処理は、次の通り表示した。「自白」欄は、自白事件が通常手続きで審理された事件数である。「辞退」欄は、陪審公判を辞退した事件が通常手続きで審理された事件数である。「陪審公判」欄は、陪審法により陪審の評議に附された事件数である。「公訴棄却」欄は、被告人死亡の場合(刑訴法365条)に決定で公訴棄却された事件数である。なお、陪審公判で公訴棄却されるのは、放火で起訴されたが器物損壊(告訴取下)と認定された場合などである。括弧()内の数字は人数である。
 (注5)司法書記官潮道佐「陪審所感」(『法曹会雑誌』第7巻第10号、一九二九年一〇月)は、陪審法実施の一年間に於て色々感じた点の一つとして、「陪審事件が意外に少ない。これは勿論法定陪審事件では被告人が辞退し、請求陪審事件では請求を為さないからのものである。尤も辞退する者の大部分は同時に自白もして居る様である。」という。

1 横浜 横浜地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
3	1	12	3	6		
4	3	35(40)	11	19(22)	6(7)	
5	2(3)	50(54)	30	14(18)	4(5)	
6	4	70(75)	45	13(18)	9(10)	
7	7	38(46)	15	20(28)	6	
8	4	38(42)	28	8(12)	5	
9	1	73(79)	54	9(15)	2	
10	9	46	38	11	2	

横浜地方裁判所における法定陪審事件の処理状況の特徴は、先ず、法定陪審事件の大部分が、通常公判で審理されて、陪審公判に付された事件が極めて少ないことである。この陪審事件の過少は全国的な現象でもある。
 法定陪審事件においても、ほとんどの事件は自白事件であるというのであるから、公判または公判準備手続における取調において公訴事実を認めるとき(自白)は、陪審の評議に付すことを得ない(陪審法第7条)と定められているので、事件処理としては自白が圧倒的に多いはずであるが、公判準備手続において自白する前に、かなりの被告人が陪審公判を辞退しているようである。

昭和(年)	旧受理	新受理
11	4	30(32)
12	13(14)	79(110)
13	56(86)	47(54)
14	55(90)	18(44)
15	2	19(21)
16		
17		
18		

公訴棄却	陪審公判	辞退	自白
1	1	3(4)	16
1	1	7(8)	28
2		7(9)	39
1		51(77)	19
		7(9)	14

2 浦和 浦和地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表

浦和地方裁判所における法定陪審事件の処理状況の特徴は、先ず、法定陪審事件の大部分が、通常公判で審理されて、陪審公判に付された事件が極めて少ないことである。そして、昭和三年から昭和十一年までは、辞退が圧倒的に多く、自白の処理がない年が、昭和三年・四年・六年・八年・九年・十一年とあるのは、殆どの被告人が、自白事件とされる前に辞退していたことを示している。

公訴棄却	陪審公判	辞退	自白	新受理	旧受理	昭和(年)
	1	3		6		3
		27(28)		26(27)	2	4
1		40	2	42	1	5
		34(35)		35(36)		6
1		39(41)	2	42(44)	1	7
		38(40)		38(40)	1	8
1		35(37)		37(39)	1	9
1		50(52)	1	52(54)	2	10

公訴棄却	陪審公判	辞退	自白	新受理	旧受理	昭和(年)
		30(32)		30(32)	2	11
1		22(23)	12	35(36)	2	12
	1	15	10	25	2	13
		10(11)	6(10)	18(24)	1	14
		10	13(14)	25	3(4)	15
		4	15(16)	15(16)	5	16
		10	6(7)	15(16)	1	17
			3	2	1	18

3 千葉 千葉地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表

千葉地方裁判所における法定陪審事件の処理状況の特徴も、法定陪審事件の大部分が、通常公判で審理されて、陪審公判に付された事件が極めて少ないことである。しかし、自白の方が辞退より多く、事件処理に当たっては自白の処理が、先ずされていたようである。

公訴棄却	陪審公判	辞退	自白	新受理	旧受理	昭和(年)
		9		10		3
	11	15	2	28	1	4
	2	14(16)	18	38(41)	1	5
	1	11(14)	32	47(49)	5(6)	6
	7	5(11)	27	32(38)	8	7
	2	11(13)	27	44(46)	1	8
	1	17(18)	32	47(48)	5	9
1		17(19)	24	40(42)	2	10

昭和(年)	11	12	13	14	15	16	17	18
旧受理		3		1	7	3 (4)		
新受理	37 (41)	40 (42)	44 (47)	26	27 (29)			
自白	17	27	24	11	17			
辞退	17 (21)	16 (18)	18 (21)	9	12 (13)			
陪審公判			1		2			
公訴棄却								

四 陪審説示集・問書集による事件の紹介

陪審公判の問書は、最初、『法曹会雑誌』（第7巻第7号・一九二九年七月）の「陪審問書集（一）」に東京一件①事件・浦和一件・千葉一件・水戸二件・宇都宮一件・静岡一件・新潟一件、大阪二件、合計一〇件が収録された。次いで、『法曹会雑誌』（第7巻第10号・一九二九年一〇月）の「問書集」に四九件が収録された。そして、その四九件が、『陪審問書集』第一輯（司法省刑事局・一九二九年三月）として、単行本として出版された。

説示は、『法曹会雑誌』（第7巻第10号・一九二九年一〇月）の「説示例」に浦和一件・大阪一件・名古屋一件・鳥取一件・仙台一件・佐賀一件・旭川一件、合計七件が収録された。そして、『陪審説示集』（司法省刑事局編・一九二九年一〇月）に、「昭和三年十月より昭和四年九月に至る各地方裁判所の陪審裁判に於ける若干の説示案又は公判調書説示部分を収録」して、単行本と

して刊行された。収録された説示は、五六件であるが、「同一裁判所より数件送付ありたるものは適当に取捨し其の内二三を掲げた」という。

陪審説示集からは、横浜②事件、浦和①事件、千葉③④⑥事件、問書集からは、浦和①事件、千葉①事件を収録した。

（注1）『陪審問書集』第一輯の出版年月日は不明であるが、巻頭に「本集は昭和三年十月より昭和四年二月末日迄に、本省へ到達したる全国地方裁判所長の陪審事件に関する報告書掲記の公訴事実の梗概、問及答申を収録したるものなり」と、昭和四年三月一五日付の陪審係による説明が記載されている。

（注2）『陪審説示集』には、「本書中公判調書写と記載ある分は本省へ送付の原案に其の旨明記しありたるものに限る其の他は総て事実の如何を問はず説示案とせり」と注記されている。

1 横浜

（一）説示・問書

② S E 作造（横浜地方裁判所殺人被告事件昭和四年四月二四日判決・無期懲役）

一、公訴事実の梗概

被告人は酌婦 S T ハルと情交を続けその間同人より身請方を迫られ之を確約するに至りしも当時被告人は失職し居り養鶏を以て生計を立てつゝ就職口を求めつゝある際として前記ハルとの約束を履行し難く煩悶の折柄妻かつ江に対し金千円の養老保険契約ありて被告人の受取人となり居ることを想起し右保険金を詐取しハルとの約束を果し尚自己の債務を返済するに如かずと為しかつ江を殺害すると共に幼児陽子及花子の前途を慮り寧ろ同人等を

もかつ江の道連にせんと決意し昭和三年八月十六日夜川崎大師詣に藉口しかつ江及右二児を横浜市鶴見区□□町□丁目□□番地先葦原内に誘出し同所に於て同夜八時半頃犯意を継続し先かつ江の頸部を絞めハンマーを以て頭部を乱打し陽子を手掌にて鼻口辺を圧迫しハンマーを以て頭部を強打し花子の口中には古タオルを押し込みハンマーにて頭部を打ち各即死せしめたるものなり

二、説示案

陪審員諸君本件は昨年八月十七日SU定三の急報により鶴見警察署員は現場たる鶴見区□□町□丁目に急行したる処葦の藪内に婦人一人女兒二人の屍骸あり且其の傍に本件被告人たるSE作造か居り右屍骸は被告人妻かつ江（当時三十六歳）及陽子（当時五歳）花子（当時二歳）の二児なること判明したるも之か犯人は不明である然れども現場に下駄、墓口、大師土産等注意すべき遺留品数多あり夫れより後被害者の夫たる被告人に着眼し捜査の結果被告宅より血痕附着の衣類を発見し被告人を調べたる処実は自分か殺したのである然し乍ら其前晩妻かつ江と相談の上妻及二児を殺し其の葬式を済ませたる後にて被告も亦死する積りでありしと云ひ又頭部を打ちたるハンマーも五六間先に投げ捨てたと云ふので之を捜索したる処其のハンマーも発見された尚其ハンマーは草の靡き模様等により現場方面より投げたものと思はるゝと云ふ夫れて被告の云ふ様に被告は妻と相談の上殺したるのか或は又被告か妻かつ江の意思に反して同人及二児を殺害したるや何れか事実なりやと云ふ事になり被告人氏名不詳の強制処分請求により予審判事に於て現場の検証を為し夫れより被告人か殺したることを自白したる後尚予審判事は現場検証を為し被害者の解剖に付証拠の滅失せざる様現場の模様屍体等の写真を撮し其後予審々理の上告人の所為なりとして

予審終結決定せられ当法廷に願はれたのである

以上は当法廷に於ける審理の結果陪審員諸君の親しく見聞せられたる処なり

而して右公訴事実と被告の争ふ所と何れか本件の真相かと云ふのか本件の問題である

此れに付後に当方より出す問題に付評議して答申せらるへきてある

要するに事件は大体被告人の陳述に依り判明した

然し問題は妻かつ江か承諾して居たるや否やであつて此れか本件の争点である

現場は鶴見区□□町□丁目KH文化住宅とYH護謨会社の建築物あり夫れに沿ふて幅広い道路あり当時其辺一帯は人の背を没する程の葦原であつた其護謨会社とKH文化住宅との間に京浜運河方面に通ずる道あり其の道を運河方面に四十九間許り進みたる所の右側に少し許りの葦の刈り取りたる処かある其処か事件の現場である

被告は弁解して曰く此れは妻かつ江は承諾の上で其処迄行つたのであると云ふ

子供二人を殺した方法も被告の供述の通りであると述へ尚二人の子供を殺して後妻は今度は自分の番たと云ふて仰けになり下駄は物取りにても襲はれた体に装う為め其処に投げ置き足袋も又被告の供述する処に依れば自分で泥を塗り附けたと供述する

予審判事の検証調書（八月十七日附）に依れば被害者花子の足掌を検するに足掌には何等土砂附着せざるを以て現場に於て初めて背より下ろしたるものゝ如しと記載あり、証人SHヨネの供述によれば証人は当日の朝被告の妻かつ江と共に井戸端に於て洗濯中かつ江は証人に対し今日晩方川崎の大師詣に行く旨を話したと云ふ然し乍ら同日晩方となるも未だ出掛けざる模様故同証人はかつ江に対し未だ行かぬかと訊ねたる事実ありと云ふ

尚証人とかつ江と同日朝洗濯中被告か同家外の庭に於て焚火を為したる際かつ江は被告

に対し竹切れは焚付けになるてはないかと云ふた事実ありと云ふ

訴訟関係人の異議なきを以て証拠と為したる蕎麦屋MM春三郎に対する司法警察官の聴取書に依れば昨年八月十六日午後五時半頃被告方より蕎麦の注文あり夫れより約三十分位経て玉子トゴ五個を被害者宅に持行き表入口より御待遠様と云ふて持込みたるどころ奥の方で被告の妻かとうも有難うと答へたか同人は出て来ず五歳位になる女の子か奥から飛出して来て口か廻らぬのか其子はめうめうと云ひ乍ら其井の中を見てから井を台の俣奥の方へ引き行きたる旨の供述記載あり

此の蕎麦を取寄せたる事実は被告も認むる処なり

大師土産に付ては訴訟関係人の異議なきを以て証拠となしたる土産屋FS美佐に対する司法警察官の聴取書に依れば稲穂の玩具達磨オコシ羊かん等は八月十六日昼過ぎに売つたのである其の玩具は一種特別な品で他の店には売つて居ない品物である其の玩具を買ふた人は稲穂の玩具達磨オコシ羊かん等五拾銭で買ひ又オコシは普通二個売る場合は紅白各一個宛組合せて売るのであるか其人は赤いのを丈二個呉れと特に注文されたので二個遣つた覚へかある尚夫れを買に来た人は中古の自転車に乗つた五十歳位のきたない様な男の人であつた然し着衣等は記憶しない尚前記土産類を示されて此れに相違なき旨の供述記載あり

右FS方て土産物を買ふた事は被告人の認むる処て其の供述通りなるや否や夫れに付陪審員諸君の判断は素より自由である

被告人妻かつ江かSU停留所より電車に乗車したるや否やに付ては証人AZ文治は当日午後七時半頃KY料理店附近に於てかつ江等に出会ひかつ江は大師詣に行く話ありたる旨

証言す

尚同所より市場迄被告かつ江と共に行きしや否やに付ては証人KH電車々掌TD軍太郎は当日SU停留所より子供を背負ひ女の子を連れたる婦人乗車し其の傍に夫ならんと思はるゝ男を見受けたるも其の男は眼鏡は掛け居らさりし旨証言す

被告人は当時眼鏡を掛け居りしと供述し尚妻と共に行きたるにあらしすして現場附近に於て待合せたりと供述す

此の点は大いに慮考して貰ひ度いのである

証人SBマサの証言に依れば八月十六日午後八時頃KBT雑貨店方に於て同家の子供と夕涼中同家前即ち市場停留場傍なる菓子屋SK堂に於て婦人か大福の様な菓子即ち小麦饅頭に似た菓子を買ふたのを見受けたと云ふ尚袋の模様では拾銭買ふたものと思ふと供述す然し乍らSK堂事KMB健藏は式拾銭売りと記憶する旨証言す

尚証人SBマサは其菓子を買ふた婦人は背負帯を以て二歳位の子供を背負ひ居り五歳位の帽子を冠りゴム靴を穿ちたる跛の子供か其後とより付いて来たのを見受けたる旨証言す此れを検証調書に照せは其処を一寸行きてKH新道に出て右折してDBサト方前に出て現場に行く事か出来るのである。

尚証人AZ文治はかつ江に出会したのは午後七時半頃ならんと証言す

被告人は現場に行きたるは午後八時半過なりと供述す

又犬か吠へるので勝手より通りを覗きたる処多数の通行人を見受けたりと云ふDBサトの証言と共に諸君の判断を要するのである

妻かつ江より頼を受けたりとするも被告人は軍隊に入営中看護卒を勤めた経験あり又熱

情家でもあり一見惨酷なる方法を執りたりとの被告の供述に付ても十分に考察を要す

被告人妻かつ江は一体如何なる性質であるか云ふ事に付いては陪審員諸君が各自親族知人等の誰々に似て居るか云ふ様なことをも考へて常識的に良く判断して貰ひ度い

被告人は大正十四年以来S Tハルと馴染を重ね絶へず当時迄其の關係を継続して居たことは被告も供述しハルも証言する或時は妻か陽子の病氣療養の爲め温泉に行きし留守中ハルを自宅に引入れ夫れを弟や親族の者等か知り相談の上かつ江に知らして一週間計りて帰宅せしめかつ江は帰宅後夫なる被告に其事情を訊ねたる処被告は夫れは友人の妻なりしと云ひかつ江は夫の言を信し其話は其佞済みたる事実ありとの弟作良及A Z文治の証言もあり

被告は郷里其の他に於て失敗に失敗を重ね社会の落伍者となりたりと供述す

而して目下の小居宅は其の所有てあり妻かつ江は隣人等に賞美されて居る

妻たる此の人の心理状態をも考へへきて夫に従順にして夫の言を聴き成程と云ふて其氣になるものか又郷里には相当資産を有する実家あり

二人の子供を連れて死んでも尚残る二人の子供あり一晚語り明かしたとしても又其の前二度其様な話かあつたとしても夫れて自分も一緒に死ぬと云ひ且一足先きに死ぬと云ふたと云ふ被告人の供述に付周到に考察されたし

被告人は其当時失職中金の有るに越した事はない故何とかして金策したいと云ふ時であつた其処て予て被告はTYD生命保険相互会社と金千円の保険契約締結しありて同会社より金六拾円借用したることあり金融上至極便利なることを承知し昨年七月中YG藤榮の勧誘に基き妻かつ江を被保険者とし保険金受取人は被告人として同会社との間に千円の保険

契約をも締結したりとの趣旨に被告は供述す右に付被告人は妻かつ江を被保険者として千円の保険契約を締結し同人を殺害して之か保険金を騙取して情婦S Tハルの身請を為す意思にてかつ江等を殺したるにはあらずやの疑を蒙りたるか本件公訴事実の成行なり

然れとも被告人は右事実は全然否認する所である

刑法上より云へは本人の意思に反し殺す意思を以て殺害せは殺人罪として処罰せられるのである

然るに囑託又は承諾を得て殺したるときは殺人罪より軽く処罰せらるゝのである

検事の主張せらるゝのは

被告人は昨年八月十六日妻かつ江(当時三十六歳)及四女陽子(当時五歳)五女花子(当時二歳)を殺す意思を以て同夜八時半頃より九時迄の間に横浜市鶴見区□□町□丁目地先の葦の叢内に於てかつ江の意思に反して白木綿の背負帯を以て頸部を絞め且ハンマーを以て数回同人の頸部を打ち次て陽子の鼻と口とを手掌にて圧迫し且右ハンマーを以て数回其の頸部を打ち更に花子の口中に古タオルを押込み且右ハンマーを以て数回其の頸部を打ち因て右三名を即死せしめ以て殺害したるものなりと謂ふのである

被告人は妻かつ江と謀り殺す意思にて右日時場所に於て陽子の鼻と口とを手掌にて圧迫し古手拭を頸部に捲付け尚ハンマーを以て数回頸部を打ち花子の口中に古タオルを押込み右古手拭を頸部に捲付け且ハンマーを以て数回其頸部を打ち因て右両児を即死せしめ次に妻かつ江の頼みを受け白木綿の背負帯を以て頸部を絞め且ハンマーを以て数回同人の頸部を打ち因て即死せしめたりと供述す

従て本件の争点はかつ江に対する分に付殺人なりや又はかつ江の囑託を受け承諾上殺し

たるものなりやを争点とする問題て而して同時に陽子、花子を被告一人の考て殺したか又は被告人供述通り妻かつ江と相談の上右子供を殺したかの点も併せて陪審員諸君の評議すべき要点である

陪審員諸君は本件の論点と証拠の關係か以上の説明にて了解されたりと思ふ

尚以上の外当公廷に於ける被告人の供述証人の証言証拠と為したる書類、調書、図画竝に証拠物件即ち当公廷に頭はれたる総ての証拠を材料とし陪審員諸君の豊富円満なる常識を以て判断あらんことを希望す

依て法律に従ひ主問と補問とに分ち本件論点を問題とし諸君の評議を求む

(主問) は被告人は昭和三年八月十六日妻かつ江(当時三十六歳)及四女陽子(当時五歳)五女花子(当時二歳)を殺す意思を以て同夜八時半頃より九時頃迄の間に横浜市鶴見区□□町□□丁目□□番地先の葦の叢内に於てかつ江の意思に反して白木綿の背負帯を以て頸部を絞め且ハンマー(洋式金槌)以て数回同人の頸部を打ち次て四女陽子の鼻と口とを手掌にて圧迫し且右ハンマーを以て数回其頸部を打ち更に五女花子の口中に古タオルを押し込み且右ハンマーを以て数回其頸部を打ち因て右三名を即死せしめ以て殺害したるものなりや

(補問) は若し然らずとせば被告人は妻かつ江と謀り殺す意思にて前記日時場所に於て右陽子の鼻と口とを手掌にて圧迫し古手拭を頸部に捲付け尚右ハンマーを以て数回頸部を打ち右花子の口中に古タオルを押し込み前記古手拭を頸部に捲付け且右ハンマーを以て数回其頸部を打ち因て右両児を即死せしめて殺害し次に右かつ江の頼みを受け白木綿の背負帯を以て頸部を絞め且右ハンマーを以て数回同人の頸部を打ち因て同人を即死せしめて殺害

したるものなりやである

評議の結果主問通りとなれば然りと答申してさもなければ主問は然らずと答申し補問に對して本件の場合に於ては自然然りと答申されべきものとなるのであります。

諸君は評議室に入り慎重評議の上答申あらんことを望む

評議の方法は陪審長を互選の上陪審長は議事整理の任に当り陪審員諸君は問に對し必ず各自の意見を述べ評議の顛末各自の意見等他に漏すことは法の禁する処にして漏せば刑罰に処せらる即ち評議の内容は外部に漏れる筈なき故何等懸念なく存分に自由に各自意見を述べ評議を尽されべきにて其の結果陪審員の意見か一致した場合には勿論其通りの答申をするのでありますか若し一致しない場合に然りと云ふ意見か過半数即ち七名又は其以上であれば然りと云ふ答申を為し然りと云ふ意見か過半数に達しないときは然らずと云ふ答申をするのであります然りと云ふ意見と然らずと云ふとか同数即ち六名宛であるやうな場合には然らずと云ふ答申をする事になります

陪審員諸君、諸君の任務の重大なること竝に諸君か其任務を行ふに當つて心得ねはならぬ事柄は本件公判開廷冒頭に於て諸君に諭告した通りでありますから諸君は責任の重大なることに深く思を致されまして誠実公正に其任務を尽されんことを望む次第であります

2 浦和

(一) 説示・問書

① T O 昇 (浦和地方裁判所殺人被告事件昭和三年一月二八日判決・懲役七年)

一、公訴事実の梗概

被告人はTKコウの養子にして其の妻トクと共に埼玉県北足立郡□□町千□百□番地に店舗を構へ理髪業を営み居たる処大正十二年頃より遊興に陥り妻トクも亦貞操を乱したる為夫婦間不和を生し終に被告はトクと別居して情婦と同棲するに至り一面養母に迫りて養母及トクとの離縁離婚の手續を他に委任し之か手續は完了したるも未だ被告人に於て其旨の通報に接せざる内昭和三年九月十日前記トクの店舗に赴きトクに対し自己の衣類及營業用小道具の交付を求めたるにトクは之を拒み剩へ被告人を冷罵したるより被告人は怒填の極俄に殺意を決し翌十一日午前六時頃同家二階十畳座敷に於て兵児帯を以てトクを絞殺したるものなり

二、説示案

陪審員諸君、諸君は今朝以来長時間に亘り最も熱心に検事の陳述、当職の取調、弁護人の弁論等を御聴取に相成り、此の事件の真相は能く御分りに相成つたことゝ存します同時に御苦労の段洵に感謝堪へない次第であります併し之より愈被告人が罪を犯したる事実ありや否やと云ふことの評議をして戴く最も大切なる場合に相成るのでありますから当職は法律の命する所に従ひまして本件の事実に関する証拠の關係法律問題等を簡単に説明致して御評議の御参考に致したいと思ひます何卒暫く御清聴を願ひます

本件に於て検事の訴ふる所をかいつまんで申しますれば被告昇か衣類其他營業用の小道具を渡して呉れいや渡さぬとの経緯よりかつと立腹して女房であつたいやまた女房であると思つて居るTKトクを殺さうと考へ直に自分の締めて居つた兵児帯をトクの頸に捲付けて之を締め上げ遂にトクを殺したと云ふのであります被告人は右検事の訴へらるゝ所は大體事實相違ないけれども唯自分はトクの首を絞めるとき同人を殺さうなどゝ云ふ考は更に

なく威す積りて締めたのである之れてトクか死ぬなどゝは考へて居らなかつたと云ふのであります左様でありますから被告人が帯をトクの首に捲付けるに至りたる迄の事情帯を捲付けて之を締めたること、其為にトクが死したることは被告人も何等之を争はないのであります又トクの死因か首を絞められたる為なることは鑑定書を信すべきものとすれば之を認むることか出来ませぬ此鑑定書は医学上の理論に基き作られたるものであるか併し其信否は能く御考量を願ひます、そこで問題として主として諸君の御評議を願ひたい点は被告人はとう云ふ考を以てトクの首を絞めたかと云ふことであります、此の御評議をして戴くに付ては法律上の説明を致さなければなりません其れは刑法を適用する上に於て人を殺す意思と申しますのは例令予て怨を懐ける人に行遭ひ之を追掛け何処までも其者の呼吸の根を止めて仕舞ふと云ふ考を以て人を殺す場合之は勿論人を殺す意思と云ふことに相成りますか夫程までに根強き考はなく唯斯く首を締めれば此人は死ぬたらうと思ひながら首を締むる場合若くは斯様に首を締むれば此人は必ず死ぬとも極まらぬか或は死ぬこともあらうと思ひながら首を締める場合は何れも人を殺す意思即ち殺意を以てすると云ふことに相成るのでありますから此ことを土台に置いて御考を願ひたいのであります而して被告人か如何なる意思を以てトクの首を締めたかと云ふことは被告人の心の中の問題でありますから曾て被告人自身か殺意を以て為したりと申立て居るならば其申立の真偽を穿鑿し之に依り判断するか又は其当時の周囲の事情に関する証拠より判断するの外はありません、依て此点に関する証拠を拾上げて見まするに被告人かトクの首を締めたる翌日即ち本年九月十一日取調へられたる折の予審調書には……(此の時六十五丁乃至七十一丁、七十四丁、七十五丁、七十九丁朗読) 同月十七日再び取調へられたる折の予審調書には……(此時百六十九丁、

百七十丁、百七十一丁朗読）九月二十八日の第三回予審調書には……（此時三百二十四丁朗読）十月九日第四回予審調書には……（此時三百五十丁乃至三百五十五丁朗読）とありまして此等は固より法律上証拠となるものでありまして此被告人の申す所に依れば被告人か殺意を以て而かも先刻申したる最も強き意味の殺意を以てトクの首を締めたることは毫末の疑もありませぬ併し此被告人の白状か果して実際の当時の心中を申立てたものか將又幾分作り立て詐りを申ししたものかとうか即ち此白状か真実のものとして受取れるかとうかと云ふことは諸君の御判断を願はなければなりません、夫れに付ては白状を為したる当時の被告人の申立振りを調書に書取つてありますから先刻も之を讀上げましたか後に今一度之を讀上げますから能く之を吟味して戴くことゝ尚今一つは当時の事情から考へ果して被告人は犯行当時如何なる気持になるへきてあつたかと云ふことを御考へを願ひたい被告人の本日当法廷で申述ふる所を信用致しますれば被告人は当時情婦のワカを連れて所沢に世帯を持つて居つたとはいへ大正八九年以来連添ふて共稼を為し店も拵へ家も拵へた女房トクの家で自分の衣類や営業上の小道具を受取る為に二つの大きな風呂敷を用意して参りたる処予てトクと通して居ると聞いて居つたKK光太郎か来合はし寢室に充つへき二階にはちやんと男を泊めるべく枕も用意してあり衣類等を持ち去らうと云へは夫れは渡せぬ元の親方である被告人等夫婦結婚当時の仲人等を連れて来ねは渡せぬ一体取りに来らるゝ義理であるまい、此家の敷居は跨けまいと云はれたのであります現在の情婦ワカにも告げて風呂敷まで携へ来たと云ふことになるのであります被告人は此場合にとう云ふ考を起したものと見るか相当でありませうか被告人か今日当法廷で申すか如く威す為に首を締めたと云ふか本当てしようか又予審判事に四回までも明に白状した如く全くかつと怒り殺して仕

舞ふと云ふ考になつたと云ふのか本当てしようか能く前後の事情を斟酌して御判断を願ひたいのであります又人は其心を行に表はすものであります故に行ひから人の心を見ることか出来る場合もあるものであります被告人かトクの首を締めた此行殊に本日当法廷で被告人は首を締めるとき指か逆にいつたか両三日間拇指か痛つたと云ひました又トクの首を締めくつたりとしたから下に置いたと申しましたか其真否は分りませぬか真実とすれば此被告人の行ひは被告人は果して如何なる心を以てやつたものと見るへきてしようか又証人KTうらは本日被告人はトクの首を二度締めたと申しました其真否如何之は常識に富んで居らるゝ陪審員諸君に於て御判断を願ひたいのであります凡そ世間の犯罪人か罪を犯したる直後に於ては流石に悔恨の情に駆られ自分の犯したる罪の一伍一什を白状致しましたか追々日を経るに従ひて近親の身上や情人の身上を考へ利害得失を考へて女々しくも白状を翻し苟くも免れんことを図ることは珍しくないことであります然しなから犯罪を犯したりとして逮捕せられ其刹那心ならずも無実の白状を為し後に至りて其冤罪なることか明白になることも又ある事実でありますから被告人の白状か事実合つて居るかとうかと云ふ事は慎重なる御考を願はなければなりません、先刻弁護人は近年当浦和地方裁判所に於て或人か他の男と争論を為したる末大に憤慨し自宅に帰りて日本刀を持来り相手の男を斬殺したる事件か殺人てなく傷害致死であると云ふことに判決せられたことかある斯く日本刀で斬殺しても殺人でない場合かあると云はれましたか成程当裁判所に左様な事件のありしことは間違ありませぬか唯其事件は日本刀で斬りたる箇所は腕でありまして其部分よりの出血多量なりし為遂に死亡したと云ふ事件なりしことを申上げて置きます、最初の諭告に申しました如く陪審員の任務は被告人は如何なる罪を犯したかと云ふ点の評議を致さるればよい

のてありまして斯る事実にすれば被告人は重き刑になるてあるうそれでは事情上気の毒である云ふ様な斟酌は之は陪審員の職務の外であります、同じ殺人の罪でも事情に依り死刑になる場合もあれば僅に一年半の刑で執行猶予になる場合もあります此等の事は事情に依り裁判所が適当に定めることに相成つて居りますから呉々も陪審員諸君は被告人か如何なる罪を犯したか犯さぬかと云ふ点のみに付て慎重なる御判断を願ひたいのであります(茲に於て被告人第四回予審調書三百五十丁乃至三百五十五丁朗読)

そこで本職は先づ主問即ち第一段の問として

被告人昇は昭和三年九月十一日午前六時頃埼玉県北足立郡□□町千□百□番地なるT

Kトク方二階十畳座敷に於て殺意を以て自己の兵児帯をトクの頸部に捲付けて之を締め遂にトクを殺したりや

補問即ち第二段の問として

被告人昇は昭和三年九月十一日午前六時頃埼玉県北足立郡□□町千□百□番地なるT Kトク方二階十畳座敷に於て殺意なく単に首を締めてトクを威す積りにて自己の兵児帯をトクの首に捲付けて之を締め窒息の結果遂にトクを死に至らしめたりや

の二つの問題を出しますから先づ主問に付て御評議になり若し其通りと評決なれば答の部に然りと書いて戴きたい又若し其通りではないと評議になれば然らずと書いて戴きたい而して主問に付然りと評議せらるれば夫れ限りて陪審員の御役目は済む訳で補問は評議に及はないのであります若し主問に付然らずとの評決になれば更に補問に付き評議の上然りとなるか然らずとなるかを決めて戴きたいのであります、尚諸君は之より別室に退かれ評議をなさる訳でありますか先づ其評議に付ては陪審長を極め其陪審長の方が議長職に当ら

れ議事を整理されるのであります其議長選任の方法は推薦投票等の方法によりてもよろしいのであります陪審長が極まりたる上は先づ主問から各自意見を述べられ最後に陪審長か意見を述べ然りとする意見が過半数即ち十二人の中七人若しくは七人以上になれば然りと答へて戴きたい若し又然りとせらるる意見か六人若しくは夫れ以下なれば然らずと書かれ進んで補問に付て同様評議を為し答を書いて戴きたいのであります、尚答申書には陪審長の方の署名捺印をして戴きたいのであります、而して答申書が出来ましたら合図をして戴きたいのであります若し又評議中今一度裁判長の説示を求めたいと云ふことであれば其請求も出来るのであります此評議は全く秘密で之を漏らしたものは千円以下の罰金に相成るもので決して他には漏れぬゆえ何等憚る所なく全然自由に公明なる心事を以て意見を極めて戴きたいのであります、夫れては問書を御渡し致します此問書に殺意とありますのは先刻申したる如くともまでも殺すと云ふ考の場合には勿論こうすれば死ぬたろうと思ひなからやつた場合並にこうすれば死ぬこともあらうと思ひなから遣つた場合も皆含むのでそう云ふ意味で問題を出したのでありますから呉々も其点誤解のなき様に御願ひしたのであります

(二) 問書・答申

①T O昇(浦和地方裁判所殺人被告事件昭和三年一月二八日判決・懲役七年)

一、公訴事実の梗概

被告人ハTKコウノ養子ニシテ其妻トクト共ニ埼玉県北足立郡□□町千□百□番地ニ店舗ヲ構ヘ理髪業ヲ営ミ居タル処大正十二年頃ヨリ遊興ニ陥リ妻トクモ亦貞操ヲ乱シタル為

夫婦間不和ヲ生シ終ニ被告ハトクト別居シテ情婦ト同棲スルニ至リ一面養母ニ迫リテ養母及トクトノ離縁離婚ノ手續ヲ他ニ委任シ之カ手續ハ完了シタルモ未タ被告人ニ於テ其旨ノ通報ニ接セサル内昭和三年九月十日前記トクノ店舗ニ赴キトクニ対シ自己ノ衣類及營業用小道具ノ交付ヲ求メタルニトクハ之ヲ拒ミ剩ヘ被告人ヲ冷罵シタルヨリ被告人ハ憤怒ノ極俄ニ殺意ヲ決シ翌十一日午前六時頃同家ニ階十畳座敷ニ於テ兵児帯ヲ以テトクヲ絞殺シタルモノナリ

二、問

主問

被告人昇ハ昭和三年九月十一日午前六時頃埼玉県北足立郡□□町千□百□番地ナルTKトク方ニ階十畳座敷ニ於テ殺意ヲ以テ自己ノ兵児帯ヲトクノ頸部ニ捲付ケ之ヲ締メ遂ニトクヲ殺シタリヤ

補問

被告人昇ハ昭和三年九月十一日午前六時頃埼玉県北足立郡□□町千□百□番地ナルTKトク方ニ階十畳座敷ニ於テ殺意ナク単ニ首ヲ締メテトクヲ威ス積リニテ自己ノ兵児帯ヲトクノ首ニ捲付ケ之ヲ締メ窒息ノ結果遂ニトクヲ死ニ至ラシメタリヤ

三、答申

主問、然リ

2 千葉

(一) 説示・問書

③ I B 清吉郎(千葉地方裁判所強盜傷人被告事件昭和四年六月二二日判決・懲役三年六月)

一、公訴事実の梗概

被告人は昭和四年二月二十四日午前一時頃千葉県香取郡□□町料理店 I D 屋事 I D 幸一方附近於て同郡□□北中□□□番地 O D 寅助(当七十年)其孫 O D 治枝(当十二年)を伴い通行するに邂逅するや右寅助より金員を強取せんと決意し即時其の後を追ひ同日午前一時三十分同郡□□南中 S Z 三郎方地先県道坂道に到り突然背後より右手を以て O D 寅助の襟首を掴み右手にて其の場にありたる石塊を拾ひ之を以て同人の頭部を毆打し因て其前頭部等に全治一週間乃至十日間を要する裂創及擦過傷を負はしたる上同人を地上に押倒し馬乗りと為り其の懷中に両手を突込み其所有に係る現金約百十円余在中の胴巻を強取せんとしたるも折柄 O D 治枝の悲鳴を聞付け現場に馳付け来りたる S Z 三郎外数名の為其犯行を阻止せられ所期の目的を遂げるに至らざりしものなり

二、説示案

裁判長は陪審に対し犯罪の構成に関し法律上の論点及問題となるべき事実並に証拠の要領を説示する旨を告げ

一、本件公訴事実即検事から裁判を求められた事実は被告人 I B 清吉郎か本年二月二十四日午前一時半頃香取郡□□南中の県道坂路上に於て O D 寅助の所持金を取る目的で同人を殴り傷を負はせたと云ふ事て被告人の所為は刑法第二百四十条前段の強盜人を傷したるときは無期又は七年以上の懲役に処すとなつて居る強盜傷人罪に当るのであります

従て諸君の御評議を煩はず主たる問題は其事実即ち被告人清吉郎か寅助の所持金―懐中金―を強奪する考て同人に暴行を加へ傷を負はせた事かあるかないかと云ふ点であります

諸君は既に昨日来被告人の陳述や各証人の供述又本日検事の論告をお聴きになりましたから本件の事実関係は十分に会得せられ其真相をお掴みなつたことと思ひます従て只今申上た問題に対しても直に公平的確な御答を得らるゝ事と信じますか此説示を致すことは法律の命する裁判長の職務でありますから尚一応の説明を試みる次第であります

一、本件犯罪事実があるかないかを評議判断することは陪審員諸君の職務であると同時にまた吾々係判事の職務であります諸君か本問題を決するに付て評議せらるべき問題は又同時に私共か評議しなければならぬ問題であります私共か判断すべき事柄は又同時に諸君の判断せらるゝ事柄であります尚此犯罪事実があるかないかを研究し判断することは独り諸君や私共の職務であるばかりでなく又同時に検事や弁護人の職務であります各執る処の職務を異にし従て事実の見方即着眼点に相違を来すことかありまして結局同じ処に落着かなければならないものであります一致点を見出すべきか理想であります検事と雖も白いものを黒く仕様とするのではありませぬ又弁護人としても黒いものを白く仕様とすべきものでもありませぬお互に能く事実の白い黒いを分ち黒を黒として白を白とする処に職務の神聖か保たれ真実の価値か頭はれるのであります先程検事は本件は強盜傷人ではなく單純なる障害であらうと論告せられました

然らば裁判所は本件に対する事実を何ういふ風に見て居るか又其真相を捕へて居るかとか検事と同じ様な見解を持ち弁護人と同じ様な結論に達して居るかとかと云ふ点は即ち本件犯罪事実か有るか無いかと云ふ点で私共は此点に付既に正当と認め明確と信する意見を持つて居ります併し私共は検事と違ひ只今諸君に向つて其意見を公表することは法律上禁せられて居ります故に茲ては是非の判断最後の結論終局の意見を抜きにして本件に付私共か考へ

ました諸問題及其れ等の諸問題を解決するに付て必要と認めました証拠關係丈を順次説明することに致します

一、本件犯罪事実か成立するや否やに付て第一に考ふべき問題は強盜傷人か成立する為めに法律上如何なる条件を必要とするかの問題であります

刑法上強盜罪と致傷罪即傷害罪とは各別に成立し得る犯罪であります併し本件強盜傷人罪は二つの犯罪ではなく法律上一個の犯罪であります従て強盜傷人罪成立の要素としては

(第一)犯人か事実上人の支配して居る他人所有の金品を不当に領得する意思を有すること簡單に一口に云へは他人の物を不当に奪ひ取らうと云ふ考を持つことか必要であります

(第二)は其金品を奪ひ取る手段として其金品を保管し所持する人に対し暴行を加へること即其金や物を持つて居る人に対して乱暴を働くことか必要であります

(第三)の要件は其暴行に因り其人に傷害の結果を生せしめたこと即其人に封し乱暴を働いて其為め其人に怪我をさせた事か必要であります

此三つの条件か備はらなければ強盜傷人罪は成立しないのであります

暴行を加へて金を取つても傷を負はさなければ單純な強盜罪で強盜傷人罪にはなりません又暴行を加へ其れにより傷害の結果を生せしめても金を取らず金を取らうと云ふ考かなければ其れは單純な傷害罪で矢張り強盜傷人罪とはなりません

唯茲に注意すべき事は初めから金を取らうと云ふ考で暴行を加へ其れか為め怪我をさせた場合には縦令金を取らなくとも尚完全に強盜傷人罪か成立することであり初めから金品を取る考で怪我をさせた上金を取れば強盜傷人罪か成立するのは無論であります

以上の説明に依りまして強盜傷人罪か成立する為めには法律上如何なる条件か必要かと

云ふ事は大体御了解になられた事と信じますそこで

一、第二の問題は本件に於て是等法律上の要件にあてはまる事実か有るか無いかと云ふ点であります

本件に於て被告人か本年二月二十四日午前一時半頃香取郡□□南中の県道坂路上に於て同所通行中の○D寅助を捕まへ石塊で殴て同人の頭に治療十日間を要する傷害を負はしめた事は被告人も認めて争はない処て是丈は明瞭になつて居ります

其暴行を加へた処や暴行を加へた結果傷害を生せしむるに至りし順序方法等に付ては被告人の云ふ処と証人○D寅助の供述と多少の相違はありますか兎に角其時被告人か寅助に暴行を加へ傷害を負はしめた事は被告人の認めて争はざる明白な事実であります

即只今申上げた三つの条件中第三の要件にあてはまるへき暴行により傷害を負はしめたこと云ふ事は本件に於て立派に成立して居るのであります

一、被告人か其暴行を加へ傷害を生せしめた事は寅助の所持金を奪ひ取らうと云ふ考てやつたか如何うかと云ふ点即只今申上げました第一第二の要件に当嵌まる事実かあるかないかと云ふ事か争ひになつて居る根本の問題であります

諸君か昨日お聴の通り被告人の弁解は少しも寅助の所持金を取らうなど、云ふ考は持て居なかつた只寅助を誘拐犯と思ひ其伴れて居た女の児を救はうと云ふ考て寅助に傷を負はせるに至つたのと申して居ります

併し被告人か寅助を誘拐犯人と思つた事は被告人の思違ひて寅助か誘拐犯人てなかつた事も本件の事実上明白になつて被告も認めて争はない事実であります

一、従て本問題即被告人か強盜の意思を持つて居たか如何か金を取る考てやつたか如何か

と云ふ問題を解決する為めには三つの方面から本件事実関係を觀察するのか最も便宜て且適切なる方法であると思ひますその

(第一)は被告人か弁解する如く被告人か寅助を誘拐犯人と認めたと云ふ事か真実であるか(第二)は本件に表れた被告人の所為自体即其外形的事実は普通強盜の所為と認めらるゝか何うか

(第三)は被告人の主觀的事情即當時に於ける被告人の經濟状態其他の關係に於て被告か其晩寅助を捕まへ其金を取らうと云ふ考を起さなければならぬ様な特別な事由かあつたか何うかと云ふ点であります

其三問題を主として是から各種の証拠關係を比較研究して御判断の資料に供したいと思ひます先つ

一、第一は被告人か寅助を誘拐犯人と思つたと云ふ事か真実であるか何うかの問題でありますか事実上寅助か誘拐犯人てなかつた事は只今申上げた通りであります然らば事実誘拐犯人てなかつたものを誘拐犯人と思つたと云ふのは全然思違ひをして真実然う思つたのであるか又實際其時然う思つたのではなかつたか単に弁解の為左様云つて居るのであるか即其れは単に被告人の弁解に過ぎないのかの問題か起ります

一、そこで仮りに被告人か寅助を誘拐犯人と思つたと云ふことは嘘であるそんな事はなかつたのであるか其犯人と思つたと云ふのは単に被告人の弁解に過ぎない偽はりの申立をしたのであると云ふことになりなす其の結果は何うなるか、然し事実に於て暴行をし怪我をさせたのは間違ひない点であります、何の為めにやつたのかと云ふ問題になつて来ます、被告は誘拐犯人を捕まへて制裁を加へ女の児を救ふ為めに暴行し怪我をさせたこと云ふか誘

拐犯人とは見へなかつたとすると何の爲めにやったのであるか他の理由により暴行し怪我をさせたものと見ねはなりません

此場合外の考てやつたものとすれば夫れは被告人は寅助に対し何か恨みても持つて居たのであるか然うてなければ其所持金でも取らうと云ふ考てやつたものか二つの一つて其れ以外の場合を想像することは出来ませぬ

今の場合には誘拐犯人と思つたと云ふのか真実でないかと仮定した時て

一、反対に誘拐犯人と思つたと云ふことか真実であると云ふ事になりますと其結果は何う云ふ風になるか夫れは単に誘拐犯人と思つた丈であつたか又誘拐犯人と思つたと同時に其誘拐犯人と思つた寅助から金を取らうと云ふ様な考を併せて持つたか何うか又誘拐犯人と思ふと同時に其人から金を強奪仕様と云ふ考は両立し得るものであるか

尚進て両立し得るものと致しまして事件の上にて被告人か其二つの考を持つてやつたものと見らるゝ様な事件関係かあるか何うかと云ふ様な種々の問題を研究しなければならぬと思ひます

一、先つ被告人か寅助を誘拐犯人と思つたと云ふ事か真実であるか何うかを決するに必要な証拠関係は何んなものであらうかと云ふ事を考て見様と思ひます

一、此事実関係を研究するには主観的方面と客観的方面の両方面から其事実関係を見る必要かあらうと思ひます

客観的方面の事実関係とは何であるか其れは当時被告人と寅助の間に於て寅助を誘拐犯人と思ふ様な事実関係かあつたか何うか即何人か見ても誰か考へても寅助を誘拐犯人と認めらるゝ様な外部的事実かあつたか何うかと云ふ点であります

主観的方面の事実関係とは被告人自身に於て当時寅助を誘拐犯人と思はなければならぬ様な被告人に特別の事由かあつたか何うかと云ふ事てあります

此客観的方面の事実即外部に表はれた事実か誰か見ても何人か考へても其事実関係を見さへすれば寅助を誘拐犯人たと思はなければならぬ様な事実かあつたとすれば縦令主観的方面の事実即被告人自身に特別な事由はなくとも寅助を誘拐犯人と思つたと云ふ事は本当であると云ふことになりす

又客観的方面の事実は完全に備はつて居らない即其事実関係を見た丈では普通何人にも寅助を誘拐犯人と思はれない様な事実であつた場合にも主観的方面事実即被告人自身の立場から見ると誘拐犯人と見なければならぬ様な特別の事由かあつたとすれば其場合にも寅助を誘拐犯人と思つたと云ふ事か真実であると見られます

併し主観的方面から見ても又客観的方面から見ても左様思はれる様な事実関係かないとすれば無論左様思はるべき筈かありませぬから其場合如何に左様思つたと云ても其れは単に弁解口実て偽はりの供述であると思なければならぬと云ふ事になるのであります

其処て本件事実関係に付其主観客観両方面の事実関係は何う云ふものであるかと云ふ事を見る必要あります

一、此点に付て被告の申立た事実関係に依りますと

(第一)は初め寅助と擦違た時寅助の方から今晚はと声を掛けたこと

(第二)は其時寅助か泣て厭やかかる女の子の手を引張て行たと云ふこと

(第三)は寅助か夜中世間の寝静まつた時分に子供を連れて歩いたこと

(第四)は其二三日前籾木在て誘拐された子供か抱合て死んでいたと云ふ事を被告人か聞込

み可哀想たと思つていたこと

(第五)は当夜□□町のGY館に田舎芝居か掛つて居たので田舎廻はりの旅役者か芝居見物に行つた子供を誘拐したのではないかと思つたと云ふこと

以上は被告人か寅助を誘拐犯人と認めた事情として述べた事実の全部で其一乃至三は唯今申した客觀的事実であり四と五とは被告人に特別な主觀的事実であります

一、其処で先づ被告人の云ふ通り此れ等の事実關係か本当であつたか何うかを決しなければなりません

(第一)の初め出逢た時寅助の方から今晚はと詞を掛けたことは証人寅助も申して居り一致して居りますから恐らく事実であります

斯ういふ場合に見ず知らずの人に逢て今晚はと声を掛けることか其れは被告人に言はせると見ず知らずの人に言葉を掛けるは怪しいと思たと云ふか普通怪しいと取るべきものであるか又は寅助の云ふ様に其れは田舎に行はるゝ普通の礼儀であるから怪しいと思ふべきではないか此れは諸君の常識により直に判断し得らるゝことと思ひます

(第二)の寅助か泣いて厭やかする女の子の手を引張て行たと云ふことは是は被告人か云ふ丈で証人寅助も当時寅助と連立て居た孫の治枝も被告人と出逢た時泣いて居たことも手を引張て居たこともなかつたと証言し被告人と寅助及治枝とは全然一致しませぬ此事実かあつたかなかつたかは被告人の云ふことを信用するか又証人寅助及治枝の云ふ事を信用するかに依て決し得らるゝことあります

(第三)は夜半過に子供を連れて歩いたと云ふことは証人寅助や治枝に於ても之は認めて居ります此事實は芝居見物の帰りとするは時間の遅くなるのは当然で別に問題にはなりません

ぬ

被告の云ふ様に芝居見物に行た娘を田舎廻はりの旅役者か誘拐したのではないかと思た場合に初めて問題になるのであります

此れは五の事実と共に被告人の供述を信用するか否かに依て決せらるゝべき問題であります

(第四)は其二三日前鏑木在て子供か抱き合て死て居たと云ふ事を被告人か聞込みAK忠太郎や其女房と話合て同情したと云ふこと

此点に付証人AK忠太郎は左様な事実かあつたと供述して居ります併しあつたものか何うかは諸君の御判断に任せます

一、そこで諸君に御判断願はなければならぬ事は
仮りに被告の申立通り唯今申上た様な総ての事実かあつたと致しまして即主觀方面客觀方面の事実か備はつて居たとするならば然ういふ事實に依て寅助を誘拐犯人と思たのか相当なりや否やと云ふ問題であります是は一つ能く考て見なければならぬ問題であらうと思ふ

又反対に其事實は被告の云ふ通りでなく証人の云ふ様な事実であつたとすると其場合に寅助を誘拐犯人と認めらるゝか何うか即然ういふ場合に誘拐犯人と思たと云ふ被告人の申立は其れは本当であるか嘘であるかと云ふ問題で考て見て頂かなければならぬのであります

唯今申上た被告の申立た事実中其真偽を決するに重要な關係を持て居りますのは寅助か泣いて厭かる女の子の手を無理に引張て行つたと云ふ事実でありますか是は泣きながら手

を引張られて歩く子のある事は吾々路上に於て屢々見受ける事実であります諸君に於ても左様な場合を見受けられた御経験か御在りの事と思ひますか単に其れ丈を見て誘拐犯人と見ると云ふ事は余程考へなければならぬ問題たと思ひます

唯今申上た事実関係を何う判断するか誘拐犯人たと思たと云ふ事実か本当であるか嘘であるかと云ふ事は諸君の充分なる評議に俟たなければならぬ事であります

一、其れて是に就て何う判断せらるゝか判りませぬか仮りに評議の結果を仮定致しまして其れに基いて更に進て考て見度いと思ひます先づ第一に寅助を誘拐犯人と思つたのは嘘である其れは単に被告人の弁解に過ぎないと云ふ評決になつたと致しますと

先程申上た通り被告人か寅助に暴行を加へ傷害を負したのは何か恨を持つてやつたか又は同人の所持金を取らうと云ふ考てやつたか此二つの内一つとちらかに帰着しなければならぬことになります

本件の事実関係上恨を持って居たと認めらるゝ様な何等証拋関係はありません従て単に此点丈けに見ますと結局残る処は金を取らうと云ふ考を以てやつたものであると云ふ一応の推定を下し得ることになります

其れと反対に寅助を誘拐犯人と思たと云ふ被告人の供述か本当であると云ふ評決になつたとしますと其結果は何うなるか

是も先程申上た通り単に誘拐犯人と思た丈であるか又は同時に其誘拐犯人から金を取らうと云ふ事を併せて有して居たものか此二つの考は両立し得るものであるか両立し得るとすれば其二つの考を以てやつたと認めらるゝ様な事実かあるか何うかと云ふ問題に移て参らうと思ひます

一、此問題を決するには本件に表はれた被告人の所為か寅助を誘拐犯人と認め其誘拐された子供を救うと云ふ考を實行したものとして相当であるか即本件の外形的事實は被告人か寅助を誘拐犯人と思つた所為としか見られないか又は単に誘拐犯人と思つて採た処置としては不相当であり不穩当であるか即本件の外形的事實は被告人か寅助を誘拐犯人とのみ思てやつたものとしては受取れない事実であらうか何うかと云ふ点を研究して見る必要かあります従て此問題を決するに必要な事實は被告人か寅助を誘拐犯人と思つてから採つたと云ふ被告人の行動全部に亘て事実関係を見る必要かあらうと思ひます先づ

(第一)は被告人か寅助を追跡尾行したこと

(第二)は尾行の途中T S屋へ寄てモゾリ外套か黒い半纏を貸して呉と言ひ温袍を脱き捨て飛出したこと

(第三)は尚途中K M屋旅館の脇に立入りたること

(第四)は寅助に対する加害の順序

(第五)は被告人か寅助を放したる時期

(第六)は被告人か最初寅助と出逢ひたる場所の位置

(第七)は兇行現場の位置であります

是等の事実関係に付て被告人の申立と証人との供述とは大分違て居ります何れか本当であるかを決定した上其決定した事実から見れば其れらの事實は誘拐犯人と思つてやつた所為として相当であるか何うかと云ふ事か判る様になるたらうと思ひます

一、各事実関係に付て考て見ますと

(第一)尾行し追跡したと云ふ事は明瞭でありますか此尾行することは誘拐犯人と思た場合

にとるべき方法として相当の処置であるか何うか是は考て見ねはならぬ問題で他に方法ありとしても本件に於て尾行しなければならぬ様な事かあつたか何うか

被告の云ふ処に依りますとKM屋旅館へ連込むのであるまいかと思ひ其処迄事実を突とめ様と思て尾行し始めたと言ふ事でありませぬ

仮りに被告の云ふ通りの事実としてKM屋へ寄らないですつと先へ進んで行た寅助を尾行して行くと云ふ事実から考て其尾行した事は寅助を誘拐犯人と思ひ之に對して執つた被告の処置として果して相当な方法であつたか何うか

(第二)尾行の途中TS屋へ寄てモヂリ外套を貸して呉と言ひ着て居た襦袢を脱ぎ捨て尾行を継続したと云ふこと此事實は証人NM初枝の予審調書にも同様の記載がありますか果して何ういふ事実関係かありしや否やはNM初枝の供述及被告人の申立を信するか否かに依て極まります

今其事實ありと仮定して本件問題を決するに何ういふ影響を持て居るか

其モヂリ外套を借り様とし襦袢を脱いで行つた理由として被告人の申立た処に依ると後を尾けるに邪魔になるから脱いで行たと云ふことであります処か尾行した相手は七十歳のヨボヨボ爺さんで然も弱い女の子を連て二人共当り前に歩いて居る其相手を尾けるに一体着て居た襦袢か邪魔になるか何うか是も考て見なければならぬ問題であらうと思ふ

被告の云ふ処に依ると初め相手はKM屋へ行くのであらうと思ひ其処迄尾行する積りであつたと云ふ果して其積りであつたとしたなら何も襦袢まで脱いで行く必要はなかつた筈ではあるまいか其れにも拘はらず襦袢を脱いで行たと云ふ事は単に尾行する為の必要のみではなく何か他に目的かあつたものではないかと思はるゝ様な事実関係になつて居ります

又NM初枝の予審調書に依ると其時被告から誘拐犯人とか変な奴か通るから追掛けると云ふ話は全然なかつたと云ふ事である

然ういふ話をせずに只襦袢を脱いで行たと云ふ事は誘拐犯人と思て単に尾行する処置として相当な処置であるか何うか是も考て見なければならぬ問題であります

(第三)と致しましてKM屋旅館の脇へ入つたと云ふこと

是に付て被告は其処で転たので脇へ這入つたのではないと云つて居りますかNM初枝の予審調書には其処へ這入つた様に記載してあります之か信を措けるかは初枝に對する信用の問題で仮りに然ういふ事かあつたとするならば何の為に被告か其処へ這入つたのであるか寅助は既に同旅館の前を通り過ぎ先きへ行て居たのでありますから初め寄る考かあつたとしても確める必要はない事になりますKM屋へ寄つたのは何の必要かあつて行つたのであるか此点に關する証拠はありませぬ事件全体から考て見ねはならぬ事でありませぬ

(第四)は加害の順序で

此点に付て被告の云ふ処は此娘を何処へ連て行くと云ひ後から両手を背へ掛けた処何処へ連て行ても好いちやないかと言て振向いた時突倒して馬乗りとなつてから嘘を吐くと之たそと傍の石を捨て頭を殴り付けたと申立

証人寅助の申立に依ると行なり後から何も云はず強く襟上みを掴まれたから驚いて何をすると云ひながら振向くと其拍子に初め帽子の上から一つ殴られ夫れから帽子か飛んてから又続け様に頭の天つ辺を二つ計り殴り付けられた其当具合から見て石で殴られたと思た其れから突倒され仰向けにされると腰の辺に馬乗りになり両手を懷中へ突込て胴巻の金を取らうと掛つたから取られまいと思て一生懸命に防いで居たと云ふ事である

此二人の供述は非常に違て居ります区分して申せは初めに言葉をかけたか無言の俣掛つたか

石で殴たのは寅助か立て居る間にやつたか倒して馬乗になつてからか

馬乗になつてから懷中に手を突込たか何うかと云ふ三つの点て之れか証人及被告人の相違する事実であります

先づ初めに此娘を何処へ連れて行くと言葉を掛けると寅助か何処へ連れて行ても好いちやないかと答をしたと云ふ点に付てS Z三郎NH弘平は女の子の悲鳴を聞く前何か話しなから行くのを聞付けたか男同志の言争ふ強い言葉はなかつたと云ふて居ります此等の証言か真実とすれば其聞かなかつたことは其間答か無かつたからか又は有つたか聞へなかつたのか要するに其有無か諸君の御判断に俟つの外はありませぬか此点は犯行現場か同証人の家から約八間の距離に於て演せられたと云ふ事実と対照して御考になれば自然解決し得らるゝ事と思ひます

次に殴たのは寅助か立て居る間か倒れた後か被告は初め掛る前に石を用意して持て居たか何うかと云ふ点て

是に付S Z三郎は被告か馬乗になつて手に石を持ち振上げて居たと云ふ証言をして居ります此証言か真実であるとして其事實は倒してから側の石を捨て振上たか其れとも初めから持て居て倒れた後も尚放さずに居たものか何うか此点は充分なる後評議に俟たねはなりませぬ最後に懷中に手を突込た事があるかないかは被告と寅助とか云ふのみてあります此点に付て検事は先程証人Y Gスエの云ふ処に依ると被告人か寅助の懷中に手を入れる処を見なかつたと云ふ事であるから同人の証言は被告に取つて有利であると論定せられま

したか昨日同証人か当公廷に申立ました処は確か当時寅助の頭から血か流れて居る方に計り気を取られ被告か寅助の懷中へ手を突込たか何うか気が付かなかつたと申立た丈で全然左様な事實はなかつたと証言したのはなかつた様に記憶して居ります然らば同証人の証言か真実であつたと致しまして尚其証言を以て直に被告に取り有利なものと論定し得るや否や更に諸君の御一考を煩はしたいと思ひます

尚検事は時間の關係から見て被告か寅助の懷中に手を入れる余裕かなかつた様に認めるのか相当たと云ふ様に論告されましたか成程寅助か倒され治枝か逃出し三郎か駆付けた迄は極めて咄嗟の出来事て其間の時間も極く短てありましたらうか被告の供述に依りましても其駆付けた三郎弘平の二人か小供の後を追駆て行て又現場へ歸る迄寅助を押へて居たと云ふことてありまして検証の際S Z、NHをして当時の歩調て治枝の逃けた処迄往復せしめ実験致しました処尠なくも五分を要したのでありますから当時果して被告か寅助の懷中へ手を入れる余裕かなかつたものと見るのか相当であるか否か尚一層考慮して見なければならぬ問題かと思ひます要するに是等諸問題は総て寅助の云ふ事を信用するか被告の云ふ事を信用するかに依て決すへき問題てあります

尚学生のOG重夫、NS行則、NK周平及SZ、NH各証人の云ふ処に依りますと寅助は組伏せられて胸かはたかつて居たと居ります寅助は其際被告か証人の懷ろへ手を入れたり出したりし証人は之を防いて居たと居りますか各証人の供述した事実關係なら被告の云ふのか本当か寅助の云ふのか真実かと云ふ事と是亦十分後評議を煩はし度いのであります 次ぎに

(第五)は被告人か寅助を放した時期て

被告人の申立はS Z 三郎NH弘平か戻て来て娘は爺さんの孫たと云はれ是は間違たと思ひ寅助を放し立上つたと云ひ

証人寅助の云ふ処に依ると下の方から学生か来て止めたので被告か立上り自分も起上つたと述へ此点に付ては其学生OG、NK、NSの三人YGスエも同様の証言をして居ります是は被告の云ふ処を信用すへきか証人等の云ふ処を信用すへきかて極まる問題であります尚被告の云ふ処に依りますと寅助を倒すと女の子か泣きながら逃けて行たので其時誘拐された子供なら遠くへ行くまいと思ふに遠くへ行たから或は間違ひてはあるまいかと思ひ手を多少緩め三郎弘平か子供を押さへに行たから子供から聞けは判ると思ひ尚確める迄押さへて居たので弘平等か戻つて来てから放したと言て居ります是は被告人としては筋道の通た申条であります

証人等の云ふ様に学生か来て止めたのでありますと果して誘拐犯人であるか間違ひてあるか確かめる前に放したと云ふ事になります

此時期に付ても何方に見るのか相当か能く御判断を願はなければならぬと思ひます

(第六)は最初出逢た場所の位置て是は被告の云ふ処に依りますとKS自動車会社の附近たと言ひ

寅助及治枝はID屋の前て逢たと言ております

検証の結果に依りますと御手元に差上た検証図面写に表はれて居ります通り其間約四十分計り離れて居ります

被告か左様に言ふのは本件事実や場所の関係から見て被告に取り利益であるか不利益であるかに付て考て見る必要かあらうと思ひます

是も何れの云ふ処を信するかに依て極まる問題であります

(第七)は犯行の現場の位置て

之は被告は坂の下から約三十八間計り上つた処であると言ひ

被害者及現場関係の各証人は全部S Z方より二三間乃至七八間上つた処であると言ひ是も検証の結果に依りますと同図面写にあります通り其差は約一町余りあるのとあります

是も亦前のと同様被告と証人と何方を信するかに依て決し得る問題であります

証人の云ふ事に反して被告か左様申立る何か特別の利益かあるかと云ふ点を事実全体や場所の関係から見て大に考究する必要かあらうと思ひます

只今申上た様な各事実は何方に見るか其れは何れに致しましても其れか単に寅助を誘拐犯人てはあるまいかと思てやつた行為として果して相当のものであるか何うかと云ふ事を御考を願度いのであります

尚以上に附加して御研究を願度い事はS Z 三郎NH弘平及学生等か駆付けた時同人等に対し被告か誘拐犯人を押さへたと言た事かあるか何うか事実左様言たとすれは其れは被告か真に左様思て言たものか成は言を構へて左様言たのか検事は先程斯様な場合咄嗟に言を構へることは容易でないと思へられましたか果して何れに見るのか相当であるか是は被告の職業生活能力等から推し本件事実の全体から考て又諸君の御熟考を煩はすへき問題であります

是て第一の問題即被告か寅助を誘拐犯人と思たと云ふ事は真実であるか何うかと云ふ事を決するに付て必要な諸問題と証拠関係の説明を終つた積りてあります 次きは

一、(第二の問題)本件に表はれた被告人の所為自体即ち其外形的事実は普通強盗の所為と

認めらるゝか何うか即其所為は強盜の意思を以てやつたものと認めらるゝか何うか

此問題に付ては唯今申上げました事実關係証拠關係に付て御再考下されは自然解決し得らるゝことゝ信じます

尚此問題に付注意しなければならぬ点は先程検事は途中T S屋へ寄たと云ふ事は被告に取ては利益で犯罪の發覚を予期して犯さうとするものはないから強盜をやる考てはなかつたのであらうかと云ふ趣旨に論断せられた様でありますか之も直ちに然う考へるのか正常か何うか当時被告か酔て居たことも有利であると言はれましたか証人N M初枝の予審調書に依りますと被告か当夜T S屋へ寄り襦袢を脱いで飛出す時其様子か少しも乱れず僅か一尺足らず開いて居た硝子戸の間から駆出したのを見たと言ふ事であります其証言か真実とすれば其証言に依つて当時被告の酔つた程度か何の位であつたかと云ふ事か御判りになる事と思ひます又証人Y Z辰雄K M隆次の証言に依りますと被告は酒の上か好くないと云ふことであります其証言通り酔て気か荒くなる癖かあると致したすならば被告の心理状態は当時如何様になつて居つたか精細に考て見る必要かあるかと思ひます酔て居た事か直ちに利益であるか何うかは全体の上から見て判断すへき事柄と思ひます

(第三の問題)は被告の主觀的事情即當時に於ける被告人の經濟状態其他の關係に於て其晚強盜の考を起す様な特別の事由かあつたか何うかと云ふ点であります

是に付て証人A K忠太郎は被告に二百数十円貸して居るか未だ其催促はしたことはない又他に借財のあることは聞かぬ収入としては自分か毎月支給した十五六円丈であつたと言て居ります

又証人K M隆次は本年二月十日頃同証人の□□町支店を譲ることにしA Kか被告人か二

人の内何方でも同月二十日迄に其金は払込んだ者に譲渡す約束であつたか日延の結果同月二十三日A Kから其金全部の払込を受けたと云ふて居ります

是等証人の証言に依りまして当時被告の經濟状態は何うであつたか犯罪を犯して迄も金を得る必要に迫られて居たか何うか

諸君の慎重なる御判断を願ひます

其他被告人の性行に付ては被告人に有利な証言かありましたか其れは本件犯罪事実ありと認められた場合其れを否定する丈の有力な事実と認めらるゝ關係かあれば格別然らざる限りは単に情に關する問題に過ぎませぬから本件犯罪の成否を極める上に於ては考慮に入れなくても好いのはあるまいかと思はるゝのであります

以上で本件の諸問題の説明を終りました

茲に諸君の評議を願う為め問題を朗読致しますから若し此問題に付変更を加へ追加を要するものかあれば陪審員各訴訟關係人から其申出をすることか出来るのであります

④ I T董(千葉地方裁判所殺人被告事件昭和四年六月二三日判決、傷害致死懲役四年)

一、公訴事実の梗概

被告I T董は昭和四年一月九日其の弟榮治の入宮祝に際し近隣の親戚なるI T藤太郎方よりランプ一個を借受け爾來之を使用し来りたるに偶々同年三月三日夕刻藤太郎より右ランプの返還を請求せられるゝや曩に藤太郎か自己の世話にて東京に出稼中深川区西□□町附近の某菓子屋にて菓子代金の支払を為さす為に警察署に屈出でられんとするに当り之を立替支払ひやり尚又他人より多少の負債を為し居りたるを立替弁済しやりたる事実あるに

も拘らず藤太郎に於て其の恩義を感せず右の如く灯火の必要ある夕刻に際し同人方には電灯の設備あるに反し被告人方には其の設備なければ前記ランプの返還を求めんか忽ち被告人方に困惑を来すこと明なるにも顧す前記の挙措に出でたるを快しとせず因て同人に面接して某不法を詰問せんと欲し同日午後六時三十分頃右藤太郎方に赴きたるに却て同人より罵倒され剩へ同家土間に突き転がされたる為め怒憤措く能はず爰に殺意を生し即時所携の刃渡約三寸七分の鰻割き庖丁を右手に握り之を以て右土間にて自己の上に乗来りたる藤太郎の左腹部を突刺し腸管及腸間膜血管を傷け出血及腸内容の洩出に因り之を殺害したるものなり

二、説示案

裁判長は陪審に対し犯罪の構成に關し法律上の論点及問題となるべき事実並に証拠の要領を説示する旨を告げ

一、陪審員諸君是から本件に於て問題となりました事実並法律上の諸問題及之に對する証拠の關係に付大体説明を申上りました上諸君の評議判断を願ふ問書を提出することに致しませ

一、本件公訴事実即検事から裁判を求めました事件は被告人I T董か本年三月三日午後六時三十分頃隣家のI T藤太郎方に行き同人を殺す目的で本件に付押収した小刀を以て同人の腹部及腰部を突刺し藤太郎を殺害したと云ふ事実でありまして被告人の所為は刑法第九十九条の人を殺したる者は死刑又は無期若くは三年以上の懲役に処すと云ふことに規定されて居る殺人罪に當るのであります

從て諸君の御評議を煩はすに至た問題は被告人か藤太郎を突刺したのは同人を殺す氣てや

つたのか又は被告人の弁解する様に唯咽喉を押へた藤太郎の手を放させる為にやつたのか即殺意があつたのか無かつたのか、問題であります本件犯罪事実に付きましては昨日諸君か御聴きになりました通り被告人の弁解や各証人の陳述がありました上續いて検事の明快なる論告や弁護人各位の精細を極めた熱烈なる弁論がありましたので最早十分に本件の事實關係を會得せられ其真相を掴まれた事と信します從て唯今申上りました問題に對しても直に公平適確な御答を得らるゝ事と思ひますか其説示を致しますことは法律に定められました裁判長の職務でありますから尚一応の説明を試むる次第であります

一、本件犯罪事実か有るか無いかを評議判断することは陪審員諸君の職務でありますか是は諸君の職務であると同時に又吾々裁判官の職務であります諸君か本問題を決するに付て評議せらるべき問題は又同時に私共か評議しなければならぬ問題であります私共か判断すべき事柄又は同時に諸君か判断せらるべき事柄であります

尚此犯罪事実か有るか無いかを研究することは独り諸君や私共の職務である許りてなく又同時に検事や弁護人等の職務であります各執る可き所の職務か違ひますので事實の見方を異にし之に對する証拠の取捨を別にするにはありますも結局同所に落付かなければならぬものであります皆一致点を見出す事か其理想であります

検事としても白いものを黒く仕様とするものではありませぬ又弁護人としても黒いものを白く仕様とす可きものではありませぬお互に能く事實の真相を捕へて白い黒いを分ち黒を黒とし白を白とする所に職務の神聖か保たれ真実の価値か顕はれるのであります

古い歌に「分け昇る麓の道は異れなれと同じ高嶺の月を見るかな」と云ふ歌があります仮令分け昇る麓の道は違ひましても一筋を熱心に真心を込めて正しい道を進んで行きさへ

すれは道には明煌々たる高嶺の月を仰ぎ見る事か出来のてあります仮令執る所の職務か違ひ事実の見方証拠の取り方を異にしても真心を込め誠意を以て真剣に其職務を執りましたなら遂には其真相を捕へ同一点に帰着し得るのであります其同じ高嶺の月を見ることか出来ず亦真相を捕へ得ないのは未だ誠意か足りないからであります真心か通しないのであります

本件の犯罪事実について昨日検事の陳へられました所と弁護人各位の論せられました所とは事実の見方や証拠の取捨を異にし又法律論に於ても一方は有罪他方は無罪と云ふ非常な相違を来して居ります即分け昇る麓の道も違ひ従て何れも同じ高嶺の月を見得ないと云う形になつて居ります

若し検事の方が真相を捕へ高嶺の月を見得るものとすれば弁護人の方は未だ其所迄達し得る誠意と真心とか欠けて居る事となり反対に弁護人の方が真相を捕へ高嶺の月を見得たとするならば検事の方は矢張其所迄達する誠意と真心とか足りなかつたことになりま

然らば裁判所の本件事実に対する見方はどうか又真相を捕へ高嶺の月を見る事か出来たか何うか検事の見方と同一であるか弁護人の意見と違ひは無いか此点に付私共は既に公正と認め明確と信する意見を持って居ります併し私共は検事と違ひ只今諸君に向て其意見を發表することは法律上禁せられて居りますので茲には是非の判断終局の意見を抜きまして本件に付私共か考へました諸問題及其等の問題を解決するに付て必要と認めました証拠関係文を順次説明することに致します

私共か分け昇りました麓の道は或は諸君か分け昇らるゝ道と違ふかも知れませぬ又本件事実に対する私共の見方は或は諸君の見解と異なるかもしれませぬ併し諸君は是から当職か申し上げます事を参考に供せられ夫れに基て順次判断せられましたなら諸君の真心と私共の真心とか通し私共の誠意と諸君の誠意とは合致し同一の結論に達し一致の判断を得て共に真相を捕へ同じ高嶺の月を見得らるゝ事と思ひます

一、本件犯罪事実か成立するや否やに付第一に考へなければならぬ問題は殺人罪か成立する為には法律上如何なる条件か要るか即殺人罪の成立要素として法律上定められた事は

どう云ふ事柄であるかと云う問題であります

殺人罪として法律上定められた要件は

第一は被告人か殺人の意思即人を殺さうと云ふ考を持つ事か必要であります

第二は其殺意に基て具体的の行為を為すこと即人を殺し得る方法を実行することか必要であります

第三は其実行に因り人を死亡の結果を生じたこと即斬るなり突くなり或は殴るなりして怪我をさせ夫れから其為人が死んだと云ふ事か必要であります

此三要件か備はらなければ殺人罪は成立致しませぬ人を殺す考へて人を殺すに足る行為をやつても其やられた人が死なゝければ其罪は殺人未遂罪であります又殺すに足る行為をやつて其やられた人が死んでも殺す考へか無ければ傷害致死罪とは為りましか殺人罪ではありません

殺す考へ即殺意を以て殺すに足る方法行為を実行して其結果其人の生命を断つた場合に初めて殺人罪か成立するのであります

本件に於きまして被告人か小刀で藤太郎を突刺し其結果藤太郎か死んだ事は被告も認め

て争いはない明白な事実でありますから別に問題にはなりません問題が昨日来検事や弁護人か論せられました通り被告人に殺意があつたか怎うかの一点であります

此問題を解決するには先ず殺意即法律上殺人罪の成立に必要な犯意は怎う云ふものを意味するかと云ふ事即殺意の觀念を明かにして置く事が必要たらうと思ひます

法律上殺人の故意及犯意即殺意と云ふ事は通俗に云へば人を殺さうと思ふ事であります人の命を断うと思ふ事であります明かに人を殺さうと思ひ確に人の命を断うと思ふ事か殺意であることは論の無い事です併し法律上に於きましては特に明かに人を殺さうと思ひ進んで確実に人の命を断うと思はなくとも自分の実行する行為即自分のやる事か人の命を断ち得るものであることを知りながら其行為を実行した場合には尚殺意があるものと認めらるゝのであります

即法律上に於ては其実行する行為即其やる事か人の命を断ち人を殺し得るものである事を知り乍らやれば仮令明かに其人を殺さうと思ひ確実に人の命を断うと望まなくとも尚殺意があるものと認めらるゝのであります従て本件被告人か藤太郎を突刺す時明かに藤太郎を殺さうと思ひ確かに同人の命を断うと望むものならば被告人に殺意か有つた事は無論でありますか仮令其時特に殺さうと迄思はなかつた又確かに其命を断うと迄望まなかつたとしても突刺した結果か藤太郎の命を断ち得るものであり同人か死亡する事を知りながら突刺したならば被告人は殺意かあつたものとして殺人罪の責を負はなければならぬ事になります

故に本件殺人罪か成立するか怎うか被告人に殺意か有つたか無かつたかを決するには少くとも被告人か藤太郎を突刺す時其突刺事に因て藤太郎の命を断つ事及同人か死亡の結果を生ずる事を知りながら突刺したものであるか怎うかを決すれば好いのであります

而して夫れを知り乍らやつたか怎うかを決するには本件に顕はれた事実関係から見て被告人の行為自体か其事を知り乍らやつたものと認めらるゝか怎うかを判断することか必要であります然らば其判断に要する資料即事実関係は怎うであるか其事実を如何なる方面から如何なる順序に見れば最も確実な判断か出来るかと云ふ事に付て少しく事実と之に対する証拠関係を研究して見たいと思ひます

被告人に殺意かあつたか如何かは結局本件に顕はれた事実及証拠の全体から推して判断しなければならぬ事柄でありますか説明は研究の便宜上之を四方面に分けて申上様と思ひます

(第一) は被告人が使つた小刀即本件兇器の種類性質

(第二) は被告人か本件兇行を演ずるに至つた動機

(第三) は本件兇行の様相

(第四) は被告人の性行

て大体此四方面から証拠関係を調べ事実を確かめました上各事実を単独に又綜合して考究致しましたなら被告人に殺意かあつたか如何かの問題に付正確な判断を得らるゝことと思ひます

(第一) 兇器の種類性質

本件に使用された兇器は諸君か御覧の通り刃渡り約二十寸七分の比較的鋭利な小刀であります

法律上から申しますと普通人か考へて人を殺し人の命を断つに足る兇器即人を殺す事か

出来相に思わるゝ兇器て人を斬つたり突いたりした結果其人か死んだ場合には仮令其の犯人か内心に於て明かな殺意を持たず又確かに人の命を断つ希望を持たなくとも唯其恐ろしい兇器を使つたと云ふ丈て其犯人か其行為から生ずる通常の結果を予見したものと即相手が死ぬ事を知り乍ら刺したり突いたりしたものと認められ法律上殺意か有つたものとして殺人罪の責を負はなければならぬことになつて居ります故に本件に於きまして被告人が使つた小刀か普通人か考へて人を殺す事か出来相に思はれる様な恐ろしい兇器と見らるゝか如何かに依て被告人に殺意かあつたか如何かゝ決し得らるゝのであります

此小刀を怎う云ふ風に観るかは昨日検事と弁護人との間に意見の相違かありました是は諸君の公平なる判断に俟つ外はありません

若し本件小刀か左様な恐ろしい兇器と見られますならば被告人は既に此点で殺意か有つたものと認められ殺人罪の責を負はなければならぬことになりす若し左様認められなるとすれば更に他から見て殺意か有つたか如何かを決しなければなりません

(第二) 被告人か本件兇行を演ずるに至つた動機

本件犯罪の動機として予審終結決定書に認められ夫れに基て検事か陳へられました事實は既に諸君か御聴きの通り被告人は藤太郎か困ると云ふので東京へ出稼の世話をして遣り尚同人か出稼中借りたる二円足らずの金を立替支払をしたるにも拘らず藤太郎か其恩義を無視して本年三月三日の夕方灯火の必要な時刻に藤太郎方では電灯の設備かあるから要らないか被告方には其設備か無いので入要なランプを急に返せと云ふて取りに来られた為腹を立て藤太郎方へ談判に行くとして反て組伏せられたので憤激の除り殺意を生したと云ふのであります夫れ故先つ此様な事実關係か果してあつたか如何かと云ふ事を証拠上決めて掛ら

なければならぬと思ひますそれには此の事實關係かあるかないかを分けて順次調べて見るかよと思ひます

(一) 藤太郎か被告人の世話て東京へ出稼し其際借りた金を立替支払つて呉れたのに其恩義も感せず返金もしなかつた事かあるか無いか此事實に付ては

被告人の云ふところの

藤太郎か困るから頼むと云ふので本年一月二十日頃東京へ呼び自分の働いて居るIT皆三郎方て自分と寝泊し自分の下請負の仕事させ本年二月十七、十八日頃藤太郎か帰宅した後同人か菓子代を払わずに帰つた為訴へられ様としたので代つて払つて遣り尚其外蕎麦代十五銭とOSと云ふ建具屋からの借金一円も立替支払遣り二月二十四日頃帰宅の際藤太郎に其話をするに頼みもしないに余計な事をするとの挨拶て其金を返さなかつたので不快に思つて居たと云ふ事

証人IT宗四郎の云ふところの

被告人か東京から帰宅した当時被告か藤太郎方へ立替払の請求に行つたか払つて呉れなかつたと云ふ事を当時被告から聞いたと云ふこと

証人SKしづの云ふこと

藤太郎か菓子屋の借り八十銭を忘れて払はずに帰つたと云ふて居たのを聞き尚被告か二月二十四、五日頃帰宅した当時其立替払の請求を受けたか金の都合か悪かつたので払はずに居たと云ふ事

証人IT皆三郎の云ふところの

被告か藤太郎のOSと云ふ建具屋に対する借金一円余りを立替支払つた事は当時OSか

ら聞いた事もあり又菓子屋の借りも立替支払したと云ふ話を聞いた事もあるとの事

此等の証拠に依り其事実の有無を判断し得ると思ひます

(二)は被告人か本年一月九日から藤太郎方より借用して居たランプを三月三日の晩灯火の入要な時刻になつて藤太郎方には電気があるので困らぬか被告方には其設備が無いので無くては困るのに突然返せと云ふて取りに來られ被告か藤太郎の無情を怨み立腹した事実か有るか無いかにての証拠關係にて

被告人は別に怒つた事はないと申して居り

又証人 I T 宗四郎も当時被告人か怒つた様子か無かつたと申して居る事

証人 I T 甚太郎は被告か金を持って來いランプを返して遣ると云ふて呶鳴りランプを渡さなかつたと申述へて居る事の是等証言に依て判断し得ると思ひます

(三)は被告人か藤太郎の方へ談判に行つた事

此事實は

被告人の云ふところによると

甚太郎かランプを取りに來て帰ると間も無く藤太郎方には頼みもしないのに少し許りの金を払たと云て大きな顔をしやかるとか又女房の聲で彼奴は物の判らぬ奴たと呶鳴りのみならず藤太郎は桜の棒は何処に在る叩き殺して遣ると云ふ声か聞へたので自分か立替払して遣つた事情を温順しく話さうと思つて出懸けたとの事

証人 I T 宗四郎の云ふところによると

其頃自分は兄(被告人)に言付けられランプを買ひに行く為出て行くと藤太郎方て桜棒は何処にあるかと呶鳴て居たとのこと

証人 S K しづの云ふところによると

甚太郎か歸て來て被告から云はれたことを話されたので藤太郎と二人て何も少し許りの貸しの事を此麼子供に迄云はなくても宜からうにと愚痴を云ふて居るか藤太郎か桜の棒は何処にあるか叩き殺して遣る等と呶鳴た事はなく又自分も彼奴は物の判らぬ奴たと云つた事も無いとの事

証人 I T 甚太郎の言ふところによると

父さん(藤太郎)は金は借りてあるのだから持つて行けと云て五十錢銀貨二枚を渡し二十錢釣か來るからそれは明日小遣や学校道具を買ふに使へと云はれた父さんは別に桜棒は何処に在るか云つた事は無いとの事でありして此点証人 S K しづ、I T 甚太郎云ふ処と被告人及証人 I T 宗四郎の云ふ処と大分違て居ります

仮りに藤太郎か桜の棒は何処にある叩き殺して遣ると云ふて呶鳴た事實かあるとすると其場合被告か一層腹を立てるのは無理もない事て若し無いとすれば呶鳴る声か聞えたこと云ふのは証人 S K しづ及甚太郎か申述へた様な事を云つたのかさう聞えたのであるか如何か要するに桜の棒か何処に在るか叩き殺して遣ると云つた事實か有るか無いかを決める問題て是は被告の腹立具合に關係あり夫れに対する応戦準備をしたか否やにも關係するのであります

(四)は被告人か藤太郎方へ行き同人に組伏せられた事實かあるかないかと云ふ事て是は被告の当法廷に於て申述へたところによると

土間に這入來た何も言はぬ中藤太郎か何をと云ひ乍ら行なり手を拡げて來て自分を押倒し乗懸り咽喉を締め掛つたから苦し紛れに其手を放させる為めに突刺した其時ランプの

事や立替金の事は云はぬとの事であり
予審室に於ける被告の供述は

ランプを返せと云ふならお前か東京で無銭飲食を為し警察へ願はれ相になつた時俺か払つて遣つた金を返せと云ふと藤太郎か誰か払つて呉れを頼んだ勝手に払ひ遣かつてと云ひ乍ら立上り組付いて来たとの事て両者間に問答があつた様に申して居ります
証人SKしづの云ふところによると

被告か土間に這入つて来り金を返しやからねえて等と云ふて右手に刃物を逆手に持つて居たとの事であり

証人IT甚太郎の言ふところによると

矢張り被告か土間に這入つて来て何故金を返さないかと云ふて右手に刃物を持つて居り殺して了ふと言ふて座敷に上り炬燵に焙つて居た藤太郎を突刺したので藤太郎の方から被告に組付いた事は無いとの事であり

此点は被告の言ふところと大分違て居ります被告の言ふ様に土間に行き被告の方から未だ何も言はぬ中に藤太郎か組付いて来たので倒したか又は証人甚太郎やしづの言ふ様に被告か文句を言つて刃物を出し被告の方より藤太郎に掛て行つたのか是は被告に犯意ありや否やを認める上に重要な事であり証人の言を信用す可きか被告の言を信用すへきかにつて決するので二つの内何れを採るかは諸君の既に判断せられて居る事と思ひます

(五) 被告人か小刀を携へて行つたと言ふ事はは被告人か当法廷て言つたところによると

被告は其日午後三時頃午を引いて田甫へ行く時庭の芥捨場の傍らに落ちて居るを見て危いと思つて拾ひ外套のポケットに入れた俣忘れて居たもので出懸る時も氣附かなかつたか藤太郎に倒され咽頭を締められた時氣附いたので夫れを使って突いたと言つて居りますか
予審庭に於て被告人か言つたところに依ると出懸るとき先方か抵抗して来たならば其際に使ふと思つて芥捨場に落ちて居たのを拾つて予め用意して行たと言ふて居るので被告自身の言ふ事すら斯様に違て居ります昨日当法廷に於て証人SS貢の申述べたところによります

被告は証人の取調に対し藤太郎か非常に嘸鳴つて怒つて居るので空手では駄目たと思ひ何か護身用具はないかと探した処庭先の芥捨場の附近に本件の刃物か落ちて居たので其れを拾つて持つて行つたと言ふ風に述べたこととあります

斯様に被告は警察に於ては護身用として刃物を持つて行つたと申し予審に於ては抵抗された際には使ふと思つて持つて行つたと申述べ居るも是は言葉は違つても其刃物を使ふと言ふ意味は同様ではなからうかと思はれます
次に証人IT宗四郎の言ふところによると

其小刀は平常内の子供等か餅草摘や遊び事に使つたりして居たもので其当日も庭の木小屋の傍らて子供等か其れを使つて遊んで居たとの事を申して居ります
証人IT甚太郎やSKしづの言ふところによると

被告か土間に這つて来る初めは腕組をして居たから判からなかつたか藤太郎と言合つて居る時腕組を解いたので其時右手に小刀を逆手に持つて自分の体の右側に付けて居たのを見たとの事とあります

其れ故甚太郎やしづの言ふ処に依れば被告は当時初めから其小刀を持って行つた事になり

被告の云ふ処に依ればポケットに入れてあつたのを氣附かず其時になつて初めて小刀に氣附いた事と思はるゝか此何れを信用するかは諸君の判断にお委せする外ありません。

以上の各事実は普通人から見れば被告か藤太郎を殺さうと迄思ふ程の事情と認めらるゝか又被告本人から見れば其れ程の決心をする事情であつたか如何を各位に於て慎重に御判断を願ひます。

(第三) 本件兇行の様相

(一) 加害の位置に付ては
被告人の言ふところによると

土間に行つて藤太郎に話さうとしたか未だ話し出さぬ内に藤太郎が手を拵けて乗掛つて来土間に組伏せられ咽喉を押へられたので苦し紛れに其手を放させ様と思ひポケットの小刀を出して突刺したので座敷を突いたのではないと申し居り

証人 I T 甚太郎の言ふところによると

被告は土間で問答をして小刀を出し右手で逆手に持つて振上げ殺して仕舞ふと言ひながら座敷へ上り藤太郎に向ふと藤太郎は殺すなら殺せと云て胸を拵て尚両手を伸はし中腰になつて被告の方へ向いた時横腹を被告に突かれ其れから藤太郎は立上り被告の襟を掴み突くなら突けと言つた時また横腹を突かれたそれから土間へ下りて倒れた此時は証人の母親 S K しづは子供を連れて逃げて仕舞ひ其場に居たのは藤太郎と被告人と証人丈で其状況を見て居た証人の云ふところと被告の言ふところとは大分違ふのであります。

加害當時に於ける被告と藤太郎との態度、加害の方向場所等に付ては昨日検事と弁護士との間に大分論争がありましたか要するに問題は加害の場所か土間か座敷かの何かに決す

れは宜いのであります其問題を決めるには被告の云ふ事を信用するか証人 I T 甚太郎の言ふ事を信用するかに依るので甚太郎の証言の信否に付ては昨日の検事と弁護士との間に論争がありましたか猶ほ諸君に於て十分御考慮の上御判断を願ひます。

(二) 刺傷の回数でありますか

是は被告人の云ふところでは

一回だけは突いたか他は覺て居ないと云ふことであります併し實際傷か三つ有つたとすれば或は自分か遣つたのかも知れぬと申し居ります。

鑑定人 林茂松の鑑定書によりますと

(イ) (ロ) (ハ) の三創があつたとの事でありませぬ

又被害者 I T 藤太郎は当時二枚のメリヤス襦袢を着其上に単衣一枚と袴一枚を着し居たか其着衣を見ると恰度傷に相当する部分に二つの穴かあることは明瞭でありますか一つは明かてはありませぬ兎に角体に三個の傷かあり三回の刺傷あることか明瞭になつて居ります此点も怎う見るべきか諸君に於て十分御考へになつて戴き度いのであります。 次

(三) 傷の方向程度でありますか

只今申上た様にメリヤス襦袢二枚着物二枚を通し尚深く通て居る鑑定人の言ふ(イ)創は深さ十三糎に達し居るところから一番重い傷を致命傷と認められて居るのは是は相当強い力て刺したものと認められるのであります。昨日鑑定人を証人として調べましたか諸君も御聴きの通り(イ)創は体に対し水平に直角に兇器か這入つたもの(ロ) (ハ) の二創は兇器か後下方斜に侵入して居ると申し(イ)創は方向を異にして居るのです。

鑑定書によると同時に同位置に於て突刺され生じたもので其位置は兇器を右手に持ち上

に跨り居る被害者の腹部を刺傷したるものと認めるとありますか昨日証人として鑑定人を調へますと其れは一応の推定に過ぎない(イ) 創は加害者被害者か立て居る場合にも生し(ロ)(ハ) 創は被害者か座し加害者か立て居る場合にも生し得るものである(ロ)(ハ) 創は兇器の刃か内方に向いて居るか(イ) 創の方は何れの方か判らなかつたと述へて居りました傷の方向程度に関しては是丈でありますか是等の傷は如何なる位置に於て如何なる方向から仕の位の力を以て加へられて生じた傷であるかは諸君の御判断に俟つ外ありませぬ要するに是は斯様な傷自体から即ち傷の方向程度から見て被告か殺意あつて遣つたものか又は然うてはないかと云ふ事を認めらるゝや否やの問題であります

(第四) 被告人の性行であります

此被告人の性質素行の如何は情状に関する問題でありますか本件の動機は只今申上ました様な事情ですから一応被告の性行をも判断する必要かあると思ひます

そこで被告か藤太郎を殺す考へを持ち得る性行の人であるか怎かを見ますと

証人IT皆三郎は大正十二年以来実直に働いて居り他人と争つた事もないとの事を述へて居り余り悪い性質でない様であります

証人SKしづは自分の亭主藤太郎は口荒ばいか被告は其反対に平素無口であるか心は良くないと云つて居ります

又証人SS貫は素行は余り良くない被告の性格としては平常無口ではあるか亢奮性が強く直くに腹を立てる質であるそして或時は論説された巡査を殴り飛ばしたと云ふ事もあつたと聞いて居る要するに被告はムツツリて感情か激しく向腹を立てる性行の持主であると認められると申して居ります

以上述へました各事実を各別に又は総合して御考へになつたならば本件被告人か殺意を持つたものと見るか相当であるか又は持たなかつたと見るのか相当か自然解決し得る事と思ひます

是て被告の殺意の有無を判断するに付諸君の御評議を願ふ可き法律上及事実上の問題を大体説明し得た心算であります諸君は是等の諸問題を十分会得の上曇りなき心の鏡に映して誤り無き正確な御判断を願ひます

尚弁護士から正当防衛論が出ましたから其点に付一応申述へて置き度いと思ひます

是は被告の藤太郎に対する殺人罪又は傷害致死罪か成立した場合被告の行為は正当防衛であるか何うかの問題であります

弁護士は殺人罪の成立か認めらるゝ場合のみに付て正当防衛を主張せられた様でありますか若し正当防衛か成立するからには傷害致死罪の場合に於ても同様の關係に立ちますから被告人の利益の為に二ツの場合を含めて別問題として考へて戴きます

(一) 自己又は他人の権利を防衛する目的に出る事

(二) 急迫不正の侵害行為に対すること

(三) 已むことを得ずして為したる事であります故に本件に付正当防衛か成立する為めには藤太郎の方から被告に対し不正な侵害を加へたと云ふ事は其侵害か急迫であつた事、被告か小刀を藤太郎に突刺したのは藤太郎の侵害に対し自己を防衛する為め已むことを得ざるに出たものである事か必要であります

被告の云うか如く藤太郎か初め被告の咽喉を絞めたか如何かは先程申上た説明により既に御判断なされた事と思ひますか仮りに咽喉を絞めたとする藤太郎の其行為は真に急迫

な侵害であつたか如何か又被告の爲したる防衛の手段即小刀で突刺した事は真に已むことを得ざるに出たものであるか如何其れは被告人の意思や意見により決し得べきものではありませぬ普通の思慮分別ある人の考へを標準として其場合普通危険か切迫したものと思はるか如何か又其防衛行為は普通已むことを得ざるものと認めらるゝか如何かを標準として決すべきもので普通の人間なら被告のする様に為すより以外に其方法か無かつたか如何かを基礎とし正当防衛であるか無いかを御判断願ひます尚此に御注意を願ふ事は若し防衛の程度か超えたものと認めらるゝ場合は正當防衛ではありませんから否定の答をしなければなりません

何卒慎重に考慮審議し公平誠實に其任務を尽されんことを望む次第であります

⑥SO芳造（千葉地方裁判所放火未遂被告事件昭和四年七月二四日判決、脅迫・懲役一年執行猶予三年）

一、公訴事実の概要

被告人は父芳治郎夫婦の一人子にして昭和三年六月頃より煎餅製造の業を開き之に従事し居る内同年十二月九日母さち死亡し父と二人のみとなり寂寥の余り同月中旬頃始めて□町□料理店A屋事SG才一郎方に登楼し爾來屢々同家に遊興し同家酌婦SSKミナ（当二十一年）と馴染を重ね遂に同人を身請して妻となさんとしたるも実父才一郎の承諾するところとならずして其の目的を達すること得ざりしかミナに対する愛着は益々深きを加ふるを以て引続きA屋に登楼する内間もなく其資に窮するに至るやA屋主人の被告人に対する態度は冷酷を極め現金を所持するにあらざれば登楼すへからすと言ひ登楼したる場合も早く

帰還せされはSSKミナ等を叱咤することあり殊に昭和四年四月一日の如きは主婦自ら被告人遊興の席に出て僅少の金を以て長時間遊興するは営業の妨げなれば速に帰還すへしと言ひて被告人を侮辱し被告人は之を快とせずして翌日父芳治郎所有の苦を密かに売払ひて金四円を調べ之を前払ひして更にA屋に登楼したるも徒らに冷遇を受け不満を抱いて早々立去りたるか其翌三日午後三時頃独り自宅に於て為すこともなく新聞紙等を読み居る内偶然にもA屋主人夫婦の今日迄の行動を想ひ起し其被告人に対する無礼と冷酷を思ふと共に憤懣の情一時に発して押へ難く茲にA屋に放火して此不満を霽さんと決意し被告人方物置入口にありたる古綿に同所附近にありたる石油入徳利在中の石油を注ぎ之を同所にありたる襪褸片に包みて自己乗用の自転車に附着し其準備を調べ夕方右自転車に乗りて家を出て途中□町□区内の煙火を見物して夜を更かし翌四日午前三時頃右A屋事SG才一郎所有の人の現在せる離座敷の北側窓下の羽目板の間に携帯の石油の浸潤せる襪褸の一片を挿入し所持の燐寸を以て之に放火し依て右離座敷と之に連接せる同人住宅を併せて焼燬せんとしたるも偶々羽目板は前日水洗を為し湿気を帯ひ居りたる為其一部を焦したるのみにて自然に消火し焼燬の目的を遂げるに至らざりしもあり

二、説示案

裁判長は陪審員に対し犯罪の構成に關し法律上の論点及問題となるべき事実並証拠の要領を説示する旨を告げ

本件公訴事実即検事から裁判を求められました事件は被告人か本年四月四日午前三時頃君津郡□町□の料理店A屋事SG才一郎方住宅及之に接続せる離座敷を焼燬する目的で其離座敷の北側羽目板に石油の浸した襪褸片を差込み之に火を放ちて放火したか其羽目板

は前日水洗ひをしたので多少湿つて居た為其一部を焦した丈で自然消火し其目的を遂げなかつたと云ふ事案であります即被告人の所為は刑法第八八条の火を放ちて現に人の住居に使用し又は人の現在する建造物を焼燬したるものは死刑又は無期若くは五年以上の懲役に処すと規定されて居る放火罪の未遂罪に該当するのであります

一、本件犯罪か成立するか否やを決するに付第一に考へなければならぬ問題は放火罪か成立するには法律上如何なる条件を要するか即放火罪の成立要素として法律上定められた事は如何なる事項であるかといふ問題であります

刑法百八条の放火罪として法律上定められた要件は

第一、被告人か放火の故意を有すること即火を放ちて人の現に住居し又は人の現在する家を焼かうと思ひ又は火を点ければ其家が焼けると云ふことを知て居た事か必要であり

第二、放火の故意を實現し得る具体的行為を為すこと即右家屋を焼燬することの出来る相当な方法手段を實行することか必要であり

第三、右放火行為に因り住宅焼燬の結果を生じた事即放火に因り其家屋か焼燬して損壞又は滅失したと云ふことか必要であります

第一要件たる放火の故意かありましても第二要件たる具体的行為か無ければ放火罪は成立せしませぬ又第二要件たる具体的行為かあり第三要件たる焼燬の結果を生しましても第一要件たる放火の意かなければ矢張り放火罪は成立致しませぬ

放火の故意かあり其故意に基く相当な手段方法を實行し夫れに因り焼燬の結果を生ずれば

茲に放火既遂罪か成立し、故意かあり又具体的行為を實行いたしましたも焼燬の結果を

来たさなければ放火未遂罪となるのであります

放火の既遂未遂を区別する標準に付きましては学説判例は区々に分かれて居りますか本件は既に放火未遂罪として起訴されて居り裁判所も之を相当と認め検事弁護人被告人等に於ても何等異議ありませんから既遂未遂を区別する標準に付ては深く諸君の御考慮を煩はす必要ありません故に此点の説明は省略することに致します

併し放火の故意即放火罪の成立に必要な犯罪の觀念に付きましては諸君の御留意を促すため特に説明して置く必要があると思ひます

一、放火罪の故意は

通俗に申しますと人の家を焼かうと思ふことでありますか法律上に於ては放火の故意即人の家へ火を点けると云ふ考へと焼燬の故意即人の家を焼かうと思ふこととの二つの故意か含まれて居ります

普通放火の故意かあれば放火の結果当然生ずる焼燬に付ても故意かあつたものと認められます換言すれば物に火を点ければ其物が焼けると云ふことは普通何人にも知り得られ考へ得らるゝ事

物に火を放けると云ふ考かあつたとすれば其火を点けた物が焼けると云ふことも承知の上で火を点けたものと認められるのか普通であります併し放火の故意かあれば常に必ず焼燬に付ても故意かあつたものと認めることは出来ません、仮令放火の故意かありましても焼燬に付て故意のない場合即物に火を点ける考て火を点けても其物を焼かうと云ふ考を持たない場合其物を焼くまいと思つて火を点ける場合もあり得るのであります

例へば人を驚かさうと云ふ考て自分の家へ火を付け予め用意して置いた消化器で之を消

止めた様な場合には其行為者に放火の故意即家に火を放けると云ふ考はあつたに相違ないか其の点けた火を消しとめる方法を取り焼けない手段を講じた点から見れば其家を焼かうと云ふ考かあつたものとは認められません従て家を焼く考かなかつたものと見なければなりません此様な場合には法律上焼燬の意思がありませんから放火罪の成立を認める事は出来ませぬ、故に放火罪の故意には焼燬に付ての故意が必要であります焼燬の故意かあれは放火の故意かあることは当然でありますか放火の故意かあれは焼燬の故意かあつたものは云へないのであります併し放火の意思かあつて焼燬の故意かないと云ふ場合は唯今の例に付ても判ります通り特別例外な場合でありますから左様な特別例外な場合でない限り即焼燬の故意か無いものと明かに認められない限りは普通放火の故意あれば焼燬の故意かあつたものと認めらるゝものであり又法律上左様認めて差支ないものであると云ふことを特に御留意願ひます

尚茲に御注意を願はなければならぬことは焼燬の故意の觀念であります

焼燬の故意と申しますと特に家屋を焼払つて仕舞うと云ふ強い欲望を持たなければならぬ様に考へられますか法律上の解釈と致しましては左様な強い考のあつた場合は勿論のこととすか左様な強い欲望はなくとも火を放ければ其結果として其家が焼けて損壊し滅失する様になることを知りながら火を点ければ焼燬の故意かあるものと認めるのであります、焼けるかも知れないと思ひ焼けても構はない思つた場合でも法律上は尚焼燬の故意かあつたものと認めるのでありますから此の点に付て深く留意を願ひます尚刑法第百八条の放火罪か成立する為めには現に人の住居に使用し又は人の現在する建物を焼くことか必要であります若し人の住居に使用せず又は人の現在させる建物を焼いた場合は刑法第百九条の罪

となり二年以上十五年以下の懲役に処せらるゝことになつて居ります即目的とする建物の情況如何により処罰条件を異にして居るのであります

故に本件放火罪の目的たるSG才一郎の住宅及び離れ座敷が刑法第百八条に該当する建造物であるか怎うかも本件犯罪の成立を定める上に於て先づ確定しなければならぬ必要な問題であります

一、本件被告人が石油を浸した襪褌をSG才一郎方離れ座敷裏手羽目板の間に挟して火を点け夫れか燃へて羽目板の一部を焦かしたか火事にならずに済んだこと即放火はしたか建物を焼燬するに至らなかつた事は被告人も認めて争はない明白な事実であります

被告人は本件に付き当公判廷に於て唯SG才一郎夫婦を威す積りてやつたのである家を焼く積りは少しもなかつたと弁解して居ります即焼燬の故意はなかつたと云ふて居ります故に本件犯罪の成立を決する上に於て最も重要な問題は

第一、被告に焼燬の故意かあつたか怎うか

第二、焼燬の故意かあつたとすれば

(1) 其目的は離れ座敷であつたか

(2) 離れ座敷と同時に住宅をも含て居つたか

第三、焼燬の故意かないとすれば被告人の弁解する如く単にSG才一郎夫婦を脅迫する積もりてやつたものか怎うか

の問題であります

此等諸問題を決するには本件に表はれた事実全部及之に対する証拠の關係を精細に研究しなければなりません

先づ第一問の焼燬の故意かあつたか如何かを決するに本件事実を三方面より見ることに便宜かと思ひます夫れは

(一) 本件犯行を為すに至つた動機

(二) 本件犯行の経路態様

(三) 被告人の性行、証拠物件の性質(放火材料)

一、第一 動機

本件犯行動機か何てあるかは昨日被告人や証人の供述した処に依り既に諸君に於て明かに御承知の事と思ひますから茲に繰返して申上げません

要するに被告はA屋の抱酌婦ミナと馴染を重ね數十回登楼し数百円を消費したにも拘らずA屋主人夫婦かミナの身請相談にも乗つて呉れず却て被告を冷遇し侮辱を加へる様になつたのを恨て其恨みに酬ひ様としたのである、其動機其事情は普通人から見ても何の位に憤激し又被告人から見ても何の位恨み何の位憎むのか相当か又怨恨憤激は被告の弁解する様に唯相手を脅した位で腹か癒へ気か済む程度のものであつたか又は進んでA屋を焼払つてやらう家か焼けても構はないと云ふ程強い程度のものであつたか若し被告のA屋主人夫婦に対する憤激怨恨の程度か非常に強かつたものと見らるゝならば彼奴憎い怨めし彼奴の家を焼払てやると云ふ考になるのか人情の常でありますから被告人は既に此点に於て焼燬の故意を持つたものと認め得らるゝ事になります併し左様見るのか果たして當を得たものか如何かは諸君の厳正な御判断に御任かせ致します

一、第二 犯行の経路態様

此れに付ては被告人の供述以外何等証拠がありませんか被告人の当廷に於ける供述と被

告人の予審に於ける供述とか大分相違して居りますので其何れか真実であるか先づ事実を確認する必要があります

(一) 犯意決定の状況及其當時に於ける犯意の内容

(二) 犯行経路及犯行當時に於ける犯意の内容に事実を分けて見るのか便宜と思ひます
(一) 被告人か火を点けて恨を霽さうと思つたのか四月三日の午後三時頃であつた事は被告人の供述か終始一貫して居ります其考を起すに至つた状況は予審と当廷と相違して居る被告人か当廷で述べた処は

三日の午後三時頃自転車を掃除しなからA屋主人夫婦の無情冷酷な事を想ひ起し火を放け威して其怨を霽さうと考へて其自転車掃除に使つた古綿や襪褌に尚外の古綿や襪褌を足して一丸にし準備をして置いたと云ふに反し

被告人の予審調書依ると

其日自転車掃除をしなかつたのである唯三時頃新聞を見なからA屋の主人の事を思ひ火を放て家を焼いて怨を霽さうと考へて物置から古綿と襪褌を出し夫れに石油を浸して予め放火の準備をして置いたのである検事の調に対し自転車を掃除しなから其掃除に使つた襪褌でA屋を威かしてやらうと思つたと申したのは左様云へは初めから放火する意思かなくなつた様に申立るので都合か好いと思ひ嘘を申立たと云ふ事になつて居ります

昨日被告か弁解した処に依ると予審で左様な申立をしたのは木更津検事局へ送られ初め検事の第一回の取調を受けた後湊警察署長に叱られたので検事第二回の取調に対し其様な申立をして終つたから予審判事に対して同様な申立をした事実は検事第一回の取調に対し申立した通り自転車を掃除しなから其襪褌を使って火を放け威かしてやらうと云ふ氣になつた

と云ふ事実であります

湊警察署長加瀬泰一郎か昨日証人として述べた処に依ると

木更津検事局へ他の用件で出頭した時検事から被告の申立か警察の申立と相違した点かあると云ふ事を聞き帰り掛けに被告に会つて一瞥の注意を与へた事はあるか別に被告に対し強制的な態度を取つたり無理な小言を言つた事はないと云ふうことである

被告か検事の第一回の取調に対し古綿に石油を浸して自転車の掃除をしながら火を付けて威してやらうと云ふ氣になつたと申立後湊署長に遇てから検事の第二回取調に対しA屋を焼く積りて古綿や襪褌に石油を浸したと申立を變更した事は事実である

其變更したのは果して被告の云ふ様に湊署長に叱られた為めであるか又第一回の申立か真実であるのに同署長から叱られた為め第二回に不実の申立をしたのか第一回の申立か不実であつたので第二回目に訂正して真実の申立をしたのか結局被告の予審に於ける供述と当公廷の供述と何れを取り何れを信用すべきか諸君の御判断に俟つ外ないのであります

若し予審の供述を信用すればA屋を焼払てやると云ふ考へて特に其放火材料を用意した事になりませうか其放火材料は被告の弁解する如く自転車掃除に使つたものとしても自転車掃除に使ひ自転車掃除をしながら考へたことだから唯威すと云ふ氣丈て家を焼くと云ふ氣を起し得ないものと云ふ事は出来ません

故に自転車掃除をしたか又自転車掃除に使つたものを放火材料にしたかと云ふ事は家を焼かうと云ふ考へ焼燬の故意を持つたか怎うかを決する上に於て大した影響はありません従て本件放火材料は自転車掃除に使つたものであるか又事実自転車掃除をしたか怎うかの事実は深く論究する必要はないと思ひます

(二) 犯行経路及犯行当時に於ける犯意の内容被告人か昨日中申立た処に依ると

四月三日の午後八時か八時半頃家を出掛ける時は火花を見に行く氣か一杯てA屋へ火を放けることなどは忘れて居たか火花を見て十二時頃に帰へらうと思ひ自動車のランプに火を点けた時自転車のサトルの後ろに昼間用意した襪褌包みか結び付けてあるのを見て又A屋へ火を放けに行かうと云ふ氣になつたと云ふ事である

此れは被告か当公廷て初て申出た新事実である此事実此申立に依ると被告は当時放火に付て深く強い執着を持たなかつた様に見へますか果して其れか真実であるか又其申立の事実であるか怎うかは被告かA屋へ行てより二時間余りも様子を窺て居り辛抱強かつた事実又昼間から其材料を用意して置いたと云ふ事実から推して容易に判断し得ることと思ひます

尚昨日被告か申立た処に依ると

A屋へ行て離れ座敷の裏庭に這入り硝子戸越しに座敷の様子を見ると西端しの六畳間に多勢の客か騒はいて居たか初め離れ東脇に居つたKM萬次郎NG忠吉の二人か帰つた様子であつたから豚小屋の前の苗床の脇きに隠くして置いた襪褌包みを出して又離れの裏庭に這入り客の居る西座敷の裏の格子に其襪褌を挟み火を放け様と思たか帰つたと思た萬次郎忠吉か未だ東脇て火花を見て居る様な声か聞へたので同人等か居ては直く自分のした事か判ると思ひ待ち居る内同人等も帰り離れの裏手雨戸も締つたので愈火を放けたと云ふことである

即被告人の申立に依る東脇に萬次郎や忠吉か居ないなら仮令座敷に客か居ても直に離れ裏格子の棧に襪褌を挟んで火を放けたのであつた様であるか僅か硝子戸一枚を隔てた外て

火を放ければ直ぐ座敷の客に判る事は明かであります若し被告か東脇に居た萬次郎忠吉に見付かるのを恐れたなら同様座敷の客にも見付かるので恐るべき筈であります従て萬次郎忠吉の二人か帰りさへすれば直ぐにも火を放けたのであると云う申立は果して信を措けるか怎うか御判断に俟ちます

弁護人は被告人の此申立を真実なるものとして客か居るのに火を放けると云ふ事から真実放火の意思かなかつたものであると云ふか左様断する為めには前提として被告の申立の真否を決しなければなりません

此点に関し被告の予審調書記載に依ると

待つて居ると先つKM萬次郎か帰つた様子でそれから煙火か二三発上がり午前二時頃になつたか未だ客か騒いで居るし雨戸も開いて居るので火を放ける訳に行かないから待て居ると午前三時頃雨戸を締めたか客か未だ騒いで居るので其帰りを待て居ては夜か明けると思ひ檻樓を取てきて火を放けたとあり

予審と当廷の何れの供述を信用すべきか予審に依れば雨戸か締まるのを待ち尚客の帰りを待て三時頃迄火を放けるのを見合はして居た様に思はれ尚被告は当公廷では

一旦格子棧に檻樓を挟み点火すると勢能く燃上つたので大火事になり家を焼いては大変と思ひ直ぐ地上に落ちて踏消したと申立

此点に付き予審では直ぐ雨戸に焼付いて大事になり逃げる暇も無さ相になつたので踏消したと供述し

何れの陳述か真なりやは

押収の古綿か焼けて居るか怎うかの事実及検事か述べた様な事由と綜合して考へれば何れか真実か又は検事の云はるゝ如き全然左様な事実かなかつたものか判断すべきでありませぬ

被告か羽目板に檻樓を挟て火を放けると燃上がりましたから其俣其処から帰つた其羽目板位は燃へるかも知れないか家か焼ける様な事はあるまいと思つたと当廷では申立予審に於ては放火する時はA屋主人が癪に障はつて堪らないから同人方を焼払てやらうと云ふ考へ丈でそれには離の北側か一番都合か好いと思ひ其処へ放火したのた離れと本屋は接近し廊下続きになつて居るから離れか燃へれば本家に移る事は当然だから結局A屋の住宅も焼く積りて放火したと述へて居るのでありますは何れの事実か真実か検事及弁護人の弁論かありましたから之を参酌して明かに極め得らるゝことと思ひます

被告か放火後其俣にして帰宅し家か焼けるのを予防する方法を取らず又其力法を講じ様とも思はなかつたと云ふ事は被告の自供する処である是等の事実を綜合すれば被告人に焼燬の意思かあつたかなかつたかは又容易に決し得らるゝ事と思ひます

尚羽目板は前日水洗をした為め湿気かあつた事は証人THミナSG才一郎の証言により明かて検事は其れか為めに燃へずに済んだ若し乾て居たなら或は大火事になつたかも知れないのであると論し弁護人は水洗をせず漏気かなくとも自然に消火したものであるかも知れない従て放火の意思なかつたのであると論せられた様でありますか何れの見方か正当か是又諸君の御考を煩はす必要かあります

第三、被告人の性行、放火材料の性質、被告人の性行は普通情状に関する問題で犯罪の成立には余り直接の關係ないのでありますか本件の犯意を決する上に於いての多少必要かあると思ひます尚一層の説明を致します

被告人の性行に付ては昨日被告人の父芳治郎の申立に依ると被告は凝り性て一旦思ひ込た事は何処迄も通すと云ふ風であると陳述しII証人は矢張り被告は気の小さい凝り性な男たと述へて居ります

然ういふ様な男か女に迷て先きに述べた様な事になつた場合怎ういふ考を起すのか普通であるか又放火材料に付いては昨日来御聴きの通りて之は評議の際能く実験せられんことを望みます

第二、更に被告に焼燬の意思があつたとすれば其れは離れ座敷丈であつたか住家迄焼く気かあつたか怎うかと云ふ点でありますか之は特に申す迄もなく離れと母屋は接続して居るのであります

以上は被告に焼燬の意思ありとしての説明でありますか

第三、には被告に焼燬の故意なり単に威してやらうと云ふに過ぎなかつたか怎うか之に付ては昨日来御聴きの通りてありますから其れに依て御判断を望みます

(二) 問書・答申

① S K 秋 (千葉地方裁判所放火被告事件昭和四年二月一五日判決、無罪)

一、公訴事実の梗概

被告人ハ大正十四年六月匝瑳郡□□村□□向後忠藏ノ二男K G 莊次郎ニ嫁シ長女てるヲ挙ケタルモ莊次郎ハ被告人ヲ嫌ヒ遂ニ離婚トナリタルカ莊次郎ニ未練アリ再三復縁ヲ求メタルモ之ニ応セサリシヲ以テ這ハ莊次郎ノ実父忠藏カ莊次郎ニ対スル訓諭充分ナラサル結果ナリト思惟シ深ク忠藏の処置ヲ恨ミ其ノ居宅ヲ焼燬シテ憤ミヲ霽サンコトヲ決意シ昭和

三年十一月二十九日午前一時頃燐寸ヲ以テ該家屋ニ放火シ其ノ一部ヲ焼燬シタルモノナリ
二、問

被告人秋ハ千葉県匝瑳郡□□村□□千□百□番地K G 忠藏方居宅ヲ焼燬スル意思ヲ以テ昭和三年十一月二十八日夜同家萱葺屋根東北隅ノ軒口ニ放火シテ該家屋ノ一部ヲ焼燬シタルモノナリヤ

三、答申

然ラス

五 刑事判決書

横浜・浦和・千葉地方裁判所で行われた陪審公判の刑事判決書は、横浜が三六件中二三件、浦和が全二件保存されていたが、千葉は全三二六件保存されていなかった。

本稿には、収集した刑事判決書のほか、『大審院刑事判例集』および『法律新聞』に収録された刑事判決も収録した。

1 横浜

◎ A K 庄吉 (横浜地方裁判所殺人被告事件昭和三年二月二七日判決)

判決

本籍 横浜市神奈川区□□町字□□□□□□番地
住居 同市同区□□町□□□□番地 W N カネ方

明治二十七年一月〇日生

右ノ者ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事古山春司郎関与審理ヲ遂ケ判決ヲ為スコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役二年ニ処ス

但シ本判決確定ノ日ヨリ三年間右刑ノ執行ヲ猶予ス

訴訟費用（陪審費用ヲ除キ）ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ昭和三年一月以来横浜市神奈川区〇〇町〇〇番地料理店T J屋事W Nカネ方ニ被雇中同家女中O Y延江（当十七年）ト相思ノ仲トナリ同年三月頃夫婦約束ヲ為シタルモ其ノ後延江カ被告人ヲ冷遇スルヲ痛ク悲觀シ厭世ノ余リ自殺セント考へ同年六月二十六日夜同家ノ料理人T辰五郎所有ノ出刃庖丁ヲ懷ニシ同家下足番I G誠三及延江ト共ニ同区〇〇町〇軒町西洋料理店S R事H N初吉方ニ到リ会食シタルトコロ其ノ席上延江ハ被告人ヲ愚弄シ同人ト夫婦ニナル意思ナキ旨ヲ仄シタルヲ以テ被告人ハ延江ノ右措置ヲ憤リS Rヲ立ち出テ誠三ヨリ一足遅レ延江ト二人ニテ帰途ニ就キ翌二十七日午前一時過頃同区〇〇木町下〇六〇番地先ナル東京横浜電鉄ガード下附近ニ差蒐リタル際突然右所携ノ出刃庖丁ヲ以テ延江ノ右胸部ヲ突刺シ該刺傷ニ基ク大出血ノ為即時同人ヲ死ニ致シタルモノニシテ被告人ハ右犯行当時心神耗弱ノ状態ニ在リタルモノトス

証拠ヲ按スルニ右ノ事実ハ

一、被告人ニ対スル予審第一、二回訊問調書中同人ノ供述トシテ自分ハ昭和三年一月十五日以来今日迄判示T J屋ニ雇ハレ居タル者ナルモ最初料理ヲ座敷ニ運フ仕事ヲ受ケ持チ居タル時延江ト親シクナリ互ニ思ヒ思ハル、仲トナリシカ同年三月頃延江カ自分ニ向ヒ夫婦ニナリ度キ旨申シタルヲ以テオ互ニ一、二年辛棒シテ金ヲ残シタル後夫婦ニナラント堅ク約束ヲ為シタリ然ルニ其ノ後延江ノ態度カ冷淡ニナリタルヲ以テ之ヲ苦ニシ元氣ナク其ノ後ハ考へ事許リスル様ニナリ世ノ中カ嫌ニナリタリ其ノ頃I G誠三八仲ニ這入り夫婦ニシテヤル故心配スルナ其ノ内一度延江ト三人ニテユツクリ話ヲセント言ヒ自分ヲ慰メ呉レタリ本年六月二十六日夜自分ハ頭カ痛ク朝ヨリ料理人ノ室ニテ寝テ居タルニT辰五郎カ他ノ庖丁ト一緒ニ出刃庖丁ヲ持チ来リ自分ノ寢床ノ傍ナル戸棚ニ入レテ立ち去リタルヲ以テ之ヲ用ヒテ自殺セント思ヒソレヲ取り出シ枕元ノ蒲団ノ下ニ入レ居リタルニ其ノ晩誠三カ来リ今夜店カ早く仕舞ヒタルヲ以テ神奈川駅前ノS Rへ行キ延江ト一緒ニ話サント申シタル故自分ハ承知シ出刃庖丁ヲ持チタル俛S Rニ行キ飲食シタリ其ノ席上誠三八自分ト延江トニ向ヒ兩人ハ何処迄モ夫婦ニナルヘキナリト申シタルヲ以テ自分モ是非ソウナリ貰ヒ度キ旨言ヒタルニ延江ハ体カニツナクテハ間ニ合ハヌ等ト人ヲ馬鹿ニシタル如キ返事ヲシテ承知セス自分ハツク、世ノ中カ嫌ニナリタリ翌日午前一時頃S Rヲ出テタルトコロ誠三八二人ハ後カラ歸ルカ良カラント言ヒ乍ラ独ニテ先ニ歸リタルヲ以テ自分ト延江トハ二人連ニテ誠三ヨリ遅レボツ、鉄道橋ヲ渡リT J屋ノ方へ歸リ来タリシカ其ノ途中自分ハ急ニ死ニ度クナリタルヲ以テ今迄右手ニサシテ居タル傘ヲ左手ニ持チ代へ右手ニ懷ノ出刃庖丁ノ柄ヲ持チ急ニ前方へ走り出テタリ其ノ場所ハ渋谷行ノ電車ガードノ少シ手前ナリシカ一

二間走りタリト思ハル、頃延江カ後ヨリ追ヒ来リテ自分ノ帶ヲ引張りタルヲ以テ之ヲ振り払ハントシテ右手ニ出刃庖丁ヲ逆手ニ持チタル俛後ヲ払ヒタルトコロ延江カワツト泣キ倒レタル故自分ハ其ノ出刃ニテ怪我ヲサセタルモノト思ヒ急キ元来夕道ヲ戻リ交番へ人ヲ怪我サセタルヲ以テ手当ヲ為シ呉レト申シタル旨ノ記載

一、証人I G 誠三ニ対スル予審第一、二回訊問調書中同人ノ供述トシテ自分ハ昭和二年十一月頃ヨリ判示T J 屋ニ雇ハレ玄關ヲ受持チ下足ヤ客ノ出迎ヲナセルモノニシテ被告人及延江ハ共ニ同家ニ雇ハレ居ルモノナルヲ以テ知合ナリ兩人ハ一時非常ニ親シク見エシカ其ノ内延江カ被告人ニ対シ冷淡ナル態度ヲトリタルヲ以テ被告人ハ非常ニ悲觀シ居タル故自分ハ被告人ヲ慰メ其ノ内延江ト三人ニテユツクリ話サント言ヒタリ判示六月二十六日夜被告人ニ誘ハレ延江ト共ニS R 二行キ飲食シタル時被告人ハ延江ニ元ノ如ク仲良クシテ貰ヒ度キ旨申シ自分モ是非前通り親シクナツテヤル様話シタルモ延江ハ唯笑ヒテ確ト返事セスビールニ酔ヒ居ル様子ニテ私ハI G 誠三カ好キダ等ト申シ居タルヨリ被告人ハカハル話ハ止メント言ヒタルヲ以テ其ノ後ハ世間話ヲ為シタリ十二時半過キ頃S R ヲ出テ兩人ヨリ一足先ニ帰り煙草ヲ喫ヒ居タルモ一向二人カ帰り来ラサリシ故連レ戻ラント外ニ出テガード下ノ辺迄来リタルニ地蔵サンノ前ノ道路ニ傘カ広ケラレタル俛転ケ居リN Y 理髮店東ノ空地ニ頭ヲ置キ体ヲ溝カラ道路ノ方ヘ横タヘテ人カ倒レテ居リ良ク見タルトコロ其ノ人ハ延江ナリシカハ□□町ノ交番ヘ駆付ケ家ノ女中カ倒レテ居ルカラ来テ呉レト申シタルニ巡查ハ犯人ハ□□町ノ交番ニ自首シ出テタリト申シ其ノ附近ナルI I 医師ヲ起シテ現場ニ参リタル旨ノ記載

一、証人M 春子ニ対スル予審訊問調書中同人ノ供述トシテ自分ハ判示西洋料理店S R ノ女給ニシテ判示六月二十六日夜十一時過被告人下足番ノ男殺サレタル延江ト三人ニテ来リタルヲ以テ二階ノ六畳ノ室ニ通シタルモ自分ハ其ノ室ニハ案内シタル時ト料理ノ注文ヲ受ケタル時ト之ヲ運ヒタル時ト會計ノ時トニ入りタルノミニテ三人カ如何ナル話ヲ為シ居タルヤ知ラス自分カ其ノ室ニ入りタル時延江ハ目ヲ赤クシ袖ヲ押ヘ泣キ居タル様子ニテ不審ニ思ハレタリ又他ノ女給カ其ノ室ニ行キタルニ三人ノ人達ハ今迄話シテ居タル話ヲ止メテ仕舞ヒ被告人ハ何トナク怒リタル如キ顔ヲシテ居リタル由申シ居タリ其ノ三人ハ翌日ノ午前一時頃帰り行キタル旨ノ記載

一、鑑定人F I 安雄同幸雄作成ノ鑑定書中O Y 延江ノ屍体ニ於ケル外表ノ創傷ハ右胸部ニ存スル刺創ノ創口ヨリ右第七第八肋軟骨ヲ上下ニ四仙米ヲ切截シテ上腹部ニ刺入シ肝臓ノ左葉ト臍頭ヲ切割シテ横隔膜ヲ穿通シ左胸内ニ入ルヤ直ニ左肺ノ下葉横隔膜ノ穹窿部ノ後方及胸部ノ大動脈ノ下行ヲ広ク切割シ終ニ左胸腔後壁ノ第九第十肋骨ニ切入シテ止マル処ノ深キ刺創ナリ致死ノ原因ハ右胸部ノ刺創ニ因リ同時ニ受ケタル貴要臓器ノ損傷胸部大動脈肝臓ノ左葉ノ切創臍頭ノ切割等何レモ致命的ノ性質ヲ有スル者ナルモ四、六仙米切截セラレタル胸部大動脈ノ創口ヨリ迸出セシ二、〇〇〇瓦以上ノ大出血ニ因ル失血ヲ最近ノ死因ト断定スル旨ノ記載

一、被告人ニ対スル予審第二回訊問調書中同人ノ供述トシテ自分ハ大正七年頃ヨリ大正十四年頃迄鉄道省ノ大井工場ニテ鑄物職工ヲ為シ居タルモ其ノ際額ノ上及脳天ノ所ニ怪我ヲシタル以来季節ノ変リ目ヤ天気ノ悪キ時ハ頭カボーツトシテ絞メラル、如ク感セラレ頭ノ具合悪ク其ノ為鉄道省モ止メルコトニナリ其ノ後九州ノ霧島及別府ノ温泉ニテ養生シ幾分良好ニ向ヒタルヲ以テT J 屋ニ奉公スルニ至リタル旨ノ記載

一、鑑定人A K直躬作成ノ鑑定書中昭和三年六月二十七日犯行当時被告人A K庄吉ハ心神耗弱ノ状態ニ在リタル旨ノ記載トニ拠リ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第二百五条第一項ニ該当スルトコロ被告人ハ犯行當時心神耗弱者ナリシヲ以テ同法第三十九条第二項第六十八条第三号ヲ適用シテ減輕ヲ為シタル刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役二年ニ処スヘク尚刑ノ執行ヲ猶予スヘキ情状アルヲ以テ同法第二十五条刑事訴訟法第三百五十八条第二項ヲ適用シ本判決確定ノ日ヨリ三年間右刑ノ執行ヲ猶予スヘク訴訟費用(陪審費用ヲ除キ)ニ付テハ同法第二百三十七条第一項ニ依リ被告人ヲシテ全部負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和三年十二月二十七日
横浜地方裁判所刑事部

裁判長判事 横山鑛太郎 印
判事 清水 正一 印
判事 津田 進 印

②SE作造(大審院殺人上告事件昭和四年九月三日判決)『法律新聞』第三〇三二号・昭和四年一〇月八日)

昭和四年(刑)第六九六号

●陪審事件ト上告理由

陪審事件ノ判決ニ対シテハ事実ノ誤認ヲ理由トシテ上告ヲ為スコトヲ許ササルモノトス

(参照)陪審法第一〇三条(注、条文省略)

昭和四年(刑)第六九六号

判決

本籍並住居 横浜市鶴見区□□町□千□百□□□番地ノ□

養鶏業

SE 作造

明治二十二年九月二十日生

右殺人被告事件ニ付昭和四年四月二十四日横浜地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事実ノ判断ヲ為シ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

(理由)被告上告趣意書ノ要旨ハ被告ハ商売ニ経験ナキト財界ノ變動ニ依リ大正十年全財産ヲ蕩尽シ且昭和二年七月勤務先ヲ解雇セラレ爾來就職ヲ求メタルモ適當ノ口ナク且養鶏事業ヲ営ミタルモ意ノ如クナラス生活困難ニ陥リ尚友人等ニ不運続キノモノアルヲ見テ人生ノ無常ヲ感シ兇行前夜妻ト相談ノ上陽子、花子及妻ヲ殺シ後始末ヲ為シタル上自分モ自殺スルコトニ決シ翌朝家ノ内部ノ整理ヲ為シタル上自分ハ徒歩ニテ鶴見区□□町ノ現場ニ到リ妻子ハ電車ニテ同所ニ来リタルヨリ第一ニ陽子ヲ倒シタルヲ妻ハタオルヲ以テ同人ノ鼻口ヲ閉塞シ自分ハハンマーヲテ頭部ヲ打チ次ニ自分ハ花子ヲ絞メ妻ハタオルニテ同人ノ口ヲ塞キ更ニ自分ハハンマーニテ頭部ヲ打チ最後ニ自分ハ妻ヲ絞殺シハンマーヲテ頭部ヲ打チ何レモ即死セシメタルモノニシテ最初妻ヲ殺害シタルモノニ非ス檢事ハハンマーヲ以テ殺害セルハ残酷ナリト主張スルモ少時間ニテ殺害ノ目的ヲ達シ得ルヲ以テ苦痛ヲ与フルコト

ナク却テ残酷ニ非ス予審公判廷ノ各証人ノ証言ハ虚偽又ハ錯覚ニ出テ信スルニ足ラス次ニ被告カ保険ニ加入セルハ就職ヲ条件ニ借金スル目的ニシテ保険金詐取ノ目的ニアラス要之被告ノ犯行ハ刑法第二百二条ヲ適用セルヘキ犯罪構成事実ヲ御精査ノ上減輕アラシトテ希望スト云フニ在レトモ本件ハ陪審事件ニシテ原審ハ陪審ノ答申ヲ採択シ事実ノ判断ヲ為シ以テ判決ヲ言渡シタルコトハ一件記録ニ徴シテ明カナリ而シテ陪審事件ノ判決ニ対シテハ事実ノ誤認ヲ理由トシテ上告ヲ為スコトヲ得サルコトハ陪審法第百三条但書ノ規定スルトコロナリ然ルニ所論ハ原審カ被告ノ所為ヲ殺人ノ事実ナリト認定シタルニ対シ自殺幫助ノ事実ナリト主張スルモノニシテ畢竟原審ノ事実誤認ヲ主張シテ原判決ヲ批難スルモノニ外ナラサルヲ以テ叙上ノ法条ニ依リ上告適法ノ理由タラス次ニ一件記録ニ徴シ諸般情状ニ鑑ミルニ原審ノ量刑ハ甚タシク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由ナク論旨理由ナシ、右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事三橋市太郎関与

昭和四年九月三日

大審院第一刑事部

裁判長判事 横村米太郎

判事 宇野要三郎

判事 遠藤 誠

判事 草野豹一郎

判事 高瀬幸七郎

③ O T 善悦 (横浜地方裁判所放火被告事件昭和四年五月三〇日判決)

判決

本籍 山形県北村山郡□□村大字□□□□番地ノ□号

住居 横浜市中区□□町千□百□□□番地

酒商

O T 善悦

明治三十六年七月□□日生

右者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事永井太三郎関与ノ上審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役五年ニ処ス

陪審費用ヲ除ク其余ノ訴訟

費用ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ昭和三年十月下旬以来横浜市中区□□町千□百□□番地所在ノ M B 捨三郎所有ニ係ル木造亜鉛葺平家建三軒長屋ノ中央ノ一戸ヲ借受ケ内縁ノ妻 I K ハルヨ及二児ト共ニ居住シ酒類販売業ヲ営ミ居リタルトコロ営業漸次不振ニ陥リ且情婦 O G はなノ為ニ出費シタル等ノ為借財ハ嵩ミ全年末頃ヨリ日々ノ生活ニスラ困窮スルニ至リタルヨリ茲ニ悪意ヲ生シ曩ニ昭和三年十二月中旬 N H 動産火災保険株式会社トノ間ニ自己ノ家財全部ニ付二千八百円ノ火災保険ヲ締結シアリタルヲ奇貨トシ右住宅諸共被保険動産類ヲ焼燬シテ保険

金ノ支払ヲ受ケ目下ノ窮境ヲ脱スルニ如カスト決意シ昭和四年一月七日午後七時頃家族ノ不在中前示居宅店ニ疊間神棚ノ向ツテ左方ニ古新聞紙、古団扇、提灯等ノ燃焼物ヲ積重ね之ニ接近シテ点火セル蠟燭ヲ立テ其燃尽クルニ從ヒ漸次右燃焼物ヨリ居宅ニ燃移ル様ノ装置ノ下ニ放火シテ外出シタルヨリ火ハ廳テ右燃焼物ヨリ其附近ノ柱天井等ニ燃移リ因テ右神棚上方ノ天井及右ニ疊間際店陳列棚上方ノ天井ノ各一部ヲ焼燬シタルモノナリ

右犯罪ノ構成事実ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認定ス
法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第八條ニ該当スルヲ以テ所定刑中有期懲役刑ヲ選
択シ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役五年ニ処スヘク訴訟費用中陪審費用ヲ除ク其余ノ部
分ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ニ則リ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年五月三十日

横浜地方裁判所刑事部

裁判長判事 清水 正一 印

判事 坂井 改造 印

判事 古賀清三郎 印

④ Y D 欽司・M M マサ (横浜地方裁判所放火教唆放火被告事件昭和四年六月二〇日判決)

判決

本籍 東京市下谷区□□町□□番地

住居 神奈川県足柄下郡□□町□□丁目□□番地

無職

Y D 欽司

当三十四年

本籍 神奈川県足柄下郡□□町□□丁目□□番地

住居 同 所

無職

M M マサ

当二十二年

右被告人兩名ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事永井太三郎関与ノ上審理ヲ遂ケ事
実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人兩名ハ無罪

理 由

本件公訴事実ハ

被告人欽司ハ昭和二年四月ヨリ神奈川県足柄下郡□□町□□丁目□□番地ニ於テ西
洋料理店T O 亭ヲ経営シ居リタルモノナルトコロ近時負債多ク且ツ資金ニ窮セル折柄同年
九月下旬頃ヨリ情交關係ヲ結ヒ居タル妻モトノ実妹マサヨリ姉ト共ニ居住スルハ居憎キ故
東京方面ヘ赴カンコトヲ求メラルルヤ偶々該家屋並動産ニ付妻モト名義ニテ金五千円ノ火
災保険契約ノ締結シ在ルヲ奇貨トシ右マサヲシテ右家屋ヲ動産諸共焼燬セシメテ之カ保険
金ヲ得ンコトヲ企テ昭和三年十二月中旬頃前記T O 亭食堂ニ於テ右マサニ対シ保険金力取

ルレハ其ノ希望ヲ容ルヘキ旨ヲ以テ右家屋ニ放火センコトヲ教唆シ被告人マサハ右教唆ニ基キ被告人欽司ト上京シテ同棲センカ為メ茲ニ該家屋ニ対スル放火ノ決意ヲ為シ昭和三年十二月十九日午前二時ヨリ同三時半頃迄ノ間ニ於テ当時被告人欽司ノ雇人等ノ居住シ居タル右T O亭ノ帳場一疊敷ノ畳上ニ四ツ折ニセル新聞紙三枚ヲ捻リテ置キ之ニ予メ用意シ置ケル揮発油ヲ注キ所携ノ燐寸ヲ以テ其ノ新聞紙ノ両端ニ点火シ因テ該家屋並其ノ附近ノ住家等十数棟ヲ焼燬シタルモノナリ

ト謂フニ在レトモ当裁判所ハ右犯罪ノ構成事実ニ付陪審ノ答申ヲ採択シ之ヲ認メサルニ因リ刑事訴訟法第三百六十二条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

昭和四年六月二十日

横浜地方裁判所第一刑事部

裁判長判事 清水 正一 印

判事 坂井 改造 印

判事 古賀清三郎 印

④Y D 欽司 (横浜地方裁判所私文書並有価証券偽造行使詐欺被告事件昭和四年八月三日判決)

判決

本籍 東京市下谷区□□町□□番地

住居 東京府荏原郡□□町□□番地

無職

Y D 欽司

当三十四年

右者ニ対スル私文書並有価証券偽造行使詐欺被告事件ニ付当裁判所ハ検事伊藤徳藏関与審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役一年ニ処ス

但シ本裁判確定ノ日ヨリ三年間右刑ノ執行ヲ猶予ス

押収物件中昭和三年地押第三四四号ノ七借用証書一通

ノ偽造部分及同号ノ四約束手形一通ノ虚偽記入部分ハ之ヲ没収ス

訴訟費用中証人K T シン同A Z 萬吉ニ各支給シタル

旅費日当ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ

第一、昭和三年十月初旬頃神奈川県足柄下郡□□町□□目□□番地ナル当時被告人ノ營業所西洋料理店T O 亭ノ帳場ニ於テ行使ノ目的ヲ以テ同町幸□丁目□□番地O D 博久及同町□□丁目□□番地S G シン事K T シンノ各署名及印章ヲ冒用シテ同年十月八日附金額壹百円ノ同人等名義ノ連帯借用証一通ヲ偽造シ即日之ヲ同町新□□丁目□□番地A Z 萬吉方ニ於テ同人ニ交付シテ行使シ同人ヲシテ右O D 及S G 力真実連帯借用人トナリタルモノト誤信セシメ因テ其頃同所ニ於テ同人ヨリ貸借名義ノ下ニ金壹百円ノ交付ヲ受ケテ之ヲ騙取シ

第二、同年十一月初旬頃右同所ニ於テ行使ノ目的ヲ以テ同年十一月一日附金額式百四拾円振出人Y Dモト受取人I U定吉振出地支払場所共ニ同町幸□丁目百□□番地満期日同年十一月三十日ト記載セラレタル約束手形一通ノ裏面ニ前記O D博久ノ署名印章ヲ冒用シテ恰モ同人カ真実該手形ノ裏書ヲ為シタルモノノ如ク虚偽記入ヲ為シ其翌日之ヲ同町□年□丁目□百□□番地I U定吉方ニ於テ同人ニ交付シテ行使シ同人ヲシテ右裏書ヲ真実ナルモノト誤信セシメ因テ其頃同所ニ於テ同人ヨリ貸借名義ノ下ニ金式百四拾円ノ交付ヲ受ケテ之ヲ騙取シタルモノニシテ右詐欺ノ所為ハ犯意継続ニ係ルモノナリ

証拠ヲ按スルニ判示事実中被告人ノ犯意継続ノ点ヲ除キ判示第一ノ事実ハ

(一)被告人ノ当法廷ニ於ケル判示第一ト同趣旨ノ供述
(二)証人K Tシンニ対スル予審訊問調書中同人ノ供述トシテ自分ハ被告人カ他ヨリ借財スルニ際シ其ノ連帯保証人又ハ連借人トシテ印ヲ押シタルコトナク昭和三年地押第三四四号ノ七ノ借用証書中ノ自分ノ署名捺印ハ全然自分ノ知ラサルモノニシテ之ハ何人カ力勝手ニ為セルモノト思ハルル旨ノ記載

(三)証人O D博久ニ対スル第二回予審訊問調書中同人ノ供述トシテ自分ハ昭和三年地押第三四四号ノ七ノ借用証書ノ自分ノ署名捺印ニハ全然関与シタルコトナク之ハ何人カ力拵ヘタルモノト思ハルトノ旨ノ記載

(四)証人A Z萬吉ニ対スル予審訊問調書中同人ノ供述トシテ自分ハ昭和三年十月八日昭和三年地押第三四四号ノ七証書中ノO D及シンノ署名捺印ハ共ニ真実ノモノト思ヒ被告モ其様ニ申シタル故之ヲ受取り被告人同人妻モト、S Gシン及O D博久ノ四名ノ連借ニテ金壹百円ヲ貸付ケタルカ後日之カ偽造ノモノナリシ由ヲ警察テ聞知シ自分カ被告人ニ欺カレ金百

円ヲ貸シタモノナルコトカ判明シタル旨ノ記載

(五)押収ニ係ル昭和三年地押第三四四号ノ七ノ借用証ノ存在ヲ各綜合シ

判示第二ノ事実ハ

(一)被告人ノ当法廷ニ於ケル判示第二ト同趣旨ノ供述

(二)証人O D博久ニ対スル第一回予審訊問調書中同人ノ供述トシテ昭和三年地押第三四四号ノ四ノ約束手形ノ裏面ノ自分ノ署名捺印ハ自分カ全然関知セサルモノニシテ之ハ何人カカ自分ノ氏名捺印ヲ冒用シタルモノト思ハルトノ旨ノ記載

(三)証人I U定吉ニ対スル予審訊問調書中同人ノ供述トシテ昭和三年地押第三四四号ノ四ノO Dノ裏書アル約束手形ヲ受取り被告人ニ金式百四拾円ヲ貸付ケタルカ後ニ警察ニテO Dハ全ク之ヲ知ラサルモノノ由ヲ聞知シ自分カ被告人ヨリ欺カレ居タルコトカ判明シタル旨ノ記載

(四)押収ニ係ル昭和三年地押第三四四号ノ四ノ約束手形ノ存在

ヲ各綜合シテ何レモ之ヲ認めヘク又犯意継続ノ点ハ被告人カ短期間内ニ同種ノ詐欺ノ犯行ヲ反覆累行シタル事跡ニ照シ明瞭ナルヲ以テ判示事実ハ全部其証明アリタルモノトス

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為中私文書偽造ノ点ハ刑法第五百九条第一項ニ其ノ行使ノ点ハ同法第六十一条第一項第五百九条第一項ニ、有価証券虚偽記入ノ点ハ同法第六十二条第二項第一項ニ其行使ノ点ハ同法第六十三条第一項前段ニ詐欺ノ点ハ同法第二百四十六条第一項第五十五条ニ各該当スルトコロ右私文書偽造ト其行使及詐欺トノ間並有価証券虚偽記入ト其行使及詐欺トノ間ニハ夫夫互ニ手段結果ノ關係アルヲ以テ同法第五十

四條第一項後段第十條ニ則リ最モ重キ虚偽記入有価証券ノ行使罪ノ刑ニ從ヒ処斷シ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役一年ニ処スヘク被告人ニ對シテハ犯情刑ノ執行猶予スルヲ相当ト認メ同法第二十五條第二号刑事訴訟法第三百五十八條第二項ニ則リ三年間右刑ノ執行ヲ猶予スヘク押収物件中主文特記ノ借用証ノ偽造部分及約束手形ノ虚偽記入ノ部分ハ何レモ本件犯罪行為ヨリ生シタルモノニシテ何人ノ所有ニモ属セサルモノナルヲ以テ刑法第十九條第一項第三号第二項ニ則リ之ヲ没収スヘク訴訟費用中証人KTシン及同AZ萬吉ニ支給シタル旅費日当ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ニ則リ被告人ヲシテ負擔セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年八月三日

横浜地方裁判所第一刑事部

裁判長判事 清水 正一 印

判事 古賀清三郎 印

判事 緑川 亨 印

⑤KTヲキク（横浜地方裁判所非現住建造物放火被告事件昭和四年七月四日判決）

判決

本籍並住居 神奈川県足柄下郡□□町□□丁目□□□□番地

無職

オキク事KTヲキク

明治二十二年四月□日生

右者ニ對スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ檢事古山春司郎関与ノ上審理ヲ遂ケ事實ノ判斷ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ハ無罪

理由

本件公訴事實ハ

被告人ハ芸妓屋業KT吉之助ノ妻ニシテ大正十四年以來KYイチ所有ニ係ル神奈川県足柄下郡□□町緑□丁目□□番地所在ノ家屋一棟ヲ借受ケ夫其他ノ家人等ト共ニ居住シ居リタルトコロ夫吉之助カ他ニ情婦ヲ有シ外泊勝チナルハ畢竟被告人ノ待遇宜シキヲ得サルタメナリトテ吉之助ノ実母OTテルヨリ屢々叱責セラレ予テ吉之助及テルノ間ニ在リテ煩悶懊惱シ居タル折柄昭和四年一月十日正午頃吉之助カ外出シタル俛夜ニ至ルモ帰宅セサリシヨリ被告人ハ吉之助カ情婦ノ許ニ赴キタルヲ察知スルト共ニテルヨリ又々叱責セラレンコトヲ案シタル末前示自宅裏ノ附属物置小屋ニ放火スレハ吉之助ノ反省ヲ促シ頻繁ナル外泊ヲ阻止シ得ヘシト思惟シ翌十一日午前一時ヨリ午前三時頃迄ノ間ニ単ニ右物置小屋ノミヲ焼燬スル意思ノ下ニ該物置内ノ消炭入レノ木箱中ニ炭火ヲ投入シテ放火シ因テ右物置小屋一棟ヲ焼燬シタルモノナリ

ト謂フニ在レトモ当裁判所ハ陪審ノ答申ヲ採択シ右犯罪ノ構成事實ヲ認メサルニヨリ刑事訴訟法第三百六十二條ヲ適用シ被告人ニ對シ無罪ノ言渡ヲ為スヘキモノトス仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年七月四日

横浜地方裁判所刑事部

裁判長判事 清水 正一 印

判事 坂井 改造 印

判事 古賀清三郎 印

⑥NT行雄 (横浜地方裁判所殺人被告事件昭和四年一〇月一〇日判決)

判決

本籍 愛知県宝飯郡□□村大字□□字□□□□番地ノ□

住居 横浜市中区□□町□□□□番地MS吉太郎方

瓦斯電気見習工

NT 行雄

明治四十五年一月□□日生

右者ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事飯澤高関与ノ上審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ長期五年短期三年ノ懲役ニ処ス

但未決勾留日数中六十日ヲ右本刑ニ算入ス

陪審費用ヲ除ク其余ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人行雄ハ予テヨリ電気職工KB三郎 (当二十一年) ト相反目シ居リタルトコロ昭和四年五月二十二日夜横浜市中区YB橋附近ノ路上ニ於テ同人ト口論ヲ為シ其結果更メテ同夜十時半頃ヲ期シ通称T坂上ノ空地ニ於テ決闘センコトヲ申合セタル上同時刻頃同区□□町千□□番地先ナル通称T坂上ノ空地ニ相会シ木刀ヲ持チタル右三郎ト格闘ノ上単ニ傷害スルノ意思ヲ以テ所携ノ匕首ニテ同人ノ背部ヲ突刺シテ決闘シ因テ前記三郎ヲシテ右刺創ニ基ク胸腹腔ノ刺創ノ為メ発生セル肺臓及肝臓ノ損傷ニ因ル失血ノ為メ同夜間モナク死亡スルニ到ラシメタルモノナリ

右犯罪ノ構成事実ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ判示被告人ノ所為ハ明治二十二年法律第三十四号決闘罪ニ関スル件第三条刑法第二百五条第一項ニ該当スルヲ以テ前掲法律第六条刑法施行法第十九条第二條第二十二條刑法第十条ニ依リ右決闘罪ニ対スル刑ト傷害致死罪ニ対スル刑法第二百五條第一項所定ノ刑トヲ比照シ重キ後者ノ罪ニ付定メタル刑ニ從フヘキトコロ被告人ハ現時十八年未滿ナルヲ以テ少年法第一條第八條第一項ヲ適用シ被告人ヲ長期五年短期三年ノ懲役ニ処シ刑法第二十一條ニ依リ未決勾留日数中六十日ヲ右本刑ニ算入スヘク訴訟費用中陪審費用ヲ除ク其余ノ部分ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ニ則リ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年十月十日

横浜地方裁判所刑事部

裁判長判事 清水 正一 印

判事 坂井 改造 印
判事 緑川 亨 印

⑦ K春吉・HY忠次郎 (横浜地方裁判所放火教唆放火被告事件昭和五年五月二三日判決)

判決

本籍 横須賀市□□町□□番地

住居 右同所

洋品商

K 春吉

明治廿九年二月□□日生

本籍 神奈川県三浦郡□□村□□□□□番地

住居 右同所

酒類雜貨商

HY忠次郎

明治卅九年十月□日生

右兩名ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ檢事飯澤高関与ノ上審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人K春吉ヲ懲役七年ニ被告人HY忠次郎ヲ

懲役五年ニ処ス

但シ右被告人兩名ニ対シ夫々未決勾留日数中

七十日宛ヲ右各本刑ニ算入ス

陪審費用ヲ除ク其ノ余ノ訴訟費用ハ全部被告人

兩名ノ連帯負担トス

理由

被告人春吉ハ肩書地ニ店舗ヲ構ヘ妻子雇人等ト共ニ居住シ洋品商ヲ営ミ居タルトコロ近時不景氣ノ為營業更ニ振ハス負債約貳万円ニ達シ之カ返済方ニ苦慮シ居タル折柄囊ニ右家屋及商品營業用什器等ニ対シNH火災保險株式会社外五会社トノ間ニ合計金壹万四千五百円ノ火災保險契約ヲ締結シアルニ想到シ予テ自己ニ恩義ヲ負ヘル被告人忠次郎ヲシテ右家屋並ニ動産類ヲ焼燬セシメ該保險金ヲ受取リタル上負債ノ償却ヲ為サントヲ企テ昭和四年十二月二十一日ヨリ同二十五日頃迄ノ間居宅其ノ他ニ於テ右被告人忠次郎ニ対シ負債ノ為困窮セル苦衷ヲ明シテ該家屋ニ放火センコトヲ依頼教唆シ被告人忠次郎ハ右依頼ニ基キ同家屋ヲ焼燬スルノ意思ヲ以テ同月二十七日午前三時三十分頃同家台所脇押入内ノボール箱、古新聞等散乱セル隙間ニ手燭ノ蠟燭ニ火ヲ点シタル俛差置キ其ノ火力自然右ボール箱等ニ燃移ル様装置ノ下ニ放火シ因テ右居宅一棟並附近十二戸ヲ焼燬シタルモノナリ

右犯罪ノ構成事実ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認定ス法律ニ照スニ被告人春吉ノ所為ハ刑法第六十一条第百八条ニ被告人忠次郎ノ所為ハ同法第百八条ニ各該当スルヲ以テ右兩名ニ対シ孰レモ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其ノ刑期範圍内ニ於テ被告人春吉ヲ懲役七年ニ被告人忠次郎ヲ懲役五年ニ処スヘク尚同法第二十一条ニ依リ右各被告人ニ対シ夫々未決勾留日数中七十日宛ヲ右各本刑ニ算入シ訴訟費用中陪審費用ヲ除ク其ノ余ノ部分ハ刑事訴訟法

第二百三十七条第二百三十八条ニ則リ被告人兩名ヲシテ連帶シテ負担セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和五年五月十三日

横浜地方裁判所第一刑事部

裁判長判事 清水 正一 印
判事 松岡 千壽 印
判事 奥野 利一 印

⑦ K 春吉 (大審院放火教唆上告事件昭和五年一〇月二日判決)

昭和五年(初)第一二二〇号

判決書

本籍並住居 横須賀市□□町□□番地

洋品商

K 春吉

明治二十九年二月□日生

右放火被告事件ニ付昭和五年五月十三日横浜地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事実ノ
判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

弁護人澤田洪憲赤井幸夫上告趣意書第一点原審公判準備手續調書ヲ見ルニ(前略) 裁判長

ハ被告人H Y 忠次郎ハ公訴事実ヲ認メタルヲ以テ通常手續ニ依リ審理スル旨ヲ告ケ其公判
期日ヲ来ル五月十七日午前九時ト指定告知シテ關係人ニ出頭ヲ命シ被告人K 春吉ハ公訴事
実ヲ否認シタルヲ以テ法定陪審事件ニ該当スル旨ヲ告ケ被告人ニ対シ陪審ノ評議ニ付スル
コトハ辞スルコトヲ得ル旨ヲ告ケタルニ被告人ハ陪審手續ニ依リ御審理ヲ仰キタシト述ヘ
タリ裁判長ハ被告人K 春吉ニ対スル事件ニ付テハ陪審手續ニ依リ審理スル旨ヲ告ケ必要ナ
ル証拠調ニ付テハ追テ合議ノ上決定スル旨並ニ公判期日ヲ来ル五月六日午前十時ト指定告
知シ關係人ニ出頭ヲ命シタリ「ナル記載アリテ之レニ依レハ原審公判準備手續ニ於テ本件
ニ付K 春吉ニ対スル事件トH Y 忠次郎ニ対スル事件トヲ分離シK 春吉ニ対スル事件ハ陪審
手續ニ依リH Y 忠次郎ニ対スル事件ハ通常ノ手續ニ依リ各審理スヘキコトヲ決定宣告セル
モノナルコト明ニシテ其後H Y 忠次郎ニ対スル事件ヲ陪審手續ニ依リ審理スヘキ旨並K 春
吉事件ト併合シテ右手続ヲ進行スヘキ旨決定シタルコトハ記録上之レヲ確認スヘキモノ之
レアルコトナキノミナラス却テ此ノ決定ナカリシモノナルコト後述公判調書ノ記載ニ徴シ
之レヲ確認スルコトヲ得ヘシ(而カモ右ノ公判調書ノ記載ニヨルモ公判中途ニ於テ唯H Y
忠次郎事件ヲK 春吉事件ト併合審理スヘキ旨決定シタルニ止マリ同時ニ同人ニ対シテ陪審
ニ付スルコトヲ辞退スルコトヲ得ヘキ旨ヲ告知シ其辞退ナキヲ以テ陪審手續ニヨルヘキ旨
ノ決定ヲナシタルモノトモ認ムルヲ得ス)然ルニ原審公判調書ヲ閱スルニ(前略) 裁判長
ハ陪審員ニ対シ被告人等ノ氏名職業及住居地ヲ告ケ除斥ノ原因アリヤ否ヤヲ問ヒタルニ陪
審員等ハ無之旨答ヘタリ裁判長ハ合議ノ上陪審員M H 大太郎ニ付陪審法第十二条第一項第
四号ニ該当セサルモノト認メ陪審員無資格者ナル決定ヲ言渡シ全人ヲ退廷セシメタリ裁判
長ハ陪審員ノ氏名票ヲ抽籤函ニ入レ檢事ニ於テ十人被告人等(K 春吉H Y 忠次郎)ニ於テ

共同シテ十人ヲ忌避スルコトヲ得ル旨告知シタル後氏名票ヲ一票宛抽籤函ヨリ抽出シ之ヲ讀上ケタルニ被告人等ハ共同シテMT正OT勝治OK辰太郎SK秋造TN勝之丞ヲ忌避シYG勝藏(中略)ノ十二人初ニ当籤シタルニ依リ裁判長ハ之レヲ以テ陪審ヲ構成スヘキ陪審員ニ充テ次ニ当籤シタルKK金四郎ノ一人ヲ以テ補充陪審員ニ充テ抽籤終了シタル旨宣言シ陪審員ハ抽籤ノ順序ニ従ヒ著席シタリ次テ法廷ヲ公開シタル上裁判長ハ陪審員一同ニ對シ陪審員ノ心得ヲ諭告シ宣誓ヲ為サシメタリ裁判長ハ合議ノ上被告人KK春吉全HY忠治郎各放火被告事件ヲ併合シテ審理スル旨決定ヲ言渡シタリ(後略)ナル記載アリテ右公判調書ノ記載ニヨレハ先ニ上告人KK春吉ノ事件ト分離シ通常手續ニ依リ審理スヘキ旨決定シタルHY忠治郎ヲモKK春吉ノ陪審手續ニヨル法廷ニ出廷セシメ置キ而モ此通常手續ニヨリ審理スヘシトセラレタルHY忠治郎トKK春吉ト共同シテ十人ノ陪審員ヲ忌避シ得ヘキ旨告知シテ其忌避ハ共同シテノミ之ヲ為シ得ヘキモノト為シテ以テ陪審構成ニ関スル手續並ニ其後ノ公判手續ヲ進行シタルモノニシテ如斯ハ陪審法ノ規定ニ違法セル手續ノ下ニ審理ヲ為シタルモノナルコト多言ヲ要セサル処ニシテ斯ル手續ノ下ニ為サレタル審理ニ基キ言渡サレタル原判決ハ違法ニシテ破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在リ仍テ記録ヲ調査スルニ原審ハ昭和五年四月一日ノ公判準備手續ニ於テ公訴事實ヲ自白シタル被告人HY忠次郎ニ對シテハ通常ノ訴訟手續ニ依リ審理スヘキ旨ヲ宣告シ次テ公訴事實ヲ否認シタル被告人KK春吉ニ對シテハ陪審手續ニ依リ審理スル旨ヲ宣告シナカラ被告人忠次郎ニ對スル右ノ宣告ヲ變更シ陪審手續ニ依リ審理スヘキ旨ノ言渡ヲ為スコトナク同年五月六日ノ公判期日ニ右兩被告人ニ對シ陪審構成ノ手續ヲ施行シタル後ニ於テ被告人KK春吉被告人忠次郎ノ各放火被告事件ヲ併合シテ審理スル旨ノ決定ヲ言渡シタルコト洵ニ所論ノ如シト雖同年四月廿五

日附原審地方裁判所長ノ陪審員選定通知書ニハ被告人トシテKK春吉及HY忠次郎ノ兩氏名ヲ記載シアリ又原審カ同月廿八日ニハ曩ニ公判準備手續ノ際被告人忠次郎ニ對シ告知シタル同年五月十七日ノ公判期日ヲ被告人KK春吉ト同期日ナル同月六日ニ變更スル旨ノ決定ヲナシ又被告人KK春吉ノ被告事件ニ付右忠次郎ヲ証人トシテ訊問スル旨ノ決定ヲ取消ス旨ノ決定及被告人KK春吉ト共通ノ証人数名ヲ被告人忠次郎被告事件ニ付訊問スル旨ノ証拋決定ヲ為シタル事跡ニ徴スレハ原審裁判所ハ遅クトモ右四月廿八日ノ叙上各決定ノ際ニハ陪審法第七條但書ノ規定ニ依リ曩キノ分離ノ決定ヲ取消シ被告人忠次郎ノ放火事件ヲモ被告人KK春吉ノ放火事件ト共ニ陪審ノ評決ニ付スル決定ヲ為シタルモノト認ムルニ足ル既ニ該決定ヲ為シタルモノト認ムルニ足ル以上該決定ヲ被告人忠次郎ニ告知シタル事跡ノ認ムヘキモノナシト雖原審カ同年五月六日ノ公判期日ニ於テ被告人KK春吉ト被告人忠次郎トニ共同シテ陪審員ニ對スル忌避權ヲ行使セシメ以テ陪審構成ノ手續ヲ行ヒタルコトハ当然ニシテ何等ノ違法アルコトナシ從ツテ原審カ陪審構成後ニ於テ被告人兩名ノ各放火被告事件ヲ併合審理スル旨ノ決定ヲ言渡シタルハ各被告事件ノ審理ヲモ併合シテ行フヘキヤ否ヤニ付職權ノ二合議シ之ヲ併合スルヲ相当ト認メタル結果注意的ニ其ノ旨ヲ言渡シタルニ過キササルモノト解スルヲ相当トス唯原審ニ於テ被告人忠次郎ノ放火被告事件ヲ分離シ通常事件トシテ審理スル旨ノ宣告ヲ變更シ陪審事件トシテ審理スル旨ノ決定ヲ為シナカラ之ヲ被告人忠次郎ニ告知セサルハ違法タルヲ免レスト雖該決定ハ被告人忠次郎ニ於テモ何等ノ異議ナク施行セラレ且之ニ因リ其ノ他ノ手續ニ何等違法ヲ惹起シタリト認ムヘキモノ(注、「ナ」が欠落)キ以上叙上決定不告知ノ違法ハ被告人KK春吉ニ對スル原判決ニ影響ヲ及ホササルコト明白ナリト謂フヘク論旨理由ナシ

第二点原審ハ本件K春吉カ公判準備ニ於テ放火教唆ノ事実ヲ否認シ相被告人HY忠次郎ハ警察以來検事廷予審ニ於テ放火ノ事実ヲ自白セル如ク厲ク公訴事実ヲ自白セルヲ以テ前者ヲ陪審ノ評議ニ付シ後者ヲ通常裁判事件トシテ分離ノ決定ヲ為セル処後之レヲ變更シテ併合審理スルコトトナセリ為メニK春吉ハ実ニ想像以上有形無形ノ不利ナル結果ヲ招致シ陪審員ノ公正ナル心証ヲ害セルモノアリト信スルヲ以テ左ニ其ノ實際上ノ弊害ト法律上ノ不当ナル所以ヲ略述スヘシ、第一實際上ノ弊害、一、HY忠次郎ハ被告人心理ヨリ只自己ノ利益ト感情ノミニ焦慮シ無責任勝手ナル供述ヲ為シ只々K春吉ヲ抱込ムコトヲノミ努力ス而カモ被告人トシテ防御權ヲ行使スルモノナルヲ以テ之ニ對シ裁判所ヨリモ何等掣肘ヲ加フル不能、二、事件ニ何等經驗ナキ素人タル陪審員ハ之レニ惑ハサレ其ノ真否ヲ判シ得サル傾向アリ、三、殊ニ法学生スラ難問トスル本件教唆事件ナルニ於テ然リ、四、若シ証人トシテHY忠次郎ヲ取調フルトセハ真実ヲ述フヘキ旨ヲ注意シ無責任ナル放言ヲ抑止シ得ヘシ、五、HYニハ後述スル如ク三審裁判ヲ受クルノ權利ト利益現存スルニ拘ハラス之レヲ抛棄シ陪審ヲ選ヒKト全時ニ審理サル、ヲ希望セルハ專ラKヲ陷害セントスル唯一ノ目的ナルハ言フ俟タス從テ所期ノ目的ヲ達セントスル供述態度洵ニ訓練ノ妙ヲ得タリキ判決後HYモ上告セルハ亦右目的ヲ達セン為メナリシモ其効ナキコトヲ論サレ取下ケタリト云フ、六、從テHYハ教唆ノ点ニ付訊問ニ對シ極力主張弁疎セリ然レトモ教唆ノ有無ハKに對シテハ犯罪構成要素タル事実ナランモHYニ對シテハ一ノ事情ニ過キス情狀ニ過キササル教唆ノ点ヲ自己ニ關係ナキ他ノ被告人カ陪審法廷ニ力説スルコト既ニ違法ナル現象ナリ、七、加之HYノ弁護士モ審理中專ラ教唆ノ点ニ付主力ヲ注キ發問立証ス但弁論ハ犯罪構成事實ノ有無ニ引付ケン為ノ心ニモナキ当初ヨリ一貫セルHYノ自白ヲ殊更ニ信スヘカラス

トスル牽強附会ノ奇説ヲ立ツルノ外ナカリキ、八、斯ル無責任ナル供述ト脱線の弁論ニ挾撃サルルKト陪審員ノ立場ヲ考慮スルトキハ公正判断ノ至難ナル論ヲ俟タスト信ス、第二法律上ノ不当、一、陪審法第七条ニ依レハ陪審ノ評議ニ付スルヤ否ヤノ分界ハ公判又ハ公判準備ノ際公訴事実ヲ自白セルヤ否ヤニ存ス全条但書ハ共同被告人中公訴事実ヲ認めサル者アル場合ヲ除外スレトモコハ例外規定ニシテ極メテ狹義ニ解釈セサルヘカラス即チ必要の共犯ノ場合ノ如ク性質上不可分ニシテ且何レモ犯罪構成事實ノ共同タル場合ニ限ル本件ノ如クHYニ付テハ教唆ノ点ハ犯罪構成要素ニ非スKニ付テノミ犯罪構成事實ニシテ之レヲ否認スル場合ノ如キハ右但書ノ適用ナシト信スMB氏モ同説尤モH氏ハ之レニ反對ナルモ恐ラク實際上ノ弊害ニ接セサル机上ノ想像論ナラン、二、既ニ公判事実ヲ自白セルHYハ三審ノ裁判ヲ受クヘキ權利ト利益アリ、若シ右但書ノ適用アリトセハ此ノ既得權ヲ当然奪フコト、ナル人權上由々シキ問題ト云フヘシ或ハ云ハン陪審ハ之ヲ辞スルヲ得ト然レトモコハ法律上ノ智識アル極メテ小數例外者ニ付テ云フヘク法律ヲ知ラサル大多數ノ一般人ニ通スル正解ニ非ス如上實際上ノ弊害ト法律上ノ不当アルニ拘ハラス飽迄併合審理ヲ遂行スルモノトセハ恐ラク本件ノ如キ事案ハ将来悉ク有罪ノ運命ヲ免レサルヘク陪審制ノ前途ニ益々陰翳ヲ投スルモノト断スヘシ以上ノ次第ニシテ原審ノ審理ハ違法ナルヲ以テ之ニ基キテ下サレタル原判決ハ破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ共同被告人中ノ一人カ他ノ共同被告人ニ不利益ナル供述ヲ為スコトハ陪審手續ノ事件ノミニ限ラス他ノ通常手續ノ事件ニモ往々アリ得ヘキ所ニシテ而カモ孰レノ被告人ノ供述カ真実ナリヤ否ヤハ諸般ノ証拠ニ照ラシ判断スルモノナルヲ以テ各被告人ノ供述ノ一致セサルコトヲ理由トシテ本件ノ如キ陪審事件ニ付テハ必ス共同被告人ノ審理ヲ分離スヘキモノナリト論断スルヲ得サル

ノミナラス陪審法第七条但書ノ所謂共同被告人ニ関スル規定ハ所謂必要の共犯關係アル場合ノミニ限ラス一般ノ共犯關係ノ場合ニ通用アルモノト解スルヲ相当トス蓋シ必要の共犯ノ場合ニモ共犯人ノ一人カ他ノ共犯人ニ不利益ナル供述ヲ為スコトアリ得ルノミナラス之ヲ併合審理スル場合ニハ共犯人間ニ共通ノ事實ニ関シ共犯人ハ自己ノ不利益ナル他ノ共犯人ノ供述ニ対シ直接ニ主張弁解又ハ拳証ヲ為スノ機会ヲモ有スルカ故ナリ然レハ原審ニ於テ本件被告人春吉及忠次郎ノ各被告事件ヲ併合ノ上審理セルコトハ何等ノ違法アルモノニ非ス論旨理由ナシ

第三点原判決ハ其理由中「上告人K春吉ハHY忠次郎ヲ教唆シテ自己ノ居室並ニ附近十二戸ヲ焼燬シタルモノナル旨」判示シタリ然レトモ右所謂附近十二戸ハ人ノ住居ニ供シ又ハ人ノ現住セサルモノナルヤ否ヤニ付何等審究判断スル処ナカリシハ理由不備ノ違法アルモノナリト云フニ在レトモ単一ノ放火行為ニ因テ人ノ住居ニ使用スル建築物及人ノ住居ニ使用セサル建築物ヲ焼燬シタルトキハ包括的二人ノ住居ニ使用スル建築物ヲ焼燬シタル重キ一罪トシテ処断スヘキモノナルヲ以テ原判決ノ所謂附近十二戸カ人ノ住居ニ使用セラルルト否トニ拘ラス結局原判決ノ如ク人ノ住居ニ使用スル建築物ヲ焼燬シタル一罪トシテ処断スヘキモノナケレハ原判決ニ於テ所論ノ如ク右十二戸二人ノ住居スルモノアリヤ否ヤヲ判示スル所ナキモ所論ノ如キ違法アリト論スルヲ得サルカ故ニ論旨理由ナシ

第四点原審ニ於テハ証人Kテイハ公判廷ニ於テ予審ニ於ケル証言中重要ナル部分ヲ變更シタルヲ以テ右予審ニ於ケル証人調書ヲ証拠トスル旨宣言シタリ然ルニ証拠調ニ際シテハ該予審調書ヲ朗読シタルニ止マリ之レニ添付セラレタル見取図面ヲ展示シテ其意見弁解ヲ求ムル処ナカリシハ決定セル証拠調ヲ完全ニ施行セサル違法アルモノニシテ斯ル手續ニ基キテ言渡サレタル原判決ハ破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ所論見取図面ハ証人Kテイノ予審訊問調書ニ付原審ノ証拠調ヲ為セル点ニ關係ナキヲ以テ該図面ヲ展示シテ証拠調ヲ為ササルモ違法アルコトナク論旨理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事宮城長五郎関与

昭和五年十月二日

大審院第五刑事部

裁判長判事 板倉松太郎

判事 清水 孝藏

判事 日高要次郎

判事 三宅正太郎

判事 神原 甚造

右臆本也

昭和五年十月二十八日

大審院第五刑事部

裁判所書記 堀 博 印

(注) ①事件の上告審判決は、『大審院刑事判例集』第九卷第一〇号七〇五頁) および『法律新聞』第三三二二一号・昭和六年二月三日にも収録されている。

⑧ I S 利松 (横浜地方裁判所強盗傷人被告事件昭和五年一月一九日判決)

判決

本籍 神奈川県高座郡□□村□□□□□□□□□□番地
住居 同所

無職

I S 利松

明治卅六年九月□□日生

右者ニ対スル強盗傷人被告事件ニ付当裁判所ハ検事永井太三郎関与審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役三年ニ処ス

但シ未決勾留日数中六十日ヲ右本刑ニ算入ス

理由

被告人ハ昭和五年七月二十一日午前二時頃横浜市神奈川区西□□町□□丁目□□□□番地F K電気工業株式会社横浜電線製造所内ニ於テ同会社所有ニ係ル錫塊銅塊等数点ヲ竊取シタルモノナリ

右犯罪ノ構成事実ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認定ス

尚被告人ハ大正十三年十月二十四日八王子区裁判所ニ於テ竊盜未遂罪ニ因リ懲役一年ニ昭和二年九月十日横浜区裁判所ニ於テ贓物運搬罪ニ因リ懲役十月ニ昭和三年十二月十三日同裁判所ニ於テ竊盜罪ニ因リ懲役一年六月ニ各処セラレ本件犯行前何レモ其ノ刑ノ執行ヲ終

リタルモノニシテ以上ハ被告人ノ当公廷ニ於ケル其ノ旨ノ自供ニ拠リ之ヲ認ム

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第二百三十五条ニ該当スルトコロ前示前科アルヲ以テ同法第五十六条第五十九条第五十七条ニ從ヒ累犯ノ加重ヲ為シ其ノ刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役三年ニ処スヘク尚同法第二十一条ニ則リ未決勾留日数中六十日ヲ右本刑ニ算入スヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和五年十一月十九日

横浜地方裁判所第一刑事部

裁判長判事 今野要三郎 印

判事 松岡 千壽 印

判事 奥野 利一 印

⑩ I U 爲市 (横浜地方裁判所強盗殺人未遂被告事件昭和五年二月一八日判決)

判決

本籍 神奈川県高座郡□□村□□□□□□□□□□番地

住居 右同所

無職

I U 爲市

明治四十一年七月□□日生

右者ニ対スル強盗殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事飯澤高関与審理ヲ遂ケ事実ノ判断

ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役二年六月ニ処ス

但シ未決勾留日数中六十日ヲ右本刑ニ算入ス

押収ニ係ル手拭一筋ハ之ヲ没収ス

陪審費用ヲ除ク其ノ余ノ訴訟費用ハ全部被告人

ノ負担トス

理 由

被告人ハ昭和五年八月七日横浜市中区□□町駅前ヨリ運転手区賢濬ノ操縦ニ係ル神奈川県四〇七九号三哩一円メートル付自動車ニ乗車シ神奈川県鎌倉郡□□町方面ニ運転中同運転手ノ頸部ヲ締メテ人事不省ニ陥ラシメ因テ現実ニ支払フヘキ乗車賃金ノ支払ヲ免脱セント決意シ同夜十一時半頃同郡□□村□沢□千□百□□番地先坂路ニ差懸ルヤ突如同運転手ノ後方ヨリ所持ノ手拭（昭和五年地押第二四九号ノ五）ヲ同人ノ頸部ニ巻キ付ケ強ク之ヲ引締メテ同人ニ暴行ヲ加ヘ 因テ其ノ場ヲ逃走シ乗車賃金四円五十銭ノ支払ヲ免レタルモノナリ

右犯罪ノ構成事実ハ 陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第二百三十六條第一項第二項ニ該当スルトコロ犯情憫諒スヘキモノアリト認メ同法第六十六條第七十一條第六十八條第三号ニ依リ酌量減輕ヲ為シ其ノ刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役二年六月ニ処シ同法第二十一條ニ依リ未決勾留日数中六十日ヲ本刑ニ算入シ押収ニ係ル手拭一筋（昭和五年地押第二四九号ノ五）ハ本件犯行ノ

用ニ供シタル物ニシテ被告人以外ノ者ニ属セサルヲ以テ同法第十九條ニ則リ之ヲ没収シ訴訟費用中陪審費用ヲ除ク其ノ余ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ニ從ヒ被告人ヲシテ其ノ全部ヲ負担セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和五年十二月十八日

横浜地方裁判所第一刑事部

裁判長判事 今野要三郎 印

判事 松岡 千壽 印

判事 奥野 利一 印

⑩ IU爲市（大審院強盜上告事件昭和六年五月八日判決）

昭和六年(初)第二四八号

判 決 書

本籍並住居 神奈川県高座郡□□村□□□□□□番地

無職

I U 爲市

明治四十一年七月□□日生

右強盜被告事件ニ付昭和五年十二月十八日横浜地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事實ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ原審弁護人安齋林八郎ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

弁護人安齋林八郎上告趣意書原裁判所ニ於テハ本件ニ付左ノ理由ヲ以テ有罪ノ判決ヲ為シタリ被告人ハ昭和五年八月七日横浜市中区□□町駅前ヨリ運轉手K賢濬ノ操縦ニ係ル神奈川県四〇七九号三哩一円メートル付自動車ニ乗車シ神奈川県鎌倉郡□□町方面ニ運轉中同運轉手ノ頸部ヲ締メテ人事不省ニ陥ラシメ因テ現実ニ支払フヘキ乗車運賃ノ支払ヲ免脱セント決意シ同夜十一時半頃同郡□□村□□沢□□千□百□□番地先坂路ニ差懸ルヤ突如同運轉手ノ後方ヨリ所持ノ手拭（昭和五年地押第二四九号ノ五）ヲ同人ノ頸部ニ巻キ付ケ強ク之ヲ引締メテ同人ニ暴行ヲ加ヘテ因テ其ノ場ヲ逃走シ乗車賃金四円五十錢ノ支払ヲ免レタルモノナリ一、原裁判所カ右ノ事実ニ對シ刑法第二百三十六條第二項ニ於ケル利得強盜罪ノ成立ヲ認メタルハ同法ヲ不當ニ適用シタルノ違法アルモノトス一、刑法第二百三十六條第一項ノ強盜罪ハ被害者ノ意思ニ反シテ其ノ所持ヲ奪取スルヲ原則トナス故ニ同條第二項ニ於ケル利得ノ場合ト雖之ト同一趣旨ニ出スヘキモノナルコト勿論ナルヲ以テ其ノ利得カ強盜罪ヲ構成スルニハ被害者ノ意思ニ反スルコトカ事実トシテ表現セラルルコトヲ必要ナリトセサルヘカラス一、被害者ノ意思ニ反スルコトカ事実トシテ表現セラルルニハ被害者ノ意思表示若クハ意思表示ニ代ハルヘキ行為ナルヘカラス仮令ハ暴行脅迫ニ因リ債務ノ免除ヲ為スカ如シ一、然ルニ前記判示ノ事実ニヨレハ被告爲市カ其ノ賃料ノ支払ヲ免ルル意思即チ利得ノ意思ヲ以テ被害者タル運轉手K賢濬ニ暴行ヲ加ヘタルコト明カナルモ被害者K賢濬カ被害ニ對シ利益ヲ与フヘキ意思表示又ハ行為ヲ為シタル事実ナシ從テ被告爲市ノ所為ハ同條第二項ノ強盜罪ヲ構成セス一、御院明治四十三年ノ判決ニヨレハ利得ニヨル強

盜罪ノ成立スルニハ犯人カ他人ニ對シ財産上ノ処分ヲ強要スルコトヲ要スルカ故ニ債務履行ヲ免ルルタメ債權者ヲ殺スカ如キハ本罪ヲ構成セスト説明セラレタルノ例アリ一、其ノ他刑法第二百四十六條第二項ノ利得詐欺罪ノ成立ニ被害者カ其ノ犯人ノ利得關係ヲ知ル場合ナルコトハ御院ノ判示セラルル所ナリ一、右ニヨレハ被告爲市ノ所為カ他ノ犯罪ヲ構成スルハ格別刑法第二百三十六條第二項ニ於ケル強盜罪ヲ構成スヘキ理由ナシ從テ原判決ハ同法ヲ不當ニ適用シタルノ違法アルモノトスト云フニ在リ仍テ按スルニ暴行又ハ脅迫ノ手段ニ依リ被害者ヲ畏怖セシメ又ハ其ノ反抗ヲ抑圧シ因テ財物ヲ領得シタルニ於テハ被害者ヨリ財物ヲ提供セシメテ收受シタルト其ノ提供ヲ唆カス進テ之ヲ奪取シタルトヲ問ハス共ニ刑法第二百三十六條第一項ノ強盜罪ヲ構成スルコト論ナシ同條第二項ノ罪ハ財物ノ奪取ト不法利得トヲ異ニスル外同條第一項ノ罪ト其ノ構成要素ニ差異アルヘキ理由ナキカ故ニ現ニ債務ノ支払ヲ免ルル目的ヲ以テ暴行又ハ脅迫ノ手段ニ因リ被害者ヲシテ債務ノ支払ヲ請求セサル旨ヲ表示セシメテ支払ヲ免レタルト右手段ヲ用キ被害者ヲシテ精神上又ハ肉體上支払ノ請求ヲ為スコト能ハサル状態ニ陥ラシメ以テ支払ヲ免レタルトヲ問ハス共ニ暴行脅迫ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得タルモノニシテ強盜罪ヲ構成スルモノト謂ハサルヘカラス換言スレハ全條第一項第二項共ニ強盜罪ノ成立スルニハ暴行脅迫ト財物奪取又ハ不法利得トノ間ニ因果關係アルヲ以テ足レリトシ常ニ必スシモ被害者ノ意思表示アルヲ要スルモノニ非ス原判決ノ認定シタル事実ハ被告人ハ昭和五年八月七日横浜市中区□□町駅前ヨリ運轉手K賢濬ノ操縦ニ係ル神奈川県四〇七九号三哩一円メートル付自動車ニ乗車シ神奈川県鎌倉郡□□町方面ニ運轉中全運轉手ノ頸部ヲ締メテ人事不省ニ陥ラシメ因テ現実ニ支払フヘキ乗車賃金ノ支払ヲ免脱セント決意シ全夜十一時半頃全郡□□村□□沢□□千□百□□番

地先坂路ニ差懸ルヤ突如全運転手ノ後方ヨリ所持ノ手拭ヲ全人ノ頸部ニ巻キ付ケ強ク之ヲ引締メテ全人ニ暴行ヲ加ヘ因テ其ノ場ヲ逃走シ乗車賃ノ支払ヲ免レタルモノナリト謂フニ在リ然ラハ被告人ハ下車スルニ当リ運転手ヨリ賃金支払ノ請求ヲ受クヘキカ故ニ其ノ請求ヲ為ス能ハサラシメテ之カ支払ヲ免レンコトヲ図リ手拭ヲ全人ノ頸部ニ巻キ付ケ之ヲ引締メテ暴行ヲ加ヘ因テ其ノ場ヲ逃走シ全人ノ請求ヲ不能ナラシメ賃金ノ支払ヲ免レ不法ノ利益ヲ得タルモノニシテ暴行ト不法利得トノ間ニ因果關係アルコト勿論ナレハ刑法第二百三十六條第二項ノ強盜罪ヲ構成スルコト明ナリ從テ原判決ハ所論擬律錯誤ノ違法アリト為スヘキニ非ス所論本院判決（明治四十三年六月十七日宣告同年第八五〇号事件）ニハ刑法第二百三十六條第二項ニ規定スル暴行又ハ脅迫ノ手段ニ因ル不法利得ノ罪ハ暴行又ハ脅迫手段ヲ用キテ不法ニ財産上無形ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル外形の事実ノ發生スルコト換言スレハ叙上ノ手段ヲ以テ不法ニ財産上無形ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシムル為他人ニ財産上ノ処分（作為又ハ不作為）ヲ強制スルコトヲ要スル旨説示シ在リテ本件ノ場合ノ如ク債務ノ支払ヲ免ルル為暴行ニ因リ債權者ヲシテ其ノ支払ノ請求ヲ為スコト能ハサルニ至ラシメタルハ即チ暴行ノ手段ヲ用キテ不法ニ財産上無形ノ利益ヲ得ル為全判決ニ所謂他人ニ不作為ニ依ル財産上ノ処分ヲ強制シタルモノニ外ナラス論旨理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事溝渕孝雄関与

昭和六年五月八日

大審院第四刑事部

裁判長判事 島田 鐵吉
判事 宮本力之助
判事 遠藤 誠
判事 齋藤 三郎
判事 沼 義雄

右臈本也

昭和六年六月十五日

大審院第四刑事部

裁判所書記 根岸龜太郎 印

⑰TD清一・SK辰雄・MT眞一・SK萬次郎（横浜地方裁判所死体遺棄傷害犯人蔵匿被告事件昭和六年二月

二六日判決）

判決

本籍並住居 横浜市中区□□町□丁目□番地

西洋料理店營業

TD 清一

明治四十三年八月□□日生

本籍 山梨県東八代郡□□村字□□□□□□番地
住居 横浜市中区□□町□□□番地SK金吾方

看板業

S K 辰雄

明治三十七年五月□□日生

本籍 名古屋市西区□□町□□番地

住居 横浜市中区□□町□□番地 O T 文太郎方

蕎麦屋雇人

M T 眞一

明治四十四年二月□□日生

本籍 千葉県印旛郡□□村□□番地

住居 横浜市中区□□町□□番地

洋服裁縫業

S K 萬次郎

明治三十六年六月□□日生

右 T D 清一、S K 辰雄ニ対スル各死体遺棄、M T 眞一ニ対スル傷害、S K 萬次郎ニ対スル犯人臧匿各被告事件ニ付当裁判所ハ検事申野並助関与ノ上審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人 T D 清一ヲ懲役一年ニ被告人 S K 辰雄同 M T 眞一ヲ各懲役十月ニ被告人 S K 萬次郎ヲ懲役六月ニ各処ス但シ被告人 T D 清一ニ対シテハ未決勾留日数中二百日ヲ右本刑ニ算入シ其ノ他ノ被告人ニ対シテハ何レモ三年間

其ノ刑ノ執行ヲ猶予ス

訴訟費用中証人 O N ハルニ給シタル分ハ被告人 T D 清一

S K 辰雄 M T 眞一ノ負担トシ証人 O K 庄藏ニ給シタル分

ハ被告人 T D 清一 S K 辰雄ノ連帯負担トシ証人 S M キヨ

ニ給シタル分ハ被告人 M T 眞一ノ負担トス

理 由

第一、被告人 M T 眞一ハ昭和六年二月九日午前三時頃横浜市中区□□町□□丁目□番地カフエーオリオン事 T D 儀藏方前街路ニ於テ外数名ト共ニ角棒ヲ以テ混血児源事 K D 源次郎ノ頭部其ノ他ヲ強打シ因テ右源次郎ノ左顱頂部ニ長サ二・六糎中央ノ哆開○・七糎創底骨ニ達スル創傷其ノ他数個ノ創傷ヲ加ヘタルモノニシテ右傷害ヲ生セシメタル者ハ之ヲ知ルコト能ハサルモノトス

第二、被告人 T D 清一同 S K 辰雄ハ右 K D 源次郎ノ死体ヲ遺棄センコトヲ企テ之ヲ前記カフエーオリオン前ヨリ自動車ニテ運搬シ同日午前三時三十分頃相共ニ神奈川県久良岐郡□□村三分地内□□川下流ノ□□橋上ヨリ該河中ニ投棄シ

第三、被告人 S K 萬次郎ハ被告人 T D 清一カ右死体遺棄ノ犯人ナルノ情ヲ知り乍ラ同日午前九時頃之ヲ情ヲ知ラサル横浜市中区□□町□□丁目□□番地実父 S K 覺太郎方ニ托シ翌十日午後五時頃迄同人方ニ藏匿シ

タルモノナリ

証拠ヲ按スルニ

判示第一ノ事実ハ

一、被告人M T眞一ニ対スル予審第二回訊問調書中ニ自分ハ横浜市内□□町□丁目ニ於テピエロナル屋号ニテ洋食屋ヲ致シ居リタルカ昭和六年二月八日ノ午後十二時頃混血児源カT D清一ト兩名ニテ入り来リ酒四本其他ニテ合計二円九十五錢相当ノ飲食ヲ為シタルモ代金ヲ支払ハサルノミカ皿ヤ徳利等ヲ壊シ椅子ヲ投ケル等乱暴致シ困リタルカ翌九日ノ午前一時半頃強ヒテ同人ニ連レ出サレ遊郭ノD T楼ニ伴ハレ同所ニテ所持金三円四、五十錢ヲ取リ上ケラレ尚ニ円金策セヨト言ハレ致シ方ナクT D清一方カフエーオリオンニ到リ事情ヲ訴ヘタルトコロ結局清一ノ弟才一トS K辰雄トS K萬次郎ト自分ノ四人ニテ迎ヘニ行クコトニナリタルカ既ニD T楼ニハ源次等ハ居ラス自分方ニモ居ラス□町ノカフエーゼネバニ到リタルトコロ源次ト清一ハ其処ニ居リ源次ハ相変ラス乱暴致シ居リタリ其処テ悶着ノ末S Kト清一トテ源次ヲ自動車ニ乗セ清一方ニ向ヒタリ自分トS Kト才一ノ三人ハ途中建具屋ノ前ヨリ一寸角位ノ長サ二尺前後ノ棒切ヲ一本宛持チ自動車ヲ拾ツテ乗リオリオン前ニ行クト源次ハ其処テ更ニ芸妓買ニ連レ行ケトテ暴レ始メテ居リタリ自分等三人ハ後カラ行キタル自動車ヲ降り源次ノ方ヲ見テ居リタルカ自分ハ源次カ盛ニ暴レ始メタルヲ見テムツト致シ散々自分方ニテ無銭飲食シタル上所持金迄モ取上ケタリ世話ヲ掛ケ乍ラ尚暴レルトハ酷イ奴タト思ヒ源次ノ背後ニ廻ハリ前記角棒ヲ以テ同人ノ後頭部左耳ノ辺ニ掛ケテ一ツ殴打致シタリスルト源次ハ力委セニ叩カレタル為ヒヨロ／＼ト左前ニ横伏セニ倒レテ仕舞ヒタリ其処ヲS Kハ源次ノ上ニ馬乗りニナリ起キ上ラントスルヲ押サヘ付ケタルトコロ一同モカツトシテ居リタル故清一モS Kモ才一モ何レモ棒ヲ以テ源次ノ頭ヤ足ヲ殴打致シタルカ一番最終迄清一カ源次ヲ殴リ源次ハ氣絶シタル様ニナリタル故皆テ之ヲ止メソレヨリS Kト清一ノ二人テグタリト為ツテ居ル源次ヲ自動車ニテ何処カヘ連レ行キタル旨ノ供述

記載アルト

一、被告人S K辰雄ニ対スル予審第二回訊問調書中ニ昭和六年二月八日午後十二時頃清一方ニM T眞一カ来リ事情ヲ告ケタル故九日ノ午前二時頃自分ハ眞一ノ案内ニテS K、才一ト四人ニテ清一ヲ迎ヘニ出掛ケカフエーゼネバニテ源次ト清一ヲ見付ケS Kカ自動車ニテ連レ帰り自分等眞一才一ノ三名モ後カラ自動車ニテ清一方ニ戻リタルトコロ源次等ハ其処テ自動車ヲ降りゴテ／＼致シテ居リタルカ源次トS K及眞一等ト争トナルヤ眞一ハ所持ノ角棒ニテ源次ノ背後ヨリ頭ヲ一ツ殴リ付ケタル為源次ハ横ノメリニ倒レテ仕舞ヒ其処ヲ清一、才一、眞一等ニテ殴リタル旨ノ供述記載アルト

一、鑑定人F I安雄作成ノ鑑定書中ニ昭和六年二月九日神奈川県久良岐郡□□村三分□□橋際空地ニ於テ氏名不詳推定年齢三十才前後ノ男性死体ヲ検査解剖ノ上鑑定スルニ左顱頂部等ニ判示ニ照応スル数個ノ創傷アリ其ノ受傷ノ方法ハ何レモ何レモ重厚ニシテ硬固ナル鈍体カ頭部ニ対シテハ上方ヨリ顔面ニ対シテハ前方ヨリ連続的ニ襲来セルモノニシテ用器ハ何レモ接触部ノ長キ棒状物ナリト認メタル旨ノ記載アルト

一、司法警察官ノ昭和六年二月十三日附殺人事件ニ関スル件報告ト題スル書面中ニ昭和六年二月九日神奈川県久良岐郡□□村字三分□□川下流□□橋下ニ遺棄シアリタル混血男子ノ惨殺死体ハK D源次郎当二十七年ナルコト判明シタル旨ノ記載アルト

ヲ綜合シテ之ヲ認メ

判示第二ノ事実ハ

被告人T D清一及S K辰雄ノ当公廷ニ於ケル判示ト同趣旨ノ各供述ニ依リ之ヲ認定シ判示第三ノ事実ハ

一、被告人S K萬次郎ニ対スル予審第三回訊問調書中ニ判示二月九日T D清一カ源次ノ死体ヲ遺棄シタル犯人ナルコトヲ知り乍ラ実父覺太郎方ニ匿ツテ賞ヒタル点ハ事実ニテ今トナツテハ何トモ申シ訳アリマセヌ其ノ時ハ夫レ程官ニ迷惑ヲ掛ケルト言フ様ナ悪氣ニテ致シタルニハ非サル旨ノ供述記載アルト

一、証人T Dつねニ対スル予審訊問調書中ニ自分ハT D清一ノ母親ニテ判示二月九日早朝善後策ニ付相談致シタルカ清一ハ源次ヲ海ニ棄テテ来タリタル以上致シ方ナキ故同人独リテ背負ツテ自首スルト申シタルモ自分ハ可愛相ニ思ヒ思案ニ余ツテS Kノ処ニ相談ニ行キタルトコロS Kハ起キテ呉レ清一等カ源次ヲ海ニ投ケテ来タト其ノ旨話シ其ノ処置ニ付相談致シタルトコロS Kハ自訴シテモ二年ヤ三年ニテハ済マヌ死体ヲ海ニ投ケタト為レハ大變重イトノ話ニテ兎ニ角皆テ相談シテ見タラト言ツテ呉レタル故M T眞一ヲモ呼ビニ遣リ自分方ニ階ニテS K、M T、S K及清一ト自分ノ五人集マリタル故自分ハ改メテ清一カ自訴スヘキヤ否ヤニ付相談致シタルトコロS Kハ此ノ際自訴スルヨリハ一時隠レテ様子ヲ見タ方カ良イト言ヒ一同モ夫レニ同意シ清一ハ隠レルニ付行ク処カアルト言フノテ衣類ヲ出シ仕度ヲサセテ遣リタルトコロ其処ヘS Kカ入り来タリ清一ニ一時隠シテ上ケマセウト言ヒ同人ノ親ノ許ニ匿ツテ呉レルトノ事故自分ハ是非御願スルト頼ミサウシテS Kニ連レサシテ清一ヲ出シテ遣リタリソレハ恰度九日ノ朝九時近クナリシ旨ノ供述記載アルト

一、証人S K覺太郎ニ対スル予審訊問調書中ニS K萬次郎ハ自分ノ長男ナルカ同人ハ判示二月九日ノ午前中自分ノ留守ニT D清一ヲ連レ来タリ同人ハ酒癖悪ク親子喧嘩ヲ為シ父親ヲ殴リタル為父親カ怒ツテキカス今ニ母親カ宥メテ迎ヘニ来ル故夫レ迄一時預ツテ呉レトノ事ナリシ故自分ハソレヲ信シ居リタルトコロ翌日午後五時一寸前頃自分方ニ刑事カ来テ

同人ハ連レ行カレタル旨ノ供述記載アルト

ヲ綜合シテ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人M T眞一ノ判示所為ハ刑法第二百七条第六十条第二百四条ニ被告人T D清一、同S K辰雄ノ判示所為ハ各同法第六十条第九十条ニ被告人S K萬次郎ノ所為ハ同法第三百三条ニ各該当スルヲ以テ被告人S K眞一及S K萬次郎ニ付テハ其ノ所定刑中何レモ懲役刑ヲ選択シ各其ノ刑期範圍内ニ於テ被告人等ニ対シ各主文ノ如ク量刑処断シ被告人S K清一二対シテハ同法第二十一条ニ依リ其ノ未決勾留日数中二百日ヲ本刑ニ算入スヘク其ノ他ノ被告人ニ対シテハ何レモ刑ノ執行ヲ猶予スヘキ情状アリト認メ同法第二十五条刑事訴訟法第三百五十八条第二項ニ依リ裁判確定ノ日ヨリ三年間各其ノ刑ノ執行ヲ猶予スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項連帶ノ分ニ付テハ尚同法第二百三十八条ヲ適用シ主文記載ノ如ク夫々被告人等ヲシテ負担セシムヘキモノトス

昭和六年十二月二十六日

横浜地方裁判所第一刑事部

裁判長判事	清水 正一 印
判事	富岡 孝助 印
判事	山本 長次 印

①T D清一・S K辰雄・M T眞一・S K萬次郎（東京控訴院死体遺棄傷害犯人藏匿控訴事件昭和七年九月五日判決）

判決

本籍 横浜市中区□□町□丁目□番地
住居 同所

西洋料理店営業

T D 清一

当二十三年

本籍 山梨県東八代郡□□村字□□□□番地
住居 横浜市中区□□町□□□番地 S K 金吾方

看板業

S K 辰雄

当二十八年

本籍 名古屋市西区□□町□□□番地
住居 横浜市中区□□町□□□番地 O T 文太郎方

蕎麦屋雇人

M T 眞一

当二十二年

本籍 千葉県印旛郡□□村□□□□□番地
住居 横浜市中区□□町□丁目□□□番地

洋服裁縫業

萬次郎事

S K 萬治郎

当三十年

右清一辰雄ニ対スル各死体遺棄眞一ニ対スル傷害、萬治郎ニ対スル犯人蔵匿各被告事件ニ付昭和六年十二月二十六日横浜地方裁判所ニ於テ言渡シタル有罪判決ニ対シ原審検事ヨリ各被告人ニ付又被告人清一ヨリ其ノ關係部分ニ付各適法ナル控訴ノ申立アリタルヲ以テ当院ハ検事石郷岡岩男関与ノ上更ニ審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人清一ヲ懲役壹年六月ニ処ス

被告人辰雄、同眞一ヲ各懲役拾月ニ処ス

被告人萬治郎ヲ懲役六月ニ処ス

但シ其ノ原審ニ於ケル未決勾留日数中被告人清一ニ対シ式百日

被告人辰雄ニ対シ百八拾日被告人眞一ニ対シ百式拾日ヲ各右

本刑ニ算入ス

被告人萬治郎ニ対シ本裁判確定ノ日ヨリ参年間右刑ノ執行ヲ猶予ス

訴訟費用中予審ニ於ル証人 O N ハルニ支給シタル分ハ被告人清一

同辰雄同眞一ノ負担トシ

同証人 O K 庄藏ニ支給シタル分ハ被告人清一同辰雄ノ連帯負担トシ

同証人 S M キヨ並当審ニ於ケル証人 F I 安雄ニ支給シタル分ハ被告人

眞一ノ負担トシ

当審ニ於ケル証人 U N 初太郎ニ支給シタル分ハ被告人萬治郎ノ負担トス

理 由

被告人清一ハ横浜市中区□□町□丁目□番地実父儀藏ノ許ニ於テカフエーオリオンヲ、被告人眞一ハ同市同区□□町□丁目□番地ニ於テカフエーピエロヲ各經營シ被告人辰雄、同萬次郎ハ被告人清一ト予テ相識ノ間柄ナリシトコロ昭和六年二月八日被告人清一ハ混血児源事KD源次郎ニ附纏ハレテ同夜深更ニ至ル迄右眞一方其ノ他ヲ飲ミ歩キ居タルヲ被告人眞一同辰雄同萬治郎等ニ於テ探シ出シ自動車二台ニ分乗シテ帰途ニ就キ九日午前三時頃前記儀藏方前街路ニ於テ相次イテ下車シタルカ右源次郎ハ尚モ執拗ニ遊興ヲ強要シテ止マズ被告人等不尠其ノ処置ニ困惑シタルカ

第一、被告人眞一ハ憤激ノ余直チニ其ノ場ニ於テ外数名ト共ニ角棒ヲ以テ右源次郎ノ頭部其ノ他ヲ強打シ因テ同人ノ左顱頂部ニ長サ二、六糎中央ノ哆開〇、七糎創底骨面ニ達スル創傷其ノ他数多ノ創傷ヲ加フルニ至リタルカ右創傷ヲ生セシメタル者ハ之ヲ知ルコト能ハス第二、被告人清一同辰雄ハ意思相通シ其後死亡セル右源次郎ノ死体ヲ遺棄センコトヲ企テ同日午前三時三十分頃之ヲ神奈川県久良岐郡□□村三分地内□□川下流ノ□□橋上ヨリ該河中ニ投棄シ

第三、被告人萬治郎ハ被告人清一カ右死体遺棄ノ犯人ナルノ情ヲ知り乍ラ同日午前九時頃之ヲ横浜市中区□町□丁目□番地実父SK覺太郎方ニ託シ翌十日午後五時頃迄同人方ニ藏匿シタルモノナリ

証拠ヲ按スルニ

判示冒頭並判示第一ノ事実ハ

一、被告人清一二対スル第一、二回予審訊問調書ヲ通シ同被告人ノ供述トシテ自分ハ昭和五年十一月以来判示場所ニ於テカフエーオリオンヲ営ミ居タルカSK、SKトハ予テカラ知合ノ間柄テアリ又MTトモ同人方ニテカフエーヲ始メタル際自分カ洋食ノ仕事ヲ教ヘタル事アリタル關係上知合ヒ居タリ混血児源事KD源次郎ハ自分方ニテカフエー開業以来ヨク飲ミニ来リタルカ一度モ満足ニ支払ヒタルコトナク困リ居タルトコロ昭和六年二月八日ニモ後八時頃自分方ニ来リ酒ヲ飲マセイロト申シタル故致方ナク酒、水菓子等ヲ出シ自分カ応対シタルカ其ノ中源次郎カ出掛ケ様ト云ヒタリ自分モ仕方ナク同人ト連立ツテ午後九時半頃家ヲ出テ伊勢佐木町方面ヲブラノシ午後十一時頃□町ノカフエーゼネバニ入り其処テ同人ト一緒ニ酒ヲ飲ミタルカ源次郎ハ出様ト云ヒテ更ニ同家ヨリMTノヤツテ居ルカフエーピエロノ前ニ行キ其処ヘ入ラウト云ヒタリ、自分ハ此処ハ友達ノ家タカラト拒ムト同人ハ却ツテ良イテハナイカト云ヒテ到々同家ニ入りMTニ掛合ヒ酒等ヲ出セタルカ午後十二時半頃今度ハMTヲ加ヘ三名テ同家ヲ立出テタリソレヨリ遊郭ニ行キDT樓ニ上リタルカ源次郎ハMTニ金ヲ五円許リ貸セト云ヒシトコロMTハ家へ行ツテ持ツテ来ルト申シ其ノ場ヲ外シタリMTハ出テ行キタル俣戻リ来ラサリシ故致方ナク同樓ヲ出テ再ヒ源次郎ニ伴ハレテゼネバニ行キ又酒ヲ注文シ二、三本飲ミ居ルト午前二時頃自分ノ弟才一ヲ始メSK、SK、MTノ四名カ自分ヲ迎ニ来タレリ源次郎ハ自分ヲ帰スマイトシタルカゼネバノ主人モ困リ女給ニ自動車ヲ呼ハセタルモノト見エ其処ヘ自動車カ来タレリ、其自動車ニSKカ自分ヲ乗セタル故源次郎モSKモソレニ乗り自分方ニ向ヒタリ而シテ判示自分方前ニ着クトSKカ先ツ自動車ヨリ下リ自分ニ下リロト申シタルカ源次郎ハ彼地へ行カウト日本橋花柳界方面ヲ指シテ怎ウシテモ自分ヲ下サウトセス其ノ中同人ハSKノ言葉ヲ怒リ同人ニメリケンヲ喰ハシタラシクSKノ耳ノ辺リニ血カ流レ居タリ、然ルトコロ後ノ自動車ニ来タレルMT、SK、才一ノ三名ハ既ニ下車シ其ノ場ノ光景ヲ見居タルモノト見エSK

カヤラレルト直ク其ノ場へ来タリ何レモ手ニ二尺位ノ角棒ヲ持チ居タルカソレニテ源次郎ノ頭ヲボカボカト殴リタルカ誰カ怎ウ殴リタルカ判然認メラレサリシカ源次郎ハ誰カラカ一撃ヲ喰フヤ前ヘノメイリサウニ為リ其処ヲ三人テボカボカト殴リタルモノナル旨ノ記載一、被告人眞一ニ対スル第二回予審訊問調書中同被告人ノ供述トシテ自分ハ判示カフエーピエロヲ営ミ居リタルカ昭和六年二月八日ノ午後十二時頃混血児源事KD源次郎カTDト兩名ニテ自分方ニ入り来タリ酒四本其ノ他ニテ合計二円九十五錢相当ノ飲食ヲ為シタルモ其ノ代金ヲ支払ハサルノミカ皿ヤ德利等ヲ壊シ椅子ヲ投ケル等乱暴ヲ致シ困リタルカ翌九日ノ午前一時半頃強ヒテ同人ニ連れ出サレ遊郭ノDT楼ニ伴ハレ同所ニテ所持金二円四、五十錢取ヲ取上ケラレ尚二円金策セヨト云ハレ致シ方ナクTD方カフエーオリオンニ到リ事情ヲ告ケタルトコロ結局TDノ弟才一トSKトSKト自分ノ四人ニテ迎ニ行クコトニ為リタルカ既ニDT楼ニハ居ラス自分方ニモ居ラス□町ノカフエーゼネバニ到リタルトコロ源次郎トTDハ其処ニ居リ源次郎ハ相変ラス乱暴致シ居リタリ、其処テ悶着ノ末SKトTDトテ源次郎ヲ自動車ニ乗セTD方ニ向ヒタリ自分トSKト才一ノ三人ハ途中建具屋ノ前ニアリシ一寸角位ノ長サ二尺カ二尺余ノ棒切ヲ一本宛持チ自動車ヲ拾ツテ乗リオリオン前ニ行クト源次郎ハ其処テ更ニ芸妓買ニ連レ行ケト暴レ始メテ居リタリ自分等三人ハ後カラ行キタル自動車ヲ下リ源次郎ノ方ヲ見テ居リタルカ自分ハ同人カ盛ンニ暴レ始メタルヲ見テムツト致シ散々自分方ニテ無銭飲食シタル上所持金迄モ取り上ケタリ世話ヲ掛ケ乍ラ尚暴レルトハ酷イ奴タト思ヒ源次郎ノ背後ニ廻ハリ前記角棒ヲ以テ同人ノ後頭部左耳ノ辺ニ掛ケテ一ツ殴打致シタリスルト同人ハ力委セニ叩カレタル為ヒヨロヒヨロト左前ニ横伏セニ倒レテ仕舞ヒタリ其処ヲSKハ源次郎ノ上ニ馬乗リニ為リ起キ上ラントスルヲ押ヘ付ケタ

ルトコロ一同モカツトシテ居リタル故TDモSKモ才一モ何レモ棒ヲ以テ源次郎ノ頭ヤ足ヲ殴打致シタルカ一番最終迄TDカ殴リ源次郎ハ氣絶シタル様ニ為リタル故皆テ之ヲ止メソレヨリSKトTDトノ二人ニテグタリト為ツテ居ル源次郎ヲ自動車ニテ何処カヘ連レ行キタリ尚左様ナ騒ノアリタルハ九日ノ午前三時頃ニハ為リ居リシモノト思フ旨ノ記載

一、被告人辰雄ニ対スル第二回予審訊問調書中同被告人ノ供述トシテ昭和六年二月八日午後十二時頃TD方ニMTカ来テ事情ヲ告ケタル故九日ノ午前二時頃自分ハMTノ案内ニテSK才一ト四人ニテTDヲ迎ニ出掛ケ□町ノカフエーゼネバニテ源次郎トTDヲ見付ケ自動車ヲ呼び先ツ源次郎TD、SKノ三名ヲソレニ乗セテ帰シ自分等MT、才一ノ三名モ後カラ自動車ニテTD方ニ戻リタルトコロ源次郎等ハ其処テ自動車下リテゴテ〳致シテ居リタルカ源次郎トSK及MT等ト争トナルヤMTハ直ク源次郎ノ後ロニ廻リ同人ノ頭ヲ持ツテ行ツタ角棒ニテ一ツ殴リタリスルト源次郎ハ横ノメリニ倒レテ仕舞ヒ其処ヲTD、MT、才一等ニテ殴リタル旨ノ記載

一、鑑定人FI安雄作成ノ鑑定書中昭和六年二月九日神奈川県久良岐郡□□村三分□□橋際空地ニ於テ氏名不詳推定年齢三十年位ノ男性屍体ヲ検査解剖ノ上鑑定スルニ其ノ左顱頂部等ニ硬固且重厚ナル接触部ノ長キ棒状ノ鈍体カ頭部ニ対シテハ上方ヨリ顔面ニ対シテハ前方ヨリ連続的ニ襲来セルニ因リ生シタルモノト認メラルト判示ニ照応スル数多ノ創傷アリ右各創傷ハ何レモ生活反応ヲ有ストノ旨ノ記載

一、証人FI安雄作成ノ当公廷ニ於ケル自分ハ昭和六年二月九日横浜地方裁判所予審判事ヨリ氏名不詳者屍体ニ付鑑定ヲ命セラレ鑑定書ヲ作成シタルカ後日ニ至リ右ハ混血児源事KD源次郎ノ屍体ナリシコトヲ確知シタル旨ヲ供述

ヲ綜合シテ之ヲ認メ

判示第二ノ事実ハ

一、被告人清一、同辰雄ノ当公廷ニ於ケル判示同趣旨ノ供述ニ抛リ之ヲ認メ

判示第三ノ事実ハ

一、被告人S K萬次郎ニ対スル第二、三回予審訊問調書ヲ通シ同被告人ノ供述トシテ自分ハ判示二月九日T Dカ源次郎ノ死体ヲ遺棄シタル犯人ナルコトヲ知り乍ラ実父覺太郎方ニ匿ツテ貫ヒタル点ハ事実ニテ今トナツテハ何トモ申訳ナキ旨ノ記載

一、証人T Dつねニ対スル予審訊問調書中同人ノ供述トシテ自分ハT D清一ノ母親ニテ判示二月九日早朝善後策ニ付相談シタルカ自分ハ思案ニ余ツテS Kノ処ニ相談ニ行キタルトコロ同人ハ兎ニ角皆テ相談シテ見タラト言ツテ呉レタル故M D眞一ヲモ呼ヒニ遣リ自分方ニ階ニテS K、M T、S K及清一ト自分ノ五人集リ清一カ自訴スヘキヤ否ヤニ付相談シタルトコロS Kハ此ノ際自訴スルヨリハ一時隠レテ様子ヲ見タ方カ良イト言ヒ一同モソレニ同意シ結局S Kカ清一ニ一時隠シテ上ケマセウト言ヒ同人ノ親ノ許ニ匿ツテ呉レルトノ事故自分ハ是非御願ヒスルト頼ミS Kニ連レサシテ清一ヲ出シテヤリタル次第ニシテソレハ恰度九日ノ朝九時近クナリシ旨ノ記載

一、証人S K覺太郎ニ対スル予審訊問調書中同人ノ供述トシテ自分ハS K萬治郎ノ実父ナルカ判示二月九日ノ午前中當時自分ハ留守ナリシカ判示自分方ニT D清一ヲ連レ来タリ同人ハ酒癖悪ク親子喧嘩ヲ為シ父親ヲ殴リタル為父親カ怒ツテ肯カス今ニ母親カ宥メテ迎ニ来ル故ソレ迄一時預ツテ呉レトノ事ナリシ故自分ハソレヲ信シ居リタルトコロ翌日午後五

時一寸前頃自分方ニ刑事カ来テT Dハ連レ行カレタル旨ノ記載

一、被告人清一ノ当公廷ニ於ケル自分ハ判示九日ノ午前中S Kニ連レラレ同人ノ実父S K覺太郎方ニ身ヲ寄せ居タルカ翌十日午後五時頃逮捕セラレタル旨ノ供述ヲ

綜合シテ之ヲ認ム

仍テ判示事実ノ証明十分ナリ法律ニ照スニ被告人眞一ノ判示所為ハ刑法第二百七条第六十条第二百四条ニ被告人清一、同辰雄ノ判示所為ハ各同法第六十条第九十条ニ被告人萬治郎ノ判示所為ハ同法第百三条ニ各該当スルヲ以テ被告人眞一、同萬治郎ニ付テハ其ノ所定刑中何レモ懲役刑ヲ選択シ以上各被告人ニ対シ其ノ所定期刑範圍内ニ於テ夫々主文ノ如ク量刑処断シ被告人清一、同辰雄、同眞一ニ対シテハ同法第二十一条ニ則リ主文掲記ノ各其ノ原審ニ於ケル未決勾留日数ヲ夫々右本刑ニ算入スヘク被告に萬治郎ニ対シテハ情状ニ鑑ミ同法第二十五条ヲ適用シ本裁判確定ノ日ヨリ参年間其ノ刑ノ執行ヲ猶予スヘク尚訴訟費用ハ単独負担ノ分ニ付刑事訴訟法第二百三十七条第一項連帶負担ノ分ニ付同法第二百三十七条第一項第二百三十八条ヲ適用シ主文掲記ノ如ク夫々被告人等ヲシテ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和七年九月五日

東京控訴院刑事第二部

裁判長判事 赤羽 熙

判事 瀬崎憲三郎

判事 工藤 慎吉

右臆本也

昭和八年二月十五日

東京控訴院検事局

裁判所書記 前田 恭一 印

⑰TD清一・SK辰雄・MT眞一（大審院死体遺棄傷害上告事件昭和七年二月二十五日判決）

昭和七年(初)第一、四五七号

判決書

本籍並住居 横浜市中区□□町□丁目□番地

西洋料理店営業

TD 清一

明治四十三年八月□□日生

本籍 山梨県東八代郡□□村字□□□□□番地

住居 横浜市中区□□町□□□□番地SK金吾方

看板業

SK 辰雄

明治三十七年五月□□日生

本籍 名古屋市西区□□町□□□番地

住居 横浜市中区□□町□□□□番地OT文太郎方

蕎麦屋雇人

MT 眞一

明治四十四年二月□□日生

右被告人清一、辰雄ニ対スル死体遺棄被告人眞一ニ対スル傷害被告事件ニ付昭和七年九月五日東京控訴院ニ於テ言渡シタル判決ニ対シ各被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ孰レモ之ヲ棄却ス

理由

被告人TD清一上告趣意書原審判決ハ刑事訴訟法第四百十二条ニ所謂刑ノ量定著シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由アルモノト信ス即チ1、被告ハ始メ殺人竝死体遺棄ノ被疑事件ニツキ審理セラレタルモノナリ其ノ内殺人事件カ主タリシ事言フ迄モナシ2、從テ未決勾留期間モ約八ヶ月ノ長キニ亘レリ3、然レ共被告ハ第一審ニ於テ殺人ニツキテハ既に全ク無罪トナリシモノナリ依テ審理ヲ仰キタル案件ハ単ニ死体遺棄事件ノミナリトス故ニ被告ニ何等ノ前科ナク相当家庭ノ長男トシテノ立場モアリ現ニ一貫シテ正業ヲ有シ真面目ニ終始其ノ業ニ精励シ年令未タ若クシテ前途アルコト断シテ再ヒ刑ニ触ル、カ如キ事アラサルヘキ諸般ノ情況ニ照シ執行猶予ノ恩典ニ預ルヘキ最適格者ナリト思料ス4、然モ原審ハ僅ノ未決通算ヲ以テ之ニ換ヘ実刑ヲ科シ執行猶予ヲ排斥シ以テ無罪トナリシ殺人事件ノ心証ヲ加味セラル、カ如キハ正ニ刑ノ量定ニ著シキ不当アリト思料スヘキ顯著ナル事由アリト謂フヘク本件上告ニ及フ次第ナリト云フニ在レトモ記録ヲ精査シ犯情其ノ他諸般ノ情状ヲ稽フルニ原審カ本件ニ付被告人清一ヲ懲役一年六月ニ処ス第一審ニ於ケル未決勾留日数中二百日ヲ本件ニ算入スル旨ノ判決ヲ言渡シ之ニ対シ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ為サ、リシ

ヲ指シテ量刑甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由アリト認め難ク論旨理由ナシ

被告人SK辰雄上告趣意書原審判決ハ刑事訴訟法第四百十二条ニ所謂刑ノ量定著シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由アルモノト信ス即チ1、被告ハ始メ殺人並死体遺棄ノ被疑事件ニツキ審理セラレタルモノナリ、其ノ内殺人事件カ主タリシ事言フ迄モナシ2、從テ未決勾留期間モ約八ヶ月ノ長キニ亘レリ3、然レ共被告ハ第一審ニ於テ殺人ニツキテハ既ニ全ク無罪トナリシモノナリ依テ審理ヲ仰キタル案件ハ単ニ死体遺棄事件ノミナリトス故ニ被告ニ何等ノ前科ナク相当家庭ノ長男トシテノ立場モアリ現ニ一貫シテ正業ヲ有シ真面目ニ終始其ノ業ニ精勵シ年齢未タ若クシテ前途アルコト断シテ再ヒ刑ニ触ル、カ如キ事アラサルヘキ諸般ノ情況ニ照シ執行猶予ノ恩典ニ預ルヘキ最適格者ナリト思料ス4、然モ原審ハ僅ノ未決通算ヲ以テ之ニ換ヘ実刑ヲ科シ執行猶予ヲ排斥シ以テ無罪トナリシ殺人事件ノ心証ヲ加味セラル、カ如キハ正ニ刑ノ量定ニ著シキ不当アリト思料スヘキ顯著ナル事由アリト謂フヘク本件上告ニ及フ次第ナリト云フニ在レトモ記録ヲ精査シ犯情其ノ他ノ諸般ノ情状ヲ参酌スルニ原審カ本件ニ付被告人ヲ懲役十月ニ処ス第一審ニ於ケル未決勾留日數中百八十日ヲ本刑ニ算入スル旨ノ判決ヲ言渡シ之ニ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ為サ、リシヲ目シテ量刑甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由アリト認め難ク論旨理由ナシ

被告人MT眞一上告趣意書十分御理解アル原審判決ニ對シ今更彼之申上クルハ誠ニ恐縮ニ堪エサル処ニ候ヘ共何卒左記事情酌量ノ上執行猶予ノ慈悲ヲ垂シ給ハンコトヲ懇願スル次第二候第一、抑モ本件發生ノ動機ハ被害者混血児源ニアリテ其ノ責任ノ一半ハ同人ノ負担スヘキモノト思料致候今更在天ノ英靈ニ對シ死馬ニ鞭打ツノ非礼ヲ敢テスルモノニハ之ナク候ヘトモ源次ハ予テ警察ニ於テスラモ手ニ余ル不良児無頼漢ニシテ当該地方ノ飲食店

カフエー業者等ヲシテ其ノ名ヲ聞クサヘ戦慄セシメ居リタルモノナル処本件發生ノ当日既ニ酒ヲ呷リテ被告人方ニ立越シ居合セタル他ノ客ニ對シテ喧嘩ヲ売リ乱暴狼藉ヲ為スヲ以テ客ハ早々ニ逃ケ出シ營業妨害トナルコト甚シク自ラハ驕然トシテ酒食ヲ命シテ無錢飲食ヲナシ退去方ヲ懇願スレトモ頑トシテ応セス却テ益々荒レ狂ヒテ卓ヲ倒シ器物ヲ投毀シ漸クニシテ腰ヲ上クルヤ源次ハ被告人ノ未タ曾テ知ラサル遊里ニ強制同行シ所持金三円五十錢ヲ奪ヒ更ニ金五円ノ調達方ヲ命シ若シ之ニ応セサレハ貴様ノ店舗ヲ損壞スト脅迫シ被告人ハ止ムナク深夜金策ニ奔走シタルモ得ス其ノ間源次ハ外數ヶ所ヲ転々シ最後ニ、ゼネバ、ニテ器物ヲ破壊シ狂暴ノ限リヲ尽シ居ル処ヲ發見シ被告人ハ同家主人ニ同情シ損害ハ追テ弁償スヘキ旨ヲ約シテ了解ヲ得外數名ト共ニ源次ヲナタメテ、オリオン前迄連レ歸リタルニ源次ハ更ニ蒔田方面ニ豪遊セント強要シテ止マサルヲ以テ被告人ハムラノトシテ無意識的ニ之ニ一撃ヲ加ヘタルニ之和シテ外數名ハ之ヲ乱打シタルモノニシテ若シ時ト場合トヲ異ニシ前記ノ如ク源次ノ為シタル營業妨害、無錢飲食乃至詐欺家宅侵入、器物毀棄、強要脅迫喝等ノ行為ニ對シ其ノ際其ノ場ニ於テ本件發生シタリトセハ一種ノ正当防衛ヲ以テ目スヘク全ク止ムナク偶發シタルモノニ有之候第二、本件被害者混血児源次ノ死体ノ解剖並之力鑑定ノ結果ニ徴スルニ被害者ノ死体ニハ無數ノ創傷アリ而シテ其ノ創傷ノ種類形状大キサ部位方向等ノ明瞭ニ記載サレタルモノ、ミニテモ三十六創アリ何レモ生活反応ヲ呈シ居リタルヲ以テ生前ノ創傷タルコト一点疑ヒノ余地ナシ然ルニ被告人ハ記録上明ナルカ如ク後頭部ヲ只一回殴打シタルノミナラス之ニ因テ創傷スラ生セサリシコトハ後頭部ニ微傷タニナキコトニヨリ明ナリ然ラハ右三十六創ハ被告人以外ノ者ノ所為ニ屬ス而シテ當時現ニ手ヲ下シタルモノハ被告人外ニ數人アルコト記録上明確ナリトス然ルニ他ノ數名

ハ無罪（殺人）免訴（傷害、傷害致死）トナリ即チ三十六創ヲ与ヘタルモノハ罪トナラス一撃ヲ加ヘタルモ創傷タニ生セシメサル被告人ハ体刑ヲ以テ処断セラル斯申上クレハトテ他ノ者ノ処罰ヲ望ミ他人ヲ道連レニセントスルカ如キ非常識ナルコトヲ考フルニ非ス（況ヤ夫等ノ無罪免訴ハ確定セルニ於テオヤ）只法律上ノ理屈ノミヨリ見レハ何等差支ナキヤモ知レスト雖法ヲ知ラサル被告人ハ勿論一般世人ハ之ヲ何ト解スヘキカ凡ソ刑罰ノ理想ハ善人驚カス悪人恨マスト謂フニ在リト聞ク記録ニヨレハ被告人ノ一撃ニヨリテ源次ハ倒レタルカ如シト雖当夜源次ノ酒量ヲ記録ニ表ハレタルノミヲ計算スルモ日本酒十七、八本ニ達スルヲ以テ一撃ヲ加ヘサルモ自動車ヨリ引キ降シタルトキフヲシ居リタルコトハ記録上明瞭ナリ從テ被告人ノ一撃ニヨリテ転倒シタルニ非スシテ醉余心身ノ自由ヲ失ヒ転墮シタルモノナリ而モ之ト同時ニ外数名カ乱打シ前記三十六創ヲ負ハシメタルモノト見ルヘク然ルニ創傷ヲモ生セサル程度ノ最初ノ一撃者タル被告人ノミカ本件ノ責任ノ全部ヲ負担シテ実刑ヲ科セラレ他ノ数名ハ無罪又ハ免訴トナリテ全然無責任ナリト云フニ到リテハ何カ故ニ如斯不合理ノ結果ヲ生シタルカ法律上ノ理屈ハイサ知ラス一般人ノ常識ヨリ見レハ聊カ腑ニ落チサル処アリ今更如斯愚痴ヲ並ヘ立ツルハ死者ニ対スル礼ニ非サルモ叙上ノ理由ニヨリ責任ノ權衡上更ニ深甚ナル御考慮ヲ煩シ度第三、被告人ハ予テ横浜市内ニ生レ大正十二年十四歳ニシテ高等小学ニ在リ偶々彼ノ大震災ニ遇ヒ父母弟妹ト共ニ名古屋ニ避難シ幼児六人ヲ抱ヘタル父母ヲ助ケテ新聞配達夫トナリ毎朝四時ニ起キ出テ、数里ヲ馳セテ配達ヲ終リ午前八時帰宅スルヤ母ト共ニ青果物ノ行商ヲ為シ終リテ帰宅スルヤ直ニ夕刊ノ配達ニ従事シ殆ント日夜ヲ徹シテ刻苦精勵シ其ノ後横浜モ漸次復興ノ緒ニ就キタルヲ以テ父母ト共ニ帰浜セントシタルニ新聞店主ハ被告人ヲ惜ミテ放サス止ムナク父母弟妹ニ遅レテ

大正十五年三月帰浜シ直ニそばやSGニ雇ハレ足カケ六年精勵格勤シテ同業組合ヨリ模範雇人トシテ表彰セラレ其ノ間薄給ノ一部ヲ割キテ父母ニ送り残部ヲ月掛貯金トナシ遂ニ千円ニ達シタルヲ以テ之ヲ資本トシテカフエーピエロヲ開業シタルニ予定ノ運命力神学的宿命力開業早々ニシテ此災厄ニ遇ヒ生レテ茲ニ二十一年反哺ノ孝未タ成ラサルニ五十年ノ未來ヲ残シテ將ニ刑余ノ人トシテ世ニ立ツ能ハサルニ至ラントス加之父ハ目下失業シ多クノ子女ヲ抱イテ路頭ニ彷徨シ被告人ノ薄給ヲ仕送リテ風前ノ露命ヲ繫ク実情ニ有之若シ被告人ニシテ此仮刑ノ執行ヲ受クルニ於テハ一家ノ前途全ク暗黒希クハ第一審ニ於ケル涙アル判決ノ如ク特ニ執行猶予ノ慈悲ヲ垂レ賜ハリ一家数名ヲ鬼界ヨリ濟度セサセ給ハンコトヲ只管懇願スル次第ニ有之候ト云フニ在レトモ(第一)原判決ヲ査スルニ其ノ確定シタル第一事實ハ被告人眞一カKD源次郎ニ附纏ハレ執拗ニ遊興ヲ強要セラレタルヨリ困惑憤激ノ極判示日時場所ニ於テ外数名ト共ニ角棒ヲ以テ源次郎ノ頭部其ノ他ヲ強打シ因テ同人ノ左顱頂部ニ長サ二、六糎中央ノ哆開〇、七糎創底骨面ニ達スル創傷其ノ他数多ノ創傷ヲ加フルニ至リタルカ右傷害ヲ生セシメタル者ハ之ヲ知ルコト能ハサル趣旨ナルコト明ニシテ該事實ハ原判決ノ挙示セル各証拠ヲ綜合シテ優ニ之ヲ認ムルニ足り被告人眞一ニ傷害ノ意思ナカリシト云フヲ得サルハ勿論同被告人ノ所為ヲ以テ素ヨリ正当防衛ニ出テタリト云フヲ得サルナリ(第二)原判決第一事實認定ノ証拠トシテ挙示セル被告人眞一ニ対スル第二回予審訊問調書中同人ノ供述記載ニ依レハ被告人眞一ハKD源次郎ノ乱行ヲ憤リ同人ノ背後ヨリ角棒ヲ以テ同人ノ後頭部ヲ左耳ノ辺ニカケテ毆打シ同人ノ横伏セニ倒ルルヤSKハ之ニ馬乗トナリTD、SK等ハ何レモ棒ヲ以テ源次郎ノ頭及足ヲ毆打シタルコトヲ認ムヘク其ノ他原判決ノ挙示セル当該各証拠ヲ綜合スルトキハ右第一ニ説示シタルカ如キ原判決事實ヲ認

定スル二十分ナリ而シテ被告人清一及辰雄原審共同被告人S K萬治郎ニ対スル各傷害被告事件ハ予審免訴トナリ又之等ニ対スル殺人被告事件ニ付テハ無罪ノ判決アリ該裁判ハ何レモ確定シタルコトハ記録ニ徴シ之ヲ認ムルニ足ルト雖斯ル事實アルカ為ニ直ニ被告人眞一ニ対スル刑責ヲ免レシムルコトヲ得サルナリ而シテ（第三）記録ヲ精査シ犯情其ノ他諸般ノ情状ヲ稽フルニ原審カ本件ニ付被告人眞一ヲ懲役十月ニ処ス第一審ニ於ケル未決勾留日数中百二十日ヲ本刑ニ算入スル旨ノ判決ヲ為シ之ニ刑ノ執行猶予ヲ言渡サ、リシヲ目シテ量刑甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由アリト認メ難ク論旨理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事松井和義関与

昭和七年十二月十五日

大審院第一刑事部

裁判長判事 泉二 新熊

判事 中尾 芳助

判事 三宅正太郎

判事 杉浦 忠雄

判事 植月 愛明

右臆本也

昭和七年十二月二十日

大審院第一刑事部

裁判所書記 石川 道貴 印

⑱ SN きょう（横浜地方裁判所殺人死体遺棄被告事件昭和六年二月三日判決）

判決

本籍 東京市日本橋区□□町□丁目□番地

住居 □ □

無職

SN きょう

明治廿四年四月□□日生

当裁判所ハ右ノ者ニ対スル殺人被告事件ニ付検事永井太三郎奥田剛郎関与ノ上審理ヲ遂ケ事實ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ死体遺棄被告事件ニ付検事奥田剛郎関与ノ上審理ヲ遂ケ左ノ如ク判決ヲ為ス

主文

被告人ヲ殺人ノ罪ニ付無期懲役ニ処ス

陪審費用ヲ除ク其ノ余ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

被告人ヲ死体遺棄ノ罪ニ付懲役貳年ニ処ス

理由

被告人ハ昭和四年十二月中神奈川県足柄下郡□□町新□□丁目百□□番地カフェーM H事FYタマ方ニ女給トシテ雇ハレ居リタル際同町□□丁目□番地染物店IU春次郎方ノ染物職人SN留吉（明治二十年十月□□日生）ト相知リ夫婦約束ヲ為シ昭和五年一月十一日ヨリ同郡□□村□□二一戸ヲ構ヘテ同棲シ翌二月婚姻届出ヲ為シ同年十月一日同郡□

□町□字□丁目□百□□番地ニ移転シタルモノナルトコロ生活裕ナラサル上留吉カ家計ノ困難ヲ顧慮セス兎角飲酒ニ耽リ収入ノ大部分ヲ酒代ニ浪費シタルヨリ漸ク同人ヲ嫌厭スルニ至リ遂ニ同人ト離婚セント欲シタルモ既ニ入籍シ留吉ハ被告人ト離別スル意思ナカリシ為其ノ措置ニ困窮ノ余リ竊ニ留吉ヲ殺害スルニ如カスト決意シ同年十一月二十五日午後十一時過頃ヨリ翌日未明頃迄ノ間ニ前記居宅ニ於テ酒酔ノ上就眠中ノ留吉ノ頸部ヲ絞縊シ因テ同人ヲ窒息死ニ至ラシメ同二十六日夜其ノ死体ヲ同郡□□村下□□地先□□流水中ニ投込ミ以テ遺棄シタルモノナリ

右殺人罪ノ構成事実ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認定スヘク
死体遺棄ノ点ハ

一、被告人ノ当公廷ニ於ケル私ハ昨年十一月二十七日朝□□橋鉄橋ノ下ニ男ノ死体ノ上リタルコトハ其ノ日聞キ知り其ノ死体カ夫SN留吉ノ死体テアルコトハ同月二十九日小田原警察署ニ検挙サレタ折知リタル旨ノ供述ト

一、予審判事ノ自動車営業ST竹次郎ニ対スル証人訊問調書中同人ノ供述トシテSNきうナル名前ハ警察ニ検挙サレテ初メテ知リタルカ其ノ人ハ昨年十一月二十六日午後六時過頃私方ノ店ニ参リ国府津ノ入口マテ運ヒ貰イ度キ荷物カアルカ自動車ハAG病院ノ入口マテ来テ貰イ度イト申シタル故其ノ女ニ対シAG病院ノ自動車ニ非ラサレハ病院入口マテ通レナキ旨申シタルニ女ハ立帰リタリ其ノ女ハ私方ヲ出テ約二十五分カ三十分経チシ頃又店ニ来テ天神様ノ所ニ荷物カ在ル故其処マテ自動車ヲ寄越シテ貰ヒタイト申ス為其ノ女ヲ自動車ニ乗セ其荷物ヲ自動車ニ載セテ遣ラウト思ヒ助手台ニ乗リNG雅ニ自動車ヲ運転サセ国道ヨリ天神様前ニ行キ突当リ右ニ曲リ十四五間行クト其ノ女ハ行過キタ様タト云ヒ自動車

ヲ止メサセ降りテ後戻リシトタン板ヲ取除ケル音カシテ此処タト申シタリ、其ノ女ハ長サ一尺五寸位幅七八寸位高サ一尺位ノ風呂敷包ヲ持チ客室ニ入り私ハ荷物ノ一端ヲ自動車ノ上口ニ載セ掛ケNGヲ自動車ノ客室ニ入ラセ引上ケサセ地面ニ着居ル荷物ノ一端ヲ抱ヘル様ニシテ中ニ入レ様トシタリ私ハ大正八九年シベリアニ出征ノ際第二航空隊ノ自動車分隊長トシテ死体ノ運搬ヲ致シタ経験カアルノテNGト其ノ荷物ヲ自動車ニ入レ様トシタ時其ノ荷物カグニヤリトシテ直ク人間ノ死体タナト感シタル為口実ヲ設ケテ運搬スルコトヲ拒絶シテ帰宅シタリ其ノ荷物ハ長サ約四尺余幅約二尺余厚サ約一尺五六寸ニシテ丸ミアリ青味掛リタル風呂敷敷ニ包ミ麻縄ヲ縦ニ一重ト横ニ二カ所結イテアリ重量ハ十二三貫位アラウト思ヒタル旨ノ記載アルト

一、予審判事ノ昭和五年十一月二十七日附検証調書中検証現場ハ神奈川県足柄下郡□□村字下□原□□鉄橋下及其ノ附近ナリ立会人SN高次郎ハ自分ハ石工職ニシテ本年十一月二十七日午前六時頃仕事ニ行クヘク自宅ヲ立出テ□□堤防上ヲ通りタルトコロ綿ノ如キ物カ熱海線□□鉄橋下ニ、三間ノ処ニ漂フヲ発見シタルヲ以テ不審ニ思ヒシカ其ノ俣同所ヲ通り同鉄橋下ヲ通り抜ケタル時何心ナク川中ヲ見タルニ同鉄橋上リ線ノ下水流中ニ裸体ノ死体ノ如キモノヲ発見シ堤防ヲ下リ近寄り見タルニ首ヲ切ラレ裸体ニセラレタル男ノ死体カアリタリ手ヲ触レス其ノ俣ニシテ同職ナルHN文次郎方ヘ行キ其ノ旨ヲ話シ再ヒ同人ト鉄橋下ニ来リテ見タル後板橋巡査駐在所太田巡査ニ其ノ旨ヲ届出テタリト説明シタル旨ノ記載アルト

ヲ綜合シ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為中殺人ノ点ハ刑法第百九十九条ニ該当スルヲ以テ同条所定

ノ刑中無期懲役刑ヲ選択処断スヘク陪審費用ヲ除ク其ノ他ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ被告人ヲシテ全部負担セシムヘク死体遺棄ノ点ハ刑法第九十条ニ該当スルヲ以テ同条所定期刑範囲内ニ於テ被告人ヲ懲役二年ニ処断スヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和六年十二月三日

横浜地方裁判所第一刑事部

裁判長判事 清水 正一 印
判事 富岡 孝助 印
判事 山本 長次 印

⑱ SN きょう (東京控訴院死体遺棄控訴事件昭和七年二月二十五日判決)

本籍 東京市日本橋区□□町□丁目□番地

住居 同 所

無職

SN きょう

当四十二年

右死体遺棄被告事件ニ付昭和六年十二月三日横浜地方裁判所ニ於テ言渡シタル有罪判決ニ対シ被告人ヨリ適法ナル控訴ヲ申立テタルニ因リ当院ハ検事森山武市郎関与ノ上更ニ審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役二年ニ処ス

理 由

被告人ハ昭和五年十一月二十六日夜其夫SN留吉ノ死体ヲ神奈川県足柄下郡□□村下□□地先□□流水中ニ投込ミ以テ之ヲ遺棄シタルモノナリ
右事実ハ、

一、被告人ノ当公廷ニ於ケル自分ハ昭和五年十一月二十五日午後十一時過頃ヨリ翌二十六日未明迄ノ間ニ神奈川県足柄下郡□□町□□字□□丁目□□番地ナル当時ノ居宅ニ於テ夫SN留吉ヲ絞殺シタリトイフ殺人被告事件ニ付横浜地方裁判所ノ陪審公判ニ附セラレ結局昭和六年十二月三日殺人罪トシテ無期懲役ニ処セラレ上告申立ヲ為シタルモ昭和七年六月九日大審院ニ於テ上告棄却ノ判決アリ右刑ノ執行中ナリトノ旨竝ニ自分ハ昭和五年十月一日ヨリ□□町□□字□□丁目□□番地ニ夫SN留吉ト同棲シ居タルモノナルカ同十一月二十六日夜近所ナル□□字□□丁目□□番地自動車営業ST竹次郎方ニ到リ天神様ノ前ニ荷物カ置キアル故其処迄迄自動車ヲ廻シ呉レト頼ミ自動車ニ乗り天神前ニ到リ大小二個ノ荷物ノ中小ナルヲ自分持チテ先ニ乗り大ナル荷物ハ自動車屋ニ乗セ貰ハントシタルモ荷力大キ過キル為仕方ナク降車シタルコトアリトノ旨ノ供述

二、証人ST竹次郎ニ対スル予審訊問調書中同人ノ供述トシテSNきょうナル氏名ハ同人カ警察ニ檢舉セラレテ初メテ知リタルカ同人ハ昭和五年十一月二十六日午後六時過頃自分ノ店ニ参リ国府津入口迄運ヒ貰ヒタキ荷物アル故AG病院ノ入口迄来テ貰イ度シト申シタルヨリ自分ハAG病院ノ自動車ニアラサレハ病院入口迄ハ通レヌト答ヘタルニ同人ハ一旦立去リ約三十分経タル頃又来リ天神様ノ処ニ荷物カアル故其処迄迄自動車ヲ寄越シテ貰ヒタヒ

ト申スヨリ其女ヲ自動車ニ乗セ自分ハ助手台ニ乗リNG雅ニ自動車ヲ運転サセ天神前ニ突
当リ右ニ曲リ十四五間行キタルニ其女ハ行過キタ様タト申シ自動車ヲ止メサセ降りテ後戻
リシトタン板ヲ取除ケル音カシ此処タト申シタリ其女ハ長サ一尺五寸位幅七八寸位
高サ老尺位ノ風呂敷包ヲ持チ客室ニ入り自分ハ荷物ノ一端ヲ自動車ノ上リ口ニ載セ掛ケN
Gヲ自動車ノ客室ニ入ラセ引上ケサセ地面ニツキ居ル荷物ノ一端ヲ抱ヘル様ニシテ中ニ入
レントシタリ自分ハ大正八九年シヘリヤニ出征シ第二航空隊ノ自動車分隊長トシテ死体ノ
運搬ヲ為シタル経験ヲ有スル者ナルカNGト其荷物ヲ自動車ニ入レントシタル時其荷物カ
グニヤグニヤトシ直ク人間ノ死体ナリト感シタル為口実ヲ設ケテ運搬ヲ拒絶シテ帰宅シタ
リ其荷物ハ長サ約四尺余幅約二尺余厚サ約一尺五六寸ニシテ丸ミアリ青ミ掛リタル風呂敷
ニ包ミ麻縄ヲ縦ニ一重ト横ニ二ヶ所結イアリ重量ハ十二三貫位アラウト思ヒタリトノ旨ノ
記載

三、原審第一回公判調書（陪審）中証人NZ倭文雄ノ供述トシテ昭和五年十一月二十七日
午前六時頃熱海線□□鉄橋下ヲ通り掛リシ石屋職人SN高次郎カ死体ヲ発見シ所轄大窪村
駐在所ニ届出テ同所ヨリノ報告ニ依リ調査シタル結果該死体ハNG留吉ナルコト判明シタ
リトノ旨ノ記載

四、昭和五年十一月二十七日附予審判事ノ検証調書中同日神奈川県足柄下郡□□村字下□
原□□鉄橋下ニ臨検スルニ死体ハ橋部ヨリ東北ヘ七尺五寸離レタル砂上ニ引上ケ裸体ノ俣
仰臥セシメアリ立会人SN高次郎ハ同日午前六時頃□□堤防上ヲ通りタルトコロ綿ノ如キ
物カ熱海線□□鉄橋下二三間ノ処ニ漂ヒ居ルヲ発見シタルヲ以テ不審ニ思ヒシカ其俣同所
ヲ通り橋下ヲ通抜ケタル時何心ナク河中ヲ見タルニ上リ線ノ下水流中ニ裸体ノ死体様ノモ
ノヲ発見シ堤防ヲ下リ近寄り見タルニ首ヲ切ラレ裸体ニセラレタル男ノ死体カ水面ニ露出
セル石ノ為流下セスニアリタルヨリ同職ナルHN文次郎方ニ行キ其旨ヲ話シ板橋巡查駐在
所ニ其旨届出テタリト供述シタリトノ旨ノ記載

ヲ綜合シテ之ヲ認定ス
尚被告人ハ昭和六年十二月三日横浜地方裁判所ニ於テ殺人罪ニ因リ無期懲役ニ処セラレ該
判決ニ対シ上告ノ申立ヲ為シタルモ昭和七年六月九日大審院ニ於テ上告棄却ノ判決アリ右
殺人罪ニ付テハ既ニ確定裁判ヲ経タルモノニシテ該事實ハ被告人ノ当公廷ニ於ケル其旨ノ
供述ニ因リ之ヲ認ム

法律ニ照スニ被告人ノ判示死体遺棄ノ所為ハ刑法第九十条ニ該当スルトコロ右ハ同法第
四十五条後段ニ依リ前掲確定裁判ヲ経タル殺人罪ト併合罪ノ關係アルヲ以テ同法第五十条
ニ則リ未タ裁判ヲ経サル本件犯罪ニ付更ニ裁判ヲ為スヘキモノナルニ付右該当法条所定ノ
刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役二年ニ処スヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決シタリ

昭和七年十一月二十五日

東京控訴院刑事第一部

裁判長判事 日下部善夫

判事 中島 民治

判事 榊井 雅生

右臆本也

昭和七年十二月一日

⑬ SN きょう (大審院殺人上告事件昭和七年二月二十五日判決)

昭和七年(初)第五一四号

判決書

本籍 東京市日本橋区〇〇町〇丁目〇番地

住居 〇 〇

無職

SN きょう

明治二十四年四月〇〇日生

右殺人被告事件ニ付昭和六年十二月三日横浜地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

弁護人染谷徳平上告趣意書第一点ハ本件ノ事案ニハ直接ニ其ノ犯罪構成事実ヲ証明スヘキ資料即チ直接証拠ノ存在セサルモノナレハ其ノ犯罪構成事実ヲ認ムルコトヲ得ルヤ否ヤノ問題ハ其ノ犯罪事実ヲ推定ス可キ事実ヲ証明スルノ資料即チ間接証拠ノ証明スル事実ヨリ実験法則ニ従ヒ自由心証ニ依リ之ヲ推定シテ認ムルコトヲ得ルヤ否ヤニ係ルモノナリ而シテ其ノ所謂間接証拠ノ証明スル事実ヨリ推定シテ之ヲ認ムルニ当リテハ自由心証ニ依ル可

キモノナルコト勿論ナルモ苟モ法律上ニ規定セル制限ニ反スルコトヲ得サルノミナラス実験法則ニ従フコトヲ要シ之ニ違反シテ推定ヲ為ス可キモノニアラサルコトハ自由心証其ノ物力敢テ随意ニ任スノ意ニ非スシテ思慮アリ経験アル人トシテ眞実ノ認定ニ供スル一般ノ法則特ニ実験法則ニ依リ客觀的原因ニ基キタル確信ヲ指セルモノナルニ徴シテ明白ナリトス故ニ原審裁判長ハ之カ説示ヲ為スニ当リ問題ト為ルヘキ事実ハ問題ト為ルヘキ事実トシテ説示セサル可ラス而シテ之カ証拠ノ要領ヲ説示スルニ当リテハ第一ニ当該証拠其ノモノカ果シテ適法ニ蒐集セラレタルモノナリヤ否ヤ第二ニ其ノ性質上証拠ト為シ得可キモノナルヤ否ヤ第三ニ其ノ証拠ヨリ一定ノ事実ヲ認識スルノ推度ハ実験法則ニ違反スルコトナキヤ否ヤ換言スレハ実験法則上認容セラルル認識ノ定則タル推定ニ存スル無限ノ暗闇ヲ解決シ得タル結果ノ推定ニ依ル可キモノナル趣旨ヲ説示シ陪審員ヲシテ上記ノ諸点ニ違反スルコトナキヲ期セサル可ラス然ルニ原審裁判長ハ事茲ニ出テス問題ト為ルヘキ事実ヲ問題ト為ルヘキ事実トシテ説示セス却テ証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ関スル意見ヲ疑問反語其ノ他ノ形式ヲ以テ表示シタリト史料ス可キ説示ヲ為シ特ニ弁護人ヨリ其ノ弁論ニ於テ推定ニハ無限ノ暗闇ノ存スルモノナルコトヲ論シ自由心証ナルモノモ亦実験法則ニ違反シタル推理ヲ認容スルモノニ非スト論シ而シテ推定ニ無限ノ暗闇ノ存スルコトハ認識ノ世界ニ於ケル定則ニシテ実験法則ナルコト従テ此ノ実験法則ニ従フニ非サレハ証拠判断ヲ為スコトヲ得サルモノナルコトヲ論シタルニ対シ其ノ説示ヲ結フニ当リ「被告人カ夫留吉ノ頸ヲ絞メ剃刀ヲ斬ツタノヲ見タト云フ様ナ直接ノ証拠ハナイノテスカ法律カ斯ル直接ノ証拠ノミニ依テ認定スルコトハ之ヲ要求シテ居リマセヌ」ト説示シ其ノ反面ニ於テ被告人カ夫留吉ノ頸ヲ絞メ剃刀ヲ斬ツタモノテアルト云フ罪責ノ有無ニ関スル事実及証拠ノ信否ニ関シテ意見

ヲ表示シタル違法アルノミナラス「間接証拠ニヨリテモ亦諸君カ自由ニ之ヲ認定スルコトヲ得ルノテアリマシテ弁護人ハ推定ハ当ラヌカラ直接証拠カナイ以上間接証拠ハ証拠トナラヌ様ニ述ヘラレマシタカ左様ナ事ハナイ」ト説示シ弁護人ノ意見ヲ反駁シテ陪審員ニ説示シタルカ如キ弁護人ノ論旨ヲ誤解シタルモノナルノミナラス其ノ間接証拠ノ説示ヲ為スニ当リテモ苟モ法律上規定セル制限ニ反セサル限りノ除外ヲ付セス且其ノ推定カ実験法則ニ従フコトヲ要スルコト換言スレハ推定ニ存スル無限ノ暗闇ヲ解決シ得タル結果ノ推定ナルコトヲ要スルヤ否ヤノ諸点ヲ顧ミルコトナク漫然上記ノ如ク説示ヲ為シタルハ結局法律上証拠ト為スコトヲ得サルモノヲ証拠トシテ説示シタルノ違法アルノミナラス又法律ニ違反シテ説示ヲ為シタルノ違法アルモノト言ハサル可ラス而シテソノ説示セル所ハ公判調書記載ノ如ク単ニ「本件事案ノ法律上ノ論点問題ト為リ居ル事實並証拠關係ノ要領ニ付説示」シタルニ止マリ陪審法第七十七条ノ要求セル「犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論点及問題ト為ルヘキ事實並証拠ノ要領ニ付説示」ヲ為ササルモノニシテ結局法律ニ違反シテ説示ヲ為シタルノ違法アルモノト言ハサル可ラス猶同裁判長カ其ノ説示ニ当リ「最早私ヨリ説明ハ必要ナイカモ知レマセヌカ」ト説示シタルカ如キ陪審法カ之ヲ必要トシテ裁判長ニ要求シ居レル事實ヲ知りナカラ果シテ如何ナル目的ヲ以テ斯ル説示ヲ為スニ至リタルモノナルカ固ヨリ陪審員ヲシテ説示ヲ要スル迄モナク其ノ主問ノ判断ヲ為サシメントスル意見ヲ表白セントスル趣旨ニ非サル可キモ陪審員ヲシテ証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ関スル判断推理ヲ輕視セシメ自由心証ノ本義ヲ誤解セシムルノ虞アルモノニシテ又証拠ノ信否罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示シ法律ニ違反シテ説示ヲ為シタルノ違法アルモノト言ハサル可ラスト云フニアレトモ記録ニ徴スルニ弁護人ハ被告人カ夫ヲ殺シタト云フ直接ノ証拠ハ一ツトシテナイ

コトハ争ナイ証拠ナクシテ認定シ裁判スルコトハ出来ナイ間接証拠ニヨリ推定スルコトハ許サナイ推定ニハ如何ナル危険カ伴ヒ之ニヨリ罪ヲ断スルコト極メテ危険ナル旨云々」ノ弁論シタル為原審裁判長ハ説示ヲ為スニ当リ「被告人カ夫留吉ノ頸ヲ絞メ剃刀ヲ斬ツタノヲ見タト云フ様ナ直接ノ証拠ハナイノテスカ法律カ斯ル直接ノ証拠ノミニ依リテ認定スルコトハ之ハ要求シテ居リマセヌ間接証拠ニヨリテモ亦諸君カ自由ニ之ヲ認定スルコトヲ得ルモノテアリマシテ弁護人ハ推定ハ当ラヌカラ直接証拠カナイ以上間接証拠ハ証拠トナラヌ様ニ述ヘラレマシタカ左様ナコトハナク何レカ真実ナリヤハ是迄公判廷ニ於テ顕ハレマシタ一切ノ証拠ニ付テ自由ニ其ノ真否ヲ判断セラレ之ヲ材料トシテ諸君ノ経験智識ニヨリ公明適切ナル事實ノ判断ヲ為サレンコトヲ希望致シマスト説示シ以テ間接証拠ニ関スルコトニモ言及シタルモノニシテ極メテ必要ナルコトニ属ス蓋シ証拠ハ其ノ直接ナルト間接ナルトヲ問ハス真実ニ適合スルモノハ之ヲ採ルヘク其ノ真実ニ適合スルヤ否ヤハ陪審ノ判断ニ委ネラレタルモノニシテ原審裁判長ノ説示ノ趣旨亦之ニ外ナラサレハナリ故ニ之ニ対スル批難ハ当ラス又原審裁判長カ説示ヲ為スニ当リ「陪審員諸君ハ四日間ニ亘リ熱心ニ本件取調ニ関与セラレ且今朝来検事及弁護人ヨリ各其ノ論旨ニ付詳細ニ陳述カアリマシタノテ事件ノ大要ハ御判リニナツタ事ト思ヒマス最早私ヨリノ説明ハ必要テナイカモ知レマセヌカ法律ノ命スル処ニヨリ茲ニ本件事案ノ法律上ノ論点問題トナリタル事實並証拠關係ノ要領ニ付説明ヲシ諸君ノ評議ノ参考ニ供シタイト思フノテアリマス」ト述ヘタルモノニシテ「最早私ヨリノ説明ハ必要テナイカモ知レマセヌカ」トノ語ノ如キハ何等弊害ナキ修辭上ノコトニ属シ毫モ陪審法ノ規定ニ抵触スルモノニ非ス尚記録ニ徴スルニ原審裁判長ノ説示ハ犯罪ノ構成ニ関シ必要ナル法律上ノ論点及犯罪ノ構成ニ関シテ問題トナルヘキ事實

並証拠ノ要領ヲ解明シタルモノニシテ証拠ノ信否罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示シタル事跡アルコトナシ論旨理由ナシ

同第二点ハ加之本件ニ於テ被告人ハ「自分カ自動車ニテ荷物ヲ運搬セントシタルハ二十五六歳ノ中肉中背ノ男ニ依頼セラレタルカ為ニシテ該荷物カ夫留吉ノ死体タルコトハ全ク知ラサリシ」旨ヲ供述シ弁明セルモノナリ故ニ被告人ノ弁明スルカ如キ事案ナリトスレハ夫留吉ノ死体タルコトハ知ラサリシモノナレハ運搬セントシタル事案アリトスルモノヨリ直ニ殺人ノ犯罪事案ヲ推定スルコトヲ得サル可ク又斯ノ如キ事案ナシトスレハ之ト反対ノ事案ヲ推定スルニ至ル可キモノナレハ果シテ被告人ノ弁明スルカ如キ事案ノ有リタルモノナリヤ否ヤノ問題ハ本件ニ於テ最モ重要ナル問題ト為ルヘキ事案ナレハ之ヲ問題トシテ陪審員ニ説示シ之ニ対スル適當ノ判断ヲ求メサル可ラサルモノナリ然ルニ原審裁判長ハ之ヲ問題ト為ル可キ事案トシテ陪審員ニ説示セサルノミナラス「何人カ何処テ留吉ヲ殺シタルカ力主要ノ争点ナリ」ト説示シタルノミニテ其ノ認定ニ付被告人ノ前記弁明ノ事案ノ有無ニ関スル事案ヲ問題トシテ判断ス可キモノナルコトヲ説示セス単ニ証人NZ倭文雄ST竹次郎及被告人ノ供述トニ付「以上ノ証言（前記NZ、ST）ト被告人ノ供述ノ一部トカ信用シ得ルモノトスレハ被告人ハ右日時ニ夫留吉ノ死体ヲ自宅附近ヨリ何レカヘ運出サント試ミタル事案ハ之ヲ認メ得ルノテハナイカト思ハレマス」ト説示シタルハ疑問ノ形式ヲ以テ証拠ノ信否罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示シタルモノナルノミナラス其ノ意見ニ依リ被告人ノ供述ノ他ノ一部即チ被告人ノ前記弁明事案ニ相当スル部分ハ自ラ信用シ得サルコトニ帰シ判断ヨリ除却セラレタルト同一ト為リ原審裁判長ノ説示シタル一部ノミカ信用シ得ラルルコトニ帰着スル結果被告人ノ弁明事案ハ陪審員ノ判断ニ供セラレス前記ノ裁判長ノ説示

ニ依リテ巧ニ葬リ去ラレタルモノナリ特ニ前記証拠ニ依リテハ未タ以テ被告人カ夫留吉ノ死体タルコトヲ知リタル事案ヲ認ムルニ足ラサルモノナリ然ルニ原審裁判長ハ更ニ進ミテ「世間女ノ身テ一回モ面識モナイ者ニ黄昏時荷物ヲ自動車ニテ小田原カラ国府津迄運ヒ呉レト頼マレ而モ夫ノ不在中之ヲ承諾シ家ヲ空ケテ出掛ケル者カアルテシヨカ」又「被告人ハ自動車ニ右荷物ノ運搬ヲ断ラレタ時其ノ運搬ヲ頼ミタル者カ再ヒ暗カリカラ出テ来テ此ノ事ヲ人ニハ云フナ云ヘハ命カナイト云ヒタリト供述シ乍ラ之ヲ警察ニモ届出テス其ノ俣一人テ其ノ夜ハ寝タリト云フノテアリマスカ普通ノ女トシテハ斯ノ如キコトカアリ得ルテシヨカ」ト説示シタルカ如キ何レモ疑問ノ形式ヲ採リタルモ其ノ実反語ニシテ証拠ノ信否罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ最モ有力ニ表示シタルモノト思料セラルルノミナラス其ノ意見ノ内容ハ実験法則ノ認容シ得サルモノアリト信スルモノナリ而シテ更ニ進ミテ被告人ノ供述及予審判事ノ検証調書ヲ挙ケ「此等ノ証拠カ何レモ真実ナリトセハ留吉ノ死体ハ被告人ノ当時ノ居宅附近ヨリ顕ハレ漸次離レテ遂ニ□□鉄橋下ニ至レル事案ヲ認メル事モ出来ルノテハナイカト思ヒマス」ト説示シタルハ又疑問ノ形式ヲ以テ証拠ノ信否罪責ノ有無ニ付意見ヲ表示シ前段ノ意見ト相待テ再ヒ之ヲ確認シタルモノト思料セラルルモノナリ其ノ他押収ノ四布蒲団ノ綿ニ付テモ紺政印ノ風呂敷（押収第二十六号）ニ付テモ又布片（証第三十二号）ニ付テモ何レモ被告人ノ弁明ノ全部ヲ問題トセス紺政印ノ風呂敷ニ付テハ被告人ハ（一）蒲団ヲ包ンテ来タ風呂敷ハ□橋カラ□字町ニ引越シマシタ時ニ破レタカラ捨テマシタ（二）其ノ時ノモノトハ色カ薄イト弁明シ弁護人ヨリハ（一）此ノ風呂敷ハ被告人ノ拘禁後昭和五年十二月二日ニ天神下ノコミ箱ニテSM文一カ拾ヒ取りタルモノナルコト（二）其ノ日ニハ蒲団ヲ包ンテ送ツタ留吉ノ姉SB志うト妹婿ノTH助衛カ小田原ニ来テ居リ同日警察署ニ

出頭シ居リタルコト(三)其ノ風呂敷ハT H助衛力下職ノ工場ヨリ年々貰受クルモノニテ数枚アルヘキコト其ノ年ニ從ヒ色モ多少濃淡アル可クKM千次郎モ其ノ色力褪セテ居ルト供述シ居ルコト(四)SM文一ハ洗濯セスト供述シ居ルコトニ徴シ当初蒲団ヲ包ミ送り來レル風呂敷トハ異ナレルモノト認ムル旨ノ意見ヲ述ヘアルモノナリ又布片(証第三十二号)ニ付テモ被告人ハ四布蒲団モナク從テ襟モナキコト其ノ血ナルヤ否ヤモ判ラヌト弁明シ弁護人ヨリハ(一)一年モ使用シタル四布蒲団ノ襟トハ受取レヌコト余リニ汚レナキコト織目ノ糸ノ心カ新シイコト(二)T H助衛ヨリ提出セル半幅ノ布片ノ他ノ半幅ノ洗濯シタルモノニアラサルヤヲ疑フ程新シク見ユルコトヲ指摘シ意見ヲ述ヘアルモノナリ然ルニ原審裁判長ハ単ニ此等ノ証言ヲ信用スルコトカ出來ルナラハ押収ノ第一号ノ四布蒲団ノ綿ハ留吉ノ姉妹ヨリ留吉ニ送リタルモノニシテ留吉ノ死体ハ被告人方ニ在リシ其ノ四布蒲団ノ皮及襟ヲ剥キ其ノ綿ニテ之ヲ包ミ其ノ上ヲ更ニ紺政印ノ風呂敷ニ包ンテ荷物トナシ自動車ニテ他ニ運搬セントシテ遂ケサリシタメ□□鉄橋下ニ施置シタルモノノ様ニモ考ヘラレヌ又訊テモナイノテスト説示シタルハ証拠ノ信否罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示シタルモノト云フ可ク且ツ上記ノ証拠ニ依リテハ之ヲ認定シ得サルモノアリト信スルモノナリ其ノ他「浴衣」ニ対シテモ「此ノ事件ニハ被告人カ重要ナル關係ヲ持テ居ルコトカ領ケルテハナイタローカ」ト説示シタルカ如キ又「墓口」ニ対シテモ「被害者ノ持ツテ居タモノテ被告人カ二ツモ持ツテ居ル事ニナリソレ自体ヨリシテ何カ疑ハシクハナイカ」ト説示シタルカ如キ何レモ疑問ノ形式ヲ以テ証拠ノ信否罪責ノ有無ニ付意見ヲ表示シタルモノト認メサルヲ得サルノミナラス其ノ内容モ実験法則ニ違反セルモノアリト信ス要之上記説示ノ全体ヲ通シテ之ヲ案スレハ証拠ノ信否罪責ノ有無ニ付之ヲ予斷シ明示又ハ黙示ヲ以テ其ノ意見ヲ表示シタルノ事實自ラ歴

然トシテ掩フ可ラサルモノアリト思料スト云フニアレトモ裁判長ハ説示ヲ為スニ当リテハ此ノ証拠ヲ信スレハ此ノ事實ヲ認メ得ヘク此ノ証拠ヲ信セサレハ此ノ事實ヲ認メ難シト云フカ如ク証拠ノ信否其ノモノニ触レスシテ証拠關係ヲ解明スルハ違法ニ非サルノミナラス寧ろ陪審法第七十七条ノ法意ニ適合スルモノトス記録ニ徴スルニ原審裁判長ハ陪審ニ対シ公訴事實ヲ説明シ夫ニ対スル被告人ノ陳述ノ要領ヲ解示シ次テ殺人罪ノ構成ニ関スル法律上ノ説明ヲ為シ次テ証拠關係ニ及ヒタルモノニシテ記録第一八二五丁以下ニ徴セハ裁判長ハ所論被告人ハ自動車ニテ荷物ヲ運搬セムトシタルハ三十五六歳ノ中肉中背ノ男ニ依賴セラレタルカ為ニシテ該荷物カ夫留吉ノ屍体タルコトハ全ク知ラサリシ趣旨ノ供述ヲ為ス旨説示セルコト明白ナルノミナラス所論証人N Z倭文雄S T竹次郎ノ証言ト被告人ノ供述ノ一部トカ信用シ得ルモノトスレハ云々其ノ他「世間女ノ身ヲ以テ云々」又「被告人ハ自動車ニ右荷物ノ運搬ヲ断ラレタ時云々」尚此等ノ証拠カ何レモ眞実ナリトセハ留吉ノ屍体ハ云々」其ノ他押収ノ四布蒲団ノ綿紺政印ノ風呂敷布片浴衣墓口ニ關スル説示ノ如キモ要スルニ証拠ノ信否其ノモノニ触レスシテ証拠關係ヲ解明シタルモノニ外ナラサルハ勿論毫モ罪責ノ有無ニ付意見ヲ表示シタル事跡アルコトナク又該証拠關係ノ解明ノ内容カ実験法則ニ違背シタル違法アルモノト認ムルヲ得ス論旨理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事岩松玄十関与

昭和七年六月九日

大審院第二刑事部

裁判長判事 横村米太郎

判事 中尾 芳助
判事 尾佐竹 猛
判事 織田 嘉七
判事 稲田 競

右膳本也

昭和七年六月十日

大審院第二刑事部

裁判所書記 鈴木喜一郎 印

(注) ⑦事件の上告審判決は、『大審院刑事判例集』第一卷第一〇号七八四頁および『法律新聞』第三四三〇号・昭和七年七月一日にも収録されている。

⑩ ○H徳太郎 (横浜地方裁判所非現住建造物放火被告事件昭和七年一月二八日判決)

判決

本籍並
住居

神奈川県足柄下郡□□町□□丁目□□□□番地

屋根職

○H徳太郎

明治二十九年十月□日生

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事中野並助関与ノ上審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ハ無罪

理 由

本件公訴事実ノ要旨ハ

被告人ハ神奈川県足柄上郡□□村□□字□峰□□百□□番地GH山TS院境内ナル同院所有ノ金毘羅堂(間口一間三尺奥行一間二尺ノ向拝間口三間三尺奥行二間ナル拝殿間口二間三尺奥行三間四尺五寸ナル読経所及間口三間奥行二間五尺ノ本堂ヨリ成ル板葺ノ建造物)屋根葺換工事ヲ同院住職MD慧尹ヨリ請負タルトコロ右建物ヲ焼燬シテ保険金ヲ不正ニ領得センコトヲ企テ右建物ニ対シ昭和五年十二月二十日TYD火災保険株式会社ト保険金額三万円ノ火災保険契約ヲ締結シタル上同月二十五日午後九時頃ヨリ同十二時頃迄ノ間ニ右堂内読経所床下ニ枯杉葉ヲ差置キ所持ノ燐寸ヲ以テ点火シテ放火シ因テ右金毘羅堂ヲ焼燬スルニ至ラシメタルモノナリト謂フニ在レトモ

当裁判所ハ右犯罪構成事実ハ之ヲ認メストノ陪審ノ答申ヲ採択シ陪審法第九十七条刑事訴訟法第三百六十二条ニ拠リ主文ノ如ク判決ス

昭和七年一月二十八日

横浜地方裁判所第一刑事部

裁判長判事 清水 正一 印

判事 富岡 孝助 印

判事 河内 雄三 印

②〇H徳太郎（横浜地方裁判所私文書偽造登記簿原本不実記載行使詐欺被告事件昭和七年二月二七日判決）

判決

本籍並
住居 神奈川県足柄下郡□□町□□丁目□□□□番地
屋根職

〇H 徳太郎

明治二十九年十月□日生

右ノ者ニ対スル私文書偽造登記簿原本不実記載行使詐欺被告事件ニ付当裁判所ハ檢事伊藤徳藏関与ノ上審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役一年ニ処ス

押収ニ係ル木製印願一個（昭和六年地押第三号ノ七）

並根抵当権取得登記申請書一通（全号ノ二八）所有

権取得登記申請書一通（全号ノ二九）中各偽造部分

及委任状一通（全号ノ二九）ハ孰レモ之ヲ没収ス

訴訟費用中証人TK弟正全UD孝雄全NB建全HD

徳三ニ各支給シタル分ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ祖父瀧三郎カ曾テS I柳三郎ヨリ全人所有ノ神奈川県足柄下郡□□町□□丁目□□番地畑一反一畝八歩及全町□字□丁目□百□□番地畑二畝五歩外畦畔四歩ノ

二筆ノ差配ヲ託サレタルコトアルヲ奇貨トシ右S Iノ文書ヲ偽造行使シテ該土地ヲ擅ニ担保ニ入レ他ヨリ金円ヲ騙取センコトヲ企テ犯意継続シテ

(一)昭和四年三月十九日□□町所在ノ株式会社I Z銀行小田原支店ニ於テ全銀行ニ対シ右土地ヲ抵当ニ差入レ金円ヲ借受クルニ付所有者タル前示S Iノ承諾アル旨申欺キ之ヲ担保ニ金員ノ貸与方ヲ申込ミ其ノ承諾ヲ得ルヤ全日小田原区裁判所構内ニ於テS Iノ替玉トシテBD彦六ヲS I本人ナリト名乗ラシメ行使ノ目的ヲ以テ情ヲ知ラサル代書人ヲシテ登記義務者S I柳三郎ト冒書セシメ其ノ名下ニS Iト刻シアル角形偽造印（昭和六年地押第三号ノ七）ヲ押捺セシメ以テ債権金二千円担保ノ為右土地ニ対スル根抵当権ヲI Z銀行力取得スル旨ノ登記申請書一通（全号ノ二八）ノ偽造ヲ完成シ即時全所ニ於テ該申請書ヲ右区裁判所係員ニ提出行使シテ登記簿ノ原本ニ其ノ旨不実ノ記載ヲ為サシメタル上即時之ヲ全所ニ備付ケシメテ行使シ即日I Z銀行小田原支店ニ赴キ全銀行ヨリ貸借名義ノ下ニ金二千円ヲ受取リテ騙取シ

(二)全年七月二十一日頃肩書居宅ニ於テ行使ノ目的ヲ以テ擅ニS I名義ノ前記二筆ノ土地ニ付所有権移転登記申請ヲ為ス一切ノ権ヲ被告人ノ母タルOHユキニ委任スル旨ノ委任状一通（全号ノ二九）ヲ作成シS I名下ニ前示偽造印ヲ押捺シ以テ偽造ヲ完成シタル上全日神奈川県足柄下郡□□町□□丁目□百□□番地KT照吉方ニ於テNB建ニ対シ前示二筆ノ土地ヲ売渡担保トシテ金員ヲ借用スルニ付其ノ所有者タルS Iノ承諾アルノミナラス之カ登記申請ニ関スル全人ノ委任状ヲモ所持スル旨欺罔シテ金円ノ貸与方ヲ申入レ全人ニ於テ之カ承諾ヲ為スヤ翌二十二日右OHユキ等ト共ニ小田原区裁判所ニ到リ全所ニ於テ行使ノ目的ヲ以テ情ヲ知ラサル代書人ヲシテ売主トシテS I柳三郎代理人OHユキト記載セシ

メ以テ右土地所有権ヲNB建力取得スル旨ノ登記申請書一通ヲ作成セシメテ右SIノ代理名義ヲ冒用シタル文書一通(全号ノ二九)ヲ偽造シ即時前示偽造ニ係ル委任状一通ト共ニ右区裁判所係員ニ一括提出シテ之ヲ行使シ以テ登記簿ノ原本ニ其ノ旨不実ノ記載ヲ為サシメ即時全所ニ備付ケシメテ之ヲ行使シ即日全所ニ於テNB建ヨリ貸借名義ノ下ニ金三千五百円ヲ受取りテ騙取シタルモノナリ

証拠ヲ按スルニ判示事実中犯意継続ノ点ヲ除ク其ノ余ノ事実ハ

一、被告人ノ当公廷ニ於ケル判示二筆ノ畑地ハ判示SIノ所有ナリシトコロ知人ナルOT君藏ハ自分ニ頻リニ右土地ヲ担保ニ金貸セヨト徳憑シタルモ自分ハSIニ於テ承諾セサルコトヲ熟知シ居リタルヨリ之ヲ拒絶シタリ然ルニOTハ種々無理ナルコトヲ申スヨリ自分モ止ムナク右SIノ印頼(昭和六年地押第三号ノ七)ヲ偽造シ右二筆ノ土地ヲ擅ニ担保ニ差入レ判示銀行ヨリ金借スルコトトナリ昭和四年三月十九日小田原区裁判所ニ於テ判示BDヲSIト名乗ラシメテ抵当権設定登記手續ヲ完了シ即日全銀行小田原支店ニ於テ金二千円ヲ受領シテ騙取シ更ニ全年七月二十二日自宅ニ於テ前示偽印ヲ使用シテSIカ判示二筆ノ土地ノ売却方ヲ自分ノ母OHユキニ委任スル旨ノ書面一通ヲ作成シ該土地ヲ売渡担保トシ金借スルコトトナリ右土地所有権ヲ貸主タル判示NBニ移転スル旨小田原区裁判所ニ登記手續ヲ為シ全人ヨリ金三千五百円ヲ騙取シタル旨ノ供述ト

一、証人SI柳三郎ニ対スル予審訊問調書中全人ノ供述トシテ自分ハ明治四十三年十一月十日判示二筆ノ土地所有権ヲ相続ニ依リ取得シタルモノナルカ余程以前ヨリ被告人ノ祖父瀧三郎ニ一切ノ差配ヲ依頼シ置キタリ右瀧三郎死亡後ハ被告人ノ父次郎吉ニ差配ヲ託シ居リタルカ全人死亡後ハ被告人ニハ委任セス其ノ俣放置シ居リタリ而シテ自分ハ被告人カ判

示畑地二筆ヲ処分スルコトニ関シ承諾ヲ与ヘタルカ如キコトハ無キ旨ノ記載ト

一、証人OT君藏ニ対スル予審訊問調書中全人ノ供述トシテ自分ハ昭和四年三月頃被告人カIZ銀行ヨリ金借スル際全人ヨリ依頼セラレSI柳三郎ノ替玉トシテMN林太郎ヲ周旋シ遣リタルカ全人ハ更ニ判示BDヲ替玉トシテ右銀行ヨリ金二千円ヲ借受ケタル旨ノ記載ト

一、証人MN林太郎ニ対スル予審訊問調書中全人ノ供述トシテ自分ハ昭和四年三月頃OT君藏ヨリ判示SIノ替玉トナルヘキ人ヲ周旋シ呉レタキ旨依頼セラレタルコトアルカ全月十九日右OT及被告人来訪シ判示BDヲSIノ身代リトシテ登記所ニ連行シタル旨ノ記載ト

一、証人NB建ニ対スル予審訊問調書中全人ノ供述トシテ自分ハ判示日時判示二筆ノ土地ヲ担保ニ金三千五百円ヲ被告人ニ貸与シタリ而シテ右二筆ノ土地ハ判示SI柳三郎所有ノモノナリシカ被告人ハ全人ヨリ委任状ヲ受ケ居ルノミナラス全人ノ印鑑ヲ所持スル旨主張シ且周旋人等モ亦間違ナキ旨申シ被告人及其ノ母ハIZ銀行ヨリモ右二筆ノ土地ヲ担保ニ金二千円ヲ借用シタルモ其ノ際ハSI本人カ参リ登記手續ヲ了シタル旨主張スルヨリ自分ハ其ノ言ヲ全ク信用シテ貸与シタル旨ノ記載ト

一、押収ニ係ル根抵当権取得登記申請書一通(昭和六年地押第三号ノ二八)所有権取得登記申請書一通(全号ノ二九)及委任状一通(全上)並SIト刻シアル木製印頼一個(全号ノ七)ノ各現存スルト

ヲ綜合シテ之ヲ認め得ヘク犯意継続ノ点ハ判示短期間ニ判示ノ如キ全種行為ヲ反覆累行シタル事跡ニ徴シ明白ナルヲ以テ判示事実ハ其ノ犯罪ノ証明十分ナリトス

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為中正証書原本不実記載ノ点ハ刑法第五百七条第一項ニ其ノ行使ノ点ハ全法第五百八条第一項第五百七条第一項ニ抵当權取得登記申請書一通委任状一通所有權取得登記申請書一通ノ各偽造ノ点ハ孰レモ全法第五百九条第一項ニ其ノ行使ノ点ハ全法第六十一条第一項第五百九条第一項ニ詐欺ノ点ハ全法第二百四十六条第一項ニ各該当スルトコロ以上ノ各所為ハ孰レモ夫々連続犯ナルヲ以テ夫々全法第五十五条ヲ適用シ而シテ右委任状一通及所有權取得登記申請書一通ノ一括行使ハ一個ノ行為ニシテ數個ノ罪名ニ触ルルヲ以テ全法第五十四条第一項前段第十条ニ則リ重キ偽造所有權取得登記申請書行使罪ノ刑ニ從フヘク右私文書偽造全行使及公正証書原本不実記載全行使ト詐欺トノ間ニハ順次手段結果ノ關係アルヲ以テ全法第五十四条第一項後段第十条ニ扨リ結局最モ重キ詐欺罪ノ刑ニ從ヒ其ノ所定期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役一年ニ処シ押収ニ係ル木製印願一個ハ本件偽造罪ノ供用物抵当權取得登記申請書及所有權取得登記申請書各一通中偽造部分並委任状一通ハ判示偽造行為ヨリ生シタル物ニシテ孰レモ犯人以外ノ者ニ属セサルヲ以テ全法第十九条ニ則リ之ヲ没収シ訴訟費用ニ付テハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ヲ適用シ主文特記ノ分ニ限り被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

被告人カ昭和五年四月二十三日判示二筆ノ土地ノ内畑一反一畝八歩ヲ神奈川県足柄下郡□□町□玉□丁目□百□□番地UD孝雄方ニ於テ全人ニ対シ恰モ自己所有ノ土地ノ如ク申欺キ全人ヨリ売買ニヨル代金名義ノ下ニ金四千元ヲ騙取シ更ニ全日右残余ノ畑二畝五分外畦畔四分ノ一筆ノ土地ヲ全町□玉□丁目百□□番地NB建方ニ於テ全人ニ対シ恰モ母ユキ所有ノ如ク申欺キ右土地売買ニヨル代金名義ノ下ニ金五百五十元ヲ騙取シタリトノ公訴事實ハ其ノ証明ナキニ依リ被告人ハ右事實ニ付無罪タルヘキモ判示詐欺ノ所為ト連続犯ノ

關係ニ於テ起訴セラレタルモノナルヲ以テ特ニ主文ニ於テ之カ言渡ヲ為サス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和七年二月二十七日

横浜地方裁判所第一刑事部

裁判長判事	清水 正一 印
判事	富岡 孝助 印
判事	河内 雄三 印

㊦ TH 忠次 (横浜地方裁判所放火被告事件昭和七年二月二十六日判決)

判決

本籍 東京府北多摩郡□村□□□□□番地
住居 神奈川県橋樹郡□町□□□□□番地
OS 忠次郎事 OS 虎之助方

下駄製造職

TH 忠次

明治二十二年五月□日生

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ檢事酒卷衡関与ノ上審理ヲ遂ケ事實ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ハ無罪

理由

本件公訴事実ハ

被告人ハ七年前妻サクカ死亡セシヨリ肩書〇S虎之助方ニ同居シ下駄製造ヲ為シ四人ノ子女ヲ養育シ来リシモ昭和五年頃ヨリ一般不況ノ為メ生活ニ窮シ四人ノ子女ニ充分ナル食事ヲ与フルコト困難ナリシヨリ予テ〇〇部落ニ於テハ出火アル時其隣家ノ住民ニ対シ同部落ノ有志カ多量ノ握飯ヲ贈与スル慣習アルコトヲ熟知シ居リタル結果浅慮ニモ人ノ現住セル隣家ニ放火シ因テ部落民ヨリ握飯ノ贈与ヲ受ケ子女ニ充分ナル食事ヲ得セシメント欲シ犯意継続シテ

第一、昭和五年十一月十二日午前一時四十分頃自宅ノ南隣二位スル〇〇町〇戸〇百〇〇番地所在〇S銀次郎外数名ノ住居ニ使用セル家屋一棟（木造草葺平家建間口七間半奥行三間半）ヲ焼燬スル目的ヲ以テ右住家ノ北側ナル草葺ノ付庇ニ隣寸ヲ用ヒテ放火シ因テ該住家ヲ焼燬シ

第二、同年十二月十四日午前一時二十分頃自宅南西隣二位スル前同町〇戸〇百〇〇番地所在MS彌太郎外数名ノ住居ニ使用セル家屋（木造草葺平家建間口十二間半奥行五間半）ヲ焼燬スル目的ヲ以テ右住家ノ北側ナル瓦葺ノ付庇ニ自宅東隣ノTI勘藏方ヨリ持チ来リタル木製梯子ヲ立テ掛ケ右付庇上ニ登リ携ヘ行キタル藁束一把ヲ右付庇ト上屋草葺屋根トノ間ニ差置キ之ニ隣寸ヲ用ヒテ放火シ延テ右上屋草葺屋根ニ燃ヘ移ラシメ因テ該住家一棟及之ニ附属スル物置二棟ヲ焼燬シタルモノナリ

ト謂フニ在レトモ当裁判所ハ右犯罪ノ構成事実ハ之ヲ認メサル旨ノ陪審ノ答申ヲ採択シ陪審法第九十七条刑事訴訟法第三百六十二条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

昭和七年二月二十六日

横浜地方裁判所第一刑事部

裁判長判事 宇野要三郎 印

判事 富岡 孝助 印

判事 河内 雄三 印

㉒ IH 厚守 (横浜地方裁判所殺人未遂被告事件昭和七年三月二十五日判決)

判決

本籍 沖縄県那覇市〇〇町〇丁目〇〇番地

住居 横浜市中区〇〇町〇丁目〇〇番地

支那蕎麦行商

IH 厚守

明治三十二年二月〇〇日生

右ノ者ニ対スル殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事奥田剛郎関与ノ上審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役二年ニ処ス

但シ未決勾留日数中二百日ヲ右本刑ニ算入ス

押収ニ係ル錠一挺（昭和六年地押第百七十七号ノ一）

ハ之ヲ没収ス

陪審費用ヲ除ク其ノ余ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ昭和四年十二月頃SKシン事SKハルト内縁ノ夫婦關係ヲ結ヒ爾來同棲シ来リタルトコロ昭和五年九月頃ヨリ肩書居宅ニ於テ右ハルトノ姉SKハツト其ノ内縁ノ夫SJ喜一郎ノ兩名ト同居スルニ至リシヨリ兎角家庭内ニ風波絶ヘス殊ニハルカ昭和六年一月長男正一ヲ分娩シタル後ハ被告人ヲ嫌厭スルコト甚シク果ハ離別センコトヲ企ツルニ至リタル為之偏ニ喜一郎等夫婦ノ策動ニ基因スルモノト邪推シ深ク兩人ヲ恨ミ居リタル上喜一郎トハルトノ間ニ情交關係アルモノト思惟シ嫉妬懊惱ノ余リ茲ニ喜一郎ヲ殺害シ日頃ノ鬱憤ヲ霽サンコトヲ決意シ同年六月十日午前九時頃右犯行ニ着手セントスルニ際シ前示ハルニ對シテモ不快ノ念ヲ抱キ居リタル折柄トテ先ツ同女ノ頭部ニ所持ノ鉈（昭和六年地押第百七十七号ノ一）ヲ以テ一撃ヲ加ヘ因テ同人ノ左顳顬部ニ治療約三週日ヲ要スル創傷ヲ負ハシメタル後右兇器ヲ振ツテ喜一郎ノ頭部ニ斬付ケ因テ同人ノ頭蓋骨ニ治療約二、三週日ヲ要スル創傷ヲ負ハシメタルモ格闘中駈ケ付ケタル隣人等ニ取押ヘラレタル為喜一郎ヲ殺害スルニ至ラサリシモノナリ

右犯罪ノ構成事實ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為中喜一郎ニ對スル殺人未遂ノ点ハ刑法第二百三条第百九十九条ニハルニ對スル傷害ノ点ハ同法第二百四条ニ各該當スルヲ以テ各所定刑中孰レモ有期懲役刑ヲ選択シ尚右二所為ハ同法第四十五条前段ノ併合罪ニ係ルヲ以テ同法第四十七条第十條ニ則リ重キ殺人未遂罪ノ刑ニ同法第十四條ノ制限ニ從ヒ法定ノ加重ヲ為シ処斷スヘキトコロ犯情憫諒スヘキモノアルヲ以テ同法第六十六条第七十一条第六十八条第三号ヲ適用

シ其ノ刑ヲ減輕シタル刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役二年ニ処シ同法第二十一条ニ抛リ未決拘留日數中二百日ヲ右本刑ニ算入スヘク押収ニ係ル主文掲記ノ物件ハ本件犯行ノ供用物ニシテ被告人ノ所有ナルヲ以テ同法第十九條ニ則リ之ヲ沒收シ陪審費用ヲ除ク其ノ余ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ抛リ全部被告人ヲシテ之ヲ負担セシムヘキモノトス

被告人カ判示日時頃判示場所ニ於テSJ喜一郎ノ内縁ノ妻SKハツヲ殺害セント欲シ鉈ヲ以テ同女ノ頭部ニ斬付ケタルモ逃走セラレタル為殺害ノ目的ヲ遂ケサリシトノ公訴事實ハ之ヲ認メサル旨ノ陪審ノ答申ヲ採択シタルニ依リ被告人ハ右事實ニ付無罪タルヘキモ判示殺人未遂ノ所為ト連続犯ノ關係ニテ起訴セラレタルモノナルヲ以テ特ニ主文ニ於テ之カ言渡ヲ為サス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和七年三月十五日

横浜地方裁判所第一刑事部

裁判長判事 清水 正一 印

判事 富岡 孝助 印

判事 河内 雄三 印

㊤ KG 重元 (横浜地方裁判所放火被告事件昭和七年五月一九日判決)

判決

本籍 神奈川県足柄下郡□□村□□□□□□□□番地

住居 同県同郡□□町□□丁目□□番地

飲食店営業

K G 重元

明治十九年十二月□□日生

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事酒巻衡関与ノ上審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役五年ニ処ス

但シ未決勾留日数中貳百日ヲ本刑ニ算入ス

陪審費用ヲ除ク其ノ余ノ訴訟費用全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ數年來其ノ所有ニ係ル神奈川県足柄下郡□□村□□□□□□番地所在ノ家屋(木造草葺平家建間口七間奥行四間半余)ヲ実弟K G 政吉ニ居住セシメ自身ハ同県同郡□□町□□丁目□□番地ニ居住シ蕎麦屋ヲ営ミ来リタルモノナルカ多数ノ家族ヲ擁シ不況ノ折柄營業不振ノ為メ負債額四千円余ニ及ヒ返済ノ途ナク日夜焦慮シ居リタルトコロ偶々前記□□村□□野ノ家屋ニ対シT K 海上火災保険株式会社ト金貳千円、右家屋内ニ在ル被告人所有ノ動産ニ対シ右会社ト金壹千円並ニ右家屋内ニ在ルK G 政吉所有ノ動産ニ対シN H 動産火災保険株式会社ト金壹千円ノ各火災保険契約ヲ締結シアルヲ奇貨トシ該家屋ニ放火シテ家屋並ニ動産ヲ焼燬シ保険金ヲ得テ苦境ヲ脱センコトヲ企テ昭和六年七月二十二日午前一時頃右住家ニ近接セル被告人所有ニ係ル物置(木造草葺間口三間奥行二間)ノ板壁上部

ヨリ軒先ニ張出シタル脊樫ト称する板張ノ上ニ所持ノ燐寸ヲ以テ点火セル長サ約一寸ノ蠟燭ヲ立テ其ノ周圍ニ杉ノ枯葉一捆ヲ寄セ掛ケ順次家屋ニ燃移ル様装置シ因テ右住家並ニ物置各一棟ヲ焼燬シタルモノナリ

右犯罪ノ構成事実ハ陪審ノ答申ヲ採択シ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第八條ニ該当スルヲ以テ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其ノ刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役五年ニ処スヘク未決勾留日数中貳百日ハ同法第二十一條ニ則リ右本刑ニ算入スヘク陪審費用ヲ除ク其ノ他ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ニ則リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和七年五月十九日

横浜地方裁判所第一刑事部

裁判長判事

佐藤 修一 印

判事

富岡 孝助 印

判事

河内 雄三 印

②4 AN 民藏 (横浜地方裁判所殺人被告事件昭和七年六月二十五日判決)

判 決

本籍 横浜市中区□□町字□□□□□□番地

住居 神奈川県高座郡□□町□□□□□□千二百七十七番地

無職

明治二十九年八月□□日生

右ノ者ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事正木楯雄関与ノ上審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ左ノ如ク判決ス

主 文

被告人ヲ懲役六年ニ処ス

但シ未決勾留日数中百二十日ヲ右本刑ニ算入ス

陪審費用ヲ除ク其ノ余ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ横浜市中区□□町□□丁目□□番地バーバリーヂヤン事FK銀藏方ニバーテ
ンダートシテ雇ハレ居リタルモ昭和六年十月二十日解雇セラレ爾来失業シ居リタルコロ
生活ニ窮スルニ至リタルヲ以テ競馬場ニ到リ馬券ヲ購入シ利益ヲ得ントシ其ノ資金ヲ調達
スル為メ同年十一月十五日午後六時過頃其ノ妻キヨノ伯母ナル神奈川県高座郡□□町□
□□□□□□□□番地□号AKトラ（慶応三年二月□日生）方ニ到リ同家四畳半ノ間
ニ於テ右トラニ対シ家計ノ窮状ヲ懇ヘ馬券購入ノ資金トシテ金百円ノ借用方ヲ頼入レタル
トコロ直ニ拒絶セラレタルヲ以テ更ニ金五十円ノ借用方ヲ懇請シタルモ之ヲ肯セスシテ其
ノ場ヲ立去ラントシタルヨリ同人ヲ引止メ居ル中トラカ大声ニテ人殺シト呶鳴リタル為メ
之ヲ阻止セントシタルトコロ偶々トラカ日本手拭ヲ後襟ヨリ胸先ニ掛ケ居リタルニ氣付キ
該手拭ニテ同人ノ口ヲ押ヘントシ其ノ背後ヨリ右手拭ノ左端ヲ右手ニ右端ヲ左手ニ握ミ左
右ニ強く引張りタル為メ該手拭ヲ以テ其ノ頸部ヲ圧迫シ因テ同人ヲ窒息死ニ致シタルモノ

ナリ

右犯罪ノ構成事実ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第二百五条第一項ニ該当スルヲ以テ所定期刑範圍内
ニ於テ被告人ヲ懲役六年ニ処スヘク未決勾留日数中百二十日ハ同法第二十一条ニ從ヒ右本
刑ニ算入スヘク陪審費用ヲ除ク其ノ他ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則
リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和七年六月二十五日

横浜地方裁判所第一刑事部

裁判長判事 佐藤 修一 印

判事 富岡 孝助 印

判事 河内 雄三 印

② AN民藏（大審院傷害致死上告事件昭和七年二月二日判決）

昭和七年(レ)第一二五七號

判 決 書

本籍 横浜市中区□□町字□□□□番地

住居 神奈川県高座郡□□町□□□□□□□□番地

無職

明治二十九年八月□□日生

右傷害致死被告事件ニ付昭和七年六月二十五日横浜地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ
事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ對シ被告人並原審弁護人淺野昇ハ上告ヲ為シタリ因
テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

弁權人安齊林八郎上告趣意書原判決認定ノ事実左ノ如シ被告人ハ横浜市中区□□□町□
丁目□□番地バーパリーヂヤン事FK銀藏方ニバーテンダートシテ雇ハレ居リタルモ昭
和六年十月二十日解雇セラレ爾來失業シ居タルトコロ生活ニ窮スルニ至リタルヲ以テ競馬
場ニ至リ馬券ヲ購入シ利益ヲ得ントシ其ノ資金ヲ調達スル為同年十一月十五日午後六時過
頃其ノ妻キヨノ伯母ナル神奈川縣高座郡□□町□□□□□□番地イ号AKト
ラ（慶応三年二月□日生）方ニ到リ同家四畳半ノ間ニ於テ右トラニ對シ家計ノ窮狀ヲ懇へ
馬券購入ノ資金トシテ金百円ノ借用方ヲ頼入レタル処直ニ拒絶セラレタルヲ以テ更ニ金五
十円ノ借用方ヲ懇請シタルモ之ヲ肯セスシテ其ノ場ヲ立去ラントシタルヨリ同人ヲ引止
メ居ル内トラカ大声ニテ人殺シト怒鳴リタル為之ヲ阻止セントシタルトコロ日本手拭ヲ後
襟ヨリ胸先ニ掛ケ居リタルニ氣付キ該手拭ニテ同人ノ口ヲ押ヘントシ其ノ背後ヨリ右手拭
ノ左端ヲ右手ニ右端ヲ左手ニ攪ミ左右ニ強ク引張リタル為該手拭ヲ以テ其ノ頸部ヲ压迫シ
因テ同人ヲ窒息死ニ致シタルモノナリ、一、犯情憫諒スヘキ前記犯罪ニ對シ被告ヲ懲役六
年ニ処シタル原判決ハ刑ノ量定甚タ重キニ失スルモノニシテ刑事訴訟法第四百十二條ニ違
背スルノ不法アルモノトス其ノ理由左ノ如シ(一)事件ハ全然突発的ナリ前記判決ニ明示セル

カ如ク被害者AKトラハ被告ノ妻ノ伯母ニシテ其ノ間何等ノ惡感情ナキノミナラス犯罪当
日ハ失業ノ被告カ窮余一攫千金ヲ夢見競馬資金ヲ祐富ナル伯母トラヨリ借入レントシ金百
円ノ無心ヲ申入レタルニ拒絶セラレタルタメ更ニ五十円ヲ懇請シタルニ同人ヨリ突如人殺
ト怒鳴ラレ之ヲ阻止セントシテ被害者ノ襟ニ掛ケ居リタル手拭ニテ同人ノ口ヲ押ヘントシ
テ之ヲ引締メタルニ偶被害者ノ頸部ヲ压迫死ニ致シタルモノニシテ事件ハ全然突発的ナリ
(二)事件ハ狼狽ノ結果ナリ突如被害者ヨリ人殺シト絶叫セラレ周章狼狽シテ之ヲ阻止セント
シタルハ何人ヲ此ノ位置クモ同一手段ヲ講スルニ至ルヘシ而カモ予審ノ檢証調書ニヨレハ
被害者ノ家ハ道路ニ面シ時ハ午後六時ニシテ人ノ通行多キ時ナリ狼狽セサルヲ得ス(三)事件
ハ夷ニ手拭ノ罪ナリ仮令狼狽ノ場合ト雖被害者ノ襟ニ手拭ナクハ被害者ノ声ヲ阻止スルニ
モ或ハ手ノ平等ニ代ルノ外ナケレハ斯ル危害ヲ招カサレヘキニ偶然ニモ被害者ノ襟ニ手拭
アリ被告カ之ヲ利用シタルタメ斯ル大事件ヲ生ムニ至ル然レトモ周章狼狽ノタメ右手拭ヲ
利用セルハ此ノ場合蓋シ止ムヲ得サル措置ナルヘシ(四)被告ノ右所為ハ殆ト無意識ニ等シ被
告カ右手拭ニヨリ本件ノ罪ヲ犯スニ至レルハ何等考慮分別ノ余祐ナク全ク無意識ニ等シキ
行為ナリ其ノ事情ヲ証スヘキ左記証拠アリ、イ、被告ニ對スル警察署第一回ノ聴取書今度
ノ競馬ハ必ス儲ルノタカラ百円ハカリ貸シテ貰ヒ度イト云フト叔母ハ飛ンテモナイ百円ナ
トアルワケハナイト云ツテ立上ツタノテ袂ヲ押ヘテ「五十円テモ良イカ是非貸シテ下
サイ」ト哀願スルト「何ヲスルンタ」ト云ツテ私ノ手ヲ払ヒマシタノテ私モ立チマスト叔
母ハ「助ケテ呉レ」トカ「人殺シ」トカ大声テ怒鳴リマシタノテ兩隣ニ一軒宛家カアルノテ
人ニ聞カレテハ困ルノテ左手テ口ヲ押サヘ右手テ叔母ノ肩ニ掛ケテアツタ手拭ヲ取ツテ口
ニ卷イタ積リテ兩手テ締メタノテアリアマスルト二三分スルト叔母ハ兩手ヲタラリト下ケ

首カタラリトシタノテ気カ付クト手拭テ首ヲ締メテ居リマシタノテ吃驚シテ隣ノ六畳ノ間ニ敷イテアツタ布団ノ上ニ仰向ニ寝カセ胸ヲ擦ツテ居リマス内ニ頭ノ方カラ漸次冷クナリ鼻血カ出マシタノテ鼻ノ所ヲ手拭テ結ヘテヤリマシタ其ノ手拭ハ多分首ヲ締メタモノデアツタト思ヒマス私ハ全ク殺ス意思ハ少シモナカツタノテアリマシテ兇行後二時間程屍体ノ側ニ居テ若シカシタラ息ヲ吹き返シハセヌカト思ツテ見テ居リマシタカ蘇生ノ見込カナインテトシテモナイコトヲシテ仕舞ヒ死又覚悟テIM牛乳店側ノ踏切ノ処ニ行キ二十分程居リマシタカ妻子ノ事ヲ考ヘ思直シテ午後十時帰宅シ妻ヘハ藤沢カラ東京ヲ廻ツテ来タト偽リ寝マシタカ一晚中眠ラレス煩悶シ続ケマシタ、ロ、KM長次郎ニ対スル警察署ノ聴取書婆サン（AKトラヲ指ス）ノ処ニ金ヲ借りニ行キ断ハラレタノテ一寸シタ機ミニニ殺シテ仕舞ツタト云フ事タ」ト云フ話ナノテ私モ驚イテ仕舞ヒ如何シテ良イカ判ラナクナツテ仕舞ツタカ何レニシテモ別荘ヘ一度様子ヲ見ニ行カウト話シテ居ル処ニ民藏カ来テ私ニ向ヒ「何トモ兄サンニ申訳カナイ」ト云ウテ涙ヲ流シテ居リマシタ、ハ、ANキヨノ予審調書（被告ノ妻）答左様テス民藏ハ一晚泊ルト云ウテ出タノニ二晩泊ツテ帰リマシタカラ何ニカ変ツタ事テモアツタノテスカト尋ネマスト泣キナカラ実ハ十五日ノ晩別荘ノ伯母サン（AKトラヲ指ス）ヲ殺ス気モナク殺シテ仕舞ツテ皆サンニ何トモ申訳ナイコトヲシタカラ自殺スル積リテ此ノ様ニ薬ヲ持ツテ歩イテ居ルト云ツテ懐中カラ毒薬ノ瓶ヲ出シテ見セタノテ私ハ非常ニ驚キ其ノ薬壘ヲ取上ケテ長女昌子ヲ私ノ兄AK濱吉方ヘ兄ト母トニ来ル様ニ迎ヘニヤリマシタ、二、医学博士ST直樹ノ精神鑑定書被告ノ態度執拗ナルタメとらハ却テ被告ニ害意アルモノノ如ク誤解シテ大声ヲ発シテ救助ヲ求メタルヨリ被告ハ狼狽シテ絶体絶命ノ氣持トナリ深く前後ノ事情及其ノ行為ノ後果ヲ顧慮スルコトナク一途にとらノ大声

ヲ発スルヲ阻止セントシテ後方ヨリ偶然とらカ肩ニ掛ケ居タル手拭ヲ取テソノ口ヲ蔽ヒテ之ヲ締メテ堅ク閉シタル際とらノ動ケルタメカソノ手拭カ頸部ヨリ頭部ニスリ落チテ而モ被告カ夢中ニテ締メタルタメ遂ニ窒息死ニ至ラシメタルモノナラント察セラル即チ被告ノ周章狼狽ノタメ深キ思慮ナク一途にとらノ発声ヲ防カントシタルト一方とらカ又狼狽シテ種々不用意ノ運動ヲナシタル結果本件犯行ヲ構成スルニ至リタルモノナラント推察セラルルモノナリ即チ本件犯行ハ一種ノ過失ト不用意ニ基ケルモノト考ヘラル(五)被告ハ犯罪後吾レニ返リ伯母トラヲ蘇生セシメントシテ人工呼吸ヲ施シタルモトラハ遂ニ蘇生セス被告ハ事件ノ起リタル後四畳半ヨリ被害者トラノ死体ヲ次ノ間六畳ニ移シ既ニ設ケアリタル蒲団ノ上ニ仰向ケニ横臥セシメ人工呼吸ヲ施シ其復活ヲ祈リタルモ被害者ハ遂ニ復活セス其証拠左ノ如シ、イ、前記引用被告ニ対スル警察第一回ノ聴取書被告ニ対スル予審第一回ノ訊問調書原審公判ニ於ケル被告ノ陳述、ロ、予審ニ於ケル検証調書中被害者ノ死体ノ状態ニ付「両手ヲ体ニ沿ヒ伸直ニ開キ両足モ亦伸直ニシテ白足袋ヲ穿キ仰向ケトナリ晒木綿襦袢及袴ヲ着シ毛都腰巻ヲ半ハ脱キ云々」トアリ之被告カ人工呼吸ヲ試ミタル証左ナリ(六)被告ハ事件突発後悔悟ノ結果自殺ヲ企テタリ、イ、自殺ノ企ニ就テハ前ANキヨノ予審調書ヲ引用ス、ロ、此ノ点ニ付被告ニ不利ナルカ如キ事実アリ即チ被告カ被害者方ヲ辞スルニ当リ被害者ノ墓口ヨリ金六十銭及指輪二個ヲ持チ帰リタル事実之ナリ然レトモ之寧口本件ニ於ケル哀話ナラサル可カラス被告ハ幼少ナル子女四名アリ此輩ヨリコンビネーシヨンヲ求メラレ居ルニ拘ラス未タ之ヲ与ヘサリシニ因リ死別ニ際シ是等子女ノ満足ヲ買ハントシテ遂ニ左ノ如キ不正ヲ為スニ至ル從ツテ此ノ不正事ノ裏面ニ潜ムモノハ可憐ナル子女ニ対スル純ナル愛ノ涙ナリトスコンビネーシヨンニ関スル証拠左ノ如シ被告ノ予審第二回及原審

公判調書ハ此ノ問題ヲ裏書スヘキ唯一ノ証拠アリ即チ予審ニ於ケル検証調書中ニ「又桐製
筆筒内ニハ衣類等ヲ折畳ミ入レアリ裏側仏壇下ノ抽斗ニハ風呂敷等在中シ其ノ下段戸棚内
ニハ菓子空箱等整然トシテ存ス(中略)其ノ他何レヨリモ現金ヲ発見セス前示ノ如ク各室
内整然トシテ金品物色ノ形跡等ヲ認メス」トノ記載アリ右ノ事実ニヨルトキハ事件突発後
被告ハ金品ヲ物色セサルコト寔ニ明カニシテ右ノ事実ハ當時被告ノ悔悟及自殺ノ決意ヲ裏
書スルニ十分ナルト共ニ前項不正事件ハ全ク被告ノ弁明ノ如ク幼児等ニ対スル愛欲其ノ者
ノ一面ヲ語ルモノタルコト明カナリ(七)被告ノ犯行ハ精神障碍モ亦一原因ヲ為ス鑑定人医学
博士ST直樹氏ハ被告ノ犯行ニハ精神障碍ノ關係ナシト説明スルモ之同氏力余リニ學術的
方面ニ重キヲ置キタル結果ニシテ事実上ハ明カニ精神障碍ノ影響ヲ受ケタル犯行ナリ、イ、
被告ノ父及兄弟ハ何レモ精神病者ナリ被告ノ母ANうたノ予審ニ於ケル証言ニヨレハ夫又
吉及長男喜三郎うたノ妹BBカクハ何レモ精神病者ナリ而シテ被告民藏ハ幼時脳膜炎ヲ患
ヒ常ニ頭痛ヲ訴ヘ居リタリト云フ、ロ、ST博士鑑定書ノ一節ニモ左ノ記載アリ恐ラクハ
其ノ短氣興奮性ナル性格的ノ反応トシテ非企図的ノ非意識的ニ寧ろ過失事件犯行事件犯行ヲ
偶發シタルモノナルヘクトアリ以上ヲ綜合スルトキハ被告ハ伝統的ニ精神障碍アルコト明
カニシテ仮令其ノ障碍力責任免除ノ理由タラストスルモ刑ノ量定ニ影響スヘキコト寔ニ明
カナリ(八)被告ハ自首ヲ為シタリ被告ハ悔悟ノ結果自殺ヲ決意シ毒藥ヲ携テ死場所ヲ求メタ
ルモ子女ニ対スル愛欲ハ遂ニ死ヲ妨ケ自首ヲ為スニ至リタルコトハ一件記録ノ冒頭ニ明カ
ナリ(九)被告ノ家族ハ妻キヨ及十二歳ヲ頭トセル四人ノ子女ニシテ全ク生活ノ資ナシ右ニ付
ANキヨノ原審公判調書ヲ引用ス被告民藏ハ斯ル悲惨ナル一家ノ主人ナリ従ツテ被告ノ刑
期ハ此ノ一族ノ生命ニ関シテ直接ニ利害重シ上来所陳ニ依レハ被告AN民藏ノ本件犯行ハ

全ク突発的ノモノナルノミナラス被告ハ犯行ヲ意識スルニ暇ナキカ如キ状態ニ於テ行ハレ
而モ被告ハ右犯行ニ対シ悔悟ノ念止ミ難ク遂ニ自首ヲ為スニ至リタルモノトス而モ右犯行
ニ就テハ被告ノ精神障碍モ亦因ヲ為スコト明カナルノミナラス一家ノ柱石ヲ喪ヒタルAN
家ハ全ク悲惨ヲ極メ居ル案件ナルコト明カナルニ拘ラス原審力之ニ対シ懲役六年ノ刑ヲ科
シタルハ科期甚敷重キニ失スルモノト信スト云フニ在レトモ記録ニ付精査ヲ遂クルモ原判
決力被告人ヲ懲役六年ニ処シ未決勾留日数中百二十日ヲ右本刑ニ算入シタルヲ量刑甚シク
失当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由アリトハ認ムヘカラサルカ故ニ論旨ハ理由ナキモノト
ス

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事松井和義関与

昭和七年十二月十二日

大審院第一刑事部

裁判長判事 泉二 新熊

判事 中尾 芳助

判事 三宅正太郎

判事 杉浦 忠雄

判事 植月 愛明

右臆本也

昭和七年十二月十九日

大審院第一刑事部

㊦ M M 三郎 (横浜地方裁判所強盜傷人未遂被告事件昭和八年一月二八日判決)

判決

本籍 栃木県那須郡□□町大字□□□□町□□□□番地
住所 東京市下谷区□□町□□□□番地 K T 利助方

八百屋雇人

M M 三郎

当二十三年

右ノ者ニ対スル強盜傷人被告事件ニ付当裁判所ハ檢事川原一郎関与審理ヲ遂ケ事實ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役參年六月ニ処ス

但シ未決勾留日数中九十日ヲ右本刑ニ算入ス

陪審費用ヲ除ク其ノ余ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ屢々遊里ニ出入シ遊興費ニ窮シタル結果自動車運転手ヨリ金員ヲ取得センコトヲ企テ、昭和七年八月五日夜十二時頃東京市浅草区□□町東京市電氣局電車停留所附近ニ於テ折柄同市神田区□□町□□番地自動車運輸業 H D 義光方自動車運転手 H M 貞三当時二十三年力乗用自動車ヲ運転進行シ来レルヲ呼ヒ止メ横浜市鶴見区□□町迄賃金壹円五拾錢ノ約

束ニテ乗車シ其際同人ニ対シ五円札ニテ釣錢ヲ所持シ居ルヤト訊ネテ以テ右 H M 貞三カ所持金ヲ有スルコトヲ確知シタル上右自動車ヲ進行セシメテ翌六日午前一時過頃右□□町横浜市電氣局電車庫東側路次入口ニ於テ停車セシメ右 H M 貞三ヲ暗キ該路次内ニ誘ヒ入レテ同人ニ対シ釣錢ヲ出セト要求シタル処之ニ応セサリシニヨリ矢庭ニ右手拳固ニテ右 H M 貞三ノ胸部顔面等ヲ數回殴打シ其所持金ヲ強奪セントシタルモ、同人力極力之ニ抵抗シ且ツ大声ヲ挙ケテ救ヒヲ求メタル為メ其目的ヲ遂クルコト能ハサリシカ、右暴行ニ因リ H M 貞三ノ左肩胛下部、左顳骨部、左胸部ニ全治約十日間ヲ要スル打撲捻挫打撲傷等ノ傷害ヲ負ハシメタルモノナリ

右犯罪ノ構成事實ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第二百四十条前段ニ該当スルヲ以テ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ情状憫諒ス可キモノアルニ依リ同法第六十六条第七十一条第六十八条第三号ニ依リ酌量減輕ヲ為シタル刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役三年六月ニ処スルヲ相当トシ、但シ未決勾留日数中九十日ヲ同法第二十一条ニヨリ右本刑ニ算入スヘク陪審費用ヲ除ク其ノ余ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和八年一月二十八日

横浜地方裁判所第一刑事部

裁判長判事

佐藤 修一 印

判事

富岡 孝助 印

㊦ T 鎌次郎 (横浜地方裁判所殺人未遂被告事件昭和八年三月一〇日判決)

判決

本籍並住居 横浜市中区□□町□□番地

ミシン裁縫業

T 鎌次郎

明治二十四年六月□□日生

右ノ者ニ対スル殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事酒巻衡閑与ノ上審理ヲ遂ケ事實ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役八月ニ処ス

未決勾留日数中九十日ヲ右本刑ニ算入ス

但式年間右刑ノ執行ヲ猶予ス

押収ニ係ル鉦一挺(昭和七年押第三一〇号ノ一)ハ之ヲ没収ス

陪審費用ヲ除ク其ノ余ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ大正八年頃THかくト婚姻ヲ為シ其ノ間ニ六人ノ子女ヲ儲ケタルモノナルカ昭和六年春頃ヨリペンキ職TJ鐵三郎ヲ被告人方ニ同居セシムルヤ同人ト妻かくトカ密ニ醜聞係ヲ結ヒ居ルニ非スヤトノ疑ヲ抱クニ到リかくニ対シ屢々注意ヲ促シタルモ其ノ都度かく

ヨリ事實ノ証明ヲ求メラレ自ラ夫婦ノ情ニ疎隔ヲ来シ同年九月頃かくハ鐵三郎ト情交關係ヲ結ヒテヨリ被告人ニ対シ夫婦ノ交リスラ拒絶シ愈々一家内ニ風波絶エサリシモ尚被告人ハ妻ニ対スル未練ト子女ノ愛ニヒカサレ隠忍シ居リタルトコロ昭和七年九月二十七日夜自宅六畳間ニ於テかくト鐵三郎トカ同衾シ居リタルヲ目撃シ兩名ニ対シ其ノ不都合ヲ詰リタルニ却ツテ同人等ノ為頸部左手等ニ傷害ヲ加ヘラレ兩名ヲ姦通罪トシテ告訴セントシタルモ子女ノ前途ヲ思ヒ其ノ決意ヲ固ムルニ至ラス日夜懊悩ノ末不貞ノ妻ヲ懲シムルノ外ナシト思惟シ同年十月七日午前二時過頃自宅二畳間ニ於テ鉦(昭和七年押第三一〇号ノ一)ニテ就寝中ノ妻かくニ打蒐リ同人ノ頭部並前額部ニ全治約二週間ヲ要スル合計七個ノ創傷ヲ加ヘタルモノナリ

右犯罪ノ構成事實ハ陪審ノ答申ヲ採択シ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第二百四条ニ該当スルヲ以テ所定刑中懲役刑ヲ選択シ其ノ刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役八月ニ処スヘク未決勾留日数中九十日ハ同法第二十一条ニ則リ右本刑ニ算入スヘク被告人ニ対シテハ刑ノ執行ヲ猶予スルヲ相当ト認メ同法第二十五条ニヨリ二年間右刑ノ執行ヲ猶予スヘク主文掲記ノ押収品ハ本件犯行ノ供用物件ニシテ犯人以外ノ者ニ属セサルヲ以テ同法第十九条第一項第二号第二項ニ依リ之ヲ没収スヘク陪審費用ヲ除ク其ノ他ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和八年三月十日

横浜地方裁判所第一刑事部

裁判長判事 佐藤 修一 印
判事 富岡 孝助 印
判事 飯守 重任 印

㊤ NO 義一 (横浜地方裁判所放火被告事件昭和八年七月二日判決)

判決

本籍 石川県河北郡□□村□□□□□□□□□□番地
住居 横浜市神奈川区□□□□□□□□番地
飲食店バーハツタカ事 I I シン方
雇人

NO 義一
当二十六年

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事川原一郎関与ノ上事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人義一ヲ懲役四年ニ処ス
未決勾留日数中五十日ヲ右本刑ニ算入ス
陪審費用ヲ除ク其ノ余ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ横浜市神奈川区□□□□□□□□番地飲食店バーハツタカ事(営業名義人 O T 治三郎、管理人 I I シン) I I シン方ニバーテンダートシテ雇ハレ同家ニ住込ミ居リタルカ昭和七年九月初旬頃ヨリ同区□□町□□番地貸座敷営業第四 M Y 楼事 M Y 善次郎方抱娼妓静江事 S T しづゑト深ク馴染ヲ重ネ同年十一月中迄二十数回登楼遊興シタル為メ小遣錢ニモ窮シ且ツ同楼雇人ハナ事 S E キワニ対シ金拾円、右 I I シンニ対シ金式拾円ノ各借財ヲ生シ金員ノ必要ニ迫ラレ居リタル折柄同年十一月十四日暴風雨ナリシニ乗シ右 I I シン外其ノ家族雇人等カ居住スルバーハツタカナル木造亜鉛葺二階建家屋ニ放火シ其ノ火事騒ギノ混雑ニ紛レ主人所有ノ現金ヲ竊取センコトヲ企テ同日午後十一時三十分頃同家ニ階帳場ニ於テ同所ニ在リタル木製寝台上ニ敷延ヘ在リタル毛布ノ端ニ所持ノ燐寸ヲ用キテ放火シ更ニ火勢ヲ熾烈ナラシムル為メ之ニ近接セル帳場板仕切内側ニ装置セラレタル瓦斯管捻口ヲ解放シ放出セル瓦斯ニ引火セシメ因テ右帳場板仕切内側部板高サ約三尺八寸位幅約一尺五寸位及同所床板直径約五寸五分位ノ部位ヲ焼燬シタルモノナリ
右犯罪ノ構成事実ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認定ス
法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第百八条ニ該当スルヲ以テ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ所犯ノ情状ニ鑑ミ同法第六十六条第七十一条第六十八条第三号ニ則リ酌量減輕ヲ為シタル刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役四年ニ処スヘク未決勾留日数中五十日ハ同法第二十一条ニ則リ右本刑ニ算入スヘク陪審費用ヲ除ク其ノ余ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和八年七月二十二日

横浜地方裁判所第一刑事部

裁判長判事 檜崎 景忠 印
判事 富岡 孝助 印
判事 田中 宗雄 印

㊤ NO 義一 (大審院放火上告事件昭和九年一月二十九日判決)

昭和八年(レ)第一、六五四号

判決書

本籍 石川県河北郡□□村字□□□□□□□□□□番地

住居 横浜市神奈川区□□□□□□□□番地

飲食店バーハツタカ事ⅠⅠシン方

雇人

NO 義一

当二十七年

右放火被告事件ニ付昭和八年七月二十二日横浜地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ
本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

弁護人太田操上告趣意書第一点原判決ハ法令ニ違背シタル不法アリ原判決ヲ見ルニ「……右犯罪ノ構成事実ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認定ス……」ト判示シ犯罪事実ニ付証拠ニ基キタル形跡ナシ元來陪審法第九十七条第一項ハ「陪審ノ答申ヲ採択シテ判決ノ言渡ヲ為

スニハ裁判所ハ陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シタル旨ヲ示スヘシ」ト規定シ恰モ刑事訴訟法第三百六十条ノ規定ノ適用ヲ除外シタルカ如キ觀ナキニ非スト雖断シテ然ラス夫レ我陪審法ハ裁判所ハ陪審ノ答申ニ拘泥セス其ノ採否ハ一ニ裁判所ノ専權ニ屬ス是レ我法律ノ特色ニシテ精華ナリ即チ陪審ノ答申ハ事実認定ノ一參考資料ニ過キスサレハ仮令裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採用スルニ於テモ須ラク裁判所ハ裁判所独自ノ立場ニ於テ証拠ニ基キテ事実ヲ判断セサルヘカラサルナリ若シ夫レ反對ノ見解ニ從フ時ハ陪審事件ニ於ケル証拠ハ証拠トナラサリシ他ノ公判廷ニ顯ハレタル參考資料ト何等異ナラス一ニ陪審ノ答申ヲ為ス參考資料トナリ事実認定ノ基礎テフ証拠ノ性質ハ全ク没却セラレ殆ト其ノ効用ナキニ至ラン豈夫レ此ノ如キ理アランヤト云フニ在レトモ陪審法第九十七条第二項ハ刑事訴訟法第三百六十条ニ対スル特別規定ナリト解スヘキヲ以テ陪審事件ニ付陪審ノ答申ヲ採択シテ有罪ノ判決ヲ為スニハ陪審法第九十七条第一項第二項所定ノ要件ヲ示セハ足リ刑事訴訟法第三百六十条ヲ遵守スルヲ要セサルモノトス然レハ原判決カ本件ニ付所論ノ如ク陪審ノ答申ヲ採択シテ犯罪構成事実ヲ認定シタル旨ヲ示シタルニ止リ証拠ニ依リ之ヲ認メタル理由ヲ説明セサリシハ違法ニ非ス論旨理由ナシ

第二点原判決ハ其ノ説示ニ於テ法律違反ノ不法アリ裁判長ノ説示ハ犯罪ノ構成ニ関シ必要ナル法律上ノ論点及犯罪ノ構成ニ関シテ問題トナルヘキ事実並証拠ノ要領ヲ解明スヘキモノニシテ証拠ノ信否罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示スルコトヲ得サルヤ勿論ナリ原判決ノ記録ヲ閱スルニ裁判長ノ説示ノ一部ニ(イ)「……是等ノ供述ヲ信用スルコトカ出来ルトシマスレハ漏電テハナイト云フ事ニナリマス」(ロ)「……之等ヲ信用スルトセハ火災ハ瓦斯ノ火テハナイカト思ハレマス」(ハ)「……之ヲ信用スレハ外部ヨリ侵入シ得ナイ場所テアリ又外部

ヨリ侵入シタト認ムル証拠ハナイノテアリマス」(二)「……此ノ点丈テハ被告人ノ自白ヲ直ニ偽リト見ルコトカ出来ナイ様ニ思ハレマス」ト説示セラレタリ以上ハ何レモ証拠ノ価値判断ノ域ニ属シ畢竟証拠ノ信否ニ付意見ヲ述ヘラレタルモノニ非サルカ殊ニ(ハ)中后段並ニ(ニ)ノ如キハ説示ノ範圍ヲ超越シタル不法アルモノト信スト云フニ在レトモ所論原審裁判長ノ説示(イ)及(ハ)ノ前段ハ執レモ証拠ヲ信用シタル場合ニ於ケル当然ノ帰結ヲ述ヘ(ハ)ノ後段ハ証拠ノ存在セサルコトヲ述ヘタルニ止リ証拠ノ信否ニ関スル意見ニ非ス(ニ)ハ原審ニ於テ被告弁護人カ古新聞紙ハカウンターノ彼方六尺程ニ在リテカウンターヲ一周スルニ非サレハ之ヲ取ルコト能ハス從テ放火ノ時間ナキヲ以テ被告人ノ予審ニ於ケル自白ハ虚偽ナルコト明白ナル旨弁論シタルニ対シ裁判長ハカウンターヲ一周スルモ放火ヲ不可能ナラシムル程時間ヲ要セス此ノ点ノミニ依リ直ニ予審ニ於ケル被告人ノ自白ヲ虚偽ナリト断スヘカラサル旨弁護人弁論ノ当ラサルコトヲ説明シタルニ止リ自白ノ信否ニ付意見ヲ述ヘタルモノニ非サルカ故ニ所論原審裁判長ノ説示ハ所論ノ如キ違法アルモノニ非ス論旨理由ナシ

第三点原判決ハ証拠ニ基カスシテ裁判ヲ為シタル違法アリ原判決ヲ查スルニ犯罪ノ動機ニ付何等証拠ニ基カスシテ裁判ヲ為サレタリ犯罪構成事実ハ陪審ノ答申ニ基キ之ヲ認定シ証拠ニ拠ラサルモノトスルモ夫レ以外ノ事実ニシテ刑ノ量定ニ影響ヲ及ホスヘキ犯罪ノ動機ニ付判示ノ必要アリトセハ宜ク裁判所ハ具体的証拠ニ基キテ事案ヲ認定セサルヘカラサルヤ殆ント言説ヲ俟タス即チ此ノ点ニ於テ違法ノ裁判タリ到底破毀ヲ免レサルモノト思料スト云フニ在レトモ罪トナルヘキ事実ニ非スシテ犯罪ノ動機タルニ過キサル事実ニ付テハ証拠ニ依リ之ヲ認メタル理由ヲ判文ニ明示スルコトヲ要スルモノニ非サルヲ以テ原判決力之ヲ示ササリシハ違法ニ非ス論旨理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス
検事松坂廣政関与

昭和九年一月二十九日

大審院第二刑事部

裁判長判事	清水 孝藏
判事	江崎定次郎
判事	尾佐竹 猛
判事	織田 嘉七
判事	稲田 競

右臆本也

昭和九年一月廿九日

大審院第二刑事部

裁判所書記 鈴木喜一郎 印

㊟ T H 治郎 (横浜地方裁判所放火被告事件昭和八年九月一九日判決)

判決

本籍竝住居 横浜市中区□□町□□丁目□□番地

大工職

T H 治郎
当五十五年

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事申野並助関与審理ヲ遂ケ事實ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役五年ニ処ス

未決拘留日数中二百日ヲ右本刑ニ算入ス

陪審費用ヲ除ク訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ其ノ所有ニ係ル横浜市中区□□町□丁目□□番地所在ノ相隣接セル貸家四棟ヲ保險金額三千二百五十円ノ火災保險ニ付シ居リタルトコロ囊ニ昭和四年中右貸家四棟及其ノ所有ノ同市中区□□町所在住家一棟、同区南□□町所在貸家一棟ヲ抵当トシ保証責任Y日市復興信用組合ヨリ利息年九分ノ約ニテ借受ケタル金三千五百円ノ内金三千百九十九円十一銭及之ニ対スル延滞利息ノ支払ヲ怠リタル為右組合ヨリ其ノ抵当權ノ実行トシテ右建物六棟ニ対シ競売ノ申立アリ其ノ競売手續進行中昭和七年一月末日前記□□町所在貸家ノ内当時空家ナル二階家一棟ノ階上ヨリ出火シテ其ノ一部ノ焼ケタル為保險金千三百四十円ヲ受領シ其ノ内金九百八十二円二十銭ヲ以テ右債務ノ弁済ニ充テタルモ其ノ余ノ弁済ヲ為スノ資力ナク困窮シ居リタル折柄同年五月八日右二階家一棟ヲ保險金額千円ノ火災保險ニ付シ茲ニ前記□□町所在四棟ノ建物ニ付シタル保險金額ハ曩ノ保險金額三千二百五十円ノ残額金千九百十円ト併セ合計金二千九百十円ニ達シタルヨリ之ヲ得テ弁済ノ資ニ充ツルニ於テハ右債務ヲ完済シテ余アルヘシト思惟シ遂ニ右□□町所在ノ貸家四棟ヲ焼燬シテ保險金ヲ取得センコトヲ企テ同月十八日午後二時三十分頃右貸家ノ内木造垂鉛葺平家二戸建一

棟ニシテ其ノ一戸ニ借家人M〇惣太郎及其ノ家族等居住シ他ノ一戸ハ空家ナル家屋ニ到リ右借家人等ノ不在ナルニ乗シテ其ノ天井裏ニ上リ同所ニ新聞紙、油紙及脱脂綿ヲ置キ之ニ揮発油及種油ヲ注キ且点火セル蠟燭ヲ其ノ傍ニ之ニ接触セシメテ放置シ以テ放火ノ設備ヲ為シタル為同日午後四時四十分頃ニ至リ火ハ媒介物ヲ經テ該家屋ニ燃エ移リ因テ其ノ天井板及屋根裏ノ一部ヲ焼燬シタルモノナリ

右犯罪構成事實ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認ム

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第八條ニ該当スルヲ以テ同條所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其ノ刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役五年ニ処シ刑法第二十一條ニ則リ未決勾留日数中二百日ヲ右本刑ニ算入スヘク陪審費用ヲ除ク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ニ則リ全部被告人ヲシテ之ヲ負担セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和八年九月十九日

横浜地方裁判所第一刑事部

裁判長判事

檜崎 景忠 印

判事

富岡 孝助 印

判事

田中 宗雄 印

㊤ T H 治郎 (大審院放火上告事件昭和九年三月二三日判決)

昭和九年(レ)第一二二号

判決書

明治十二年五月□□日生

右放火被告事件ニ付昭和八年九月十九日横浜地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

原判決ヲ破毀ス

本件ヲ浜浜地方裁判所ニ差戻ス

理由

弁護人小林梅茂上告趣意書第四点原審裁判長ハ陪審法第七十七条但書「証拠ノ信否罪責ノ有無ニ関シ」意見ヲ表示シタル違法アリ(1)裁判長ハ其ノ説示中「本件判断ヲ為ス資料ト為ルヘキ証拠ハ云々」(九一〇丁)ト題シ証拠ノ説明ヲ為スニ当リ「MOハルノ証言ヲ信シ得ルモノトシ且ツ出火ノ場所カ天井裏テアツテ天井裏ヨリ上方丈焼ケタモノテアル事ハ被告人モ認メ又予審及当審ノ検証調書ニヨルモ明カテアルトコロヨリ見レハ本件ハ人ノ過失ニ因ル火災ナリト認ムル根拠ハ乏シイ様デアリマス」トノ説示ヲ為シ居ルモ(1)MOハルノ証言ヲ信シ得ルコト」ヲ前提トシテ説示シタルコトノ違法ナルハ勿論(2)「予審及当審ノ検証調書ニヨルモ明カテアルトコロヨリ見レハ」ト前提ヲ陳述シ延イテ(3)「本件ハ人ノ過失ニヨル火災ナリト認ムル根拠ハ乏シイ様デアリマス」ト論斷シタルカ如キハ是明カニ証拠ノ信否ニ付キ意見ヲ表示シ結局被告人ノ罪責ノ有無ニ関シ放火責任ヲ暗示誘導シタルモノニ歸スヘク違法ノ甚敷モノナリト思料ス(2)更ニ「若シ此火災ノ原因カ不可抗力テモ過失ニヨ

ルモノテモナイトスルナラ放火シタモノテアロウト考ヘナケレハナラヌノデアリマス」(九一九丁)ト説示スルハ裁判長カ本件事実ニ対シ放火シタルコトヲ斷定シタルモノニシテ放火タルコトノ斷定ハ結局被告人ノ罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示シタルコトニ歸シ其ノ違法ナルコト前提所論ト同一ナリト思料ス(3)続イテ「又其ノ附近ハ家込ミテアツテ昼間其ノ空家又ハ留守宅ニ這入ルトスレハ附近ノ人ニ容易ニ発見セラルヘキ筈デアルカラ家主タル被告人テモナケレハ自由ニ出入スル事カ不可能テナカツタロウカ如何カヲ考ヘ尚本件ニ於テ被告人以外ノ者カ放火シタルモノナリト疑ヒ得ル証拠カアリヤ否ヤ等ニ付キ充分考慮スヘキデアリマス」(九二〇丁)ト説示シタルモ「其ノ附近ハ家込ミテアツテ昼間其ノ空家又ハ留守宅ニ這入ルトスレハ附近ノ人ニ容易ニ発見セラルヘキ筈デアルカラ家主タル被告人テモナケレハ自由ニ出入スルコトカ不可能テナカツタラウカ如何カヲ考ヘ」ト言ヒ恰モ出火場所ニ出入シタルハ被告人ナルカ如キ説示ヲ為シ其ノ前提トシテ「空家又ハ留守宅ニ這入ルトスレハ容易ニ発見セラルヘキ筈デアルカラ」ト言フカ如キハ明カニ裁判所カ或ル事実ニ対シ判断ヲ下シ以テ被告人ノ罪責ノ有無ニ関シ意見ノ表示ヲ為シタルモノニ外ナラサルモノニシテ前斷同様ノ違法アリト思料ス(4)説示中「被告人ノ供述ニ依レハ競売申立ヲ受ケタ此四棟ノ最低競売価格ハ(一)カ七百五十拾円(二)カ四百円(三)カ式百五十拾円(四)カ參百五十拾円合計千七百五十拾円デアリマスカラ之ハ一緒ニ競売ノ申立ヲ受ケテ居ル□□町及南□□町ノ「各棟ヲ競売セラレル事ニナレハ此六棟ハ全部信用組合ニ取ラレル恐レカアツタモノト認メル事カ出来マス」ト説示シタルモ亦違法ナリ蓋シ被告人カ(一)(二)(三)(四)ノ四棟ノ建物カ千七百五十拾円ノ最低競売価格ニテ競売ノ申立ヲ受ケ居ル事実ヲ供述シタルヲ採ツテ以テ「他ノ式棟ヲ合セタル六棟ハ全部信用組合ニ取ラレル恐レカアツタモノト認メル事ノ出来ル」旨ノ

事実ヲ断定シタルハ是亦陪審法第七拾七条但書ノ規定ニ反シ結局一面証拠ノ信否ニ関シ他面罪責ノ有無ニ付キ意見ノ表示ヲ為シタルモノト思料ス(5)右ノ部分ニ引續キ「然ルニ被告人ハ(-)ノ建物即チ式階ニSK有カ居住スル壱戸建式階家ニ対シ昭和七年五月八日NH動産火災保險会社トノ間ニ千円ノ火災保險契約ヲ新ニ締結シタ事ハ証人OD丹三ノ証言及押収ノ保險証券ニヨリ明白ノ事実デアリマス」(九二七丁)トノ説示ヲ為シタルモ斯ノ如キハ証人OD丹三ノ証言及押収ノ保險証券ヲ無条件ニ信憑シ昭和七年五月八日ニ千円ノ火災保險契約ヲ為シタル事ヲ「明白ノ事実」ト断定説示シタルモノニシテ其ノ陪審法第七拾七条但書ノ規定ニ違反シタル不当ノ説示ナルコト明白ナリト思料ス(6)又説示中(九三九丁)「放火シタ事カ確實トナレハ何人カ力ヲ這入ツタ筈テアツテ何人カ力ヲ這入レルモノナラ被告人ニモ這入ラレヌコトハナイノデアリマシテ何レニモ見方カアリマスカラ如何様ニ見ルノカ妥当カヲ充分考ヘテ見ル必要カアリマス」トノ部分アリ此説示中「何人カ力ヲ這入レルモノナラ被告人ニモ這入ラレヌコトハナイノデアリマシテ」トテ被告人カ本件家屋ノ天井裏ニ這入り得ルコトヲ論斷シ以テ罪責ノ有無ニ関シ重要ナル關係ヲ有スル事実ニ対スル意見ヲ表示シタルハ後ニ「コレモ何レニモ見方カアリマスカラ如何様ニ見ルノカ妥当カヲ充分考ヘテ見ル必要カアリマス」ト述ヘタルコトニ因リ違法ヲ阻却シ適法ナル説示ニ還元スルニ由ナク又破毀ヲ免レサル一点ナリト思料スト云フニ在リ仍テ原審公判調書ニ付裁判長ノ説示ヲ查スルニ該説示中ニハ洵ニ所論ノ如ク証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ関スル意見ヲ表示シタリト認ムヘキ廉アリ從テ裁判長ノ説示ハ陪審法第七十七条但書ニ違反シ原判決ハ到底破毀ヲ免レス然レハ爾余ノ論旨ニ対シテハ其ノ説明ヲ省略シ刑事訴訟法第四百四十七條陪審法第百五条第一項ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事松阪廣政関与

昭和九年三月二十三日

大審院第四刑事部

裁判長判事

横村米太郎

判事

中尾 芳助

判事

遠藤 誠

判事

沼 義雄

判事

岸 達也

右臈本也

昭和九年三月廿三日

大審院第四刑事部

裁判所書記

根岸亀太郎 印

㊦ON勝治 (横浜地方裁判所放火被告事件昭和八年九月三〇日判決)

判決

本籍並住居 神奈川県鎌倉郡□□村□□□□□□番地

大工職

ON 勝治

明治十七年十二月□□日生

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事酒卷衡関与ノ上審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ

付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人勝治ヲ懲役參年六月ニ処ス

未決勾留日数中三百日ヲ右本刑ニ算入ス

陪審費用ヲ除ク其ノ余ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ其ノ所有ニ係ル神奈川県鎌倉郡□□村□□□□□番地所在木造草葺中二階建家屋（此ノ建坪二十六坪余）ニ家族等ト共ニ居住シ大工職ヲ営ミ居リタルモノナルトコロ被告人ノ疾患内縁ノ妻B Bもんノ死亡及其ノ事由ニ因リ多額ノ債務ヲ負ヒ現ニ同村TKクラ外数名ニ対シ元金合計金貳千參百余円ノ債務残存シ為ニ之カ弁済ニ苦慮シ居リタル折柄偶昭和七年五月中同村K J政五郎カ其ノ所有家屋ノ焼失ニ因リ数万円ノ火災保険金ヲ取得シタル事実ヲ知ルニ及ヒ自己モ其ノ所有家屋ニ放火シ以テ曩ニ前記家屋及同家屋内ニ存スル被告人所有ニ係ル動産ニ付TK火災保険株式会社トノ間ニ締結セル二口合計金參千円ノ火災保険金ヲ取得センコトヲ企テ昭和七年六月二十六日夜長サ三尺七寸位ノ亜鉛引鉄線ノ尖端ニ燐寸ヲ以テ点火セル蠟燭ヲ差シ該蠟燭ヲ同建物ノ東北隅ニ位スル軒天井板ノ間隙ヨリ同所天井裏俗ニ「セガイ」ト称スル個所ニ差入レ予テ同所ニ用意シ置キタル油紙ニ燃移ラシメテ放火シ因テ右建物ヲ全焼セシメタルモノナリ

右犯罪ノ構成事実ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第百八条ニ該当スルヲ以テ其ノ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ処断スヘキトコ口情状憫諒スヘキモノアルヲ以テ同法第六十六条第七十一条第六十八号第三号ニ則リ酌量減輕シタル刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役三年六月ニ処スヘク同法第二十一条ニ從ヒ未決勾留日数中三百日ヲ右本刑ニ算入スヘク陪審費用ヲ除ク其ノ他ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ヲ適用シ被告人ヲシテ全部之ヲ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和八年九月三十日

横浜地方裁判所第一刑事部

裁判長判事 檜崎 景忠 印

判事 富岡 孝助 印

判事 田中 宗雄 印

㊦ H K 茂三郎 (横浜地方裁判所放火被告事件昭和九年七月二十五日判決)

判 決

本籍 神奈川県足柄上郡□□村□□□□□番地

住居 同 所

農

H K 茂三郎

当七十一年

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事鷲山半之助関与審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役四年ニ処ス
訴訟費用中陪審費用ヲ除ク
其ノ余ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ其家族ト共ニ次男磯吉所有ノ神奈川県足柄上郡□□村□□□□番地所在木造垂鉛葺平家建居宅ニ居住シ居タルコロ右磯吉ノ病氣ノ為メ生計意ノ如クナラス加之約千円ノ負債ヲ有シ返済ノ見込無ク殊ニ昭和八年十二月中債権者ノ内居村M H村信用組合外二、三ノ者ヨリ利子等ノ督促ヲ受ケ之カ措置ニ窮シタル結果右磯吉所有ノ居宅ニ付予テ被告人名義ニテT O火災傷害保険株式会社ニ対シ金千円右磯吉名義ニテA H海上火災保険株式會社ニ対シ金五百円ノ火災保険契約ヲ締結シ在ルヲ想記シ右居宅ヲ燒燬シテ該保險金ヲ取得センコトヲ決意シ同年同月三十日午前一時過頃右居宅ノ北側ニ隣接セル木造杉皮葺物置内ニ積ミ在リタル藁束ニ所携ノ燐寸ヲ以テ放火シ因リテ右物置及現ニ被告人其家族ノ住居ニ使用セル右居宅各一棟ヲ燒燬シタルモノナリ
右犯罪構成事実ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認ム
法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第八條ニ該當スルヲ以テ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ所断スヘキトコロ犯罪ノ情狀憫諒スヘキモノアルヲ以テ同法第六十六條第七十一條第六十八條第三號ニ則リ酌量減輕ヲ為シタル刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役四年ニ処スヘク陪審費用ヲ除ク其他ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ニ依リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ヲ為ス

昭和九年七月二十五日

横浜地方裁判所第二刑事部

裁判長判事	小泉 英一 印
判事	富岡 孝助 印
判事	岡村 顯二 印

㊦HK茂三郎 (大審院放火上告事件昭和一〇年四月二七日判決)

昭和九年(レ)第一四九七号

判 決 書

本籍並住居 神奈川県足柄上郡□□村□□□□番地
農

HK茂三郎
当七十二年

右放火被告事件ニ付昭和九年七月二十五日横浜地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事實ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ
本件上告ハ之ヲ棄却ス

理 由

弁護人久田博人上告趣意書原審ニ於ケル刑ノ量定甚シク不当ナリト思料ス被疑者ノ情狀ヲ檢スルニ初犯ニシテ且ツ生計ニ窘窮シタルノ余リ突発的ニ思慮分別ノ余地ナク敢テ本犯ヲ

冒スノ窮状ニ出テタルモノナリ而シテ齡既ニ七十ヲ超エ原審量刑ノ如ク今後四ヶ年ノ服役ハ必スシモ被疑者ノ生存ヲ期シ難ク蓋然のニ牢死ヲ疑ハサルヲ得サルモノアリ願クハ寛大ナル一段ノ情状ノ憫諒アリテ二年以下ノ量刑ニヨリ執行猶予ノ特典ヲ御裁定アラシムコトヲ切望スト云フニ在レトモ記録ヲ精査シ諸般ノ情状ヲ斟酌シテ考察スルニ原審カ本件ニ付陪審ノ答申ヲ採択シテ被告人ノ住宅放火烧燬ノ犯罪事実ヲ認定シタル上刑法第八八条二問擬シ酌量減輕ヲ施シ懲役四年ニ処断シタレハトテ刑ノ裁量甚シク過重ナリト論スルハ当ラス論旨ハ採用ノ限ニ在ラス

弁護人田崎文藏上告趣意書本件ハ刑事訴訟法第四百十三條ニ所謂再審ノ請求ヲ為シ得ヘキ場合ニ該ル事由アルモノナリ即チ本件放火事件ニ在リテハ被告人ハ原審ニ於テ不幸ニモ有罪ノ判決ヲ受ケタルモノナル所該判決後ニ於テ新ニ無罪ノ言渡ヲ受クヘキ明確ナル証拠ヲ發見シタル次第ナリ該証拠タルヤ即チ原審判決後ニ於テ本件放火事件ノ眞犯人ト目スヘキ者トシテ横浜地方裁判所検事局ハ神奈川県足柄上郡□□町□□□□□□番地（檢拳當時横浜市中区□□□□町□□□番地）保険外交員F I澤吉並ニ静岡縣駿東郡□□町□□□□□□番地S T久男兩名ヲ檢拳セラレ爾來同庁ニ於テ捜査ヲ続ケラレタル結果当事人等ハ昨年十月中ニ於テ本件放火事件ノ犯罪事実ハ当事人等ノ共犯行為ナルコト並ニ被告人H Kハ本件犯罪事実ニ付何等ノ關係ヲ有セサルコトノ眞実ナルコトヲ明白シ且ツ其ノ自白訊問調書ハ同庁ニ於カレテ當時作成セラレアル所ニシテ該自白ナルモノハ諸般ノ事情ニ依拠シテ最モ信ヲ措クニ足ルヘキモノナルコト明確トナリタリ尚右犯罪事実ニ付テハ横浜地方裁判所檢事局ニ於カレテ他ニ幾多ノ傍証ヲモ押収セラレアルコトヲ仄聞ス以上ノ点ニ付テハ昭和九年十月中同庁ヨリ当弁護人ニ対シ非公式ニ言明アリ其ノ結果同月中被告人H Kハ保釈出所

スルコトヲ得タル次第ナリ而シテ前示眞犯人ト目スヘキF I並ニS Tハ他ノ放火犯罪事実ヲ以テ起訴セラレ横浜地方裁判所予審ニ付サレアリ本件放火事実モ近ク追起訴トナルヘキ事情ニアルコトヲモ併セテ仄聞ス随テ本件ハ正ニ刑事訴訟法第四百八十五條第六号ニ該当スル場合ナリト信スルモノナリ弁護人ハ以上ノ理由ヲ以テ原審判決ノ破毀ヲ求ムル為刑事訴訟法第四百二十三條ニ基キ茲ニ理由書提出候也ト云フニ在レトモ職權調査ノ結果ニ依レハ所論S T久男ノ檢事ニ対スル供述ハ遽ニ信ヲ措キ難キモノアリ其ノ他所論ノ如キ刑事訴訟法第四百八十五條第六号所定ノ再審事由アルモノトハ認め難キ力故ニ本論旨ハ採用スルニ由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

檢事松阪廣政関与

昭和十年四月二十七日

大審院第三刑事部

裁判長判事

菰淵 清雄

判事

日高要次郎

判事

草野豹一郎

判事

齋藤 三郎

判事

日下部義夫

右臆本也

昭和十年四月二十七日

大審院第三刑事部

③2 T H 治郎 (横浜地方裁判所放火被告事件昭和九年二月二日判決)

判決

本籍 横浜市中区□□町□丁目□□番地
同居 同

大工職

T H 治郎
当五十六年

右者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事市原分関与審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役五年ニ処ス

差戻前ノ当審ニ於ケル未決勾留日数中

二百日ヲ右本刑ニ算入ス

訴訟費用中陪審費用ヲ除ク其余ハ全部

被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ其所有ニ係ル横浜市中区□□町□丁目□□番地所在木造亜鉛葺平家二戸建一棟建坪十七坪ノ内向ツテ右側ノ一戸ヲ M O 惣太郎ニ及之ニ相隣接セル家屋三棟ヲ H N 喜三郎

他数名ニ賃貸シ居リタルモ家賃ノ滞納多ク従ツテ之カ地代ノ延滞多額ニ達シ殊ニ右□□町ノ家屋及他二箇所ノ家屋ヲ担保トシ Y H 市復興信用組合ヨリ合計金四千元ヲ借受ケ居タル二年賦金支払ヲ延滞シタル為メ同組合ヨリ既ニ昭和六年七月横浜区裁判所ニ対シ競売ノ申立ヲ為シ僅カニ競売期日ノ延期ヲ求メ来リ昭和七年四月現在ニ於テ合計金二千数百円ノ残債務ヲ有シタルモ到底金策ノ方法無カリシ為メ茲ニ前記□□町所在家屋四棟ニ付囊ニ T H 火災保険株式会社及 N H 動産火災保険株式会社ニ対シ合計金二千九百十円ノ火災保険契約ノ締結シ在ルヲ想記シ該家屋ヲ焼燬シ其保険金ヲ取得シテ右信用組合ニ対スル債務ヲ弁済シ以テ現在ノ苦境ヲ打開センコトヲ企テ昭和七年五月十八日午後二時三十分頃右 M O 方天井裏ニ到リ同所ニ油紙脱脂綿古新聞紙等ヲ差置キ揮発油及種油ヲ振掛ケタル上点火シタル蠟燭ヲ之ニ接触セシメ置キテ天井裏ニ燃エ移ル様装置シ以テ放火シ因リテ右 M O 一家ノ住居セル家屋ノ天井板及屋根裏ノ一部ヲ焼燬シタルモノナリ

右犯罪構成事実ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認ム

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第八條ニ該当スルヲ以テ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其刑期範囲内ニ於テ被告人ヲ懲役五年ニ処スヘク尚ホ同法第二十一條ニ依リ差戻前ノ当審ニ於ケル未決勾留日数中二百日ヲ右本刑ニ算入スヘク陪審費用ヲ除ク其他ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ニ依リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

昭和九年十一月二十二日

横浜地方裁判所第二刑事部

裁判長判事 小泉 英一 印

判事 佐瀬 昌三 印
判事 岡村 顯二 印

③ T H 治郎 (大審院放火上告事件昭和一〇年六月一五日判決)

昭和十年(九)第三三二二号

判決書

本籍並住居 横浜市中区□□町□丁目□□番地

大工職

T H 治郎

当五十七年

右放火被告事件ニ付昭和九年十一月二十二日横浜地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採扱シ事
実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如
シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

被告人上告趣意書第一原裁判ノ時法廷ニ現ハレサル証人 H 邑司及ヒ S U ツユコノ最初ノ裁
判ノ時偽リノ証言書ヲ読上ケ利用説示致シタルハ裁判ニ違反致シ居リ候也私カ当日午後三
時頃空家ノ戸ヲ締メ三時十分頃自宅ニ帰ル時 O Z 壯吉ノ才袋カ表ノ才菓子屋ノ入口ノ処ニ
居リ私カ自宅ニ帰ルノヲ見テ知テ居リ又私カ俸ヲ連レテ現場ニ駆ケ付ケタノモ知テ居リ私
カ現場ニ居ナイ事ハ尾崎ノ才袋ニ才聞キシテ被下レハオ判リニナリ林刑事ノ証言ハ最モ甚

シク偽リヲ申シタ事カオ判リニナリマス S U ツユコノ私カ他ノ家ハ少シ保険カ附テアルカ
此ノ家ハ直シテ未タ保険カ附テナイ故悪心ニ千円付ケタト話ヲ致シマシタカ前ニ三百円付
テ居ルト話ハ致シマセン又三百円残テ居ルニシテモ私カ知テ居ル筈ハアリマセン保険屋カ
私ニ保険金ヲ払テ三月ニモナルノニ三百円残テ居ルナラ残テ居ル通知カナケレハナリマセ
ン又三百円ノ証券カ出来テイナケレハナリマセン又保険屋ノ外交員カ保険ヲ付テ呉レト自
宅ニ来マシタ時残テ居ルナラ計算シテ斯ノ様ニ残テ居ルト話ヲ致サナケレハナリマセンカ
話カアリマセン故残テ居ル事ヲ私カ知テ居ル訳ハナイ故前ニ保険カ三百円付テアルト S U
ツユコニ話ヲスル筈ハアリマセン S U ツユコノ申ス証言モ間違テ居ル処カアリマス又此ノ
建物ニ最初ニ千五百円保険ヲ付タノテスカ二年許リ前ニ皆保険ヲ半分ニ減シ千二百五十円
付テアルト私ハ思テ居リマシタ私カ四国ノ高知県ニ仕事ニ行テ居ル時家内カ保険ノ期限カ
キレテ付替テ千五百円附テ居ルノカ事実カモ知レマセンカ三百円残テ居ル様ニ致シタノハ
放火アリテ後テ拵ラヘタ物デアリマス保険屋カ私ニ千三百五十円払フ契約ヲシテ焼ケ垂鉛
板焼ケ材木ハ会社ノ物故君ノ方テ後直スノニ使ヘ八十円以上ニ使ヘル故十円テ買取テ呉レ
ト申ス故十円テ買取ル事ニシテ千三百四十円私方ニ支払タノデアリマス故其ノ時計算シテ
三百円残テ居ル事ニ致シタモノナラ私ニ千三百五十円払タ事ニシテ計算致サナケレハナリ
マセンカ後テ残テ居ル事ニ拵ヘタ故私カ十円テ焼ケ垂鉛板ヤ焼ケ材木ヲ買取タ事ヲ忘レテ
千三百四十円払タ事ニナシ計算シテアルノハ後テ残テ居ル様ニ致シタ故間違テ居ルノデア
リマス何卒御考慮被下度御願申上候ト云ヒ第二法廷ニ現ハレタル証人ノ最初ノ裁判ノ時ノ
証言ト現在ノ裁判ノ時ノ証言ト相違致シテ居リマス最初ノ裁判ノ時ニ消防手カ四時四十分
ニ消防自動車ヲ出シ現場ニ行ツタラ裏ノ方テ女ノ声テ T H サンタ T H サンタト云フ声カシ

タト申シマシタ夫レカラ六畳ノ真中カ燃ヘテ玄関寄りノ方ニ新聞紙ト綿カアツタト申シマシタカ現在ノ裁判ノ時ハ皆消防手カ四時頃自動車ヲ出シタト云ヒマシタ夫レカラ女ノ人カ覗イテ居ルノヲ見タト云ツテ居タト申シ(ホース)テ水ヲ掛ケ壊シテ何処カ燃ヘタカ判ラヌ様ニ証言致シマシタ刑事ヤ司法主任モ最初ノ裁判ノ時ト現在ノ裁判ノ時ト証言カ相違シテ居リマス司法主任カ最初ノ裁判ノ時ハ消防自動車カ四時四十分ニ出タト申シマシタカ現在ノ裁判ノ時ハ四時頃自動車カ出タト申シマシタカ四時四十分カ事案ニ相違アリマセン又六畳ノ真中カ燃ヘタノカ事案ニ相違アリマセン司法主任ヤ消防手達カ打合セヲナシ証言致シタ事ハ明カテアリマス又消防手カ裏ノ方テ女ノ声テT HサンタT Hサンタト言フ声カシタト申マシタカ私カ家賃ヲ取ル様ニナリ間ハナイノテ私カ漸ク店子ノ人カ判ツタ位ナノニ裏ノ女ノ人カ私ノ苗字ノT Hト云フ事ヲ知テ居ル筈ハナイノテアリマス皆偽リヲ申シテ居ルノテアリマス現場ニ現ハレサル証人ノ最初ノ裁判ノ時ノ偽リノ証言書ヲ読ミ上ケ利用説示致シ乍ラ現場ニ現ハレタル証人ノ前裁判ノ時ノ証言書ヲ読ミ上ケ現在ノ証言ト相違ノ点ヲ聞キ糺シ説示致ササリシハ裁判ニ違反致シ居リ候何卒御調へ被下度候也又T Nヒサノ証言ハ全然形ノナイ偽リテアリKTフクヨリ頼マレタモノニ相違アリマセンKTフクノ証言モ少シ偽リカアリマス私カ十六日ノ夕方自宅ヨリ参リ大通リヨリ空家ノ方ヲ見マシタラ空家ノ窓ノ戸カ明テ居ル様ニ見ヘマス故空家ニ行テ見マスト窓ノ戸カ一尺二寸計リ明テ居リマス故水道ノ鉛管ヲ日西ノ這入テ居ル家ノヲ五月一日頃盗マレ十日ノ日ニ水道局ニ取付テ貰タ計リテ又持テ行カレタノテハナイカト思ヒ裏ニ廻テ戸ノスキ間ヨリ覗テ見タカ誰モ居リマセンカ掛金ヲ掛テ置タノカ外レテ居ル故開ケテ中ニ這入り水道ヲ見タコトアリ誰モ居ナイ故裏ノ戸ヲ締メテ窓カラ出様ト思テ裏ノ戸ノ処ニ行ツタ時入口ノ外ニ女ノ人カ惑々シ

テ居ル故水道ノ蛇口テモ取りニ来タノテハナイカト思ツタ故其ノ女人ニ戸ヲ締メテ置ト時々開放シニナツテ居ル故水道テモ盗マレタノテハナイカト思ツタカソウテモナカタト話シマスト女人カ内テモ盗マレタ盗マレルト五六円損ヲシナケレハナラナイ夫レハ借手カ来テ開ケテ中ヲ見テ開放シニシテ行タノカモ知レナイト申シマス故ソウカモ知レナイトシテ別レテ戸ヲ締メ窓カラ出戸ヲ締メ其ノ時自宅テ此度頼ンタ差配カ空家ノ畳ハ時々立掛テ干シタカヨイト申シマシタ故明日天気カ宜敷カツタラ干ソウト思テ居リ翌日天気カ宜敷イ故戸ヲ全部開ケテ畳ヲ立掛テ干シ十八日ノ日モ同シク戸ヲ開ケテ干シタノテアリマス又KTフクカ窓カラ覗イテ居タノヲ見タト申シマシタカ夫レハ四日許リ前テアリマス私カ大阪ニ行クニ付家賃カ取レヌ故整理ヲシテ貰イ後差配ヲシテ貰ウト思ツテ差配人ヲ頼ミマシタラ差配人ノ申スニハ家賃整理ヲスルニハ貸借リノ契約書ヲ取換シテナケレハ整理カ出来ナイト申シマス故契約書ヲ作テ貰テ店子ニ皆配ツテ証人ト自分ノ名前ヲ書テ印ヲ押テ貰フ様ニ頼ンテ置キMOノ内ニ出来テ居ルト思ヒ最初行キマシタ時女ノ客人カ居テ其ノ時妻君カ未タ出来テ居ナイト言フ故頼ンテ帰リテ其ノ後モ出来テ居ルト思テ取りニ行タ時ニ入口ノ外テ玄関ノ内ヲ見タラ四畳半ニ誰モ見ヘナイ故窓ノ障子ノ穴カラ六畳ニ居ルカト思テ見マシタカ誰モ居リマセン故其処ニ方々ノ戸カ明イテ居ルカラ直クニ帰テ来ルト思テ暫ク待テ居リマシタカ見ヘマセン故裏ノ方テ洗濯カ夫レトモ便所ニテモ這入テ居ルノテハナイカト右カラ裏ニ廻リテ見マシタカ便所ニモ何処ニモ見ヘマセン故其ノ日モ其ノ俣自宅ニ帰テ未タ契約書ハ其ノ俣ニナツテ居リ私カMOノ内ニ行ツタ日ハ四日許リ前テアリマス夫レカラ刑事ヤ司法主任カ法廷テ申シタ事ハ偽リテアリ最初ノ裁判ノ時ニ申シタ事ト現在ノ裁判ノ時ニ申シタ事ト証言カ相違シテ居ルノテモ才判リニナル筈テス又私カ林刑事ニ警察ニ連レテ

行カレ調ヘナシニ大場刑事ニ留置場ニ入レラレ翌日午前十一時頃出サレ保険屋カ云フタ貴様ニ相違ナイ先ノモ貴様ニ相違ナイ此度ハ許サヌ又保険屋カ云テ居ル故連レテ来ルト申シテ責メラレ其ノ時私カ差配ヲ頼ンテ長屋ヲ整理シタ故悪戯ヲサレタノテハナイカト思ヒマシタ故長屋ノ整理ヲ致シタ話ト十六日ノ夕刻空家ノ前ノ空地ニ近所ノ内儀サン達カ集ツテ何事テモアツタカ話ヲシテ居タ事ヲ話シ調ヘテ貰フ様ニ頼ミマシタカ近所ノ内儀サン達カ貴様ニ相違ナイト云フテ居ル故許サヌト申シ小突カレテ四五日責メラレ私ノ這入テ居タ留置場ニ私トモ三人テ居テ一人ノ若者カ毆ラレテ体力瘵ニナリ苦シンテ居リ後一人ハ昭和天一新聞紙ニ出サレタト云テ居リ此ノ者カ呼ヒ出サレテ帰テ来テハ私ノ事件ノ事ヲ聞テ来テハ新聞紙ニ種油ヲ掛テ放火シタ種油ノ這入テ居ル墾カアル何シテモ君ニ相違ナイト云フテ居ル故強情張テ居ルト後手ニ縛ラレテ拷問ニ罹ラレナケレハナラナイ年ヲ取テ氣ノ毒タト知ラセカアリ私ノ借財ノ事情カ悪キ故何ウスル事モ出来ヌ私ノ内ニ種油ノ這入居ル墾カアルシ如何致シタラ宜イカト思索シテ居ルト夜ニナリ留置場ヨリ引出サレテ刑事カ二人司法主任ト署長ト四人テ貴様ニ相違ナイ許サヌト責メラレ後手ニ縛ラレ拷問ニ罹ラレナケレハナラヌ絶体絶命ノ場合ニナリ司法主任カ謝マレハ宜イカラ謝マレ署長サンカ御出ニナツテ居ル故署長サンニ謝マレハ許スト云フ意味ニ申シテ居リ昼間責メラレタ時モ司法主任カ他家ニ迷惑ヲ掛タノテナイ自分ノ長屋ノ小屋カ小シ燃タ丈ケ故大シタ事ハナイカラ謝マレハ宜イト申シテ居リマシタ故借財ノ事情カ悪イ故拷問ニ罹ラレテ殺サレテ仕舞テハ大阪ノH組ノ支店ノ工事ニ行ク約束ヲシテアリ此ノ仕事ヲ取逃テハ失業シテ居ル若者達モ当ニシテ居リ若者ヲ救済スル事カ出来ナイ故保険金カ欲シクナケレハ許シテ呉レルト思ヒ私シテハナイケレトモヘイト申シタラ夫レテハ大勢ノ処テハ云ヒ憎イカラ一人残テ聞タ方カ宜イト

云テTH刑事一人リニナリ拷問ニ罹ルノハ助カツタケレト放火シタ事ニシナケレハ許サヌ故新聞紙ニ種油テスカト聞イタラソウタカ未タ何カアルト申ス故私ニハ判ラナイト言フト未タアル云フテ仕舞トOB刑事事這入テ来テ二人ニ左右ヨリ責メラレ是非ナク放火ニ使イソウナ物ヲ聞イテ見タラ聞イタ物ヲ皆アル事ニナシ未タアルト申シテ責メラレテモ油紙ヤ脱脂綿ハ判ラヌ故刑事二人テ責メ乍ラ教ヘテ呉レ種油斗リテハナイ種油ニ揮発油タト云フテ求メタ処ヲ拵ヘナケレハ承知セヌ故警察ノ送り書類ニ書イテアル様ニ宜イ加減ニ拵ヘテ貰ヒ又放火ヲ何ウシタカト責メラレ放火シタ動作ヲ作ラナケレハ承知セヌ故NHヤ空家ニ住テ居タ洋服屋カ越シテ行タ後ヲ綺麗ニシテ貸シマシヨト思テ倅ニ壁紙テ壁ノ悪イ処ヲ繕ハセ私カ襖ヤ天井ノ下バノ蜘蛛ノ巣ヲ箒テ払タ時ニ天井板カニ板動キ天井ノ掃除口ノアルノヲ知テ居ル故此ノ処ヨリ上リ自宅ヨリ現場ニ駆ケ付タ時ニ大通リヨリ焼タ方ヲ見タケレト何処カ燃ヘタカ判ラナイ故MOノ四畳半ノ真中頃ニ放火シタ事ニシタ処其処テハナイモツト先ノ方タト云フテ教ヘテ六畳ニ放火シタ事ニナリ一ヶ所テハナイニヶ所放火シタロウト云フテ三人カ小突テ暫ク責メラレタカ判ラヌ故判ラヌト申シテ居リマシタラ夫レテハ宜イト云フテ田原刑事カ書類ヲ作り司法主任カ放火シタ燃ヘ残リノ品ヲ持テ来テ私ニ見セマシタ故良ク調ヘテ見マシタラ私カ求メタ事ニシタ品トハ違テ居リ油ハ種油ト違ヒ石油ノ様ニ思タ故此レハ石油テハナイカト申シマシタカ刑事サンカ二人居リマシタカ黙テ居リマス故許シテ貰ヒサヘスレハ宜イト思ヒ其ノ俛ニナリ司法主任カ検事サンノ処ヘ行タラ良ク謝マレハ執行猶予ニナル故良ク謝マレト言テ裁判所ニ送ラレタノテアリマス私ト留置場ニ居タ男ハ第二ノ昭和天ト新聞紙ニ出サレタノカモ知レマセンカ刑務所ハ此度テ三度目タト云テ居リ五月一日頃吉野町ノ停留場テ電車ノ来ルノヲ待テ居テ大岡警察ノ刑事ニ捕ヘラレテ警

察ニ居リマシタノテ五月二十七日ニ刑務所ニ送ラレテ行キ角帯ヲ締テ居リマシタ故直チニ判ラナケレハナリマセン此ノ男ニ才聞キシテ被下レハ刑事ヤ司法主任カ法廷テ偽リヲ申タ事カ才判ニナリマス又NH動産火災ノ外交員HD丹三モ偽リヲ申シテ居リマス処ヲ見マストTH火災ノ外交シテ居リ私カNH動産火災ニ保険契約ヲ致シタ事カ直チニ判リTH火災ノ社員達カ私ヲ罪人ニ陥シ入ルル為メ放火シテ私ノ借財ノ事情ヲ知テ居ル故直チニ警察ニ訴タ者ニ相違アリマセン何卒御調被下候ト云ヒ第三檢事サンノ調ヲ受ケタ時私カ放火シタノテハアリマセント申シテモ私ノ申ス事ハ用ヒス警察ノ送り書類ヲ読ミ上テ書記ニ書カセテ燃ヘタ所ノ写真ヲ私ノ前ニ置キ才前ニケ所放火シタト云フテハナイカ此ノ赤イ印ノ附テル所ニ此レカアツテ下ニ落チタト云フテ新聞紙ト油紙ヲ見セニケ所放火シタ様ニ申セト云フ意味テ私ニ見セタケレト私カ放火シタノテハアリマセン已ムヲ得スシタ事ニシテ仕舞タノテアリマスト申スト檢事サンカ「トウイウフウニ」ト申ス故ニケ所放火シテアツタト云フノテスカラ私カ放火シタノテナイ故違テ居ナケレハナラヌ故警察テ責メラレテ是非ナク六畳ニ一ヶ所放火シタ話ヲシテ身ニ覺ヘハナイカ免カレル事カ出来ナイノテ已ムナク身ニ引受ケテシマツタトオ話ヲ致シマシタノテスカニケ所放火シタ事ニ私カ言ナイ故一ヶ所放火シタ書記ニ書カセテ全部焼キ払テ保険金ヲ詐取スル為ニ放火シタト書記ニ書カセマシタ故ソナ端ノ方ニ放火シタツテ私ノ長屋カ全部焼ケル訳ハアリマセント申スト夫レテハトウシテ斯様ノ所ニ放火シタロウト申シマス故誰ニシテモ自分ノ内ニ放火スレハ直チニ判ツテ仕舞故風下ノ方ニ保険ノ付テアル内カアツテ放火シタノテハナイカト思ツタカラ風下ノ方タカラテスト申シ夫レカラ借財ヲシタ事ヲ聞マスカラ借財シタ事ト現在借財ノアル話ヲシテ書類カ出来タノテアリマス其ノ時私ニ見セタ赤印ノ附イタ写真ヲ最初ノ裁判ノ準備調

ヘノ時ニ裁判長殿ニ写真ヲ私カ見テ放火シタ所ノ図面ヲ拵ヘタ話ヲ致シマシタ故裁判長殿カ赤印ノ附イタ写真ヲ見セマシタ其ノ写真ヲ陪審員ノ方々ニ才見セニナツテ赤印ノ附イテ居ル所ニ新聞紙ヤ油紙カ有ツタ事ヲ檢事サンカラ聞テ私カ知テ居テ図面ヲ作タ事ヲ理解シテ頂カナケレハナリマセン外ノ写真ハ見セマシタカ赤印ノ附イタ写真ハ現在ノ裁判ノ時ニハ私ニモ見セス陪審員ノ方ニモ見セスニ裁判ヲ終リニ致シタルハ裁判カ違反致居リ候也ト云ヒ第四予審判事サンノ最初ノ調ヘノ時ニ私カ放火シタノテハナイト申シテモ私ノ申ス事ハ取合テ呉レス檢事サンノ送り書類ヲ見テ読ミ上ケ書記ニ書カセ放火ヲトウイウフウニシタカ云ヘト申シマス故私テハアリマセンカ是非ナク放火ヲ斯様ニ致シタ事ニシテ仕舞タト一ヶ所トニケ所トハ違テ居リマス故警察テ是非ナク一ヶ所放火シタオ話ヲナシ私テハアリマセント云テモ承知セス新聞紙ト一寸二分ノ釘ト蠟燭ヲ持テ来テ此レテ燭台ヲ拵ヘテ見ロト云テ燭台ノ良ク出来タ故才前ニ相違ナイト申シマス故燭台カ出来テモ私テハナイト申シテモ取合テ呉レス判事サンカ知ラヌト言テ居レハ殴ラナケレハナラナイカ紳士カ殴ル訳ニ行ナイ故知ラナイト言テモ許シハシナイ俺ハ此ノ職ヲ長クシテ居リ才前カ大工テ其道ニ明ルイ様ニ俺レモ此職ニ明ルイ故俺レカ一目見レハ才前カ放火シタ事ハ判テ居ル幾等才前カ知ラヌト言テモ許シハシナイト申シマス故私テハアリマセン私ノ内ニ種油ノ壘カアツテモ種油ヤ揮発油テハナイト思フ故ニ調ヘテ下サイ石油タト思フト申シマスト附添ノ檢事局ノ片目縋帯シテ居タ巡查カソナ事ヲ云フ奴カ有ルカト脅カサレ判事サンハソナ事ハナイ種油ニ揮発油タト云フテ取合テ呉レマセンテ其ノ日刑務所ニ送ラレテ行キ其次ニ呼ビ出サレタ時モ私テハナイト言テモ承知セス檢事サンノ送りノ書類ヲ読上ケテ書記ニ書カセテ身ニ覺エカ無イト申ス事モ書キ其ノ時十七日ノ夕刻自宅ニ□町ノ長屋ヲ買手ノ来タ話ヲシ

夕時競売ニナルト坪当リ二十四五円ニナルト予算シタ事カアリ全部二千円位テ競売ニナルト思ツテ居リマシタ故全部ナラ二千円坪当リニスルト二十四五円ト競売ノ話ト間違テ致シタラ予審判事サンカ全部ナラ二千円切り放シテ売レハ坪当リ二十四五円トスルト幾ラニナルト書記ト計算シテ三百円テ売ルト書キマシタ故ソレハ違フト申シタラ判事サンカ少シハ違ツテモ宜々ト言ツテ勝手ニ書イタノテアリ此レハ面会ナシテハイケナイト言ツテ六月三日ヨリ接見禁止トナリ其ノ他全部焼払ツテ保険金ヲ詐欺スル為ニ放火シタト申ス事ヤ昼ヲ干シタノハ体裁ヲ作ル為ニ干シタト書キマス故ソレナ事ハ無イト言ツテモ承知セス判事サンカ勝手ニ書カシタノテ有リマス身ニ覺エカ無イト申ス事カ書イテアルシ種油ヤ揮発油テハ無イト思ヒ石油ニ違ヒナイ故出ル所迄出テ早く調ヘテ貰ヒ石油テアレハ色々油ヲ車ニ載セテ□□町ニ売リニ来ル人カ有ル故其ノ人ニ石油ヲ求メタ人カアリ聞イテ見レハ犯人カ判ルト思ヒ其ノ時ハ長屋ヲ整理シタ為カソレ共風下ノ方ニ保険ヲ附ケテ有ル内テ無イカ又ハ地所ノ事テ地主ト争ヲシタ故テハ無イカト思ヒ早々調ヘテ貰ヘハ判ルト思ツタ故判事サンノ言フ俛ニ致シタカ接見禁止テ家ノ者ニ面会出来ス事件ノ内容ノ手紙モ出ス事ハ出来ス何ウスル事カ出来又故警察テ放火シタ材料ヲ教ヘタリ求メタ所ヲ教ヘテモ品カ違ツテ居ルト言ツテ取替ヘタリシテ宜イ加減ニ作ツタノタシニケ所放火シタロウト攻メラレタケレト判ラナカツタノタシ警察テ私テ無イ事カ判ツテ居ナケレハナラナイ故其ノ理由ヲ葉書ニ書イテ六月十日頃出シタラ判事サンノ呼出カアリ此ノ様ナ物ヲ警察ニ何ウシテ出シタカト申ス故私カ放火シタノテハナイ警察テ私テナイコトカ判ツテ居ナケレハナリマセン私カ放火スルナラ自宅テAH新聞ヲ取ツテ居ルシ私モ四月十五日ヨリ□□町テAH新聞ヲ取ツテ居ル故AH新聞テナケレハナラナイカAH新聞テナイト言フ故警察ノ言フ様ニNHノ新聞

ナラ合フト言ツテNHノ新聞ト取替ヘタリシ種油テハナイト思フケレト種油ニシタ処テ放火ニ使ツテ油ノ這入ツテ居ル壇ヲ人ノ良ク見エル所ニ置ク筈ハアリマセン故警察テ良ク判ツテ居ナケレハナリマセント判事サンカ旨イ事ヲ言ツテルケレトオ前カシタ事ハ良ク判ツテ居ルオ前カ大工テ其ノ道ニ明ルイ様ニ俺モ此ノ職ヲ長クシテ居テ明ルイノタオ前カ何程知ラヌト言ツテモ許シハセヌ前ノモオ前カ放火シテ保険金ヲ取ツテ置キ乍ラ又保険金ヲ取ル積リカ太イ奴タ帰ツテ良ク考ヘロト言ツテ其ノ日ハ刑務所ニ歸リ其ノ後二ヶ月ハカリ経テモ呼出力無イ故呼出ヲオ願ヒシタ処其ノ返事ニ前ノ考カアル故未タ呼出ス事ハ出来ナイト申シテ来其ノ翌日返事ノ言直シカ来テ前ノ調カアルノテ呼出スコトカ出来ナイノタト申シテ来マシタ故前ノ火災モ私カ放火シタノタト考ヘタリ調ヘタリシテ居ルノテハナイカト思ツタ故前ノ火災ノ晚七時半頃私カ伊勢崎町ニ活動ヲ見ニ行キ又楽館ニ這入ツテオ菓子屋ノ前テ立ツテ見テ居リ私ノ右ノ方ニ居ル人カオ菓子屋ト知合ラシク話ヲシテ居マス故私モ喜劇ヲ見乍ラ笑ツテ話ヲシナカラ見居リ喜劇カ終ツテ立ツテ見テ居テ勞レタ故オ菓子屋ノ上リ口ニ腰ヲ掛ケテ(ラムネ)ヲ一本買ツテ飲ンタ故其ノオ菓子屋ニ聞イテ貰ヘハ私カ活動見テ居タ事カ判ル故月日カ経ツト忘レル故話ヲシテ置イテ貰ヘハ何時モ判ルト思ヒ自宅ニ葉書ヲ出シテオキマシタソレカラ三月ハカリ経ツテモ呼出カナイ故早くシナイト種油タカ石油タカ判ラナクナツテハ仕方カ無イト思ヒ呼出ヲ願ツタ処呼出カアツテオ前カ悪カツタト言フ故呼出シタノタオ前カ放火シタト言フノカソレナラ忙イケレト調ヘテヤル知ラヌト言ヘハ調ヘナイト言フ意味ニ言ツテ居ル故借財ノ事情カ悪イ故認メラレテ何トモ致方カナイ故ヘイト申ストソレテハ此ハ何シテ出シタト自宅ニ出シタ葉書ヲ見セタ故私カ放火シタノテナイカラ家ノ者カ安心スル様ニ出シタト申スト判事サンカコンナ物ヲ出シテモ安心

スル訳ハナイコレハ何ウシテ出シタト才菓子屋ニ話ヲシテ貰フト思ツテ出シタノヲ見セマシタ故私カ呼出ヲ才願ヒシタラ前ノ考カアルカラ呼出スコトハ出来ナイ又前ノ調カアル故呼出スコトハ出来ナイト返事カ来マシタカラ前ノモ私カ放火シタノテハナイカト考ヘタリ調ヘタリシテ居ルノテハナイカト思ツテ月日カ経ツト忘レル故話ヲシテ置イテ貰フト思ツテ出シマシタト申スト判事サンカ是ヲ出シタノテ是カ証拠ニナルモノカ前ノモ才前カシタノタサア忙シイケレト調ヘテヤル種油ハアレヲ使ツタカ揮発油ハ先ノ所テ求メタノテナイカト言ツテ未タ種油ニ揮発油ニシテ居ル故月日カ経テハ経ツ程判ラナクナル故何ウシテモ出ル所マテ出テ調ヘテ頂クヨリ仕方カナイト思ヒ警察テ放火材料ヲ求メタ処是非ナク拵ヘテモ私カ警察テ見テ品カ皆違ツテ居ルノカ判ツテ居ル故又新規ニ求メタ処ヲ拵ヘナケレハナラナイ故又書類ニ書イテアル様ニシテ貰ツタ時ニ肩ニ掛ル合羽カアル様ナ意味ヲ申シテ燃エタ家ノ図面ヲ出シテ四疊半ノ所ニ一ヶ所放火シタカト申シマス故ヘイト申シマスト判事サンカ未タ偽ヲ言ツテ居ルト申ス故写真ヲ見テ二ヶ所放火シテ有ツタ事カ判ツテ居リマスト申シマスト判事サンカソレテハ警察テ一ヶ所放火シタ事ニ言ツタノニ二ヶ所放火シテアル故私テハナイト裁判テ否認スル積リタラウト申ス故ソナ事ハアリマセン事実ヲ申シ述ヘルト申シマストイヤ否認スル積リタカラ調ヘル事ハ出来ナイ未タ放火ノ仕方カ違ツテ居ルト申シ帰ツテ良ク放火ヲ何ウシタカ考ヘテ置ケト言ツテ其ノ日ハ帰り七日計リ経ツテ呼出カアリT日刑事ニ逢ツタ時判事サンカ肩ニ掛ル合羽カアル様ニ言ツテ居タ故肩ニ掛ル合羽カ有ルカ聞イタラソレハ何処テ求メタ荒物屋テ求メタカ何時迄モ手数ヲ掛ケテ居ルト一年ハカリ打捨テ置クト言ヒ居リ揮発油ハ何所テ求メタト言フ故仕方ナク求メタ所ハ無イ故新聞紙カ包ンテアツタノテ拾ツタ事トシ油紙ハ荒物屋テ求メタコトニシテ判事サント書

記トT日刑事ト運転手ト私ト五人テ私カ求メタ事ニシタ荒物屋ニ行キ此ノ荒物屋ハ私カ悴ト空家ヲ直シタ時天井ノ芥ヲ払ツタ時ニ足ヲ引違ヒテ通り町ノ骨継キニ行ツテ薬ヲ附ケテ貰ツタカ直ク痛ム故家内ニ話ヲシタラ良イ薬カアルト言フテ拵ヘテ呉レタ故ソレト取替ヘタ時ニ骨継キヨリ繃帯シテ呉レタ油紙テハ小サイ故其ノ荒物屋テ二尺角ノヲ一枚買ツタ時ニ大小油紙カ沢山アルノヲ見テ知ツテ居ル故已ムナク此ノ荒物屋テ求メタ事ニシマシタカ判事サンカ燃残リノ油紙ヲ持ツテ行キ比ヘテ見テモ同シノハ無イノテ彼カ是カト比ヘテ大概同シ位ノ大キサノヲ此ノ口タラウト言ツテ持ツテ来マシタカ色カ違ツテ居テ同シ品テハ有リマセン其ノ日ハソレテ調ヘハ無ク二ヶ月斗リ呼出カ無イ故呼出ヲ才願ヒシタラ昭和八年二月ニ呼出カアリ才前六疊ニ二ヶ所放火シタノテハナイタラウ四疊半ニモ放火シテ三ヶ所放火シタロウ三ヶ所放火シタナラ調ヘテヤルソレテナケレハ今忙シイカラ調ヘル事ハ出来ナイト申ス故ヘイト申スト三ヶ所ナラ調ヘテヤル下ニ行ツテ待ツテ居ロト言ヒマス故下テ待ツテ居リマシタカ其ノ日ハ調ヘカ無ク四五日経テ呼出カアリ此ノ間才前三ヶ所放火シタト言ツタナ三ヶ所放火シタナラ調ヘテ遣ルカラ図面ヲ拵ヘロト紙ヲ出シマシタ故赤印ノ有ツタ所ニ油紙ヤ新聞紙ノ有ツタ事ヲ檢事サンニ聞イテ知ツテ居リマス故ソコニ油紙ト新聞紙ト放火シタ事ニ作り後ハ判ラヌ故イイ加減ノ処ニナシ合羽ハ何処ニ放火シタノカ判ラヌ故其ノ俣ニナリ其ノ時判事サンカ信用組合ニ借財カ三千百九十九円十一錢有ツテソレニ対スル延滞利息ヲ支払ハヌ故競売ニナルト申シマス故ソナニアル訳ハアリマセン競売ニナツテモ五六百円ノ金カ残ル積リテ居タカラ放火シヤウト思ツタ事ハアリマセント申シマスト判事サンハソナ事ハナイ調ヘテアル競売ニナレハ一棟モ残ラナイテ借金カ残ルノタト言ツテ承知シマセン故私カ放火シヤウト考ヘタコトハナイソレニ放火ノ有ツタ家ハ競売

ニナツテモ四百円位ニナル積リテ居リマシタ故保険ハ何程モ附テハ居ナイカラ放火シテモ詰ラナイト申スト判事サンハソソナニナル訳ハナイ二百何十円テ競売ニナルト言ヒマス故ソソナ事ハアリマセンソレテハ十四坪七合ノ方ハ何程ニナツテ居リマスト聞キマシタラ三百五十円テ競売ニナル事ニナツテ居ルト申シマス故ソレテハ放火ノ有ツタ方ハ十七坪有ルカラ十四坪七合ノ方ヨリ安イ訳ハアリマセン十四坪七合ノ方ヨリ十七坪ノ方ハ良ク出来テ居テ千円ノ余掛テ居ル故幾ラ競売ニナルニシテモ坪数ノ少ナイ方ヨリ安ク見積ル筈ハアリマセン何カ間違ツテ居ルノテスト判事サント言合ヲ致シマシタ十七坪ノ方ハ長押カ附テ床ノ間モ附イテ居ル故十四坪七合ノ方ヨリ値段カ安ク見積ル筈ハナシ又十七坪ノ長押附ノ家カ二百何十円トカ申シマシタカソソナ値段テ買ヘル訳モナク見積ル訳モアリマセン故判事サンモ考ヘテ此ノ値段ハ書イテ置カナイ方カ宜イト云ツテ書キマセンテシタソレカラ判事サンカ三千円借りル所ハナイカト申ス故三千円ハ何ウタカ判ラナイカ千円位ナラ借ル所ハアリマスト申スト判事サンカ千円テハ借金ハ済マセナイカラ無イノモ同シタト言ツテ書類カ出来私カ出ル所迄出テ調ヘテ貰ヘハ判ルト言フ意味ヲ申シ居リマシタ故判事サンカ否認スル積リタト言フ文句ヲ勝手ニ書キ予審ノ終ル迄私テハナイト言ツテ居タノテスカ承知セス予審カ終リ間違ツテ居ルコトカ大分有リマス判事サンカ三千百九十九円十一錢借財カアリソレニ対スル延滞利息カアルト言ツテ私カ申ス事ハ取合ツテクレマセンテシタカ現在ノ裁判ノ時信用組合ノ社員カ二千六百六円有ルト申シマシタカ此ノ借財ハ五年間ナシ崩シテ利息共加ハリテ居リ未タ返済迄ハ二年二ヶ月アリマス故其ノ時返済スレハ二年二ヶ月ノ利息ヲ引テ二千四百円斗リ支払ヘハ宜シイノテアリマス又予審ノ調ヘノ時合羽カアルト言ヒマスノテ有ルコトニ致シマシタカ予審カ終ツテ放火材料ヲ私ニ見セマシタ故良ク調ヘテ

見マシタカ合羽ノ様ナ物ハ見当ラス三ヶ所放火シタ内何処ニ用キタカ教ヘナイ故判ラス其ノ俣ニナツテ居リ元々ナカツタ物ニ相違アリマセン又私カ袋ノ中ヨリ放火材料ヲ出シテ良ク調ヘタノテ判事サンカ怒リマシタカ私ハ良ク調ヘテ見マシタ種油ナラ綿ニ染テ居ル油カ粘ツテ居ナケレハナラナイカ未タ石油ノ勾カシテ居リマス故種油ヤ揮発油テハナイコトカ判リ石油ニ相違ナイノテアリマス故最初ノ裁判ノ準備調ノ時裁判長ニ種油ヤ揮発油テハナイ石油タト思ヒマス又石油テアレハ車ニ色々ナ油ヲ載セテ売リニ来ル人カアルカラ其人ニ石油ヲ求メタ人カアルカ聞イテ見テ求メタ人カアツテ犯人カ判ルト申シテ置キマシタカ裁判ノ時ニ放火材料ヲ良ク調ヘス種油ニ揮発油ニシテ裁判ヲシマシタ現在ノ裁判ノ準備調ノ時ニモ私カ種油ヤ揮発油テハナク石油ノ勾カシテ居ル故石油タト申シマシタカ裁判ノ証拠調ノ時ニ私カ油ノ染テ居ル綿ヲ摺ンテ見タケレト粘リモ無ク石油ノ勾カシテ居ル故石油ニ相違ナイノテアリマス検事サンハ種油ヤ揮発油テハナイ物ヲ種油ニ揮発油タト間違ツタ論告ヲ致シマシタ裁判ニ最モ違反致シ居リ候何卒御調ヘ被下度候也ト云ヒ第五警察テ六疊ニ二ヶ所放火シタロウト責メラレ又検事サンカ写真ヲ見セテ二ヶ所放火シタト言ツタカ写真ハ黒イ故良ク燃エタ所カ判ラナカツタカ最初裁判ノ時消防手カ六疊ノ真中カ燃エタト申シタ故六疊ノ真中カ燃エタノカ事実ニ相違アリマセン私カ警察テ責メラレタ時何処ニ放火シタノカ判ラヌ故四疊半ノ真中ニ放火シタ事ニ致シタ故誤魔化シテ予審終結決定書ハ四疊半カ燃エタ事ニナシタ物ニ相違アリマセン六疊ノ真中カ燃エタモノヲ私ヤ陪審員ノ方々ニ燃エタ所ノ赤印ノ附イタ写真ヲ見セス四疊半カ燃エタ事ニナシ裁判ヲ行ヒタルハ最モ裁判カ違反致居候何卒御調ヘ被下度候也ト云ヒ第六現在ノ裁判ノ証拠調ノ時裁判長殿ニ三ヶ所放火シテ一ヶ所

燃エテ燃エナイ所ノ燃残リノ蠟燭カナイ訳カナイト聞キマシタラソノ物後テ宜イト申シテ燃残リノ蠟燭ヲ出シマセン又予審判事サンノ調ヘノ時此ノ蠟燭テ放火シタト云ツテ私ニ新聞紙ト一寸二分ノ釘ト持ツテ燭台ヲ拵ヘテ見ロト言ツテ出シタ其ノ時ノ蠟燭カアル話ヲ致シマシタカ其ノ蠟燭モ出テアリマセン其ノ蠟燭ハ三寸位ノ長サノ蠟燭テ五十分位テ灯レテ仕舞フ蠟燭テアリマス消防自動車ノ出タノハ四時四十分カ事実ニ相違アリマセン故私カ自宅ニ帰ツタノハ三時十分頃テアリマス故予審判事サンカ此ノ蠟燭テ放火シタト言ツテ見セタ蠟燭ナラ私カ自宅ニ帰ツテ四十分位経ツテカラ蠟燭ニ火ヲ点ケテ放火シタ事ニナリ私テ無イ事カ明テアリマス最初ノ裁判ノ時ニハ消防手ヤ司法主任カ四時四十分ニ自動車カ出タト申シタカ現在ノ裁判ノ時ニハ四時頃ニ自動車カ出タト皆申シ合セテ申シタノテアリマス四時頃ニ自動車カ出タトスレハ判事サンカ私ニ見セタ蠟燭テ私カ自宅ニ帰ツタ時刻ニ蠟燭ニ火ヲ点ケテ放火シタ事ニナリマスカ検事サンノ論告ノ時ニ四時四十分ニ自動車カ出タト申シマシタ故四時四十分ニ自動車カ出タノカ事実ニ相違アリマセン自動車ニ出タ時間ヲ打合セテシテ誤魔化シテ居ル処ニ私テ無イ確カナ証拠カアルノテス裁判長殿カソノナ物ハ後テ宜シイト言ヒマシタ故燃残リノ蠟燭カアルニ相違アリマセン其ノ確ニ私テナイ証拠ノ蠟燭ヲ出サス又予審判事サンカ此ノ蠟燭テ放火シタト見セタ蠟燭モ隠シテ仕舞ツテ裁判ヲ行ヒタルハ最モ裁判カ違反致シ候何卒御調被下度候也ト云ヒ第七現在ノ裁判ノ証拠調ノ時ニ弁護士カ最初ノ裁判ノ時ヨリ私カ揮発油ヤ種油テハナイト云ツテ居リ種油ヤ揮発油テハナク石油ノ匂カシテ居ル故石油タト弁論ヲ致シマシタ時裁判長カ弁論ヲ差止メテ最初ノ裁判ノ時カラテハナク此ノ間ノ調ヘノ時ニ云ツタノテ違フト申シマシタカ私ハ予審ノ最初ノ調ヘノ時ヨリ再三申シ最初ノ裁判ノ時ニモ申シ述ヘテ居リ裁判長殿カ弁護士ノ弁論ヲ差シ

止メ間違タ説示ヲ為シタノハ裁判ニ違反致シ居リ候ト云ヒ第八現在ノ裁判準備調ヘノ時ニ放火材料ノ事ニ付御話ヲ裁判長殿ニ致シテ置キマシタ最初放火ニ使ツタ事ニシタ油紙ヤ脱脂綿ハ警察ノ人カ自宅ニ行キ内ノ者ニ判ラナイ様ニ呼出シテソレテ放火シタ事ニナツテ居テ次ニ求メタ事ニシタ油紙ハ予審判事サンカ之ノ口タラウト云ツテ持ツテ来タノテスカ持ツテ来タ時ニ色カ違ツテ居テ同品テハナク合羽モ私カ拾ツタノテナク脱脂綿ハA薬局テ求メタ事ニシテモ私カ放火シタノテナイカラA薬局ノ脱脂綿ト較ヘテ見レハオ判リニナルト云ツテ置キマシタカ外ノ品ハ私カ二度モヨク調ヘテ見テ違ツテ居ルノカ判ツテ居ルケレトA薬局ノ脱脂綿ハ私カ見マセン故同品カ違ヒカ比ヘテ見テ貰フ積リテ申シタノテスカ裁判ノ証拠調ノ時A薬局ノ脱脂綿ヲ取寄セテ比シテ見ナケレハ正シイ証拠調ヘテハアリマセン裁判ニ違反致シ居リ候也ト云ヒ第九裁判長殿カ陪審員ノ方々ニ年老タカラカ哀想タト思ツテハイケヌ怨レルカラト思ツテハイケナイト私ノ不利ナ説示ヲ致シマシタ裁判ニ違反致シ居リ候也ト云ヒ第十最初ノ判決言渡ノ時裁判長殿カ三ヶ所放火シテ六畳間ノ天井裏ニ装置シタ材料ヨリ発火シ右長屋ノ天井及屋根裏ノ一部ヲ焼キ燬シタルモノナリト申シテ言渡ヲ致シマシタカ現在ノ判決言渡ノ時ハ裁判長殿カ三ヶ所放火シテ何ノ辺カ燃ヘタカ判ツテ居ナイ様ニ言渡ヲ致シマシタ予審終結決定書ニハ四畳半間ノ天井裏ニ装置シタ材料ヨリ発火シ右家屋ノ天井及屋根裏ノ一部ヲ焼ケ燬シタルモノナリトアリマス何ノ理由モナク色々ト判決言渡書ヲ変更ナスハ違反致シ居リ候ナリ前記第十ヶ条ハ陪審裁判及判決言渡ニ対シ違反致シ居リ候故不服上告申立致シ候何卒御取調ヘノ上再審致被下度御願申上候ナリ次ニ裁判ノ時ノ様子テ前火災ノ原因ト現在ノ放火ノ原因カ判リマシタソレハ前ノ火災ノ時ノ経緯ノ才話ヲ致セハオ判リニナリマス前ノ火災ノアツタ昭和七年一月三十一日ノ夜七時半頃私

カ伊勢崎町ニ活動ヲ見ニ行キ七時五十分頃又楽館ニ這入リテ正面ノ才菓子屋ノ前ニ之ヲ見テ居リ這入ツタ時ハ旧劇ノ活動ヲ見其ノ次ハ喜劇ノ実演ヲ失業者カ友人ノ家ニ尋ネテ来テ応接間テ友人ニ面会シテ妻君ノ取ナシテ友人ノ家ニ雇ハレル事ニナツテ幕トナリ其ノ次ハ友人ノ家ハ見世物師テ雇ハレテ虎ノ皮ヲ着テ贖物ノ虎ニナリ金網ノ虎箱ノ中ニ這入ツテ居ルト自分ノ妻君カ男ト連立ツテ見物ニ来テ虎箱ノ中テ出ル事ハ出来ス其ノ内学生姿ノ男カ此ノ虎ハ本物テナイト興行師ト争ニナリ本物ナラ俺ノ方ノ(ライオン)ト嚙合セテ見レハ本物カ贖物カ判ルト云ツテ(ライオン)ヲ連レテ来テ嚙合セ終リニ虎カ勞レテ倒レテ仕舞ヒ(ライオン)モ贖物テ友人ノ内ノ雇人テアリ此ノ位勇氣カアレハ本物ニ見ヘルト云ヒ喜劇ヲ見乍ラ才菓子ヤサント後一人ナリカ高イ相撲サンノ様ナ人ト三人テ話乍ラ見テ居リ遂ニ金看板甚九郎活動テ自宅ニ帰ツタノカ十時半頃テ十時五十分頃寝テ十二時頃□□町ノ長屋ノ二階家カ焼ケタト知ラセカアリ現場ニ行□□警察ニ連レテ行カレテ調ヘラレ翌日午前八時頃才許シヲ受ケテ現場ニ立寄り自宅ニ帰り保険屋ノ外交ノSY長一郎トTH火災ノ保険金掛リト来テ私ト三人テ現場ニ行キ保険屋カ千二百円払ト云テ帰り後テ私カ二階ニ上リ火災ノ原因ヲ調ヘ隣ノ豆腐屋ノ煙突ノ廻リノ屋根カ壊レテ居タ故ソレカラ火力飛ヒ込紙張り障子ニ移リ天井ニ燃上タノテナイカソレ共電気カ豆腐屋ノ方ヨリ繼テアル故電気テナイカト調ヘテ見タケレト豆腐屋ノ屋根ハ壊レテ居ルケレト燃エタ処ハ判ラナカツタカ私カ自宅ニ帰ル時豆腐屋ノ家ノ中テ年老ノ人カ何処カ燃エタカ壊レタカ窃カニ直シテ居ル様テアツタカ其ノ時ハ別ニ氣ニモ止メナカツタカ私ノ家ニOZ壮吉カ煙突掃除ニ来タ時家内ニOZ壮吉カ豆腐屋ノ内ノ中カ燃エタト話ヲシタト聞キマシタ其ノ時秘密ニ直シテ居タノハKTフクノ年配カラ考ヘルト亭主ニ相違アリマセンソレニ長屋ノ鍵ヲOZ壮吉ノ家ニ

預ケテアツテ貸家ヲ借リニ来タ人カアレハ開テ中ヲ見セテ貰フ様ニ頼ンテアルノテ此ノ建物ハ戸締カ二重ニナツテ鍵カナケレハ下カラ這入レマセン燃エタ時ニハ錠ハ掛ケテ居リマシタ二階モ二重ニ戸締リカシテアリ豆腐屋ノ方ニ二階ノ窓カアリ其ノ窓ハ硝子障子一枚故豆腐屋ノ屋根カラナラ這入ル事カ出来マス其ノ時窃ニ燃ヘタ処ヲ直シテ居タ故何カ原因ヲ話ス事カ出来ナイ事カアツタニ相違アリマセン此ノ火災ノ原因ハKTフクノ亭主ニ豆腐屋ニOZ壮吉ト三人カ知ツテ居ルニ相違アリマセン其ノ時保険屋カ申シタ後テ私カ何程位テ元通りニ直ルカ調ヘテ見タ処千七百円位ノ損害テアリ自分テ直セハ千五百円位ナラ元通りニ直セル故保険屋ニ掛合テ千五百円奮発シテ貰フト思ツテ自宅ニ帰ツテ保険会社ニ電話ヲ掛ケタケレト電話テハ要領ヲ得ヌ故明日九時頃ニ出掛ケ行クト約束ヲシ其ノ時外交員ノSYカ来タ故新聞ニハ二千円ノ損害ト出テ居ル故其ノ新聞ヲ見セ話ヲシタ処掛リノ人ニ話シテ呉レト申シマス故翌日九時頃ニ従兄ノEZ友太郎ト私二人テ保険会社ニ行キ千五百円奮発シテ貰フ様オ話ヲシタカ千二百五十円ヨリ払ヘナイト云ヒマス故ソレテハ千四百円是非奮発シテ呉レト頼ミマシタカ話カ纏ラス会社ノ方テソレテ元通りニ直セルト思ツタラ会社ノ方テ頼ムト云ツテ帰ツテ来マシタラ後カラ社員カ自宅ニ来テ千三百五十円払フ事ニシタカラソレテ承知シテ貰ヒ度ヒソウシテ焼タトランヤ焼木材ハ会社ノモノ故君ノ方テ後直スノニ使ヘ八十円以上ニ使ヘルカラ十円テ買取テ呉レト云ヒマス故十円テ買取ル事ニシテ契約シテ信用組合テ金ヲ受取ツテ貰フ様ニ委任シテ置キマシタ処七日許リ経テ信用組合ヨリ保険会社テ未タ金ヲ払ハナイ故請求シテ呉レト通知カ来タ故保険会社ニ請求ニ行キマスト社員カ警察テ保険金ヲ払ツテ損ヲスルトイケナイカラ今選挙テ忙シイカラ選挙カ終ツタラヨク調ヘルカラ保険金ヲ払ツテハイケナイト云フカラ払フ事ハ出来ナイト申シマス故良ク

調へテ貰ツテカラテヨイト思ツテ居リマシタカ選挙力終ツテモ何ノ挨拶カナイ故警察ニ行テ聞イテ見マシタラ警察ノ方ハ調へカ濟ンテ居ルカ保険屋カ何ヤ彼ヤト云ツテ来テ居ルケレト保険金ノ事ニハ警察テハ関係シナイカラ君ノ方テ調へテ払フトモ払ハナイトモ勝手ニスルカ宜イト云ツテヤツタカラ此方ハ調へカ濟ンテ居ルカラ宜イト申シマス故保険会社ニ行キ警察ノ調へカ濟ンタ故保険屋カ仕方ナク保険金ヲ払ツテ呉レタノテアリマス私カ活動ヲ見テ居タ事ハ今御調へニナツテモ御判リニナリマス信用組合テ借金ノ方ニ入金シナケレハイケナイト云ヒマス故大口ノ方ニ千円外ノ口ニ六十円斗リ支払ヒ残リヲ貰ツテ来テ焼タ家ヲ建替ヘルニハ千五百円許リ掛ル故修繕シテ直シタ方カヨイト思ヒ八百円許リカケテ直シタ処保険屋ノSYカ自宅ニ来テ保険ヲ掛テ呉レト云ツタノヲ家内カ断ツタノテアリマス鍵ヲOZ壯吉ノ家ニ預ケテ置キ迷惑ヲ掛タ故借ル人ノアル迄泊リナカラ建具ヲ作ツテ居タ時ニNH動産火災ノ外交員カ来テ動産ニ五百円建物二千五百円保険ヲ附ケナサイ二千円テ十円テヨイオ金ハ今テナクテモ宜イ立替テ置クト云ツテ勧めタケレト先ノ保険屋ニモ附ケナケレハ悪イカラ君ノ方ニモ少シ来月ニナツタラ附ケルト申ストソレテハ是非頼ムト名刺ヲ置テ行キマシタ私カ五月六日夜粗相ヲシテ布団ヲ焦シタ夜横須賀ヤ川崎カ大分燃エタ新聞ヲ見タ故ニ私カ明日ニモ大阪ニ行ク事ニナルカモ判ラヌシニ階ニ貸間三組ニ貸ス様ニナツテ居リニ階ヲ炊事ヲスル故間違カアツテハイケナイ此度ハ此ノ建物ニハ二千円保険ヲ附ケテ置カナケレハナラナイト思ヒTH火災ヨリ値段カNH動産火災ノ方カ安イト思ツタ故保険屋ノ内カ自宅ニ帰ル通路故寄ツテ少シ保険ヲ附ケル話ヲ妻君ニシテ置イタノテ八日ノ夕刻保険屋カ□□町ニ来テ千円ノ契約ヲ致シマシタカ前ニ来タ時ハ二千円テ十円テヨイト云ツタカ其ノ時ハ近隣ノ建物ヲ見テ間違ヒテモアツタ時ニ責任カアル故五円五十銭呉レト

云ヒマスカソレテモTH火災ヨリ安イト思ヒ後ノ家ノ保険ノ期限カ切レ附替ル時NH動産火災ノ外交員カ偽ヲ言テ居リマス二千円附ケナサイオ金ハ今テナクモ宜イ立替へテ置クト云ツテ勧めタノテアリマスカソノ事ハ言ハナイト偽リヲ申シタ故保険ヲ附ケナサイト勧めニ来タ時ヨリ前ノ火災時ノ事ヲ知ツテ居タノテハナイカト尋ネテ見タラTH邦火災ノ店ニ行クト申シマス故TH火災ノ外交モシテ居リ私カNH動産火災ニ保険契約ヲ致シタ事カ直ニTH火災ノ会社ニ判リ前ノ火災ヲ私カ放火シタニ相違ナイト思ヒ居ル故私ノ借財ノ事情ヲ知ツテ居リ今私ノ長屋ニ放火カアレハ私カ放火シタ事ニナリ前ノモ私カ放火シタ事ニナルト私カ現場ニ居ルノヲ知ツテ居テ私カ免レル事ノ出来ナイ様ニ附イテ居テ放火シテ直ニ警察ニ私ノ借財ノ事情ヲ訴へ私カ保険ヲ千円シカ附ケナカツタノテ前ノ保険カ三百円残ツテ居ル事ニシタモノテアリマス私カ前ノ火災ノ時ニ警察ニモ疑カ掛リ調ヘラレ保険屋ニモ嫌疑ヲ受ケテ警察ニ訴ラレ今度私ノ長屋カラ火カ出レハ保険屋ハ申ス迄モナク警察テ私ノ借財ノ事情ヲ保険屋カラ聞イテ知ツテ居リ許サナイノハ判ツテ居ル事テアリ私カ放火カ出来ル訳ハアリマセン私カ免レル事ノ出来ナイ様ニ少シツ、三ヶ所ニ放火シテ放火材料カ三ヶ所ノ内何処カ残ル様ニコレハ確ニ放火ト認メノ付ク様ニ沢山燃エナイ様ニ保険屋カ私ヲ罪人ニスル為ニ放火シタ物ニ相違アリマセン私カ放火シタノテナイ故蠟燭ヲ点ケテ放火シタ時間カ違ハナケレハナリマセン予審判事サンノ調へノ時ニ燃エナカツタ処ハ蠟燭カ倒レテ消エテ燃エナカツタト書記カラ聞イテ居リマス故其ノ倒レテ消エタ蠟燭カナケレハナリマセン其ノ蠟燭カ私テナイ確ナ証拠テアリマス予審判事サンカ私ニ此ノ蠟燭ヲ放火シタト見セタ蠟燭モ隠シ燃エ残リノ蠟燭モ裁判長殿カソソナモノハ後テヨイト云ツテ出サスニ隠シテ置キ又自動車ノ出タ時間ヲ司法主任ト消防手ト打合せテ為シ変更致シマシタ予審判

事サンカ私ニ見セタ蠟燭ト燃エ残リノ蠟燭ト時間ノ關係カ私テナイ確ナ証拠テアリマス何卒御調へ被下度御願ヒ申上候ト云フニ在リ然レトモ（第一）陪審公判調書ヲ閱スルニ所論破毀差戻前ノ原審昭和八年九月十三日附第二回公判調書（陪審）中証人H色目ニ對スル証人訊問ニ関スル部分ニ付テハ訴訟關係人ニ異議ナキ書類トシテ陪審公判ニ於テ証拠調ノ行ハレタルモノナルコト並証人S U ツユコ（論旨ニマユコトアルハツユコノ誤記ト認ム）ニ對スル陪審判事ノ訊問調書ハ原審ニ於ケル陪審公判當時居所不明ノ為召喚シ難キモノトシテ予審判事ノ訊問調書ニ付キ証拠調ノ行ハレタルモノナルコト明ナレハ原審陪審事件ノ裁判長カ陪審公判ニ於テ右ノ証人ニ對シ直接審理ヲ為スコトナク叙上ノ公判調書又ハ予審調書中ノ供述記載ニ付キ証拠調ノ手續ヲ為シ此等証拠ノ要領ヲ説示シタレハトテ毫モ所論ノ如キ違法ヲ惹起セス（第九）原審公判調書ヲ閱スルモ裁判長カ所論ノ如ク被告人ニ不利益ナル誘導的説示ヲ為シタル事跡ノ認ムヘキモノ存在セス然リ而シテ凡ソ陪審ノ答申ヲ採択シテ事實ノ判断ヲ為シタル事件ノ判決ニ對シテハ事實ノ誤認ヲ理由トシテ上告ヲ為シ得ヘキニ非サルコト陪審法第百三条但書ノ明規スル所ニシテ本件被告人本人ノ上告論旨ハ第一乃至第十二分割シ縷述スル所アルモ前陳第一及第九ヲ除クノ外ハ畢竟陪審ノ答申カ事實ノ確定ヲ誤リタル不法アリト云フニ歸シ陪審事件ノ判決ニ對スル適法ノ上告理由ト為ラスサレハ論旨ハ結局總テ其ノ理由ナキニ歸スルモノトス

弁護人川手忠義上告趣意書原審裁判長ノ陪審ニ對スル説示ヲ見ルニ裁判長ハ予審終結決定書記載ニ基キ「被告人ハ其ノ所有ニ係ル横浜市中区□□町□□丁目□□番地所在接近ノ建物四棟ニ對シ保險金額二千九百十円ノ火災保險契約アリタル処右貸家四棟及同区□□町所在住家一棟同区南□□町所在貸家一棟ヲ担保トシテY H 復興信用組合ヨリ金三千五百円ヲ

借受ケ其ノ後元金残額二千九百九十九円十一錢及之ニ對スル延滞利息ヲ支払ハサル為メ右建物ニ對シ競売申立ヲ受ケタルモ他ニ金策方法ナキヲ以テ前記□□町所在ノ貸家四棟ヲ燒燬シ保險金ヲ取得シテ右信用組合ニ弁済センコトヲ企テ本件放火ヲ為シタル」旨説示シ被告人ハ全ク金策ニ窮シ他ニ方法ナカリシカ如ク説キ之ヲ其ノ犯罪動機トシテ強調シ一方之ニ對シ「被告人ハ火災アリタル事實ハ之ヲ争ハサルモ自分カ放火シタルモノニアラスト主張シ居ルモノナリ」ト説示セルニ止マリ當時被告人ノ所有家屋ヲ相当有利ナル値段ニテ買受人アリ殊ニ火災アリシ前日其ノ交渉ヲ受ケタル事實ニ付テハ何等説示スル所ナク恰カモ被告人カ金融逼迫ノ窮余ノ一策トシテ保險金取得ヲ目的トシテ放火セシモノノ如ク説示セルハ被告人ノ責任ヲ誘導シタルモノニシテ陪審法第七十七条但書ニ「罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示スルコトヲ得ス」トノ法意ニ反スルモノニシテ違法タルヲ免レサルモノト思料スト云フニ在リ然レトモ原審公判調書ニヨレハ陪審裁判長ハ本件放火事件ニ付問題トナルヘキ事實並証拠ニ付夫々其ノ要領ヲ具体的ニ説示シタルコトアルモ所論ノ如ク被告人ノ罪責ノ有無ニ関シ被告人ニ不利益ナル誘導的説示ヲ為シタル事跡ノ認ムヘキモノナシ論旨ハ謂ハレナシ

弁護人小林梅茂上告趣意書凡ソ裁判上ノ手續ニ関シ裁判長ノ為シタル処置經過ハ之ヲ裁判記録ニ摘記スヘク不当ニ之ヲ欠キタル時ハ上告理由ト為ルヘキモノナルコトハ陪審法第百三条並刑事訴訟法第四百一条ノ法意ニ照シ明ナリ本件陪審記録ヲ閱スルニ調書ニ当然記載スヘキ事項ヲ記載セサル違法アリ破毀セラルヘキモノナリト思料ス抑々陪審裁判ハ法律ノ規定スル範圍内ニ於テ原告官タル檢事ハ事實カ罪トナルヘキ積極的見地ヨリ弁論シ弁護人ハ消極的ニ罪トナラサル立場ヨリ弁論シ陪審員ノ公平ナル判断ヲ促スモノナリ而シテ裁

判長力為ス説示ハ最モ公平ニシテ私心ヲ挟ムヘカラサルコトハ実ニ陪審法ノ骨子ニシテ同法第七十七条ノ明定スル処ナリ而シテ裁判長ノ説示ノ内容如何ハ陪審員ノ答申ニ直接重大影響アルコト勿論ナレハ「説示ノ内容」ニツキ法律ハ公平ヲ要求シ若シ不公平アル場合ハ上告理由トナルヘキヲ規定セル次第ナリサレハ裁判長力如何ナル説示ヲ為シタリヤ「裁判長力為シタル説示ノ内容」ハ記録スヘキ事ハ法律ノ要求スルトコロニシテ之ヲ欠ク時ハ違法ニシテ破毀ヲ免レサル事一点ノ疑ナキ処也ト思料仕候何トナレハ陪審公判調書ニ「裁判長ノ為シタル説示ノ内容」ヲ記載スルコトヲ要セヌト解センカ如何ナル内容ノ説示力行ハレタルヤ記録上知ルニ由ナク事実上不当不法不公平ノ説示行ハレタリトスルモ之ヲ吟味スルコト遂ニ記録上不能ニ帰シ説示ノ不公平ヲ上告理由トナシタル趣旨ハ勿論陪審裁判制度ハ根本ヨリ破壊セラルルニ至ルヘケレハナリ翻テ本件陪審裁判ニ於テハ裁判長ノ説示ハ凡ソ二時間ニ渉リ詳細ヲ極メ然カモ其ノ内容中ニハ不公平ナル内容ヲ含ミ被告人ハ不服ノ為メ上告申立ヲ為シタルモノナル処陪審公判記録ハ極メテ簡單ニシテ之カ内容ヲ知ルニ由ナキ程ナリ今之ヲ列挙スルニ1.「法律上ノ論点ニ付家屋ヲ焼燬セントシテ現二人ノ住居ニ使用シ又ハ現在スル建造物ニ火ヲ放チ因テ之ヲ焼燬シタリトセハ刑法第八條ノ所謂放火罪トナル旨説明シ次イテ所謂人ノ住居人ノ現在スル及建造物焼燬火ヲ放ツノ法律上ノ意義ヲ附加シテ詳細ニ説明シタリ」トノ記載アリ(一五一〇丁)此ノ調書記録ハ文面自体ヨリ見テモ詳細説明シタリト言ヒナカラ如何ナル内容ノ説明ヲ為シタリヤハ一切之ヲ省キタルモノナルコト誠ニ明白ニシテ一点ノ疑ナキ所ナリ法律ノ要求スル処ハ「放火罪」ノ説明トシテ如何ナル説明ヲ為シタルヤ「人ノ住居」「人ノ現在スル」「建造物」「焼燬」「火ヲ放ツ」ノ法律上ノ意義ヲ如何ナル内容ヲ持ツ言葉ニテ裁判長力説明セリヤヲ調書ニ記載スヘキコ

トニ存シ本件調書ノ如ク説明内容ヲ一切省キテ単ニ「……法律上ノ意義ヲ附加シテ詳細ニ説明シタリ」トアルノミニテハ説示セル詳細説明ノ内容一切不明ニシテ内容ニ亘ル被告人ノ攻撃ヲ全ク回避シタルモノト言フヘク違法ト断セサルヲ得ス2. 次ニ調書ニ依レハ「証拠ノ要領ニ付前示問題トナルヘキ事実ヲ如何ニ判断スヘキカニ就テハ總テ当法廷ニ現ハレタル各種ノ証拠ニ基キテ判断セサルヘカラサル旨ヲ説キ」トノミ調書ニハ記載セリ(一五一〇丁ヨリ一五一丁ノ始メ)右記載ノ趣旨ニ觀ルモ「……判断セサルヘカラサル旨ヲ説キ」ト言フノミニシテ如何ナル内容ノ説示ヲ為シタルヤハ凡テ之ヲ省キテ調書ニハ記載セサルモノナルコト誠ニ明白ナリ斯ル記載ニシテ適法ナリト仮定センカ被告人ハ何ヲ捉ヘテ上告スヘキヤ是亦前述同一理由ニヨリ違法ノ調書ナリト断セサルヲ得ス3. 最後ニ「次テ当法廷ニ於テ取調ヘタル被告人及各証人ノ供述ニ就キテ何レモ当審公判調書ニ記載シアル通り各供述ノ要領ヲ解シ証拠調ノ際読聞ケタル各種ノ書類ハ其ノ要旨ヲ解シ而シテ以上各種ノ証拠ニ就キテ其ノ真否ノ識別及採否ノ判断ハ一ニ陪審員ノ自由ナリト説キ於茲別紙同書記載ノ問ノ趣旨ヲ説明シ答ノ方法ニ付注意ヲ与ヘ次ニ陪審長互選議事ノ整理評議ノ内容漏洩ニ対スル裁判ニ関シテ注意ヲ与ヘ問書ニ署名捺印シテ之ヲ交付シ慎重ニ評議ノ結果答申スヘキ旨ヲ命シ陪審員(補充陪審員ヲ除ク)ヲシテ評議室ニ退カシメタリ」トノミ調書ニ記載セリ(一五一丁ヨリ一五二丁迄)(イ)「当法廷ニ於テ取調ヘタル被告人及各証人ノ供述ニツキ何レモ当審公判調書ニ記載シアル通りノ要領ヲ解シセリトハ原審調書ニ記載セル文面ナリ」「当法廷ニ於テ取調ヘタル被告人及各証人ノ供述ニ付何レモ当審公判記載ノ通り読聞ケタリ」ト云フニ在ラハ寧ロ可ナランモ然ルニアラスシテ「要領ヲ解シセリ」ト言ヒナカラ如何ナル程度内容ニ要領ヲ解シセリヤハ全ク記載セサル本件ニ於テ記録上裁判

長カ説示セル要約内容ヲ指摘スルニ由ナク極メテ不法ノ調書ト断セサルヲ得ス(ロ)「証拠調ノ際読聞ケタル各種ノ書類ハ其ノ要旨ヲ解示シ」トアル原審調書ハ亦違法ナリ蓋シ最モ重要ナル証拠説示ニ関シ単ニ「各種ノ書類」トノミ記載シテ其ノ標示ヲ為サス且単ニ「其ノ要旨ヲ解示シ」ト謂ヒ乍ラ如何ナル要旨ニテ解示シタルヤニ付キテハ調書ニ何等ノ記載ヲ為サス(ハ)「於茲別紙問書記載ノ問ノ趣旨ヲ説明シ答ノ方法ニ付注意ヲ与へ」トノミ原審調書ニ記載シ而カモ問書記載ノ趣旨ヲ如何ニ説明シタリヤハ一言ノ説明的記載ヲ為サス且「答ノ方法ニツキ注意ヲ与へ」ト言ヒ乍ラ如何ナル内容ノ注意ヲ与へタルヤニツキテハ何等ノ記載ヲ為サス如斯原審調書カ有効ナリトセンカ陪審裁判ニ於テ裁判長ノ説示ノ公平ハ如何ニシテ維持スルヲ得ルヤ是正ノ方法皆無ニ帰スト言ハサルヘカラス(ニ)「……評議ノ方法及評議ノ内容漏洩ニ対スル制裁ニ関シテ注意ヲ与へ」ト原審調書ニアリテ如何ナル注意ヲ与へタリヤノ記載ナシ以上之ヲ要スルニ原審陪審裁判ニ於ケル公判記録中裁判長カ為シタル説示ハ約二時間ヲ要シタルモノナルニ拘ラス記録一五〇九丁ヨリ一五一二丁ニ至ル四枚ニ要約シアリ然カモ法律カ調書ヘノ記載ヲ要求スル裁判長ノ説示ノ内容ハ一切調書ニ記載セシテ単ニ「詳細ニ説明セリ」「……ノ旨ヲ説キ」「……ノ要領ヲ解示シ」「……ニ付注意ヲ与へ」等々客観的記載ヲ為スノミナリ然モ原審調書ノ記載文面自身ニ觀テ實際行ヒタル説示ノ内容ノ記載ヲ省キ記録シタルモノナルコトヲ窺知スルニ十分ナリ若シ夫レ当弁護人ノ手控ニ依レハ裁判長ノ為シタル説示不公平ニ証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示セリト目スヘキモノアルヲ信スト雖裁判長ノ説示ノ内容乃チ如何ナル説明ヲ為シ如何ナル注意ヲ与へ如何ナル証拠ニ付如何ナル説示ヲ為シタルヤニ関スル一切ノ記載ヲ欠ク原審調書ニ対シテハ上告趣旨ヲ開陳スルニ由ナキ処ナリトサレハ原審裁判ハ如上調書ノ違法又

ハ結局説示ノ違法ニ帰シ破毀セラルヘキモノナリト思料仕リ候ト云フニ在リ按スルニ陪審事件ニ在リテハ所謂第一次ノ弁論終結後裁判長ハ陪審ニ対シ犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論点及問題ト為ルヘキ事実竝証拠ノ要領ヲ説示スルコトヲ要シ此ノ裁判長ノ説示ナルモノカ陪審裁判ニ於テ陪審カ事実ヲ確定スルニ付テノ重要ナル基礎ヲ為スモノナルコト洵ニ所論ノ如クニシテ其ノ裁判長ノ為シタル説示ノ要領ハ公判調書ニ之ヲ明確ニスヘキモノナルコト陪審法第百条ニ照シ明ナリ仍テ原審公判調書ヲ閱スルニ同調書中其ノ点ニ関スル記載杜撰粗漏ノ嫌ナキニ非スト雖モ審ニ其ノ記載ヲ熟読玩味スルトキハ本件放火罪ニ関スル法律上ノ論点ニ付説示ヲ為シタルコトヲ認メ得ヘキノミナラス其ノ事実問題ニ付テハ検事ノ主張事実及被告人ノ弁解事実ヲ具体的ニ説示シタル上其ノ争点ヲ明ニシ又其ノ証拠ニ付テハ陪審公廷ニ現ハレタル被告人証人ノ供述全部及取調ヘタル書類全部ニ対シ各訊問調書記載ノ通り又ハ書類ノ内容通り其ノ要旨ヲ説示シタル上其ノ証拠ノ真否及採否ニ関シテハ陪審員ノ自由ナル心証判断ニ一任スル旨ヲ告ケタル事実ヲ知り得ヘキカ故ニ所論ノ如ク原審公判調書ニハ説示ノ内容ヲ記載セサル不法アリト為スヘキニ非サルト同時ニ裁判長ノ説示亦違法ナリト論スルハ当ラス論旨ハ理由ナキモノトス

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事松阪廣政関与

昭和十年六月十五日

大審院第三刑事部

裁判長判事 菰渕 清雄

判事 日高要次郎

右臆本也

昭和十年六月十五日

大審院第三刑事部

判事 草野豹一郎
判事 齋藤 三郎
判事 日下部義夫

裁判所書記 松本倉太郎 印

③ I Z三之助 (横浜地方裁判所放火被告事件昭和一〇年二月二八日判決)

判決

本籍 横須賀市□□町□□番地

住居 同 所

材木商

I Z三之助

当四十五年

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ檢事熊谷誠関与ノ上審理ヲ遂ケ陪審ノ評議ニ付シテ事實ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ハ無罪

理 由

本件公訴事實ノ要旨ハ

被告人ハ肩書住居ニ存スル自己所有ノ木造瓦葺二階建家屋ニ於テ家族ト共ニ材木商ヲ営ミ居ル者ナル処其ノ營業不振ナル折柄実弟 I Z 菊藏及取引先ノ材木問屋等ニ対スル債務弁済資金トシテ昭和九年十一月末頃迄ニ少クトモ合計金二千円余ノ必要アリシモ之ヲ調達シ得ル見込無カリシ為予テ自己カ A H 海上火災保険株式会社ト前記住宅ニ対シ二口ニテ合計金七千円及同住宅周囲ノ材木置場ニ収納セル材木其ノ他商品ニ対シ金二千円並 S N H 火災海上保険株式会社ト前記住宅ニ存スル家財道具及其ノ住宅内並ニ其ノ周囲ニ存スル材木其ノ他商品ニ対シ金六千円以上四口ニテ合計一万五千円ノ火災保険契約ヲ締結シアルヲ想記シ右住宅其ノ他ノ保険物件ヲ焼燬シテ保険金ヲ受領シ前記債務ノ弁済ニ充テントトヲ決意シ昭和九年十月二十一日午前一時四十分頃前記自宅東側ニ隣接セル□□番地 A D 太郎事 A 仕元及其ノ家族等ノ現住スル木造二階建家屋ニ放火シテ自宅ニ延焼セシムル目的ヲ以テ右 A 方居宅ノ一部ナル便所北側ノ壁ニ被告人方裏庭ヨリ梯子ヲ掛ケテ右便所北側壁ノ上部ニ存セシ一尺四方位ノ穴ヨリ同家便所入口上ノ天井裏ニ古簾コケラ板木ツ端屑及鉋屑等ヲ差入レ該鉋屑ニ隣寸ヲ以テ放火シ因テ天井板約三尺四方位及其ノ周囲ノ柱等ヲ焼燬シタルモノナリ

ト謂フニ在レトモ当裁判所ハ陪審ノ答申ヲ採択シ右犯罪構成事實ヲ認メサルヲ以テ陪審法第九十七条第一項第三項刑事訴訟法第三百六十二条ニ依リ被告人ニ対シ無罪ノ言渡ヲ為スヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和十年十一月二十八日

横浜地方裁判所第二刑事部

裁判長判事 中島 民治 印
判事 佐瀬 昌三 印
判事 石田 哲一 印

㊦NZ戸右衛門 (横浜地方裁判所放火被告事件昭和二年一〇月八日判決)

判決

本籍並住居 川崎市□□□□□番地

農

NZ戸右衛門

当五十二年

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事渡邊俊雄関与ノ上審理ヲ遂ケ事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役三年ニ処ス

未決勾留日数中五百日ヲ右本刑ニ算入ス

訴訟費用ハ陪審費用ヲ除ク外全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ農ヲ業トスルモノナルカ近年疾病其ノ他ノ為家運次第ニ衰微シテ生活モ困難ト為リ来レル状態ナルニ反シ其ノ近隣ナル川崎市□□□家運隆昌ニ赴ケルヨリ之ヲ嫉視シ平素

事毎ニ繁藏ヨリ侮蔑セラルルカ如ク思惟シ快ク思ヒ居ラス殊ニ繁藏カ□□□番地ニ居住セル被告人方ノ分家ナルNZ繁藏方ハ嘗テ同人方通路ニ面セル被告人居宅裏ノ生垣ノ枝ヲ無断ニテ伐採シタルコトアリ更ニ昭和十年九月中ニモ無断ニテ之ヲ伐採シタルヨリ内心深く繁藏ノ右仕打ヲ憤慨シ居リタルカ同年十月三十一日夜外出先ヨリノ帰途繁藏ノ平素ニ於ケル態度ヲ想記シ遂ニ繁藏方ニ放火シテ鬱憤ヲ霽サンコトヲ決意シ同日午後十時頃前記繁藏方居宅裏手出入口附近ノ茅葺屋根ノ軒下ニ所携ノ燐寸ヲ以テ火ヲ放チ因テ木造平家建ノ右住家一棟ヲ焼燬シタルモノナリ

右犯罪ノ構成事実ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ右所為ハ刑法第百八条ニ該当スルヲ以テ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ犯情憫諒スヘキモノアルヲ以テ同法第六十六条第七十一条第六十八条第三号ニ依リ酌量減輕ヲ為シタル刑期範囲内ニ於テ被告人ヲ懲役三年ニ処シ同法第二十一条ニ依リ未決勾留日数中五百日ヲ右本刑ニ算入シ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ陪審費用ヲ除ク外全部被告人ヲシテ之ヲ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和十二年十月八日

横浜地方裁判所第一刑事部

裁判長判事 橋本 匡也 印
判事 合田 繁雄 印
判事 小川 保男 印

右放火被告事件ニ付昭和十二年十月八日横浜地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

弁護人太田金次郎上告趣意書ハ原判決ハ陪審法第一百四条第七号ノ違法アリ一、裁判長ハ説示冒頭ニ於テ是ヨリ犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論点及問題トナルヘキ事実並証拠ノ要領ヲ説示スル旨ヲ告ケ本件公訴事実ハ御手許ニアル予審終結決定書写ノ理由ノ処ニ掲ケテアル通りテアツテ検事モ亦当公廷テ其ノ趣旨ヲ述ヘラレタルトコロテアリマス從來ノ経験ニヨリマスト放火事件ニ於テハ放火ニ使用シタル物件等カ火災ノ為ニ焼失スル等ノ関係テ物的証拠ハ残存セス只被告ノ強制処分及予審ニ於ケル自白カ証拠トナリ犯罪事実カ認定セララル場合カ度々アルノテアリマス云々ト述ヘラレタリ二、陪審法第七十八条ハ裁判長ノ説示ニ対シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得スト規定ス由是觀之陪審裁判手續ニ於ケル説示ハ殆ント絶対的ノモノニシテ本裁判ノ有罪無罪ハ一ツニ説示之レヲ左右スト云フモ敢テ過言ニ非

サルヘシ従ツテ裁判長ハ最モ冷静ニ明鏡止水の境地ニ立ツテ苟クモ事件ニ対シ予断ヲ抱クコトナク公平ニ原被両当事者ノ主張ヲ明ニシ以テ陪審員ヲシテ犯罪構成事実ノ有無ヲ判断セシメサルヘカラス然ルニ本件ノ説示ヲ考察スルニ裁判長ハ法律上罪ノ有無ニ関スル重大論点ニ関シ不当ノ説示ヲ為シタル跡誠ニ歴然タルモノアリ甚タ遺憾ニ堪エサル所ナリ三、本件公訴事実ハ御手許ニアル予審終結決定書写ノ理由ノ処ニ掲ケテアル通りテ検事モ亦当公廷テ其ノ趣旨ヲ述ヘラレタルトコロテアリマスト説示サレタ所ヨリ考フルニ裁判長ハ先ツ陪審員ヲシテ有罪ノ予断ヲ抱カシムヘク有罪ノ認定ヲ与ヘラレタル予審終結決定書ノ写ヲ陪審員各位ノ手許ニ配布シヨキ被告カ如何ニ否認ストモ予審判事ハ既ニ有罪ノ認定ヲ与ヘタル事ヲ知ラシメ且ツ検事モ亦同様ノ見解ヲ有スル旨ヲ知ラシメ以テ判事検事共ニ有罪ノ意見ナリト暗ニ陪審員ノ判断ヲ有罪ニ導クヘク努力サレタルニ非サルヤヲ疑ハシムルニ充分ナリ四、而シテ次ニ本件ト何等關係ナキ從來ノ体験ヲ語リ放火事件ニ於テハ放火ニ使用シタル物件等カ火災ノ為ニ焼失スル等ノ關係テ物的証拠ハ残存セス只被告ノ強制処分及予審ニ於ケル自白カ証拠トナリ犯罪事実カ認定セララル場合カ度々アルノテアリマスト説示シタリ誠ニ奇怪トスル所ナリ之レ明ニ裁判長カ有罪ノ予断ヲ抱キ本件ハ被告ノ強制処分及予審ニ於ケル自白ニヨツテ其ノ証明充分ナリ本件ハ從來ノ体験上当然有罪タルヘキモノトノ裁判所ノ認定ヲ語リ陪審員ヲシテ有罪ノ答申ヲ為サシムヘク陪審員ヲ誘導シタルコトハ其ノ一言一句之レヲ証明スルニ非スヤ実ニ不当説示ノ顯著ナルモノト云ハサルヘカラス五、従ツテ裁判長ノ説示ハ被告人ノ公判廷ニ於ケル供述ハ更ニ問題トスル事ナク只単ニ強制処分ト予審トニ於ケル不利益ナル訊問調書ノミヲ金科玉条トシテ陪審員ニ読ミ聞ケタリ而シテ何カ故ニ強制処分ヤ予審ニ於テ斯ル調書カ作成サルルニ到リシヤニツキ一言半句言

及セサルニ非スヤ公判記録ヲ檢スルニ被告人ハ強制処分及予審ノ際ニ於ケル供述ハ「殆ントノホセテ居テ何ヲ述ヘタカ判リマセヌ」トナリ居レリ其ノ一例左ノ如シ問被告人ハ予審第二回訊問ノ際予審判事ニ対シ其ノ様ニ述ヘテ居ルカ什ウカ答判リマセヌ問トウシテ判ラヌカ答ノホセテ居テ何ヲ述ヘタカ判リマセヌ問N乙繁藏ハ人間モ利口テ働キカアリ村テモ口利キノ方テ色々ノ公職ニモ就キ財産モ増ヘテ行クニ引替ヘ被告人方ニ於テハ被告人カ永ク患ヒ其ノ為貧乏シテ居ルノテ表面ハ何ノ蟠リモナク交際シテ居ルケレト繁藏ハ七、八年前頃カラ何カニ付ケテ被告人ヲ馬鹿ニシ被告人方ノ生垣ヲ勝手ニ伐採シタリ又繁藏カ農会ノ役員ヲシテ居リ乍ラ安イ米ノ払下ノ時ニ外ノ者ニハ知ラセテ置キ乍ラ被告人ニハ便宜ヲ与ヘテ呉レナイノヲ被告人ハ快ク思ヒ居ラサリシト予審判事ニハヨク筋道ヲ立テ述ヘテ居ルカトウカ答ノホセテ居テ何ノ事ヲ述ヘタカ判リマセヌ問医師KT甚一カ刑務所ニ於テ被告人ヲ鑑定シタ際ニモ其ノ様ニ詳細述ヘテ居ルカ什ウカ答ノホセテ居テ判リマセヌ問被告人カ刑務所ニ於テ鑑定人タル医師カラ種々訊ネラレタコトヲ知ツテ居ルカ答判リマセヌ問鑑定ニハ種々ト詳細述ヘテ居ルカ如何答ノホセテ居テ判リマセヌ問予審判事ニハ昭和十年九月中ニ被告人方ニ近寄りタル方ヲ二十間位根元ヨリ切取リタル旨述ヘテ居ルカ如何答カトトノホセテ居テ判リマセヌ又問然ルニ被告人ハ予審判事ニ対シ繁藏ハ別々ニ各農家ヲ廻ツテ注文ヲ取ツテ置キ乍ラ被告人方ニハ来テ呉レナカツタノテスト述ヘテ居ルカ什ウカ答ノホセテ居テ何ヲ述ヘタカ判リマセヌ問被告人ハ予審判事ニハ農会ノ米ハ市価ヨリ一俵ニ付キ三円位安イト述ヘテ居ルカ什ウカ答ノホセテ居テ何ヲ述ヘタカ判リマセヌ又問此ノ書面ハ被告カ出シタノカ答夫レハ担当サンニ書イテ貰ツタモノテス問什ウ云フ事ヲ書イテ貰ツタカ答什ウ云フ事ヲ書イテ貰ツタカ判リマセヌ又問署名拇印ハ答私カ致シタモノニ相違ア

リマセヌ又内容ハ判リマセヌ問然シ担当サンカ勝手ニ斯様ナコトヲ書ク訳ハナイ筈タカ被告カ頼ンテ書イテ貰ツタモノテハナイカ答什ウ云フ事カ判リマセヌ又問其ノ内容ハ早く刑ヲ勤メタキ故取急キ御調願ヒ度シトアルカ如何答ノホセテ居テ判リマセヌ又問被告人ハ予審判事ニ対シNG屋葬具店カラ貰ツタ七ツノ内残りノ一ツカ仏壇ノ下ノ抽斗ニアツタモノヲ出シテ持ツテ行ツタ然シ家ノ者ハ知ラヌカモ知レヌト述ヘテ居ルカ什ウカ答ノホセテ居テ判リマセヌ又問被告人ハ予審判事ヤ菊地鑑定人ニ対シ釜屋ニアルマツチヲ持ツテ行ツタト述ヘテ居ルカ如何答ノホセテ居テ判リマセヌ又問被告人ハ檢事ニマツチ二個アツタ内一個ヲ持ツテ行ツタト述ヘ予審判事ニマツチノ軸五、六本アツタノヲ持ツテ行キNG方ヨリ帰途煙草ヲ喫フ時軸一本使ツタト述ヘテ居ルカ如何答ノホセテ居テ判リマセヌ又問被告人ハ警察ノ三度目ノ調ヘ以来檢事及強制処分又ハ予審ノ調ヘ並菊地鑑定人ニモ放火シタト述ヘテ居ルカ如何答ノホセテ居テ何ヲ述ヘタカ判リマセヌ又問被告人ハ強制処分テ予審判事ニ斯様ニ述ヘテ居ルカ如何此ノ時裁判長ハ被疑者N乙戸右衛門ニ対スル訊問調書ヲ読聞ケタリ答ノホセテ居リ何ヲ述ヘタカ判リマセヌ又問被告人ハ予審第四回ノ調ヘノ際予審判事カラ放火シタ処ハ葺下シノ切口テナク下ニ積ミアリタル焚木テハナカツタカト問ハレ左様ニ非ス下ニ焚木ノ積ミアルハ知ツテ居タカ放火シタノハ葺下シノ切口ニ相違ナシト述ヘテ居ルカ如何答ノホセテ何ト申上ケタカ判リマセヌ又問葺下シノ下ニ焚木カ積ミアルコトハ知ツテ居タト云フカ其ノ場所ニ行カヌト云フナラハ如何ニシテ左様ナ事情カ判ツタカ答ノホセテ何ヲ申シ上ケタカ判リマセヌ又問被告人ハ如何ニシテ左様ナ事情カ判ツタカ答ノホセテ何ヲ申シ上ケタ者訊問調書第十九第二十問答ヲ読聞ケタリ答ノホセテ居テ何ヲ述ヘタカ判リマセヌ又問被告人ハ警察ニ行ツテカラブタレタコトカアルカ答私ハ打タレマセヌカ家族ノ者カ打タレマシ

夕問何日頃カ答昭和十年十一月一日ヨリ三人位朝カラ晩迄打タレ通シ又翌朝七時頃迄引続
キ打タレマシタ問被告人ハ夫レヲ什ウシテ知ツテ居ルノカ答家族ノ者ノ声カ聞コエタノテ
打タレタト思ツタノテス問見タ訳テハナイノカ答左様テス打タレタト思ツタノテス六、由
是觀之被告人ハ警察署ニ於テ家族ノ者ノ泣声ヲ聞キ極度ノ畏怖ヲ感シ為ニ精神ニ異状ヲ来
シノホセ上リ無我夢中ニテ何カ何ヤラ解ラスニ供述シタルモノカ強制処分並ニ予審ノ訊問
調書タルナリ從ツテ本来斯ル無我夢中ニテ何カ何ヤラ解ラサル間ニ作成サレタル訊問調書
ノ如キハ証拠トスルニ足ラサルナリ被告人カ真ニ放火シタルモノナラハ神聖ナル公判廷ニ
於テ裁判長ノ訊問ニ対シ只ノホセテ居リ何ヲ述ヘタカ判リマセヌト白ヲ切ルコトカ出来得
ルモノナリヤ否ヤヲモ併セ考慮セサルヘカラス被告人ハ五十三歳ノ今日迄前科一度ナク真
面目ニ其ノ業ニ精励シ来リシモノ決シテ自ラ罪ヲ犯シ乍ラ之レヲ免レンカ為ニ事實ヲ否認
シ陪審裁判ヲ求ムルカ如キ悪人ニ非サルナリ七、裁判長ハ何カ故ニ被告人カ強制処分ト予
審ニ於テ認め之レヲ公判ニ於テ否認スルニ到リシカ其ノ経緯ヲ詳細説示セサルヘカラス然
ルニ裁判長ハ説示ニ際シ被告人カ公判廷ニ於テハ事實ヲ否認シテ居リマスカ強制処分及予
審ニ於テ此ノ通り自白シテ居リマス而シテ従来ノ例テハ被告人カ公判廷テ否認スルモ強制
処分ト予審ノ自白丈テ有罪ノ認定ヲ与ヘラルルコトカ度々アルノテアリマスタカラ本件モ
同様ノ認定アラント云フカ如キ意味カ言外ニ表ハレ居ルヲ看取スルニ難カラサルナ
リ八、斯ル予断ノ下ニ行ハレタル説示カ公正ヲ期待シ能ハサルヤ誠ニ理ノ当然ナリ実ニ此
ノ裁判長ノ不当ナル説示カ陪審員ノ有罪答申ヲ誘致シ此ノ答申ヲ採択シテ為サレタル判決
之レ即チ原判決タルナリ故ニ原判決ハ此ノ一点ニ於テ断然破毀サルヘキヲ確信シ茲ニ御明
鑑ヲ仰キタル次第ナリ九、尚御参考マテニ被告人カ狂氣ノ如ク冤ヲ訴ヘ居ル模様及被告人

ノ長男ヨリ弁護人ニ宛テタル書信ニ基キ本件惹起前後ニ於ケル状態ヲモ併セ記述可致候昭
和十二年十月十五日及全年十二月一日ノ二回弁護人カ被告人ト面接シタルトコロ繰返シ
ノサモ残念氣ニ申シタル事ハ左ノ如クニ候警察テヒトイ目ニ逢ツタ家族七人ヲ打チキリ
テアツタ二人ハ置キキリテヤラレタ二人カ殺サレテ終フト思ツテノホセタ孫二人ハ泣イテ
ハカリ居タ警察テノホセタ俣検事局ニ来タ検事様ノ所テ何ヲ云ツタカ解ラン二十七二十八
二十九ノ三日間裁判カアツタ其ノ時KT様ヲ知ランカト云ハレタカ裁判ノ時始メテ知ツタ
警察テ一日ヨリ廿日迄打チ続ケラレタ自分ハ頭ヲ打タレタ泣声テ家ノ者カ打タレタ事ヲ知
ツタ二十七日ノ日ニ裁判テ一日調ヘラレタノホセテ居テヨク解ラン自分カ火ヲ放ケタ覚エ
ハナイ証拠モナイ願ヒ人モナイN乙タツヨリ酒ヲ買ツテ居ル帳面テトル金ヲ持ツテ買ヒニ
行ツタコトハナイ銀藏信春ノ証言カ余リ口カ合ヒ過キテ居ル繁藏カ証人ニ運動ヲシタ繁藏
カ被告人ヲ罪ニ落ス様ニシタ此ノ俣罪ニ落チルトスレハ無実ノ罪ニ落チルノタカラ繁藏ノ
事ヲ恨ム万事繁藏ノ指図ト思フ自分ハ司法主任ニ手テ頭ヲ殴ラレタ俣夜中留置場ノ裏ノ
道場ニ伴ハレテ行キ朝ノ二時三時迄毆ツタ三日三晩打チ通シテアツタ之レカ目ニツイテ居
タ十七ノ二番目ノ子カ学校ヲ下ツタハカリテアツタカ此ノ子供モ三日三晩打タレタ嫁カ打
タレタノテ子供カ泣イタ朝カラ晩マテ打ツタト思ツタ嫁カ孫ニ乳ヲ飲マセ様トシテ頼ンタ
カ飲マセテクレナカツタトツカノ主婦カラ頼ンテ来テ家内ヲ打ツテ居タト思ツタソレカ為
ノホセ上ツテシマツテ其ノ後ハ何ヲ云ツタカ全ク解ラン検事局テモ何ヲ云ツタカ不明予審
テモ夢中テアツタ實際無実ノ罪ヲ被テ居テ口惜シイ無実ノ罪テ残念テタマラヌ次ニ被告人
ノ長男市郎右衛門ヨリ弁護人宛ノ手紙ニ通全文ヲ記載スヘシ「拝啓先日御伺ひの節は種々
有難う存じます就いては趣意書へ書き入れの儀で有ります参考までに申し上げます左に書き

ます事は先生に申上げるまでも無い事ですが一応読んで頂きたく申上げます一、事件前には普通に交際して居た事実（大ぜいの証言もある通り）一、事件直前に何等意思の疎隔無き事実一、事件前十月六日（第一日曜）に私が会社が休みでしたから繁藏宅常口ノ垣根の枝を切り取つたですが繁藏宅では十月二日に切り其の日にシヤボテン梨のメ等の被害が有つたと云つて居りますが私方では全然日々も違ふし覚えなき事実右は十月六日の第一日曜は私が切つたのですから間違ひなく繁藏か信春か忘れましたが予審で十月二日と言つて居る相違一、銀藏や妻チヨノ証言は私方父が地所一枚売買を頼まれ売つて上げたものですが私方で多額にもうけたと思ひ事件前に（約五ヶ月位）口論をした事が有り當時も事件後一ヶ月位も非常に私方を恨んで居りましたのですから中正なる証言で無き事実一、NZタツノ証言の出鱈目父は焼酎等は全然飲めないと言ふ事は小向中の人々が知つて居て内では酒は（当時通帳アリ）一ヶ月の内五十銭か一円位きり買はない事実タツ方で私方を助けたといふ事に（土地買取り）なつて居りますがタツ方では助けたのではなく土地を売つた当時一坪十五円位の地を内で八円で売りタツ方では非常にもうかるから買つて呉れた事一、繁藏宅の親戚の方でも私方の父へ非常に同情して下され誠に気の毒ですが繁藏が普通でないから私達が一言口をきけば大変だから何とも御話し致し様がないと私方へ言つて下さる方も有り他人ではたくさん有り信用の点や評判は全然被害者の嘘である事実一、事件当夜は義弟の金誤が順当に行き明日は調査に行く事をNGと約し帰宅した事実（父上には最も喜び且楽しみなる用件）一、当時の生活状態（私方）金の借りNZタツ方に二百円有りましたが之れは地所を安く売つたのだから先方でも請求はなく内でも早くかへさなければいけないと思つて居なかつたのです当時の収入農一ヶ年約四、五百円位（父母二人）会社市郎

エ門一ヶ月七十円位娘レイ一ヶ月四五十円位弟一重一ヶ月二十円位右の様な次第に付き何等生活等には苦勞無く毎日面白く楽しく暮して居た事実（父の陳述と大なる相違）大体以上申上げましたが先生の御力にて何分極力御願ひ致します太田先生様昭和十二年四月三日」

「NZ市郎右衛門先生一昨日趣意書への儀参考上に申上げましたが尚申し残しました点を申上げます一、実は繁藏の内昨年夏（八月）繁藏の父伊之助が死去致しました死去された伊之助の弟が（繁藏には伯父に当る）横浜に住居され其処へ繁藏の直ぐ前の内のNZ茂三郎と申す方が伊之助死去の儀を知らせに参り早速伯父さんに伊之助が死去の件をお話し申しました所俺は君には気の毒だが告別式には行かれなと云つて断はられ茂三郎氏も不審に思ひ自分も子供の使ひではないからどうして伯父さんに来て呉れないのかと尋ねますと実は俺は繁藏には金七百円許り貸金があつて何も此の金を何処までもかへしてくれと言ふのではないが繁藏は俺は伯父さん所などに一銭も借りはないと俺と喧嘩等をした事が有り事実此ノ通り証文があるのだから見て行つて呉れと見せられ俺は繁藏の奴の所等には用がないから死んだ兄には気の毒だが何うしても行かれなからと断られ全く茂三郎さんも驚き何とも云へず帰つて来たといふ事を其の後間もなく茂三郎氏自身が私宅父戸右エ門の実弟留吉宅へ参り此の事を話され留吉が早速内へ教へてくれたものであります右は事件には直接何等の關係はありませんが繁藏の精神の一部を見る事が出来るかとも思ひまして乱筆乍ら申上げます一、NZ銀藏宅と私方とは銀藏宅の地所を頼まれ売つて上げて其の後間もなく売値と買主の値の大きい差が判り前の内（私宅）では泥棒より太いと言つて私宅と事件前（五ヶ月位前）に喧嘩をした事があり随分私方を恨んで居りましたが此の土地で事実もうけた人は或る土地会社勤務の東京市渋谷区□□□□丁目□□□番地に住居致すS

ト専之助と言ふ人ですから此の人を証人に出して頂けば善く判る次第です太田先生様NZ市郎右エ門（事実根本の無い事件ですから極力御願ひ致します）四月五日右様ノ次第二ツキ何卒原判決ヲ破毀シ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ニ移送ノ御決定相成度ト云フニ在レトモ裁判所力予メ陪審員ニ予審終結決定書ノ写ヲ配布シ置キ裁判長カ説示ヲ為スニ当リ本件公訴事実ハ該決定書写ニ記載ノ通りナル旨述フルハ陪審員ヲシテ評決スヘキ公訴事実ノ内容ヲ詳知セシムル為寧ロ妥当ナル措置ニシテ違法ナリト謂フヘカラス又裁判長カ從來ノ經驗ニ基キ本件ニ關係ナキ所論ノ説示ヲ為シタルコトハ記録ニ徴シ之ヲ認メ得ヘキモ之ヲ其ノ余ノ説示部分ニ対照考覈スルトキハ所論説示ヲ以テ裁判長ノ証拠ノ信否又ハ罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ述ヘタリト謂フヲ得サルハ勿論有罪ノ予断ヲ懷キ陪審員ヲ誘導シタリト認ムルコト能ハス尚所論ノ強制処分並予審ニ於ケル被告人ノ訊問調書ヲ本件ノ証拠ト為シ得ルハ勿論ニシテ記録ニ徴スルニ原審裁判長カ右訊問調書ヲ読聞ケタルノミナラス被告人ノ原審公判廷ニ於ケル否認ノ供述ヲモ説示セルコトヲ認メ得而シテ説示ヲ為スニハ公判廷ニ於テ証拠調ヲ經タル証拠ノ全体ヲ一団トシテ其ノ要領ヲ告クレハ足り一々各証拠ニ付説明ヲ必要トセサルカ故ニ何カ故ニ被告人カ強制処分又ハ予審ニ於テ本件公訴事実ヲ認メ公判廷ニ於テ之ヲ否認スルニ至リタルカノ理由ヲ一々説示セサレハトテ違法ナリト謂フヘカラス結局原審裁判長ノ為シタル本件説示ニ所論ノ如キ不当不法ノ点アルコトヲ認メ得サルカ故ニ論旨理由ナシ

右ノ理由ナルニ依リ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事正木亮関与

昭和十三年五月三十日

大審院第一刑事部

裁判長判事	木村 尚達
判事	渡辺 久
判事	稲田 競
判事	宮城 実
判事	上田 操

右臆本也

昭和十三年五月三十一日

大審院第一刑事部

裁判所書記 渡邊 秀雄 印

2 浦 和

①TO昇（浦和地方裁判所殺人被告事件昭和三年二月二八日判決）

判 決

本籍 神奈川県横浜市□□□□字□□□□番地
住居 埼玉県入間郡□□村大字□□□□番地

理髪業 MK昇事

TO 昇

当三十二年

右ノ者ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事奥村靖関与審理ヲ遂ケ陪審ノ評議ニ付シ

テ犯罪構成事実ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役七年ニ処ス

押収ニ係ル兵児帯一本ハ之ヲ没収ス

陪審費用以外ノ訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ元MKコウノ養子トシテ大正九年中OKHトクト夫婦ト為リ埼玉県北足立郡□□町□□□番地ニテ理髪業ヲ営ミ居タルトコロ大正十二年頃ヨリ遊蕩ヲ始メトクモ亦貞操ヲ破ルカ如キ乱行アリタル為夫婦間ニ不和ヲ生シ遂ニ昭和三年四月被告人ハトクヲ棄テ情婦TNワカト共ニ同県入間郡□□村大字□□ニ別居シテ新ニ理髪店ヲ開キ一方養母コウニ対シテ離縁ヲ迫リ同人トノ離縁及トクトノ離婚ノ各手續ヲST新次郎外一名ニ委任シタルカ右ノ届出完了シテ未タ之カ通報ニ接セサル内被告人ニ於テ先年營業用椅子購入ノ際実弟TO萬吉ヨリ出金ヲ受ケタル件ニ付トクト語合フ必要起リ尚其ノ序ヲ以テ曩ニトク方ニ残シ置キタル衣類及營業用小道具ヲ持来ラント欲シ同年九月十日夜前記□□町ノトク方ニ赴キタルトコロトクノ応対頗ル冷淡ナルノミナラス元被告人ノ徒弟ニシテトクノ情夫ナルK光太郎カ来合セ而カモ同家ニ階寢室ニ同人ヲ泊マラスヘク蒲団ノ敷キアルヲ目撃シタルヨリ愈々不快ヲ催スニ至リタルカ光太郎ノ立去リタル後翌十一日午前六時頃右ニ階寢室ニ於テトクニ対シ前記衣類及小道具ノ交付ヲ求メタルニトクハ今夜渡ス訳ニハ行カヌ明日板橋ノSTヲ連レテ来イト云ヒテ交付ヲ拒ミタル上一体着物ヤ道具ヲ取りニ来ラレタ義理テアルマイ此処ノ敷居ヲ跨ケマイト冷罵シタルニヨリ茲ニ被告人ハ憤怒ノ極俄ニ殺意ヲ決シ

即時自己ノ纏ヘル兵児帯（押第二号）ノ一端ヲトクノ頸部ニ捲付ケテ緊絞シ窒息セシメテ同人ヲ殺害シタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示行為ハ刑法第九十九条ニ該当スルヲ以テ同条所定ノ有期懲役刑ノ範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役七年ニ処シ押収ニ係ル兵児帯ハ被告人所有ニ係ル本件犯罪ノ供用物件ナルヲ以テ同法第十九条第一項第二号第二項ニ依リ之ヲ没収シ陪審費用以外ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ依リ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和三年十一月二十八日

浦和地方裁判所刑事部

裁判長判事 安藝 茂富 印

判事 日下 巖 印

判事 鶴 比佐士 印

②IM島太郎（浦和地方裁判所殺人被告事件昭和三年一月二十七日判決）

判 決

本籍並住居 埼玉県入間郡□□村大字□□生□□□番地

無 職

IM島太郎

当六十年

右ノ者ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事八木彦内閣与ノ上審理ヲ遂ケ事実ノ判断

ヲ陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告ヲ懲役貳年ニ処ス

但裁判確定ノ日ヨリ參年間右刑ノ執行ヲ猶予ス

訴訟費用中陪審費用ヲ除キ其ノ余ハ被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ嘗テ日露戰爭ニ出征シタルカ其ノ後心臟並腎臟ヲ害シ爾來氣管枝喘息兼慢性肺氣腫ヲ患ヒ心身全ク疲弊シ為ニ自ラ生計ノ途ヲ樹ツルコト能ハス近年ハ漸ク別居ノ埼玉県入間郡□□村大字□□□□番地大工職長男富五郎ヨリ救助ヲ受ケ本籍地同郡□□村大字□□生□□□番地附近ノ掘立小屋ニ五男鯛次郎當十五年ト共ニ辛シテ糊口シ居タルモノナルトコロ鯛次郎ハ性來非常ナル白痴ニシテ自ラ身辺ノ処置ヲ為スコト能ハサルノミナラス屢々癩癩ノ癩作アリ病身ノ被告人ハ之ヲ憐レミツツモ其ノ措置ニ窮シ居タルカ只管之カ療養看護ニ努メ來リタルカ最近右富五郎ヨリ其ノ家計狀態カ救助ヲ繼續シ能ハサル様申向ケラレタルヨリ昭和十二年六月中鯛次郎ヲ同伴シ右富五郎方居宅ヲ訪ネ同人ノ妻ハるニ被告人及鯛次郎等ノ同居方懇望シタルモ家事上白痴ノ鯛次郎如キハ到底世話シ難シトテ拒絕セラレ次テ同年八月二十八日再度同家ヲ訪レ金錢ノ惠与方ヲ申出テタル際ハるヨリ夫モ軍籍ニアレハ何時招集ヲ受ケ出征スルヤモ計ラレサルヲ以テ御互ニ將來心ヲ引締メ度シト申向ケラレタルヲ以テ被告人ハ今後ノ救助ノ途ヲ絶タレンコトヲ痛ク憂慮シ白痴ノ病弱獨力ヲ以テシテハ手足纏ヒノ白痴鯛次郎ヲ看護スルニ於テハ到底自己カ生活スル能ハスト思惟シ窮余寧ロ鯛次郎ヲ殺害シテ此苦境ヲ脱スルニ如スト決意シ同月三十日午前十時過頃被告

人方居宅ヨリ西南方約三十間ヲ離ツル右□□村大字□□字□□地□□□番地先□□□草原ニ於テ裸体ニテ遊ヒ居タル鯛次郎ヲ認メ恰モ同人カ躊躇シタル後方ヨリ近付キ右手拳ニテ突然鯛次郎ノ顱頭部ヲ數回強打シ更ニ昏倒シ俯伏セニナリタル鯛次郎ニ跨リ手ニテ其ノ面部ヲ地上ニ押付ケ呼吸ヲ困難ナラシメ因テ同人ヲシテ窒息死ニ致ラシメ以テ殺害シタルモノナリ

右犯罪構成事實ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認ム

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第九十九條ニ該當スルヲ以テ其ノ所定刑中有期懲役ヲ選採シ犯情憫諒スヘキモノアルヲ依リ同法第六十六條第七十一條第六十八條第三号ヲ適用シ酌量減刑シタル刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役二年ニ処シ情狀ニ因リ刑ノ執行ヲ猶予スルヲ相當ト認メ同法第二十五條ニ則リ裁判確定ノ日ヨリ三年間刑ノ執行ヲ猶予スヘク訴訟費用ノ負担ニ付刑事訴訟法第二百三十七條第一項ヲ適用シ仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和十三年一月二十七日

浦和地方裁判所刑事部

裁判長判事

山口富次郎 印

判事

内藤 丈夫 印

判事

岡村 頭二 印

3 千 葉

③ I B 清吉郎 (大審院強盜傷人上告事件昭和四年一〇月八日第一刑事部判決) (大審院刑事判例集) 第八卷第九号四六四頁
昭和四年(初)第八五六号

【上告人】被告人I B清吉郎 弁護士五木田種茂、大井静雄、田中政義

【原 審】千葉地方裁判所（注、昭和四年六月二日判決）

○判示事項

陪審公判卜利益ノ証拠提出ノ告知

○判決要旨

刑事訴訟法第三百四十七條第二項ノ規定ハ陪審公判手續ニ於テモ之ヲ遵守スルコトヲ要シ之ニ違背スルトキハ上告ノ理由ト為スコトヲ得

〔参照〕刑事訴訟法第三百四十七條、陪審法第百二條（注、条文省略）

○事 実

原判決ハ陪審ノ答申ヲ採択シ左記ノ如ク事實ヲ認定シ法律ヲ適用シテ被告人ヲ懲役三年六月ニ処ス陪審費用以外ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トスル判決ヲ言渡シタリ

被告人清吉郎ハ昭和四年二月二十四日午前一時頃千葉県香取郡□□町料理店I D屋事I D幸一方前ニ於テ同郡□村□中□千□□番地O D寅助当七十年カ其ノ孫娘治枝当十二年ヲ伴ヒ通行セルニ会スルヤ同人ノ所持金ヲ強奪セント決意シ直ニ其ノ跡ヲ尾行シテ午前一時半頃同郡□村字□中県道坂路ニ到リ突如背後ヨリ手拳大ノ石ヲ以テ同人ヲ毆打シ因テ其ノ頭部ニ全治十日間ヲ要スル裂創及擦過傷ヲ負ハシメタル上同人ヲ地上ニ押倒シテ馬乗りトナリソノ懷中ヲ探リ同人ノ胴巻在中金ヲ強奪セントシタルモノナリ

尚公判準備手續ニ於テ弁護士ヨリ多数証人ノ申請ヲ為シタルモ被告人ヨリ証拠ヲ提出シタルコトナク又公判準備手續及公判ニ於テ裁判長ヨリ被告人ニ対シ其ノ利益トナルヘキ証拠ヲ提出スルコトヲ得ヘキ旨ヲ告ケタル形跡ナキノミナス公判ニ於テ被告人及弁護士ノ執

ヨリモ新ナル証拠ノ申出ナシ

法律ニ照スニ被告人ノ右所為ハ刑法第二百四十條前段ニ該当スルヲ以テ其ノ有期懲役刑ヲ選択シ尚ホ被告人ニ対シテハ犯情憫諒スヘキモノト認メ同法第六十六條第七十一條第六十八條第三号ニ則リ酌量減輕ヲ為シタル刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役三年六月ニ処スヘク陪審費用以外ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ニ依リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

○理 由

弁護士五木田種義大井静雄田中政義上告趣意書第四点刑事訴訟法第三百四十七條ニ於テ裁判長ハ各個ノ証拠ノ取調ヲ終ル毎ニ被告人ノ意見弁解ヲ聞キ更ニ利益トナルヘキ反証ヲ提出シ得ヘキ旨ヲ告知スヘキコトヲ規定セルハ審理ノ公正適確ヲ期シ眞実ノ発見ニ努メ以テ被告人ノ權利防衛ヲ図ラシムルニ外ナラス而シテ此ノ規定ハ陪審裁判ニ於テモ何等除外セラルヘキモノニアラス然ルニ本件第一回公判期日（昭和四年六月十一日）ニ於テ裁判長ハ証拠調終了ノ後被告人ニ対シ意見弁解ノ有無ヲ問ヒタル事述アルモ反証提出ノ告知ヲ為サスシテ其ノ佞公判ヲ続行シ第二回公判期日（同年六月十二日）ニ於テ直ニ事實竝証拠調終了ノ旨ヲ告ケテ弁論ニ入りタリ之明カニ刑事訴訟法第三百四十七條ニ背戾スル違法ノ裁判ナレハ破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在リ○按スルニ刑事訴訟法第三百四十七條第二項ニ於テ裁判長ハ被告人ニ対シ其ノ利益トナルヘキ証拠ヲ提出スルコトヲ得ヘキ旨ノ告知ヲ為スヘシト規定セル所以ハ被告人ヲシテ公判審理中其ノ利益トナルヘキ証拠ヲ自由ニ提出スルコトヲ得セシメ因テ以テ被告人ヲシテ自己ノ弁護士ヲ完全ニ行使スルコトヲ得セシムルノ趣旨ニ外ナラサルヲ以テ被告人ニ対スル裁判長ノ該告知ハ公判廷ニ於ケル審理手續

中重要ナル事項ニ属シ之ニ違背スルトキハ其ノ審理手續ニ重大ナル違法アルヲ免レサルモノトス然リ而シテ該手續ハ陪審裁判ニ於テ特ニ之ヲ遵守スルヲ要セスト為スヘキ法律上ノ根拠存セサルヲ以テ陪審法第百三条ニ依リ右手續上ノ違法ハ陪審裁判ニ於テモ等シク上告ノ理由ト為スコトヲ得ルモノト云ハサルヘカラス原審公判調書ヲ精査スルニ裁判長ハ全公判ヲ通シ被告人ニ対シテ叙上ノ告知ヲ為シタル事跡ノ看ルヘキモノ一モ存スルコトナク又被告人ニ於テ該告知ヲ受ケサルモ自ら進ンテ利益ノ証拠ヲ提出シタル事跡ノ看ルヘキモノナキヲ以テ本論旨ハ理由アリ原判決ハ破毀ヲ免レサルモノトス

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十七条陪審法第百五条第一項後段ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事矢追秀作関与

③ I B 清吉郎 (大審院強盜傷人上告事件昭和四年一〇月八日判決) (法律新聞) 第三〇六四号・昭和四年二月三日

○陪審裁判ト刑訴三四七条二項

刑事訴訟法第三百四十七条第二項ニ於テ裁判長ハ被告人ニ対シ其ノ利益トナルヘキ証拠ヲ提出スルコトヲ得ヘキ旨ノ告知ヲ為スヘシト規定セル所以ハ被告人ヲシテ公判審理中其ノ利益トナルヘキ証拠ヲ自由ニ提出スルコトヲ得セシメ因テ以テ被告人ヲシテ自己ノ弁護權ヲ完全ニ行使スルコトヲ得セシムルノ趣旨ニ外ナラサルヲ以テ被告人ニ対スル裁判長ノ該告知ハ公判廷ニ於ケル審理手續中重要ナル事項ニ属シ之ニ違背スルトキハ其ノ審理手續ニ重大ナル違法アルヲ免レサルモノトス然リ而シテ該手續ハ陪審裁判ニ於テ特ニ之ヲ遵守ス

ルヲ要セスト為スヘキ法律上ノ根拠存セサルヲ以テ陪審法第百三条ニ依リ右手續上ノ違法ハ陪審裁判ニ於テモ等シク上告ノ理由ト為スコトヲ得ルモノトス

昭和四年(レ)第八五六号

判 決

本籍 千葉県千葉郡□□町□□実□百□□番地
住居 同県香取郡□□町□□町

株式公債現物商

I B 清吉郎

当三十八年

右強盜傷人被告事件ニ付昭和四年六月十二日千葉地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事實ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

原判決ヲ破毀ス

事件ヲ東京地方裁判所ニ移送ス

【理由】弁護人五木田種義、大井静雄、田中政義上告趣意書第四点刑事訴訟法第三百四十七条ニ於テ裁判長ハ各個ノ証拠ノ取調ヲ終ル毎ニ被告人ノ意見弁解ヲ聞キ更ニ利益トナルヘキ反証ヲ提出シ得ヘキ旨ヲ告知スヘキコトヲ規定セルハ審理ノ公正適確ヲ期シ眞実ノ発見ニ努メ以テ被告人ノ権利防衛ヲ図ラシムルニ外ナラス而シテ此ノ規定ハ陪審裁判ニ於テモ何等除外セラルヘキモノニアラス然ルニ本件第一回公判期日(昭和四年六月十一日)ニ

於テ裁判長ハ証拠調終了後被告人ニ対シ意見弁解ノ有無ヲ問ヒタル事迹アルモ反証提出ノ告知ヲ為サスシテ其ノ俚公判ヲ続行シ第二回公判期日（同年六月十二日）ニ於テ直ニ事實並証拠調終了ノ旨ヲ告ケテ弁論ニ入りタリ之明カニ刑事訴訟法第三百四十七条ニ背戾スル違法ノ裁判ナレハ破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在リ按スルニ刑事訴訟法第三百四十七條第二項ニ於テ裁判長ハ被告人ニ対シ其ノ利益トナルヘキ証拠ヲ提出スルコトヲ得ヘキ旨ノ告知ヲ為スヘシト規定セル所以ハ被告人ヲシテ公判審理中其ノ利益トナルヘキ証拠ヲ自由ニ提出スルコトヲ得セシメ因テ以テ被告人ヲシテ自己ノ弁護權ヲ完全ニ行使スルコトヲ得セシムルノ趣旨ニ外ナラサルヲ以テ被告人ニ対スル裁判長ノ該告知ハ公判廷ニ於ケル審理手續中重要ナル事項ニ属シ之ニ違背スルトキハ其ノ審理手續ニ重大ナル違法アルヲ免レサルモノトス然リ而シテ該手續ハ陪審裁判ニ於テ特ニ之ヲ遵守スルヲ要セスト為スヘキ法律上ノ根拠存セサルヲ以テ陪審法第百三条ニ依リ右手続上ノ違法ハ陪審裁判ニ於テモ等シク上告ノ理由ト為スコトヲ得ルモノト云ハサルヘカラス原審公判調書ヲ精査スルニ裁判長ハ全公判ヲ通シ被告人ニ対シテ叙上ノ告知ヲ為シタル事跡ノ看ルヘキモノ一モ存スルコトナク又被告人ニ於テ該告知ヲ受ケサルモ自ラ進ンテ利益ノ証拠ヲ提出シタル事跡ノ看ルヘキモノナキヲ以テ本論旨ハ理由アリ原判決ハ破毀ヲ免レサルモノトス、

検事矢追秀作関与

昭和四年十月八日

大審院第一刑事部

裁判長判事	横村米太郎
判事	宇野要三郎
判事	遠藤 誠
判事	草野豹一郎
判事	高瀬幸七郎

⑩ A T 千代三郎（大審院殺人上告事件昭和五年四月三日第三刑事部判決）（大審院刑事判例集）第九卷第四号二五七頁）
昭和五年（レ）第一七三号

【上告人】被告人 A T 千代三郎、弁護人今村力三郎、宮城仁男、山崎佐、石橋信、關一二、

鵜澤總明

【第一審】千葉地方裁判所（注、昭和四年一〇月一八日判決）

○判示事項

陪審事件ニ於ケル問ノ変更一檢証鑑定ト陪審員ノ立会

○判決要旨

- 一 陪審法第八十条ニ所謂問ノ変更ニハ問ノ増減ヲモ包含ス【要旨第一】
- 二 公判期日外ニ於テ為スヘキ檢証鑑定ニハ陪審員ノ立会ヲ要セス【要旨第二】

【参照】陪審法第八十条、同法第四十九条（注、条文省略）

○事 実

第一審裁判所ハ陪審ノ答申ヲ採択シ左記ノ如ク事實ヲ認定シ法律ヲ適用シテ被告人ヲ懲役十二年ニ処シ陪審費用以外ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トスル旨ノ判決ヲ為シタリ

被告人千代三郎ハ明治二十五年頃亡AT藤右衛門ニ女ふでノ婿養子トナリ同四十年頃戸籍上ハ分家シテ一家ヲ興シタルモ事實上ハ本家ヲ相続シテ相当財産ノ分与ヲ受ケタルカ當時藤右衛門ニ伴ハレテ新宅ニ別居シタル同人ノ次男一郎カ節約蓄財ニ努メタル為漸次資産ヲ増シテ被告人方ヲ凌クニ至リタルノミナラス大正九年頃被告人カ藤右衛門ヨリ貰受ケタル同人所有山林ヲ一郎ニ於テ擅ニ名義書換登記ヲ經由シ且ツ被告人カ囊ニ藤右衛門ヨリ借受ケタル金三百円及六百円ノ債務ニ付大正十年頃藤右衛門ニ於テ被告人ニ對シ之ヲ免除セントシタルモ一郎ノ拒ム所トナリ讓金トシテ之カ贈与ヲ約シタルニ拘ラス大正十三年八月申藤右衛門死亡シタルモ一郎ハ右讓金ノ証書ヲ被告人ニ交付セス殊ニ右金三百円ハ被告人ヨリ更ニ藤右衛門ノ親族ナル東京市神田区医師IG稲作ニ貸与シタルモノニシテIGハ大正十二年ノ大震災ニ逢ヒ多大ノ損害ヲ蒙リテ爾後右借金ノ利息ヲ支払フコト能ハス被告人ニ對シ其ノ免除ヲ求メ被告人ハ昭和二年十二月頃之ヲ一郎ニ諮リタルモ同人カ応セサルヨリ予テ一郎ニ對シ不滿ヲ抱キ居タルカ被告人ハIGニ面談シ元利金ノ支払ヲ求ムル為上京セントシタル際偶昭和三年二月五日一郎カ單身居村字□□上□百□□番山林ニ松枝落シニ行キタルコトヲ知り今一度利息免除方ノ交渉ヲ為サントシ同日午後二時半乃至四時頃□□山ニ竹伐リニ行ク途中迂廻シテ右□□山林ニ到リ一郎ニ會ヒ其ノ場ニ在リタル一郎所有ノ鉈ニテ松葉落シヲ手伝ヒナカラ情理ヲ尽シテ右交渉ヲ為シタルモ一郎ハ頑トシテ応セサルノミナラスIGニ於テ其ノ支払ヲ為サレハ被告人ニ於テ支払フヘシト反噬セシヨリ被告人ハ其ノ無情ヲ憤リ多年ノ憤懣一時ニ勃發シテ俄カニ殺意ヲ決シ所持ノ鉈ヲ振テ松葉落ヲ為シ居リタル一郎ノ右顱頂部ニ一撃ヲ加ヘ其ノ倒レル所ニ踏込ミ頭部ニ數回斬付ケ同人ヲ殺害シタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ右所為ハ刑法第百九十九条ニ該当スルヲ以テ有期懲役刑ヲ選択シ其ノ所定期限範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役十二年ニ処断スヘク陪審費用以外ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニヨリ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

一 判決要旨第一關係事實

原審ニ於ケル問書ニハ主問トシテ被告人千代三郎ハ昭和三年二月五日午後二時半乃至四時頃千葉県君津郡□□村□□字□□上□百□□番山林内ニ於テ殺意ヲ以テAT一郎所有ノ鉈ニテ同人ノ頭部ニ斬付ケ同人ヲ殺害シタルモノナリヤトノ一問ヲ發シタルノミニシテ補問ヲ發セス然ルニ訴訟當事者ニ於テ問ノ變更ノ申立ヲ為サス

一 判決要旨第二關係事實

原審ハ其ノ第一回公判ニ於テ本件ニ付現場ノ検証及松枝伐採ノ時期ニ付テノ鑑定ヲ決定シ其ノ施行ニ付陪審員ノ立會ヲ為サシメス

○理由

弁護人今村力三郎宮城仁勇上告趣意書第十一点原審ニ於ケル問書ヲ閱スルニ主問トシテ「被告人千代三郎ハ昭和三年二月五日午後二時半乃至四時頃千葉県君津郡□□村□□字□□上□百□□番山林内ニ於テ殺意ヲ以テAT一郎所有ノ鉈ニテ同人ノ頭部ニ斬付ケ同人ヲ殺害シタルモノナリヤ」トノ一問ヲ發シタルノミニナリトス然ルニ本件記録ニ就キ之ヲ觀ルニ仮リ二百歩ヲ譲リ被告人カ判示一郎ヲ殺害シタルモノナリトスルモ殺意ヲ決セサルヘカラサル何等ノ原因ナク結局右一郎ト口論ノ末所謂短気ナル被告（檢事ノ主張及裁判長ノ説示ヲ真実トシテ）ハ何等ノ思慮ナク憤激ノ余リ一郎ニ斬付ケタルモノナルコト明白ナルヲ以テ原審ニ於テハ須ラク本件ハ傷害致死ナリヤノ補問ヲ為スヘキモノナルニ右主問ノミヲ為シタ

ルハ不当ニシテ原判決ハ破毀スヘキモノト信スト云ヒ」弁護人鵜澤總明上告趣意書第七点
原裁判所ハ陪審法第七十九条ニ違背スルモノナリ原審ニ於テハ陪審ニ對シ主問トシテ「被
告人千代三郎ハ昭和三年二月五日午後二時半乃至四時頃千葉県君津郡□□村□□字□□上
□百□□番山林内ニ於テ殺意ヲ以テT一郎所有ノ銃ニテ同人ノ頭部ヲ斬付ケ同人ヲ殺害シ
タルモノナリヤ」ノ問ヲ發シタルノミニシテ本件ハ傷害致死ナリヤ否ノ補問ヲ為ササルコト
ハ原審公判調書及問書ニ依リ明白ナリトス然レトモ本件ニ就キ之ヲ觀ルニ被告人トAT一
郎トハ義兄弟ニシテ元ヨリ之ヲ殺害セサルヘカラサル程ノ怨恨ナク檢事力之カ原因トシテ
列挙シタル貸借問題モ其ノ元本ハ既ニ消滅シアルコト及一郎ニ於テモ元本ニ付テハ被告人
ニ對シ免除スルコトヲ認メ居リタルコトハ記録上争ナキ事實ニシテ問題ハ三百円ニ對スル
父死亡ニ至ル迄ノ利息金ヲIG稲作ノ為免除スルカ否カニ在リテ仮令被告人ニ於テ之ヲ弁
濟シタリトスルモ其ノ額僅カニ五六十円ニ過キスシテ義弟ヲ殺害スルカ如キ意思ノ生スヘ
キ理由ナク仮ニ被告人カ右一郎ヲ殺害シタリトセハ被告人カ右一郎ト右利息金ノコトニ付
口論ヲ為シ憤激ノ余リ無意識ニ所携ノ銃ヲ以テ同人ヲ乱打死ニ致シタルモノト認ムルノ外
ナキモノトス仍テ原審ニ於テ陪審ニ對シ問ヲ為スニハ公訴事實タル右主問ト共ニ補問トシ
テ傷害致死ニアラサルカヲ問フノ必要アルモノトス然ルニ原審ニ於テハ此事實ヲ無視シ單
ニ主問ノミヲ為シテ補問ヲ為ササルハ畢竟スルニ裁判長ハ被告人カ殺意ヲ以テ一郎ヲ殺害
シタルモノナリト予断シ（説示ノ部記録一七四三丁裏以下参照）此ノ予断ニ基キ陪審員ヲ
誘導シタルモノニ係リ結局必要ナル補問ヲ為ササルモノト認ムルノ外ナク陪審法第七十九
条ニ違背シ原判決ハ此点ニ於テモ破毀ヲ免レサルモノト思料スト云フニ在レトモ○陪審手
続ニ於テ裁判長カ犯罪構成事實ノ有無ニ付主問ヲ發シテ陪審ノ評議ニ付シタル以上其ノ必

要ナシト認ムルトキハ必スシモ補問ヲ發スルノ要ナキモノトス是レ陪審法第七十九条第三
項ノ解釈上疑ヲ容レス然リ而シテ補問ハ公判ニ付セラレタルモノト異リタル犯罪構成事實
ノ有無ヲ評議セシムル必要アリト認ムルトキニ於テ補充的ニ發スヘキモノニシテ其ノ必要
ノ有無ハ事案ニ依リ差異アルヘキモノニ裁判長ノ定ムヘキ事項ナリトス若シ夫レ訴訟当事
者ニ於テ裁判長ノ發問方法不十分ニシテ主問ノ外仍ホ補問ノ必要アリトセハ陪審法第八十
条ニ依リ問ノ變更申立ヲ為シ得ヘシ蓋シ同条ニ問ノ變更トハ問ノ増減ヲモ包含スヘケレハ
ナリ然ルニ記録ニ徴スルニ其ノ事跡ノ認ムヘキモノナキ事案ニ對シ今更之ヲ以テ上告ノ理
由ト為スハ當ラス論旨理由ナシ

弁護人山崎佐石橋信關一二上告趣意書第六点原審公判ニ於テ裁判長ハ法律上証拠ト為スコ
トヲ得サルモノヲ証拠トシテ説示シタル違法アルカ故ニ破毀セラレヘキモノト認ム（一）
記録ニ依レハ（一五〇〇丁）裁判長ハ合議ノ上「石橋弁護人ノ現場ノ檢証及松枝伐採ノ時
期ニ付テノ鑑定ノ申請ハ之ヲ採用ス（中略）右檢証ハ十月十六日午前十時公判期日ヲ十月
十七日午前九時ト指定シ訴訟關係人ニ出頭ヲ命シ」タル旨記載シアリ從テ右檢証ニハ当然
陪審員全部出頭スヘキモノナルニ不拘檢証調書（記録一五二八丁以下）ニ依レハ右檢証ニ
ハ裁判長判事平山慎英判事大瀧良太郎判事仁井田秀穂裁判所書記橋本眞徳同山崎啓司檢事
岡遼ノ立会ノ下ニ弁護人山崎佐石橋信關一二安部遜出頭シタルノミニシテ陪審員ノ出頭シ
タル事實ナシ斯ノ如キ違法ノ手續ノ下ニ行ハレタル檢証調書ヲ証拠トシテ（一七三二丁裏
面及一七三三丁）説示シタルハ違法ナリ（二）又前記決定ノ鑑定施行ニ關シテハ特ニ公判
廷以外ニ於テ行フヘキ旨ノ決定無キカ故ニ当然公判廷ニ於テ之ヲ為サシムヘキモノナルニ
拘ラス鑑定人訊問調書（記録第一五三四丁）ニ依レハ昭和四年十月十六日千葉県君津郡□

□村□□字□□上□百□□番ニ於テ鑑定人千葉源太郎ニ対シテ鑑定ヲ命シタル事実明ニシテ斯ノ如キ違法ノ手續ニ依リ為サレタル鑑定書ヲ証拠トシテ説示（記録一七三三丁）シタルハ明ニ違法ナリト思料ス仮ニ前叙ノ違法ナシトスルモ本鑑定モ亦前項ノ検証ト同一ニ陪審廷ニ於テ為スカ若ハ其ノ出頭シタル場所ニ於テ為スヘキモノナルニ不拘其ノ鑑定ヲ命シタル場所ニ立会ヒタルハ前項ノ検証ト同一ノ裁判長判事裁判所書記弁護士ノミニシテ陪審員ノ出頭無キヲ以テ（記録一五三四丁参照）此ノ点ノミニ付テ觀ルモ其ノ手續ハ違法ナレハ其ノ鑑定ノ結果ハ証拠トシテ採用スヘキモノニ非ス然ルニ之レヲ証拠トシテ裁判シタル原審判決ハ到底破毀ヲ免レサルモノナリト云フニ在レトモ○原審公判調書ニ依レハ裁判長ハ合議ノ上石橋弁護士ノ現場ノ検証及松枝伐採ノ時期ニ付テノ鑑定ノ申請ハ之ヲ採用シ右検証ハ十月十六日午前十時公判期日ヲ十月十七日午前九時ト指定シ訴訟關係人ニノミ出頭ヲ命シタルコト所論ノ如シ然レトモ陪審法第三十七条第四十条ノ規定ヲ通覽シ陪審法制度ノ趣旨ニ基キ稽フルニ公判準備手續ニハ陪審員ノ立会ヲ要セサルコト疑ナク記録ニ徴スルニ右検証及鑑定ハ何レモ公判期日外ニ於テ為サレタル公判準備手續ナレハ陪審員ノ立会ヲ要セサルコト勿論ナリ而シテ本件鑑定ハ千葉県君津郡□□村□□字□□上□百□□番地山林内ノ松樹ニ関スルモノナレハ其ノ施行力公判廷外ニ於テ為サレタルハ当然ニシテ決定ノ趣旨ニ反スルモノニ非ス從テ原審公判ニ於テ裁判長力右検証調書及鑑定書ヲ説示ニ加ヘタルハ毫モ違法ニ非ス論旨理由ナシ

右ノ理由ニ依リ陪審法第四百四条第五号第五号第一項ニ則リ原判決ヲ破毀スヘキヲ以テ爾余ノ上告論旨ニ対スル説明ヲ省キ主文ノ如ク判決ス

検事横田麟ニ関与

⑩ A T 千代三郎（大審院殺人上告事件昭和五年四月三日判決）（法律新聞）第三三三九号・昭和五年七月八日）

○陪審員ト被害者トノ關係ハ単ニ審査ヲ以テ足り問答ヲ必要トセス

陪審員ト被害者トノ關係ハ陪審員ト被告人トノ關係ト相並ヒテ陪審法第十五条ニ依リテ之カ審査ヲ為スコトヲ要スルヤ勿論ナレトモ其ノ中後者ニ付キテハ同法第六十二条第二項ニ於テ特ニ問答ノ形式ニ依ルヘキコトヲ要求スルニ拘ラス前者ニ付キテハ之ト同一ノ形式ニ依ルヘキコトヲ要求セス從テ此ノ点ニ付テハ単ニ審査スルヲ以テ足り問答ヲ要スルモノニ非サルヤ論ヲ俟タス而シテ右審査ハ特ニ審査ヲ為ササリシコトノ反証ナキ限り之ヲ行ヒタルモノト認ムルヲ相当トシ公判調書ニ記載ナキ一事ヲ以テ審査モ行ハレサリシモノト為スヲ得ス

○陪審の検事被告人及弁護人カ証拠調終了後陳述スヘキ意見ノ範圍

陪審手續ニ於テハ証拠調終リタル後検事被告人及弁護人ハ犯罪ノ構成要素ニ関スル事実上及法律上ノ問題ノミニ付意見ヲ陳述スヘキコト陪審法第七十六条第一項ノ規定アル所ニシテ右陳述即チ弁論終結後裁判長ノ説示スヘキ必要ナル法律上ノ論点問題ト為ルヘキ事実並ニ右事実ニ関スル証拠ノ要領ハ叙上犯罪ノ構成要素ノミニ付為スヘキコト同法第七十七条ノ解釈上洵ニ明ナリトス

○陪審ノ訴訟当事者カ主問ノ外補問ノ必要アリトセハ問ノ変更申立ヲ為シ得

陪審手續ニ於テ裁判長ノ為ス補問ハ公判ニ付セラレタルモノト異リタル犯罪構成事実ノ有無ヲ評議セシムル必要アリト認ムルトキニ於テ補充的ニ発スヘキモノニシテ其ノ必要ノ有無ハ裁判長之ヲ定ムヘキモノナルモ訴訟当事者ニ於テ裁判長ノ發問方法不十分ニシテ主問

ノ外仍ホ補問ノ必要アリトセハ陪審法第八十条ニ依リ問ノ変更申立ヲ為シ得ヘキモノトス
蓋シ同条ニ問ノ変更トハ問ノ増減ヲモ包含スヘケレハナリ

○陪審ノ公判準備手續ニハ陪審員ノ立会ヲ要セス

陪審法第三十七条第四十条ノ規定ヲ通覽シ陪審法制度ノ趣旨ニ基キ稽フルニ公判準備手續
ニハ陪審員ノ立会ヲ要セサルモノトス

昭和五年(レ)第一七三号

判決

本籍並住居 千葉県君津郡□□村□波□百□□番地

農業

A T 千代三郎

当五十九年

右殺人被告事件ニ付昭和四年十月十八日千葉地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事実ノ
判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人及原審弁護士關一二石橋信安部遜山崎佐ハ上告
ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

原判決ハ之ヲ破毀ス

本件ヲ東京地方裁判所ニ移送ス

【理由】弁護士今村力三郎宮城仁勇上告趣意書第三点原審公判調書ヲ閱スルニ「裁判長ハ
検事及被告人ニ対シ右陪審員ノ氏名職業住居地ヲ記載シタル陪審員選定通知書ヲ示シ除斥
セラルヘキモノアリヤ否ヤヲ問ヒ又陪審員ニ対シ被告人ノ氏名職業及住居地ヲ告ケ除斥ノ

原由アリヤ否ヤヲ問ヒタルニ何レモ無之旨答ヘタリ」(九〇一丁)ト記載シアリテ陪審員ニ
対シテ除斥ノ原由アリヤ否ヤヲ問查スルニ当リ単ニ被告人ノ氏名ノミヲ告ケテ被害者ノ氏
名職業住居地ヲ告ケタル旨ノ記載存スル所ナシ陪審員ハ被告人ノミナラス被害者ノ親族ナ
ルトキ又ハ親族タリシトキ被害者ノ戸主又ハ家族タリシトキ被害者ノ法定代理人後見監督
人又ハ保佐人ナルトキ被害者ノ同居人又ハ雇人ナルトキハ同シク其ノ職務ノ執行ヨリ除斥
セラルヘキコトハ陪審法第十五条ノ規定スル所ナリトス從テ陪審員ニ対シ被告人ノ氏名職
業住居地ヲ告ケタリトスルモ被害者ノ何人ナリヤヲ告ケサルニ於テハ陪審員ニ於テ果シテ
除斥ノ原由アリヤ否ヤヲ知ルニ由ナキヲ以テ陪審員ニ対シ除斥ノ原由アリヤ否ヤヲ問フニ
ハ被告人氏名ノミニ限ラス被害者ノ氏名職業住居地ヲモ告ケサルヘカラサルハ当然ナリト
ス然ルニ原審ニ於テハ被害者ノ氏名其ノ他ヲ告ケスシテ輒ク陪審員トシテ除斥ノ原由ナキ
モノナリトシ之ニ宣誓セシメ陪審ヲ構成シタルハ陪審員ノ資格審査ニ遺漏アリ原判決ハ此
ノ点ニ於テ破毀スヘキモノト信スト云ヒ」弁護士鵜澤總明上告趣意書第八点原審ニ於ケル
陪審員ニ対スル資格審査ハ違法ナリ陪審員ニシテ被告人又ハ被害者ノ親族ナルトキ又ハ親
族タリシトキ被告人又ハ被害者ノ属スル家ノ戸主又ハ家族ナルトキ被告人又ハ被害者ノ法
定代理人後見監督人又ハ保佐人ナルトキ被告人又ハ被害者ノ同居人又ハ雇人ナルトキハ其
ノ職務ノ執行ニヨリ除斥セラルヘキモノナルコトハ陪審法第十五条ノ規定スル所ナリトス
仍テ裁判所ニ於テ陪審員ニ対シ除斥ノ原因アリヤ否ヤヲ問フニハ被告人ノ住所氏名ヲ告ケ
ルト共ニ被害者ノ住所氏名ヲモ告ケサルヘカラサルコトハ勿論ナリトス然ルニ原審公判調
書中陪審員ニ対スル資格審査ノ部ヲ閱スルニ「裁判長ハ……陪審員ニ対シ被告人ノ氏名
職業及住居地ヲ告ケ除斥ノ原由アリヤ否ヤヲ問ヒタルニ何レモ無之旨答ヘタリ」(記録九〇

一丁)ト記載シアルノミニシテ陪審員ニ対シ被害者ノ氏名住所ヲ告ケスシテ直ニ陪審員タルノ資格ヲ有スルモノトナシ宣誓セシメ陪審裁判ヲ構成シタルハ陪審員ニ対スル資格審査ニ遺漏アリスカル陪審ニ依リ評決セラレタル原判決ハ到底破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在リ、因テ案スルニ原審公判調書ニハ「裁判長ハ検事及被告人ニ対シ右陪審員ノ氏名職業住居地ヲ記載シタル陪審員選定通知書ヲ示シ除斥セラルヘキ者アリヤ否ヲ問ヒタルニ対シテ被告人ノ氏名職業及住居地ヲ告ケ除斥ノ原由アリヤ否ヲ問ヒタルニ何レモ無之旨答ヘタル旨ノ記載アルモ被害者トノ關係ニ付テ問查ノ記載ナキコト所論ノ如シ然レトモ「元來陪審員ト被害者トノ關係ハ陪審員ト被告人トノ關係ト相並ヒテ陪審法第十五條ニ依リテ之カ審査ヲ為スコトヲ要スルヤ勿論ナレトモ其ノ中後者ニ付キテハ同法ハ第六十二條第二項ニ於テ特ニ問查ノ形式ニ依ルヘキコトヲ要求スルニ拘ラス前者ニ付キテハ之ト同一ノ形式ニ依ルヘキコトヲ要求セス從テ此ノ点ニ付テハ単ニ審査スルヲ以テ足ルヤ論ヲ待タス而シテ審査ヲ為ササリシコトノ反証ナキ限り原審モ亦右第十五條ノ審査ヲ行ヒタルモノト認ムルヲ相当トス公判調書ニ問查ノ記載ナキ一事ヲ以テ審査モ行ハレサリシモノト論スルハ当ラス」論旨理由ナシ

弁護人今村力三郎宮城仁勇上告趣意書第九點原審公判ニ於ケル裁判長説示ノ部ヲ閱スルニ「尚本件ニ付キマシテハ被告人ノ性質カ大分問題ニナリマシタ証人A T KにK Z新太郎等ノ云フ所ニ依リマスト被告人ハ怒リツポイ短氣ナ性テアルト云フ其ノ証拠トシテ被告人カ二十一歳ノ時女房ヲ殺スト云フテ追ツ駈ケ廻シタト云フ事實ヲ挙ケテ居リマス被告人カ本件犯行ヲ犯シタトシマスルナラハ被告人ノ性質如何ト云フ事モ此ノ犯行ヲ犯スニ付テ無論影響カアリマス從テ果シテ被告人カ怒リツポイ短氣ノ質テアルカ怎ウカト云フ事モ矢張り

考慮ニ入レテ考ヘナケレハナラナイ問題テアリマス」(一七四九丁以下)ト説示シタリ然レトモ陪審裁判ニ於テ裁判長ノ為スヘキ説示ハ犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論点及問題トナルヘキ事實並ニ証拠ノ要点ニ限ラレ居ルコトハ陪審法第七十七條ノ明規スル所ニシテ陪審ノ答申ヲ得ル迄ハ被告人ノ性質素行環境經歷等苟クモ陪審員ノ純真ナル心情ヲ左右スヘキ事實及証拠ノ挙証ヲ許ササルコトハ陪審裁判ノ一大原則ナリトス然ルニ裁判長ハ此ノ大原則ヲ無視シ故意ニ四十年前以前ノ被告人ノ夫婦喧嘩ノ証拠ヲ示シ之ヲ説示シテ陪審評決ノ資料ニ供シタルハ不法ノ甚シキモノニシテ斯ル事實ヲ資料トシテ評決シタル原判決ハ破毀ヲ免レサルモノト信スト云ヒ」弁護人鶴澤總明上告趣意書第三點原審裁判長ノ説示ハ陪審裁判ノ大原則ヲ無視シタル不法アルモノナリ陪審事件ノ証拠ニ付キテハ同裁判ノ不文ノ大原則トシテ陪審ノ答申アル迄ハ被告人ノ性質素行環境經歷等陪審員ノ純真無垢ナル心情ヲ左右スヘキ資料換言スレハ犯罪事實以外ニ犯罪事實ノ判断ニ付偏見予断ヲ齎スヘキ一切ノ事實及事情ニ関スル証拠ノ挙証及其ノ主張ハ絶対ニ之ヲ容スヘキモノニアラス從テ裁判長ニ於テ陪審ニ対シ同法第七十七條ニ則ル説示ヲ為スニ當ツテハ被告人ノ性質素行環境經歷等ニ関スル証拠及事實等ハ絶対ニ之ヲ避ケサルヘカラサルモノトス原審裁判長説示ノ部ヲ閲読スルニ「尚本件ニ付キマシテハ被告人ノ性質カ大分問題ニナリマシタ証人A T KにK Z新太郎ノ云フ所ニ依リマスト被告人ハ怒リツポイ短氣ナタチテアルト云フ其ノ証拠トシテ被告人カ二十一歳ノ時女房ヲ殺スト云フテ追ツ駈ケ廻シタト云フ事實ヲ挙ケテ居リマス被告人カ本件犯行ヲ犯シタトシマスルナラハ被告人ノ性質如何ト云フコトハ此ノ犯行ヲ犯スニ付テ無論影響カアリマス從テ果シテ被告人カ怒リツポイ短氣ノタチテアルカトウカト云フコトモ矢張り考慮ニ入レテ考ヘナケレハナラナイ問題テアリマスカ此ノ点ニ付テハ昨日

検事及弁護人等カラ詳細ニ論議サレマシタカラ改メテ申上ケマセヌ既ニ御了解ノコトト思ヒマスソレカラ尚被害者一郎ノ死後ニ於ケル被告人ノ一郎ノ家族即チ新宅ニ対スル態度之モ大分論議サレマシタ之等モ此ノ犯罪ノ成否ヲ断スル上ニ於テハ無論影響カアリマスルノテ考慮ニ入レナケレハナラナイ關係テアリマスノテ此ノ事実モ矢張り詳シク昨日論セラレマシタ故私カ改メテ申上クルマテモナク既ニ諸君ニ於テ十分御了解ノコトト思ヒマスカラ是モ省略致シマス」(記録一七四九丁以下)ト記載アリ右説示ニ依レハ被告人カ短氣ノモノナルコトヲ陪審ニ知ラシムル為メ被告人二十一歳ノ時而カモ右陪審裁判ヨリ三十八年以前ノ被告人等夫婦間ノ夫婦喧嘩(其ノ後ハ被告人ハ夫婦喧嘩モナシタルコトナキハ記録上明白ナル事実ナリ)ヲ故ラニ説示シタルモノニシテ斯カル説示ハ前述ノ如ク陪審裁判ニハ絶對ニ許スヘカラサルモノナリトス然ラハ原判決ハ斯カル不法ノ説示ニ基キ評決セラレタルモノナルヲ以テ破毀ヲ免レサルモノト思料スト云フニ在リ、【注、破毀移送理由】因テ案スルニ「陪審手續ニ於テハ証拠調終リタル後検事被告人及弁護人ハ犯罪ノ構成要素ニ関スル事実上及法律上ノ問題ノミニ付意見ヲ陳述スヘキコト陪審法第七十六条第一項ノ規定スル所ニシテ右陳述即チ弁論終結後裁判長ノ説示スヘキ必要ナル法律上ノ論点問題ト為ルヘキ事実並ニ右事実ニ関スル証拠ヲ要領ハ叙上犯罪ノ構成要素ノミニ付為スヘキコト同法第七十七条ノ解釈上洵ニ明ナリ」蓋シ同法第七十七条ニハ前条第一項ノ如ク「ノミ」ナル文字ナシト雖苟モ法カ当事者ノ弁論ノ範圍ヲ犯罪ノ構成要素ノ範圍ニ限定シナカラ其ノ弁論ニ引續キテ裁判長ノ為スヘキ説示ハ全ク無制限ニシテ構成要素以外ノ事実ヲ之ニ加フルヲ妨ケストセル趣旨ト解スルヲ得サレハナリ「從テ犯罪ノ成否ニ關係ナキ犯人ノ情状ニ関スル事項ノ如キハ説示ノ中ニ加フヘカラサルコト同法ノ法意ニ照シ疑ナキ所ナリ何トナレハ陪

審ノ評議ニ付スヘキ事項ハ犯罪構成事実ノ有無ニ関スルモノニシテ其ノ他ニ及ハサルヲ以テ陪審ノ答申ヲ得ル迄ハ猥リニ被告人ノ性質素行環境及経歴等ヲ説示シ陪審員ヲシテ心証ヲ左右セシムヘキコトハ固ク禁止スヘキコト敢テ説明ヲ要セサレハナリ」原審公判調書中裁判長ノ説示ノ部ヲ閱スルニ「尚ホ本件ニ付キマシテハ被告人ノ性質カ大分問題ニナリマシタ証人ATくにKZ新太郎等ノ云フ所ニ依リマスト被告人ハ怒リツポイ短氣ナ性テアルト云フ其ノ証拠トシテ被告人カ二十一歳ノ時女房ヲ殺スト云フテ追ツ駈ケ廻シタト云フ事実ヲ挙ケテ居リマス被告人カ本件犯行ヲ犯シタトシマスルナラハ被告人ノ性質如何ト云フ事モ此ノ犯行ヲ犯スニ付テ無論影響カアリマス從テ果シテ被告人カ怒リツポイ短氣ノ質テアルカ怎ウカト云フ事モ矢張り考慮ニ入レテ考ヘナケレハナラナイ問題テアリマスカ此ノ点ニ付テハ昨日検事及弁護人等カラ詳細ニ論議サレマシタカラ改メテ申上ケマセヌ既ニ御了解ノコトト思ヒマスソレカラ尚被害者一郎ノ死後ニ於ケル被告人ノ一郎ノ家族即チ新宅ニ対スル態度之モ大分論議サレマシタ之等モ此ノ犯罪ノ成否ヲ断スル上ニ於テハ無論影響カアリマスルノテ考慮ニ入レナケレハナラナイ關係テアリマス此ノ事実モ矢張り詳シク昨日論セラレマシタ故私カ改メテ申上クルマテモナク既ニ諸君ニ於テ十分御了解ノコトト思ヒマスカラ是モ省略致シマス」ト記載シアリテ裁判長カ被告人ノ性質並ニ犯罪後ノ情状ヲ説示シタルハ不法ニシテ陪審法第一百四条第五号ニ該当シ上告ノ理由ト為ルヘク本論旨ハ其ノ理由アリ

弁護人今村力三郎宮城仁勇上告趣意書第十一点原審ニ於ケル問書ヲ閱スルニ主問トシテ「被告人千代三郎ハ昭和三年二月五日午後二時半乃至四時頃千葉県君津郡□□村□□字□□上□百□□番山林内ニ於テ殺意ヲ以テAT一郎所有ノ銃ニテ同人ノ頭部ニ斬付ケ同人ヲ殺害

シタルモノナリヤ」トノ一問ヲ發シタルノミナリトス然ルニ本件記録ニ就キ之ヲ觀ルニ仮リニ百歩ヲ譲リ被告人カ判示一郎ヲ殺害シタルモノナリトスルモ殺意ヲ決セサルヘカラサル何等ノ原因ナク結局右一郎ト口論ノ末所謂短気ナル被告（検事ノ主張及裁判長ノ説示ヲ真実トシテ）ハ何等ノ思慮ナク憤激ノ余リ一郎ニ斬付ケタルモノナルコト明白ナルヲ以テ原審ニ於テハ須ラク本件ハ傷害致死ナリヤノ補問ヲ為スヘキモノナルニ右主問ノミヲ為シタルハ不当ニシテ原判決ハ破毀スヘキモノト信スト云ヒ」弁護人鵜澤總明上告趣意書第七点原裁判所ハ陪審法第七十九条ニ違背スルモノナリ原審ニ於テハ陪審ニ對シ主問トシテ「被告人千代三郎ハ昭和三年二月五日午後二時半乃至四時頃千葉県君津郡□□村□□字□□上□百□□番山林内ニ於テ殺意ヲ以テAT一郎所有ノ鉈ニテ同人ノ頭部ヲ斬付ケ同人ヲ殺害シタルモノナリヤ」ノ問ヲ發シタルノミニシテ本件ハ傷害致死ナリヤ否ヤノ補問ヲ為ササルコトハ原審公判調書及問書ニ依リ明白ナリトス然レトモ本件ニ就キ之ヲ觀ルニ被告人トAT一郎トハ義兄弟ニシテ元ヨリ之ヲ殺害セサルヘカラサル程ノ怨恨ナク檢事力之カ原因トシテ列挙シタル貸借問題モ其ノ元本ハ既ニ消滅シアルコト及ヒ一郎ニ於テモ元本ニ付テハ被告人ニ對シ免除スルコトヲ認メ居リタルコトハ記録上争ナキ事ニシテ問題ハ三百円ニ對スル父死亡ニ至ル迄ノ利息金ヲIG稲作ノ為メ免除スルカ否カニ在リテ仮令被告人ニ於テ之ヲ弁済シタリトスルモ其ノ額僅カニ五六十円ニ過キスシテ義弟ヲ殺害スルカ如キ意思ノ生スヘキ理由ナク仮リニ被告人カ右一郎ヲ殺害シタリトセハ被告人カ右一郎ト右利息金ノコトニ付口論ヲ為シ憤激ノ余リ無意識ニ所携ノ鉈ヲ以テ同人ヲ乱打死ニ致シタルモノト認ムルノ外ナキモノトス仍テ原審ニ於テ陪審ニ對シ問ヲ為スニハ公訴事実タル右主問ト共ニ補問トシテ傷害致死ニアラサルカヲ問フノ必要アルモノトス然ルニ原審ニ於テハ此事

実ヲ無視シ単ニ主問ノミヲ為シテ補問ヲ為ササルハ畢竟スルニ裁判長ハ被告人カ殺意ヲ以テ一郎ヲ殺害シタルモノナリト予断シ（説示ノ部記録一七四三丁裏以下参照）此予断ニ基キ陪審員ヲ誘導シタルモノニ係リ結局必要ナル補問ヲ為ササルモノト認ムルノ外ナク陪審法第七十九条ニ違背シ原判決ハ此点ニ於テモ破毀ヲ免レサルモノト思料スト云フニ在レトモ、「陪審手續ニ於テ裁判長カ犯罪構成事実ノ有無ニ付主問ヲ發シテ陪審ノ評議ニ付シタル以上其ノ必要ナシト認ムルトキハ必スシモ補問ヲ發スルノ要ナキモノトス是レ陪審法第七十九条第三項ノ解釈上疑ヲ容レス然リ而シテ補問ハ公判ニ付セラレタルモノト異リタル犯罪構成事実ノ有無ヲ評議セシムルニ必要アリト認ムルトキニ於テ補充的ニ發スヘキモノニシテ其ノ必要ノ有無ハ事案ニ依リ差異アルヘキモノニ裁判長ノ定ムヘキ事項ナリトス若シ夫レ訴訟当事者ニ於テ裁判長ノ發問方法不十分ニシテ主問ノ外仍ホ補問ノ必要アリトセハ陪審法第八十条ニ依リ問ノ変更申立ヲ為シ得ヘシ蓋シ同条ニ問ノ変更トハ問ノ増減ヲモ包含スヘケレハナリ」然ルニ記録ニ徴スルニ其ノ事跡ノ認ムヘキモノナキ事案ニ對シ今更之ヲ以テ上告ノ理由ト為スハ当ラス論旨理由ナシ

弁護人山崎佐石橋信關一二上告趣意書第六点原審公判ニ於テ裁判長ハ法律上証拠ト為スコトヲ得サルモノヲ証拠トシテ説示シタル違法アルカ故ニ破毀セラルヘキモノト認ム（一）記録ニ依レハ（一五〇〇丁）裁判長ハ合議ノ上「石橋弁護人ノ現場ノ檢証及松枝茂採ノ時期ニ付テノ鑑定ノ申請ハ之ヲ採用ス（中略）右檢証ハ十月十六日午前十時公判期日ヲ十月十七日午前九時ト指定シ訴訟關係人ニ出頭ヲ命シ」タル旨記載シアリ從ツテ右檢証ニハ当然陪審員全部出頭スヘキモノナルニ不拘檢証調書（記録一五二八丁以下）ニ依レハ右檢証ニハ裁判長判事平山慎英判事大瀧良太郎判事仁井田秀穂裁判所書記橋本眞徳同山崎啓司檢

事岡遐ノ立会ノ下ニ弁護人山崎佐石橋信關一二安部遜出頭シタルノミニシテ陪審員ノ出頭シタル事実ナシスノ如キ違法ノ手續ノ下ニ行ハレタル檢証調書ヲ証拠トシテ（一七三二丁裏面及一七三三丁）説示シタルハ違法ナリ（二）又前記決定ノ鑑定施行ニ関シテハ特ニ公判廷以外ニ於テ行フヘキ旨ノ決定無キカ故ニ当然公判廷ニ於テ之ヲ為サシムヘキモノナルニ拘ラス鑑定人訊問調書（記録第一五四丁）ニ依レハ昭和四年十月十六日千葉県君津郡□□村□□字□□上□□百□□番ニ於テ鑑定人千葉源太郎ニ対シテ鑑定ヲ命シタル事実明ニシテ斯ノ如キ違法ノ手續ニ依リ為サレタル鑑定書ヲ証拠トシテ説示（記録一七三三丁）シタルハ明ニ違法ナリト思料ス仮リニ前叙ノ違法ナシトスルモ本鑑定モ亦前項ノ檢証ト同一ニ陪審廷ニ於テ為スカ若クハ其ノ出頭シタル場所ニ於テ為スヘキモノナルニ不拘其ノ鑑定ヲ命シタル場所ニ立会ヒタルハ前項ノ檢証ト同一ノ裁判長判事裁判所書記弁護人ノミニシテ陪審員ノ出頭無キヲ以テ（記録一五三四丁参照）此ノ点ノミニ付テ觀ルモ其手續ハ違法ナレハ其ノ鑑定ノ結果ハ証拠トシテ採用スヘキモノニ非ス然ルニ之レヲ証拠トシテ裁判シタル原審判決ハ到底破毀ヲ免レサルモノナリト云フニ在レトモ、原審公判調書ニ依レハ裁判長ハ合議ノ上石橋弁護人ノ現場ノ檢証及松枝伐採ノ時期ニ付テノ鑑定ノ申請ハ之ヲ採用シ右檢証ハ十月十六日午前十時公判期日ヲ十月十七日午前九時ト指定シ訴訟關係人ニノミ出頭ヲ命シタルコト所論ノ如シ然レトモ「陪審法第三十七条第四十条ノ規定ヲ通覽シ陪審法制度ノ趣旨ニ基キ稽フルニ公判準備手續ニハ陪審員ノ立会ヲ要セサルコト疑ナク」記録ニ徴スルニ右檢証及鑑定ハ何レモ公判期日外ニ於テ為サレタル公判準備手續ナレハ陪審員ノ立会ヲ要セサルコト勿論ナリ而シテ本件鑑定ハ千葉県君津郡□□村□□字□□上□□百□□番地山林内ノ松樹ニ関スルモノナレハ其ノ施行カ公判廷外ニ於テ為サレタルハ当然ニシ

テ決定ノ趣旨ニ反スルモノニ非ス從テ原審公判ニ於テ裁判長カ右檢証調書及鑑定書ヲ説示ニ加ヘタルハ毫モ違法ニ非ス論旨理由ナシ

右ノ理由ニ依リ陪審法第四百条第五号第五十五条第一項ニ則リ原判決ヲ破毀スヘキヲ以テ爾余ノ上告論旨ニ対スル説明ヲ省略シ主文ノ如ク判決ス

檢事榎田麟ニ関与

昭和五年四月二十三日

大審院第三刑事部

裁判長判事 中西 用徳

判事 宮本力之助

判事 中尾 芳助

判事 高瀬幸七郎

判事 岸 達也

⑩花澤勝之（大審院殺人死体遺棄上告事件昭和五年七月一七日判決（大審院刑事判例集）第九卷第八号五一六頁）

昭和五年（レ）第五四五号

【上告人】千葉地方裁判所檢事正、被告人花澤勝之 弁護人 前田米藏

【第一審】千葉地方裁判所（注、昭和四年一月一五日判決）

○判示事項

陪審事件ト非陪審事件ノ併合審理―第一審ノ審理手續及採証ノ違法ト刑事訴訟法第四百十六條ノ上告理由

○判決要旨

一 陪審法第九十六条第一項の場合ニ於テ其ノ陪審事件ヲ非陪審事件ト併合シテ審理スルヲ妨ケス【要旨第一】

二 第一審ニ於ケル審理手続及採証ノ違法ハ刑事訴訟法第四百十六条ニ於ケル上告理由トナラス【要旨第二】

【参照】刑事訴訟法第二条・同法第八条・同法第三百四十九条・同法第四百十六条・陪審法第九十六条（注、条文省略）

○事実

第一審裁判所ハ左記事実ヲ認定シ左記ノ如ク法律ノ適用ヲ為シ被告人ヲ無期懲役ニ処シ陪審以外ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トスル旨ノ判決ヲ為シタリ

第一 被告人勝之ハ妻子アルニ拘ラス数年前ヨリ妙香ノ資産家MY亮朔当五十二年ノ末妹惠以当二十六年ト強テ情交ヲ結ヒ爾来同人ニ対シ金品ヲ強要シ居タルカ惠以カ亮朔ノ順養子ニ内定シ既ニ相当財産ヲ其ノ名義ト為シ居ルヲ知ルヤ惠以ヲシテ生命アル限り被告人トノ情交ヲ継続スヘク決シテ婿ヲ迎ヘ又ハ他ヘ縁付カサルヘキ旨及其ノ内兄亮朔死亡スルニ於テハ被告人ヲ主人同様ニシ財産其ノ他万事ヲ支配セシムヘキ旨ノ誓約書ヲ艷書体ニ認メ実印ヲ押捺セシメテ入手シ以テ亮朔ノ死期ヲ待受ケ居タル処其ノ間昭和三年五月惠以ヲシテ密ニ随胎セシメタルコト発覚シ同年十二月八日千葉区裁判所ニ於テ懲役四月ノ処分ヲ受クルヤ惠以其ノ他カ免レテ独リ被告人ノミ起訴セラレタルハ亮朔ノ策動ニ基因スルモノト邪推シテ亮朔ヲ恨ミ居タルカ昭和四年四月八日出獄シタル際亮朔ニ於テ惠以ヲ他ニ隱避セシメ居ルノミナラス入監不在中無断ニテ小作地ヲ引上ケ他ニ入付ケアリタルヲ以テ痛ク亮

朔ノ仕打ニ激怒シ其ノ留守宅ニ到リ亮朔ノ叔母TDのりニ対シ不法ノ暴言ヲ弄シ其ノ後該小作問題ヲ以テ亮朔ヲ難詰シ強テ再ヒ被告人ニ小作セシムルコトト為シタルニ拘ラス執拗ニモ依然同人ヲ恨ミ同年六月十二日夕刻亮朔カ同町奉免ノ従弟FS之光方ニ赴キシヲ知ルヤ夜間其ノ帰宅ヲ擁シテ同人ヲ殺害セント決意シ自宅ヨリ天秤棒ヲ携ヘテ妙香ナルTU市郎方前面菓二十間ノ道路ニ待伏セ翌十三日午前一時過頃亮朔カFS方ヲ辞シテ弓張提灯ヲ携ヘ右同所ニ差蒐ルヤ所持ノ天秤棒ヲ以テ亮朔ノ左頭部ニ一撃ヲ加ヘ其ノ昏倒セルヲ見テ更ニ數回其ノ左腹部ヲ乱打シ肋骨骨折及左腎臓破裂ニ基ク内部ノ大出血ニ因リ同人ヲ即死セシメ

第二 被告人ハ前記罪跡ヲ隠蔽セント欲シ右兇行後直ニ現場ヨリ亮朔ノ死体ヲ肩書自宅ニ運ヒ庭前ニ於テ藁繩又ハ被告人ノ禪ヲ以テ同屍体ヲ緊縛シ古吠内ニ押入包藏シテ同二時頃被告方ヨリ約二十丁ヲ距ツルWN勝太郎所有ニシテ被告人ノ小作ニ係ル妙香□□□所在ノ水田ニ其ノ俣埋匿シテ之ヲ遺棄シタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ所為中殺人ノ点ハ刑法第九十九条ニ該当スルヲ以テ同条所定刑中無期懲役ヲ選択スヘク死体遺棄ノ点ハ同法第九十条ニ該当シ尚ホ累犯ニ係ルヲ以テ同法第五十六条第五十七条ニ依リ其ノ加重ヲ為スヘク右殺人ト死体遺棄ハ併合罪ニ係ルモ殺人ノ点ニ付無期懲役ヲ選択シタルヲ以テ同法第四十五条第四十六条ニ依リ他ノ刑ヲ科セス仍テ陪審費用以外ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ依リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

（注意）第一事項は陪審ノ答申ヲ採択シテ認定シタルモノトス

○理由

千葉地方裁判所検事正代理岡遐上告趣意書第一点原判決ハ陪審事件ト非陪審事件トヲ併合
審理ス可カラサルニ拘ラス之ヲ併合審理シタル違法アリ即チ本件公訴事実ハ被告人ハ本年
六月十三日午前一時過頃市原郡□□町□□T U市郎方前面約二十間ヲ離レタル道路上ニ於
テ同所資産家MY亮朔ヲ殺害ノ意思ヲ以テ携ヘタル天秤棒ヲ振ヒ同人ノ左頭部ヲ一撃シ亮
朔ノ其ノ場ニ昏倒スルヤ更ニ右天秤棒ヲ以テ其ノ左側腹部ヲ乱打シ同人ヲ即死セシメ右罪
跡ヲ隠蔽スル為亮朔ノ死体ヲ現場ヨリ同所被告人自宅ニ運ヒ庭前ニ於テ藁繩及被告人ノ揮
ヲ以テ同屍体ヲ緊縛シ古吠内ニ押入レタル上同二時頃被告方ヨリ約二十町ヲ距ル妙香□□
□所在水田ニ埋匿シテ之ヲ遺棄シタト云フ殺人及死体遺棄ノ犯罪事実ニシテ前者ハ刑法第
百九十九条ニ該当シ死刑又ハ無期ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル犯罪ナルヲ以テ陪審法第二条ニ依
リ当然陪審ノ評議ニ付スヘキモノナルモ後者ハ刑法第九十条ニ該当シ三年以下ノ懲役ニ
該ル事犯ニシテ陪審法第二条乃至第四条ノ規定ニ該当セサルニヨリ陪審ノ評議ニ付スヘカ
ラサル事件ナリ從テ同事犯ハ陪審手續ニ於テ判断ヲナスヲ得サルモノナレハ縦令右殺人罪
ト併合罪ノ關係ニアルモ陪審事件トシテ取扱フコトヲ得サルモノナリ果シテ然ラハ右死体
遺棄事件ハ殺人事件トハ全然分離シテ審理判決スヘク之ト併合關係アリトトノ理由ニ依リ
併合審理判決スルコトヲ許ササルモノト謂ハサル可カラス然ルニ本件公判記録ニヨリ明白
ナル如ク原裁判所カ非陪審事件タル死体遺棄ノ事実ヲ陪審事件タル殺人罪ト併合シテ審理
シタルコトハ明ニ陪審法第一条ニ於テ特ニ本法ノ定ムル所ニ依リ刑事事件ニ付陪審ノ評議
ニ付シテ事実ノ判断ヲ為スコトヲ得ル旨ヲ定メタル法則ニ違背シタル不法アルモノト云フ
ニ在リテ○陪審法第二条第三条ニ該当シ而モ同法第四条ニ列挙スル罪ニ関セサル事件ハ常
ニ之ヲ陪審ニ付スルコトヲ要シ右第二条第三条ニ該当セサル事件ハ如何ナル場合ニ於テモ

之ヲ陪審ニ付スルコトヲ得サルハ同法第一条ノ解釈上明白疑ヲ容レサル所トス從テ同一被
告人ニ対スル右兩種ノ事件カ同時ニ公判ニ繫属シタル場合ト雖モ前者ヲ陪審ニ付セスシテ
後者ト共ニ通常ノ手續ニテ併合審理シ又ハ後者ヲ前者ト共ニ陪審ニ付シテ併合審理スルカ
如キハ固ヨリ許スヘキ所ニ非スト雖此ノ兩種事件ハ如上方法ニ依ルノ外之ヲ併合審理スル
ノ途ナシト言フ可カラス即チ或ハ便宜上検事ノ兩者ニ対スル事件陳述ヲ聴キタル上先前者
ノミヲ陪審ニ付シテ其ノ取調ヲ終ヘ而シテ後後者ニ付通常ノ手續ニ依ル取調ヲ為シ之ヲ了
シテ兩事件ニ対スル検事被告人弁護人等ノ意見ノ陳述ヲ聴クカ如キモ其ノ一方法タルヲ失
ハス而シテ他ハ姑ク之ヲ舍キ主觀的ニ牽連セル本件殺人事件ト死体遺棄事件トノ間ニ見ル
カ如ク其ノ各犯罪事実自體カ互ニ相関連シ而密接ノ状態ニ在ル陪審事件ト非陪審事件トニ
付如上方法ニ於ケル併合審理ヲ為スカ如キハ蓋違法ヲ以テ目スヘキニ非サルナリ何トナレ
ハ之ヲ禁スルノ法規存スルコト無キノミナラス之ヲ許スモ陪審及通常ノ手續共ニ何等ノ支
障ヲ来スコトナク実施セラレテ克ク其ノ目的ヲ達スルコトヲ得ヘク毫モ法律ノ精神ニ馳背
スルトコロアルヲ見サレハナリ或ハ前叙併合審理ヲ許ストキハ陪審員ヲシテ当該陪審事件
以外ノ犯罪事実ヲ聞知セシメ延テ当該事件ニ於ケル陪審評議ノ公正ヲ害スルニ至ルヘキカ
故ニ斯カル審理ニ併合ハ陪審法ノ精神ニ反スルモノニシテ許スヘキニ非スト論スルモノア
ルヘシト雖陪審事件ノ犯罪事実ト非陪審事件ノ犯罪事実トノ間ニ前叙ノ如キ特別ノ密接關
係ヲ有スル場合ニ於テハ縦令兩事件ノ審理ヲ併合スルコトナク前者ニ付テノミ審理ヲ施行
スルモ後者ノ犯罪事実ハ証人ノ供述ニ於テ將夕書類ノ朗読ニ於テ前者ノ犯罪事実ニ関連シ
テ供述セラレ朗読セラレテ陪審員ノ之ヲ耳ニスルコトヲ避ケ得ヘキニ非ス當ニ之ノミニ止
マラサルナリ検事ノ為ス当該事件ノ陳述ニ於テサヘモ猶此ノ事アルヲ免レス現ニ本件ニ於

テハ検事ハ次ニ論旨第二点ニ対シ説明スルカ如ク殺人事件ニ付テノミ事件ノ陳述ヲ為シタルモノナルニ拘ラス其ノ陳述中死体遺棄ノ事実ニ触レサルコトヲ得サリシニ觀ルモ蓋思半ニ過クルモノアルヘキナリ是レ併シナカラ毫モ責ムヘキニ非ス又何等恠ムヲ要セス互ニ相関連シ而モ密接セル事実ハ其ノ審理上互ニ他ヲ全然無視スルコト能ハサル自然ノ必要ニ出ツルモノニ外ナラサレハナリ今如上關係スル陪審事件ト非陪審事件トヲ前叙ノ如キ方法ニ依リ併合審理スルトスルモ陪審事件ノ事実訊問及証拠調等ハ非陪審事件ノ取調ニ入ルノ前之ト全ク分別施行セラレテ陪審ノ評議ヲ終了スルモノニシテ此ノ点毫モ陪審事件ノミヲ單獨ニ審理スル場合ト異ルコトナク唯後ニ非陪審事件ノ取調終了シタル上検事被告人弁護人等ノ意見カ兩事件ニ付併合的ニ陳述セラルト云フニ過キスシテ其ノ陪審評議ニ対シ所論ノ如キ影響ヲ及ホスヘキモノニ非サルハ理ノ見易キ所ナレハ斯ル併合審理ハ陪審法ノ精神ニ反スルモノト謂フヲ得サルヤ論ヲ俟タス但タ陪審事件ト非陪審事件トハ其ノ判決ニ対スル上訴ノ方法ヲ同クセサルモノアルカ故ニ此ノ兩種事件ニ対スル裁判ヲ一箇ノ判決ニ於テ為サムトスルニ当リテハ適當ノ措置ヲ講セサルトキハ或ハ当事者其ノ他ノ上訴権行使ニ支障ヲ生セシムルカ如キ結果ヲ將來スルコトナキヲ保セス裁判所ハ深ク此ノ点ニ付留意用心スル所ナカルヘカラスト雖モ此ハ是レ如何ニ判決ヲ為スヘキヤノ問題ノミ前叙併合審理ヲ為セハトテ其ノ必然ノ帰結トシテ斯カル結果ヲ生スルモノニ非サルコト勿論ナレハ這ノ点ニ立脚シテ前叙ノ併合審理ソノモノヲ違法ナリト断スルノ当ヲ得サルヤ明白ナリトス然リ而シテ原審公判調書ニ依レハ原審ハ殺人事件ヲ陪審ニ付セスシテ死体遺棄事件ト共ニ通常ノ手續ニ於テ併合審理シタルモノニ非ス又死体遺棄事件ヲ殺人事件ト共ニ陪審ニ付シテ併合審理シタルモノニモ非ス検事ノ右兩事件ニ対スル陳述アリタルモノト解シテ先ツ殺人事件

ノミヲ陪審ニ付シ被告人ノ訊問証拠ノ取調其ノ他法律所定ノ手續ヲ經テ陪審ノ答申ヲ得問書及答申書ノ朗読ヲモ了シ陪審員ヲ退廷セシメ茲ニ始メテ死体遺棄事件ノ取調ニ入り通常ノ規定ニ從ヒテ被告人ノ訊問証拠ノ取調其ノ他ノ手續ヲ履踐シタル上右兩事件ニ付検事被告人弁護人等ヲシテ意見ノ陳述ヲ為サシメタルモノナルコトヲ觀取シ得可ク其ノ措置ハ取リモ直サス前叙方法ト同一轍ニ於テ右兩事件ノ審理ヲ併合シタルモノニ外ナラサレハ之ヲ目シテ所論ノ如キ違法アルモノト為スヲ得サルナリ但シ原審ハ検事ニ於テ死体遺棄事件ノ陳述ヲモ為シタルモノト為シ以テ該事件ノ審理ヲ遂行シタルモノナル処検事カ死体遺棄事件ニ付事実ノ陳述ヲ為シタルモノト認ムルニ由ナキコトハ論旨第二点ニ対シ説明スル如クナレトモ這ハ死体遺棄事件ノ審理ソノモノヲ為シタルコトノ適否ニ関スル問題ニシテ殺人及死体遺棄兩事件ノ審理ヲ叙上ノ方法ニ於テ併合シタルコトカ違法ナリトスル本論旨トハ何等交渉スル所無キモノトス本論旨ノ理由無キハ前段説明スル所ニ照シ明ナリト謂フヘシ第二点本件公訴事実中死体遺棄ノ事実ニ付テハ原裁判所ハ検事ノナス被告事件ノ陳述ヲ聴カスシテ審理及判決ヲナシタル違法アリ即本件第二回公判ニ於テ裁判長ハ死体遺棄ノ事実ニ付訊問スル旨ヲ告ケタル後直ニ該事件ノ審理ヲナシ検事ノ死体遺棄ノ事実ニ関スル被告事件ノ陳述ヲ聴カサリシコトハ右公判調書ノ記載ニヨリ明白ナリ唯本件第一回公判調書ニヨレハ検事ハ左ノ如ク公訴事実ヲ陳述シタリ本件公訴事実ハ被告人H乙勝之カ云々乱打シ即死セシメタリト云フニアリト陳述シ更ニ之ヲ詳述スレハ云々其ノ夜一時頃亮朔カ提灯ニ火ヲ点ケテ帰テ来タカラ夫レヲ呼止メテ人違ヒテナイ事ヲ確メタ後一二問答シテカラ頭ヲ天秤棒テ殴ルト亮朔ハ其ノ一撃テ倒レタノテ又續ケ様ニ打チ愈死シタ事ヲ見届ケテ其処カラ亮朔ヲ担ヒテ約二町許リ距ツタ自宅ニ連レ帰り手足ヲ縛ツテ吠ニ入レ再ヒ現場ニ取テ返

シテ注意深く落テアツタ亮朔力持テ居タ提灯ヤ算盤天秤棒等ヲ取テ来テ竈テ燃シテ仕舞ヒ夫レカヲ死体ヲ背負梯子へ乗セテ担ヒテ約二十町ヲ距ル小作土地ノ田ニ埋メテ仕舞ヒ翌朝又早々現場ニ行テ落テ居ルモノヲ拾ヒ犯行ノ判ラヌ様ニシテ何食ハヌ顔ヲシテ居ツタ所ヲ捕縛サレタノテアリマスト記載アリ之ニ依レハ検事ハ陪審手續ニ於テ被告人カ亮朔ノ死体ヲ埋没シタル点迄論及セルモ右ハ公訴事実トシテ陳述シタルモノニ非スシテ裁判所及陪審員其ノ他ニ単ニ其ノ当時ノ状況ヲ述ヘタルニ過シサルモノナルヲ以テ之ニヨリ公訴事実ノ陳述アリタルモノト為スコトヲ得ス然リ而シテ本件公判記録ヲ精査スルニ其ノ他ニ検事カ公訴事実トシテ死体遺棄ノ事実ニ付陳述シタル記載ナシ果シテ然ラハ原裁判所ハ死体遺棄ノ事実ニ付テハ検事ノ陳述ヲ聴カスシテ審判シタルモノナレハ口頭弁論主義ニ基ク審判ノ範圍ヲ知ル能ハサルモノニシテ右事実ニ付検事ノ陳述ヲ俟タスシテ為シタル被告人ノ訊問及証拠調ハ無効ナリト論断セサルヲ得ス從テ被告人ノ陳述ハ之ヲ罪証ニ採用スルヲ得サルモノナリ然ルニ原裁判所カ之ヲ断罪ノ資料ニ供シタルハ違法ナリト云フニ在リ○仍テ原審公判調書ヲ査閲スルニ其ノ第一回調書裁判長ノ被告人対スル氏名年齢等ノ訊問及之ニ対スル供述記載ノ次条ニ『検事ハ左ノ如ク公訴事実ヲ陳述シタリ「本件公訴事実ハ被告H乙勝之力……MY亮朔ヲ殺害ノ意思ヲ以テ携ヘタル天秤棒ヲ以テ同人ノ左頭部ヲ一撃シ……更ニ右天秤棒ヲ振テ其ノ左側腹部ヲ乱打シ即死セシメタリト云フニ在リ更ニ之ヲ詳述スレハ……（此ノ中略ノ段ニハ被告人カ右亮朔家ニ出入リヲ始メタルコトヨリ説起シ縷々數百言ヲ連ネテ被告人カ亮朔殺害ノ決意ヲ為スニ至リタル過程の事実ヲ述ヘ殺害行為ノ委曲ヲ説ケリ）……死体ヲ背負梯子へ乗セテ担ヒテ約二十町ヲ距ル小作土地ノ田ニ埋メテ仕舞ヒ……何食ハヌ顔ヲシテ居ツタ処ヲ捕縛サレタノテアリマス』トノ記載アリ之ニ依レハ検事カ

審判ヲ求ムル為陳述シタル所ノモノハ独リ殺人事件ノミニシテ死体遺棄事件ハ与ラサルコト一見明瞭ナリトス蓋シ検事ニ於テ死体遺棄ノ事実ニモ言及シタルコトハ右記載上之ヲ否定スヘキニ非スト雖其ノ言及シタル所以ノモノハ畢竟該事実ハ右殺人事件ノ内容タル殺害ノ事実ト互ニ相関連シ且密接ノ状態ニ在ルコト恰モ殺意決定ニ至ル過程の事実ト殺害事実トノ關係ニ同シキモノアリ殺害ノ事実ヲ詳述セムトセハ勢ヒ死体遺棄ノ事実ニモ言及セサルヲ得サルコト猶夫ノ過程の事実ニ触ルルコトヲ避クヘカラサルト同一一般ナリシカ為ノミ敢テ死体遺棄事件ノ審理ヲ求ムルノ趣旨ニ於テ該事件ノ陳述ヲ為サムカ為事茲ニ出テタルモノニ非サルハ疑ヲ容ルルノ余地タモ存セサレハナリ加之検事カ右ノ如キ趣旨ニ於テ死体遺棄事件ノ陳述ヲ為シタリトノコトハ其ノ他原審公判手續ノ首尾ヲ通シテ竟ニ之ヲ発見スルヲ得サルヲ以テ原審ハ即チ検事ノ事実陳述ナキニ拘ラス漫然右事件ノ審理ヲ開始遂行シタルモノト謂ハサルヲ得スシテ其ノ違法ノ譏ヲ免レサルコト寔ニ所論ノ如シ然レトモ右死体遺棄事件ノ判決ハ陪審事件トシテ陪審ノ答申ヲ採択シテ事実ノ判断ヲ為シタルモノニ非サルヲ以テ之ニ対スル上訴ニ付テハ陪審法ノ規定ヲ適用スヘキモノニ非サルコト勿論ナレハ原審力第一審トシテ為シタル右判決ニ対スル本件上告ハ刑事訴訟法第四百十六條ニ從ヒ之ヲ提起シタルモノト觀ルノ外アルヘカラス從テ該上告ハ同條第一、二號所定ノ事項ヲ理由トスル場合ニ限り許サルヘキモノナリトス而シテ本論旨ハ右死体遺棄事件ノ判決ニ対スル上告ノ理由トシテ為サレタル被告人ノ供述ハ無効ナリトシ之ヲ資料トシテ當該事件ノ事実ヲ認定シタル原審ノ措置ヲ攻撃スルニ過キス斯クノ如キハ前記法條所掲事項ノ何レニモ該當セサルコト明ナルカ故ニ以テ上告適法ノ理由ト為スニ足ラス（其ノ他ノ上告論旨及判決理由ハ之ヲ省略ス）

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百六条ニ依リ主文ノ如ク判決ス
検事横田麟二関与

⑩ H Z 勝之 (大審院殺人死体遺棄上告事件昭和五年七月一七日判決 (法律新聞「第三二八六号・昭和五年一月五日」)

○陪審事件と非陪審事件の併合審理
陪審事件と非陪審事件は絶対に併合審理すべきものでないか否かに付き、千葉検事正の上告に対して大審院は之に詳細な説明を与へて積極説を取った。
尚上告趣意書の第二点は陪審事件たる殺人につき起訴したるに拘らず、死体遺棄に付ても審理したのは違法であると云ふのであるが、大審院は之を適法なりとして之亦詳細な説明をなし以て、陪審事件につき判例となる判決を与へた。

昭和五年(レ)第五四五号

判決

本籍並住居 千葉県市原郡□□町□香□百□□番地

農業

H Z 勝之

当二十三年

右殺人死体遺棄被告事件に付昭和四年十一月十五日千葉地方裁判所に於て言渡したる判決に対し原審検事正廣部三之助並被告人は上告申立を為したり因つて判決すること左の如し

主文

本件検事及被告人の上告は孰れも之を棄却す

理由

○「千葉地方裁判所検事正代理岡遐上告趣意書第一点原判決ハ陪審事件ト非陪審事件トヲ併合審理ス可カラサルニ拘ラス之ヲ併合審理シタル違法アリ：(注、中略)：本論旨ノ理由無キハ前段説明スル所ニ照シ明ナリト謂フヘシ」

○「第二点本件公訴事実中死体遺棄ノ事実ニ付テハ原裁判所ハ検事ノナス被告事件ノ陳述ヲ聴カスシテ審理及判決ヲナシタル違法アリ：(注、中略)：前記法条所掲事項ノ何レニモ該当セサルコト明ナルカ故ニ以テ上告適法ノ理由ト為スニ足ラス」(注)以上第一点および第二点は、『大審院刑事判例集』(第九卷第八号、五二六頁〜五二七頁)に収録されている本文と同文であるので省略する。

○第三点原判決は刑の量定著しく不当なりと思料す可き顕著なる事由あり即本件犯行は被告人が自己の財産上の欲望を満たさんが為め当初より計画的に敢行せしものなること第一回公判調書の示すが如く将来被害者の相続人たる可く内定せる被告人の情婦MY恵いより財産の支配権を挙げて被告人に託する旨の書面を受取り返還せざりし事情より見るも明白にして其犯情一点同情の余地なきのみならず被告人は性凶暴にして犯行の手段既述の如く極めて惨忍を極め且犯行後に於て改悛の情一として見るべきものなきものなるを以て其の刑を定むるに当りては死刑を以てす可きは当然なるに不拘原審裁判所が之に対し無期懲役を科したるは明に刑の量定軽きに失し著しき不当なりと云ふに在れども本論旨に於て主張する所も亦刑事訴訟法第四百六条第一、二号の何れにも該当せず従て死体遺棄被告事件の判決に対する上告の理由としては採用すべき限りに非ざること前点説明を参看するに於て明なるべし又記録を精査し諸般の事情を斟酌するも原判決の科刑を以て著しく不当なり

と意料すべき顕著なる事由は竟に発見するを得ざるを以て殺人被告事件の上告理由としても亦本論旨は採用するに由無し、被告上告趣意書縷々長きに亘ると雖も其の要旨第一点は被告人は本件殺人行為を為したるものに非ざるを以て原審が斯かる行為ありたる旨認定したるは重大なる事実誤認なりと主張し、其第二点は原審公判に於ける検事の意見中殺人の動機及経路として述べたる事実中真実に合せざるものあることを主張すると共に原審認定事実中殺人に関する点には重大なる事実誤認あることを主張し第三点被告人は警察署に於て殴たれ蹴らるゝ等の目に遭ひたるが殺人行為は為したることなき故為したることなしと申立て居りたるに警察署は被害者の屍の状態を見たる上其の通り調書を作り濫りに被告人の実印を押捺し被告人に対し裁判所へ行きては自己が殺人を為したる如く申立つる方君の利益なり身分調査も君の利益となる様に作成して送付し遣るべしと申されたるを以て被告人も始めは右様申立て居りしも實際殺人は為さざること故公判廷に於て之を否認したるに拘らず原審は右警察の調書に基き屍体遺棄の事実と共に殺人の事実をも認めたるは重大なる誤認なり又原審証人S K兼造が被告人の性質素行等に関する証言は事実に戻すと云ひ第四点前段は被害者Y M亮朔及同人母フクの性質素行を云為し其の後段は右亮朔は被告人が同人の妹恵いと関係し且墮胎事件を惹起したるより被告人を仇敵視し東京麻布の壮士を被告人方へ差向け被告人を殺害せんとしたる処自己の吝嗇に因り却て右壮士に殺害せられたるものにして被告人は該壮士に対し亮朔殺害の事を依頼したるも決して亮朔を殺害したるものにあらざるに拘らず警察署は被告人が殺害を為したるものゝ如く調書を作成し且濫に被告人の実印を押捺して被告人が殺害行為を自白したるものゝ如く仕做すと共に被告人の利益と為るべき証拠物件は総て之を除きて犯罪の手掛りを取揃へて裁判所に送付し原審は

前叙の如き調書に基き被告人の殺害行為を認め被告人を無期懲役に処したるものなり従つて該認定には重大なる誤認あり且科刑も甚しく不当なりと云ひ弁護人前田米藏上告趣意書原判決は被告人に無期懲役を科したる刑の量定著しく不当なりと意料すべき顕著なる事由あり被告人の家系は精神病の系統なるのみならず証人Y Nきくの証言に依れば被告人の姉まさは現に発狂の状態に在り被告人も犯行当時は心神耗弱の状況に在り予審公判の両調書を通覧するに被告人の供述は首尾連絡を欠く事屢ありて精神に異常あるを疑はしむるに充分なり且被害者たるMY亮朔は平常黄金万能主義を口にし五十二歳に至る迄殆ど独身生活を送り妹恵いに対しても婚期を過ぐるも結婚せしめざる程の守銭奴にして其の性格上に著しき欠陥あり被告人に対しては同人が墮胎罪服役中に小作田地を取上ぐるが如き冷酷なる仕打あり被告人と情婦MY恵いとの情交関係も必ずしも被告人より脅迫的にのみ進出したりと見做すべからざる事実は恵いより被告人に金品を贈与し居るに徴するも明瞭にして本件犯行も単に財産上の欲望を満さん為に計画的に敢行されたるものとせば被告人は墮胎の如きは為さざりしなるべし従て本件犯行はMY亮朔の無情冷酷を憤り此の感情を意思の力を以て圧する能はず神経系の薄弱なる結果精神錯乱の状況の下に敢行されたるものと断ぜざるを得ず果して然らば原判決は適當なる刑期の範圍内に於て有期懲役に処すべきに是を無期懲役に処したるは量定重きに失する著しき不当あるものと謂はざるべからずと云ふに在りて孰れも殺人被告事件の判決に対する上告理由として主張する所なりとす然れども陪審の答申を採択して事実の判断を為したる判決に対しては事実誤認を理由として上告を為すを得ざることは陪審法第百三条の明定するところ而して本件殺人被告事件の判決は即ち陪審の答申を採択して事実の判断を為したるものなるが故に論旨中事実誤認を主張するも

の及其の主張に帰するものは固より採用すべき限りに非ず又原審の科刑を以て甚しく不当なりと思料すべき顕著なる事由は記録上毫も存せざるが故に此の点の論旨亦理由なし、右の理由なるを以て刑事訴訟法第四百四十六条に依り主文の如く判決す

検事槇田麟二関与

昭和五年七月十七日

大審院第五刑事部

裁判長判事 板倉松太郎

判事 清水 孝藏

判事 日高要次郎

判事 三宅正太郎

判事 神原 甚造

六 新聞報道に見る陪審公判

新聞報道は、横浜は「横浜貿易新報」(神奈川県立図書館、横浜市中央図書館)、「横浜毎朝新報」(昭和5年4月から「横浜毎日新報」) (横浜市中央図書館)、「東京朝日新聞・神奈川附録」(昭和7年9月以降、国会図書館)、「東京日日新聞・神奈川版」(国会図書館、横浜市中央図書館)、「読売新聞・神奈川版」(昭和8年5月以降、国会図書館)、「浦和は」(東京東京朝日・埼玉版) (昭和7年9月以降、国会図書館)、「東京東京日日・埼玉版」(国会図書館)、「埼玉版」(昭和8年5月以降、国会図書館)、「千葉は」(東京朝日・千葉版・房総版) (昭和7年9月以降、国会図書館)、「東京日日新聞・千葉版・房総版」(国会図書館)、「読売新聞・千葉版」(昭和8年5月以降、国会図書館)などを中

心として、陪審公判に関する報道を収録した。

(注1) 広島・大阪控訴院管内における陪審裁判では、記事を全文収録したが、東京控訴院管内においては記事の量が余りにも膨大なので、事件の概要を作成し、事件掲載紙の目録を収録した。

(注2) 本稿では、朝刊・夕刊の区別は原則として表示しなかった。夕刊は、紙面上段欄外に表示された日付の前日に発行され、翌日の朝刊と一緒に配達された。したがって、同一日付でも、夕刊の報道が朝刊よりも時間的に早い記事となっている。

(注3) 新聞記事は、人名を除き旧漢字は常用漢字に置換えたが、仮名遣いは原文通りとし、句読点を付加して読み易くした。

1 横 浜 陪審公判に関する報道

◎AK庄吉(殺人被告事件昭和三年一月二十五日決定、更新)

○事件の概要 被告人AK庄吉(三四)は、神奈川県区のレストランTJ家の料理人で、同家の女中OYふさ(二七)と夫婦約束をしていたが、昭和三年六月二六日夜、ふさを連れ出し、東神奈川駅前のカフェーSRで飲食し、結婚を迫ったが、ふさが心良く承諾しなかった。被告庄吉は他に男が出来たと邪推し、TJ家前で隠し持った出刃庖丁を以てふさを殺害した。被告人は、出刃庖丁を持って自首したが、予審で殺意を否定し、公判でも殺意を否認した。

昭和三年一月二四日公判審理中、精神鑑定人の医師の証言後、裁判長が血の付いた出刃庖丁を被告人に示すと、顔面蒼白となり暴れ出したので公判を一時中止し、翌日続行とした。しかし、翌日も被告人の精神状態は回復しておらず、裁判長は一週間以上開廷できないと認めて公判を延期した。そして、一週間を経過して、陪審公判手続は更新され(陪審法第九八条第一項)、同月二四日、被告人は陪審公判を辞退し、同月二六日通常公判で審理され、

検事は懲役七年を求刑し、同月二十七日、裁判長は、傷害致死罪と認め、心神耗弱であると
して、懲役二年・執行猶予三年の判決を下した。

- 1 「貿易新報」昭和3・12・12 「最初の陪審裁判愈々十四日、係官は最高幹部連」
- 2 「毎朝新報」昭和3・12・12 「イエースかノウか陪審員の重大な回答、あさつて開く」
- 3 「貿易新報」昭和3・12・13 「陪審公判の傍聴券、数十名しか入廷出来ぬ」
- 4 「貿易新報」昭和3・12・14 「本県最初の陪審裁判、けふ公判を開く事件は恋の料理人」
- 5 「毎朝新報」昭和3・12・14 「愈々けふ開廷する：横浜で初の陪審公判、午前十時から」
- 6 「東京日日神奈川版・横浜横須賀版」昭和3・12・14 「初の陪審に上る殺人か傷害致死か」
- 7 「貿易新報」昭和3・12・15 「恋に絡はる疑問の殺人を、陪審員はどう裁く」
- 8 「毎朝新報」昭和3・12・15 「横浜地方裁判所に於る初の陪審裁判、一時代を画する」
- 9 「東京日日神奈川版・横浜横須賀版」昭和3・12・15 「県最初の陪審裁判開かるTJ家延江殺し」
- 10 「東京日日」昭和3・12・15 「横浜初陪審、裏切った女殺し」
- 11 「東京日日」昭和3・12・15 「陪審の法廷で被告大暴れ、きのふ横浜初の陪審に」
- 12 「東京朝日」昭和3・12・15 「陪審法廷で被告あばれ出す、証人の言葉から憤慨し」
- 13 「読売新聞」昭和3・12・15 「横浜の初陪審被告大暴れ、もろ肌ぬいで狂ひまはる」
- 14 「報知新聞」昭和3・12・15 「被告が狂ひ出し、陪審員足止め、横浜最初の陪審公判」
- 15 「貿易新報」昭和3・12・16 「被告の狂態が直らぬため、初の陪審公判お流れ」
- 16 「毎朝新報」昭和3・12・16 「陪審価値を一段加えて、未了に閉ぢた初の裁判」
- 17 「東京日日神奈川版・横浜横須賀版」昭和3・12・16 「被告が暴れ狂ひ陪審中止陪審員責任解除さる」
- 18 「東京朝日」昭和3・12・16 「女中殺しの公判中止、改めて陪審員を選定」

- 19 「貿易新報」昭和3・12・17 「陪審裁判を辞退した女中殺しの公判、：求刑懲役七年」
- 20 「毎朝新報」昭和3・12・18 「TJ屋女中殺しの陪審裁判は駄目、相変らず被告は狂ふ」
- 21 「東京日日神奈川版・横浜横須賀版」昭和3・12・18 「延江殺し公判、来春一月にのびよう」
- 22 「毎朝新報」昭和3・12・20 「陪審公判を正式に辞退、TJ家女中殺し」
- 23 「毎朝新報」昭和3・12・25 「陪審裁判を正式に辞退す、TJ家女中殺しのAK庄吉」
- 24 「毎朝新報」昭和3・12・27 「検事は懲役七年、弁護士は無罪論TJ屋女中殺しの普通裁判」
- 25 「東京日日神奈川版・横浜横須賀版」昭和3・12・27 「庄吉平謝り、懲役七年を求刑」
- 26 「貿易新報」昭和3・12・28 「女中殺しの被告ついに執行猶予、公判廷で男泣きに泣く」
- 27 「毎朝新報」昭和3・12・28 「TJ家女中殺し同情ある軽い判決、懲役二年で執行猶予」
- 28 「東京日日神奈川版・横浜横須賀版」昭和3・12・28 「TJ家女中殺しは執行猶予に、以外の判決」
- 29 「法律新聞」昭和4・1・13 「陪審傍聴の思ひ出記 江口巴港君」

①KK平治（殺人未遂被告事件昭和四年三月二〇日判決、傷害・懲役三年）

○事件の概要 被告人KK平治(三三)は、昭和三年三月より、三浦郡□□町SKなかの娘とり(二二)と内縁関係を結んでいたが、放蕩のため、同年一〇月頃、とり母子から離別を迫られ、爾来親戚その他を頼んで復縁を乞うていたが拒絶された結果、昭和四年一月五日午前一時過ぎ頃、被告人はとりの家にいたり、母子が寝ていた八畳座敷に至り、最後の復縁談判を試みたが、頑として聞かないので、殺意を起こし、台所から日本剃刀を持って来て、とりに斬付けたのを、ながが後ろから組付いたので、遂にとりには全治四週間の、なかには全治六週間の傷害を与え、殺害の目的を果たさなかつた。

被告人は、予審では公訴事実を認めていたが、公判では殺意を否認した。審理の結果、陪審員は、主問「殺人の事実」に「然らず」、補問「傷害の事実」に「然り」の答申をし、検事は懲役三年を求刑し、判決は求刑通り懲役三年であった。

- 1 「毎朝新報」昭和4・1・9 「親娘刃傷事件は半島の初陪審か、加害者殺人未遂で」
- 2 「東京日日神奈川版・横浜横須賀版」昭和4・1・9 「半島最初の陪審裁判、二人斬送らる」
- 3 「東京日日神奈川版」昭和4・2・20 「陪審に付せらるゝ未練の殺人、来月十八日に開廷」
- 4 「毎朝新報」昭和4・2・27 「陪審裁判は三月十八日開廷、事件は田浦の母娘殺し」
- 5 「東京日日神奈川版」昭和4・2・27 「陪審裁判の現場検証」
- 6 「毎朝新報」昭和4・3・12 「先づ十八日に本年初めての陪審、内妻を傷つた殺人未遂」
- 7 「毎朝新報」昭和4・3・18 「本年最初のけふの陪審裁判、未練の内妻斬り事件」
- 8 「貿易新報」昭和4・3・19 「未練の女斬り本県最初の陪審公判、きのふ緊張理に開廷」
- 9 「毎朝新報」昭和4・3・19 「未練の内妻斬り、きのふ陪審公判、ブツ通して夜に入る」
- 10 「東京日日神奈川版・横浜横須賀版」昭和4・3・19 「放蕩男を俎上に、本年初の陪審裁判」
- 11 「東京朝日」昭和4・3・19 「横浜最初の陪審公判、情婦斬りに三年の求刑」
- 12 「貿易新報」昭和4・3・21 「求刑通り懲役三年、陪審公判の判決」
- 13 「毎朝新報」昭和4・3・21 「陪審被告懲役三年、きのふ判決」
- 14 「東京朝日」昭和4・3・21 「横浜の初陪審判決」

② S E 作造（殺人被告事件昭和四年四月二四日判決、無期懲役）

○事件の概要 被告人 S E 作造(四)は、山梨県の奇景猿橋の酌婦 S T はる(三四)と、大

正一四年来情交關係を続け、年来同人の身請けに就き腐心していたが、養鶏業では生計すら立ちゆかない程なので、遂に悪心を起こし、女房かつえ(三三)に T Y D 生命保険会社へ千円の生命保険を掛けさせ、かつえを殺害の上、詐取した保険金を以て情婦の身請け金に当てようと、昭和三年八月一日、かつえ及び陽子(五)、花子(六)の二女まで首を締めて、頭部をハンマーで殴り殺した。

予審決定は、妻子を大師詣でに欺いて引つ張り出して謀殺したというが、被告人は、警察、検事局、予審、公判準備では、妻かつえから頼まれて、子供と妻を殺害したと一貫して主張した。審理の結果、陪審員は、主問「殺人の事実」に「然り」と答申し、検事は死刑を求刑し、判決は無期懲役であった。

- 1 「毎朝新報」昭和4・2・13 「不良の俵れ殺しは辞退、然し近く二つの陪審公判」
- 2 「毎朝新報」昭和4・2・22 「妻子殺しは陪審とならう、あすその下調べ公判」
- 3 「毎朝新報」昭和4・2・24 「殺人か：心中未遂か、妻子殺しは愈々陪審に、来月」
- 4 「東京日日横浜横須賀版」昭和4・3・20 「陪審裁判延期」
- 5 「毎朝新報」昭和4・3・21 「当然死刑と思はるゝ重罪犯の陪審、妻子殺し公判は」
- 6 「毎朝新報」昭和4・3・29 「鶴見の妻子殺しは大がかりで陪審、呼出される証人廿人」
- 7 「貿易新報」昭和4・4・16 「鶴見の母子三人殺しきのふ陪審裁判、これ迄とは違った」
- 8 「毎朝新報」昭和4・4・16 「心中未遂か：殺人か、妻子三人殺しの陪審公判」
- 9 「東京朝日」昭和4・4・16 「鶴見妻子殺しの陪審廷開く、けふ横浜地方裁判所で」
- 10 「東京朝日」昭和4・4・16 「終始否認し通す、妻子殺しの陪審裁判」
- 11 「貿易新報」昭和4・4・17 「証人に出た問題の情婦、流転の女らしい陳述」

- 12 「毎朝新報」昭和4・4・17 「呼び出された証人廿人に一々細々と訊問する、一晚缶詰」
- 13 「貿易新報」昭和4・4・18 「殺人と答申され被告ブルブル身を慄はす、潮田町の」
- 14 「毎朝新報」昭和4・4・18 「鶴見の母子三人殺し、遂に死刑を求刑さる…：図々しい被告」
- 15 「東京朝日」昭和4・4・18 「殺意を認む、鶴見妻子殺しに陪審員答申」
- 16 「貿易新報」昭和4・4・25 「鶴見三人殺しに無期懲役の判決、殺人と決った陪審」
- 17 「毎朝新報」昭和4・4・25 「三人殺しの陪審被告に無期の判決下る、きのふ午後」
- 18 「東京日日神奈川版・横浜横須賀版」昭和4・4・25 「陪審の作造は無期懲役に妻子三人殺し判決」
- 19 「東京朝日」昭和4・4・25 「鶴見妻子殺し、無期懲役」
- 20 「毎朝新報」昭和4・4・26 「無期を不服で佐伯が上告か、被告の出様で検事も上告」
- 21 「法律新聞」昭和4・4・28 「鶴見の陪審裁判」
- 22 「法律新聞」昭和4・4・30 「鶴見の陪審裁判終る」
- 23 「毎朝新報」昭和4・9・7 「妻子謀殺の作造遂に無期懲役に、上告を棄却されて下獄」

③OT善悦（放火被告事件昭和四年五月三〇日判決、懲役五年）

○事件の概要 被告人OT善悦(ニモ)は、MB捨三郎所有の横浜市中区□□町所在長屋一戸を借受け、内縁の妻IKはるよ(ニモ)と子供二人と同棲中、はるよが商売に不慣れなのと被告人がカフェー女給OKはな(ニモ)に熱中したことから、酒店営業は振るわず、借財が募り生活に困窮した結果、昭和四年一月七日午後七時、妻子が年始に出た不在中、二階神棚に蝋燭を灯し出火させ、動産保険二千八百円を詐取しようと、天井の一部を焼いた。被告人は、警察、検事局、予審において放火を自白していたが、公判準備で警察では無

理矢理言わされたと公訴事実を否認した。審理の結果、陪審員は、主問「放火の事実」に「然り」と答申し、検事は懲役七年を求刑し、判決は懲役五年であった。

- 1 「毎朝新報」昭和4・4・21 「次の陪審事件、女に迷ふ破戒僧」
- 2 「毎朝新報」昭和4・4・25 「横浜裁判所、次の陪審、放火未遂事件で二十三日から」
- 3 「毎朝新報」昭和4・5・7 「第三回の陪審廿三日に開廷、放火事件で」
- 4 「貿易新報」昭和4・5・21 「保険金欲しさの放火事件陪審へ、二十三日から三日間」
- 5 「毎朝新報」昭和4・5・22 「あすから陪審公判、放火事件の」
- 6 「東京日日神奈川版」昭和4・5・22 「放火酒商の陪審公判期日」
- 7 「貿易新報」昭和4・5・24 「保険金に絡まる怪火事件の陪審公判、…：放火を否認」
- 8 「毎朝新報」昭和4・5・24 「放火か否か、第三回の陪審、きのふから開廷さる」
- 9 「東京日日神奈川版」昭和4・5・24 「警察の申立ては嘘で、あんかからの発火」
- 10 「貿易新報」昭和4・5・25 「素人離れた陪審員、証人へ急所の質問、失火か放火か」
- 11 「毎朝新報」昭和4・5・25 「陪審裁判に現はれる、自白強要の忌はしい声」
- 12 「東京日日神奈川版」昭和4・5・25 「一晚中自白を強ひて卅も殴られました」
- 13 「貿易新報」昭和4・5・26 「陪審員は放火と認む、検事は懲役七年を求刑」
- 14 「毎朝新報」昭和4・5・26 「問題の放火事件陪審、被告はやはり有罪と確定」
- 15 「東京日日神奈川版」昭和4・5・26 「陪審員も認め放火の求刑、…：懲役七年」
- 16 「貿易新報」昭和4・5・31 「陪審裁判の判決、放火と認め懲役五年」

④YD欽司・MMマサ（放火・放火教唆被告事件昭和四年六月二〇日判決、無罪）

○事件の概要 被告人Y D 欽司(三四)は、昭和二年四月西洋料理店□□亭を経営し、近時借財を苦しめていた折柄、同年九月下旬から情交関係を結んでいた、被告人M M まさ(三二(妻もとの妹)から、実姉とは居憎いので出奔することを求められたので、妻もと(三三)名義で家屋並びに動産に五千円の保険が付いていたのを奇貨として、保険金を詐取して、兩名は東京方面に駆落ちしようとして、被告人欽司は被告人まさを教唆して、昭和三年一月一九日午前二時四〇分頃、同家の帳場一疊敷の場所に新聞紙三枚を捻り、揮発油を注ぎ放火し、付近の住家十数個を焼いた。

被告欽司は、警察から予審まで放火教唆を否認していたが、被告人まさは、警察、検事局、予審三回目訊問まで、放火行為と被告人欽司の教唆を自白していたが、保釈された後の予審訊問を受けた際に自白を翻し否認するに至った。公判では、被告人まさは、警察官の拷問と誘導により自白したと主張し、被告人欽司は、証拠はまさの虚偽の自白のみが証拠であり、無罪を主張した。審理の結果、陪審員は、被告人欽司については、主問「放火教唆の事実」に「然らず」、被告人まさについては、主問「放火の事実」に「然らず」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して、答申を採用して、被告人兩名は無罪と宣告した。

なお、被告人欽司は、保険金詐取容疑に関連して、文書・価証券偽造行使詐欺罪に問われていた。これは、示談が成立していたが、昭和四年八月三日横浜地方裁判所において通常公判により、懲役一年・三年間執行猶予の判決を受けた。

1 「毎朝新報」昭和4・4・26 「情婦と共謀の放火事件、来月下旬開廷」

2 「東京日日神奈川版」昭和4・5・23 「陪審の検証」

3 「毎朝新報」昭和4・6・9 「放火陪審の現場検証、裁判長が出張」

4 「貿易新報」昭和4・6・13 「恋の放火か否か、第四回目の陪審公判、十七日から三日」

5 「東京日日神奈川版」昭和4・6・13 「保険金詐取の陪審裁判、十七日から三日間」

6 「貿易新報」昭和4・6・18 「陪審公判で裁かれる恋に絡まる放火、被告二人は…否認」

7 「毎朝新報」昭和4・6・18 「熱烈な不義の恋から放火した男女の陪審裁判」

8 「東京日日神奈川版」昭和4・6・18 「放火を否認した上、被告が奇怪な陳述、刑事の…」

9 「東京日日横浜横須賀版」昭和4・6・18 「放火を否認し奇怪な陳述、刑事のいふいふまゝ」

10 「貿易新報」昭和4・6・19 「被告法廷に泣く小田原の放火陪審第二日証人調べ」

11 「毎朝新報」昭和4・6・19 「刑事の云ふ事は皆嘘だ、被告憤然として抗弁す」

12 「東京日日神奈川版・横浜横須賀版」昭和4・6・19 「警官の強請暴露、捜査方針一変か」

13 「貿易新報」昭和4・6・20 「八百屋お七を引例し恋の放火と検事論断、放火事件の…」

14 「毎朝新報」昭和4・6・20 「審議が微細に入ったため、陪審裁判本日まで続行」

15 「東京日日神奈川版」昭和4・6・20 「お七の心境と同じ放火の事実は明白、検事の論告」

16 「東京日日横浜横須賀版」昭和4・6・20 「放火は明白、お七と同じ心境、検事の…論告」

17 「貿易新報」昭和4・6・21 「被告は放火せしや陪審員曰く然らず、小田原の放火無罪」

18 「毎朝新報」昭和4・6・21 「兄と義妹の恋の放火、遂に無罪の宣告下さる」

19 「東京日日神奈川版」昭和4・6・21 「小田原の放火陪審、果然無罪の宣告」

20 「東京日日」昭和4・6・21 「無罪の判決、小田原の陪審」

21 「東京朝日」昭和4・6・21夕 「横浜の放火に無罪の判決、陪審員の答申採択」

22 「東京日日神奈川版」昭和4・8・4 「一年の判決、三年間執行猶予、私文書偽造行使」

23 「貿易新聞」昭和4・8・4 「小田原の詐欺事件、懲役一年・三年間執行猶予」

- 24 「毎朝新報」昭和4・8・4 「陪審で無罪の被告また無罪（注、懲役一年・三年間執行猶予）」
 25 「法律新聞」昭和4・6・30 「神奈川県小田原の陪審無罪」

⑤加藤ヲキク（非現住建造物放火被告事件昭和四年七月四日判決、無罪）

○事件の概要 被告人KTヲキク（四〇）は、夫吉之助（五〇）が東京浅草の看護婦SKコヨ（五）という情婦を持ち、一向家内を顧みてくれないので、火事騒ぎでもあれば顧みてくれると思つて、昭和四年一月一日午前一時頃、自宅裏手の物置の炭箱に放火し、遂に一八戸の全焼家屋を出した。

被告は、警察、検事局、予審では自白したが、準備公判では、自白は警察官の誘導により言われるとおりに嘘の自白をしたと主張し、陪審を請求した。審理の結果、陪審員は、主問「非現住建造物放火の事実」に「然らず」、補問「現住建造物放火の事実」に「然らず」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議し、答申を採択して無罪を宣告した。

（注）被告人は、神奈川県集団放火事件の嫌疑で、⑤事件が蒸し返され、昭和二年一月一七日小田原署に留置され、同年五月五日免訴で出所するまでの一年五ヶ月未決勾留に呻吟したので、澤田弁護士を代理人として刑事補償を請求した（「東京朝日・神奈川版」昭和12・7・14）。

- 1 「毎朝新報」昭和4・5・12 「女将の放火、陪審裁判へ」
- 2 「毎朝新報」昭和4・6・7 「来月一日から次の陪審、小田原の放火、被告は女性」
- 3 「東京朝日神奈川版」昭和4・6・7 「陪審を請求した女将の放火事件、七月一日公判」
- 4 「貿易新報」昭和4・6・22 「来月開かれる最初の請求陪審、事件はやはり小田原」
- 5 「毎朝新報」昭和4・6・22 「次の陪審も同じ様な放火事件、放蕩の夫を諫めんと放火」

- 6 「東京朝日神奈川版・横浜横須賀版」昭和4・6・22 「初の請求陪審、小田原の放火事件」
- 7 「毎朝新報」昭和4・7・1 「けふから又問題の陪審裁判、被告の請求で開かれる」
- 8 「毎朝新報」昭和4・7・2 「被告の請求で開かれた、問題の放火女の陪審公判」
- 9 「東京朝日神奈川版・横浜横須賀版」昭和4・7・2 「本県最初の請求陪審裁判警察の奇怪な誘導質問」
- 10 「毎朝新報」昭和4・7・3 「誘導はせぬと相変らぬ警官、芸妓女将の放火陪審」
- 11 「東京朝日神奈川版・横浜横須賀版」昭和4・7・3 「問題の菊地刑事、誘導尋問を否認」
- 12 「東京朝日神奈川版・横浜横須賀版」昭和4・7・4 「欺されるような女でない検事の論告痛烈」
- 13 「毎朝新報」昭和4・7・5 「明快な陪審員の答申に小田原放火事件又も無罪」
- 14 「東京朝日神奈川版・横浜横須賀版」昭和4・7・5 「問題の放火はつひに無罪となる」
- 15 「東京朝日」昭和4・7・5 「放火の女将陪審で無罪」
- 16 「法律新聞」昭和4・7・13 「陪審事件 横浜地方放火」
- 17 「東京朝日神奈川附録」昭和11・1・19 「陪審で無罪の七年前の怪火暴露」
- 18 「東京朝日神奈川版」昭和12・7・14 「集団放火免訴組から刑事補償を請求、加藤さんが」

⑥NT行雄（殺人被告事件昭和四年一〇月一〇日判決、傷害致死・長期懲役五年・短期懲役三年未決勾留六〇日算入）

○事件の概要 被告人NT行雄（七）は、電気職工KB三郎（三）と相反目していたが、昭和四年五月二日夜横浜市〇区〇〇橋附近の路上に於て同人と口論し、その結果改めて同夜一〇時半頃を期して通称〇坂上ノ空地に於て決闘することを申合せた上、同時刻頃同区〇〇町千〇百〇番地先通称〇坂上の空地に相会し、木刀を持持った右三郎と格闘の上傷

害の意思を以て所携の匕首で、同人の背部を突刺して決闘し、因て三郎を右刺創に基く胸腹腔刺創のため発生した肺臓及肝臓の損傷に因る失血の為め、同夜間もなく死亡させた。右犯罪の構成事実は陪審の答申を採択して認定された。

(注) ⑥事件は、新聞記事を検索したが見出せなかった。判決書は横浜地方検察庁に保存されていた。

⑦ K春吉・HY忠次郎（放火・放火教唆被告事件昭和五年五月二三日判決、春吉懲役七年未決勾留七〇日算入、忠次郎懲役五年未決勾留七〇日算入）

○事件の概要 被告人K春吉（三五）は、営業していた洋品商が営業不振の結果、二万円余の負債を生じ、その弁済方に苦慮していた折柄、横須賀市□□町の居宅にNH火災に千五百円、OS火災に二千元、その他商品什器にTH火災外三会社に一万一千円、合計一万四千五百円の保険を付してあるところから、三浦郡□□村酒類雜貨商HY忠次郎（三五）に放火させ保険金を詐取しようとして教唆したので、被告人HYは、昭和四年一月二七日被告人Kの居宅に新聞紙に蠟燭を以て点火し、自然燃え移る装置をなして、右居宅一棟並びに付近一二戸を焼失させた。

被告人春吉は、準備公判で自白を翻したが、被告忠次郎は、準備公判でも公訴事実を認めた。審理の結果、陪審員は、被告人春吉については、主問「放火教唆の事実」に「然り」、被告人忠次郎については、主問「放火の事実」に「然り」と答申した。検事は、被告人春吉に対し懲役一〇年、被告人忠次郎に対し懲役七年を求刑した。裁判長は、被告人春吉に対し懲役七年・未決勾留七〇日算入、被告人忠次郎に対し懲役五年未決勾留七〇日算入の判決を下した。

- 1 「毎朝新報」昭和5・5・6 「あす久し振りで開かれる陪審公判、横須賀の放火犯と」
- 2 「貿易新報」昭和5・5・7 「どちらが主犯か？問題となった放火事件」
- 3 「毎日新報」昭和5・5・7 「陪審法廷の初開きに人気を呼んだ放火公判」
- 4 「東京日日神奈川東日版(ロ)」昭和5・5・7 「陪審時代にふさはしい明るい法廷」
- 5 「毎日新報」昭和5・5・8 「大馬力だった陪審公判、判決は十三日」
- 6 「東京日日神奈川東日版(イ)」昭和5・5・8 「忠次郎七年・春吉十年、放火陪審求刑」
- 7 「貿易新報」昭和5・5・14 「陪審裁判の判決、叶は七年細谷は五年」
- 8 「毎日新報」昭和5・5・14 「放火教唆が認められ懲役七年、放火した細谷は懲役五年」
- 9 「東京日日神奈川東日版(イ・ロ)」昭和5・5・14 「横須賀放火並に教唆犯判決」

(注) 新聞報道では、上告審判決(昭和5・10・2)が見出せなかった。

⑧ IS利松（強盗傷人被告事件昭和五年一月一九日判決、窃盗・懲役三年未決勾留六〇日算入）

○事件の概要 被告人IS利松（二八）は、昭和五年七月二一日午前二時頃、川崎区□□町FK電気工業(株)電線製造所内に忍び入り、錫、銅塊等数点価格約一四八円を窃取し、扉を乗り越えて逃走しようとした際、守衛ST寛藏に発見され、左足を下から握られたので、STを殴打し、鼻に指を突込んで負傷させた。

被告人利松は、公訴事実を否認した。審理の結果、陪審員は、主問「強盗傷人の事実」に「然らず」、補問第一「強盗の事実」に「然らず」、補問第二「窃盗の事実」に「然り」と答申した。検事は、被告人は、窃盗前科四犯、昭和五年六月一五日横浜刑務所を出所し

たばかりの累犯常習窃盗であると論告し、懲役四年を求刑し、裁判長は、懲役三年・未決勾留六〇日算入の判決を言渡した。

- 1 「貿易新報」昭和5・11・18 「強盗ではない、陪審裁判で窃盗と決定」
- 2 「東京日日神奈川東日版(イ・ロ)」昭和5・11・18 「銅塊盗みに非ずきのふ興味の陪審」
- 3 「貿易新報」昭和5・11・20 「強盗に窃盗の判決、陪審裁判の結果」
- 4 「東京日日神奈川東日版(ロ)」昭和5・11・20 「懲役三年」

◎池田由太郎(殺人被告事件昭和五年一月一六日判決、懲役三年未決勾留九〇日算入)

○事件の概要 ID由太郎(四三)は、妻SYとの(三三)が橘樹郡□□村AY春茂と密通し、昭和五年四月中、との要求によって、将来AYと同棲しない条件で離婚したところ、とのはその約束を守らず、同年五月以来AYと同棲していたのを知り、同年八月二八日AY方に至り詰問したしたが、AYは却つてとのを現在内縁の妻であると言ったのを痛く憤り、遂にAYを殺害しようといふ決意し、同年九月三日夜七時半頃、切差小刀を携えAY方に至り、酩酊の上眠っていたAYの胸部その他を数回突刺し即死させた。

被告人は、公判で殺意を否認した。審理の結果、陪審員は、主問「殺人の事実」に「然り」と答申し、懲役六年の求刑があり、懲役三年・未決勾留九〇日算入の判決があった。

- 1 「貿易新報」昭和5・12・9 「殺人なりや然り、陪審員右の如く答ふ殺人か傷害致死か」
- 2 「東京日日神奈川東日版(イ)」昭和5・12・9 「殺人か傷害か、興味の陪審きのふ公判」
- 3 「東京日日神奈川東日版(ロ)」昭和5・12・9 「嫉妬の大功、殺人の陪審、答申然り」
- 4 「貿易新報」昭和5・12・17 「裁判だより、殺人大功に懲役三年」

- 5 「東京日日神奈川東日版(ロ)」昭和5・12・17 「殺人懲役三年、陪審の判決」

◎IU爲市(強盗殺人未遂被告事件判決昭和五年一月一八日判決、強盗・懲役二年六月未決勾留六〇日算入)

○事件の概要 被告人IU爲一(二五)は、昭和五年四月頃、中区□□町の自動車業MMタクシー方に運転手として雇われ、同年六月頃までの間、無免許で横浜市内に於いて自動車運転手をしていたが、同年七月一五日横浜区裁判所検事局で右事実に関し取調を受け、自動車取締令違反として罰金刑に処せられることを予期し、右罰金納付に苦慮していた折柄、同年八月七日夜桜木町駅前で、自動車運転所K賢溶が乗客より賃金を受取っているのを目撃し、同人を殺害して所持金を強奪しようといふ企て、右自動車に鎌倉郡□□町方面に行けと命じて、同日午後一時半頃、同郡□□村坂路に差蒐つた際、突如後方より所持の手拭いでKの頸部を巻付け引締めたが、Kが極力抵抗したため、逃走し目的を遂げなかった。

被告人は、警察で自供したが、公判では犯意を否認し、ただ乗りをする積もりであったと、強盗殺人未遂を否認した。審理の結果、陪審員は、主問「強盗殺人の事実」に「然らず」、補問第二「強盗の事実」に「然らず」、補問第二「自動車賃四円を免れるための暴行」に「然り」と答申しした。検事は、懲役五年を求刑したが、判決は懲役二年六月・未決勾留六〇日算入であった。

- 1 「貿易新報」昭和5・12・15 「本年掉尾の陪審公判、けふ開かれる強盗殺人未遂」
- 2 「貿易新報」昭和5・12・16 「公判廷に不肖の子を庇ふ情けの親心…陪審公判」
- 3 「貿易新報」昭和5・12・17 「強盗殺人未遂を否定、乗逃げと答申さる」

- 4 「東京日日神奈川東日版(イ・ヒ)」昭和5・12・17 「強盗殺人に非ず、ただの乗逃げ」
- 5 「東京日日神奈川東日版(ロ)」昭和5・12・19 「首絞男判決、懲役五年求刑」
- 6 「東京日日神奈川東日版(イ)」昭和5・12・20 「乗り逃げ上告、無罪の例がある」

(注) 新聞報道では、上告審判決(昭和6・5・8)が見出せなかった。

⑪ T H 藤松 (殺人未遂被告事件昭和六年二月二三日判決、懲役二年未決勾留六〇日算入)

○事件の概要 被告人T H 藤松(三七)は、職工であったが失業の結果、自暴自棄となり、死の道連れに予て馴染みを重ねていた、川崎遊郭M U 楼抱娼妓M Y 事T Y はなえ(二四)と無理心中を企て、殺害する目的で、昭和五年一月一三日午前七時半頃、同楼二階一五番座敷で、西洋剃刀を持つて、はなえの左頬部に斬付け全治二週間の負傷をさせた。

被告人は、予審の自白を翻して、殺意を否認した。審理の結果、陪審員は、主問「殺人未遂の事実」に「然り」と答申した。検事は懲役二年を求刑し、判決は懲役二年・未決勾留六〇日算入であった。

- 1 「貿易新報」昭和6・2・8 「無理心中未遂を陪審の初公判に、来る二十日に開廷」
- 2 「東京日日神奈川東日版(ロ)」昭和6・2・8 「初陪審、無理心中の職工殺人未遂か傷害か」
- 3 「貿易新報」昭和6・2・21 「無理心中の未遂と二時間評議して答申、本年最初の陪審」
- 4 「東京日日神奈川東日版(ロ)」昭和6・2・21 「女が帰へりたいといふので、斬り付けた」
- 5 「貿易新報」昭和6・2・24 「無理心中男に懲役二年、陪審の判決」
- 6 「東京日日神奈川東日版(ロ)」昭和6・2・24 「懲役二年判決」

⑫ N T 松五郎 (放火被告事件昭和六年七月三〇日判決、無罪)

○事件の概要 被告人N T 松五郎(四五)は、大工兼小作農であったが、負債を弁済しようとして、保険金二千五百円を詐取する目的で、昭和六年四月二五日夜、居宅の茅葺屋根の軒先に放火して、約二間余及びその周囲を焼いて消止められた。

被告人は、警察・検事局・予審では自白していたが、公判では刑事の誘導で虚偽の自白をしたと、放火を否認した。審理の結果、陪審員は、主問「放火の事実」に「然らず」と答申し、裁判長は、答申を採択して、無罪を宣告した。

- 1 「貿易新報」昭和6・7・30 「放火か否かを裁く陪審、足柄上郡の放火事件」
- 2 「貿易新報」昭和6・7・31 「陪審員然らずと答申、裁判長無罪を宣告」
- 3 「東京日日神奈川東日(第1・2版)」昭和6・7・31 「放火陪審公判、無罪の判決」

⑬ H D 房吉 (殺人被告事件昭和六年八月〇日判決、傷害致死・懲役五年)

- ① 「貿易新報」昭和6・8・5 「傷害致死の陪審公判」

(注) 判決は見出せなかったが、求刑は懲役5年である。刑事統計年報の記録では、判決は懲役5年欄に該当する。

⑭ I M 房吉 (放火未遂被告事件昭和六年九月二六日判決、無罪)

○事件の概要 被告人I M 房吉(六四)は、四百円余の借財を苦にして、保険金三千円を詐取する目的で、昭和六年三月一日午前三時頃、自宅南隣のK M 定次郎方の台所床下に放火したが、未遂に終わった。

被告人は、警察・検事局・予審では放火の事実を自白していたが、公判において放火を

否認した。審理の結果、陪審員は、主問「放火未遂の事実」に「然らず」と答申し、裁判長は陪審判事と合議して無罪を宣告した。

- 1 「貿易新報」昭和6・9・26「放火か失火か？陪審公判、きのふ第一日」
- 2 「東京日日神奈川東日版(第2版)」昭和6・9・26「放火事件の陪審公判開く」
- 3 「貿易新報」昭和6・9・27「陪審員然らずと答へ、保土ヶ谷の放火は無罪」
- 4 「東京日日神奈川東日版(第1・2版)」昭和6・9・27「陪審のおかげIM無罪となる放火事件」

⑮TD清一・SK辰雄(殺人被告事件昭和六年九月二十九日判決、清一更新・辰雄無罪)

○事件の概要 被告人TD清一(三三)及び被告人SK辰雄(二八)は、混血児G事KD源次郎と飲み歩いていたが、SK萬次郎、MT眞一外三一名が迎えに来たので、SKと源次郎が喧嘩となり、昭和六年二月六日午前三時頃、中区□□町カフェーORON方前において、被告清一は、被告SK辰雄、SK及びMTの三名と共に源を棍棒で殴打するなど暴行を加え、負傷した源を自動車に乗せて市外□□町を進行中、被告人兩名は源の着用する革帯を以て同人の頸を扼し、ハンマーで顔面を滅多打ちにして殺害し、□□□村□□従川下流の□川橋上から河中に投棄した。

被告人清一及び被告人辰雄(萬次郎は通常公判)は、陪審公判で殺意を否認した。審理の結果、陪審員は、被告人清一に対する主問「殺人の事実」に「然らず」、補問「傷害致死の事実」にも「然らず」、被告人辰雄に対する主問「共謀して殺人の事実」に「然らず」と答申し。裁判長は、陪審判事と合議して、被告人清一に対しては、陪審法第九五条により不当と認めて答申を採択せず、陪審員を更新して再陪審に付すこととし、被告人辰雄に

対しては、無罪を言渡した。

- 1 「貿易新報」昭和6・9・29「混血児源は…いつ死んだ？殺人か傷害致死かを裁く」
- 2 「貿易新報」昭和6・9・30「誰だか判らぬ、陪審員の答申の採否陪審員総てを然らずと答ふ」
- 3 「貿易新報」昭和6・10・1「陪審員の答申を、裁判所は不当と認める鈴木は無罪種田は更新」

⑯YGMネ(殺人被告事件昭和六年一〇月一九日判決、無罪)

○事件の概要 被告人YGMネ(五五)は、養女はる(二九)が甥YG萬藏(三三)と私通し、昭和六年三月六日、男子を分娩したが、被告人の夫彌三郎は永年都築郡□□村の区長を努め、且つ自家は天理教修談所等をしているので、世間態を恥じて嬰兒を窒息死に至らしめ、産襁褓で包んで屍体を裏の桑畑に埋めた。

被告人ムネは、公判で嬰兒は死産で、屍体を埋めることは田舎の習慣であると供述した。審理の結果、検事は犯情は疑わしく殺人とは認めがたいと無罪の論告をした、陪審員は主問「殺人の事実」に「然らず」と答申し。裁判長は、答申を採択した。

死体遺棄は通常公判で審理され、検事は懲役六月を求刑し、裁判長は、懲役四月・執行猶予二年の判決を言渡した。

- 1 「貿易新報」昭和6・10・20「都築郡の嬰兒殺し、陪審裁判で無罪」
- 2 「東京日日神奈川東日版(第2版)」昭和6・10・20「殺人と認めがたいと無罪を論告」
- 3 「貿易新報」昭和6・10・23「嬰兒死体遺棄懲役四ヶ月」
- 4 「東京日日神奈川東日版(第2版)」昭和6・10・23「無罪(注、殺人)論告は執行猶予に(注、死体遺棄)」
- 5 「東京毎日」昭和7・8・31「嬰兒殺し(1)養女の不義の子、耻らふ母の苦衷」

- 6 「東京毎日」昭和7・9・1「嬰兒殺し(2)果して殺したのか、否認し続ける養母」
- 7 「東京毎日」昭和7・9・3「嬰兒殺し(3)証人の両医者が正反対の証言」
- 8 「東京毎日」昭和7・9・4「嬰兒殺し(4)然らずの答申に満廷喜びに満つ」

⑰TD清一(殺人被告事件昭和六年一〇月二四日判決、無罪)

○事件の概要 被告人TD清一に対する再陪審においても、自動車の中で源は生きていたのか死んでいたのか分からないと、殺意を否認した。審理の結果、陪審員は、主問「殺人の事実」、補問「傷害致死の事実」のいずれも「然らず」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議して答申を採択し、無罪を宣告した。この結果、源を殺した者は、いないことになった。

なお、予審に於いては、TD清一、SK萬次郎兩名が殺人罪と認定され、共同して源を殴ったMT眞一が傷害罪に問われた。そして、源の死は多数の者によって傷害を負わせたことが死の結果をもたらしたと見られるが、傷害致死を認められた者はいない結果となった。死体遺棄・傷害・犯人蔵匿は、通常公判で行われ、清一(死体遺棄)は懲役一年(控訴審一年六月未決勾留二〇日算入、上告棄却)、辰雄(死体遺棄)は懲役一〇月(控訴審懲役一〇月未決勾留二〇日算入、上告棄却)、眞一(傷害)は懲役一〇月(控訴審懲役一〇月未決勾留二〇日算入、上告棄却)、萬次郎(犯人蔵匿)は懲役六月執行猶予三年(控訴審も同じ、上告せず)の判決となった。

- 1 「東京日日神奈川東日(第1版)」昭和6・10・17「アイノコ殺し再陪審に、…安齋弁護士起つ」
- 2 「貿易新報」昭和6・10・24「俄かに問題化した、混血児殺しの更新陪審裁判」
- 3 「東京日日神奈川東日版(第1・2版)」昭和6・10・24「アイノコ殺しきのふ再陪審けふは弁論と詰問」

- 4 「貿易新報」昭和6・10・25「殺人でもない…傷害致死でもない、…再びの陪審員答申」
- 5 「東京日日神奈川東日版(第1・2版)」昭和6・10・25「再び然らずと答申、アイノコ殺し」
- 6 「東京日日」昭和6・10・25「殺人犯解消、混血児源殺し」
- 7 「貿易新報」昭和6・10・27「源を殺したのは誰?再度の陪審も無罪となり」
- 8 「東京朝日」昭和6・11・1「混血児殺し、無罪」
- 9 「貿易新報」昭和7・12・16「混血児源殺し、前判決確定、きのふ上告棄却」
- 10 「中外商業」昭和7・12・16「混血児殺しは上告棄却」

(注)⑯⑰事件については、立会検事であった中野並助「混血児殺人死体遺棄事件」(『犯罪の縮図―検察38年の回想―』開明社・一九四七年九月。後に、『犯罪の縮図』、法務省法務総合研究所・一九七〇年三月、『犯罪の通路』中公文庫、中央公論社・一九八六年一月に収録)がある。

⑱AHみち(殺人被告事件昭和六年一月二二日判決、無罪)

○事件の概要 被告人AHみち(三四)は、夫七藏が昭和五年四月失業し、映画館の下足番を勤めたが、収入が少なくかつ病弱の爲め生活困難から、NH動産産保七百元を詐取しようと企て、昭和六年三月二八日午後二時頃、電気コンロを箆筒と壁の間に置き、スイッチを切った後、神奈川区□□町のEBS湯に入浴して、自宅を焼いた。

被告人は、公判で放火を否認した。審理の結果、陪審員は、主問「放火の事実」に「然らず」と答申し、裁判長は答申を採択し、無罪を宣告した。

- 1 「貿易新報」昭和6・11・12「動産産保詐欺の放火を否認、紡績女工の陪審裁判」
- 2 「東京日日神奈川東日版(第2版)」昭和6・11・12「笑はせた放火女の公判、陪審員は然らず」

- 3 「貿易新報」昭和6・11・13 「女工の放火は無罪、陪審裁判結果」
- 4 「東京日日神奈川東日版第1版」昭和6・11・13 「放火事件の陪審裁判は無罪」

⑬ SNきう（殺人被告事件昭和六年二月三日判決、無期懲役）

○事件の概要 被告人SNきう(四二)は、昭和二年四月小田原市□□町カフェーMP方に女給に雇われ中、IN染物店の職人SK留吉(四三)と馴れ染め、昭和五年一月一日結婚し一家を構えたが、留吉が大酒呑みで生活にも困るので、嫌気がさし再三別れ話を出したが応じないので、いつそ殺してしまおうと、同年一月二五日夜一時、自宅六畳間で留吉に酒を吞ませた上、西洋剃刀で頸部を滅多斬りにして殺害し、同夜蒲団に包んで早川鉄橋下に自動車で運び遺棄した。

被告人きうは、警察・検事局・予審を通して終始犯行を否認した。審理の結果、陪審員は、主問「殺人の事実」(但し、絞め殺した後、剃刀で首を切ったという鑑定に基づく)に「然り」と答申した。

検事は、無期懲役を求刑し、引続いて死体遺棄について通常公判で審理し、懲役三年を求刑した。判決は、殺人に無期懲役、死体遺棄に懲役二年であった。

- 1 「東京日日神奈川東日版」昭和5・12・20 「夫殺し起訴、頑強に否定し続ける犯人」
- 2 「東京日日神奈川東日版(第3版)」昭和6・7・29 「小田原の夫殺し、半年ぶりに結審」
- 3 「貿易新報」昭和6・11・17 「小田原の夫殺しきのふ陪審公判、被告事実を全面否認」
- 4 「東京日日神奈川東日版(第3版)」昭和6・11・17 「猟奇怪談、小田原の夫殺し陪審公判ひらく」
- 5 「貿易新報」昭和6・11・18 「死体を包んだ蒲団の正体、夫殺しの陪審裁判で」
- 6 「東京日日神奈川東日版(第3版)」昭和6・11・18 「問題になった四つの蒲団、…夫殺し公判」

- 7 「貿易新報」昭和6・11・19 「奇怪なる夫殺に注目さる、けふの陪審員の答申」
- 8 「東京日日神奈川東日版(第1・2版)」昭和6・11・19 「絞め殺したのち首を叩き斬る」
- 9 「貿易新報」昭和6・11・20 「彼女は夫を殺した、絞殺したりやの主問に対し陪審員」
- 10 「東京日日神奈川東日版(第1・2版)」昭和6・11・20 「被告の弱点を指摘、四時間の大論告」
- 11 「貿易新報」昭和6・11・27 「小田原の夫殺しへ、検事無期懲役を求刑す」
- 12 「東京日日神奈川東日版(第1・2版)」昭和6・11・27 「人の道を誤った、きうに無期懲役求刑」
- 13 「貿易新報」昭和6・12・4 「殺人は無期、小田原の夫殺し判決」
- 14 「東京日日神奈川東日版(第1・2版)」昭和6・12・4 「小田原の夫殺しに無期懲役の判決」
- 15 「東京日日」昭和6・12・4 「夫殺し判決夫殺し無期懲役・死体遺棄懲役二年」
- 16 「中央新聞」昭和7・6・10 「女給の夫殺し、上告棄却さる」
- 17 「貿易新報」昭和7・6・11 「夫殺し上告判決」
- 18 「東京日日神奈川東日版(第1・2版)」昭和7・8・12 「上告棄却、關根きうの殺人事件」

⑭ O H徳太郎（非現住建造物放火被告事件昭和七年一月二八日判決、無罪）

○事件の概要 被告人OH徳太郎(三六)は、足柄上郡□□村長泉院住職から金比羅堂の屋根葺更を依頼されたのを奇貨として、新築中と称して、昭和五年二月二〇日TYD火災保険会社代理店に保険金三万円を自分名義で掛け、同月二六日午後一時、金比羅堂に保険金騙取の目的を以て放火した。

被告人は、被告は警察で自首したのは、拷問に依るものであると犯行を否認した。審理の結果、陪審員は、主問「放火の事実」に「然らず」と答申し、裁判長は答申を採択し、

無罪となった。

- 1 「貿易新報」昭和7・1・26 「小田原の怪火事件で、被告は放火を否認、きのふ第一回」
- 2 「貿易新報」昭和7・1・27 「証言不利、小田原放火事件、陪審々理続行」
- 3 「東京日日神奈川東日版(第1版)」昭和7・1・28 「陪審員認識不足、金比羅院放火陪審」
- 4 「貿易新報」昭和7・1・29 「小田原謎の放火無罪となる、四日間の陪審裁判」
- 5 「東京日日神奈川東日版(第2版)」昭和7・1・29 「遂に無罪、放火の陪審公判」

(注) 被告人は、更に保険金詐欺に関連して、昭和7年2月27日私文書偽造登記簿原本不実記載行使詐欺で懲役1年の判決を受けた(詐欺は一部無罪)。

② T M忠次(放火被告事件昭和七年二月二六日判決、無罪)

○事件の概要 被告人T M忠次(四四)は、八年前に妻に死別し、かつ最近の不況のため、生活に窮し、四人の子女に碌々飯も与えられなかったところから、居住する橘樹郡□□町の習慣として、近火の際火事見舞いに焚出しの握飯を配るのを利用し、隣の農業H S銀次郎方に、昭和五年一月一二日午前一時二〇分頃、マッチで放火し同家を全焼させ、更に同年一二月一四日午前一時二〇分頃、南隣の精米商M J彌太郎方の瓦の廂に梯子を掛け、屋根の藁に放火し一棟二を全焼した。

被告人忠次は、警察、検事局では放火を自白していたが、公判では警察の拷問の苦しさから虚偽の申立をしたと犯行を否認した。審理の結果、陪審員は、主問「放火の事実」に「然らず」と答申し、裁判長は答申を採択し、無罪となった。

- 1 「貿易新報」昭和7・2・25 「追問の苦しさと虚偽の自白、高津町の放火被告」

- 2 「東京日日神奈川東日版(第1・2版)」昭和7・2・25 「有利な証言、高津放火陪審公判」
- 3 「貿易新報」昭和7・2・26 「被告に不利の証言、放火陪審二日目」

(注) 新聞報道では、判決は見出せなかったが、刑事判決書によると無罪。

③ I H厚守(殺人未遂被告事件昭和七年三月一五日判決、ハル傷害・喜一郎殺人未遂、懲役二年未決勾留二〇〇日算入、ハツ無罪)

○事件の概要 被告人I H厚守(三四)は、昭和四年一二月頃から内縁の妻S Kハルと同棲していたが、昭和五年九月頃より、ハルの姉S Kハツとその内縁の夫S J喜一郎の両名と同居するに至ったが、兎角家庭内に風波絶えず、特に昭和六年一月ハルが長男を産んだ後は被告人を嫌忌し果ては別離しようと企てるに至ったので、これは喜一郎夫妻の策動によるものと邪推し、更に喜一郎とハルとの間に情交関係があるものと嫉妬し、喜一郎夫妻を殺害しようと決意し、昭和六年六月一〇日、まず不快の念を懐くハルの頭部に鉋でもって一撃を加え、治療三週間を要する創傷を負わせ、次に喜一郎の頭部に鉋で斬り付け治療二、三週間を要する創傷を負わせ、更にハツにも鉋で頭部に斬り付けたが逃走された。

被告人厚守は、公判では、公訴事実を否認し、ハルが夫婦関係を拒絶したので、無意識に兇行に及んだと主張した。審理の結果、陪審員は、S Kハルに関しては、主問「殺人未遂の事実」に然らず、補問「傷害の事実」に然り、別問「酌酊していた事実」に然らず、S J喜一郎に関しては、主問「殺人未遂の事実」に然り、S Jハツに関しては、主問「殺人未遂の事実」、補問「傷害の事実」ともに然らずと答申した。裁判長は合議の上、答申を採用し、検事は懲役五年を求刑した。裁判長は、陪席判事と合議し、同情する点があると

して、懲役二年、未決勾留二〇〇日算入の軽い刑を言渡した。

- 1 「貿易新報」昭和7・3・11「殺人か傷害か、陪審裁判」
- 2 「貿易新報」昭和7・3・12「二人斬り事件に三様の答申、きのふ陪審裁判で」
- 3 「東京日日神奈川東日版第1版」昭和7・3・16「殺人未遂に二年の軽い判決」

㉓ KG重元（放火被告事件昭和七年五月一九日判決、懲役五年未決勾留二〇〇日算入）

○事件の概要 KG重元（四六）は、飲食店を営んでいたが、多数の家族を抱え、不況のため営業不振で負債四千数十円を生じたので、保険金騙取を企て、弟KG政吉の居住する自己所有の家屋及び動産に四千百円の保険契約をし、昭和六年七月二二日午前一時頃放火し、物置と本家一棟を全焼した。

被告人重元は、公判において、警察の拷問に耐えかねて自白したが、放火はしていないと公訴事実を否認した。審理の結果、陪審員は、主問「放火の事実」に「然り」の答申をした。検事は、懲役五年を求刑し、裁判長は、懲役五年・未決勾留二〇〇日算入の判決を言渡した。

- 1 「貿易新報」昭和7・5・17「小田原の放火、公判で否認す、拷問されて自白した」
- 2 「東京日日神奈川東日版第1版」昭和7・5・17「放火事件陪審裁判開く」
- 3 「貿易新報」昭和7・5・19「小田原の放火、然りと答申す、検事懲役五年を求刑」
- 4 「東京日日神奈川東日版第1版」昭和7・5・19「陪審員も放火と認む、小田原の放火公判」
- 5 「東京日日神奈川東日版第1版」昭和7・5・20「懲役五年言渡、足柄の放火事件」
- 6 「東京朝日神奈川附録」昭和7・5・20「懲役五年の判決下る、小田原放火」

㉔ AN民藏（殺人被告事件昭和七年六月二五日判決、傷害致死・懲役六年未決勾留二〇〇日算入）

○事件の概要 被告人AN民藏（三六）は、失職したので生活に困り、目黒競馬で一儲けしようと思ひ、資金を借りるべく、昭和六年一月五日茅ヶ崎町の伯母トラ（六七）方に赴いたが、拒絶された上騒がれたので、手拭いで頸を絞めて殺害した。

被告人民藏は、予審では、殺害を認めていたが、陪審公判では、手拭いで口を蓋いだが、頸部に手拭いが巻き付き死に到ったと、殺意を否認した。審理の結果、裁判員は合議の上、主問「殺意を以て絞殺した」には然らず、補問「傷害致死の事実」に然りと答申した。裁判長は、陪審判事と合議して答申を採択し、検事は懲役七年を求刑した。裁判長は、懲役六年、未決勾留二〇〇日算入の判決を言渡した。

- 1 「東京日日神奈川東日版第2版」昭和7・6・24「伯母殺しの陪審公判、きのふ開く」
- 2 「貿易新報」昭和7・6・25「茅ヶ崎の伯母殺し、傷害致死となる、陪審員の答申」
- 3 「東京日日神奈川東日版第2版」「殺意なしと陪審員答申、茅ヶ崎伯母殺し公判」
- 4 「貿易新報」昭和7・6・26「伯母殺し判決、懲役六年」
- 5 「東京日日神奈川東日版第2版」昭和7・6・26「伯母殺し懲役六年、きのふ判決」

㉕ 昭和7年（公訴棄却？）

（注）記事・判決は、調査したが見出せなかった。

㊸ MM三郎（強盗傷人未遂被告事件昭和八年一月二八日判決、懲役三年六月未決勾留九〇日算入）

○事件の概要 被告人MM三郎（三三）は、自動車運転手より金銭を強奪する目的で、昭和七年八月五日夜一二時頃、浅草で神田区□□町自動車運転業HD義光方自動車運転手HM貞三の自動車を拾い、鶴見区□□町まで一円五〇銭の約束で乗車し、五円で釣銭を所持しているか訊ねて、同人が金を所持することを知り、右自動車を走らせた上、同月六日午前一時過ぎ、□□町横浜市電気局電車庫裏路地入口で停車させて、釣銭を出せと要求したが、応じなかつたので強奪しようとして、暴力を振るって重傷を負わせた。

被告人三郎は、予審廷の自白を公判では翻し、自動車賃を支払う振りをして、先に釣銭を詐取しようとしたが、運転手が賃金を先に支払うよう求めたので、癪に障って殴りつけて逃げたと、強盗行為を否認した。審理の結果、陪審員は、主問「強盗傷人の事実」に「然り」と答申した。検事は懲役四年を求刑し、判決は懲役三年六月・未決勾留九〇日算入であった。

- 1 「貿易新報」昭和8・1・27「生麦の強盗傷人、陪審員然りと答申川原検事懲役四年を求刑」
- 2 「東京朝日神奈川附録」昭和8・1・27「強盗傷人未遂に陪審員から然りの答申」
- 3 「東京朝日」昭和8・1・27「自動車強盗傷人のスピード陪審公判、然りの答申」
- 4 「貿易新報」昭和8・1・29「自動車強盗へ懲役三年半」
- 5 「東京朝日神奈川附録」昭和8・1・29「強盗傷人の判決、三年六ヶ月」

㊹ T鎌次郎（殺人未遂被告事件昭和八年三月一〇日判決、傷害・懲役八月未決勾留九〇日算入・執行猶予二年）

○事件の概要 被告人T鎌次郎（四三）は、大正八年七月三二日、かく（三三）と結婚し現在まで六人の子女を儲けたが、昭和六年一月末より、ペンキ職人TJ鉄三郎（三三）が同居し始めてから、かくと鉄三郎の関係が怪しくなり、とかく家庭に風波が絶えなかつた折柄、被告人鎌次郎は昭和七年九月二八日かくとTJが同衾していることを発見して乱闘となり、被告人鎌次郎はTJから乱暴される有様であったが、越えて一〇月六日午前二時には、被告人鎌次郎は遂に殺意を生じ、二畳間に寝ていたかくを、薪割り用なたで斬付け全治二週間の傷を負わせた。

被告人鎌次郎は、予審では殺意を認めて居たが、公判で否認した。審理の結果、陪審員は、主問「殺人未遂の事実」に「然らず」、補問「傷害の事実」に「然り」の答申をした。検事は、執行猶予付き懲役一年を求刑した。裁判長は、即決で懲役八月・未決勾留九〇日・執行猶予二年の寛大な判決を下した。

- 1 「東京日日神奈川東日版」昭和8・3・9「妻斬り陪審」
- 2 「貿易新報」昭和8・3・10「不倫の妻を傷けた殺人未遂の陪審公判」
- 3 「東京朝日神奈川附録」昭和8・3・10「亭主をにらめ付けて太々しい供述振り」
- 4 「貿易新報」昭和8・3・11「殺人未遂然らず、傷害然り、陪審公判即決の判決」
- 5 「東京朝日神奈川附録」昭和8・3・11「女房殺しに同情ある判決、殺意無し」の答申」

㊺ NG義一（放火被告事件昭和八年七月二二日判決、懲役四年未決勾留五〇日算入）

○事件の概要 被告人NG義一（二六）は、神奈川区の飲食店バーにバーテンダーとして

月給二〇円で住込んでいたが、昭和七年九月頃より、同区第四MT楼娼妓静枝(三〇)と馴染みとなり、頻りに登楼し六五円を費消したが、雇主IIしんよりの二〇円、MT楼やりて婆SYきわよりの一〇円の借金の返済と遊興費に窮していた折柄、同年十一月一四日午後一時三〇分頃、暴風雨を奇貨として主家に放火、その火事騒ぎの混雑に紛れ、主家から金員を窃取し、右の返済金に充当しようと決意、家人の寝静まったのを見て、毛布の端に燐寸で点火し、更に瓦斯管捻りを開放し、瓦斯に火を移したが、家人に発見され造作を焼燬したの止まった。

被告人義一は、公判では予審の自白を否認した。審理の結果、陪審員は、主問「放火の事実」に「然り」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議の上答申を採択し、検事は、懲役四年を求刑し、裁判長は、懲役四年・未決勾留五〇日の判決を言渡した。

- 1 「東京朝日神奈川附録」昭和8・7・18 「恋のバーデンドー、放火の陪審開く」
- 2 「東京日日神奈川東日版」昭和8・7・18 「法廷だより：放火事件の陪審開く」
- 3 「読売横浜読売版」昭和8・7・18 「主家の放火、片っ端から否認、バーテンの陪審公判」
- 4 「東京朝日神奈川附録」昭和8・7・20 「答申然り、検事四年を求刑すバーテンダーの陪審裁判」
- 5 「東京日日神奈川東日版」昭和8・7・20 「恋の放火犯に然りの答申、懲役四年を求刑」
- 6 「読売横浜読売版」昭和8・7・20 「主家への放火、然りと答申、検事は懲役四年求刑」
- 7 「東京朝日神奈川附録」昭和8・7・23 「放火のバーテンダーに判決」
- 8 「読売横浜読売版」昭和8・7・23 「放火の長岡に四年の判決」

㉔ TH治郎（放火被告事件昭和八年九月一九日判決、懲役五年未決勾留二〇〇日算入）

○事件の概要 被告人TH治郎(五五)は、FK信用組合から中区□□町所在及び外二棟の貸家を担保に、三千五百円を借りたが、その後元利金三千五百九十九円十一銭を組合に滞納した処から、担保貸家を競売申請されたので、この窮状の切抜策として昭和七年五月一八日夜半、貸家を焼燬して保険金二千九百十円を詐取しようと企て、同所東北側一戸の空屋から天井裏に侵入して、棟続きの店子MO惣太郎方の天井裏に忍び込み、三個所へ油紙脱脂綿及び古新聞紙を重ねて揮発油を注ぎ、間にローソクを立て点火して、ローソクが燃え切ると同時に出火する仕組みで放火した。

被告人治郎は、予審調書の自白を、公判では否認した。審理の結果、陪審員は、主問「放火の事実」に「然り」と答申した。検事は、懲役五年を求刑し、判決は懲役五年・未決勾留二〇〇日であった。

本事件は、上告審において、裁判長の説示が被告人に不利であった(陪審法 第七七条但書違反)として破毀差戻された。そして、㉔再陪審の結果、陪審員は、主問「放火の事実」に「然り」と答申し、㉔原審通りの判決があった。

- 1 「東京朝日神奈川附録」昭和8・9・13 「頑強に否認、きのふ放火の陪審公判」
- 2 「読売横浜読売版」昭和8・9・13 「金には困ったが放火の覚えなし、黄金町の放火陪審」
- 3 「東京朝日神奈川附録」昭和8・9・14 「答申放火したり、大工高橋の陪審公判」
- 4 「東京日日神奈川東日版」昭和8・9・14 「然りの答申、放火陪審公判」
- 5 「東京朝日神奈川附録」昭和8・9・17 「放火大工に五年を求刑」
- 6 「東京朝日神奈川附録」昭和8・9・20 「放火大工に五年の判決」
- 7 「東京日日神奈川東日版」昭和8・9・20 「放火犯に五年」

③〇 N勝治（放火被告事件昭和八年九月三〇日判決、懲役三年六月未決勾留三〇〇日算入）

○事件の概要 被告人〇N勝治（五〇）は、自己が所有する神奈川県鎌倉郡□□村所在木造草葺中二階建家屋に家族等と共に居住し大工職を営んでいたが、被告人の疾患、内縁の妻B Bもんの死亡及などに因り多額の債務を負い弁済に苦慮していた折柄、偶々昭和七年五月中同村K J政五郎が所有家屋の焼失に因り数万円の火災保険金を取得した事実を知り、自己もその所有家屋に放火して、前記家屋及同家屋内の動産に付、TK火災保険株式会社との間に締結した金参千円の火災保険金を取得しようとして、昭和七年六月二十六日夜、長さ三尺七寸位の亜鉛引鉄線の尖端に燐寸で点火した蠟燭を差し同建物軒天井板裏に差入れ、予て同所に用意して置いた油紙に燃移らせて放火し、右建物を全焼させた。

被告人勝治は、警察で自首しなければ産後間もない妻を逮捕すると言われたので、心にもない自首をしたと、予審までの自首を覆した。審理の結果、陪審員は、主問「放火の事実」に「然り」と答申し、懲役五年の求刑に対し、懲役三年六月・未決勾留三〇〇日算入の判決があつた。

- 1 「貿易新報」昭和8・9・26「鎌倉郡の放火陪審」
- 2 「東京朝日神奈川附録」昭和8・9・26「放火を否認、□□村大工の公判開く」
- 3 「東京日日神奈川東日版」昭和8・9・27「けふ陪審答申、放火公判」
- 4 「読売神奈川読売版」昭和8・9・27「放火陪審公判、証人調べ」
- 5 「貿易新報」昭和8・9・28「鎌倉放火事件陪審裁判、然りと答申、検事五年求刑」
- 6 「東京朝日神奈川附録（第2画）」昭和8・9・28「□□村大工に求刑五年きの陪審放火と答申す」

- 7 「東京日日神奈川東日版」昭和8・9・28「放火陪審、然りと答申」
- 8 「読売神奈川読売版」昭和8・9・28「放火大工に求刑五年」
- 9 「東京朝日神奈川附録」昭和8・10・1「□□村大工判決懲役三年半」

③① HK茂三郎（放火被告事件昭和九年七月二五日判決、懲役四年）

○事件の概要 被告人HK茂三郎（七〇）は、昭和八年一月二三日午前一時頃、生計不如意と信用組合から借りた借金の督促に窮し、自分がT〇火災傷害保険にかけた千円と息子磯吉がAH海上火災保険にかけてある五百円の保険金詐取を決意し、燐寸で放火して家屋を全焼させた。

被告人茂三郎は、予審第一回までは、放火を自白していたが、予審第二回から警察官の拷問により虚偽の自白をしたと、放火を否認した。審理の結果、陪審員は、主問「放火の事実」に「然り」と答申し、懲役五年が求刑され、判決は懲役四年であつた。

ところが、所謂「神奈川県集団放火事件」の捜査が始まり、本件の証人でもあつた火災保険代理店FW澤吉が、神奈川県集団放火事件の一味として逮捕され、本件放火を自白したので、昭和九年一月二五日、HK茂三郎は保釈（老齢のため刑の執行停止）された。しかし、HK茂三郎は、昭和一〇年四月二〇日、本件上告事件が上告棄却となり、更に、昭和一〇年一月四日、神奈川県集団事件の共犯として次男磯吉と共に検挙され、昭和一〇年一月七日、起訴と同時に保釈は取消され横浜刑務所に再入所したが、昭和一三年三月一七日、茂三郎は、再度仮釈放された。磯吉は、昭和一二年五月二〇日保釈され、昭和一五年七月三十一日無罪判決を受けた。

神奈川県集団放火事件の被告人達は、第一回準備公判においては陪審公判を求めているが、その後陪審公判を辞退した。通常公判では控訴・上告により事実を争うことが出来るが、それが出来ない本事件の推移が、陪審公判の辞退を決意する契機となったという。

- 1 「貿易新報」昭和9・7・18 「野良声を張上げ俺は知んねえだ：三保村放火陪審公判」
- 2 「東京朝日神奈川附録」昭和9・7・18 「三保放火の陪審公判、きのふ開く」
- 3 「東京日日神奈川東日版(1)」昭和9・7・18 「放火を極力否認す、けふ陪審員の答申」
- 4 「読売横浜読売版」昭和9・7・18 「死んでは堪らぬ、放火は嘘、三保村放火陪審公判」
- 5 「貿易新報」昭和9・7・19 「放火せりの答申、懲役五年を求刑弁護士否認教唆で一悶着」
- 6 「東京日日神奈川東日版(1)」昭和9・7・19 「被告に不利な証人の言葉、放火犯陪審公判」
- 7 「東京朝日神奈川附録」昭和9・7・19 「三保村放火の陪審公判、弁護士の入智恵」
- 8 「東京日日神奈川東日版(1)」昭和9・7・26 「放火老人に四年、きのふ判決」
- 9 「東京朝日」昭和9・8・3 「放火団事件の大波紋、陪審の判決はどうなる？」
- 10 「東京朝日神奈川附録」昭和9・8・4 「放火魔一味と陪審判決との関連正木検事直接取調べを急ぐ」
- 11 「東京朝日神奈川附録」昭和9・8・5 「妖焰を悉く再吟味、失火の認定一つ覆へる」
- 12 「東京朝日神奈川附録」昭和9・8・7 「静岡県下にまで細胞組織の放火網：藤原の仕業」
- 13 「東京朝日神奈川附録」昭和9・8・9 「背後で一味を操る覆面の首領登場？怪奇・放火団事件」
- 14 「東京朝日神奈川附録」昭和9・8・10 「放火団一味六名が狙った二町七ヶ村二八件の放火判明」
- 15 「貿易新報」昭和9・10・26 「鉄窓から釈放され細川老の狂喜三保村の放火嫌疑薄らぐ」
- 16 「東京朝日」昭和9・10・26 「真犯人の登場で放火犯保釈、陪審判決動揺」
- 17 「東京日日」昭和9・10・26 「陪審裁判の有罪認定覆へる、放火事件に真犯人現はる」

- 18 「東京日日神奈川東日版(1)」昭和9・10・26 「有罪判決の放火が意外にも無実七十翁に情けの保釈」
- 19 「読売横浜読売版」昭和9・10・26 「踏み潰されるか！陪審公判の面目玉：新しき真犯人現はる」
- 20 「中央新聞」昭和10・2・4 「陪審法の不備で救はれぬ冤罪人判決後に真犯人が現はれ」
- 21 「貿易新報」昭和10・4・28 「三保村放火事件の細川老に、原審刑の確定だが執行停止の恩典」
- 22 「東京朝日神奈川版(2)」昭和13・3・19 「突如仮釈放さる、集団放火の細川老人」
- 23 「東京朝日神奈川版(2)」昭和13・3・20 「細川老人の仮釈放で大勢が陪審辞退へ」

(注1) 神奈川県集団放火事件は、関東大震災で打撃を受け、更に熱海線の開通で衰微した松田町の復興を図るため、町有力者と火災保険会社外交員らが共謀し、超過保険をつけて放火し、多額の保険金を詐取した疑いによるものである(『続司法沿革誌』(法務大臣官房司法法制調査部・一九六三年三月、50頁)。

この集団放火事件は、二八三名が逮捕・起訴され、昭和の聖代に於て殆ど想像も付かない程の拷問を行ひ、盛に人權蹂躪を行つた。其の暴行陵虐に憤慨し獄中に於て自殺を遂げた者二名、又未遂に終わった者も数名あった。：一八三名の起訴人員中：、残り一八一名中九一名は有罪の決定を受けて：公判に付せられ、：九〇名は証拠なしとの理由で予審免訴の決定を与へられた(平川松太郎「陪審法中改正と神奈川県下集団放火事件」『民政』第287号・一九三七年九月)。なお、平川松太郎は当時、横浜弁護士会長、衆議院議員、立憲民政党総務であった。

被告人らは、陪審裁判を要求していたが、後に陪審を辞退して通常公判で審理された。有罪は二名、その他の被告人は、公判中に死亡した一名を除き、総て無罪であった(昭和十五年「刑事第一審陪審公判始末簿」)。

(注2) この放火事件を陪審裁判で審理するため陪審法中改正案が、第七一回帝国議会衆議院に提出されたが、第一東京弁護士会と帝国弁護士会が両会名で反対決議をし(「法律新聞」昭和12・8・3)、また東京弁護士会と日本弁護士協会も共同で反対決議をし(「法律新聞」昭和12・8・10)、しかも委員会審議の過程で反対論が強く審議未了で終わり、次の第七二回帝国議会には上程されなかった。

(注3) 神奈川県集団放火事件の中「松田町関係」(五つの放火事件について被告人九四名)は、昭和十五年四月二六日(三件)および同年五月三〇日(二件)に被告人全員が無罪の判決を受けて、すべて一審で無罪が確定した。塚崎直義は、「松田町関係」被告人N Mの弁護人であったが、「かく多数の無辜か冤罪に問はるゝに至ったのか、其処には憎むべき拷問、限りなき人権蹂躪が遠慮会釈もなく行はれたことを、看過してはならない。」と断じている。塚崎直義「拷問と冤罪(上・下) 神奈川県「集団放火」事件余談」『法律新聞』昭和16・3・28、昭和16・3・30)

(注4) 神奈川県集団放火事件は、昭和二十二年二月二〇日、京都地方裁判所検事正松井和義(事件当時の横浜地方裁判所検事正)が辞職し、昭和二十二年二月二四日、事件摘発に当たった四検事の異動および関係警察官の行政処分(依願免職一・減俸八・訓戒六)とで、「さしもの人権蹂躪事件も、これで一段落した」という(大阪朝日)昭和12・12・26)。

(注5) この集団放火事件の刑事第一審公判始末簿は、横浜地方裁判所に保存されている。表紙には、昭和十五年「刑事第一審公判始末簿」横浜地方裁判所^{第四}刑事部。保存期間二二〇年、始期昭和二六(西暦一九四二)年一月一日、終期平成七二(西暦二〇六〇)年一月三十一日と記載されている。

㊤ T H 治郎 (放火被告事件昭和九年一月二二日判決、懲役五年未決勾留二〇〇日算入)

○ 事案の概要 被告人 T H 治郎(五六)は、昭和七年五月一八日、保険金欲しさに、自己の貸家四棟に放火し全焼させたとして、陪審公判で有罪の答申があり、昭和八年九月九日、懲役五年・未決勾留二〇〇日算入の判決を受けた(㉔事件)が、上告審において、裁判長の説示が被告人に不利であったとして破毀差戻された。

再陪審の結果、陪審員は、主問「放火の事実」に「然り」と答申し、原審通りの判決があった。

- 1 「貿易新報」昭和9・3・25 「陪審やり直しの命令、裁判長の説示に主観が交つてみた」
- 2 「東京日日神奈川東日版」昭和9・11・13 「裁判長の主観が崇つて、陪審やり直し」
- 3 「貿易新報」昭和9・11・14 「公判遣直しに被告は喜色満面、緊張した黄金町放火事件」
- 4 「東京朝日神奈川附録」昭和9・11・14 「法の威信も慎重、証言有利やら…不利やら」
- 5 「東京日日神奈川東日版」昭和9・11・14 「やり直し陪審公判、飽迄否認の一点張り」
- 6 「読売横浜読売版」昭和9・11・14 「先の失敗にこりて裁判長慎重…遣り直し放火陪審」
- 7 「貿易新報」昭和9・11・15 「隙見をしてゐたと証言は全部不利、公判遣り直し第二日」
- 8 「東京朝日神奈川附録」昭和9・11・15 「やり直し陪審、不利な証言に意外な告白」
- 9 「東京日日神奈川東日版」昭和9・11・15 「苦しい言遁れ、放火陪審公判第二日」
- 10 「読売横浜読売版」昭和9・11・15 「昭和天一坊まで引合いに、自白は嘘と強弁」
- 11 「貿易新報」昭和9・11・16 「放火と認めて陪審員有罪の答申、検事懲役五年を求刑」
- 12 「東京朝日神奈川附録」昭和9・11・16 「再陪審の放火大工に然りの有罪宣告」
- 13 「読売横浜読売版」昭和9・11・16 「遣り直しても依然然り、放火陪審被告に不利」
- 14 「貿易新報」昭和9・11・23 「裁判遣直し、原審通り五年」
- 15 「東京朝日神奈川附録」昭和9・11・23 「原審通り判決、問題のやり直し陪審裁判」
- 16 「東京日日神奈川東日版」昭和9・11・23 「やり直し陪審判決」
- 17 「読売横浜読売版」昭和9・11・23 「懲役五年の判決、遣り直し陪審公判」
- 18 「貿易新報」昭和10・6・16 「放火大工に懲役五年確定」

㊦ I Z 三之助 (放火被告事件昭和一〇年九月六日決定、更新)

○ 事案の概要 I Z 三之助(四五)は、横須賀で材木商を営んでいたが、営業不振のため、

実弟 I Z 菊藏及び材木間屋等に二千円余の借金をして返済に困り、A H 海上火災保険会社、S N H 海上保険会社等にかけて一万四千円の保険金を騙取しようと、昭和九年一〇月二一日午前一時四〇分頃、隣家 A D 太郎事 Y 士元方便所に梯子を掛け、便所の壁にあった穴より天井に放火し、天井板三尺四方を焼いた。

被告人三之助は、警察、検事局、予審では自白していたが、公判では、妻も子を連れて逮捕され、子供の泣き声に堪らなくなり、警察官の誘導により放火を認めたと主張して、放火を否認した。審理の結果、陪審員は、主問「放火の事実」に「然らず」と答申したので、裁判長は陪席判事と合議の上、答申は不当であると採択せず、更新して再陪審とした。

- 1 「貿易新報」昭和10・9・4 「横須賀放火陪審裁判開く、警察の手に乗ったと：否認」
- 2 「東京朝日神奈川附録」昭和10・9・4 「絶対に放火せず、自白は家に帰りたい一心で」
- 3 「東京日日神奈川東日版」昭和10・9・4 「放火を否認す、警察で聞入れないから自白」
- 4 「読売神奈川読売版」昭和10・9・4 「解決を急いで嘘の自白、放火材木商法廷で否認」
- 5 「貿易新報」昭和10・9・5 「見込み捜査だと弁護士団突込む、横須賀放火事件陪審」
- 6 「東京朝日神奈川附録」昭和10・9・5 「涙と共に自白、島田警部補誘導訊問を否定」
- 7 「東京日日神奈川東日版」昭和10・9・5 「取調警官の証言被告に不利、けふ陪審公判答申」
- 8 「読売神奈川読売版」昭和10・9・5 「放火材木店主に不利な証言、けふ説示陪審員の答申」
- 9 「貿易新報」昭和10・9・6 「無罪の認定、横須賀の放火陪審」
- 10 「読売神奈川読売版」昭和10・9・6 「材木屋放火陪審公判、深更に及ぶ」
- 11 「国民新聞」昭和10・9・6 「謎の放火に然らずと答申、横浜の陪審裁判」
- 12 「貿易新報」昭和10・9・7 「答申を不当とし更新陪審員で再会、暗転の横須賀放火」

- 13 「東京朝日神奈川附録」昭和10・9・7 「謎の放火陪審、然らずの答申を裁判長認めず」
- 14 「東京日日神奈川東日版」昭和10・9・7 「陪審員の然らず答申は不採択、ぬか喜びの被告」
- 15 「読売横浜読売版」昭和10・9・7 「然らずを不採択、放火陪審遣り直し」

⑭ I Z 三之助(放火被告事件昭和一〇年一月二十九日判決、無罪)

○事案の概要 被告人 I Z 三之助は、再陪審でも放火を否認した。審理の結果、陪審員は、主問「放火の事実」に「然らず」と答申した。裁判長は、陪席判事と合議のうえ、答申を採択して無罪を宣告した。

- 1 「貿易新報」昭和10・11・27 「知らぬ存ぜぬ一点張り、横須賀の放火陪審」
- 2 「東京日日神奈川東日版」昭和10・11・27 「やり直し陪審、盛装の被告飽まで否認」
- 3 「東京朝日神奈川附録」昭和10・11・27 「放火再陪審、陪審席から質問の矢」
- 4 「読売神奈川読売版」昭和10・11・27 「絶対に放火せぬ、頑張る I Z、遣り直し放火陪審」
- 5 「貿易新報」昭和10・11・28 「放火陪審公判、きのふは証人調べ」
- 6 「東京朝日神奈川附録」昭和10・11・28 「放火再陪審、法廷の父のために既に捨てた学生服を着て」
- 7 「東京日日神奈川東日版」昭和10・11・28 「やり直し陪審、証人席に涙の姿：長男」
- 8 「貿易新報」昭和10・11・29 「放火陪審公判、けふ答申」
- 9 「東京朝日神奈川附録」昭和10・11・29 「然らずの答申を採択、放火陪審やり直しの I Z」
- 10 「読売神奈川読売版」昭和10・11・29 「I Z の放火強調、検事峻烈な論告、注目される陪審」
- 11 「貿易新報」昭和10・11・30 「無罪！濡衣晴れて、I Z 氏喜びの出所、答申然らず」
- 12 「東京朝日神奈川附録」昭和10・11・30 「放火の疑ひ晴れて一年振りに見る妻兄弟の笑顔」

- 13 「東京日日神奈川東日版(1:2)」昭和10・11・30「陪審の恵み、大衆関与の裁きに：嬉し泣き」
- 14 「読売横浜読売版」昭和10・11・30「一年一ヶ月振り仰ぐ娑婆の晴天、IZさん無罪」

㊦MY半兵衛（放火被告事件昭和一二年三月二七日決定、更新）

○事件の概要 被告人MY半兵衛(五三)は、自宅新築資金六百元を実兄のMY龜太郎より借財し、半分は返済したが残金を督促されて、昭和九年一月一七日午後一時半、自宅を焼き、OK火災運送保険からの保険金三千円の保険金詐取を企て、裏手物置内の商売用藁縄の山に古ハترون紙で放火し、同家をはじめ六棟を全焼した。

被告人半兵衛は、警察、検事局、予審において自首していたが、公判では放火を否認した。審理の結果、陪審員は、主問「放火の事実」に「然らず」と答申したが、裁判長は、陪審判事と合議のうえ、答申は不当であると採択せず、更新して再陪審と決定した。

- 1 「東京朝日神奈川附録」昭和11・3・25「知らぬ存ぜぬ一点張り、市原検事遂に大憤慨」
- 2 「東京日日神奈川東日版」昭和11・3・25「横須賀の放火、今年初の陪審、飽まで否認」
- 3 「読売神奈川読売版」昭和11・3・25「安浦の放火事件陪審公判」
- 4 「東京朝日神奈川附録(第2画)」昭和11・3・26「放火陪審証言、被告に不利」
- 5 「読売神奈川読売版」昭和11・3・26「けふ答申、安浦の放火事件」
- 6 「東京朝日神奈川附録」昭和11・3・27「放火陪審の大論告、けふ説示」
- 7 「東京日日神奈川東日版」昭和11・3・27「横須賀の火の陪審、けふ説示と答申」
- 8 「読売神奈川読売版」昭和11・3・27「俵屋放火事件三日目の公判」
- 9 「貿易新報」昭和11・3・28「安浦町の怪火、被告の歓喜東の間、陪審裁判遣直し」

(注)更新決定の後の公判は、通常公判あるいは公訴棄却と思われるので、検索しが見出せなかった。

㊦NZ戸右衛門（放火被告事件昭和一二年一〇月八日判決、懲役三年未決勾留五〇〇日算入）

○事件の概要 被告人NZ戸右衛門(五二)は、農業を営んでいたが近年疾病などのため家運次第に衰微して生活も困難なる状態であるのに反し、川崎市に居住する被告人方の分家NZ繁藏方は家運隆昌に赴いたのを嫉視し平素事毎に繁藏より侮蔑されているように思惟し、快く思っておらず、殊に繁藏が嘗て同人方通路に面する被告人居宅裏の生垣の枝を無断で伐採し、更に昭和一〇年九月中にも無断でこれを伐採したので、内心深く繁藏の右仕打を憤慨していたが、同年一〇月三一日夜外出先よりの帰途、繁藏方ニ放火してテ鬱憤を霽そうと決意し、同日午後一〇時頃前記繁藏方居宅裏手出入口附近の茅葺屋根の軒下に所携の燐寸を以て火を放ち、因て木造平家建の右住家一棟を焼燬した。

被告人は予審廷を通じて自首していたが、公判では拷問に依る自首と主張した。陪審員の答申は、「放火の事実」に対し「然り」であった。検事は懲役三年を求刑し、裁判長は求刑通りの判決を下したが、集団放火事件の影響で拘留が長引いたので、未決勾留五百日を算入した。

- 1 「読売神奈川読売版」昭和12・9・29「有利な証言、川崎の放火」

- 2 「東京朝日神奈川版(㉔)」昭和12・9・30「然りと答申、注目の放火陪審公判」
- 3 「東京日日神奈川東目版」昭和12・9・30「然りと答申放火は有罪、陪審公判第三日目」
- 4 「読売神奈川読売版」昭和12・9・30「然りと答申、川崎放火陪審公判」
- 5 「読売神奈川読売版」昭和12・10・1「川崎放火に三年求刑、判決来月八日」
- 6 「貿易新報」昭和12・10・9「放火の判決、懲役三年」
- 7 「東京朝日神奈川版(㉔)」昭和12・10・9「放火陪審判決」
- 8 「読売神奈川読売版」昭和12・10・9「分家へ怒みの放火、野崎に懲役三年」

2 浦和 陪審公判に関する報道

① T O 昇(殺人被告事件昭和三年一月二八日判決、懲役七年)

○事件の概要 被告人T O 昇(三三)は、MKコウの養子として、その妻トク(三三)と共に北足立郡□□町に店舗を構えて理髪業を営んでいたところ、大正一二年頃より遊興にふけり、妻トクもまた情夫を作り、そのため夫婦間に不和を生じ、終に被告人はトクと別居して情婦と同棲するに至り、昭和三年九月一〇日、前記トクの店舗に赴き、トクに対し自己の衣類及び営業用小道具の交付を求めたが、トクはこれを拒み剩え被告人を冷罵したので、憤怒の極にわかに殺意を決し、翌一日午前六時頃、同家二階一〇畳座敷において兵児帯を以てトクを絞殺した。

被告人昇は、浦和署に自首して出たが、公判では殺意を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人の事実」、補問「傷害致死の事実」に対して、主問に「然り」の答申をし、裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事から懲役一〇年の求刑があ

り、裁判長は合議して、懲役七年の判決を言渡した。

- 1 「東京日日埼玉版」昭和3・11・25「あす開かれる本県初の陪審裁判既報入間郡の絞殺事件」
- 2 「東京日日」昭和3・11・26「埼玉県最初の陪審公判、けふ浦和に開く」
- 3 「東京日日埼玉版」昭和3・11・27「わが県で初の陪審裁判開かる東京その他から多数の法官参列」
- 4 「東京日日」昭和3・11・27「被告には殺意があつた、浦和の陪審員答申」
- 5 「東京朝日」昭和3・11・27「浦和の陪審有罪、被告の殺意を認む」
- 6 「読売新聞」昭和3・11・27「元内縁の妻殺しは殺意ありと、きのふ埼玉最初の陪審」
- 7 「東京日日埼玉版」昭和3・11・28「初の陪審公判はみごとに成功感情に捉はれることなく」
- 8 「東京日日埼玉版」昭和3・11・29「殺人犯T O へ懲役七年、本県最初の陪審公判」

② I M 島太郎(殺人被告事件昭和一三年一月二七日判決、懲役二年執行猶予三年)

○事件の概要 被告人I M 島太郎(六〇)は、長男富五郎と別居し、白痴で癩癩持ちの五男鯉次郎(当時一五歳)と入間郡□□村□□地内に掘立小屋を建て住んでいたが、病弱と長男からの家計援助も困難となって切羽つまり、昭和九年八月三〇日午前一一時頃、遂に鯉次郎を□□河原で殴打し、川中に突込み窒息死させた。

被告人島太郎は、警察、検事局、予審を通じて公訴事実を認めていたが、準備公判に至って警察の調べで無理矢理いわされたと自白を覆し、公訴事実を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、問書「殺人の事実」に対して「然り」と答申し、裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事から懲役三年が求刑されたが、裁判長は合議して、情状を酌量し、懲役二年・執行猶予三年の判決を言渡した。

- 1 「東京朝日埼玉版」昭和13・1・26 「陪審公判けふ開く、白痴の子殺し事件」
- 2 「読売埼玉版」昭和13・1・26夕 「白痴の伴殺し、本県二回目の陪審」
- 3 「東京朝日埼玉版」昭和13・1・27 「注目の的、浦和熊谷の二公判、…白痴の子殺陪審」
- 4 「東京朝日埼玉版」昭和13・1・27 「十年ぶりの陪審裁判、□□村の白痴殺し事件」
- 5 「読売埼玉版」昭和13・1・27夕 「傍聴人殺到す、白痴の伴殺し陪審公判」
- 6 「読売埼玉版」昭和13・1・27 「島太郎老は伴を殺したか、その哀しき日には私は留守で」
- 7 「東京朝日埼玉版」昭和13・1・28 「殺す気で殺したか、然り陪審員答申す白痴の伴殺し公判」
- 8 「東京朝日埼玉版」昭和13・1・28 「陪審員然りと答申懲役二年(猶予三年)の判決降る」
- 9 「読売埼玉版」昭和13・1・28夕 「伴の死にも驚かず、白痴殺し陪審公判証人不利な証言」
- 10 「読売埼玉版」昭和13・1・28 「法にもこの涙、島太郎も涙、然りの答申うけて」

3 千葉 陪審公判に関する報道

① S K 秋 (放火被告事件昭和四年二月一五日判決、無罪)

○事件の概要 被告人S K 秋(三六)は、大正一四年六月中、匝瑳郡□□村K G 忠藏二男K G 莊次郎(三三)に嫁し、翌年六月長女てるを挙げたが、莊次郎は兎角あきを嫌い、家庭の円満を欠き、あきは昭和二年二月、遂に莊次郎より頭が悪いという理由から離婚せられ、てるを伴い実家に戻ったが、莊次郎に未練があり、莊次郎及びその実父忠藏に対し、人を介して屢々莊次郎との再婚を求め、かつ、自身莊次郎に対し復縁を迫ること一再ではなかったが、莊次郎が頑としてこれに応じないのみならず、てるの養育料も支給しないので、これは莊次郎の実父忠藏が莊次郎に対し十分な訓諭をしない結果であると思惟し、深く忠

藏の処置を恨み、昭和三年一月二七日頃、忠藏の居宅を焼燬して、その恨みを晴らそうと決意し、同月二九日午前一時頃、忠藏方に到り、その住家東北隅萱葺屋根の軒口に所携の燐寸を以て放火し、因つて該家屋の一部を焼燬した。

被告人あきは、予審までは放火を認めていたが、準備公判において放火を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「放火の事実」に「然らず」と答申した。裁判長は陪席判事と合議し、答申を採択し、無罪の宣告をした。

- 1 「東京日日房総版」昭和4・1・19 「本県最初の陪審公判、いよく二月下旬開廷」
- 2 「東京日日千葉版」昭和4・2・13 「期待された初陪審あす公判開廷、万端の準備…成る」
- 3 「東京朝日房総版」昭和4・2・13 「若い女の火つけに陪審裁判皮切り、…あす開廷」
- 4 「読売新聞千葉版」昭和4・2・13 「千葉最初の陪審、新法廷に開廷、年増女の放火事件」
- 5 「東京朝日房総版」昭和4・2・14 「全県民視聴のまと、けふの民衆裁判…興味ある成り行き」
- 6 「東京日日千葉版」昭和4・2・15 「県民が斉しく期待した、陪審公判きのふ開廷」
- 7 「東京朝日房総版」昭和4・2・15 「はち切れる緊張裡に民衆裁判の幕あく」
- 8 「東京日日千葉版」昭和4・2・16 「判決ある日として緊張気分漲る陪審員から盛んに質問」
- 9 「東京朝日房総版」昭和4・2・16 「陪審員の答申然らず、無罪の判決が下る昨夜過ぎまで審理」
- 10 「東京朝日」昭和4・2・16 「千葉の陪審無罪」
- 11 「東京日日千葉版」昭和4・2・17 「陪審員の答申然らず、あき女に無罪の判決」
- 12 「法曹会雑誌」昭和4・3・1 「二日に亘る千葉の初陪審」
- 13 「法律新聞」昭和4・3・3 「千葉の初陪審」

②KG米吉（強姦致傷被告事件昭和四年二月二六日判決、懲役三年）

○被告人KG米吉（三六）は、兵隊に入る前からの恋仲で、十数年來同棲した妻（三三）と話合いの末、手切金百円を取って別れたが未練があり、ことがYG豊吉の内縁の妻となつたと聞き、昭和三年一月四日午後八時頃、同人の所へ押しかけ、ことを強姦し、その折ことの左肘に全治四週間の傷を与えた。

被告人米吉は、予審まで自白していたが、公判では強姦を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「強姦致傷の事実」に「然り」と答申した。検事は懲役四年を求刑したが、裁判長は合議して、懲役三年を言渡した。

- 1 「東京日日千葉版」昭和4・2・26 「二回目の陪審公判いよいよけふ開廷元の妻に暴行致傷」
- 2 「東京朝日房総版」昭和4・2・26 「けふ第二回の陪審裁判を、傍聴券は百枚発行」
- 3 「東京日日千葉版」昭和4・2・27 「女子師範専攻科生も傍聴席に、：暴行を否認」
- 4 「東京朝日房総版」昭和4・2・27 「みれん男を主役にきのふ陪審裁判最初に劣らぬ大人気」
- 5 「読売新聞」昭和4・2・27 「陪審員は何れも有罪と答ふ、暴行致傷事件三年の懲役」
- 6 「東京日日千葉版」昭和4・2・28 「陪審員答申然り、米吉は有罪、懲役三年の判決」

③IB清吉郎（強盗傷害被告事件昭和四年六月一二日判決、懲役三年六月）

○事件の概要 被告人IB清吉郎（三八）は、昭和四年二月二四日午前一時頃、香取郡□町料理店ID屋事ID幸一方付近で同郡□村OD寅助（七〇）が孫娘治枝（二二）を伴い通行するのに出会わせ、その跡を追って同郡□村県道坂上において、突然背後から石塊を以て殴打し、引倒して懐中の金円を強奪しようとした。

被告人清吉郎は、公判では強盗の故意を否認し、「ODが孫娘の治枝を連れ帰るのを見て、誘拐犯人と思ひ込み押し倒し後頭部に一撃を喰わした」と主張した。検事は、論告に於て「被害者ODは当夜大金を所持していたため、錯覚を起こして強盗と思つたもので、被告人の当時の挙動から見ても強盗とは見られぬから、単なる傷害事件と認める」と、予審廷の調べや公訴事実を根拠から覆した。しかし、裁判長は、説示に於て、強盗傷害について詳細に説示した。そして、陪審員は評議の上、主問「強盗傷害の事実」に「然り」と答申し、裁判長は陪席判事と合議して、答申を採択した。検事は、「苦笑しながら」（法律新聞）昭和4・6・20、7頁）懲役七年を求刑した。判決は、懲役三年六月であった。

弁護人は上告し、大審院は、裁判長の訴訟説示は刑事訴訟法第三四七条第二項に違反しているとして、原審を破棄し東京地方裁判所に移送した。東京地方裁判所では、被告人は陪審を辞退し、通常公判で審理され、検事の懲役七年の求刑に対して、東京地方裁判所は強盗を認めず傷害と認定し、罰金百円と判決した。

- 1 「東京日日千葉版」昭和4・6・11 「陪審裁判大繁盛、裏面に警官の嘆き」
- 2 「東京朝日房総版」昭和4・6・11 「三度目の陪審、けふ裁判を」
- 3 「東京朝日房総版」昭和4・6・12 「有罪か無罪かナゾの裁判、興味ある強盗傷人」
- 4 「千葉毎日」昭和4・6・12 「強盗傷害犯の陪審公判開かる、十七名の証人を喚問」
- 5 「東京日日」昭和4・6・13夕 「陪審員唾然、弁護士も検事にお礼、千葉の強盗事件」
- 6 「東京日日」昭和4・6・13 「検事公訴は傷害、答申判決は強盗、千葉の陪審」
- 7 「東京日日千葉版」昭和4・6・13 「陪審裁判の面白味、検事が傷害と改むれば陪審員は」
- 8 「東京朝日房総版」昭和4・6・13 「検事の論告に反し意外答申は然り面食つた弁護士達」

- 9 「読売新聞」昭和4・6・13「検事も認めぬ強盗を、陪審員が認めて懲役」
- 10 「千葉毎日」昭和4・6・13「然りの答申に検事七年求刑、論告はたった五分間」
- 11 「東京日日千葉版」昭和4・10・9「全国最初の陪審やり直し大審院に上告した多古の強盗傷人事件」
- 12 「東京朝日房総版」昭和4・10・9「多古の強盗傷人未遂、陪審をやり直し、大審院で」
- 13 「読売新聞」昭和4・10・9「日本最初の陪審仕直し、千葉裁判所の判決大審院で破棄さる」
- 14 「東京朝日房総版」昭和4・10・10「公判調書中の記載漏れから、陪審やり直し理由」
- 15 「東京朝日房総版」昭和4・11・9「名月に心なや、無粋な実地検証、十九日か二十日」
- 16 「東京朝日」昭和4・11・9「月明の夜半を選んで実地検証、散々お手数をかける」
- 17 「読売新聞」昭和4・11・9「満月の真夜中に野外の強盗裁判大審院で最初の陪審判決棄却に」
- 18 「東京朝日房総版」昭和4・11・26「前審より重く七年を求刑、公判やり直しとなった」
- 19 「東京朝日」昭和4・12・12「満月の夜のなぞ、やり直しの公判で又覆へった、奇怪」
- 20 「読売新聞」昭和4・12・12「三年半の懲役が罰金百円となる、月明の夜野外実演」
- 21 「大分新聞」昭和4・12・14「陪審公判史上重大な一例陪審の懲役判決が普通判決で罰金刑に」

③ I T 董（殺人被告事件昭和四年六月二三日判決、傷害致死・懲役四年）

○事件の概要 被告人I T 董（三五）は、昭和四年一月九日、弟榮治の入営祝に際して、居村香取郡□□村I T 藤太郎方よりランプ一個を借受け、同年三月三日夕刻、そのランプの返還を迫られたので、今まで自分が藤太郎に尽くした恩義を知らない者として、灯火の設備がある藤太郎が、その設備のない被告人方に然も夕刻、請求されたのをよしとせず、因って藤太郎に面接して、その不法を詰問しようとして、同日午後六時三〇分頃、藤太郎

方に赴いたが、却って同人から罵倒され、土間に突落とされたため、憤怒の余り殺意を生じ、所持の刃渡り三寸七分の鰻割き包丁で、藤太郎の腹部を突刺し殺害した。

被告人董は、公判で殺意を否認し、正当防衛を主張した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人の事実」に「然らず」、補問「傷害致死の事実」に然りと答申した。検事は、懲役五年を求刑し、裁判長は合議して、判決は懲役四年であった。

- 1 「東京日日千葉版」昭和4・6・23「米沢村殺人陪審公判きのふ開廷恨みに燃えた瞳で被告をにらむ」
- 2 「千葉毎日」昭和4・6・23「殺人事件の陪審公判開かる、洋灯が元の殺傷沙汰」
- 3 「東京日日千葉版」昭和4・6・25「陪審員傷害致死と答申、懲役四年の判決」
- 4 「千葉毎日」昭和4・6・25「殺意は認めず傷害致死となる、検事は五年を求刑し」

⑤ K T 次郎（殺人被告事件昭和四年七月一二日、傷害・懲役四年）

○事件の概要 被告人K T 次郎（二七）は、昭和四年四月七日午後一時頃、安房郡□□町K B K 治郎吉所有漁船H F 丸の乗組員となり、同郡□□町I I 俊夫方を根拠として漁業に従事していたが、同町酒商M H 実方で飲食中、隣座敷の同町O Z 玉一（三五）外数名と喧嘩をし、帰途玉一から下駄で頭を殴打されたので、裸体となって俊夫方に帰り、刃渡り三寸五分も海軍ナイフを以て飛出し、玉一に斬付け殺害した。

被告人次郎は、予審の供述を覆し、殺意を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人の事実」に「然らず」、補問「傷害致死の事実」に「然り」と答申した。検事は、同情ある懲役四年を求刑し、裁判長は合議して、懲役四年を言渡した。

- 1 「千葉毎日」昭和4・6・8「海軍ナイフで刺し殺す、被告は殺意を否定し来月陪審」

- 2 「東京日日千葉版・房総版」昭和4・7・12 「高等官の陪審員、漁夫の殺人事件」
- 3 「読売新聞千葉版」昭和4・7・12 「漁夫の殺人事件、陪審公判を開廷：被告否認す」
- 4 「千葉毎日」昭和4・7・12 「本県の陪審裁判第五回目を開く、勝山の漁夫の殺人事件」
- 5 「千葉毎日」昭和4・7・13 「殺人か傷害致死か答申は如何に、証人調べは被告に有利」
- 6 「東京朝日」昭和4・7・13 「千葉の陪審、四年の判決」

⑥ S O 芳造（放火被告事件昭和四年七月二四日判決、脅迫・懲役一年執行猶予三年）

○事件の概要 被告人S O 芳造（一九）は、君津郡□町□□の料理店A屋事S G 才一郎方酌婦S S K みな（二二）の許に通うのを阻まれて恨み、本年四月四日午前三時頃S G 才一郎方居宅及之に接続した離座敷を焼燬する目的で、その離座敷の北側羽目板に石油の浸した襪褌片を差込み之に火を放ち放火したが、その羽目板は前日水洗いをしたので多少湿っていたため、その一部を焦しただけで、自然消火し其目的を遂げなかった。

審理の結果、陪審員は、主問「放火の事実」に「然らず」、補問「脅迫の事実」に「然り」と答申した。判決は、脅迫罪として懲役一年六月・執行猶予三年であつた。

- 1 「読売新聞」昭和4・7・25 「恨みの放火は答申然らず」

⑦ K T 慎之助（殺人未遂被告事件昭和四年八月八日判決、傷害・懲役二年・執行猶予三年）

○事件の概要 被告人K T 慎之助（二六）は、昭和二年一二月、K T はなを妻に迎えて同棲していたが、被告人の実父は継母と折合いが悪い為め、両人は示し合わせて、昭和三年六月家出したが、何等の蓄財がある訳ではないので、間もなく生活に窮する様になった、

そこではなの実家では、はなを離別させようとしたが、被告人慎之助はこれを肯んぜずT N 方に間借り同棲していたが、両家の父母は交渉の結果両人を離別させることに決し、昭和四年四月上旬頃、媒酌人K T 新平方に被告人夫婦を呼出し離別を言渡した、被告人がはなに意見をただしたところ、同人も逃げを打ってあいまいな返事をしたので、被告人ははなが本心から嫌っていると思ひ、はなを殺害の上、自分も自殺しようと思ひ、自宅に取つて返し、仕込杖の刀を以て、はなの頭部その他に斬付け重傷を負わせた。

被告人慎之助は、予審の供述を覆し、公判では殺意を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人未遂の事実」に「然らず」、補問「傷害の事実」に「然り」、別問「心神喪失」に「然らず」と答申した。検事は、懲役二年を求刑し、裁判長は合議して、懲役二年・執行猶予三年の判決をした。

- 1 「東京日日千葉版・房総版」昭和4・8・7 「暑さのため被告法廷で倒る、妻殺し未遂」
- 2 「読売新聞千葉版」昭和4・8・7 「妻殺し未遂の陪審公判、千葉医大教授の橋氏と」
- 3 「東京日日千葉版・房総版」昭和4・8・9 「單なる傷害として二年の判決殺人未遂陪審公判」
- 4 「読売新聞千葉版」昭和4・8・9 「新長尾の殺人に懲役二年の判決」

⑧ K T 直吉（殺人被告事件昭和四年九月七日判決、自殺幫助・懲役一年執行猶予三年）

○事件の概要 被告人K T 直吉（三三）は、昭和三年の春頃より、海上郡□□町料理店H 楼事H 喜三郎方の酌婦Y D みせ（三四）と懇ろとなり、末は夫婦と固い約束を交わし、被告人直吉も無理な金策をしては毎日の様に通り詰め、遂に直吉はみせを落籍する金策の事から母親に事実を打明けたところ、相手は丙午の女であるので、極力反対したが、その後

女は無情にも秋風を立て、他に情夫を作ったので、被告人直吉は痛く憤慨し、相手を殺して、自分も死のうと決心をして、去月四日、みせの許に赴き、丙午の女の通有性である利かぬ気の性質を利用して、「猫いらずを飲んでも死にはしない、お前に飲めるか」とばかりに、猫いらずが人を殺害するに足りないものと誤信させて、これを飲ませて殺害した。

被告人直吉は、七回も犯行事実を自白していたが、準備公判から犯行を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人の事実」に「然らず」、補問第一「殺人教唆の事実」に「然らず」、補問第二「自殺幫助の事実」に「然り」と答申した。検事は、懲役一年を求刑し、裁判長は合議して、懲役一年・執行猶予三年の判決をした。

- 1 「東京朝日房総版」昭和4・9・6 「単なる殺人か心中未遂か、興味ある陪審裁判」
- 2 「千葉毎日」昭和4・9・6 「猫メツで情婦を殺した陪審公判、陪審員十二名で」
- 3 「房総日日」昭和4・9・6 「銚子殺人被告事件準備及陪審公判廷に於てひるがへり犯行事実を否認」
- 4 「東京朝日房総版」昭和4・9・7 「殺人、心中、自殺、深まるナゾ、更に証人を追加」
- 5 「千葉毎日」昭和4・9・7 「証人の言は何れも被告に有利、興味を唆る情婦殺し」
- 6 「房総日日」昭和4・9・7 「殺人被告公判、直吉には有利な証言、審理を続行する」
- 7 「東京日日千葉版・房総版」昭和4・9・8 「自殺幫助の判決、酌婦殺しの陪審公判」
- 8 「東京朝日房総版」昭和4・9・8 「殺人と認めぬ陪審員の答申、結局自殺ほう助罪で」
- 9 「千葉毎日」昭和4・9・8 「合議一時間半答申は自殺幫助、情夫殺し陪審公判」

◎YH四郎吉（殺人及殺人未遂被告事件昭和四年一〇月五日判決、懲役七年）

○事件の概要 被告人YH四郎吉（五〇）は、昭和三年五月頃、山武郡□□村漁業組合発展策として、同組合事務所及び倉庫を建設する目的で、南今泉海岸国有地使用願を同村役場を経て国に提出したが却下されたのは、役場吏員の不誠意と考えていた折柄、昭和四年三月二十七日、UY元吉が該国有地に自己の所有する物置の移転工事をしているのを知り、これは役場吏員と同人間に了解があり、資産のない被告人に許可せず、資産ある元吉に許可したと即断し、三月二十七日役場に至たり、村長TO平五郎に抗議して、工事を中止させたが、二九日午後二時再び工事中なので、役場の小使室で助役のH武蔵に中止方を依頼した処、拒絶されたので憤慨し、同人を殺害して、役場吏員を覚醒させようと決意し、YJ洋助方から出刃を持って役場に引返し、用務中の武蔵を目掛けて左上膊部上部前胸部等を突刺して即死させ、□□村UY又蔵が土地借用名義で利益を得ていると認知し、その上暴言を吐いたのを憤り同人の背部に斬付け、全治三週間を要する重傷を負わせた。

被告人四郎吉は、公判において予審の陳述を覆した。審理の結果、陪審員は評議の上、被害者二名に関する主問「殺人の事実」に「然り」と答申した。求刑は、懲役一五年であったが、裁判長は合議して懲役七年の判決を言渡した。

- 1 「東京日日千葉版」昭和4・6・9 「助役殺しYHの精神鑑定を申請、陪審準備公判」
- 2 「東京朝日房総版」昭和4・10・2 「更に近く開く四つの陪審、その中の三つは殺人」
- 3 「東京朝日房総版」昭和4・10・4 「死刑を希望し偽をいつた、実は殺意が無かった」
- 4 「千葉毎日」昭和4・10・4 「助役殺し事件の陪審公判愈々開かる、喚問の証人は」
- 5 「千葉毎日」昭和4・10・5 「証人調べの間に重大な精神鑑定、女学生の傍聴に色を」
- 6 「房総日日」昭和4・10・5 「助役殺しの陪審、犯行歴然か？詰かけた傍聴者も聊か」
- 7 「東京日日千葉版」昭和4・10・6 「助役殺しは七年の判決、岡検事の峻烈な論告」

- 8 「東京朝日房総版」昭和4・10・6 「殺意ありしやに陪審員然りと答申橋健行教授の鑑定は」
- 9 「東京朝日」昭和4・10・6 「死刑を嘆願、千葉陪審公判の判決」
- 10 「千葉毎日」昭和4・10・6 「判らぬ一点張に業を煮やし、証人と被告の押問答」
- 11 「房総日日」昭和4・10・6 「三日に亘る陪審公判、助役殺四郎吉は有罪？岡検事の」
- 12 「千葉毎日」昭和4・10・8 「死刑を望む被告に懲役七年の判決、検事求刑は十五年」

⑩ A T千代三郎（殺人被告事件昭和四年一〇月一八日判決、懲役二年）

○事件の概要 被告人A T千代三郎（五九）は、明治二五年頃、亡A T藤右衛門三女ふでの婿養子となり、明治四〇年頃、分家して一家を興したが、大正九年頃、被告人が藤右衛門より貰受けた同人所有山林を、当時藤右衛門に伴われて新宅に別居した同人の次男一郎（四三）が擅に名義書換登記し、かつ被告人が藤右衛門から借受た金三百円及び六百円の債務に付き、大正一〇年頃、藤右衛門が被告人に対し免除しようとしたが、一郎がこれを拒んだので、讓金として贈与を約した。大正一三年八月、藤右衛門は死亡したが、一郎は右讓金の証書を被告人に交付せず、殊に右金三百円は被告人より更に藤右衛門の親族であるI G稲作に貸与したものとしたが、I Gは大正一二年の大震災に逢い、右借金の利息を支払うことが出来ず、被告人に対し免除を求めた。そこで、被告人は、昭和二年一二月頃、一郎に免除使用と諮ったが、同人がこれに応じないので、昭和三年二月五日、一郎が單身居村山林に松枝落しに行った事を知り、今一度利息免除方の交渉をしようとして、同日午後二時頃、右山林で一郎に会い、一郎所有の鉈で松葉落しを手伝いながら、情理を尽くして右交渉をしたが、一郎は頑として応じないので、被告人はその無情を憤り、殺意を決し

所持の鉈を以て一郎の右顱頂部の一撃を加え、更に頭部に数回斬付け同人を殺害した。

被告人T千代三郎は、強制処分時同時に警察で犯行を自白した後は、起訴以来、警察での自白は、警察が筋書きを作つて自白を迫つたためであると、ずっと犯行を否認していた。

審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人の事実」に「然り」と答申した。検事は、懲役一五年を求刑し、裁判長は合議して懲役一二年と判決したので、弁護人は直ちに上告した。大審院は、裁判長が説示において、被告人の性質、犯罪後の情状を説示したのは違法であるとして、原審を破毀移送した。移送後の東京地裁では、被告人は陪審を辞退し、通常公判で審理され、懲役一〇年の判決があった。被告人は控訴し、東京控訴院では、兇器を鑑定し被害者の傷と符合しないことが証明され、証拠不十分で無罪となった。

- 1 「東京朝日房総版」昭和4・10・15 「有罪か無罪かなぞの陪審、□□村の義弟殺し」
- 2 「千葉毎日」昭和4・10・15 「弟を惨殺した金貸しの公判、十四日陪審に依つて開廷」
- 3 「東京日日千葉版」昭和4・10・16 「有罪か無罪か、謎の陪審公判意外に事実審理に手問どる」
- 4 「東京朝日房総版」昭和4・10・16 「検証やり直しに急に陪審日のべ調べるほどなぞは深まる」
- 5 「房総日日」昭和4・10・16 「義弟殺しの陪審公判、有罪か無罪か？証人の訊問二十二名に及ぶ」
- 6 「千葉毎日」昭和4・10・17 「謎益々深まり検証やり直し、□□村の義弟殺し」
- 7 「房総日日」昭和4・10・17 「有罪か無罪か、謎の民衆裁判、再度の実地検証に」
- 9 「東京日日千葉版」昭和4・10・18 「殺意を覆すなど女々しい事だ、岡検事の峻烈な弁論」
- 8 「東京朝日房総版」昭和4・10・18 「検事あくまで殺人を主張木の切株の検証は被告に有利に立証さる」
- 10 「東京日日千葉版」昭和4・10・19 「陪審員殺人と答へ、懲役十二年の判決」
- 11 「東京朝日房総版」昭和4・10・19 「殺意を認めた然りの答申、□□村の義弟殺し」

- 12 「千葉毎日」昭和4・10・19「被告に同情すべき点は一つもなし、：検事の論告峻烈」
- 13 「房総日日」昭和4・10・19「疑問の殺人事件千代三郎懲役十五年求刑」
- 14 「東京日日千葉版」昭和5・4・24「千葉地方裁判所の陪審判決また破棄被告の異議申立大審院で」
- 15 「東京朝日房総版」昭和5・4・24「□□の殺人陪審裁判やり直し被告の上告から遂に原判決を破毀」
- 16 「東京日日千葉版」昭和5・4・25「大波紋を描いた陪審判決の破棄：各方面で成行注視」
- 17 「読売新聞千葉版」昭和6・9・3「問題の傷は別物と被告に有利な鑑定」
- 18 「読売新聞千葉版」昭和7・2・13「有罪か無罪か、興味ある□□の実弟殺し」
- 19 「東京日日」昭和7・2・19夕「陪審答申初めて覆る」
- 20 「東京朝日」昭和7・2・19「三審で覆へって殺人犯が無罪に、兇器と傷が符合せぬ」
- 21 「読売新聞千葉版」昭和7・2・19「法医学上の証明でつひに無罪となる」
- 22 「読売新聞」昭和7・2・19「殺人が無罪、陪審で初めてのこと」
- 23 「都新聞」昭和7・2・19「謎の殺人事件は冤罪、最初の国家賠償、有罪陪審の控訴」
- 24 「東京毎日」昭和7・2・19夕「有罪陪審の判決覆へされ無罪、刑事補償法を適用か」
- 25 「やまと新聞」昭和7・2・19夕「殺人罪に無罪の言渡し、注目される新判例」
- 26 「都新聞」昭和7・2・24「殺人から無罪の国家賠償具体化、検事局では適用異収」

⑩ H Z 勝之（殺人及死体遺棄昭和四年一月一五日判決、無期懲役）

○事件の概要 被告人H Z 勝之(三三)は、MY亮朔(五二)の実妹で養女に内定していた(二六)と情交関係があり、その上(二六)より亮朔の死後MY家の財産管理誓約書を取つてあるのを奇貨として、亮朔を殺害し同家の財産を横領するため、昭和四年六月一三日午前

一時頃、亮朔が親戚からの帰途をうかがつて殺害し、死体をかます詰にして水田に埋めた。

被告人勝之は、検事には自白していたが、予審では犯行を否認していた。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人の事実」に然りの答申をした。検事は死刑を求刑し、裁判長は合議して、無期懲役の判決を言渡した。

- 1 「東京日日千葉版」昭和4・10・9「かます詰事件陪審公判、来月十四日」
- 2 「千葉毎日」昭和4・10・9「殺意を否認す第二の山憲、かます詰め事件は愈十四日」
- 3 「東京日日千葉版」昭和4・10・22「殺したのは某に扇動されて、かます詰事件」
- 4 「東京日日千葉版」昭和4・11・13「呎詰事件陪審公判、愈々あすから二日間開廷」
- 5 「房総日日」昭和4・11・14「カマス事件として県下を驚かした元守衛殺しの陪審公判」
- 6 「東京日日千葉版」昭和4・11・15「きのふ陪審公判開廷のかます詰惨虐事件」
- 7 「東京朝日房総版」昭和4・11・15「殺したのは金で自分は後始末だけ、牛久町の守衛殺」
- 8 「房総日日」昭和4・11・15「第二の山憲と称された牛久町の元守衛殺し、被告は」
- 9 「東京日日千葉版」昭和4・11・16「呎詰事件陪審(第二日) 言審つたのは財産横領が目的」
- 10 「東京朝日房総版」昭和4・11・16「然りと答申され無期懲役の判決、検事から死刑」
- 11 「東京日日」昭和4・11・16「元守衛殺しに無期の判決言渡、千葉のカマス詰事件」
- 12 「東京朝日」昭和4・11・16「千葉豪農殺し無期、陪審で判決」
- 13 「房総日日」昭和4・11・16「冷静に返って勝元は前言を翻し犯行を否定す、証人調」
- 14 「東京日日千葉版」昭和4・11・17「鬼の勝之にも親の涙はあった、子供が可哀想」
- 15 「房総日日」昭和4・11・17「元守衛殺しの勝元に無期懲役を言渡」
- 16 「東京日日千葉版」昭和4・11・20「かます詰惨虐事件、再び視聴を引く」

- 17 「東京日日」昭和4・11・20夕「検事も被告も陪審判決に不服、千葉の元：守衛殺し」
- 18 「東京日日千葉版」昭和4・11・21「注目される大審院の裁断、双方の上告を受理するか」
- 19 「東京日日千葉版」昭和4・11・22「双方からの上告、全く思ひ掛けぬ事：大審院検事局」
- 20 「東京朝日」昭和5・6・7「成行注目される守衛殺し上告裁判陪審手続上の違法問題から」
- 21 「読売新聞」昭和5・6・7「陪審の範囲に生れた疑ひ、千葉の元守衛殺し判決に」
- 22 「東京朝日」昭和5・7・18「陪審公判に新例、検事局側の上告棄却」

⑫ Y M 音次郎（尊属殺人被告事件昭和五年一月二四日判決、尊属傷害致死・懲役六年）

○事件の概要 被告人Y M音次郎（二七）は、数年前提灯製造業I K新太郎（五二）の養女ふく（二七）の婿養子となったが、養父との折合いが悪く、ふくと共に東京に出稼ぎに行っていた処、養父新太郎がふくを呼寄せ離縁させようとしたので、昭和四年一月五日、新太郎を殺害し、銚子署に自首した。

被告人音次郎は、陪審廷では、検事、予審廷における自白を覆し、出刃を取ったのも殺害したのも、無意識の中で殺意はなかったと主張した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人の事実」に然らず、補問「傷害致死の事実」に然りと答申した。検事は懲役六年を求刑し、裁判長は合議して、求刑通り懲役六年を言渡した。

- 1 「東京日日千葉版」昭和5・1・24「無意識だったと殺意を否認、養父殺し陪審公判」
- 2 「房総日日」昭和5・1・24「陪審公判、被告Y M音次郎の養父殺害事件」
- 3 「東京日日千葉版」昭和5・1・25「養父殺しは傷害致死、六年の判決」
- 4 「東京朝日房総版」昭和5・1・25「養父殺し陪審、傷害で六年、殺意なしとの答申」

- 5 「房総日日」昭和5・1・25「陪審公判、被告Y M音次郎実父殺続公判」

⑬ S K 元次郎（殺人未遂被告事件昭和五年七月一七日判決、懲役二年執行猶予二年）

○事件の概要 被告人S K元次郎（二四）は、飲食店女中であったM Tひで（二八）と夫婦の約束をしたが、昭和五年二月従兄のS K寅吉と婚礼の話がまとまり、ひでは被告人源次郎に飽くまで私はあなたと夫婦になると慰めたが、祖母てつの反対で同棲困難となり、被告人はひでを連れて東京へ立去ろうと、昭和五年五月三日、祖母てつ方に至り、ひでに話したところ、ひでは言を左右にして応ぜず、屋内に入り姿を見せないで、被告人は憤慨して自宅より剃刀を持ちだし、翌四日午前二時、再びてつ方に至り、寝所から忍び込み、東京へ行くことを求めたが拒まれたので、変心したと思い、遂に懐中の剃刀で、ひでの左頸部を斬つたが命は取り留めた。

被告人源次郎は、予審では殺意を認めていたが、公判では殺意を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人の事実」に然りと答申した。裁判長は合議して、懲役二年、二年間執行猶予の判決をくださった。

- 1 「東京日日千葉版」昭和5・7・17「愛人斬り陪審公判、けふ千葉地方裁判所で」
- 2 「千葉毎日」昭和5・7・17「那古の女斬り十七日に陪審公判、斬られた女は恋人で」
- 3 「読売新聞千葉版」昭和5・7・17「傍聴大人気の艶っぽい陪審、船形の内妻殺し」
- 4 「東京日日房総版」昭和5・7・18「殺意を否認、きのふ地方裁判所で開廷の情婦斬り」
- 5 「東京日日千葉版」昭和5・7・18「執行猶予判決、きのふ地方裁判所で開廷の情婦斬り」
- 6 「読売新聞千葉版」昭和5・7・18「所長自ら裁判長に、女学生四十名も傍聴に押しかけ」

- 7 「千葉毎日」昭和5・7・18 「那古船形の愛人斬り陪審公開かる被告は飽迄殺意を否認」
- 8 「東京日日房総版」昭和5・7・19 「情婦斬りに執行猶予の判決、十七日の陪審公開」

⑭石山岩藏（殺人未遂被告事件昭和六年一月一七日判決、傷害・懲役二年六月未決勾留五〇日算入）

○事件の概要 被告人I Y岩藏（二八）は、旧知のN Y米吉が博徒I T長吉の弟I T末吉に傷害せられて死亡したのを深く怨んでいた処、偶々湯屋脱衣場で長吉が入浴のためきたのに遭遇したので、所携の短刀を取出し、突如長吉に斬付け左背部腋腔線に始まり斜上方に向かい約二〇糎、右肩胛肉節より長さ約一八糎の、何れも骨に達する創傷を負わせた。

被告人岩藏は、公判廷で殺意を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人未遂の事実」に然らず、補問「傷害の事実」に然りと答申した。検事は、懲役四年を求刑し、裁判長は合議して、懲役二年六月・未決勾留五〇日算入の判決を言渡した。

- 1 「読売新聞千葉版」昭和6・11・17 「乾児の仇討ち、きのふ初の陪審師範生等で傍聴席賑ふ」
- 2 「東京日日千葉版」昭和6・11・18 「博徒斬りに二年半、殺意なしの答申に」
- 3 「東京朝日房総版」昭和6・11・18 「殺人未遂からがらり傷害ひっくり返った船橋博徒斬り」
- 4 「読売新聞千葉版」昭和6・11・18 「陪審員然らずと答申し、傷害罪で二年半と判決す」
- 5 「東京毎日」昭和7・8・30夕 「人を斬ったが？殺人未遂か傷害か、陪審の審判」

⑮S T松次郎（強姦致傷被告事件昭和七年一月二二日判決、懲役三年未決勾留六〇日算入）

○事件の概要 被告人S T松次郎（二八）は、昭和六年九月六日午後九時頃、山武郡□□

村空地に於て興業中の芝居小屋付近で、予て慕っていたF K繁次郎方女中A Bはる（二七）と逢い、付近の道路まで追つて、はるが拒絶すると、矢庭に両手で抱上げ、泣いたり騒いだりすると頭の上を切つて娑婆に出られないようにすると威嚇し、無理矢理桑畑に拉致し、同女を強姦致傷した。

被告人松次郎は、和姦を主張した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「強姦致傷の事実」に然りと答申した。検事は、懲役三年を求刑し、裁判長は合議して、懲役三年・未決勾留六〇日算入の判決を言渡した。

- 1 「東京朝日房総版」昭和7・1・9 「暴行致傷陪審公開」
- 2 「読売新聞千葉版」昭和7・1・21 「本年最初の陪審判、白里村の暴行、あす千葉で」
- 3 「東京日日房総版」昭和7・1・23 「今年初の陪審公開、白里村の痴漢」
- 4 「東京朝日」昭和7・1・23 「陪審裁判に我国最初の公開禁止」
- 5 「読売新聞千葉版」昭和7・1・23 「白里村の暴行、傍聴禁止、きのふ初陪審」
- 6 「東京日日千葉版」昭和7・1・24 「初陪審で懲役三年、白里村の痴漢」
- 7 「東京朝日房総版」昭和7・1・24 「懲役三年の判決、暴行事件陪審」
- 8 「読売新聞千葉版」昭和7・1・24 「白里村の暴行、懲役三年、陪審員から然りの答申」

⑯H S G磯吉（殺人被告事件昭和七年三月一日判決、無罪）

○事件の概要 被告人H S G磯吉（三七）は、昭和六年八月二四日午後三時頃、内縁の妻S Dはな（四二）を小型伝馬船に乗せて、□□村海岸沖合に漕ぎ出し、付近海上には漁船が出ている所で、はなの心変わり責め、逆上した被告人は船を転覆させ、はなを突放し溺

死させた。

被告人磯吉は、警察では公訴事実通り自白していたが、公判廷では、船が転覆して、はながおぼれようとしたので、助けようとしたが、力及ばなかったと供述した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人の事実」に然らずと答申した。裁判長は、合議して、答申を採択して、無罪を宣告した。

- 1 「読売新聞千葉版」昭和6・9・1 「女房の隙を見て船を転覆させた榎葉の磯吉は殺人罪に」
- 2 「読売新聞千葉版」昭和7・3・10 「情婦怪死事件けふ公判、千葉陪審廷で」
- 3 「東京日日千葉版・房総版」昭和7・3・11 「否認一点張り、榎葉海岸の情婦殺し」
- 4 「東京朝日房総版」昭和7・3・11 「証人は被告に有利なる証言、内縁の妻殺人の陪審」
- 5 「読売新聞千葉版」昭和7・3・11 「被告磯吉飽く迄転覆を主張、榎葉の情夫殺し事件」
- 6 「東京日日房総版」昭和7・3・12 「憶測をもって断罪は不可、榎葉の情婦殺し」
- 7 「東京日日千葉版」昭和7・3・12 「榎葉の陪審公判然らずと答申無罪おめでたうの連発で」
- 8 「東京朝日房総版」昭和7・3・12 「内妻殺し事件無罪を宣告、陪審員然らずと答申」
- 9 「読売新聞千葉版」昭和7・3・12 「陪審然らずと答申、榎葉情婦殺し遂に無罪」

⑰ S K 忠和（殺人未遂被告事件昭和七年六月一四日判決、傷害・懲役一年六月未決勾留一二四日算入）

○事件の概要 被告人S K 忠和（三八）は、先妻M M まち（三八）が不甲斐ないので愛想を尽かし、昭和四年一月離婚したが、昭和六年二月二四日、E B H 留藏方に再縁したのを憤慨し、復縁を迫ったが容れられず、未練の余り、昭和七年一月七日、まちを殺害する目

的で、出刃庖丁を以てまちの背部に深さ八糎の刺傷を負わせた。

被告人忠和は、警察では殺意を認めたが、公判廷では殺意を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人未遂の事実」に然らず、補問「傷害の事実」に然りと答申した。検事は、懲役一年六月を求刑した。裁判長は合議して、求刑通り懲役一年六月、未決勾留一二四日算入と判決した。

- 1 「読売新聞千葉版」昭和7・5・8 「本野の女房斬り陪審裁判となる昨日法廷で殺意を否認」
- 2 「東京日日千葉版・房総版」昭和7・6・9 「髪を切る積り、殺す意思はなかった」
- 3 「読売新聞千葉版」昭和7・6・9 「陪審員殺意を否定、被告法廷で警察の拷問を訴ふ」
- 4 「千葉日日」昭和7・6・9 「法廷で前妻を睨む、前妻殺し未遂に陪審公判」
- 5 「東京日日千葉版・房総版」昭和7・6・10 「殺意なしと陪審員の答申、鈴木は傷害」
- 6 「読売新聞千葉版」昭和7・6・12 「船穂村殺人未遂、懲役一年半きのふ判決」

⑱ F K 巳之松（放火被告事件昭和七年七月一五日判決、無罪）

○事件の概要 被告人F K 巳之松（六三）は、数十年來、千葉市においてS 湯を経営してきたが、大正五年中負債のため競売となり、親戚N T はるに頼んで競落させ、競落金及び利子を日々入金し、完済の上は自分の所有に復帰する約束をしたが、完済せぬ内、大正一年中、はるはK B 庄次郎に右建物を売渡したので、その後は庄次郎に対して入金していた処、昭和六年九月、庄次郎は同業者T D 村吉に売渡したため、村吉から立退きを迫られ、遂に浴場の一部を焼けば村吉も右浴場に執着しないであろうと考え、放火を決意し、第一は、昭和七年一月一日二七日午前二時頃、右建物石炭置場より木屑一握り取出し、女湯脱

衣箱内に木屑を置き、燐寸で点火し、脱衣箱の一部と羽目板及び天井板も一部を焼いたが、夜警番に発見されて消し止められた、第二は、村吉は期待に反して、右建物の明渡訴訟を提起したので、昭和七年二月二六日午前二時過ぎ、木屑一握りを浴場の天井裏に置き、燐寸で点火したが、天井板の一部を焼いたのみで、家人に発見され消止められた。

被告人巳之松は、第一回の予審まで自首していたが、第二回予審から放火を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問第一「放火の事実」・第二「放火の事実」の何れにも然らずと答申した。裁判長は合議して答申を採択し、無罪を言渡した。

- 1 「読売新聞千葉版」昭和7・6・21 「S湯放火事件来月陪審公判」
- 2 「東京日日千葉版」昭和7・7・15 「放火魔の陪審公判、傍聴席賑ふ」
- 3 「読売新聞千葉版」昭和7・7・15 「私が放火など、思ひもよらぬさすがは娘等父に有利の証言」
- 4 「房総日日」昭和7・7・15 「S湯放火事件、被告すべてを否認、無罪になるからと」
- 5 「東京日日千葉版」昭和7・7・16 「放火に無罪、陪審員の答申により」
- 6 「読売新聞千葉版」昭和7・7・16 「陪審然らずと答申巳之松は無罪千葉S湯の放火事件」
- 7 「房総日日」昭和7・7・16 「S湯放火事件、県下には珍しい陪審裁判、昨日続行」

⑱ TK源之丞（殺人未遂被告事件昭和七年九月二九日判決、傷害・懲役一年執行猶予三年）

○事件の概要 被告人TK源之丞(二九)は、TNきく(四三)を情婦としていたが、MM武藏(二八)もきくを情婦としていたので、痴情の恨みから、昭和七年五月三日、家人の留守中に貯蓄銀行集金人MM武藏を、被告人の自宅物置内に誘入れて、殺害しようとしたが果たさなかった。

被告人源之丞は、公判では殺意を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人未遂の事実」に然らず、補問「傷害の事実」に然りと答申した。検事は、懲役一年六月を求刑し、裁判長は合議して、懲役一年、執行猶予三年の同情ある判決言渡をした。

- 1 「東京朝日房総版」昭和7・9・28 「殺意を否認、小□村の殺人未遂陪審公判」
- 2 「房総日日」昭和7・9・28 「小□村の集金人殺し、最初の陪審公判TK殺人の意思なきを陳述」
- 3 「東京日日千葉版・房総版」昭和7・9・29 「陪審員は傷害と答申、小□村の殺人未遂事件」
- 4 「東京朝日房総版」昭和7・9・29 「殺人未遂陪審、傷害罪となる」
- 5 「房総日日」昭和7・9・29 「君津小□村集金人殺しに、傷害罪で一年六ヶ月求刑」
- 6 「東京日日千葉版・房総版」昭和7・9・30 「同情ある判決」
- 7 「東京朝日房総版」昭和7・9・30 「判決、懲役一年半執行猶予三年」

⑳ KM萬治（放火被告事件昭和七年一〇月一四日判決、無罪）

○事件の概要 被告人KM萬治(四四)は、三万五千円の借金に苦しんだ揚げ句、昭和七年二月自宅に放火して、一万五千円の火災保険金を詐取しようとした。

被告人萬治は、予審までは放火の事実を自首していたが、公判になると自首は警察の拷問によるものであると放火を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「放火の事実」に然らずと答申した。裁判長は合議の結果、答申を採択し無罪の判決を言渡した。

- 1 「東京朝日房総版」昭和7・10・12 「事実を否認、放火事件公判」
- 2 「房総日日」昭和7・10・12 「千□料理店TDの放火事件陪審公判、証人二十人に及ぶ」
- 3 「東京朝日房総版」昭和7・10・13 「被告卒倒す、検事の論告痛撃を極む放火事件公判」

- 4 「東京朝日房総版」昭和7・10・14 「千〇の放火然らず、陪審員答申を採択無罪」
- 5 「房総日日」昭和7・10・14 「千〇の放火陪審廷で無罪」

㉑ E B H 春次（放火被告事件昭和七年二月一三日判決、無罪）

○事件の概要 被告人E B H春次（三〇）は、魚問屋営業上の失敗から四百余円の穴埋めに、競馬に手を出して、却って五、六百円をすったため、昭和七年六月九日、三千円の保除金詐取の目的で、自宅二階押入にガソリンを以て放火した。

被告人萬治は、公判において放火を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「放火の事実」に然らずと答申した。裁判長は合議して、答申を採択して無罪の判決を下した。

- 1 「東京朝日房総版」昭和7・12・13 「放火被告犯行否認、きのふ陪審公判」
- 2 「読売新聞千葉版」昭和7・12・13 「犯行を否認、〇橋の放火陪審初日」
- 3 「東京朝日房総版」昭和7・12・14 「〇橋町の放火犯、陪審裁判で無罪となる」
- 4 「読売新聞千葉版」昭和7・12・14 「陪審の否定で放火事件解消、E B Hに無罪判決」

㉒ T O 傳藏（尊属殺人被告事件昭和八年七月一八日判決、懲役一五年未決勾留一五〇日算入）

○事件の概要 被告人T O傳藏（二八）は、被告人が留守中、養父留次郎（五八）が、被告人の内縁の妻I Jせき（二四）の寝室に忍び込み、言い寄ったことから、昭和七年一月留次郎と口論し、留次郎が組付いて首を締めて殺そうとしたので、手拭いを留次郎に巻き付けて殺害した。

被告人傳藏は、公判において、殺意を否認して正当防衛を主張した。審理の結果、陪審員は、主問「殺人の事実」に然り、別問「正当防衛」に然らずと答申し、裁判長は合議して、答申を採用した。検事は、無期懲役を求刑し、裁判長は、懲役一五年、未決勾留一五〇日算入の判決をした。

- 1 「東京日日千葉版」昭和8・7・13 「養父殺し、けふ陪審公判」
- 2 「東京日日千葉版」昭和8・7・14 「養父殺し公判、陳述しどろもどろ」
- 3 「東京朝日房総版」昭和8・7・14 「養父殺しの陪審公判、殺意を否認」
- 4 「読売新聞千葉版」昭和8・7・14 「養父殺し傳藏犯行を否定、陪審公判けふも続行」
- 5 「東京日日千葉版」昭和8・7・15 「検事の論告痛烈を極む、養父殺しの判決公判」
- 6 「東京朝日房総版」昭和8・7・15 「養父殺し陪審公判、陪審員に問書」
- 7 「読売新聞千葉版」昭和8・7・15 「養父殺しに無期を求刑、緊張した陪審公判」
- 8 「東京日日千葉版」昭和8・7・16 「養父殺しに無期を求刑、陪審員は殺意を認む」
- 9 「東京朝日房総版」昭和8・7・16 「養父殺しに無期求刑、判決は十八日」
- 10 「東京日日千葉版」昭和8・7・19 「養父殺し懲役十五年」
- 11 「東京朝日房総版」昭和8・7・19 「養父殺しは懲役十五年」

㉓ O K 雄治（殺人被告事件昭和八年二月三〇日判決、無期懲役）

○事件の概要 被告人O K雄治（四六）は、千葉市芸妓屋芸妓S B冬子（当時三〇）を落籍し、呉服屋を営業させている中、大正一三年二月二七日、痴話喧嘩の上、手拭いを以て絞殺し土間に埋め、更に事件の発覚を恐れ自己所有の山林に埋め替え、次いで四街道前飲食店

酌婦T Hきち(当時二人)を落籍し妾として同棲したが、同女が男狂いを始めたので、昭和六年三月六日夜、嫉妬の余り同じく手拭いで絞殺し、台所下に埋め込みコンクリートを張り素知らぬ顔をしていたが、風評となつて、昭和七年一〇月一四日検挙された。

被告人雄治は、予審まで自首していたが、公判では犯行を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問一・二「殺人の事実」に然り、別問「心神喪失」に然らずと答申した。検事は、心神耗弱と認めて死刑を一等減じて無期懲役を求刑した。裁判長は合議して、求刑通り無期懲役の判決をくだした。

- 1 「東京朝日房総版」昭和8・11・12 「殺人鬼OKの陪審公判は明日…殺した妾の亡霊に悩まされ」
- 2 「読売新聞千葉版」昭和8・11・12 「妾殺し陪審公判、愈あす千葉地裁で開廷」
- 3 「東京日日千葉版」昭和8・11・13 「殺人鬼OKの陪審公判あす四日間千葉地方裁陪審廷で」
- 4 「東京日日千葉版」昭和8・11・14 「犯行を否認す、フランスの青髭事件に似て」
- 5 「東京朝日房総版」昭和8・11・14 「殺人鬼OK雄治、精神もすっかりと…兇行を否認す」
- 6 「読売新聞千葉版」昭和8・11・14 「酔ひ潰れて知らぬ、大川殺意を否認妾殺しの陪審公判」
- 7 「東京日日房総版」昭和8・11・15 「量刑を決める松本博士の証言…OK雄治の公判」
- 8 「東京朝日房総版」昭和8・11・15 「各証人の証言に流石の大川タジク」
- 9 「読売新聞千葉版」昭和8・11・15 「凡て不利な証言に大川半狂乱で否定、妾殺し…公判」
- 10 「東京日日房総版」昭和8・11・16 「刑事証言を反駁、松本博士の鑑定は心神耗弱者」
- 11 「東京朝日房総版」昭和8・11・16 「殺人鬼OKは性来の変質者、鎗田部長刑事の証言」
- 12 「読売新聞千葉版」昭和8・11・16 「然りの答申に無期懲役求刑、妾殺しの第三回公判」
- 13 「東京日日房総版」昭和8・11・17 「大川に無期懲役求刑陪審員の答申は殺意あれど弁別認識なし」

- 14 「東京朝日房総版」昭和8・11・17 「殺人鬼OKに無期懲役を求刑、判決言渡しは廿五日」
- 15 「東京日日房総版」昭和8・11・26 「陪審公判の判決延期」
- 16 「東京朝日房総版」昭和8・11・26 「OKの判決、三十日に延期」
- 17 「東京日日房総版」昭和8・12・1 「殺人鬼に無期懲役」
- 18 「東京朝日房総版」昭和8・12・1 「殺人鬼OKは無期懲役、きのふ言渡さる」
- 19 「読売新聞千葉版」昭和8・12・1 「無期の判決に顔色も変へぬOK、妾二人殺し」

②UD定之(殺人被告事件昭和九年一二月四日判決、懲役五年未決勾留三五〇日算入)

○事件の概要 被告人UD信之(五九)は、被告人の父安蔵(五八)が被告人を溺愛するので、異母兄米満(三三)が一四年前から別居し、その間に風波が絶えなかつた処、昭和八年九月被告人の伯母で横須賀で待合を営んでいたUDつぎが死亡し、その遺産四千元が安蔵の懐に入ったので、米満がその内五〇〇円を分配せよと主張したところ、父安蔵が拒んだため、米満は安蔵に乱暴を働いたのを見た被告人が、昭和八年一〇月二九日夜、米満を草刈鎌で斬り殺し、警察署に自首した。

被告人定之は、自首した当時は殺意を認めていたが、予審および公判準備では「殺意を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人の事実」に然りと答申した。検事は、懲役七年を求刑したが、裁判長は合議して、懲役五年、未決勾留三五〇日の温情ある判決を言渡した。

- 1 「東京日日房総版」昭和9・11・27 「異母兄殺し青年の陪審裁判開く被告の答弁頗る曖昧」
- 2 「東京朝日千葉版」昭和9・11・27 「八〇町の兄殺し陪審公判、父の偏愛から遺産争ひ」

- 3 「読売新聞千葉版」昭和9・11・27 「殺意を突込まれ油汗流して苦悩、兄殺しの陪審」
- 4 「東京日日房総版」昭和9・11・28 「異母兄殺し陪審第二日、検事殺意を断定弁護士団と応酬」
- 5 「東京朝日千葉版」昭和9・11・28 「陪審員の答申殺意を認む、検事は七年求刑」
- 6 「読売新聞千葉版」昭和9・11・28 「答申殺意ありに七年を求刑さる、兄殺しの陪審」
- 7 「東京朝日千葉版」昭和9・12・5 「異母兄殺しの陪審に判決、懲役五年の寛大ぶり」
- 8 「読売新聞千葉版」昭和9・12・5 「兄殺しに五年」

②5 MS佐吉（尊属殺人被告事件昭和一五年二月一七日判決、尊属傷害致死・懲役一〇年）

○事件の概要 被告人MS佐吉(三三)は、父勘藏(五七)が被告人の妻きよ(二三)に度々暴行を働いたたのが原因で、親子の間に争いが絶えず、昭和一四年七月二二日午後一時頃、またも些細なことから喧嘩となり、遂に火箸で向かってきた勘藏を、鉈で滅多斬りにして死に至らしめた。

被告人佐吉は、公判廷では、無意識の行為で殺意はなかったと供述した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人の事実」は然らず、補問「傷害致死の事実」に然りと答申した。検事は、親殺しの大罪であるが、情状は真に同情すべき点があるとして、懲役一二年を求刑した。裁判中は合議して、懲役一〇年の判決を言渡した。

- 1 「東京朝日千葉版」昭和15・2・16 「実父殺しの陪審裁判、けふも続行」
- 2 「読売新聞千葉版」昭和15・2・16 「六年ぶりの陪審公判、総□の実父殺し」
- 3 「東京日日房総版」昭和15・2・17 「満場を泣かす、実父殺し第二回公判」
- 4 「東京朝日千葉版」昭和15・2・17 「実父は凶暴、陪審裁判の証言」

- 5 「読売新聞千葉版」昭和15・2・17 「発作的兇行、証言総て被告に有利、実父殺し陪審」
- 6 「東京日日房総版」昭和15・2・18 「検事の同情に被告も泣く、親殺しの陪審公判」
- 7 「東京朝日千葉版A」昭和15・2・18 「採証から殺意あり、実父殺し、検事の論告峻烈」
- 7 「東京朝日千葉版C」昭和15・2・18 「実父殺しに十年、陪審殺意なしと答申」
- 8 「読売新聞千葉版A」昭和15・2・18 「殺意明白と認む、緊張の実父殺し陪審公判」
- 9 「読売新聞千葉版C」昭和15・2・18 「陪審員の答申殺人に非ず傷害致死実父殺し十年の判決」

②6 牧野三郎（殺人被告事件昭和一五年四月二一日判決、無罪）

○事件の概要 被告人MN三郎(三四)は、隣家のMOてつ(当時八三)方に家事手伝いに來ていた、てつの孫初枝(二四)に想いを寄せていた処、昭和一四年三月一五日午前一時頃、初枝の意思を確かめようと、二尺余の棒切れを携え同家に忍込んだが、初枝は物音に裏口へ逃出した、てつも起出して被告人の姿をみたため、被告人は後の口がうるさいとばかり、てつの頭部その他を滅多打ちにして殺害した。

被告人三郎は、取調の検事に一回だけ自白したが、それ以外はすべて犯行を否認し、予審、公判準備、公判でも犯行を否認した。審理の結果、陪審員は評議の上、主問「殺人の事実」に然らずと答申した。裁判長は合議して、答申を採択し、証拠不十分と認めて、無罪を宣告した。

- 1 「東京日日房総版」昭和15・4・17 「有罪か無罪か、□潟の老婆殺し陪審公判」
- 2 「読売新聞千葉版」昭和15・4・17 「極刑か無罪か、注目陪審、□潟老婆殺し公判」
- 3 「東京日日房総版」昭和15・4・19 「何も彼も否認、老婆殺しの陪審公判」

- 4 「東京朝日千葉版」 昭和15・4・19 「警察以来の供述一切知らぬ一点張り、陪審公判」
- 5 「読売新聞千葉版」 昭和15・4・19 「天井仰いで薄笑ひ、頑強に否認し続けるMN」
- 6 「東京日日房総版」 昭和15・4・20 「恋の相手の初枝も証人台に立つ、老婆殺し陪審」
- 7 「東京朝日千葉版」 昭和15・4・20 「初枝に投げた謎、兇行当夜夫は外出せぬと被告の妻」
- 8 「読売新聞千葉版」 昭和15・4・20 「緊張の証人調べ十余時間に及ぶ、陪審公判」
- 9 「東京日日房総版」 昭和15・4・21 「裁判長に突込まれ証人の初枝卒倒す」
- 10 「東京朝日千葉版」 昭和15・4・21 「恋愛関係問はれて初枝さん卒倒、陪審裁判」
- 11 「読売新聞千葉版」 昭和15・4・21 「初枝さん倒る、老婆殺し陪審公判、けふへ繰延」
- 12 「東京日日房総版」 昭和15・4・22 「老婆殺し陪審、被告着衣の血痕が疑問」
- 13 「読売新聞」 昭和15・4・22 「老婆殺し、陪審公判で無罪」
- 14 「東京日日房総版」 昭和15・4・23 「犯人は誰？老婆殺し犯人に非ず、MNへ無罪の判決」
- 15 「東京朝日千葉版」 昭和15・4・23 「然らずの答申採択老婆殺し無罪、理由は証拠不十分」
- 16 「読売新聞千葉版」 昭和15・4・23 「然らずの答申に基き、老婆殺し遂に無罪 検事上告せず」

七 陪審裁判に対する判検事・弁護士の感想

陪審法が施行されて一周年を記念して発行された、『法曹会雑誌』陪審法実施記念号（第7巻第10号、一九二九年一〇月）には、全国の裁判官・検察官などの陪審法実施に対する感想が収録されている。また、『法曹公論』陪審法施行三周年・新民事訴訟法施行二周年記念号（第35巻第9号、日本弁護士協会・一九三二年一〇月）には、全国各地の二〇〇余名の法曹（大部分が弁護士）から、陪審

法と新民事訴訟法についての感想が寄せられている。

こゝでは、前掲『法曹会雑誌』に掲載された大審院判事宇野要三郎、浦和地方裁判所長安藝茂富、同検事正奥村靖、同判事日下巖、同検事井上長政、千葉地方裁判所長永富貞平東の感想、ならびに前掲『法曹公論』に掲載された「陪審法と新民訴に対する法曹の声」の中、横浜・浦和・千葉の弁護士達の感想を収録した。

（注）全国の判事・検事・弁護士の感想を分析したものには、林正宏「わが国陪審裁判実施後の反響 法曹らによる感想集から」（『法学セミナー』第36巻第8号、一九九一年八月）があるので、参照されたい。

1 横浜

（一）判検事の感想

①大審院判事宇野要三郎「上告裁判所より見たる陪審裁判」（『法曹会雑誌』第七巻第一〇号、一九二九年

一〇月）（注、宇野要三郎判事は、昭和四年一〇月九日〜昭和七年三月一八日横浜地方裁判所長）

陪審裁判実施せられて漸く一周年、今茲に陪審裁判の成績を論評するは尚早に過ぎるも、過去一年間に於ける上告審の実跡に徴するに、未だ破壊差戻又は破壊移送の判決ありしを聞かざるは、陪審史上聊か誇りとするに足るであらう。然れども此の現象は、陪審裁判の実質に付其の適正を裏書き其の実価を計量する尺度と為すことは出来ない。何となれば陪審裁判に於ける上告は、主として法令違反を理由とする時に限り許され、事実誤認を理由とすることは絶対に許されて居ない。従て上告審に於ける陪審裁判の成績は専ら、法律上の問題に局限せられ、陪審裁判に於て最も尊重せらるべき事実認定の適否に就ては、全然

審判の圏外に置かれ手を触るゝことが出来ぬからである。此の結果として、陪審事件の上告論旨は専ら法律違背の点に集中せられ、就中上訴に関する陪審法第百四条の規定を楯に、裁判長の説示に不法不当の点ありとして、極力原判決の破毀せらるべき所以を論ずるは、蓋し訴訟当事者の立場上止むを得ざるに出づるものと云はねばなるまい。斯様に陪審裁判に於ける裁判長の説示は、實際上に於ても法律上に於ても陪審裁判の中心となりつゝあるのであるから、裁判長として職を執る人は、此の点に就て周到なる注意を以て事に当り、千慮の一失なからんことを期せねばならぬ。而して論旨攻撃の態様は、説示の形式内容は勿論裁判長の言語態度等に互り多岐多様であるが、一般を通じ其の主たるものは(一)証拠説示が公平でないとの趣旨(二)説示中に証拠の信否又は罪責の有無に関して、裁判長が自己の意見を表示したりとの趣旨(三)説示中法律上証拠と為すことを得ざるものを証拠として説示したりとの趣旨(四)法律上の論点に付不当なる説示を為したりとの趣旨(五)刑の量定が甚しく失当であるとの趣旨等であるが、之等の点に就き過去一年間に於て、陪審上告事件の判例として大審院の判例集に登載せられたるものを見るに

一 裁判長は説示に際し必要と認むる場合に、被告人の罪責に関し自己の意見を表示せざる限り、陪審に対して刑及刑の量定に関する法規の説明を為すも違法でない。

一 裁判長は証拠の要領を説示するに当り、証拠の信否に関し自己の意見を表示せざる限り、陪審に対し証人の証言が被告人に利益なりや否やを告ぐるも違法でない。

一 陪審法第七十五条に証拠と為すことに付訴訟関係人の異議なき書類図画は之を証拠とすることを得る旨規定しあるが、右に所謂異議なきとは、訴訟関係人に於て異議なきことを明示する場合は勿論黙示による場合をも包含する。

一 裁判長は犯罪構成に関する法律上の論点を説示するに当り、裁判所の正当なりと信ずる法律上の見解を説示すれば足り、該論点に関する諸学説を挙示することを必要とせぬ。

一 陪審員に対する心得の諭告は、検事の被告事件陳述前に於てする当初の一回に限らるべきものでない、裁判長に於て必要と認むるときは、説示の前後を問はず時宜に従ひ之を繰返すことを妨げぬ。

一 裁判長が、陪審員に対し評議答申を為すに付必要なる一般経験上並訴訟上の心得を告知するは、諭告の範囲内に属する。

一 証人に対し召喚状を發したるも旅行不在の為公判廷に出頭せざりしときは、陪審法第七十三条の第一号に証人死亡又は疾病其の他の事由に因り召喚し難きときとある其の他の事由の場合に該当する。従て其の者に付作成せられある予審判事の訊問調書は、其俛之を証拠と為すことを得る。

一 陪審法第七十七条に依り証拠の要領を説示するには、公判に於て証拠調を経たる証拠の全体を一団として其の要領を説示すれば足り、前に証拠調を為したる各証拠に付悉く其の要旨を告げ又はこれを示すことを要せぬ、個々の証拠中或ものは全然之を説示せざりしとするも、直に以て説示の違法無効を来すものではない。

一 陪審法第八十二条第二項に、裁判長は公判廷に於て示したる証拠物及証拠書類を陪審に交付することを得とあるが、右に謂ふ公判廷に於て示したるとは、公判廷に於て証拠調を為したると云ふ意味に外ならぬ。

一 陪審に対する検事又は弁護人の弁論中に不当の点ありたりとて、之を以て陪審事件の判決に対する上告理由と為すことは出来ない。

以上は、今日まで陪審事件の判例として大審院の発表したる意見を其のまゝ列挙して参考に供したるに過ぎないが、此の外将来に解決せらるべきものとして残されて居る二つの重要な問題がある。

其の一は、刑の量定不当の上告が理由ある場合、事件を如何様に取扱ふべきやの問題である。陪審事件に付ても、刑の量定甚しく不当と思料すべき顕著なる事由あるときは上告の理由と為し得ること、陪審法第百三条と刑事訴訟法第四百十二条とによりて一点の疑を容れぬ。此の場合に於て、上告理由あるときに上告裁判所が原判決を破毀して自判すべきものなりや、將又原判決を破毀して事件を原裁判所又は同等裁判所に差戻し若は移送すべきものなりやの問題である。

(甲)破毀移送論—普通事件の上告に於て量刑不当の論旨理由あるときは、上告裁判所破毀自判を為すべきこと、刑事訴訟法第四百四十七條第四百四十八條により勿論であるが、其の前提として刑事訴訟法第四百四十三條に従ひ事實の審理を為さねばならぬ。然るに陪審法第百五條第一項を見るに、上告理由ありとし原判決を破毀する場合に、上告裁判所が事實の審理を為さずして自ら裁判を為す場合を除くの外は、事件を原裁判所に差戻し又は同等なる他の裁判所に移送すべしと規定しあるが故に、上告裁判所が刑事訴訟法上事實の審理を為さざれば自ら裁判を為すこと能はざる本問題の場合に於ては、当然判決を破毀して事件を原裁判所又は同等裁判所に差戻し若は移送すべきものであると云ふのである。此の議論に従へば、現行刑事訴訟法に於て一大改革として認められたる破棄自判の原則が陪審法に依りて排斥せられ、陪審事件の上告に付ては反対に破毀移送の旧主義が採用せられたと云ふのとなる。

(乙)破棄自判論—陪審事件に於ても普通事件と同様量刑の不当を以て上告理由と為し得ることを認めたるに拘らず、上告裁判所が破棄自判を為すこと能はずとは明に法理の矛盾である。旧刑事訴訟法は事實の誤認並量刑の不当を以て上告理由と為すことを認めざりしが故に、上告裁判所は量刑の事由を有せざりしこと当然なるも、現行刑事訴訟法に於ても亦陪審法に於ても、量刑不当の上告理由を認めながら上告裁判所に量刑の自由を認めぬと云ふ議論は妄論と云はねばならぬ。刑の量定は法律上の意見でないから大審院の意見を以てするも下級裁判所を羈束することは出来ない(構成法第四十八條)。若し差戻されたる原裁判所又は移送を受けたる他の同等裁判所が、原判決と同一の刑を量定し固く執て動かざるときは、大審院と雖も如何ともすることは出来まい。上告は恒に理由あるに拘らず、裁判は永久に確定しないと云ふ奇怪なる結果を生ずるではないか。畢竟するに破毀移送論は、陪審法第百五條第一項の文字に拘泥し、立法の精神を誤解したるに因るもので、同法文に所謂事實の審理を為さずして裁判を為し得る場合とは、犯罪構成事實に付審判を為さずして裁判を為し得る場合と云ふ意味に解すべきである。夫故に縦令事實審理の決定を為して直接被告人に付犯罪事實の訊問を為し又は其の他事実上の取調を為すも、夫等は畢竟刑の量定に必要な事実上の審理たるに止まり、犯罪構成事實に付ては全然手を触るゝことなくして裁判を為すべき本問題の場合に在りては、即ち陪審法第百五條に謂ふ事實の審理を為さずして自ら裁判を為し得る場合に該当することになると説くのである。此の説に従へば、量刑不当の論旨理由ありとして原判決を破毀すべき場合は、陪審法に所謂事實の審理を為さずして自ら裁判を為し得る場合に該当すると説きながら、刑事訴訟法上に於ては矢張り事實の審理を為す旨の決定を言渡さねばならぬことを肯定せねばならぬ点に自家撞着

の感あり、尚十分に研究を要する余地があると考へられる。

以上両説中孰れが正当であるかは、上告裁判所の判決を俟ちて解決せらるべきであるが、余は陪審裁判の権威の爲めに永久に解決の機会を上告裁判所に与へざらんことを希望する。

其の二は、陪審裁判に於ける証拠調に違法ありたる時、即ち法律上証拠と爲すことを得ざるものを証拠として取調べたる時、(例ば捜査報告書を証拠として取調べたる時)又は法律上証拠と爲し得るも其の取調の手續方法等に違法ありたる時(例ば証人として宣誓資格あるに拘らず宣誓を爲さしめざりしとき)に裁判長が之等の証拠を証拠として説示したる場合には常に上告の理由と爲ること勿論であるが(陪審法第四百六号)、之を証拠として説示せざりし場合に於ても尚上告の理由となるや否やの問題である。

この問題に付ては(一)刑事訴訟法第四百十一条陪審法第五十二条第二項等の規定に依拠し、其の違法なる証拠調が陪審の評議の結果に影響を及ぼしたりや否やの事実によりて決すべきものであると云ふ説と(二)其の違法なる証拠調が陪審の評議の結果に影響を及ぼしたりや否やの事實は、其の証拠が裁判長の説示に証拠として説示せられたりや否やによりて決すべきものなることは、陪審法第四百六号の規定の精神に照し明なれば、縦令証拠調に違法ありとも結局裁判長に於て之を証拠として説示せざりしときは上告の理由とならぬと云ふ説とがある。此の問題も亦興味ある法律問題として、其の解決が残されて居ることを茲に紹介する。

(二) 弁護士感想

① 小林梅茂(横浜)

一 施行前の声、徒らに大きかりしに比し、施行後の実是に伴はざるが如し。法は活用在り、活用せざる法は死法なり。裁判所も検事も弁護士も、陪審裁判の結果有罪となり、無罪となりし結果を数ふる事のみ専念する如し。誤れりと謂ふべし。事実と符合する判決こそ尊し。陪審法の可否を謂ふより、更に活用すべし。

② 齋藤竹松(横浜)

一 権威ある判決は、一般国民の服する所でなければならぬ。夫れには全国の陪審員が、統一機関とも謂ふか、経歴及智能ある陪審員を統一する方法なければ、結局被告人も裁判官検事に満足出来ぬ様な感想がする。

③ 鈴木利貞(横浜)

一 陪審法施行後検察当局に於て、犯罪検挙に付周到の注意を払ふに到れるものゝ如く、夫れか有らぬか先頃当市某所火災に付警察署に於て、物的証拠あらざるに拘らず放火犯として動産保険契約者某を送局したる処、某検事は審理の上直に某を釈放し当該警察官に対し戒告を加へたる趣、新聞紙上に記載されたり。兎に角少くも人権尊重に付或る効果あること洵に喜ぶべし。

④ 名越亮一(横浜)

一 検察及裁判厳正公平を維持する上に於て、又被告人及社会が裁判に対する満足を得る上に於て、誠に好き制度と信ず。尚ほ此際の希望としては、陪審制度の範囲をより以上拡張すること及裁判長の説示を廃せば、尚ほ効果大なるを信ずるものなり。

⑤ 橋本庸督(横浜)

一 陪審員の判断は、感情に捕はれ、裁判官の如き冷静を欠き、証拠の判断力乏しき為

め、遺憾の点多し。被告人は、陪審を好まざる者多し、殊に強制陪審に於て然り。

⑥大石松治郎（横浜）

一 大根や馬の足を集めて、よき芝居の打てよう筈はありませぬ。陪審員大多数の方々は、其職務に付まだ十分の理解が無いようではありませぬか。尤も、始めての方に万全を望むは、望む方が無理です。兎に角、此連中で理想の裁判を打とう杯は、大変な見込違です。勸進元にされる国民は遣り切れませぬ。

2 浦和

(一) 判検事の感想

①浦和地方裁判所長安藝茂富「感想」

浦和管内の陪審公判は、昨年十一月二十六日に開かれた殺人事件のみである。幸に陪審の適正なる評決を得、之れに基きて刑の言渡を為すや、被告人は自己の為に多数の人を煩はしたることを詫び、且判決に対し何等不服なき旨を述べ感謝と満足の意を表して退廷した。局に当りたる私共も、新制度の妙味此処に在るかと思はれ、快感を禁じえなかつた。爾来続々陪審公判を開きたいとの期待は見事に裏切られ、今日迄其機会を得ないのである。

浦和管内における陪審法施行以来本年七月二十九日迄の法定陪審事件の数は二十三件、内前記殺人事件及公判停止中の一件を除きたる他の二十一事件は、皆被告人に於て陪審を辞退した。それは多数素人の前に自己を暴露することを厭ふ為か、或は裁判官の公正に信頼し敢て陪審を必要とせぬ為か、将又陪審法の心髓を会得せぬ為か、輒く解決することが出来ない。本年一月三十一日傷害致死事件公判準備の際、被告人たる農業の一青年に対し裁

判長たる私より陪審の辞退を為し得る旨を告げたるに、被告人は言下に辞退を申し出で、弁護人は折角陪審裁判と云ふ新制度が出来たこと故能く考へよと徐に注意した。被告人はムツクと頭を拾げて、私に向ひさも厭やさうな面持にて、陪審裁判は百姓が裁判をするのでしようと尋ねたから、私は陪審員には其他の職業の人も加はるべく決して百姓に限らぬと申聞けたが、被告人は陪審裁判を受くることを肯せず、遂に普通公判に依りて有罪の判決を受け直に服罪した。之れは一笑話として見逃がすことは出来ないと思ふ。

一体浦和管内の刑事事件は単純で、罪は罪として之れを認め一審判決に服する者が頗る多い。之れは地方の人心が概して率直淡泊なるに因るものかと思はれる。前段に述べた陪審辞退の二十一件中、言渡未了の一件を除く外、皆有罪の判決を受け其中死刑の言渡を受けたる一件の外、何れも一審判決に服した。尚右の中十八件は、公判に於て罪を自白したから、之れは縦令被告人に於て辞退せずとも、到底陪審の評議に付することは出来なかつたのである。私共は陪審制度の健全なる発達に努力すべきは勿論なるも、浦和管内に陪審公判の少きは必ずしも憂ふべき現象でないと思ふのである。

②浦和地方裁判所検事正奥村靖「感想」

陪審法実施後已往一年間、浦和地方裁判所に於て陪審公判を開きたるもの僅かに一件にして、其事件は簡短明瞭の事案なりしにより、之れを実験上の資料と為すには余りに貧弱なる感あるも、此事件に關与せし陪審員は、何れも裁判の尊重すべきことに相当の理解を有したるものゝ如く、其態度真摯にして取調中は熱心緊張以て審理に全力を傾注したるものと認め得べく、其評決も亦妥当にして、初めての陪審裁判としては先づ良成績を収めたるものと云ふを得べし。今此の簡明なる一事件のみにより、全般を論評するの早計に失す

るは論を待たずと雖も、之れを全国に於ける陪審裁判事件に付き、自分の知り得たる範圍に於ては多少の例外なきにあらざるも、其成績の良好なるもの多きが如し。茲に於てか陪審法実施の前に当り、陪審法は我國に於て初めての試みなるのみならず、欧米先進國に於ても弊害の多きものあるに鑑み、其結果の如何を大に顧慮せられたるにも拘らず、斯かる成績を挙げたることは同法の為めに慶祝して可なりと云ふべし。然れども茲に一の留意すべき点は、陪審裁判の件数余りに僅少なること之れなり。現に浦和地方裁判所に付て見るも、昨年十月より本年七月までの間に於て、公判に付せられたる法定陪審に該当するもの二十四件の多きを算するにも拘らず、陪審裁判を開きたるもの僅かに一件のみなりしことは、上叙の如く其多数は陪審を辞退したり。而して斯る現象は、独り浦和地方裁判所のみ止まらず、全国の各裁判所概ね大同小異の状態なるが如し。果して然らば、何が故に斯く陪審裁判の数は僅少なるやは、大に考慮せざるべからざる問題なりと思料す。

抑も陪審法は、國民の翹望するところなりとは、同法を実施するに当り唱道せられたる所なり、國民果して之れを翹望したるものなりや否や、若し翹望したるものなりとせば、其裁判件数の僅少なるは如何なる事由に基因するや、頃日法定陪審事件の公判準備手続を開始したる所、其被告人は裁判長に対し「陪審裁判とは百姓が裁判所に来り裁判するものなりや」との問を發したり、裁判長は適當なる説明を与へたるに、被告人は左様の裁判を受けるより従来通りの裁判を受けたしとて陪審を辞退したり。一被告人の言敢て重きを置くに足らざるが如しと雖も、其意思を忖度するときは、此被告人は従來の裁判官の裁判を信頼すると共に、陪審裁判なるものを理解せざるか、若くは信頼せざるものと認め得ざるにあらず、而して世上之れと類似の意見を有するもの亦決して少なからざるものあるが如し。

要するに陪審裁判の少数なることは、現実に証明せられたる事実にして、而て又現在の状態を以てすれば、近き将来に於て俄かに増加するものとも認め難し。果して然らば、我法制上の一大革新として多大の期待を以て施行せられたる陪審法は、斯る状態を以て満足すべきものなるや否やは、頗る考慮せざるべからざる問題にして、識者の教を乞はんと欲する所なり。

③浦和地方裁判所部長日下巖「感想」

私の関与した唯一の陪審公判、それは女房殺の事件であつたが、其の公判準備期日に被告人は裁判長から事案は本来陪審事件として陪審の評議に付して判断せられるべきものなること、但、これは辞退し得るものなることを説明かされた、それに対する被告人の答は、一寸異様な響きを私に与えた、曰く陪審で結構です、事件は無論陪審に付して審判せられたのであつたが、私は其の時の被告人の言葉や態度乃至其の後の公判に於ける被告人の言動などから考察して、被告人は別段陪審の裁判を希望して居るものとは思はれなかつた、所謂國民の判断なるものを特に要求したものだなど、は到底考へ及ばれなかつた、恐らく被告人の本当の腹は、本来陪審の評議に付せらるべき事件だと云ふならば、何も殊更に之を辞退などして其の結果改めて別な手続に依つて調べて貰はずとも、順当に本来の手続で裁判して貰へばそれで満足だ、不服はないと云ふ位のものであつたのではなからうか。私は此の事件の前後に於ける法定陪審事件が、悉く辞退に依つて普通公判に付せられたる事実を見、而して同様な事実が全国的にも極めて多いと云ふ報告を聞くに及んで、陪審と云ふものが朝野の人々、然しそれは被告人に非ざる事件無關係の第三者に依つて盛に其の功德を称へられ、被告人の陪審辞退を寧ろ謂れなきものとする議論までが一部に唱へられて

るにも拘らず、直接の利害関係者たる当面の被告人が続々として陪審辞退を敢てすると云ふ皮肉な現象を、一体仕う観たら良いかに付て深き疑惑に包まれるものである。

④ 浦和地方裁判所検事井上長政「感想」

陪審法実施以来管内に於て公判に付せられたる法定陪審に該当する事件二十数件にして、此内陪審裁判を開きたるもの僅に一件に止まり、他は総て陪審を辞退し、尚請求陪審該当事件にて陪審の請求に及びたるものなし。其陪審辞退の原因を考察するに、主として左の諸事由の一に帰因するが如し。即ち（一）繁雑の手續による手数を掛くことに對する遠慮。一例を上ぐれば、陪審公判準備手續の際「御手数を掛けないで普通の裁判で結構です」と申述せる者あり（二）迅速処理の希望。陪審辞退上申書に「陪審辞退仕候に付き一日も早く御処分相受度」旨記載し、其他準備手續に際し同一の供述を為せるものあり（三）控訴を為し得ること。現に控訴申立を為せるもの二三件あり（四）陪審員の評議の適否に關する不安。準備手續の際「陪審裁判とは百姓が裁判することなりや」との問を發したる者あるやに聞知す（五）裁判官の感情を害せずやとの危惧、これは憶測に過ぎざれども、例へば陪審辞退上申書中「陪審辞退候に付き一日も早く寛大の御処分相成度及上申候也」と記載せるものあるが如き、其他被告の態度等に徴し、斯る邪推を懐けるにあらざるやを疑はるゝものなきにあらず、勿論裁判長に於て常に右の如き感なき様十分の説明を為し居るを以て、或は此の事由は除外するを可とせん。

之を要するに、現下被告人等は従來の裁判官の裁判を信頼し、陪審裁判に期待すること少なきが如し。此觀察は独り当管内にみならず全国各地に於て、陪審裁判の公判頗る少なき事実に徴し、益々誤りなきに似たり、幸に吾人の憂惧せる陪審裁判の弊害は殆んど之れなきも、同裁判に運用せらるゝこと尠なる誠に遺憾に堪えず、暫く將來の趨勢を觀望せんかな。

（二） 弁護士感想

① 山本角太郎（埼玉）

一 政治的意義から見ての制度としては兎も角も、世間並みの施設が備つた（其の門客には触れずに）ものには相違はない。従つて此の点からすれば、相当の意義を認めぬ訳には行かない。しかし之を施行したことによつて、刑事裁判の上に其れだけの効果をもたらしたかと云ふことを、今迄の実績に徴するならば、恐らくは「明けてビツクリ」大体の予見には反せぬが、と云つた感が何人にもあるのではないかと思つて居る。

② 關口昌佐（熊谷）

一 当地方裁判所に於ては、殆ど全部の被告が之を辞退するため、無用の長物たるの感あり。

3 千葉

（一） 判検事の感想

① 千葉地方裁判所長永富貞平「所感」

我裁判史上画期的の法典である、陪審法が実施せられてから、既に一周年を迎ふることゝなつた。

客歳十月一日、同法が実施せられたる当日、畏くも 至聖陛下には帝都の三裁判所に御臨幸遊ばされ、親しく司法事務の実況を觀覽あらせられ、且優渥なる聖勅を賜りました

ことは、職を司法の府に奉ずる吾人の恐懼感激措く能はざる次第でありました。爾来、吾々は奮励努力以て、司法権に参与する国民と俱に、御聖旨に副ひ奉らんことを期し來つたのであるが、今や此記念日を迎へ、一週年の往事を回顧すれば、多少の感なきを得ない。

今、試に陪審法実施以来本年七月迄の間、我千葉地方裁判所に於ける陪審事件を検するに、法定陪審事件は受理総件数三十二件にして、内辞退十九件、自白一件、陪審裁判によりたるもの六件、他は未済（内四件陪審裁判事件として公判期日定めり）である。而して、辞退の事件は受理総数の約六割に当り相常多数に達して居る。是には、陪審裁判に依れば控訴が出来ぬとか、其他種々なる理由が有るであらう。而して、請求陪審事件に至りては全然無いのであるが、是は如何なる原因であるか、或は未だ陪審制度の趣旨が国民に徹底せざる為か、或は陪審裁判を好まざる為か、此点は今後猶暫くの経過を見たる上、深く研究すべき事柄と思ふのである。更に、翻つて陪審裁判により終局したるもの、実績を観るに、該事件は前述の如く極めて僅少にして、受理総数の一割九分に當つて居る。而して、其結果は

公訴罪名	陪審答申及裁判の結果	公訴罪名	陪審答申及裁判結果
放火	無罪一件	放火	脅迫有罪一件
殺人	傷害致死有罪二件	強姦致傷	強姦致傷有罪一件
強盜傷人	強盜傷人有罪一件		

右の如くにして、該評決は大体に於いて妥当にして、成績良好と謂つて宜しい。殊に、陪審員の出頭律（平均三十四名）の宜しき事、出頭時間（遅刻者は一名もなし）の正確なる

事、及び審理中概ね緊張せる事は、実施前の吾人の杞憂を裏切つた、非常な好成绩である。只、夫評決に至つては尚多少考究の余地があるではなからうか、との感がある。

云ふ迄もなく、陪審の職務は犯罪事実の有無を評議判断すべきものであつて、其任務は裁判上重大なるものである。従つて、陪審員は常に之を念頭に置き、慎重の態度を持し法廷に現出せる被告の陳述や証拠の取調等に全力を傾注して、其証拠力を咀嚼吟味し事実の真相に適合したる心証を得るに努力し、良心の命ずる俚に、事実を評議判断することが最も肝要である。故に、国民は尚一層陪審制度の趣旨を理解し、吾人法曹と共に一致戮力し、以て同法の運用を全ふし、完璧を期することに努めなければなりません。

終に臨み、今回陪審法実施記念号発刊に際し、所懐の一端を披瀝するの機会を与へられたることは、予の光榮とし且つ感謝する次第であります。

(二) 弁護士感想

①市村雷蔵（千葉）

一 該制度無用長物と被存候、速かに之を廃止し、之に要したる冗費は他の有用の国費に充当して可なりと信ず。

②五木田種義（千葉）

一 陪審員の幼稚低劣なると之を利用する裁判長の説示が、事件の総てを如何様にも導くものなることを実感も、爾来陪審事件は必ず被告に辞退せしむることゝしたり。折角の良法が、以上の如き法の不備の為め利用せられざるを遺憾と考ふ。

③羽生長七郎（千葉）

一 陪審の制度は、債務の保証の如きが保証に依りて債権の実行を確保せらるゝが如く、刑事被告の権利は、陪審制度あるに依り確保せらる。而かも、保証債務が容易に実行すべからざる如く、陪審も可成之を実行せざるを可とせん。

八 陪審公判を担当した判検事・弁護士の閲歴

横浜・浦和・千葉における陪審公判を担当した判検事・弁護士は、前記「二 陪審公判一覧表」に掲載した通りである。

こゝでは、判検事の閲歴を『日本法曹界人物事典』（第1巻～第5巻）、『司法大観』（昭和32年・昭和42年）、『官報』、弁護士については『日本弁護士名簿』、『日本弁護士大観』（昭和37年）、『全国弁護士大観』（昭和52年）、『官報』などを中心に紹介した。

著作・論文・評伝などは、「国立国会図書館サーチ」、「雑誌記事索引集成データベース（ぎょくくプラス）」、「Googleブックス」で検索した。「雑誌記事索引集成データベース」は、まだ「集成」にはほど遠く、その完成が待たれる。「Googleブックス」は、「国立国会図書館サーチ」では検索できない、思わぬ資料がヒットすることがある。

なお、『官報』（昭和22年5月3日以降）は、検索機能付きでデジタル化されたものが、国立国会図書館や大学図書館などにおいて公開されており、判検事の任官・異動・退官および弁護士の登録・登録換・登録取消は、氏名を打込めば検索できるが、出てこない人名や履歴が相当ある。原因は、検索機能がテキスト文書に依拠しているため、官報の原文から誤ってテキスト文書に打ち込まれた文字がかなりあると考えられる。また、『官報』（昭和27年3月まで）

は、国立国会図書館のオンラインサービスにより、インターネットで閲覧・謄写できるが、検索機能は付いていないのが欠点である。

（注）閲歴を調査するのに用いた資料の主なもの、次の通りである。

- ①『帝国大学出身名鑑』（校友調査会・一九三二年一月）。後に、『帝国大学出身人名辞典』第1巻～第3巻、日本図書センター・二〇〇三年三月に収録。（以下、「帝国大学出身名鑑」と表記する）
- ②『人事興信録』（人事興信社・一九四八年九月など）。（以下「人事興信録」昭和18年と表記する）
- ③『大衆人事録』第14版（東京篇、帝国秘密探偵社・一九四二年一月）。後に、『昭和人名辞典』第1巻・東京篇、日本図書センター・一九八七年一月に収録。『大衆人事録』第14版（北海道奥羽関東中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）。後に、『昭和人名辞典』第2巻・北海道奥羽関東中部篇、日本図書センター・一九八七年一月に収録。（以下「大衆人事録」東京編・昭和18年と表記する）
- ④『人物物故大年表』日本人編Ⅰ・Ⅱ（日外アソシエーツ、二〇〇五年二月・二〇〇六年一月）。（以下、「人物物故年表」日本人編・平成17年・平成18年と表記する）
- ⑤『日本法曹界人物事典』第1巻～第5巻（ゆまに書房・一九九五年八月）には、第1巻に『帝国法曹大観』（帝国法曹大観編纂会・一九一五年一月）、第2巻に『帝国法曹大観』改訂増補（帝国法曹大観編纂会・一九二二年一月）、第3巻に『帝国法曹大観』改訂第三版（帝国法曹大観編纂会・一九二九年三月）、第4巻に『大日本法曹大観』（大日本法曹大観編纂会・一九三六年一月）、第5巻に『大日本司法大観』（大日本司法大観編纂所・一九四〇年七月）が、収録されている。（以下、「法曹界人物事典」Ⅰ～Ⅴと表記する）
- ⑥『司法大観』（法曹会・一九五七年七月、一九六七年七月）。（以下、「司法大観」昭和32年・昭和42年と表記する）
- ⑦『日本弁護士大観』（国際聯合通信社・一九六二年二月）。（以下、「日本弁護士大観」昭和37年と表記する）

- ⑧『全国弁護士大観』(法曹公論社・一九七七年六月)。『全国弁護士大観』別冊追録(法曹公論社・一九七八年一月)。以下、「全国
 弁護士大観」所和52年・昭和53年と表記する)
- ⑨『司法沿革誌』(法曹会・一九三九年一月)
- ⑩『続司法沿革誌』(法曹会・一九六三年三月)
- ⑪『法務沿革誌』第1巻〜第8巻(法曹会、一九六七年三月・一九七四年一月・一九七九年五月・一九八五年五月・一九九三年五月
 ・一九六六年五月・二〇〇三年五月・二〇〇八年四月)。注、第1巻・第2巻は法務大臣官房司法法制調査部
- ⑫『裁判所沿革誌』第1巻〜第6巻(法曹会、一九六八年四月・一九六九年三月・一九七八年七月・一九八八年七月・一九九八年二月
 ・二〇〇八年三月)。注、第6巻は最高裁判所事務総局総務局
- ⑬『法曹会雑誌』(法曹会・一九二七年一月〜一九四四年三月)所収の「叙任辞令」欄・「公証人の異動」欄(注、脱落が多い)
- ⑭『国立公文書館所蔵 明治大正昭和 官員録・職員録集成』マイクロフィルム版(日本図書センター・一九九〇年一月)
- ⑮『官報』所収の「叙任及辞令」欄・「彙報」欄
- ⑯『自由と正義』(日本弁護士連合会発行)所収の「登録・登録換・登録取消」欄
- ⑰『日本弁護士名簿』明治32年〜昭和16年「欠号、明治34年・大正11年・大正12年」(『日本弁護士協会録事・法曹公論』号外・日本弁
 護士協会発行。国立国会図書館、早稲田大学図書館、東京弁護士会第二東京弁護士会合同図書館所蔵)、『日本全国弁護士名簿』昭和
 8年〜昭和12年(『正義』号外・帝国弁護士会発行。早稲田大学図書館所蔵)、『大日本弁護士名簿』昭和17年・昭和18年(大日本弁
 護士会聯合会発行。東京弁護士会第二東京弁護士会合同図書館、法務図書館所蔵)
- ⑱『東京弁護士会百年史』(東京弁護士会・一九八〇年一月)、『われらの弁護士会史』(第一東京弁護士会・一九七一年二月)、『第
 一東京弁護士会史』(第二東京弁護士会・一九七六年一月)
- ⑲『横浜弁護士会』上巻・下巻(横浜弁護士会、一九八〇年一月・一九八四年一月)
- ⑳『千葉県弁護士会史』(千葉県弁護士会・一九九五年六月)

㉑『日本弁護士総覧』第1巻・第2巻・合本(東京法曹会・一九二一年八月、一九二一年二月、一九二五年八月。後に、『日本法曹界
 人物事典』第8巻、ゆまに書房・一九九六年一月に収録)

㉒『現代弁護士大観』(丸萬商店・一九三二年二月。後に、『日本法曹界人物事典』第9巻、ゆまに書房・一九九六年一月に収録)

㉓新田宗盛『大東京構成の人及其事業』(帝国時事通信社・一九三二年九月。後に、『東京人名資料事典』第4巻・第5巻、日本図書七
 ンター・二〇〇四年一月に収録)

㉔『近代日本社会運動史人物大事典』1〜5、日外アソシエーツ・「1〜4」一九七九年一月、「5」一九七九年三月)

1 横 浜

(一) 判事の閲歴

①横山鑛太郎

●慶応三年一月三日生、東京府豊多摩郡大久保町、明治二五年七月東京帝国大学法科大
 学卒業、明治二五年七月司法官試補・八王子区裁判所詰、明治二八年九月大阪地方裁判所
 検事、明治三〇年四月神戸区裁判所検事、明治三〇年一月大阪区裁判所判事、明治三一
 年一月大阪地方裁判所判事、明治三一年一月依願免本官(官報 明治31・11・15)、明治三一
 年二月弁護士登録・大阪(官報 明治31・12・15)、大正四年一月登録取消(官報 大正4・10・15)、
 大正四年一月京都地方裁判所判事、大正五年八月京都地方裁判所部長、大正一〇年八月
 東京控訴院検事、大正一二年四月東京控訴院判事部長、公証人懲戒予備委員、大正一四年
 三月横浜地方裁判所長(人物事典 Ⅱ・Ⅲ)、昭和四年一月退職(官報 昭和4・10・10)、昭和四年
 一月弁護士登録・第一東京(官報 昭和4・10・23)、昭和一九年三月登録取消(官報 昭和19・4・

●「横山鑛太郎」〔帝国大学出身名鑑〕、校友調査会・一九三三年二月〕

②清水正一

●明治十一年一月二五日生、愛知県葉栗郡葉栗村、明治三十八年七月日本大学卒業、明治四一年一月判事検事登用試験及第、明治四一年一月司法官試補・大津地方裁判所詰、明治四四年七月宮津区裁判所判事、大正二年五月京都地方裁判所判事、大正五年三月京都区裁判所判事、大正六年三月京都地方裁判所判事、大正九年五月大阪控訴院判事、大正一〇年一月退職、北米合衆国ニ於ケル特別裁判制度ノ調査ヲ囑託ス、大正一〇年一月北米合衆国ニ於ケル監獄作業ノ経営及管理ニ関スル調査ヲ囑託ス、大正一二年七月東京控訴院判事、国ノ自由刑執行ニ関スル拘禁方法ニ関スル調査ヲ囑託ス、大正一二年七月東京控訴院判事、昭和三年七月横浜地方裁判所部長、昭和七年四月千葉地方裁判所部長〔人物事典Ⅰ・Ⅲ・Ⅳ〕、昭和十一年六月樺太地方裁判所長〔官報〕昭和11・6・5〕、昭和十二年五月札幌地方裁判所長〔官報〕昭和12・5・18〕、昭和十三年一月二月退職〔官報〕昭和13・12・28〕

③津田進

●明治二十二年四月一六日生、福井県坂井郡芦原村↓福井市江戸下町↓横浜市中区本牧町、大正四年五月東京帝国大学法科大学卒業、大正四年六月司法官試補・名古屋地方裁判所詰、大正六年二月岐阜地方裁判所予備検事、大正六年七月岐阜地方裁判所予備判事、大正六年九月岐阜地方裁判所判事、大正六年九月津山区裁判所検事、大正七年七月富山区裁判所検事、大正八年七月出町区裁判所検事、大正九年一月名古屋区裁判所検事、大正一四年四月東京控訴院判事、大正一五年八月横浜地方裁判所部長、昭和六年五月東京控訴院部長・退職、昭和六年五月弁護士登録・横浜〔官報〕昭和6・5・29〕、昭和十二年一月二月登録取消〔官報〕

昭和13・1・18〕、昭和十二年一月二月釧路地方裁判所部長、昭和十三年一月二月下妻区裁判所判事〔人物事典ⅠⅢ・Ⅴ〕、昭和一六年三月横須賀区裁判所判事〔官報〕昭和16・4・4〕、昭和一八年三月小田原区裁判所判事〔官報〕昭和19・4・5〕、昭和昭和二十二年一月福井地方裁判所長〔官報〕昭和22・11・21〕、昭和二十三年六月兼福井家事審判所判事〔官報〕昭和23・6・28〕、昭和二十三年一月福井家事審判所長〔官報〕昭和23・10・20〕、昭和二十四年一月一日兼福井家庭裁判所長〔官報〕昭和24・2・3〕、昭和二十四年九月金沢地方裁判長兼金沢家庭裁判所長〔官報〕昭和24・10・8〕、昭和二十四年四月定年退官〔司法大観〕昭和32年〕、昭和二十九年七月金沢簡易裁判所判事〔官報〕昭和29・7・12〕、昭和二十九年九月金沢簡易裁判所司法行政事務掌理者〔官報〕昭和29・9・11〕、昭和三十四年四月簡易裁判所判事定年退官、昭和三十五年四月弁護士登録・金沢〔官報〕昭和35・5・14〕、昭和三十七年三月二〇日登録取消・死亡〔官報〕昭和37・4・10〕

●「津田進」〔帝国大学出身名鑑〕、校友調査会・一九三三年二月〕

●津田進編『金沢裁判所沿革誌』(金沢地方裁判所・一九五一年四月)

④坂井改造

●明治三〇年二月二〇日生、新潟県北蒲原郡新発田町、大正七年七月中央大学法律科卒業、大正八年一月判事検事登用試験及第・弁護士試験及第、大正八年一月司法官試補・宇都宮地方裁判所詰、大正九年一月東京地方裁判所詰、大正一〇年七月長野地方裁判所予備判事、大正十一年三月長野地方裁判所判事、大正十二年八月高田区裁判所判事、大正十三年八月新潟地方裁判所判事、大正一四年七月横浜区裁判所判事、昭和四年一月東京地方裁判所判事、昭和一〇年五月東京刑事地方裁判所判事、昭和一〇年七月東京刑事地方裁判所部長、昭和十一年一月東京区裁判所判事〔人物事典ⅡⅤ〕、昭和十四年八月東京

刑事地方裁判所判事予審掛部長、昭和一六年一二月東京少年審判所長、昭和二一年二月秋田地方裁判所長、昭和二二年一月長野地方裁判所長、昭和二三年二月長野家事審判所判事（官報）昭和23・3・3）、昭和二四年一月兼長野家庭裁判所長、昭和二九年三月千葉地方裁判所長兼千葉家庭裁判所長（司法大観）昭和32年）、昭和三二年一月東京高等裁判所判事部事務総括者（官報）昭和32・12・3）、昭和三七年二月定年退官（官報）昭和37・2・22）、昭和三七年三月弁護士登録・第二東京（官報）昭和37・4・10）、昭和五二年八月一七日登録取消・死亡（官報）昭和52・10・10）

●「坂井改造」『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月）

⑤菅野次郎

●明治二九年六月二九日生、福島県安達郡二本松町、大正一一年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一一年五月司法官試補・神戸地方裁判所詰、大正一二年四月東京地方裁判所詰、大正一二年一二月東京地方裁判所予備判事、大正一三年一月仙台地方裁判所予備判事、大正一三年四月福島地方裁判所判事、大正一四年七月若松区裁判所判事、大正一四年一二月横浜区裁判所判事、昭和七年五月函館地方裁判所判事、昭和九年三月横浜区裁判所判事、昭和一一年四月東京控訴院判事、昭和一三年九月新潟地方裁判所部長（人物事典）Ⅱ55）、昭和一七年一二月浦和地方裁判所部長、昭和二一年六月横浜区裁判所監督判事、昭和二二年五月横浜地方裁判所判事、昭和二二年一月旭川地方裁判所長、昭和二四年一月兼旭川家庭裁判所長、昭和二四年四月横浜家庭裁判所長、昭和二四年一二月東京高等裁判所判事、昭和三一年八月東京地方裁判所判事（司法大観）昭和32年）、昭和三二年一月東京地方裁判所部事務総括者（官報）昭和32・11・12）、昭和三二年一二月依願免本官（官報）昭和33・1・6）、昭和三三年

一月公証人・東京（官報）昭和33・1・13）、昭和四一年六月依願免公証人（官報）昭和41・7・1）

⑥古賀清三郎

●明治三〇年八月二五日生、長崎市八幡町、大正一一年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一一年五月司法官試補・横浜地方裁判所詰、大正一二年四月東京地方裁判所詰、大正一二年一二月東京地方裁判所予備判事、大正一三年一月横浜地方裁判所予備判事、大正一三年一二月千葉地方裁判所判事、大正一四年七月小樽区裁判所判事、大正一五年七月横浜地方裁判所判事、昭和七年四月東京区裁判所、昭和一〇年五月東京刑事地方裁判所判事、昭和一二一年一〇月広島控訴院判事（人物事典）Ⅱ55）、昭和一四年九月東京区裁判所判事兼東京刑事地方裁判所判事、昭和二一年三月木更津区裁判所兼千葉地方裁判所判事、昭和二一年八月千葉地方裁判所木更津支部長兼木更津区裁判所監督判事、昭和二二年五月千葉地方裁判所木更津支部判事、昭和二三年一〇月千葉地方裁判所木更津支部長、昭和二三年一月木更津家事審判所長（官報）昭和23・11・9）、昭和二四年一月兼千葉家庭裁判所木更津支部判事、昭和三二年一月千葉地方裁判所木更津支部長兼千葉家庭裁判所木更津支部長、昭和三三年一月前橋地方裁判所高崎支部長兼前橋家庭裁判所高崎支部長、昭和三七年八月定年退官、昭和三七年九月横浜簡易裁判所判事（司法大観）昭和32年・昭和42年）、昭和三七年一〇月横浜簡易裁判所司法行政事務掌理者（官報）昭和37・10・26）、昭和四二年八月簡易裁判所判事定年退官（官報）昭和42・8・26）、昭和四二年九月弁護士登録・横浜（官報）昭和42・11・21）、昭和五七年二月八日登録取消・死亡（官報）昭和57・4・14）

●「古賀清三郎」『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月）

⑦緑川亨

●明治三六年三月二九日生、福島県岩城郡田人村、大正一五年一月高等試験行政科合格、大正一五年一二月高等試験司法科合格、昭和二年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和二年四月司法官試補・横浜地方裁判所詰、昭和三年一二月横浜地方裁判所予備判事、昭和四年一月栃木区裁判所判事、昭和六年四月宇都宮地方裁判所判事、昭和七年七月千葉地方裁判所判事、昭和一二年四月東京区裁判所判事、昭和一四年六月横浜地方裁判所判事（人物事典Ⅲ〽）、昭和一八年二月東京民事地方裁判所兼東京刑事地方裁判所判事、昭和二二年一月月仙台高等裁判所判事、昭和二四年二月東京地方裁判所判事（司法大観Ⅰ昭和32年・昭和42年）、昭和三三年一月東京地方裁判所部事務総括者（官報Ⅰ昭和33・1・4）、昭和四〇年一月依願免官（官報Ⅰ昭和40・1・11）、昭和四〇年一月公証人・東京（官報Ⅰ昭和40・1・13）、昭和四八年三月依願免公証人（官報Ⅰ昭和48・3・31）

⑧松岡千壽

●明治二〇年八月一五日生、熊本県八代郡宮原町、大正二年七月日本大学卒業、大正七年一二月判事検事登用試験及第、大正七年一二月司法官試補・横浜地方裁判所詰、大正九年八月横浜地方裁判所予備判事、大正九年一〇月水戸地方裁判所判事、大正一〇年七月横浜地方裁判所判事、昭和八年五月浦和地方裁判所判事（人物事典Ⅱ〽）、昭和一七年四月新潟区裁判所監督判事兼新潟地方裁判所判事（官報Ⅰ昭和17・4・6）、昭和二〇年四月八日市場区裁判所監督判事兼千葉地方裁判所八日市場支部長（官報Ⅰ昭和20・4・21）、昭和二一年三月東京控訴院部長・退職（官報Ⅰ昭和21・4・2号外）、昭和二一年一〇月弁護士登録・熊本（官報Ⅰ昭和21・25）、昭和三二年三月一五日登録取消・死亡（官報Ⅰ昭和32・4・20）

⑨奥野利一

●明治三八年七月一三日生、神奈川県中郡大磯町、昭和二年一二月高等試験司法科合格、昭和三年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和三年四月司法官試補・横浜地方裁判所詰、昭和四年一月横浜地方裁判所予備判事、昭和五年八月横浜区裁判所判事、昭和六年七月東京地方裁判所判事、昭和一〇年五月東京民事地方裁判所判事、昭和一一年一月横浜地方裁判所判事（人物事典Ⅲ〽）、昭和一二年六月東京区裁判所兼東京民事地方裁判所東京刑事地方裁判所判事、昭和一六年五月東京控訴院判事、昭和一八年一月東京区裁判所兼東京民事地方裁判所東京刑事地方裁判所判事、昭和二一年三月東京控訴院判事、昭和二二年一月東京高等裁判所判事、昭和三六年一二月前橋地方裁判所兼前橋家庭裁判所長（司法大観Ⅰ昭和32年・昭和42年）、昭和三八年一月東京高等裁判所判事部事務総括者（官報Ⅰ昭和38・11・6）、昭和四二年四月東京地方裁判所長（官報Ⅰ昭和42・4・12）、昭和四三年一月東京高等裁判所長官（官報Ⅰ昭和43・11・26）、昭和四五年七月定年退官（官報Ⅰ昭和45・7・15）、昭和四五年九月弁護士登録・第一東京（官報Ⅰ昭和45・12・3）、平成七年四月三〇日登録取消・死亡（官報Ⅰ平成7・6・8）

●「奥野利一」『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月

⑩宇野要三郎

●明治一一年九月一五日生、青森県南津軽郡六郷村、明治三七年七月京都帝国大学法科大学卒業、明治三七年七月司法官試補・神戸地方裁判所詰、明治三九年四月神戸地方裁判所予備判事、明治三九年九月神戸地方裁判所判事、明治四一年四月神戸商業学校教授ヲ嘱託、大正三年一〇月大津地方裁判所部長、大正五年七月浦和地方裁判所部長、大正六年九月東京控訴院判事、大正九年五月東京地方裁判所部長、大正一二年四月欧米各国へ出張、大正一三年四月東京控訴院部長、大正一三年一二月東京地方裁判所部長、昭和二年四月大

審院判事、昭和二年一〇月刑法並監獄法改正調査委員会幹事、昭和四年一〇月横浜地方裁判所長、昭和七年三月東京地方裁判所長、昭和七年五月刑法並監獄法改正調査委員、昭和九年八月大審院部長、昭和一〇年五月高等試験臨時委員（『人物事典』I-V）、昭和一六年九月退職（『官報』昭和16・9・22）、…昭和二十年七月一六日弁護士登録・第一東京（『官報』昭和22・8・30）、昭和四三年三月登録取消（『官報』昭和43・4・20）、昭和四三年六月弁護士登録・第一東京（『官報』昭和43・7・27）、昭和四四年三月二二日登録取消・死亡（『官報』昭和44・4・30）

●「宇野要三郎」『帝國大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年二月、「宇野要三郎」『日本弁護士大観』、国際聯合通信社・一九六二年二月）、野村正男「宇野要三郎」『法窓風雲録』上巻、朝日新聞社・一九六六年一月）、

●宇野要三郎「英国陪審制視察復命書——英国ニ於ケル刑事裁判ノ実況及其運用——」（『司法資料』第73号・英国陪審ノ組織資格者選定招集等ニ關スル省取調委員会報告書 附・金山検事宇野判事視察報告書、司法省調査課・一九二五年七月）、宇野要三郎「英国陪審制視察復命書」『法律新報』第75号ノ第82号、一九二六年五月二五日、六月五日・一五日・二五日、七月五日・一五日・二五日、八月五日）、宇野要三郎「裁判の民衆化」『法律春秋』第1巻第1号、一九二六年九月）、宇野要三郎「上告裁判所より見たる陪審裁判」『法曹会雜誌』第7巻第10号、一九二九年一〇月）

⑪竹中半一郎

●明治二六年一月二〇日生、京都市下京区油小路通綾小路下ル風早町、大正一〇年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一〇年五月司法官試補・名古屋地方裁判所詰、大正一一年三月東京地方裁判所詰、大正一二年三月東京地方裁判所予備判事、大正一三年一月東京地方裁判所判事、昭和三年七月横浜地方裁判所判事、昭和四年八月横浜区裁判所判事、昭和七年一〇月東京区裁判所判事、昭和一〇年五月東京刑事地方裁判所判事、昭和一一年二月東京区裁判所判事、昭和一二年一月東京控訴院判事、昭和一一年一二月函館地方裁判

所部長（『人物事典』II-V）、昭和一四年一二月横浜区裁判所兼横浜地方裁判所判事（『官報』昭和14・12・29）、東京刑事地方裁判所兼東京民事地方裁判所東京区裁判所判事（『官報』昭和16・9・26）、昭和一二年三月大審院判事・退職（『官報』昭和21・5・1）、昭和一二年四月弁護士登録・第一東京（『官報』昭和21・5・25）、昭和二九年二月一日登録取消・死亡（『官報』昭和29・3・19）

⑫山本長次

●明治三八年六月一八日生、東京市下谷区龍泉寺町、昭和三年一〇月高等試験行政科・司法科合格、昭和四年三月早稲田大学法学部卒業、昭和四年五月司法官試補・横浜地方裁判所詰、昭和五年一二月横浜地方裁判所予備判事、昭和七年一〇月福岡地方裁判所久留米支部判事、昭和九年四月新潟地方裁判所長岡支部判事、昭和一〇年九月新潟地方裁判所判事、昭和一二年八月東京民事地方裁判所判事（『人物事典』IV-V）、昭和一七年二月東京刑事地方裁判所判事予審掛、昭和一八年三月領事・中華民國長家口日本総領事館在勤、昭和二〇年五月中華民国濟南日本総領事館在勤、昭和二一年五月東京刑事地方裁判所判事、昭和二一年新潟地方裁判所部長、昭和二二年一月東京地方裁判所判事、昭和二五年六月東京高等裁判所判事（『司法大観』昭和32年・昭和42年）、昭和三九年六月依願免本官（『官報』昭和39・6・4）、昭和三九年六月公証人・横浜（『官報』昭和39・6・8）、昭和五〇年六月依願免公証人（『官報』昭和50・6・21）、昭和五〇年七月弁護士登録・横浜（『官報』昭和50・10・9）、平成五年一月登録取消・死亡（『官報』平成5・12・16）

●「山本長次」『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月）

⑬富岡孝助

●明治二七年七月二二日生、神奈川県鎌倉郡小坂村、大正一〇年四月東京帝国大学法学

部卒業、大正一二年二月弁護士登録・横浜（官報）大正12・3・1、大正一二年一月登録取消（官報）大正12・12・5）、大正一三年三月司法官試補・横浜地方裁判所詰、大正一四年一月宇都宮地方裁判所予備判事、昭和二年八月高松地方裁判所判事、昭和三年二月土浦区裁判所判事、昭和四年八月横浜区裁判所判事（人物事典Ⅲ～Ⅴ）、昭和九年一二月東京地方裁判所兼東京区裁判所判事（官報）昭和9・12・29）、昭和一〇年五月東京区裁判所兼東京民事地方裁判所東京刑事地方裁判所判事（官報）昭和10・5・4）、昭和一八年六月東京控訴院判事（官報）昭和18・7・2）、昭和二二年一月東京高等裁判所判事（官報）昭和23・1・24号外）、昭和二三年八月依願免本官（官報）昭和23・9・4）、昭和二三年一〇月弁護士登録・第二東京（官報）昭和23・11・27）、昭和五八年一二月一日登録取消・死亡（官報）昭和59・2・14）

●「富岡孝助」〔『日本弁護士大鑑』、国際聯合通信社・一九六二年二月）、「富岡孝助」〔『全国弁護士大鑑』、法曹公論社・一九七七年六月）

⑭ 佐藤修一

●明治一三年三月六日生、高知県土佐郡小高坂村↓高知市小高坂、明治四一年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治四一年七月司法官試補・前橋地方裁判所詰、明治四三年八月前橋地方裁判所予備判事、明治四三年一二月前橋区裁判所判事、大正五年七月東京区裁判所判事、大正七年七月長野区裁判所判事、大正九年一〇月松本区裁判所判事、大正一〇年一二月長野地方裁判所判事、大正一四年一月甲府地方裁判所部長、大正一五年七月前橋地方裁判所部長、昭和六年五月横浜地方裁判所部長、昭和八年六月東京区裁判所監督判事、昭和一〇年三月鹿兒島地方裁判所長、昭和一四年九月水戸地方裁判所長（人物事典Ⅰ～Ⅴ）、昭和一五年三月退職（官報）昭和15・3・27）、昭和一五年三月公証人・東京（官報）昭和15・4・2）、

昭和二一年五月依願免公証人（日本公証制度沿革史）昭和43年）

●「佐藤修一」〔『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年二月）

⑮ 檜崎景忠

●明治二〇年四月一七日生、東京市下谷区中根岸町、明治四五年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正元年八月司法官試補・横浜地方裁判所詰、大正三年一〇月横浜地方裁判所予備判事、大正四年二月神戸地方裁判所判事、大正四年七月和歌山地方裁判所判事、大正七年七月大阪区裁判所判事、大正九年一〇月大阪地方裁判所部長、大正九年一二月退職、大正一二年一〇月水戸地方裁判所検事、大正一三年五月甲府区裁判所監督判事、大正一三年一月横浜区裁判所判事、大正一四年七月小樽区裁判所判事、大正一五年七月旭川地方裁判所部長、昭和二年八月横浜地方裁判所部長（人物事典Ⅰ～Ⅲ）、昭和四年七月東京控訴院判事（官報）昭和4・7・3）、昭和六年一月横浜区裁判所監督判事（官報）昭和6・1・28）、昭和八年六月横浜地方裁判所部長（官報）昭和8・6・20）、昭和九年一月東京控訴院部長（官報）昭和9・1・23）、昭和九年一月三一日死亡（官報）昭和9・1・31）

●「檜崎景忠」〔『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年二月）

⑯ 小泉英一（東京参照）

⑰ 河内雄三

●明治四〇年二月二八日生、東京市中野区新山通、昭和四年三月法政大学専門部法律科卒業、昭和四年一二月高等試験司法科合格、昭和五年六月司法官試補・横浜地方裁判所詰、昭和六年一二月横浜地方裁判所予審判事、昭和八年二月新潟地方裁判所高田支部判事、昭和一〇年一二月高崎区裁判所判事、昭和一三年三月旭川地方裁判所判事、昭和一四年一〇

月函館地方裁判所判事（『人物事典』Ⅳ・Ⅴ）、昭和一五年五月水戸地方裁判所判事、昭和一六年五月千葉地方裁判所判事、昭和一八年一二月陸軍司政官・ジャワ派遣軍政監部付、：昭和二二年二月前橋地方裁判所判事（『司法大観』昭和32年・昭和42年）、昭和二二年一二月月館林簡易裁判所兼前橋地方裁判所判事（『官報』昭和23・1・24）、昭和二四年一二月前橋地方裁判所兼前橋家庭裁判所太田支部判事（『官報』昭和24・2・3）、昭和二四年三月前橋地方裁判所判事事務総括者（『官報』昭和24・4・15）、昭和二五年九月前橋家庭裁判所太田支部判事（『官報』昭和25・10・7）、昭和二五年九月簡易裁判所判事・判事専任（『官報』昭和25・10・12）、昭和二七年一二月前橋地方裁判所判事事務総括者（『官報』昭和27・2・4）、昭和三二年一二月前橋地方裁判所八王子支部判事（『官報』昭和32・12・23）、昭和三三年一月東京地方裁判所八王子支部判事事務総括者（『官報』昭和33・1・4）、昭和三八年六月福島地方裁判所平支部長兼福島家庭裁判所平支部長兼平簡易裁判所判事司法行政政事掌理者（『官報』昭和38・6・10）¹¹）、昭和四一年七月東京高等裁判所判事（『官報』昭和41・7・4）、昭和四一年七月依願免本官（『官報』昭和41・7・11）、昭和四一年七月公証人・千葉（『官報』昭和41・7・13）、昭和四八年四月一七日死亡（『官報』昭和48・4・23）

⑱ 飯守重任

●明治三九年八月一三日生、東京市豊島区目白町、昭和四年一二月高等試験司法科合格、昭和五年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和五年六月司法官試験補・東京地方裁判所詰、昭和七年一〇月横浜地方裁判所予備判事、昭和八年三月静岡地方裁判所浜松支部予備判事、昭和八年七月静岡地方裁判所浜松支部判事、昭和一〇年五月東京区裁判所判事（『人物事典』Ⅴ）、昭和一三年九月満洲国奉天高等法院審判官、昭和一四年一〇月奉天区法院監督審判官、昭

和一四年一二月満洲国司法部大臣官房参事官、昭和一九年九月新京高等法院庭長審判官、：昭和二〇年一〇月ソ連抑留、昭和二五年中共抑留、：昭和三一年八月帰国、昭和三一年八月東京簡易裁判所判事、昭和三三年四月東京地方裁判所判事、昭和三五年一月東京地方裁判所判事事務総括者、昭和三七年一月東京高等裁判所判事（『司法大観』昭和32年・昭和42年）、昭和三九年一二月鹿児島地方裁判所長兼鹿児島家庭裁判所長（『官報』昭和39・12・8）、昭和四五年一二月免鹿児島地方裁判所長兼鹿児島家庭裁判所長、昭和四五年一二月依願免本官（『官報』昭和46・1・5）、昭和五五年一二月五日死亡（『人物事典』Ⅵ・平成2年）

●「飯守重任」〔『満洲紳士録』、満蒙資料協会・第3版一九四〇年一二月・第4版一九四三年一二月〕

⑲ 田中宗雄

●明治三六年一月一日生、群馬県群馬郡古卷村↓渋川市、昭和五年三月中央大学専門部卒業、昭和五年一月高等試験司法科合格、昭和六年六月司法官試験補・横浜地方裁判所詰、昭和七年一二月横浜地方裁判所予備判事、昭和八年一二月山形地方裁判所鶴岡支部判事、昭和一〇年六月山形地方裁判所判事、昭和一一年一二月福島地方裁判所平支部判事（『人物事典』Ⅳ・Ⅴ）、昭和一五年三月仙台地方裁判所石巻支部兼石巻区裁判所判事、昭和一六年伊那区裁判所兼長野地方裁判所飯田支部判事、昭和一七年四月長野地方裁判所兼長野区裁判所判事、昭和二一年四月栃木区裁判所兼宇都宮地方裁判所栃木支部判事、昭和二一年七月宇都宮地方裁判所栃木支部長兼栃木区裁判所監督判事判事（『官報』昭和21・8・9）、昭和二四年一月兼宇都宮家庭裁判所栃木支部判事、昭和二五年六月宇都宮家庭裁判所栃木支部長（『官報』昭和25・6・15）、昭和二六年八月東京家庭裁判所判事、昭和二九年一月兼東京地方裁判所判事、昭和三二年一二月東京地方裁判所判事、昭和四〇年四月仙台高等裁判所判事、昭和四一年

五月岡山家庭裁判所長（『司法大観』昭和32年・昭和42年）、昭和四十二年九月東京高等裁判所判事（『官報』昭和42・9・18）、昭和四十二年九月依願免本官（『官報』昭和42・9・29）、昭和四十二年一〇月弁護士登録・第二東京（『官報』昭和42・11・21）、平成五年十一月一日登録取消・死亡（『官報』平成5・12・16）

●「田中宗雄」〔『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月〕

⑳ 中島民治

●明治二四年一月一〇日生、福岡県八女郡串毛村、大正六年三月東京帝国大学法科大学卒業、大正六年五月司法官試補・京都地方裁判所詰、大正七年一二月京都地方裁判所予備判事、大正八年二月京都地方裁判所判事、大正一三年八月浜松区裁判所判事、大正一四年七月横浜地方裁判所判事、大正一五年七月甲府地方裁判所部長、昭和二年八月東京控訴院判事、昭和五年八月千葉地方裁判所部長、昭和七年四月東京控訴院判事、昭和一〇年六月横浜地方裁判所部長、昭和一三年九月東京刑事地方裁判所判事、昭和一四年七月東京刑事地方裁判所部長（『人物事典』ⅡⅤ）、昭和一八年一二月長崎地方裁判所長、昭和二〇年三月福岡地方裁判所長（『官報』昭和20・3・8）、昭和二二年二月名古屋地方裁判所長（『官報』昭和21・2・22）、昭和二四年一月兼名古屋家庭裁判所長（『官報』昭和24・2・3）、昭和二四年四月免兼職（『官報』昭和24・4・22）、昭和二六年一〇月広島高等裁判所長官（『官報』昭和26・10・26、昭和26・10・31）、昭和二七年九月福岡高等裁判所長官（『官報』昭和27・10・27）、昭和二九年一〇月依願免本官（『官報』昭和29・10・18）、昭和二九年一〇月公証人・東京（『官報』昭和29・10・22、「司法大観」昭和32年）、昭和三六年一月依願免公証人（『官報』昭和36・1・13）

㉑ 佐瀬昌三

●明治三七年七月八日生、千葉県山武郡上塚村、大正一三年三月法政大学法科卒業、大

正一三年一二月高等試験行政科合格、大正一四年一二月高等試験司法科合格、大正一五年四月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和二年一二月静岡地方裁判所予備検事、昭和三年一〇月浦和区裁判所検事、昭和五年四月退職、：法政大学講師・パリ法科大学留学（『法政大 学校友名鑑』昭和16年）；昭和七年一月浜松区裁判所検事、昭和七年一〇月沼津区裁判所判事、昭和九年五月横浜地方裁判所判事、昭和一三年三月東京刑事地方裁判所判事（『人物事典』ⅢⅤ）、昭和一七年九月東京控訴院判事（『官報』昭和17・9・12）、昭和一八年一二月東京刑事地方裁判所兼東京民事地方裁判所東京区裁判所判事（『官報』昭和18・12・27）、昭和二〇年一二月東京控訴院判事・退職（『官報』昭和20・12・27）、昭和二十一年一月弁護士登録・第二東京（『官報』昭和21・3・9）、昭和二十二年四月衆議院議員当選当選三回・自由党、平成一三年六月二三日登録取消・死亡（『官報』平成13・8・23）

●「佐瀬昌三」〔『法政大学校友名鑑』法政大学校友名鑑刊行会・一九四二年五月〕、「佐瀬昌三」〔『日本弁護士大観』国際聯合通信社・一九六二年二月〕、「佐瀬昌三」〔『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月〕、「佐瀬昌三」〔『衆議院議員名鑑』大蔵省印刷局・一九九〇年一月〕

●佐瀬昌三「一九三二年フランス刑法改正予備草案（総則）並にポールランド改正刑法及ポーランド違警罪法」〔『司法資料』第188号、司法省調査課・一九三四年一〇月〕、佐瀬昌三「政治犯罪並に犯罪人引渡制度に関する研究」〔『司法研究報告書集』第19輯4、司法省調査課・一九三五年三月〕

㉒ 石田哲一

●明治四三年一月三日生、米子市西大谷、昭和七年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和七年一二月高等試験司法科合格、昭和八年六月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和九年一二月東京地方裁判所予備判事、昭和一〇年五月東京民事地方裁判所予備判事、昭和一〇

年六月横浜地方裁判所判事（『人物事典』Ⅳ・Ⅴ）、昭和十三年三月東京民事地方裁判所兼刑事地方裁判所東京区裁判所判事、昭和十六年五月司法事務官・司法省民事局勤務、昭和十六年八月松江地方裁判所兼松江區裁判所判事、昭和二十二年一月松江地方裁判所判事（『官報』昭和二十三年三月松江二十・一・24）、昭和二十四年二月兼松江家庭裁判所判事（『官報』昭和二十四・二・3）、昭和二十四年三月松江地方裁判所判事部事務総括者（『官報』昭和二十四・四・15）、昭和二十四年五月広島高等裁判所松江支部判事（『官報』昭和二十四・五・10）、昭和二十四年一〇月東京地方裁判所判事・司法研修所教官（『官報』昭和二十四・10・2）、昭和二十六年一月高松高等裁判所判事職務代行（『官報』昭和二十六年・二・12）、昭和二十六年四月免高松高等裁判所判事職務代行（『官報』昭和二十六年・四・25）、昭和二十九年四月解司法研修所教官・神戸地方裁判所兼家庭裁判所判事（『官報』昭和二十九年・四・23）、昭和三十一年一月神戸地方裁判所判事・事務総括者（『官報』昭和三十一年・一・31）、昭和三十一年一月東京地方裁判所兼家庭裁判所判事（『司法大観』昭和三十一年・昭和四十二年）、昭和三十六年一月東京地方裁判所判事職務総括者（『官報』昭和三十六・11・10）、昭和四〇年一二月東京高等裁判所判事（『官報』昭和四十年・一・4、「司法大観」昭和三十二年・昭和四十二年）、昭和四十七年七月東京高等裁判所判事部事務総括者（『官報』昭和四十七・七・18）、昭和五〇年一月定年退官（『官報』昭和五十・一・9）、昭和五〇年一月弁護士登録・第一東京（『官報』昭和五十・三・3）

●「石田哲一」〔『全国弁護士大観』、法曹公論社、一九七七年六月〕

㉓ 橋本匡也

●明治二十二年八月一七日生、青森県三戸郡八戸町、大正五年五月東京帝国大学法科大学卒業、大正六年二月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正七年九月東京地方裁判所予備検事、大正七年一〇月東京地方裁判所予備判事、大正七年一月旭川区裁判所判事、大正七年一二月旭川地方裁判所判事、大正八年一〇月函館区裁判所判事、大正九年八月東京地方

裁判所判事、大正一四年七月東京控訴院判事、昭和七年四月横浜地方裁判所部長（『人物事典』Ⅱ・Ⅴ）、昭和一八年三月樺太地方裁判所長（『官報』昭和十八・三・29）、：昭和二〇年八月ソ連抑留（『樺太終戦史』昭和四十八年）：、昭和二十二年一二月札幌地方裁判所判事（『官報』昭和二十三年・二・18）、昭和二十五年一二月八戸簡易裁判所判事（『官報』昭和二十五年・12・18、昭和二十五年・12・29）、昭和三十一年一二月依願免本官（『官報』昭和三十一年・一・6）

●「橋本匡也」〔『帝国大学出身名鑑』、校友調査会、一九三二年二月〕

㉔ 合田繁雄

●明治二十七年三月五日生、香川県三豊郡豊浜町、大正十一年六月東京帝国大学法学部卒業、大正一二年一二月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正一四年八月岡山地方裁判所予備判事、大正一五年一二月福岡地方裁判所判事、昭和三年一〇月宇都宮地方裁判所判事、昭和五年二月浦和地方裁判所判事（『人物事典』Ⅲ・Ⅴ）、昭和十一年四月横浜地方裁判所兼横浜區裁判所判事、昭和二〇年九月横浜地方裁判所部長・退職（『官報』昭和二十一年・九・24）、昭和二十一年一月弁護士登録・高松（『官報』昭和二十一年・三・9）、昭和二十二年一〇月登録取消（『官報』昭和二十三年・一・9）、昭和二十二年一〇月高松簡易裁判所判事（『官報』昭和二十二年・10・16、「官報」昭和二十二年・11・18）、昭和二十三年五月兼高松地方裁判所判事（『官報』昭和二十三年・五・21、22）、昭和二十三年六月高松簡易裁判所司法事務掌理者（『官報』昭和二十三年・六・19）、昭和二十三年八月免簡易裁判所判事・判事専任（『官報』昭和二十三年・九・3）、昭和二十四年一月兼高松家庭裁判所判事（『官報』昭和二十四・二・3）、昭和二十六年一二月免兼高松家庭裁判所判事、昭和二十七年四月高松地方裁判所判事部事務総括者（『官報』昭和二十七年・六・23）、昭和三十一年八月高松地方裁判所丸亀支部長兼高松家庭裁判所判事（『官報』昭和三十一年・八・3、「司法大観」昭和三十三年五月任期終了退官（『官報』昭和三十三年・五・17）

㊥小川保男

●明治三八年二月二四日生、京都府与謝郡世屋村、昭和五年一月高等試験司法科合格、昭和六年三月京都帝国大学法学部卒業、昭和六年六月司法官試験・大阪地方裁判所詰、昭和七年二月大阪地方裁判所予備判事、昭和八年九月高松地方裁判所予備判事、昭和八年一月高松地方裁判所判事、昭和九年七月大阪地方裁判所判事（人物事典Ⅳ・Ⅴ）、昭和十一年一月横浜区裁判所兼横浜地方裁判所判事（官報）昭和11・10・31、昭和十一年一月東京民事地方裁判所兼東京刑事事地方裁判所東京区裁判所判事（官報）昭和15・10・15、昭和十八年二月農商事務官・生活物資局勤務（官報）昭和18・12・2、3、…昭和二十〇年生活物資局代用食品課長、昭和二〇年関東信越地方総監府副参事官・農林事務官大阪木炭事務所長、昭和二十一年東京木炭事務所長（日本官界名鑑）中央編・昭和26年）、昭和二十三年九月農林事務官・旭川営林局長（官報）昭和23・10・1、昭和二十六年二月農林事務官・林野庁林政部長（官報）昭和26・2・15、…昭和二十七年二月弁護士登録・第一東京（官報）昭和27・3・10、昭和三十五年四月第一東京弁護士会副会長、昭和四一年四月常議員会議長（われらの弁護士会史）昭和46年）、昭和四五年一月一日登録取消・死亡（官報）昭和46・1・23

●「小川保男」〔佐久間晃編『日本官界名鑑』中央版・第8版、日本官界情報社・一九五一年一月）、「小川保男」〔日本弁護士大観』国際聯合通信社・一九六二年二月）

㊦岡村顕二

●明治二九年三月二日生、東京市芝区桜田和泉町、大正一〇年七月中央大学専門部卒業、大正一〇年七月高等試験予備試験合格、大正一二年五月司法属・大臣官房会計課勤務、昭和二年一二月高等試験司法科合格、昭和三年四月司法官試験・東京地方裁判所詰、昭和

四年一月東京地方裁判所予備判事、昭和六年一二月浦和地方裁判所判事、昭和八年四月横浜地方裁判所判事、昭和一〇年六月浦和区裁判所判事（人物事典Ⅲ・Ⅴ）、昭和一七年五月宇都宮地方裁判所予審判事、昭和二十二年五月宇都宮地方裁判所判事、昭和二十四年一月兼宇都宮家庭裁判所判事、昭和二十九年一月宇都宮地方裁判所判事部事務総括者（官報）昭和29・1・27、…退職…、昭和三二年一月弁護士登録・第二東京（官報）昭和32・12・7、昭和五七年二月二〇日登録取消・死亡（官報）昭和57・5・14

●「岡村顕二」〔日本弁護士大観』国際聯合通信社・一九六二年二月）、「岡村顕二」〔全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月）

（二） 検事の閲歴

①古山春司郎

●明治一六年一月一六日生、千葉県長生郡豊栄村、明治四五年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正元年一二月司法官試験・宇都宮地方裁判所詰、大正三年七月鹿児島地方裁判所予備判事、大正四年三月大分区裁判所判事、大正五年七月名古屋区裁判所判事、大正六年二月御嵩区裁判所判事、大正七年一〇月岐阜区裁判所判事、大正八年七月八幡区裁判所判事、大正九年六月岐阜区裁判所判事、大正一一年四月甲府地方裁判所判事、大正一二年六月東京地方裁判所判事、昭和二年五月横浜地方裁判所判事（人物事典Ⅲ・Ⅴ）、昭和四年八月東京控訴院検事（官報）昭和4・8・6）、昭和七年一月長崎控訴院検事（官報）昭和7・1・20）、昭和七年七月台湾総督府法院檢察官・台北地方法院檢察官（官報）昭和7・7・16）、…昭和一二年一月高等法院檢察官、昭和一七年七月総督府評議員、昭和昭和一七年一〇月檢察官退官

〔大衆人事録〕外地・滿支・海外篇・昭和18年）、…昭和一八年五月現在・台北弁護士会員（大日本弁護士名簿）
昭和18年）：昭和二二年六月弁護士登録・千葉（官報）昭和21・8・13）、昭和二八年五月一二日登録
取消・死亡（官報）昭和28・12・7）

●「古山春司郎」《帝国大学出身名鑑》、校友調査会・一九三三年二月、「古山春司郎」《大衆人事録》外地・滿支・海外篇、帝国秘密探偵社・昭和18年）

② 竹内佐太郎

●明治八年一月三日生、富山県新川郡入善村、明治三六年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治三六年七月司法官試補・静岡地方裁判所詰、明治三八年四月浦和地方裁判所判事、明治四〇年一月東京区裁判所判事、明治四一年六月長野区裁判所判事、明治四二年五月東京区裁判所判事、大正三年四月東京地方裁判所判事、大正七年七月東京区裁判所判事、大正八年六月和歌山地方裁判所判事、大正一一年七月高知地方裁判所判事、大正一二年一月神戸地方裁判所判事、昭和二年二月横浜地方裁判所判事、昭和四年八月台湾総督府法院檢察官・高等法院判官・高等法院長、昭和一〇年一月広島控訴院長、昭和一二年八月退職（官報）昭和12・8・24）、昭和一三年五月弁護士登録・第二東京（官報）昭和13・6・9）、昭和四一年二月六日死亡（人物物故年表）日本人編Ⅱ）

●「竹内佐太郎」《法窓風雲録》上、朝日新聞社・一九六六年一月、「竹内佐太郎」《日本弁護士大観》、国際聯合通信社・一九六二年二月）

③ 永井太三郎

●明治二一年三月三日生、千葉県東葛飾郡南行徳村、大正三年七月東京帝国大学放火大学卒業、大正三年八月司法官試補・千葉地方裁判所詰、大正五年三月東京地方裁判所予備判事、大正五年九月水戸地方裁判所判事、大正六年九月土浦区裁判所判事、大正八年一月水戸地方裁判所判事、大正一一年七月東京区裁判所判事、大正一三年一二月新潟地方裁判所判事、大正一五年七月東京区裁判所判事、昭和二年五月横浜区裁判所判事、昭和七年二月浦和地方裁判所判事、昭和九年七月横浜地方裁判所判事、昭和一〇年四月東京地方裁判所判事、昭和一〇年五月東京刑事地方裁判所判事、昭和一一年三月東京控訴院判事、昭和一二一年六月姫路区裁判所判事、昭和一二一年二月徳島地方裁判所判事（人物事典Ⅰ～Ⅴ）、昭和一五年一〇月札幌地方裁判所判事（官報）昭和15・10・8）、昭和一八年三月金沢地方裁判所判事（官報）昭和18・3・29）、昭和二〇年四月長野地方裁判所判事（官報）昭和20・4・30）、昭和二一年二月横浜地方裁判所判事（官報）昭和21・2・22）、昭和二一年七月名古屋控訴院判事長（官報）昭和21・7・10）、昭和二二年八月名古屋高等検察庁判事長（官報）昭和22・8・5）、昭和二二年八月名古屋控訴院判事長（官報）昭和22・8・5）、昭和二四年五月依願免本官（官報）昭和24・5・14）、昭和二四年六月弁護士登録・名古屋（官報）昭和24・11・5）、昭和三三年四月名古屋弁護士会長（名古屋弁護士会史）戦後編、昭和54年）、昭和四三年六月四日登録取消・死亡（官報）昭和43・9・30）

●「永井太三郎」《帝国大学出身名鑑》、校友調査会・一九三三年二月）

④ 伊藤徳藏

●明治二五年四月二九日生、東京市本郷区駒込追分町、大正八年七月東京帝国大学法学部卒業、大正九年一月司法官試補・宇都宮地方裁判所詰、大正一〇年八月東京地方裁判所詰、大正一一年六月東京地方裁判所予備判事、大正一二年一月東京区裁判所判事、大正一三年八月前橋区裁判所判事、大正一四年一二月浜松区裁判所判事、昭和三年七月横浜区裁判所判事（人物事典Ⅱ・Ⅲ）、昭和六年一月横浜地方裁判所兼横浜区裁判所判事（官報）昭和6・

1・13)、昭和七年四月沼津区裁判所兼静岡地方裁判所沼津支部検事(官報)昭和7・4・14)、昭和八年九月退職(官報)昭和8・9・16)、昭和八年一〇月弁護士登録・静岡(官報)昭和8・10・30)、昭和一二二年五月三一日登録取消・死亡(官報)昭和12・6・8)

⑤飯澤高

●明治二三年一月一六日生、仙台市小田原弓町、大正三年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正三年八月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正五年三月大阪地方裁判所予備検事、大正五年七月大阪地方裁判所検事、大正八年六月福島地方裁判所検事、大正九年一〇月福島区裁判所検事、大正一〇年七月米沢区裁判所検事、大正一三年一〇月秋田地方裁判所検事、大正一五年八月陪審卜証拠法ニ就テノ調査研究ヲ命ス、昭和二年一二月宇都宮地方裁判所検事、昭和四年八月横浜地方裁判所検事、昭和六年四月東京控訴院検事、昭和六年九月東京地方裁判所検事、昭和八年六月東京控訴院検事、昭和一〇年一二月宮城控訴院検事、昭和一二二年九月名古屋控訴院検事、昭和一三年七月旭川地方裁判所検事正(人物事典)I・V)、昭和一五年一〇月盛岡地方裁判所検事正(官報)昭和15・10・3)、昭和一八年一二月福島地方裁判所検事(官報)昭和18・12・29)、昭和二二年二月大審院検事・退職(官報)昭和21・2・22)、昭和二一年五月弁護士登録・福島(官報)昭和21・6・26)、昭和三八年三月一二日登録取消・死亡(官報)昭和38・4・12)

●「飯澤高」《『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年二月》

●飯澤高「社会進化に伴ふて発生する犯罪」《『司法研究』第二輯・報告書集1、司法省調査課・一九二六年一月(二月)》

⑥中野並助

●明治一六年三月一日生、群馬県多野郡鬼石町、明治四二年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治四二年七月司法官試補・函館地方裁判所詰、明治四五年四月名古屋地方裁判所予備検事、大正二年七月富山区裁判所検事、大正四年一月神戸区裁判所検事、大正九年三月大阪区裁判所検事、大正一一年七月大阪控訴院検事、大正一二年一〇月浦和区裁判所検事、大正一三年一二月東京控訴院検事、昭和六年四月横浜地方裁判所検事、昭和九年七月福井地方裁判所検事正、昭和一一年六月札幌地方裁判所検事正、昭和一二二年二月東京控訴院検事、昭和一三年四月東京刑事地方裁判所検事正(人物事典)I・V)、昭和一五年一月広島控訴院検事長(官報)昭和15・1・30)、昭和一六年七月大審院検事(官報)昭和16・7・22)、昭和一八年三月大阪控訴院検事長(官報)昭和18・3・29)、昭和一九年七月検事総長(官報)昭和19・7・25)、昭和二一年二月退職(官報)昭和21・2・12)、昭和二一年九月弁護士登録・第二東京(官報)昭和21・9・26)、昭和三〇年五月二三日登録取消・死亡(官報)昭和30・6・10)

●「中野並助」《『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年二月》

●中野並助『犯罪の縮図——検察38年の回想——』(開明社・一九四七年九月。後に、『犯罪の縮図』、法務省法務総合研究所・一九七〇年三月、『犯罪の通路』中公文庫、中央公論社・一九八六年一月に収録)

⑦奥田剛郎

●明治二一年一月九日生、東京市麴町区中六番町、大正三年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正七年三月任陸軍三等主計、大正八年七月弁護士登録・東京、大正一二年一〇月登録取消(官報)大正12・10・12)、大正一二年一〇月新潟区裁判所検事、大正一五年三月横浜地方裁判所検事(人物事典)Ⅲ)、昭和九年五月横浜区裁判所兼横浜地方裁判所検事(官報)昭和9・5・22)、昭和一〇年四月浦和地方裁判所兼浦和区裁判所検事(官報)昭和10・4・26)、昭和一〇

年一二月東京刑事事地方裁判所兼東京区裁判所検事〔官報〕昭和10・12・27）、昭和十一年三月東京控訴院検事・退職〔官報〕昭和11・3・17（18）、昭和十一年三月貴族院議員・男爵、昭和十二年五月任期満了、昭和十六年三月二四日死亡〔貴族院・参議院議員名鑑〕平成2年）

●「男爵奥田剛郎」〔現代華族譜要〕維新史料編纂会御蔵版・一九二九年一月）、「奥田剛郎」〔帝国大学出身名鑑〕

校友調査会・一九三二年二月）、「奥田剛郎」〔大衆人事録〕北海道・奥羽・関東中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）、

「奥田剛郎」〔議會制度百年史〕貴族院・参議院議員名鑑、大蔵省印刷局・一九九〇年一月）

⑧酒井衡（東京参照）

⑨正木楯雄

●明治二〇年二月二三日生、滋賀県東浅井郡竹生村、大正六年七月京都帝国大学法科大学卒業（人物事典Ⅳ・V）、大正六年八月弁護士登録・大阪〔官報〕大正6・8・25）、大正七年一月登録換・福島〔官報〕大正7・12・17）、昭和四年三月登録取消〔官報〕昭和4・4・2）、昭和四年三月長野区裁判所兼長野地方裁判所検事〔官報〕昭和4・3・9）、昭和五年一月土浦区裁判所検事、昭和六年一月横浜区裁判所検事、昭和八年一月小田原区裁判所検事（人物事典Ⅳ・V）、昭和十一年九月横浜地方裁判所兼横浜区裁判所判事〔官報〕昭和11・9・17、昭和12・9・19）、昭和二十二年三月東京控訴院部長・退職〔官報〕昭和21・5・1）、

⑩河原一郎

●明治三十五年五月二七日生、東京市本郷区森川町、大正一〇年四月東京帝国大学法学部卒業、大正一〇年五月司法官試補・水戸地方裁判所詰、大正十一年三月東京地方裁判所詰、大正十二年三月東京地方裁判所予備検事、大正十二年五月甲府区裁判所検事、大正一四年一二月千葉区裁判所検事、昭和四年二月横浜区裁判所検事、昭和一〇年一二月東京区裁判

所検事、昭和十一年一月広島区裁判所検事、昭和十四年五月山口地方裁判所検事（人物事典Ⅱ・V）、昭和十五年三月静岡区裁判所検事、昭和十九年三月甲府地方裁判所検事、昭和二十一年三月松本区裁判所検事、昭和二十一年一二月福岡控訴院検事、昭和二十二年一月福岡高等検察庁次席検事、昭和二十三年二月青森地方検察庁検事正、昭和二十四年五月甲府地方裁判所検事正、昭和二十六年一月宮崎地方裁判所検事正、昭和二十七年一二月辞職〔司法大観〕昭和32年・42年）、昭和二十八年二月弁護士登録・第一東京〔官報〕昭和28・3・11）、昭和二十九年一〇月登録取消〔官報〕昭和29・11・9）、昭和二十九年一〇月公証人・東京〔官報〕昭和29・10・22）、昭和四二年五月依願免公証人〔官報〕昭和42・5・31）、昭和四二年六月弁護士登録・第二東京〔官報〕昭和42・7・19）、昭和五七年一〇月二九日登録取消・死亡〔官報〕昭和57・12・11）

⑪鷺山半之助

●明治二六年九月二〇日生、東京市京橋区新湊町、大正八年七月東京帝国大学法学部卒業、大正九年九月司法官試補・宇都宮地方裁判所詰、大正一〇年六月東京地方裁判所詰、大正十一年六月東京地方裁判所予備検事、大正十一年七月安濃津区裁判所検事、大正十三年三月金沢区裁判所検事、大正十四年一月甲府区裁判所検事、大正十五年九月土浦区裁判所検事、昭和三年六月東京区裁判所検事、昭和五年一二月千葉区裁判所検事、昭和八年七月横浜区裁判所検事、昭和十一年七月東京刑事事地方裁判所検事、昭和十二年二月新潟区裁判所検事、昭和十三年七月水戸区裁判所検事（人物事典Ⅱ・V）、昭和十五年五月足利区裁判所検事〔官報〕昭和15・5・20）、昭和十七年二月東京控訴院検事〔官報〕昭和17・3・2）、昭和十七年二月南洋庁法院検事・南洋庁高等法院兼南洋庁パラ才地方法院南洋庁ボナペ地方地方法院検事〔官報〕昭和17・3・3）、昭和十七年五月二〇日検事・死亡〔官報〕昭和17・5・22、昭和17・6・3）

⑫ 市原分

● 明治二六年二月六日、熊本県阿蘇郡坂梨村、大正九年一〇月東京帝国大学法学部卒業、大正九年一〇月司法官試補・水戸地方裁判所詰、大正一〇年七月東京地方裁判所詰、大正一一年六月東京地方裁判所予備検事、大正一一年七月名古屋区裁判所検事、昭和一五年八月新民事訴訟法ニ於ケル職權ニ依ル証拠調と立証責任論トノ關係ノ調査研究ヲ命ス、昭和三年一月東京区裁判所検事、昭和九年一月横浜地方裁判所検事、昭和一〇年五月横浜区裁判所所検事、昭和一一年七月東京刑事地方裁判所検事、昭和一二年四月欧米各国へ出張（欧米諸国ニ於ケル政治犯人ニ対スル檢察裁判及行刑ノ実況調査ノ為（司法沿革誌））、昭和一三年八月保護観察所輔導官・東京保護観察所長（『人物事典』Ⅲ、Ⅴ）、昭和一五年十一月兼司法保護委員事務局保護官・東京司法保護委員事務局長（『官報』昭和15・12・2、3）、昭和一六年一月東京控訴院検事（『官報』昭和16・1・14）、昭和一六年一二月大審院検事（『官報』昭和16・12・27）、昭和一七年八月陸軍司政長官・昭南最高検察庁検事総長（『官報』昭和17・8・31、鈴木忠一「櫻の並木」昭和59年）、昭和二〇年一月大審院検事（『官報』昭和20・11・20）、昭和二一年二月退職（『官報』昭和21・2・22）、昭和二一年九月弁護士登録・熊本（『官報』昭和21・10・30）、昭和二六年二月二五日登録取消・死亡（『官報』昭和26・4・9）

⑬ 熊谷誠（東京参照）

⑭ 渡邊俊雄（東京参照）

(三) 弁護士の閲歴

① 安齋林八郎

● 明治元年生、「出身地」群馬、「事務所」中区住吉町五ノ六五、「電話」長一九二一（『日本弁護士名簿』昭和4年）、明治二四年七月英吉利法律学校卒業（『横浜近代史事典』大正7年）、明治二四年一二月代言人試験及第（『官報』明治24・12・12）、明治二五年一月東京代言免許（『日本弁護士史』大正3年）、明治二六年五月弁護士登録・横浜（『官報』明治26・5・30）、明治四〇年四月横浜弁護士会副会長（『横浜近代史事典』大正7年）、大正七年四月〜大正一〇年四月横浜弁護士会会長、昭和二年四月・昭和六年四月常議員会議長（『横浜弁護士会史』上・昭和55年）、昭和一七年一月登録取消・死亡（『官報』昭和17・12・28）

● 「脱俗の状師安齋林八郎君」（森田忠吉『開港五十年記念横浜成功名譽鑑』、横浜商況新報社・一九一〇年七月、有隣堂・復刻版一九八〇年一〇月）、「安齋林八郎君」（『横浜社会辞彙』、横浜通信社・一九一八年六月。後に、改題復刻版『横浜近代史辞典』、湘南堂書店・一九八六年一月に収録）

● 安齋林八郎「論説 陪審裁判に就て」（『法律新聞』昭和4年7月30日）

② 澤井源三郎

● 明治二二年三月二五日生（『大衆人事録』昭和18年）、「出身地」富山、「事務所」中区真砂町四ノ四七、「電話」長三七一六（『日本弁護士名簿』昭和4年）、大正一一年九月弁護士試験及第（『官報』大正11・9・30）、大正一一年一〇月弁護士登録・横浜（『官報』大正11・10・30）、昭和三九年一月登録取消（『官報』昭和39・2・20）

● 「澤井源三郎氏」（『神奈川県紳士録』、横浜市誌編纂所・一九三〇年八月）、「澤井源三郎」（『神奈川県名鑑』、横浜貿易新報社・一九三五年二月）、「澤井源三郎」（『大衆人事録』北海道・奥州・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年一月）

③ 松岡憲逸

● 「出身地」岡山、「事務所」中区桜木町六ノ三四桜木会館、「電話」本八六〇（『日本弁護士

名簿』昭和4年)、大正一三年一二月弁護士試験(大正一二年法律第五二号)合格(官報)大正14・2・3)、大正一三年一二月弁護士名簿登録・横浜(官報)大正14・2・3)、昭和七年一月登録取消・弁護士法第五条(官報)昭和7・11・19)

④松田哲

●明治二二年五月一日生、「出身地」愛媛、「事務所」中区大岡町中島四九三(日本弁護士名簿)昭和4年)、大正四年五月東京帝国大学法科大学卒業、大正四年五月司法官試補・横浜地方裁判所詰(人物事典)1)、大正六年二月浦和地方法裁判所兼浦和区裁判所予備検事(官報)大正6・2・28)、大正六年九月横浜地方法裁判所兼横浜区裁判所検事検事(官報)大正6・9・8)、大正九年五月退職(官報)大正9・5・4)、大正九年五月弁護士登録・横浜(官報)大正9・5・17)、昭和五年六月登録取消・死亡(官報)昭和5・7・3)

⑤平川松太郎

●明治一〇年五月一日生(前掲第九回衆議院議員名簿)大正13年)、前掲第九回衆議院議員名簿「出身地」広島、「事務所」中区相生町五ノ七〇、「電話」長四九六六(日本弁護士名簿)昭和4年)、明治三四年七月東京法学院卒業(衆議院議員名簿)平成2年)、大正三年一二月弁護士試験及第(官報)大正3・12・3)、大正三年一二月弁護士登録・横浜(官報)大正3・12・23)、大正一三年五月衆議院議員当選(憲政会)民政党・当選7回(衆議院議員名簿)平成2年)、昭和四年七月登録取消(官報)昭和4・7・13)、昭和七年七月弁護士登録・横浜(官報)昭和7・8・29)、昭和一二年四月横浜弁護士会長(横浜弁護士会史)上、昭和55年)、昭和一八年五月一九日死亡(官報)昭和18・6・7)、昭和一八年五月一日登録取消・死亡(官報)昭和18・6・17)

●「平川松太郎君」『横浜社会辞彙』横浜通信社・一九一八年六月。後に、改題復刻版『横浜近代史辞典』、湘南堂書店・

一九八六年一月に収録)、「平川松太郎」『神奈川県史』別編1人物、神奈川県・一九八三年三月)、「平川松太郎」『議会制度百年史』衆議院議員名鑑、大蔵省・一九九〇年二月)

●平川松太郎「陪審法中改正と神奈川県下集団放火事件」『民政』第11巻第9号、一九三七年九月)

⑥兒玉正五郎

●明治三一年三月生、「出身地」長野、「事務所」中区住吉町二ノ二七、「電話」長五一五七、大正八年八月中央大学卒業(神奈川県名鑑)昭和10年)、大正一〇年九月弁護士試験及第(官報)大正10・9・30)、大正一〇年一二月弁護士登録・横浜(官報)大正10・12・9)、昭和五年四月横浜弁護士会副会長、昭和一六年四月横浜弁護士会長、昭和一九年四月横浜弁護士会副会長、昭和二二年四月常議員会議長(横浜弁護士会史)上、昭和55年)、昭和五年八月四日登録取消・死亡(官報)昭和51・9・28)

●「兒玉正五郎」『神奈川県名鑑』横浜貿易新報社・一九三五年二月)

●平川松太郎・兒玉正五郎『借地法 借家法 借家調停法 逐条示解』(酒井書店・一九三二年一〇月)

⑦赤尾藤吉郎

(明治三七年以前は「藤吉」)

●明治四年七月一日日生(前掲第九回衆議院議員名簿)昭和3年)、前掲第九回衆議院議員名簿「出身地」山梨、「事務所」東京市四谷区番衆町三一、「電話」四谷二〇八一(日本弁護士名簿)昭和4年)、明治二八年七月和弘法律学校卒業(衆議院議員名簿)平成2年)、明治三〇年一二月弁護士試験及第(官報)明治30・12・14)、明治三一年一月弁護士登録・東京(官報)明治31・1・29)、大正一二年五月第一東京弁護士会(われらの弁護士会)昭和46年)、昭和三年二月衆議院議員当選政友会、昭和一三年一〇月三日死亡(衆議院議員名簿)平成2年)、昭和一三年一〇月七日登録取消・死亡(官報)昭和13・11・16)

●「赤尾彦作・藤吉郎」『明治大正史』第13巻(人物編)、実業之世界社・一九三〇年一月、後に、『大正人名辞典』Ⅲ

上巻、日本図書センター・一九九四年九月に収録、「赤尾藤吉郎」〔議会制度百年史〕衆議院議員名鑑、大蔵省・一九九〇年一月）

⑧平良寛

●「出身地」熊本、「事務所」東京市四谷区番衆町三一、「電話」四谷二〇八一（日本弁護士名簿）昭和4年）、大正一二年一二月高等試験司法科合格（官報）大正13・1・7）、大正一三年三月司法官試補・名古屋地方裁判所詰（官報）大正13・3・13）、大正一三年五月依願免司法官試補（官報）大正13・5・9）、大正一三年一月弁護士登録・東京（官報）大正13・12・15）、昭和七年東京弁護士会除名（日本弁護士名簿）昭和7年）、昭和一一年六月登録失効弁護士法附則第五項（官報）昭和11・8・31）

⑨澤田洪憲

●明治一一年八月二三日生（帝国大学出身名鑑）昭和7年）、「出身地」岩手、「事務所」中区太田町六ノ七六、「電話」本局四一五〇（日本弁護士名簿）昭和4年）、明治三九年七月東京帝国大学法科大学卒業（官報）明治39・7・12）、明治四二年六月弁護士登録・東京（官報）明治42・6・8）、昭和一〇年一月登録換・横浜（官報）昭和10・1・25）、昭和一六年四月常議員会議長、昭和一七年四月横浜弁護士会長（横浜弁護士会史）上、昭和55年）、昭和二二年四月二七日登録取消・死亡（官報）昭和21・5・25）

●「澤田洪憲君」〔横浜社会辞彙〕、横浜通信社・一九一八年六月。後に、改題復刻版『横浜近代史辞典』、湘南堂書店・一九八六年一月に収録、「澤田洪憲氏」〔神奈川県紳士録〕、横浜市誌編纂所・一九三〇年八月）、「澤田洪憲」〔神奈川県名鑑〕、横浜貿易新報社・一九三五年二月）、「澤田洪憲」〔大衆人事録〕北海道・奥州・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年一月）

⑩久保田哲安

●「出身地」神奈川、「事務所」中区南仲通一ノ二、「電話」本局三二六〇（日本弁護士名簿）昭和6年）、昭和四年一二月高等試験司法科合格（官報）昭和4・12・21）、昭和五年一月弁護士登録・横浜（官報）昭和5・1・29）、昭和一七年二月三日登録取消・死亡（官報）昭和17・3・13）

⑪會田武雄

●明治三七年八月生、「出身地」神奈川、「事務所」保土ヶ谷区保土ヶ谷町二六八九（日本弁護士名簿）昭和5年）、昭和二年三月東京外国語学校仏語科卒業（神奈川県名鑑）昭和10年）、昭和四年一二月高等試験司法科合格（官報）昭和4・12・21）、昭和五年三月弁護士登録・横浜（官報）昭和5・4・8）、昭和一〇年一二月登録取消（官報）昭和11・1・11）

●「會田武雄」〔神奈川県名鑑〕、横浜貿易新報社・一九三五年二月）

⑫三浦寅之助

●明治三二年六月一八日生（大衆人事録）昭和18年）、「出身地」宮城、「事務所」神奈川県神奈川郡御殿町八三〇、「電話」本局一四九一（日本弁護士名簿）昭和6年）、大正一〇年七月日本大学専門部法律科卒業（衆議院議員名鑑）平成2年）、大正一一年一〇月横浜地方裁判所検事局書記、大正一二年二月弁護士試験及第（官報）昭和12・2・27）、大正一二年三月書記辞職（神奈川県名鑑）昭和10年）、大正一二年四月弁護士登録・横浜（官報）大正12・4・18）、昭和一三年四月横浜弁護士会副会長、昭和二一年四月衆議院議員当自由党・選当選4回（衆議院議員名鑑）平成2年）、昭和二七年四月横浜弁護士会会長（横浜弁護士会史）上、昭和55年）、昭和四八年七月五日登録取消・死亡（官報）昭和48・10・6）

●「三浦寅之助氏」〔神奈川県紳士録〕、横浜市誌編纂所・一九三〇年八月）、「三浦寅之助」〔神奈川県名鑑〕、横浜貿易新報社・一九三五年二月）、「三浦寅之助」〔大衆人事録〕北海道・奥州・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年

二月)、岩田松太郎編著『足跡―三浦寅之助先生・その人と事績―』(三浦先生伝記刊行会・一九七七年一月)、「三浦寅之助」『神奈川県史』別編1人物、神奈川県・一九八三年三月)、「三浦寅之助」『議会制度百年史』衆議院議員名鑑、大蔵省・一九九〇年一月)、

●三浦寅之助『苦闘の半生を語る…三浦寅之助自叙伝』(大日本国民中学会・一九四八年四月)、
⑬名越亮一

●明治二四年一〇月五日生、「出身地」広島(『大衆人事録』昭和18年)、「事務所」中区真砂町三ノ三五、「電話」長者町三〇一三(『日本弁護士名簿』昭和6年)、大正一三年一二月弁護士試験(大正一二年法律第五二号)合格(『官報』大正13・12・11)、大正一四年一月弁護士登録・東京(『官報』昭和14・2・3)、昭和二年五月登録換・横浜(『官報』昭和2・6・2)、昭和一二年四月横浜弁護士会副会長(『横浜弁護士会史』上、昭和55年)、昭和二三年二月登録取消(『官報』昭和23・4・24)、昭和二三年一月徳島地方検察庁検事正(『官報』昭和23・2・15、昭和23・2・19)、昭和二四年五月金沢地方検察庁検事正兼長屋高等検察庁検事(『官報』昭和24・6・7)、昭和二六年一〇月依願免本官(『官報』昭和26・10・24)、昭和二六年一〇月公証人・千葉、昭和二六年一月依願免公証人(『公証制度沿革誌』昭和43年)、昭和二六年一月弁護士登録・横浜(『官報』昭和26・12・7)、昭和二九年四月横浜弁護士会会長(『横浜弁護士会史』上、昭和55年)、昭和四四年九月一二日登録取消(『官報』昭和44・11・24)、昭和五八年七月七日死亡(『人物物語大年表』日本人編Ⅱ・平成18年)

●「名越亮一」『神奈川県名鑑』、横浜貿易新報社・一九三五年二月)、「名越亮一」『大衆人事録』北海道・奥州・関東・中部篇、帝國秘密探偵社・一九四三年一月)

⑭久保田國松

●「事務所」中区常葉町五ノ六九、「電話」長者町四一四三(『日本弁護士名簿』昭和6年)、大正一一年九月弁護士試験及第(『官報』大正11・9・30)、大正一二年一月弁護士登録・横浜(『官報』大正12・1・29)、昭和一〇年四月・昭和一三年四月・昭和二〇年四月横浜弁護士会副会長、昭和二二年四月常議員会議長、昭和二三年四月・昭和二四年四月横浜弁護士会会長、昭和二八年四月常議員会議長(『横浜弁護士会史』上、昭和55年)、昭和四二年四月二四日登録取消・死亡(『官報』昭和42・6・27)

⑮飛鳥田喜一

●明治二三年一月八日生(『大衆人事録』昭和18年)、「出身地」神奈川、「事務所」中区相生町一ノ二五、「電話」長者町三二六五(『日本弁護士名簿』昭和6年)、大正五年三月明治大学中退(『法曹風雲録』下、昭和41年)、大正一二年一二月弁護士試験合格(『官報』大正13・1・7)、大正一三年一月弁護士登録・横浜(『官報』大正13・2・4)、昭和六年四月横浜弁護士会副会長、昭和二一年四月・昭和二二年四月横浜弁護士会会長(『横浜弁護士会史』上、昭和55年)、昭和二四年五月登録取消(『官報』昭和24・6・28)、昭和二四年五月高松高等検察庁検事長(『官報』昭和24・6・8、昭和24・6・10)、昭和二六年三月広島高等検察庁検事長(『官報』昭和26・3・17)、昭和二七年一月名古屋高等検察庁検事長(『官報』昭和28・1・7)、昭和二八年一月定年退官(『法曹風雲録』下、昭和41年)、昭和二八年一月弁護士登録・横浜(『官報』昭和28・12・7)、昭和四八年五月一〇日登録取消・死亡(『官報』昭和48・8・3)

●「飛鳥田喜一」『大衆人事録』北海道・奥州・関東・中部篇、帝國秘密探偵社・一九四三年一月)、「飛鳥田喜一」『法曹風雲録』下巻、朝日新聞社・一九六六年一月)、平川巴「飛鳥田喜一」『法曹百年史』、法曹公論社・一九六九年一〇月)、「飛鳥田喜一」『神奈川県史』別編1人物、神奈川県・一九八三年三月)

⑯小林梅茂

● 明治二八年六月生、「出身地」神奈川、「事務所」中区太田町六ノ七三、「電話」本局四四〇六（『日本弁護士名簿』昭和6年）、大正一二年二月弁護士試験及第（『官報』大正12・2・27）、大正一三年一月弁護士登録（『官報』大正13・2・8）、昭和九年四月横浜弁護士会副会長（『横浜弁護士会史』上、昭和55年）、昭和四〇年一月登録取消・死亡（『官報』昭和40・4・10）

● 「小林梅茂」〔『神奈川県名鑑』、横浜貿易新報社・一九三五年二月〕

17 田崎文藏（昭和一五年以降は「文厚」）

● 明治二九年一月生（『神奈川県名鑑』昭和10年）、「出身地」静岡、「事務所」中区住吉町二ノ二二、「電話」長者町五二五七、大正一三年一二月弁護士試験（大正一二年法律第五二号）合格（『官報』大正13・12・11）、昭和二年六月弁護士登録・横浜（『官報』昭和2・7・4）、昭和三八年一月二二日登録取消・死亡（『官報』昭和39・2・20）

● 「田崎文藏」〔『神奈川県名鑑』、横浜貿易新報社・一九三五年二月〕

18 染谷徳平

● 明治一一年六月二五日生（『大衆人事録』昭和5年）、「出身地」千葉、「事務所」東京市麹町区丸ノ内仲通五号館、「電話」丸ノ内六六九、七一四、九一五（『日本弁護士名簿』昭和6年）、：日本大学法科卒業：（『大衆人事録』昭和5年）、明治四一年一二月弁護士試験及第（『官報』明治41・12・3）、明治四二年二月弁護士登録・東京（『官報』明治42・2・18）、大正一二年五月第一東京弁護士会（『われらの弁護士会』昭和46年）、昭和一一年三月登録換・横浜（『官報』昭和11・3・16）、昭和一三年九月一日登録取消・死亡（『官報』昭和13・10・10）

● 「染谷徳平」〔『横浜社会辞彙』、横浜通信社・一九一八年六月。後に、改題復刻版『横浜近代史辞典』、湘南堂書店・一九八六年一月に収録〕、「染谷徳平」〔『大衆人事録』、帝国秘密探偵社・一九三〇年七月〕、「染谷徳平」〔『神奈川県名鑑』、横浜

貿易新報社・一九三五年二月）

19 山下昌義（旧姓「廣瀬」）

● 慶応三年六月二八日生（『大衆人事録』昭和5年）、「出身地」山梨、「事務所」神奈川区青木町幸ヶ谷三五七、「電話」本局四九八四（『日本弁護士名簿』昭和7年）、：明治専門学校に学ぶ：（『大衆人事録』昭和5年）、明治四二年一二月代言人試験及第（『官報』明治24・12・12）、明治二五年一月代言免許・千葉（『日本弁護士史』大正3年）、明治二六年五月弁護士登録・横浜（『官報』明治26・5・30）、明治二八年三月岐阜区裁判所兼岐阜地方裁判所検事（『官報』明治28・3・9、明治28・3・20）、明治三〇年一月岐阜地方裁判所兼岐阜区裁判所検事（『官報』明治30・11・5）、明治三二年二月裁判所書記登用試験委員（『官報』明治32・2・13）、明治三二年四月四日市区裁判所検事（『官報』明治32・4・18）、明治三二年一二月和歌山地方裁判所検事（『官報』明治32・11・9）、明治三四年七月京都地方裁判所検事（『官報』明治34・7・23）、明治三七年五月大阪控訴院検事（『官報』明治37・5・17）、明治三八年四月福島地方裁判所検事（『官報』明治38・4・4）、明治四〇年一月宮城控訴院検事（『官報』明治40・1・18）、明治四〇年七月仙台地方裁判所検事（『官報』明治40・7・12）、明治四三年三月宮城控訴院検事（『官報』明治43・4・2）、大正二年五月函館地方裁判所検事（『官報』大正2・5・30）、大正四年五月退職（『官報』大正4・5・28）、大正六年一月弁護士登録・横浜（『官報』大正6・11・21）、昭和六年四月横浜弁護士会長（『横浜弁護士会史』上、昭和55年）、（注）山下昌義は、昭和一八年五月一日現在「大日本弁護士名簿」には登録されているが、昭和二五年一月現在「日本弁護士名簿」には登録されていないので、その間の「官報」に掲載される「弁護士名簿登録等」欄を調査したが、登録取消を見出せなかった。

● 「山下昌義」〔『大衆人事録』、帝国秘密探偵社・一九三〇年七月〕、「山下昌義」〔『神奈川県名鑑』、横浜貿易新報社・一九三五年二月）

⑳ 森有度

●明治三四年六月二八日生、「出身地」熊本、「事務所」中区戸部町四ノ一五一、「電話」長者町二二二六（『日本弁護士名簿』昭和7年）、昭和四年三月明治大学法科卒業（『全国弁護士大観』昭和52年）、昭和五年一月高等試験司法科合格（『官報』昭和5・2・12）、昭和六年七月弁護士登録・横浜（『官報』昭和6・7・23）、昭和二年八月登録換・熊本（『官報』昭和11・9・14）、昭和四年四月・昭和四二年四月熊本弁護士会副会長（『熊本県弁護士会史』昭和61年）、昭和五五年一〇月二四日登録取消・死亡（『官報』昭和55・6・17）

●「森有度」『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月）

●森有度「思い出の「こま」」『熊本県弁護士会史』熊本県弁護士会・一九八六年三月）注、横浜⑤事件の思い出

㉑ 星野新一

●明治二三年八月一〇日生（『大衆人事録』昭和5年）、「出身地」新潟、「事務所」中区本町二ノ一六神戸海上ビル、「電話」本局一四七（『日本弁護士名簿』昭和7年）、大正四年七月東京帝国大学法科大学卒業（『官報』大正4・7・12）、…台湾銀行…、大正一〇年七月弁護士登録・新潟（『官報』大正10・7・29）、大正一二年一月登録換・横浜（『官報』大正12・2・2）、昭和三六年一二月登録取消・死亡（『官報』昭和37・12・10）

●「星野新一」『大衆人事録』帝国秘密探偵社・一九三〇年七月）、「星野新一」『帝国大学出身名鑑』校友調査会・一九三二年一二月）

㉒ 浅野昇

●明治三五年一月一日生、「出身地」東京、「事務所」東京市芝区桜田本郷町内田ビル三階、「電話」銀座二四三〇（『日本弁護士大観』昭和37年）、昭和三年一〇月高等試験司法科合格（『官報』

昭和3・10・30）、昭和三年一二月弁護士登録・第一東京（『官報』昭和3・12・29）、昭和四年三月東京帝国大学法学部卒業（『官報』昭和4・5・20）、昭和三八年四月二九日登録取消・死亡（『官報』昭和38・6・4）

●「浅野昇」『日本弁護士大観』国際聯合通信社・一九六二年一二月）

㉓ 小出文彦

●明治三二年三月二五日生（『大衆人事録』昭和5年）、「出身地」神奈川、「事務所」中区住吉町五ノ六二、「電話」長者町一三九三（『日本弁護士名簿』昭和8年）、大正一四年三月東京商科大学卒業（『大衆人事録』昭和5年）、…三菱倉庫（株）…、大正一四年一二月高等試験司法科合格（『官報』大正14・12・17）、大正一五年四月弁護士登録・横浜（『官報』大正15・4・23）、昭和一四年四月横浜弁護士会副会長（『横浜弁護士会史』上、昭和55年）、昭和二三年七月登録取消（『官報』昭和23・10・25）、昭和二三年七月東京高等検察庁検事（『官報』昭和23・7・21、昭和23・7・28）、昭和三一年四月仙台高等検察庁検事仙台法務局長（『司法大観』昭和32年）、昭和三五年六月公証人・横浜（『官報』昭和35・6・27）、昭和三七年五月死亡（『官報』昭和37・5・18）

●「小出文彦」『大衆人事録』帝国秘密探偵社・一九三〇年七月）、「小出文彦」『神奈川県名鑑』横浜貿易新報社・一九三五年一二月）、「小出文彦」『司法大観』法曹会・一九五七年七月）

㉔ 太田操

●明治三四年生（『大衆人事録』昭和18年）、「出身地」岡山、「事務所」中区太田町四ノ四八、「電話」本局三五五三（『日本弁護士名簿』昭和8年）、…明治大学法学部卒業（『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部、昭和18年）…、大正一四年一二月高等試験司法科合格（『官報』大正14・12・17）、大正一五年四月弁護士登録・横浜（『官報』大正15・4・23）、昭和一五年四月横浜弁護士会副会長、昭和二一年四

月常議員会副議長（「横浜弁護士会史」上、昭和55年）、昭和二五年二月二日登録取消・死亡（「官報」昭和・3・9）

●「太田操」『大衆人事録』北海道・奥州・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年一月

25 高山綱城（旧姓、伊藤）

●明治三一年一月一日日生（「大衆人事録」昭和18年）、「出身地」秋田、「事務所」中区日ノ出町二ノ一〇八、「電話」長者町五八七（「日本弁護士名簿」昭和10年）、…日本大学に学ぶ…（「大衆人事録」昭和18年）、大正九年二月弁護士試験及第（「官報」大正9・12・14）、大正一〇年一月弁護士登録・横浜（「官報」大正10・1・21）、昭和一一年四月横浜弁護士会副会長（「横浜弁護士会史」上、昭和55年）、昭和二三年六月四日登録取消・死亡（「官報」昭和24・3・25）

●「高山綱城」『神奈川県紳士録』横浜市誌編纂所・一九三〇年八月、「高山綱城」『神奈川県名鑑』横浜貿易新報社・一九三五年二月、「高山綱城」『大衆人事録』北海道・奥州・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年一月

26 福田庫文司

●明治一〇年一月生（「神奈川県名鑑」昭和10年）、「出身地」埼玉、「事務所」横須賀市旭町一〇、「電話」横須賀八八八（「日本弁護士名簿」昭和10年）、明治三五年七月東京帝国大学法科大学卒業（「官報」明治35・7・14）、…明治三六年九月海軍中主計・日露戦役出征…大正九年海軍主計大佐、大正一一年予備役編入（「神奈川県名鑑」昭和10年）、…大正一二年四月弁護士登録・東京（「官報」大正12・4・13）、大正一四年三月登録換・横浜（「官報」大正14・4・27）、昭和三八年一月一九日登録取消・死亡（「官報」昭和41・9・24）

●「福田庫文司」『神奈川県名鑑』横浜貿易新報社・一九三五年二月、「福田庫文司」『大衆人事録』北海道・奥州・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年一月

27 宮森庄太郎

●明治一三年二月生、「出身地」長野、「事務所」中区相生町四ノ六七、「電話」長屋町二五〇一（「日本弁護士名簿」昭和11年）、明治四二年七月政法大学法科卒業、…陸軍省経理局（「神奈川県名鑑」昭和10年）、…大正五年二月弁護士試験及第（「官報」大正5・12・12）、大正六年五月弁護士登録・横浜（「官報」大正6・5・9）、昭和八年四月横浜弁護士会長（「横浜弁護士会史」上、昭和55年）、昭和二二年一〇月四日登録取消・死亡（「官報」昭和32・11・12）

●「宮森庄太郎」『神奈川県名鑑』横浜貿易新報社・一九三五年二月

28 匹田英雄

●明治三五年一月五日生（「大衆人事録」東京、昭和17年）、「出身地」東京、「事務所」滝野川区田端町五三四、「電話」小石川三〇七二（「日本弁護士名簿」昭和10年）、…中央大学修業…（「大衆人事録」東京、昭和17年）、大正一三年二月弁護士試験（大正一二年法律第五二号）合格（「官報」大正13・12・11）、大正一四年一月弁護士登録・東京（「官報」大正14・2・3）、昭和二年七月登録換・宇都宮（「官報」昭和2・8・8）、昭和三年一月登録換・東京（「官報」昭和3・12・8）、昭和二二年五月登録取消・死亡（「官報」昭和22・6・25）

●「匹田英雄」『大衆人事録』東京編、帝国秘密探偵社・一九四二年二月

2 浦和

(一) 判事の閲歴

① 安藝茂富

●明治七年五月一七日生、香川県香川郡宮脇村↓高松市宮脇町、明治三一年九月関西法律学校卒業、明治三二年一月判事検事登用試験及第、明治三二年一月司法官試補・山

口区裁判所詰、明治三四年七月山口区裁判所判事、明治三五年七月広島区裁判所判事、明治三七年八月松山地方裁判所判事、明治四一年六月広島控訴院判事、大正三年四月公証人懲戒委員、大正六年九月広島地方裁判所部長、大正九年一〇月千葉地方裁判所部長、大正一三年一月旭川地方裁判所長、大正一四年五月名古屋控訴院部長、大正一四年六月公証人懲戒委員、昭和二年八月浦和地方裁判所長、昭和五年七月宇都宮地方裁判所長、昭和六年三月岡山地方裁判所長（『人物事典』I-V）、昭和一二年五月大審院検事・裁判所構成法第八〇条ノ二退職（『官報』昭和12・5・17、昭和12・5・21）、昭和一三年四月弁護士登録・岡山（『官報』昭和13・5・16）、昭和一七年一二月登録取消（『官報』昭和18・1・20）

●「安芸茂富」（『岡山の弁護士』昭和51）

② 日下巖

●明治一七年五月三十一日生、若松市上四之町↓東京市小石川区宮下町、明治四三年七月東京帝国大学法科大学卒業、昭和四三年八月司法官試補・仙台地方裁判所詰、大正元年一二月若松区裁判所予備判事、大正二年六月古川区裁判所判事、大正三年四月仙台地方裁判所判事、大正四年五月福島地方裁判所判事、大正五年一二月福島区裁判所判事、大正七年一月福島地方裁判所判事、大正八年六月盛岡地方裁判所判事、大正九年一〇月福島地方裁判所部長、大正一一年七月東京控訴院判事、昭和三年七月浦和地方裁判所部長、昭和六年九月長崎控訴院部長、昭和一〇年四月大審院判事（『人物事典』I-V）、昭和二〇年三月大審院部長・退職（『官報』昭和20・3・24、昭和20・3・27）、昭和二二年三月弁護士登録・福島（『官報』昭和21・5・24）、昭和二四年一二月登録換・第一東京（『官報』昭和24・12・8）、昭和二五年五月三十一日登録取消・死亡（『官報』昭和25・6・9）

●「日下巖」（『帝国大学出身名鑑』校友調査会・一九三二年二月）

③ 鶴比佐志

●明治二三年一月三十一日生、東京市牛込区矢来町、大正四年五月東京帝国大学法科大学卒業、大正四年六月司法官試補・横浜地方裁判所詰、大正六年二月名古屋地方裁判所予備検事、大正六年五月名古屋地方裁判所予備判事、大正六年九月名古屋地方裁判所判事、大正九年九月東京地方裁判所判事、大正一二年四月静岡地方裁判所判事、大正一五年七月浦和地方裁判所判事、昭和七年四月千葉区裁判所監督判事、昭和一一年一二月東京区裁判所判事（『人物事典』I-V）、昭和一二年一二月下妻区裁判所監督判事兼水戸地方裁判所下妻支部長（『官報』昭和12・12・10）、昭和一五年三月熊谷区裁判所監督判事兼浦和地方裁判所熊谷支部長（『官報』昭和15・3・7）、昭和二二年三月大審院判事（『官報』昭和21・5・1）、昭和二二年四月退職（『官報』昭和21・5・1）、昭和二二年四月公証人・東京（『司法大観』昭和32年）、昭和三五年二月依願免公証人（『官報』昭和35・2・3）

④ 山口富太郎

●明治二五年八月一五日生、千葉県安房郡七浦村、大正五年七月京都帝国大学法科大学卒業、大正五年八月司法官試補・浦和地方裁判所詰、大正七年四月東京地方裁判所予備検事、大正七年七月神戸地方裁判所検事、大正八年三月千葉地方裁判所判事、大正九年六月木更津区裁判所判事、大正一〇年四月八日市場区裁判所判事、大正一〇年七月東京区裁判所、昭和二年八月千葉地方裁判所判事、昭和四年四月東京地方裁判所判事、昭和四年九月札幌地方裁判所部長、昭和七年一〇月東京区裁判所判事、昭和八年八月前橋地方裁判所部長、昭和一二年四月浦和地方裁判所部長、昭和一四年一〇月弘前区裁判所監督判事（『人物事

典』ⅡⅤ）、昭和一五年七月宮城控訴院部長（官報）昭和15・7・25）、昭和一六年四月那覇地方裁判所長（官報）昭和16・5・3）、昭和一八年一二月佐賀地方裁判所長（官報）昭和18・12・29）、昭和二一年二月熊本地方裁判所長（官報）昭和21・2・22）、昭和二二年三月大審院部長（官報）昭和22・4・4）、（注）山口富太郎は、昭和三年一〇月一日現在「司法部職員録」には登載されていない。

⑤内藤丈夫

●明治一九年九月三日生、山梨県巨摩郡円野村、大正四年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正七年一月司法官試補・静岡地方裁判所詰、大正九年八月横浜地方裁判所予備判事、大正九年一〇月山形地方裁判所判事、大正一二年四月飯田区裁判所判事、大正一三年二月松本区裁判所判事、昭和二年五月旭川地方裁判所部長、昭和四年九月札幌地方裁判所判事、昭和五年九月札幌控訴院判事、昭和八年二月宮城控訴院判事、昭和一一年二月伊那区裁判所判事、昭和一一年四月浦和地方裁判所判事、昭和一四年九月松戸区裁判所判事（人物事典ⅡⅤ）、昭和二二年三月東京控訴院部長・退職（官報）昭和21・4・2号外）、昭和二一年六月弁護士登録・第一東京（官報）昭和21・8・13）、昭和二三年一〇月登録換・千葉（官報）昭和23・11・27）、昭和三〇年四月千葉弁護士会副会長（千葉県弁護士会史）平成7年）、昭和四二年八月一日登録取消・死亡（官報）昭和42・1・10）

⑥岡村顕二（東京参照）

（二）検事の閲歴

①奥村靖

●明治元年八月一二日生、奈良県山辺郡二階堂村、明治二一年一二月高等試験合格司法官

合格当選（官報）明治22・12・26）、明治二二年一二月主理試補・東京軍法会議勤務、明治二三年一〇月判事試補、明治二三年一月若松区裁判所判事、明治二八年一〇月仙台区裁判所検事、明治三〇年九月福島地方裁判所検事、明治三二年一月仙台地方裁判所検事、明治三七年四月名古屋控訴院検事、明治三八年三月松江地方裁判所検事正、明治三九年一二月金沢地方裁判所検事正、明治四一年七月宇都宮地方裁判所検事正、大正二年四月岡山地方裁判所検事正、大正八年七月熊本地方裁判所検事正、大正一三年二月新潟地方裁判所検事正、昭和二年一二月浦和地方裁判所検事正（人物事典ⅠⅤⅢ）、昭和六年八月・裁判所構成法第八〇条ノ二退職（官報）昭和6・8・14）、昭和一二年一一月七日死亡（東京朝日）昭和12・11・9）

②八木彦内（東京参照）

（三）弁護士の閲歴

①高橋泰雄

●明治二〇年二月一〇日生（埼玉県議會会史）第9巻・昭和41年）、「出身地」埼玉、「事務所」浦和町、「電話」浦和一〇九（日本弁護士名簿）昭和3年）、大正二年七月東京帝国大学法科大学卒業（官報）大正2・7・12）、大正三年七月弁護士登録・浦和（官報）大正3・7・9）、昭和七年二月衆議院議員当選政友会・当選4回（衆議院議員名鑑）平成2年）、昭和九年四月・昭和一九年一二月浦和市長（浦和市長会史）上、昭和35年）、昭和一八年四月浦和弁護士会長、昭和二九年四月埼玉弁護士会長（法曹百年史）昭和44年）、昭和四二年九月六日登録取消・死亡（官報）昭和43・5・24）

●「高橋泰雄」〔中村義雄・横溝平助『埼玉昭和名家録』中村義雄・一九二八年二月）、「高橋泰雄」〔『帝国大学出身名鑑』校友調査会・一九三二年一二月）、「高橋泰雄」〔『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三

年三月)、「高橋泰雄」(『埼玉県議会史』第6巻・「附録その一」埼玉県議会歴代議員録、埼玉県議会・一九六六年六月)、「高橋泰雄」(『議会制度百年史』衆議院議員名鑑、大蔵省・一九九〇年一月)、「高橋泰雄」(『埼玉人物事典』、埼玉県・一九九八年二月)

② 園部透

● 「出身地」秋田、「事務所」浦和町仲町(『日本弁護士名簿』昭和3年)、大正一二年一月二月弁護士試験大正一二年法律第五号合格(『官報』大正13・1・7)、大正一三年二月弁護士登録・東京(『官報』大正13・2・16)、昭和一一年六月弁護士名簿登録失効弁護士法附則第五項(『官報』昭和11・8・31)：昭和六年八月～昭和一三年八月現在・台中弁護士会(『日本弁護士名簿』昭和6～13年)

③ 山本角太郎

● 明治二三年一月一七日生、「出身地」埼玉、「事務所」浦和市高砂町一ノ五七ノ一、「電話」浦和二三四三(『日本弁護士名簿』昭和13年)、大正一三年一月弁護士試験大正一二年法律第五号合格(『官報』大正13・12・11)、大正一四年二月弁護士登録(『官報』大正14・3・18)、昭和一五年四月浦和弁護士会長、昭和二七年四月・昭和三三年四月埼玉弁護士会長(『法曹百年史』昭和44年)、昭和四一年一月一二日登録取消・死亡(『官報』昭和41・6・24)

● 「山本角太郎氏」(『埼玉人物評論』、埼玉人物評論社・一九三六年六月)、「山本角太郎」(『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月)、「山本角太郎」(『埼玉県議会史』第6巻・「附録その一」埼玉県議会歴代議員録、埼玉県議会・一九六六年六月)、「山本角太郎」(『埼玉人物事典』、埼玉県・一九九八年二月)

3 千葉

(一) 判事の閲歴

① 永富貞平

● 明治三年二月二日生、福岡県嘉穂郡稲築村↓佐賀市松原町、明治二七年七月東京専門学校卒業、明治二七年一二月判事検事登用試験及第、明治二七年一二月司法官試補・大分区裁判所詰、明治二九年一月竹田区裁判所予備判事、明治三〇年三月豆田区裁判所判事、明治三〇年七月熊本地方裁判所判事、明治三六年六月長崎地方裁判所判事、明治三八年四月長崎控訴院判事、明治四四年六月久留米区裁判所監督判事、大正二年五月福岡地方裁判所部長、大正四年一〇月小倉区裁判所監督判事、大正七年七月佐賀地方裁判所長、大正一一年七月高松地方裁判所長、大正一三年一月福島地方裁判所長、大正一四年七月千葉地方裁判所長(『人物事典』1～Ⅲ)、昭和四年一月長崎地方裁判所長(『官報』昭和4・11・25)、昭和八年二月大審院検事・裁判所構成法第八〇条ノ二退職(『官報』昭和8・2・21、「官報」昭和8・2・24)、昭和八年五月弁護士登録・福岡(『官報』昭和8・6・15)、昭和一二年五月登録取消(『官報』昭和21・6・26)

● 「富永貞平」(高西直樹『長崎を訪れた人々』昭和編、葦書房・一九九五年三月)

② 平山慎英

● 明治一四年一月二〇日生、埼玉県入間郡飯能町、明治四二年七月東京帝国大学法科大學卒業、明治四二年七月司法官試補・横浜地方裁判所詰、明治四五年四月横浜地方裁判所予備判事、大正二年六月横浜地方裁判所判事、大正八年五月土浦区裁判所判事、大正一〇年九月横浜地方裁判所判事、大正一二年四月東京地方裁判所判事、大正一三年一二月新潟地方裁判所部長、大正一五年七月浦和地方裁判所部長、昭和三年七月千葉地方裁判所部長、昭和五年八月東京控訴院判事、昭和六年一二月長岡区裁判所監督判事、昭和九年五月八日市場区裁判所監督判事、昭和一一年二月那覇地方裁判所長、昭和一二年一月鳥取地方裁

判所長、昭和一四年四月松江地方裁判所長（『人物事典』Ⅱ～Ⅴ）、昭和一六年四月退職（『官報』昭和16・4・28）、昭和一六年四月公証人・東京（『官報』昭和16・5・6）、昭和二五年一月一日死亡（『朝日新聞』「毎日新聞」「読売新聞」昭和25・12・12）

●「平山慎英」〔『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年二月〕

③山口富次郎（浦和参照）

④奈良武一

●明治二四年一〇月一八日生、埼玉県北埼玉郡東村、大正六年三月東京帝国大学法科大学卒業、大正六年五月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正七年一月東京地方裁判所予備判事、大正七年一月福山区裁判所判事、大正一二年四月広島地方裁判所判事、大正一四年七月千葉地方裁判所判事、昭和五年七月東京区裁判所判事（『人物事典』Ⅱ～Ⅴ）、昭和八年三月前橋区裁判所監督判事兼前橋地方裁判所判事（『官報』昭和8・3・30）、昭和一二年七月前橋地方裁判所部長・退職（『官報』昭和12・7・13、昭和12・7・16）、…昭和二六年四月弁護士登録・第一東京（『官報』昭和25・5・18）、昭和三四年一月一七日登録取消・死亡（『官報』昭和35・1・19）

⑤庄子勇

●明治二一年一〇月二四日生、岩手県東磐井郡折壁村、大正三年三月東京外国語学校卒業、大正七年一〇月高等試験行政科合格、大正九年一〇月高等試験外交科合格、大正九年一二月領事官補・広東在勤、大正一〇年七月済南在勤、大正一二年一二月高等試験司法科合格、昭和一二年一二月弁護士試験大正二年法律第五号合格、大正一三年三月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正一四年一月東京地方裁判所予備判事、昭和二年五月松本区裁判所判事、昭和二年八月八日市場区裁判所判事、昭和三年一〇月千葉地方裁判所判事、昭和四

年一〇月東京地方裁判所判事（『人物事典』Ⅲ～Ⅴ）、昭和六年一〇月領事・間島総領事（『日本弁護士名簿』昭和37年）、昭和一一年一二月東京民事地方裁判所兼東京刑事地方裁判所判事（『官報』昭和11・12・19、昭和11・12・21）、欧米各国出張（『司法大観』昭和32年）、昭和一三年一月兼東京区裁判所判事（『官報』昭和13・1・22）、昭和一七年五月八王子区裁判所兼東京刑事地方裁判所判事予審掛（『官報』昭和17・5・25）、昭和二二年東京控訴院部長（『司法大観』昭和32年）、…昭和二二年五月弁護士登録・第二東京（『官報』昭和21・6・26）、昭和二六年八月登録取消（『官報』昭和27・1・10）、昭和二六年一〇月立川簡易裁判所判事（『官報』昭和23・10・23、昭和23・10・31）、昭和二九年八月東京簡易裁判所判事（『官報』昭和29・9・11）、昭和三十三年一〇月定年退官（『官報』昭和33・10・30）、昭和三十三年一月弁護士登録・第二東京（『官報』昭和34・1・17）、昭和四四年八月五日登録取消・死亡（『官報』昭和44・11・24）

●「庄子勇」〔『日本弁護士大観』、国際聯合通信社・一九六二年二月〕

⑥小林四郎（東京参照）

⑦大瀧良太郎

●明治二〇年四月八日生、徳島県三好郡昼間村、大正六年三月東京帝国大学法科大学卒業、大正八年三月司法官試補・長野地方裁判所詰、大正九年一〇月長野地方裁判所予備判事、大正九年一月札幌地方裁判所判事、大正一四年七月長野地方裁判所判事、大正一四年一二月宇都宮地方裁判所判事（『人物事典』Ⅱ～Ⅳ）、昭和四年四月千葉地方裁判所兼千葉区裁判所判事（『官報』昭和4・5・2）、昭和七年四月静岡地方裁判所判事（『官報』昭和7・4・14）、昭和八年一月静岡地方裁判所部長（『官報』昭和8・11・16）、

⑧長尾操

●明治三十一年一月一〇日生、高知市朝倉町、大正八年三月東京外国語学校英語科卒業、大正一二年一二月高等試験司法科合格、大正一三年三月京都帝国大学法学部卒業、大正一三年五月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正一五年三月東京地方裁判所予備判事、昭和二年九月高崎区裁判所判事、昭和四年三月千葉地方裁判所判事、昭和五年三月東京地方裁判所判事、昭和八年八月長野地方裁判所判事、昭和八年一二月東京地方裁判所判事、昭和一〇年五月東京刑事地方裁判所判事、昭和十一年一月保護観察所輔導官・東京保護観察所勤務、昭和十三年一月東京刑事地方裁判所判事（人物事典Ⅳ・Ⅴ）、昭和一七年四月東京控訴院部長・退職（官報）昭和17・4・27（28）、昭和一七年四月弁護士登録・第二東京（官報）昭和17・6・19）、昭和二十二年一月登録取消（官報）昭和21・3・9）

⑨宮内聰太郎

●明治一八年三月二六日生、千葉県海上郡銚子町、明治四五年七月東京帝国大学法科大学卒業、昭和四五年八月司法官試補・静岡地方裁判所詰、大正三年四月大阪地方裁判所予備判事、大正三年六月秋田地方裁判所判事、大正三年一二月静岡地方裁判所判事、大正六年九月静岡区裁判所判事、大正六年一二月東京区裁判所判事、大正一〇年一二月東京控訴院判事、大正一四年六月横浜地方裁判所部長、大正一五年八月東京控訴院判事、昭和五年一二月東京控訴院部長、昭和八年六月横浜区裁判所監督判事、昭和十一年八月大津地方裁判所長、昭和一二年四月大審院判事（人物事典Ⅰ・Ⅴ）、昭和二〇年四月大審院部長（官報）昭和20・4・26）

●「宮内聰太郎」『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年二月）

⑩仁井田秀穂

●明治三五年六月九日生、福島県石城郡平町、大正一五年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一五年一二月高等試験司法科合格、昭和二年三月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和三年一〇月横浜地方裁判所予備判事、昭和四年一〇月千葉地方裁判所判事、昭和八年二月東京区裁判所判事（人物事典Ⅲ・Ⅴ）、昭和二十一年七月兼東京少年審判所少年審判官、昭和二十二年五月東京地方裁判所判事、昭和二十四年一月兼東京家庭裁判所判事、昭和二十六年一二月東京高等裁判所判事、昭和三十一年一二月依願免本官（司法大観）昭和32年・昭和42年）、昭和三十三年一月公証人・横浜（官報）昭和33・1・13）、昭和四七年六月依願免公証人（官報）昭和47・6・21）、昭和四七年七月弁護士登録・横浜（官報）昭和47・9・14）、昭和六〇年一二月一九日登録取消・死亡（官報）昭和61・1・14）

●「仁井田秀穂」『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月）

⑪中村民治

（横浜参照）

⑫武田軍治

●明治三〇年一〇月一〇日生、山形県東置賜郡高島町、大正一二年一二月高等試験司法科合格、大正一三年四月東京帝国大学法学部卒業、大正一三年五月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和二年三月長野地方裁判所松本支部予備判事、昭和三年一〇月長野地方裁判所松本支部判事、昭和五年三月千葉地方裁判所判事、昭和七年七月東京区裁判所判事、昭和一〇年五月東京刑事地方裁判所判事、昭和十二年九月甲府地方裁判所判事（人物事典Ⅳ・Ⅴ）、昭和一四年一二月東京民事地方裁判所判事、昭和一七年二月農林事務官・農林省農政局勤務、昭和二十一年四月東京民事地方裁判所、昭和二十一年六月東京控訴院判事、昭和二十二年五月東京高等裁判所判事（司法大観）昭和32年）、昭和三十一年一月任期終了（官報）昭和33・2・6）、昭

和三二年一月弁護士登録・第二東京〔官報〕昭和32・12・7）、昭和四八年二月登録取消〔官報〕昭和48・3・30）、昭和四八年六月一日死亡（読売新聞）昭和48・6・15）

●「武田軍治」〔日本弁護士大観〕国際聯合通信社・一九六二年二月

⑬長岡熊雄

●明治五年一〇月一五日生、東京府荏原郡品川町、明治三四年七月日本法律学校卒業、明治三四年一月判事検事登用試験及第、昭和三四年一月司法官試補・前橋区裁判所詰、明治三六年七月前橋区裁判所判事、明治三八年四月長岡区裁判所判事、明治四〇年一月一月新潟地方裁判所判事、明治四三年一月東京地方裁判所判事、明治四四年一月千葉地方裁判所判事、大正二年五月東京地方裁判所判事、大正三年四月函館地方裁判所判事、大正四年一〇月函館区裁判所判事、大正五年五月新潟地方裁判所判事、大正八年六月長野地方裁判所判事、大正九年一〇月横浜地方裁判所判事、大正一二年一〇月横浜地方裁判所部長、大正一三年一二月東京区裁判所監督判事、大正一四年四月東京控訴院部長、昭和二年七月三戸地方裁判所長（人物事典）Ⅰ～Ⅲ、昭和四年一月千葉地方裁判所長〔官報〕昭和4・11・25）、昭和一〇年五月横浜地方裁判所長〔官報〕昭和10・5・22）、昭和一〇年一〇月一四日大審院検事・裁判所構成法第八〇条ノ二退職〔官報〕昭和10・10・15（16）、昭和一一年一〇月三日死亡（朝日新聞）〔読売新聞〕昭和11・10・5）

●長岡熊雄「陪審雑感」〔法律春秋〕第4巻第4号、一九二九年四月

⑭清水正一（横浜参照）

⑮佐野秀雄

●明治二九年一月二三日生、静岡県庵原郡松野村、大正九年七月明治大学独法科卒業、

大正一二年二月判事検事登用試験合格、大正一二年三月司法官試補・京都地方裁判所詰、大正一三年一二月京都地方裁判所予備判事、大正一五年五月神戸地方裁判所判事、昭和五年一〇月横浜地方裁判所判事、昭和七年四月千葉地方裁判所判事、昭和一一年四月東京区裁判所判事、昭和一二年名古屋控訴院判事、昭和一四年九月横浜区裁判所判事（人物事典）Ⅲ～Ⅴ）、昭和一八年一二月札幌地方裁判所部長兼札幌区裁判所判事〔官報〕昭和19・1・4）、昭和二二年一月東京地方裁判所判事〔官報〕昭和23・1・24号外）、昭和二八年六月依願免本官〔官報〕昭和28・6・16）、昭和二八年六月公証人・横浜〔官報〕昭和28・6・19）、昭和四一年一月依願免公証人〔官報〕昭和41・1・27）、…弁護士登録・第二東京…、昭和五一年四月一日登録取消・死亡〔官報〕昭和51・6・28）

⑯關隆二

●昭和三年一〇月高等試験司法科合格〔官報〕昭和3・10・30）、昭和四年五月司法官試補・東京地方裁判所詰〔官報〕昭和4・5・30）、昭和五年一二月東京地方裁判所兼東京区裁判所予備判事〔官報〕昭和5・12・26、昭和6・1・6）、昭和六年三月千葉地方裁判所兼千葉区裁判所予備判事〔官報〕昭和6・3・17）、昭和七年一〇月千葉地方裁判所八日市場支部兼八日市場区裁判所判事〔官報〕昭和7・10・6）、昭和八年八月横浜地方裁判所兼横浜区裁判所判事〔官報〕昭和8・8・12）、昭和一〇年七月退職〔官報〕昭和10・7・11）

●正七位、審判官、哈爾濱地方法院次長、哈爾濱市南崗花園街五三公館、電六三五四、「閱歴」千葉県議二男、明治卅四年十一月十七日生る、大正十一年中央大専門部法科修業、高文司法行政各科合格、昭和八年任判事千葉地方八日市場支部八日市場区、横浜地方同区各裁判所判事歴任、同十年満洲国に転じ、任推事瀋陽地方法院法院推事、康徳三年七月任

審判官奉天区法院監督審判官、撫順地方法院次長兼奉天高等法院審判官、地政総局理事官
審査処審査科長、吉林法院長兼吉林区法院監督審判官等歴任、同十年三月現職、宗教日蓮
宗、趣味読書、「家庭」妻むめ（明二七）染谷美治長女小田原高女卒、長男浩一（昭八）、
長女富美江（大一五）、二女愛子（昭五）、三女洋子（昭二）、次男輝夫（昭一三）（大衆人事録
外地・滿支・海外篇、昭和18年）

●「閔隆二」〔滿洲紳士録〕、滿蒙資料協会・第3版一九四〇年二月・第四版一九四三年二月）

⑰ 柿本知己

●明治二一年六月一〇日生、青森県三戸郡倉石村、大正八年七月東京帝国大学法学部卒
業、大正八年八月司法官試補・仙台地方裁判所詰、大正九年五月東京地方裁判所詰、大正
一一年四月函館地方裁判所判事、大正一三年一二月札幌地方裁判所判事、昭和四年九月旭
川地方裁判所部長、昭和七年一二月山形地方裁判所判事、昭和九年一月仙台地方裁判所
判事、昭和一二年九月東京刑事地方裁判所判事、昭和一四年七月千葉地方裁判所部長（人
物事典ⅡⅤ）、昭和一九年九月兼千葉区裁判所判事（官報）昭和19・9・16）、昭和二〇年三月大審
院判事（官報）昭和20・3・24）、昭和二〇年三月一三日死亡（朝日新聞）昭和20・3・17）

⑱ 田中清明

●明治二七年四月一日生、東京府豊多摩郡中野村、大正五年三月秋田鉱山専門学校冶金
科卒業、大正七年六月特許局技師、大正一〇年九月特許局技師、大正一二年一二月高等試
験行政科合格、大正一三年一二月高等試験司法科合格、大正一四年五月司法官試補・東京
地方裁判所詰、昭和二年三月東京地方裁判所予備判事、昭和三年四月名古屋地方裁判所予
備検事、昭和三年八月名古屋区裁判所検事、大正九年一二月安濃津区裁判所検事、昭和一〇

年六月前橋地方裁判所判事、昭和一二年浦和地方裁判所判事、昭和一四年九月千葉地方裁
判所判事（人物事典ⅢⅤ）、昭和一六年五月兼少年審判官（官報）昭和16・5・31）、昭和一六年五
月東京民事地方裁判所判事兼東京刑事地方裁判所東京区裁判所判事・東京少年審判所勤務
（官報）昭和16・6・2）、昭和一八年四月免兼少年審判官（官報）昭和18・4・22）、昭和一八年四月熊
谷区裁判所兼浦和地方裁判所熊谷支部判事予審掛（官報）昭和18・4・26）、昭和二一年三月浦和
地方裁判所部長・退職（官報）昭和21・3・19）、昭和二一年四月弁護士登録・浦和（官報）昭和21・5
・25）、昭和二五年一月一四日登録取消・死亡（官報）昭和21・3・9）

⑲ 田畑喜與英

●明治三六年一二月一六日生、群馬県多野郡藤岡町、大正一五年八月高等試験予備試験
合格、昭和六年高等試験行政科合格、昭和九年一月高等試験司法科合格、昭和一〇年五
月司法官試補・大阪地方裁判所詰、昭和一一年一二月大阪地方裁判所予備判事、昭和一二
年二月札幌地方裁判所判事、昭和一四年七月千葉地方裁判所判事（人物事典ⅣⅤ）、昭和一
六年九月浦和地方裁判所兼浦和区裁判所判事（官報）昭和16・9・26）、昭和二一年浦和地方裁
判所部長・退職（日本弁護士大観）昭和37）、昭和二一年五月弁護士登録・東京（官報）昭和21・6・26）、

●「田畑喜與英」〔日本弁護士大観〕、国際聯合通信社・一九六二年二月）

⑳ 古澤三千雄

●明治四四年六月二三日生、茨城県結城郡西豊田村、昭和一〇年三月東北帝国大学法文
学部卒業、昭和一二年一月高等試験司法科合格、昭和一三年五月司法官試補・京都地方
裁判所詰、昭和一四年九月東京民事地方裁判所詰（人物事典Ⅴ）、昭和一五年一二月千葉地方
裁判所予備判事（官報）昭和15・1・6）、昭和一五年九月神戸地方裁判所兼神戸区裁判所判事（官

報」昭和15・9・5）、昭和一七年六月大阪地方裁判所兼大阪区裁判所判事（官報）昭和17・6・18）、（注）古澤三千雄は、昭和一八年一月一日現在「司法部職員録」には登載されているが、昭和一九年一月一日現在「司法部職員録」には登載されていないので、その間の「官報」の「叙任及辞令」欄を調査したが見出せなかった。

（二）検事の履歴

①廣部三之助

●明治七年二月五日生、三重県安濃郡建部村↓津市大字中河原、明治三三年七月明治法律学校卒業、明治三五年一月判事検事登用試験及第、明治三五年一月司法官試補・大垣区裁判所詰、明治三八年四月岡崎区裁判所検事、明治三九年一月豊橋区裁判所検事、明治三九年六月名古屋地方裁判所検事、明治四一年六月敦賀区裁判所検事、明治四二年五月名古屋控訴院検事、大正元年一〇月東京控訴院検事、大正二年五月水戸地方裁判所検事、大正五年一月岡崎区裁判所検事、大正五年一〇月名古屋区裁判所検事、大正六年六月名古屋地方裁判所検事、大正八年六月札幌地方裁判所検事、大正一〇年六月青森地方裁判所検事、大正一一年二月広島控訴院検事、大正一一年一月公証人懲戒委員会、文官普通懲戒委員、大正一四年八月長野地方裁判所検事正、昭和三年五月千葉地方裁判所検事正（人物事典）158、昭和五年九月大審院検事・退職（官報）昭和5・9・23、昭和5・9・27、昭和五年九月三〇日死亡（東京朝日）昭和5・10・2）

②岡遼

●明治九年二月六日生、大阪府東区森之宮西ノ町、明治三五年七月明治法律学校卒業、明治三五年一月判事検事登用試験及第、明治三五年一月司法官試補・岡崎区裁判所詰、

明治三八年四月函館地方裁判所判事、明治三九年六月函館区裁判所判事、明治四一年六月函館地方裁判所判事、大正二年四月朝鮮総督府判事・大邱地方法院判事、大正二年一月京城地方法院判事、大正四年四月釜山地方法院判事、大正五年七月宇和島区裁判所判事、大正七年七月下関区裁判所検事、大正八年六月山口地方裁判所検事、大正一〇年四月広島地方裁判所検事、大正一二年四月水戸区裁判所検事、大正一三年三月高田区裁判所検事、大正一四年七月静岡地方裁判所検事、大正一五年七月新潟地方裁判所検事、昭和二年七月新潟第一次健康保険審査委員会委員、昭和二年八月浦和地方裁判所検事、昭和二年一月東京地方裁判所検事、昭和三年七月千葉地方裁判所検事、昭和五年八月沼津区裁判所検事、昭和七年三月那覇地方裁判所検事正、昭和九年八月山形地方裁判所検事正（人物事典）II 5、昭和一三年一月退職（官報）昭和13・11・22）、昭和一三年一月公証人・東京（官報）昭和13・11・26）、昭和二年一月依願免公証人（日本公証制度沿革史）昭和43年）

③中島石雄（東京参照）

④安部輔

●明治二〇年一月一三日生、宮城県遠田郡元涌谷村、大正三年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正三年八月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正六年四月東京地方裁判所予備判事、大正六年九月安濃津地方裁判所判事、大正七年五月東京地方裁判所検事、大正一五年五月司法官試補指導掛、昭和三年六月宮城控訴院検事、昭和三年七月公証人懲戒予備委員、昭和四年二月仙台地方裁判所検事、昭和四年九月東京控訴院検事、昭和八年一月新潟地方裁判所検事、昭和九年一二月東京地方裁判所検事、昭和一〇年五月東京刑事地方裁判所検事、昭和一二二年二月前橋地方裁判所検事正、昭和一三年四月宇都宮地方裁判所検事

正、昭和一四年九月静岡地方裁判所検事正（人物事典Ⅰ～Ⅴ）、昭和一七年九月浦和地方裁判所検事正（官報）昭和17・9・29、昭和二一年二月大審院検事・退職（官報）昭和21・2・22、昭和二一年八月弁護士登録・浦和（官報）昭和21・10・7、昭和三〇年二月二四日登録取消・死亡（官報）昭和31・2・11

●「安部輔」〔帝国大学出身名鑑〕、校友調査会・一九三三年二月

⑤ 阪元不二男

●明治二〇年六月二〇日生、宮城県遠田郡涌谷村、大正四年五月東京帝国大学法科大学卒業、大正四年六月司法官試補・長崎地方裁判所詰、大正六年二月長崎地方裁判所予備検事、大正六年九月佐世保区裁判所検事、大正八年九月福岡区裁判所検事、大正一〇年二月横浜区裁判所検事、大正一二年八月東京区裁判所検事、大正一五年七月甲府地方裁判所検事、昭和四年二月前橋地方裁判所検事、昭和五年八月千葉地方裁判所検事、昭和七年二月東京控訴院検事、昭和一〇年十一月少年審判官・大阪少年審判所勤務、昭和一三年三月鳥取地方裁判所検事正（人物事典Ⅰ～Ⅴ）、昭和一五年一月高松地方裁判所検事正（官報）昭和15・1・12、昭和一九年三月奈良地方裁判所検事正（官報）昭和19・3・28、昭和二一年二月大審院検事・退職（官報）昭和21・2・22、昭和二一年四月弁護士登録・奈良（官報）昭和21・5・25、昭和二六年一月登録換・第二東京（官報）昭和26・2・8、昭和二六年九月登録取消（官報）昭和26・10・6、昭和二六年九月渋谷簡易裁判所判事（官報）昭和26・9・18、昭和26・9・25、昭和二八年一月東京簡易裁判所判事（官報）昭和28・1・28、「司法大観」昭和32年）、昭和三〇年七月東京簡易裁判所判事司法行政事務掌理者（官報）昭和30・8・11、昭和三二年六月定年退官（官報）昭和32・6・22、昭和三二年七月弁護士登録・第二東京（官報）昭和32・8・17、昭和四七年十一月二六日登録取消・死亡

〔官報〕昭和48・3・7

●「阪元不二男」〔帝国大学出身名鑑〕、校友調査会・一九三三年二月、「阪元不二男」〔日本弁護士大観〕、国際聯合通信社・一九六二年二月、野村正男「阪元不二男」〔法窓風雲録〕上、朝日新聞社・一九六六年一月

⑥ 鷲山半之助

（横浜参照）

⑦ 井上政長

●明治一二年六月九日生、前橋市田中町、明治四一年一〇月東京帝国大学法科大学卒業、昭和四一年一月司法官試補・千葉地方裁判所詰、明治四四年三月横浜区裁判所予備検事、明治四四年七月横手区裁判所検事、大正二年五月本荘区裁判所検事、大正三年四月盛岡区裁判所検事、大正四年四月大阪区裁判所検事、大正五年六月京都都区裁判所検事、大正六年一二月大阪区裁判所検事、大正八年五月堺区裁判所検事、大正一二年八月青森地方裁判所検事、大正一五年七月宮城控訴院検事、大正一五年八月公証人懲戒予備委員、昭和三年六月浦和地方裁判所検事、昭和七年二月千葉地方裁判所検事、昭和九年一二月沼津区裁判所検事（人物事典Ⅰ～Ⅴ）、昭和一七年二月大審院検事・死亡（官報）昭和17・2・22、昭和17・3・5

●「井上長政」〔帝国大学出身名鑑〕、校友調査会・一九三三年二月

⑧ 松岡佐一

●明治三〇年一〇月一三日生、高知県安芸郡奈半利町↓東京市赤坂区台町、大正一二年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一二年五月司法官試補・横浜地方裁判所詰、大正一四年三月東京地方裁判所予備検事、大正一五年八月釧路区裁判所検事、昭和二年八月札幌区裁判所検事、昭和四年六月甲府区裁判所検事、大正六年七月千葉区裁判所検事、昭和一〇年四月東京区裁判所検事、昭和一四年七月東京刑事地方裁判所検事（人物事典Ⅲ～Ⅴ）、昭和

一五年四月岡山地方裁判所検事、昭和一八年五月下関区裁判所検事、昭和二一年三月東京控訴院検事、昭和二二年三月大審院検事、昭和二二年八月最高検察庁検事、昭和二三年六月岐阜地方検察庁検事正、昭和二四年九月前橋地方検察庁検事正、昭和二六年四月法務研究所長、昭和二七年七月依願免本官、昭和二七年一〇月公証人（司法大観 昭和32年・昭和42年）、昭和四二年一〇月依願免公証人（官報 昭和42・10・18）、昭和四二年一二月弁護士登録・第二東京（官報 昭和43・1・20）、平成二年二月登録取消（官報 平成2・3・13）

◎黒川英夫

●明治三十一年一月二四日生、京都府与謝郡宮津町、大正一一年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一一年五月司法官試補・岡山地方裁判所詰、大正一二年四月東京地方裁判所詰、大正一二年一二月東京地方裁判所予備検事、大正一三年一月宮崎地方裁判所予備検事、大正一三年八月鳥取区裁判所検事、大正一五年七月札幌区裁判所検事、昭和二年八月旭川区裁判所検事、昭和三年七月札幌地方裁判所検事、昭和五年四月水戸区裁判所検事、昭和九年一二月長野地方裁判所検事、昭和一一年一月兼保護観察所輔導官・長野観察所長、昭和一二年三月東京区裁判所検事、昭和一二年一二月千葉地方裁判所検事（人物事典 Ⅱ 5）、昭和一六年一〇月東京控訴院検事（官報 昭和19・1・24）、昭和一九年一月小樽区裁判所兼札幌地方裁判所小樽支部検事（官報 昭和19・1・24）、昭和二二年二月福岡控訴院検事（官報 昭和21・3・22）、昭和二二年七月和歌山地方裁判所検事正（官報 昭和21・7・10）、昭和二五年五月依願免本官（官報 昭和25・5・29）、昭和二五年六月弁護士登録・大阪（官報 昭和25・7・6）、昭和二七年七月登録取消（官報 昭和27・8・6）、昭和二七年一二月弁護士登録・和歌山（官報 昭和27・11・13）、昭和三四年和歌山弁護士会副会長、昭和三九年和歌山弁護士会会長（和歌山弁護士会小史 昭和51年）、

昭和六一年三月二七日登録取消・死亡（官報 昭和61・6・13）

●「黒川英夫」『和歌山弁護士会小史』和歌山弁護士会・一九七六年二月、「黒川英夫」『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月

⑩折原泉

●明治三十一年七月三十一日生、群馬県邑楽郡大箇野村、大正一一年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一一年五月司法官試補・千葉地方裁判所詰、大正一三年四月陸軍一等計手、昭和一四年三月千葉地方裁判所予備検事、大正一五年一月横浜区裁判所検事、昭和五年一月東京区裁判所検事、昭和一一年四月兼少年審判官・東京少年審判所勤務（官報 昭和11・5・4）、昭和一三年九月免兼官（官報 昭和13・9・10）、昭和一四年七月東京刑事地方裁判所検事（人物事典 Ⅱ 5）、昭和一五年一月千葉地方裁判所兼千葉区裁判所検事（官報 昭和15・1・27）、昭和一七年七月松戸区裁判所検事（官報 昭和17・7・24）、昭和二〇年九月千葉地方裁判所兼千葉区裁判所検事（官報 昭和20・9・17）、昭和二一年八月東京控訴院検事（官報 昭和21・8・14）、昭和二一年九月土浦区裁判所兼水戸地方裁判所土浦支部検事（官報 昭和21・10・3）、昭和二一年一二月大審院検事（官報 昭和21・11・29）

●「折原巳一郎男泉」『帝国大学出身名鑑』校友調査会・一九三二年二月

(三) 弁護士の閲歴

①五木田種義

●明治二五年三月二六日生（大衆人事録 昭和18年）、「出身地」千葉、「事務所」匝瑳郡八日市場町イノ二六三〇（日本弁護士名簿 昭和4年）、大正一四年一二月弁護士試験大正二二年法律第五号合

格〔官報〕昭和14・12・17)、大正一五年一月弁護士登録・千葉〔官報〕大正15・2・15)、昭和二三年四月千葉弁護士会副会長(千葉県弁護士会史)平成7年)、昭和二四年四月登録取消〔官報〕昭和24・5・24)

●「五木田種義」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月)

②長戸路政司

●明治一七年二月一日日生、「出身地」千葉(全国弁護士大観、昭和52年)、「事務所」千葉市市場町四七四、「電話」千葉四三九(日本弁護士名簿、昭和4年)、明治四三年七月東京帝国大学法科大学卒業〔官報〕明治43・7・13)、明治四三年八月司法官試補・和歌山地方裁判所詰〔官報〕明治43・8・3)、大正二年二月依願免司法官試補〔官報〕大正2・2・7)、大正二年二月弁護士登録・千葉〔官報〕大正2・3・14)、…大正八年登録換・東京(日本弁護士名簿、大正7年・大正8年)；…大正一二年五月第一東京弁護士会員(われらの弁護士会史、昭和46年)、昭和八年一月登録換・千葉〔官報〕昭和8・2・16)、昭和二一年四月千葉弁護士会長(千葉県弁護士会史)平成7年)、昭和五五年六月三日登録取消・死亡〔官報〕昭和55・7・21)

●「長戸路政司」『房総 町村と人物』多田屋書店・一九一八年六月)、「長戸路政司」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月)、「長戸路政司」『帝国大学出身名鑑』校友調査会・一九三二年一月)、「長戸路政司」『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月)、「長戸路政司先生経歴」〔千葉敬愛経済大学研究論集〕19号・長戸路政司先生追悼号・一九八一年二月)、「千葉県私学振興の祖長戸路政司先生」〔房総及房総人〕第55巻第3号・4号、一九八八年三月・四月)、「長戸路政司先生に聞く」〔千葉県弁護士会史〕千葉県弁護士会・一九九五年六月)

③椎名榮藏

●明治一〇年二月一日日生(千葉県議会史)議員名鑑、昭和60年)、「出身地」千葉、「事務所」匝瑳郡八日市場町イノ二六一〇、明治三一年七月東京法学院卒業〔房総 町村と人物〕大正7年)、明治

三四年一二月弁護士試験及第〔官報〕明治34・12・20)、明治三五年二月弁護士登録・千葉〔官報〕明治35・2・6)、昭和一三年二月一日死亡(千葉県議会史)議員名鑑、昭和60年)、昭和一三年一二月二六日登録取消・死亡〔官報〕昭和14・1・20)

●「椎名榮藏」『房総 町村と人物』多田屋書店・一九一八年六月)、「椎名榮藏」〔千葉県議会史〕議員名鑑、千葉県議会・一九八五年)

④齋藤胖

●「出身地」兵庫(官報)明治26・5・30)、「事務所」君津郡木更津町木更津一八四九(日本弁護士名簿)昭和4年)、明治二〇年一〇月司法省法学学校速成科卒業(手塚豊「明治法学教育史の研究」昭和63年)、明治二一年三月代言人・東京免許(日本弁護士史)大正3年)、明治二六年五月弁護士登録・千葉〔官報〕明治26・5・30)、昭和一〇年二月登録取消・死亡〔官報〕昭和10・2・20)

⑤杉山彌太郎

●明治元年九月八日生、「出身地」千葉県(千葉県議会史)議員名鑑、昭和60年)、「事務所」千葉市千葉六三三、「電話」千葉一四二一(日本弁護士名簿)昭和4年)、明治二二年七月東京法学院卒業(千葉県議会史)議員名鑑、昭和60年)、明治二二年一二月代言人試験及第〔官報〕明治22・12・28)、明治二六年一月代言人・千葉免許(日本弁護士史)大正3年)、明治二六年五月弁護士登録・千葉〔官報〕明治26・5・30)、大正二年四月、大正四年四月千葉弁護士会長(日本弁護士名簿)大正2年、大正4年)、大正一三年四月、昭和一三年四月千葉弁護士会長(日本弁護士名簿)大正13年、昭和13年)、昭和二〇年七月七日死亡(千葉県議会史)議員名鑑昭和60年)

●「杉山彌太郎」『房総 町村と人物』多田屋書店・一九一八年六月)、「杉山彌太郎」〔千葉県議会史〕議員名鑑、千葉県議会・一九八五年三月)

⑥大井靜雄

●明治二〇年一月二五生（『大衆人事録』昭和2年）、「出身地」広島、「事務所」東京市神田区錦町一ノ二、「電話」神田一一五五（『日本弁護士名簿』昭和4年）、明治四四年七月東京帝国大学法学部卒業（『官報』明治44・7・13）、明治四四年九月弁護士登録・東京（『官報』明治44・9・18）、大正一二年五月第一東京弁護士会員（『われらの弁護士会史』昭和46年）、昭和七年一二月登録取消（『官報』昭和8・1・11）、昭和一一年一〇月弁護士登録・第二東京（『官報』昭和11・11・13）、昭和二三年八月登録換・広島（『官報』昭和23・10・15）、昭和三十一年一月三日登録取消・死亡（『官報』昭和31・2・11）

●「大井靜雄君」『日本弁護士総覧』第2巻・合本、東京法曹会・一九一一年二月・一九一五年八月。後に『日本法曹界人物事典』第8巻、ゆまに書房・一九九六年一月に収録）、「大井靜雄君」『大日本人物名鑑』ルーブル出版部・一九二二年一月）、「大井靜雄」『大衆人事録』帝国秘密探偵社・一九二七年一〇月。後に、『大正人名事典』Ⅱ上巻、日本図書センター・一九九二年二月に収録）

●大井靜雄「陪審制度反対論者の謬見」『日本弁護士協会録事』第25巻第2号、日本弁護士協会・一九二二年二月）

⑦石橋信

●明治二五年四月二五日生（『全国弁護士大観』昭和52年）、「出身地」千葉、「事務所」千葉市千葉六一〇、「電話」千葉九三四（『日本弁護士名簿』昭和4年）、大正一二年二月弁護士試験及第（『官報』大正12・2・27）、大正一二年四月弁護士登録・東京（『官報』大正12・4・30）、大正一二年一二月登録換・千葉（『官報』大正12・12・28）、昭和二二年一〇月登録取消（『官報』昭和22・12・5）、昭和二五年一二月弁護士登録・千葉（『官報』昭和26・1・16）、昭和三六年四月千葉県弁護士会会長（『千葉県弁護士会史』平成7年）、昭和五三年三月七日登録取消・死亡（『官報』昭和53・4・12）

●「石橋信」『房総紳士録』房総興信所・一九五四年三月、一九五一年五月）、「石橋信」『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月）、「石橋信」『千葉県議会史』議員名鑑、千葉県議会・一九八五年三月）、「石橋信先生に聞く」『千葉県弁護士会史』千葉県弁護士会・一九九五年六月）

⑧小川榮治

●明治四年一月一二日生、「出身地」千葉、「事務所」匝瑳郡八日市場町イノ二六三〇（『日本弁護士名簿』昭和4年）、明治三七年七月明治大学法科卒業（『大衆人事録』昭和18年）、大正六年一二月判事検事登用試験及第（『官報』大正6・12・11）、大正六年一二月司法官試験補・東京地方裁判所詰（『官報』大正6・12・29）、大正七年二月依願免司法官試験補（『官報』大正7・2・7）、大正七年二月弁護士登録・千葉（『官報』大正7・2・26）、昭和一六年四月昭和一九年四月千葉県弁護士会副会長（『千葉県弁護士会史』平成7年）、昭和三五年五月一日登録取消・死亡（『官報』昭和35・5・11）

●「小川榮治」『大衆人事録』北海道・奥羽・関東・中部篇、帝国秘密探偵社・一九四三年三月）

⑨小瀧新司

（昭和八年以前、新次）

●明治三四年九月一七日生（『千葉県弁護士会史』平成7年）、「出身地」千葉、「事務所」安房郡北条町新宿九（『日本弁護士名簿』昭和4年）、大正一一年二月日本大学専門部法科卒業（『全国弁護士大観』昭和52年）、大正一二年二月弁護士試験及第（『官報』大正12・2・27）、大正一二年四月弁護士登録・東京（『官報』大正12・4・26）、大正一三年九月登録換・千葉（『官報』大正13・10・11）、昭和一五年四月千葉県弁護士会副会長（『日本弁護士名簿』昭和15年）、昭和一六年四月昭和一八年四月千葉県弁護士会副会長（『千葉県弁護士会史』平成7年）、昭和五七年三月八日登録取消・死亡（『官報』昭和57・4・14）

●「小瀧新司」『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月）

●小瀧新司『児童虐待防止法の概念』（集賢舎・一九三三年一月）

⑩ 戸澤民十郎

● 明治一一年五月二五日生（『帝国人事大鑑』昭和7年）、「出身地」香川、「事務所」東京市芝区田村町八荒木ビル内、「電話」芝一八〇四（『日本弁護士名簿』昭和4年）、明治四二年七月東京帝国大学法科大学（『官報』明治42・7・13）、明治四二年二月弁護士登録・東京（『官報』明治42・12・22）、高松登録・東京登録；大正一三年五月衆議院議員当選憲政会・当選5回（衆議院議員名鑑）平成2年、昭和六年四月登録（東京）取消（『官報』昭和6・5・16）、昭和七年九月弁護士登録・東京（『官報』昭和7・9・30）、昭和一三年一二月登録取消（『官報』昭和14・1・20）、昭和一五年二月弁護士登録・第一東京（『官報』昭和15・3・14）、昭和一七年二月登録取消（『官報』昭和17・3・13）、昭和二一年九月弁護士登録・高松（『官報』昭和21・10・30）、昭和二七年九月二三日登録取消・死亡（『官報』昭和27・11・13）

● 「池坊生花師匠戸澤民十郎」（『新代議士名鑑』国民教育会・一九二四年七月）、「戸澤民十郎」（『人事興信録』人事興信所・一九二五年八月）、「戸澤民十郎」（『帝国大学出身名鑑』校友調査会・一九三二年一月）、「戸澤民十郎」（『帝国人事大鑑』帝国日々通信社・一九三五年二月）、「戸澤民十郎」（『第一回乃至第二回総選挙衆議院議員略歴』衆議院事務局・一九四〇年一〇月）、「戸澤民十郎」（『議會制度百年史』衆議院議員名鑑、大蔵省・一九九〇年一月）

⑪ 岡井茂次郎

● 「出身地」香川、「事務所」東京市芝区田村町八荒木ビル内、「電話」芝一八〇四（『日本弁護士名簿』昭和4年）、昭和三年一〇月弁護士試験大正二年法律第五号合格（『官報』昭和3・10・30）、昭和四年二月弁護士登録・第一東京（『官報』昭和4・3・9）、昭和一一年六月登録効力失効（『弁護士法附則五項』『官報』昭和11・8・31）

⑫ 鎌田豊吉

● 「出身地」千葉、「事務所」東京市芝区西久保巴町二四、「電話」芝二八七六（『日本弁護士名簿』昭和4年）、大正一一年九月弁護士試験及第（『官報』大正11・9・30）、大正一一年一二月弁護士登録・東京（『官報』大正11・11・22）、昭和二八年一月二一日登録取消・死亡（『官報』昭和39・1・16）

● 「鎌田豊吉」（『大東京構成の人及其事業』帝国時事通信社・一九三二年六月。後に、『東京人名資料事典』第5巻、日本図書センター・二〇〇四年一月に収録）、「鎌田豊吉」（『大衆人事録』東京篇、帝国秘密探偵社・一九四二年一〇月）

⑬ 關一二

● 明治二二年九月三〇日生、「出身地」長野、「事務所」麹町区麹町一ノ一竹工堂ビル、「電話」九段二四二二（『日本弁護士名簿』昭和4年）、大正四年五月東京帝国大学法科大学卒業（『官報』大正4・7・12）、大正四年五月司法官試補・広島地方裁判所詰、大正六年二月広島地方裁判所予備判事、大正六年九月下関区裁判所判事、大正八年六月高崎区裁判所判事、大正一一年七月千葉地方裁判所判事（『人物事典』I・II）、昭和二年八月千葉地方裁判所部長・退職（『官報』昭和2・8・4）、「官報」昭和2・8・6）、昭和二年八月弁護士登録・第二東京（『官報』昭和2・9・7）、昭和一一年四月登録換・千葉（『官報』昭和11・5・8）、昭和三四年四月千葉弁護士会長（『千葉県弁護士会史』平成7年）、昭和四九年一月一七日登録取消・死亡（『官報』昭和49・5・6）

● 「關一二」（『帝国法曹大鑑』帝国法曹大鑑編纂会・一九一五年一月・改訂増補版一九三二年一月、後に『日本法曹界人物事典』第1巻・第2巻、ゆまに書房・一九九五年八月に収録）、石橋信「関先生を偲ぶ」（『千葉県弁護士会史』千葉県弁護士会・一九九五年六月）

⑭ 山崎佐

● 明治二二年七月五日生、「出身地」千葉、「事務所」麹町区永楽町丸ビル四階四五〇、「電話」丸ノ内三九九二（『日本弁護士名簿』昭和4年）、大正二年七月東京帝国大学法科大学卒業（『官報』大正2・7・12）、大正二年八月司法官試補・浦和地方裁判所詰（『官報』大正2・8・13）、大正四年

三月東京地方裁判所予備検事、大正四年五月東京地方裁判所予備判事、大正四年八月東京地方裁判所判事（『人物事典』1）、東京控訴院判事・退職（『官報』大正11・5・12）、大正十一年五月弁護士登録・第一東京（『官報』大正11・5・29）、昭和二十七年四月第一東京弁護士会長（『われらの弁護士会史』昭和46年）、昭和四十二年七月三〇日登録取消・死亡（『官報』昭和42・9・28）

●「山崎佐」〔『帝国法曹大鑑』、帝国法曹大鑑編集会・一九一五年一月、後に『日本法曹界人物事典』第1巻、ゆまに書房・一九九五年八月に収録〕、「山崎佐」〔『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年一月〕、岩田春之輔「山崎佐」〔『日本弁護士大鑑』、国際聯合通信社・一九六二年二月〕

15 秋田義正

●「出身地」徳島、「事務所」麹町区永楽町丸ビル四階四五〇山崎佐方、「電話」丸ノ内三九九二（『日本弁護士名簿』昭和4年）、大正十三年二月高等試験司法科合格（『官報』大正13・12・11）、大正十四年一月弁護士登録・第一東京（『官報』大正14・11・20）、昭和十九年一月〇月一九日登録取消・死亡（『官報』昭和19・10・19）

16 安部遜

●安政三年一〇月二六日生、「出身地」福岡（『千葉県議会史』議員名鑑・昭和60年）、「事務所」千葉市吾妻町二ノ一三四、「電話」千葉三七五（『日本弁護士名簿』昭和4年）、明治十五年一月代言人東京免許↓木更津（『日本弁護士史』大正三年、「千葉県議会史」議員名鑑・昭和60年）、：明治二〇年四月木更津支庁代言人組合長（『日本帝国代言人姓名録』明治20年）、：大正七年四月・大正八年四月千葉弁護士会長（『日本弁護士名簿』大正8年）、昭和十二年九月一三日死亡（『千葉県議会史』議員名鑑・昭和60年）、昭和二十二年九月二〇日登録取消・死亡（『官報』昭和12・10・9）

●「安部遜」〔『千葉県議会史』議員名鑑、千葉県議会・一九八五年三月〕

17 石井直作

●「出身地」千葉、「事務所」東京都本郷区菊坂町八二、「電話」小石川一七五四、二七一三（『日本弁護士名簿』昭和4年）、大正十一年三月弁護士試験及第（『官報』大正11・3・27）、大正十一年五月弁護士登録・東京（『官報』大正11・5・26）、昭和十一年三月登録換・千葉（『官報』昭和11・4・10）、昭和十三年四月〜昭和十八年四月千葉弁護士会副会長、昭和十九年四月〜昭和二十二年四月千葉弁護士会長（『千葉県弁護士会史』平成7年）、昭和三〇年六月一二日登録取消・死亡（『官報』昭和30・7・15）

18 瀬房之助

●明治一七年二月一五日生（『千葉県議会史』議員名鑑・昭和60年）、「出身地」千葉、「事務所」千葉市千葉一二六六、「電話」千葉二五二一（『日本弁護士名簿』昭和5年）、明治四〇年九月日本大学専門部法科卒業（『千葉県議会史』議員名鑑・昭和60年）、明治四十一年二月判事検事登用試験及第（『官報』明治41・12・3）、明治四十一年一二月司法官試験・東京地方裁判所詰（『官報』明治41・12・28）、明治四十二年一月依願免司法官試験（『官報』明治42・1・27）、明治四十二年二月弁護士登録・東京（『官報』明治42・2・6）、明治四十五年四月登録換・千葉（『官報』明治45・5・1）、昭和十三年四月・昭和十四年四月千葉弁護士会副会長（『日本弁護士名簿』昭和13年・昭和14年）、昭和十六年四月〜昭和十八年四月・昭和二十三年四月〜昭和二十七年四月千葉弁護士会長（『千葉県弁護士会史』平成7年）、昭和二十八年二月二日登録取消・死亡（『官報』昭和28・3・11）

●「瀬房之助」〔『千葉県議会史』議員名鑑、千葉県議会・一九八五年三月〕

19 安藤國次

●明治二十五年一月二三日生、「出身地」千葉、「事務所」千葉市寒川一六六（『日本弁護士名

簿」昭和6年)、昭和二年三月日本大学専門部法律科卒業(『人物事典』V)、昭和三年一〇月高等試験司法科合格(『官報』昭和3・10・30)、昭和五年一月弁護士登録・千葉(『官報』昭和5・1・27)、昭和一三年九月登録取消(『官報』昭和13・10・10)、昭和一三年九月前橋区裁判所兼前橋地方裁判所検事(『官報』昭和13・9・28、昭和13・9・30)、昭和一五年一月関東地方検察局検察官(『官報』昭和15・1・27、「司法職員録」昭和16年)、昭和一七年一〇月松本区裁判所兼長野地方裁判所松本支部検事(『官報』昭和17・10・26、27)、昭和二一年三月東京控訴院検事・退職(『官報』昭和21・4・2号外)、昭和二一年五月弁護士登録・千葉(『官報』昭和21・6・26)、昭和三七年四月千葉県弁護士会長(『千葉県弁護士会史』平成7年)、昭和五四年一二月一〇日登録取消・死亡(『官報』昭和55・1・23)

●「安藤國次」『大日本司法大鑑』大日本司法大鑑編纂所・一九四〇年七月、後に『日本法曹界人物事典』第5巻、ゆまに書房・一九九五年八月に収録、「安藤國次」『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月)

⑳佐久間和

●明治三〇年一〇月二四日生(『全国弁護士大観』昭和52年)、「出身地」千葉、「事務所」東京市麹町区麹町二ノ一五、「電話」九段九〇〇(『日本弁護士名簿』昭和6年)、大正一三年三月京都大学法学部卒業(『官報』大正13・5・15)、昭和四年一二月高等試験司法科合格(『官報』昭和4・12・21)、昭和五年二月弁護士登録・東京(『官報』昭和5・2・22)、昭和一〇年一月登録換・千葉(『官報』昭和10・11・25)、昭和二八年一〇月登録換・東京(『官報』昭和28・11・11)、平成二年二月一九日登録取消・死亡(『官報』平成2・3・13)

●「佐久間和」『日本弁護士大観』国際聯合通信社・一九六二年二月、「佐久間和」『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月)

㉑江平重雄

(東京参照)

㉒後藤信夫

●明治三一年五月二一日生、「出身地」福岡、「事務所」東京市下谷区仲御徒町三ノ二七、「電話」下谷七七六九(『日本弁護士名簿』昭和6年)、大正一五年三月明治大学法学部卒業(『全国弁護士大鑑』昭和52年)、昭和二年一二月高等試験司法科合格(『官報』昭和2・12・26)、昭和三年一月弁護士登録・東京(『官報』昭和3・2・3)、昭和四二年四月東京弁護士会長(『東京弁護士会百年史』昭和55年)、平成三年一月八日登録取消・死亡(『官報』平成3・12・11)

●「後藤信夫」『日本弁護士大観』国際聯合通信社・一九六二年二月、「後藤信夫」『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月)

㉓石井市次

●「出身地」千葉、「事務所」匝瑳郡八日市場町イノ二五九九(『日本弁護士名簿』昭和7年)、明治四二年一二月弁護士試験及第(『官報』明治42・12・4)、明治四三年一月弁護士登録・千葉(『官報』明治43・1・20)、昭和一七年二月九日登録取消・死亡(『官報』昭和17・3・13)

●「石井市次」『房総 町村と人物』多田屋書店・一九一八年六月)

㉔清小平吉

●明治元年五月生、「出身地」千葉、「事務所」千葉市千葉一三三六、「電話」千葉三三三(『日本弁護士名簿』昭和7年)、明治二四年七月東京法学院卒業(『房総 町村と人物』大正7年)、明治二七年一二月弁護士試験及第(『官報』明治27・12・8)、明治二八年一月弁護士登録・千葉(『官報』明治28・1・24)、昭和一〇年一月二〇日登録取消・死亡(『官報』昭和10・11・25)

●「清古平吉」『房総 町村と人物』多田屋書店・一九一八年六月)

㉕押垂良司

● 「出身地」千葉、「事務所」東京市本郷区真砂町三六、「電話」小石川二六一〇（日本弁護士名簿）昭和15年）、大正九年一月二月弁護士試験及第（官報）大正9・12・14、大正一〇年一月弁護士登録・東京（官報）大正10・1・31）、昭和一七年七月二八日登録取消・死亡（官報）昭和17・8・11

九 おわりに

本資料集は、増田が企画編集した。本稿における意見にわたる部分は、個人的見解であり、文責はすべて増田が負うものである。

資料の調査収集、電磁ファイルの作成は、次の通り、増田、紺谷、矢野の協力によるものである。作成した電磁ファイルは、総て増田が校訂した。

「一 はじめに」、「二 陪審公判一覧表」、「三 陪審公判始末簿・刑事統計年報から見た陪審裁判」、「六 新聞報道に見る陪審公判」、「八 陪審公判を担当した判検事・弁護士の閲歴」、「九 おわりに」は、増田が執筆し、電磁ファイル化した。なお、「四・五・七」の資料紹介の前書・注も、増田が執筆した。

「三 陪審公判始末簿・刑事統計年報から見た陪審裁判」の作成に用いた資料の陪審公判始末簿・刑事第一審公判始末簿は、増田が閲覧謄写申請をし、横浜・さいたま（旧浦和）地方裁判所は増田・紺谷がデジタルカメラで撮影した。なお、刑事統計年報は、横山の協力により複写を収集した。

「四 陪審説示集・問書集に見る陪審公判」は、資料は増田が準備し、矢野ゼミ生が電磁ファイルを作成した。

「五 刑事判決書」は、増田が閲覧謄写申請をし、横浜・さいたま（旧浦和）地方検察庁分は増田・紺谷がデジタルカメラで撮影した。そして、紺谷が横浜、増田が浦和における刑事判決書の電磁ファイルを作成した。

「六 新聞報道に見る陪審公判」に用いた資料は、主として新聞報道であるが、その調査は、横山・増田が、国会図書館・横浜市立中央図書館において行った。その外、増田・紺谷が国会図書館・神奈川県立図書館・浦和市立図書館で調査収集し、それらの補充調査は、増田が国立国会図書館で行った。

「七 陪審裁判に対する判検事・弁護士の感想」の資料は、増田が準備し、矢野および矢野ゼミ生が電磁ファイルを作成し、追加分を増田が電磁ファイルを作成した。

「八 陪審公判を担当した判検事・弁護士の閲歴」の資料は、増田が国会図書館・千葉県立図書館で調査収集し、増田・紺谷が神奈川県立図書館・浦和市立図書館で調査収集した。